池田輝政等を以て南宮山に備へ、水野勝成等を以て大垣に備へ、家康自ら麾下の士を率ゐて中軍となる、總軍凡七萬五千人、此日黎明家康諸軍を督して桃配野に到り、更に進む中里許、東西の軍關ヶ原に逢ふ、西軍の諸將等東軍の近づくを見、誘致して之を夾擊せんとし、未だ戰を開かず、會々德川忠吉、井伊直政と共に兵三百を率ゐ、福島正則の陣を輪えて進み、島津義弘の陣を冒す、本多忠勝又鄂で到り敵の側面を衝く、義弘、小西行長等壓戰頗る勉む、時に宇喜多秀家、正則を擊ちて稍々之を卻く、正則兵を勵まして殊戰す、既にして黑田長政等來り救ひ兵を合して奮鬪し、石田三成の部將島津豫藤、藤堂高虎、山内一豐等又進んで大谷吉隆と戰ふ、吉隆健鬪、勝敗いまだ決せず、時に小早川秀秋、兵八千を以て家康に反應し、急に吉隆の右へ迫る、並に於て家康諸軍に令し、鼓噪して齊しく進ましむ、擊天地に震ひ、西軍大に動く、家康之に乘じ擊て秀家を走らし吉隆を斬り、更に諸軍を合して三成を夾擊し之を破る、義弘亦利を失ひて東南に走り、長東正家、長曾我部盛親等皆潰ゆ、西軍悉に大敗す、東軍勝に乘じて追擊し首を斬ること四萬餘級に及ぶ（關原軍記）平々の後家康は三成、行長、惠瓊等を捕へて斬に處し、長東正家は自盡したるを以て、三成等と共に之を三條橋に梟し、秀家を八丈島に配流し、輝元の舊封の内八州を削り、防長二國を與へたり、義弘は薩國を衝て木國薩摩に歸り、兄龍伯に依り罪を謝し、景勝亦秀康に就きて降を請ひ、伏見に到りて謝罪せしを以て共に赦免せられ、義弘は舊領を安堵し、景勝は封を米澤に轉じ、僅に三十萬石を給與せられ、佐竹義宣も亦三成に內應せしを以て封を削りて秋田に移さる、此に於て諸侯皆德川氏に感服し、天下の權全く家康の手中に歸す（德川實紀、日本戰史關ヶ原役）

**セキグチリウ** 關口流 關口氏心の創めたる柔術の流派、又新心流といふ○氏心は、八郎衛門と稱す、後ち柔心と改む、其祖今川家の族なり、幼より刀槍及び柔術を好み、各其妙を得、初め江戸に住して名あり、本多家に仕ふ、後ち紀伊大納言頼宣の召に應じ和歌山に赴く、將軍家光其藝を見んとして江戸に召す、三子あり、長は八郎左衛門氏英、次、萬右衛門氏業、頼宣に仕へ五百五十石を食む、次、萬右衛門氏英、次、彌太郎氏曉、皆其妙旨を得、氏業の子氏運、氏業の門人遠川伴五郎遠川流を創む（武術流派源流）

**セキケイ** 石磬 樂器の一種、玉或は石を以て作る、法隆寺古今目錄に石磬とのみ見えたれど、何の樂に用ひしか詳かならず、雅樂部現在に、大磬（調子之磬、形似、寧館）以玉石爲之」とあり（樂器考）

**セキジヤウ** 關城 （新撰常陸國風土記）常陸國常陸郡關館村、村の南端大寶湖中に突出せる高燥三角形の地、東南は沼水に臨み、北は一帶の土壘を以て耕地に接せり、地形（新撰常陸國風土記）關城家始めて築く、關氏は藤原秀郷七世の裔太田大夫行政より出づ、政家は即ち其子なり、下總國大方常陸國關の二所を食み、大方次郎と稱す、其子後平始めて關に居す、因て關と稱す、其孫政泰寶治元年鎌倉に在り、府下緋縅して止まず、幕命を以て國に就く、途に妻兄三浦泰村誅せらるゝを聞き、死を遂れざるを知り、其子森綱と潛に謀り、泰村に從て自殺す、臣屬關に在る者變を聞き城に歸る、小栗重信火を放て攻陷す、其子政經結城に逃る、其子政祐關城に復歸す、子宗祐義を唱へて其城に據る、北島親勝鹿島浦に源著したる時、宗祐を始め、小田、伊佐、下妻、眞壁諸氏と共に、之を小田城に迎へ入る、既徒佐竹結城等と戰ふ、興國元年豐英親王小田城に入る、春日顯時、一條具信、唐橋經泰等供奉す、親房關城に移り住す、四年結城佐竹相馬の賊兵、小田關城を圍む、顯時高師冬大軍を率ゐて來り救む、小田治久賊に降る、師冬小田佐竹を先鋒として關城を圍む、宗祐其一族と義を守て防戰すと雖も、衆圍の官軍或は戰死し、或は賊に降り、存するもの當城のみなりしを以て、長禎憲さ城陷り、父子遁に節に死す（新撰常陸國風土記）

**セキシヨフダ** 關所札 關所通行の札を云ふ、通所（クヮンショ）、セキ」を見よ。

**セキリウウライ** 尺素往來 （東京圖書）一卷 （內閣文庫）本書上卷に小朝拜、三節會、御所的、聖廟法樂、靈符、新茶、諸書、四足二足、調味、名物、園菓、將碁、加茂祭、桂里離師、祇園御靈會、馬、弓、里內、鍛冶、勸進、手師、書籍、蹴鞠、犬追物、舞樂、神樂、下卷に神祇樂種、地藝、祐法御新、本領、相論、九重名、成敗、武官、僧官、二十二社、四個大寺、八宗、佛說法次第、三國五山、七堂會下、新命入院、前裝、山水立石、器財、畜錄、僧具、名筆掛幅、屏風障子、繪具、講會、朝、點心、時食物、茶子、菓子、布施物、茶毘、忌日、盆幕等の文を載す（東京圖書）一條家其八群書一覽）

**セキタイ** 石帶 「イシノオビ」を見よ。

**セキタカカズ** 關孝和 （宗教）通稱は新助、孝豐また自由亭と號す、法名法行院殿宗證日心大居士（新撰常陸國風土記）郡左衛門の養子、實は內山永明の子（日本人）寛永十九年三月上野國藤岡に生る、後ち幕府に仕へて勘定吟味役となり、尋で御納戸組頭となり、三百石を領す、孝和幼にして頴敏、能く數術を知る、年甫めて六歲の時、他人の布算を見て、一々その誤謬を指示したりしかば、衆驚歎して神童と稱したり



といへり、はじめ幾多高原吉種に受け、長ずるに及び天然の偉才を以て大に數理の微妙を極め、前人未發の術理を發見せる事甚だ多く、遂にこれを編めて數百卷を成す、時人算聖と稱せり。寶永五年十月廿四日歿す、年六十七、江戸牛込の寺町淨輪寺に葬る（（新撰）弧背率解、大成算經、規矩要明算法、勾股通等諸解、算法得失校書、算法括要、同演段大成、垜積術解、諸角術、別脫等（大日本數學史）

**セキヅル** 彌弦 弦の一種、とすれを引きて、絹糸に卷き、柿しぶを引き、其上を漆にて塗りたる弦を云ふ、射しめてせき弦にしたるを「しめせきづる」と云ふ、軍陣に用ふ、又伊勢國國綱より出づる弦なも云ふ、然れども彌弦とは全く別なり、彌弦のせきはせきとめる意にて、彌の義にして製法より名づけしなり、眞丈絲弦に、せき弦のせきと云ふ詞は、弦のこしらへ樣也、闕と云ふ所の名を以て云ふにはあらず、弦をせくと云ふ詞の、せくはふせぐ心也、弦に絹糸を卷きてひねりめのもどるをふせぎ、雨露にぬれて腐る故に、漆にて塗りて防ぐ心也、されば彌弦と書く也」と云へり、

**セキテン** 釋奠 「シヤクテン」を見よ、

**セキハイラウ** 夕拜郎 （五位藏人の唐名、後漢書に、漢官儀曰、黃門郎（藏人の職）屬黃門令、日暮入劍、青瑣門、拜名曰、夕郎」云々、事物紀原に、溪給事中、故事每日暮時入對、青瑣門、拜、故謂之夕拜、赤綬之夕郎」云々」とあり、「クラウドドコロ」參照、

**セキハツトウリクワ** 赤白桃李花 （樂名）唐樂、黃鐘調甘一曲中の一、一名桃李花と稱す、又「サタハカ」といふ、新樂にて中曲○序二帖八後拍子）破六帖各八拍、舞者六人、舞女十二人、答舞登天樂（地獄源流）もと紋女の舞にて、三月曲水の宴に此曲を用ふ、始め舞ありしかど、後ち絶えたるなり、內教坊此曲を奏し、央宮樂の舞を倣へり、眞保親王請に依れば、伊勢巢房といふもの、桃李の花盛なるとき此曲を奏せし由見えたり、起原傳來共に詳かならず（總樂志、歌舞音樂略史）

**セキブネ** 關船 船の一種、軍船にて艨艟五十五挺より七十五挺までのものをいふ、其船も亦司赤關關の間に在りて、常に九州渡海の用を爲せり、故に此名あり、後には其所の船にあらざれども、總て關船といひたるなり（兵守微船錄、自義、海軍治革）

**セキモン** 責問 江戸時代に行ひし拷問の一種、又牢問とも稱す、笞打、石抱、海老責等をいふ、各條（ガッカモン）參照

**セキリウ** 關流 關文信の創めたる砲術の流派をいふ○文信は八左衛門と稱す、上杉の家臣土屋豐前守に仕ふ、砲術を好み、丸田九左衛門盛次に從つて奧義を得、遂に一流を創む、子孫其術を傳承す（武術流派錄）

**セケンソウカウ** 世間僧綱 坊官の望が僧綱に成りたるを云ふ、又里僧綱とも云ふ（守官抄、僧官考）

**セシン井ンサキノクワンバク** 是心院前關白 二條師良（ニデウモロヨシ）を見よ、

**セジヤウ** 軟障 帷幕の如き物にて壁にたてつ引くものを云ふ、「セザウ」、「センジヤウ」、「センザウ」とも訓めり、河海抄に、軟障、有圓蓋松也、蓋高松歌障、堂上立、軟障、堂下引、儀、又堂下有立軟障、內宴妓樂之時云々、源氏水蘭抄に、軟障障子、代々用之、唐綾にて張る、微細にて巡りて構ふ、又註に、殿上の引物也、白絹に松を繪に畫く、高松と號する也」とありて、何れも松に梅とか、或は松に櫻とか、或は松に竹とかの繪を畫きたり、

**セゼノシロ** 膳所城 （所在）近江國滋賀郡膳所村（地形）慶長六年徳川家康大津城を此地に移し、戸田一西を封ず、奧地志略に大津口勢多口に門を構へ、中間を膳所城下と云ふ、西に相坂の險路あり、東に勢多の大河、後は湖水なり、軍學流の所謂後堅固の城なりと云へり、一西の子氏鄕、元和三年攝津尼崎へ移封、水多康俊之に代り治す、同六年三河西尾へ移封、菅沼定芳之に代る、寛永十一年手定昭丹波亀山へ移封、石川忠總代り、慶安四年康勝伊勢に移され、同年四月本多俊次復封、六萬石を食む、子孫世襲して明治維新に至る、同三年城を毀つ（近江輿地志略、同名勝案內、明治政覽）

**セゼヤキ** 膳所燒 （名稱）近江國滋賀郡膳所にて製出する陶器（地形）寛永年間膳所の城主石川忠總、點茶の宗匠小堀政一の教示に隨て、工人に命じて茶壺を造らしむ、その實茶褐色にして黑釉を施す、或は高取燒、丹波燒等に似たるあり、但土質の重濁なると釉水の精製なるとを以て異なりとす、其製する所は獨茶器に止る、忠總卒して後ち黑廢す、然れど小窯を以て尙ほ雜器、茶壺等を製出するといふ（工藝志料、古今陶變攷）

**ゼリク井ンニフダウ** 是足院入道 柳營屠賀（クシヤタカヨシ）を見よ。

**セリンジリウ** 世尊寺流 藤原行盛の創むたる入木道の一派、後ち行成の祖父は攝政伊尹にして、一條の北大宮の西に住せり、此の地に代明親王の第宅にして、伊尹の妻は代明親王の女なれば、保光と共に其宅に住せしが、後ち宅內に寺を建立したり、西七宅（行成の母ほ保光の女なるを以て、其邸宅を惟

領し、更に長保三年二月行成世尊寺の堂を造營供養したり、後ち子孫代々之に居住せしを以て、終に世尊寺を以て氏と稱するに至りしなり、行成は義孝の子にして、祖父伊尹に娶はれ、累進して權大納言に至る、最も書法に長じ、冷泉・円融・花山・一條・三條・後朱雀・後冷泉・後三條・白河・堀河・鳥羽・崇德・後白河・二條・六條・高倉・後鳥羽・後堀河・後嵯峨・後深草・亀山・後宇多・後伏見・後二條・後醍醐・光厳・後村上・後円融・後小松・後花園・後土御門・後柏原・後奈良・後陽成・後水尾・後光明・後西・霊元・東山・中御門・桜町・桃園・後桜町・後桃園・後光格・仁孝・孝明・明治・大正・昭和の歴代天皇に仕へ、正二位權中納言に至る、藤原佐理等と名を齊うす、はじめ小野道風の筆勢を慕ひたりしが、又我様を書きて遂に一派を開き、我國に於ける入木道の特色とも稱すべき草假字を大成したり、之を續蹟とも云ふ、而して其子孫また相繼きて書を能くし、家の風を繼ぎ傳へたれば、世に之を家蹟と稱したりき、平安朝時代の末より鎌倉時代のはじめにかけて、世尊寺流の書風普れく世に行はれしが、年序を經るに從ひ精々筆力衰ふるに至りしと雖も、八代の孫行能の出づるに及びて、再び之を中興せり、十一代の孫行房の時、延元二年三月六日金崎城にて戰死し、一時絶えんとしたりしを、其弟行尹北朝に仕へて、更に世尊寺の流を繼きたり、十七代の孫行季、享保二年に薨ずるや、其嗣なかりしを以て、此流遂に斷絶す、後奈良天皇深くこれを惜み、持明院家に世々世尊寺家の門弟なればとて、持明院基春に命じ、世尊寺の跡を繼がしめらる、これより其家にて公事の書役を勤むる事なほ世尊寺の如くなりしといへり、茲に至りて世尊寺流亡びて持明院流(後なるに至れり、本流より出で、別に一派を爲したるもの、法性寺關白忠通、大乘院宮尋覺法親王(青蓮院流)、持明院基春(持明院流)とす、いま世尊寺家の系統を擧ぐれば左の ごとし、

「ゲミヤウキンリウ」「フヂハラノユキナリ」「ニフヂタダウ」參看(大鏡、百練抄、今昔物語、山城名跡志、大日本史、雲窓雜載)

○行成——行經——伊房——定實——定信——伊行」



伊經——行能——經朝——經尹——行房——行實

定成——行伊——行忠——行俊——行豐——行高——行季

**セタノコホリ　勢多郡**　所屬國上野國　起源孝謙天皇天平勝寶元年の紀に始めて見えたり　沿革(傳名抄に、深田、田邑(タムラ)芳賀(ハガ)桂萱(カイカセ)眞壁(マカベ)深澤(フカザハ)時澤、藤澤(フヂサハ)の九郷あり、元祿國勢田に作り、天保國勢多に改む、明治十三年南北二郡に分ち、同廿九年北勢多を利根郡に編入す(傳名抄、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

**セチエ　節會**　參考(朝廷にて、節日に饌を賜ふ事なり、節日とは節日の集會を云ひしが、此の日に朝廷より饌を賜ふより、後には饌を賜ふ事を云ひ、饌なき日は節會と云はざるに至れり　種類大饗、中饗、小饗の三種あり、即位、拜賀等を大饗といひ、上下禮服を著す、白馬、端午、豐明等の諸節會を中饗といひ、月次、月次以上これに預る、元日、踏歌等の諸節會を小饗といひ、大夫以上これに預かる、中饗小饗には皆常礼を著用す、又別に任大臣節會あり、大臣補任の時饌を賜ふなり、各條を參看せよ、

**セチゲノダイジン　節下大臣**　大臣會御禊の時饌を賜ふなり、各條を參看せよ、

**セチゲノ　摂家**　參考(摂政關白たるべき家柄を云ふ、即ち藤原氏の一族なる近衛、九條、一條、鷹司の五家是なり、故に又五摂家とも云ふ　沿革(藤原良房、人臣を以て始めて清和天皇の摂政となり、爾來其子基經、陽成天皇の摂政となりしより以來、其任を他氏に委ねず、他氏も亦藤氏と競爭する勢力なかりしが爲め、摂政の任は遂に藤氏の私



物、遂に陽門南去十九丈、立三節旗、南去一丈、立節下大臣樣云々とあり、

**セツカイ　絶海　雪荷派**　中津(チユウシン)を見よ、吉田六左衛門藤勝の創めたる弓術の流派○藤勝は雪荷と號す、因てこの名あり、出雲守重高の弟、射術に達し射を善くす、切め丹後田邊に住す、子孫藤家家に在り射術を傳ふ、其門に森刑部直義、鳥居佐五右衛門勝正、共に秘訣を傳ふ、按ずるに藤勝の生年月詳かならざれども、父重政が戰國時代の人たるによりて考ふれば、蓋し安土桃山の兩時代より江戸時代のはじめにかけて名ありしものなるべし(武藝小傳、武術流祖錄)

**セツク　節供**　佳節の供物を云ふ、俗に節日を云ひて節句と書けるは誤なり、正月七日(人日)三月三日(上巳)五月五日(端午)七月七日(七夕)九月九日(重陽)をいふ、これを五節句と稱す、又一月は七種の節句、三月は桃の節句、五月は菖蒲の節句、七月は七夕祭、九月は菊の節句ともいへり、江戸時代は、八月一日を八朔と稱し、五節句同樣の式日とせり、詳しくは各條につきて見るべし、

**セツクワイタン　石灰壇**　イシバイノダンとも見よ、

**セツクワン　摂官**　職掌、按察に同じ、樞内なるを以て名を分つのみ、アセチ參看(禮記)

**セツケ　摂家**　參考(摂政關白たるべき家柄を云ふ、即ち藤原氏の一族なる近衛、九條、一條、鷹司の五家是なり、故に又五摂家とも云ふ　沿革(藤原良房、人臣を以て始めて清和天皇の摂政となり、爾來其子基經、陽成天皇の摂政となりしより以來、其任を他氏に委ねず、他氏も亦藤氏と競爭する勢力なかりしが爲め、摂政の任は遂に藤氏の私





する處となり、人も亦之を怪まざるに至れり、而して基經の長子時平は左大臣に任じ、氏長者たりしも、子孫顯達せず、四子忠平其後を承けて摂政關白太政大臣に歷任して榮達したるが爲め、藤氏の嫡流氏長者は其流に歸し、交々摂政の任に當る事となりたり、爾來長幼の序を追ひて、摂政關白たるものは嫡流となり、氏長者たり、なほ摂關たるものは獨り人臣として最高のみならず、藤氏の家領及び殿下渡庄以下を領有するを以て、顯貴富有の二を併せ得たり、故を以て競うて其女を納れて皇后となし、其所生を立てゝ、皇位を繼がしめ、己れ外祖の地位に居りて、摂政關白たらん事を圖り、兄弟相背き叔姪相爭ひしこと少からず、忠平の孫頼忠の子公任大納言に止まり、叔父師輔の子伊尹、兼通、兼家、摂關長者となり、嫡流は師輔の家に歸す、伊尹兼通の子顯達せず、兼家の子道隆道兼道長皆摂關となり、嫡流は道長に歸せり、道長の二子頼通教通傳遷せしが、頼通の子師實摂關となり、子師通孫忠實に傳ふ、忠實の長子忠通關白氏長者となる、忠實深く次子頼長を愛し、忠通の氏長者及び渡領を奪うて頼長に與ふ、摂關と氏長者此時始めて分る、保元の亂起りて頼長敗死し、忠通の子基實摂關氏長者となる、基實廿七歳を以て薨じ、其子幼冲なるを以て、弟松殿基房摂政となる、時に平清盛の女基實の後室となり、基通の繼母たり、故を以て氏寺社領、勧學院渡庄のみにして、其他の所領を基房に讓らず、此れ所領分割の始めなり、治承三年清盛事を以て基房を流し、基通を摂政となし、藤氏所領殘る所なく、悉く基通に傳へたり、此時叔父右大臣兼實摂政たらんを望みしか、得ざるを以て、頗る不平なり、後ち平氏亡び、源頼朝勢を得るに際し、諸侯能によりて頼朝の武力を頼み、摂關たち、




んを望み、魅めて頼朝の意を迎へ、文治元年基通義經の頼朝追討院宣を執奏するや、兼實之を非としたり、頼朝終に之を口實とし、基通の摂政を停め、兼實を摂政とし、併せて藤氏家領を兼實に附せんことを請へり、後白河法皇之を許し給はず、是に於て藤氏の嫡流終に兩分せり、既にして兼實摂關氏長者となり、子良經孫道家に傳ふ、道家の三子、教實(九條)良實(二條)實經(一條)順次摂政關白たり、是を九條二條一條の三家の祖となす、然るに良實は事を以て道家の愛を失ひしが爲め、道家は所領を分ちて教實、實經に讓り、また文書雜記を併せて實經に附し、良實は之に與かるを得ざりき、是に於て摂家三流となる、會々道家の子頼經、北條氏を倒さんが爲に謀りて成らず、茲に於て北條氏を倒さん事を謀りて成らず、茲に於て北條氏は道長に歸せり、道長の二子頼通教通傳遷せしが、頼通の子師實摂關となり、子師通孫忠實に傳ふ、忠實の長子忠通關白氏長者となる、忠實深く次子頼長を愛し、忠通の氏長者及び渡領を奪うて頼長に與ふ、摂關と氏長者此時始めて分る、保元の亂起りて頼長敗死し、忠通の子基實摂關氏長者となる、基實廿七歳を以て薨じ、其子幼冲なるを以て、弟松殿基房摂政となる、時に平清盛の女基實の後室となり、基通の繼母たり、故を以て氏寺社領、勧學院渡庄のみにして、其他の所領を基房に讓らず、此れ所領分割の始めなり、治承三年清盛事を以て基房を流し、基通を摂政となし、藤氏所領殘る所なく、悉く基通に傳へたり、此時叔父右大臣兼實摂政たらんを望みしか、得ざるを以て、頗る不平なり、後ち平氏亡び、源頼朝勢を得るに際し、諸侯能によりて頼朝の武力を頼み、摂關たち、

○良房——基經——時平(左大臣)——忠平(左大臣)——實頼(小野宮)——師輔(九條)——伊尹——兼通——道隆——道兼——道長——頼道——師實——師通——忠實——頼長(氏長者)

師通——忠實——忠通——基實——基通(後鳥羽)——家實——兼經(近衛)——兼平(鷹司)

基房(後鳥羽)——師家——兼實——良經——道家(九條)——教實(九條)——良實(二條)——實經(一條)

木曾義仲の力を借りて摂政となり、兼實の頼朝の力を借りて摂政となりしが如き是なり、即ち摂政家自ら分立して、自然に武家をして關治せしむるに至らしめたるなり、「セツシヤウ」參看(史學雜誌「五摂家分立を論ず」)今左に分流ならびに摂關の系圖を示す、各家の系圖は各其條に示せり、各條參看すべし、

○良房——基經——時平(左大臣)——忠平(左大臣)——實頼(小野宮)——頼忠——頼長(氏長者)——師輔(九條)——伊尹——兼通——道隆——道兼——道長——頼道——師實——師通——忠實——忠通——基實——基通(後鳥羽)——家實——兼經(近衛)——兼平(鷹司)

基房(後鳥羽)——師家——兼實——良經——道家(九條)——教實(九條)——良實(二條)——實經(一條)

**セツコウ　雪江　絶戸田**　宗深(ソウシン)を見よ、

**セツコデン**　參考(王朝時代死亡に因りて戸口の絶えたるが爲め、其所主を失ひたる田をいふ、國令義解に、凡給園地者云々、若絶戸還公(朝供下條)、義解、園地、即地主存日費飲者不可還還、其戸內所貸有二人等者、不別親疎、不爲絶戸也)、喪葬令義解に、凡身喪戸絶無親者是別戸之內、雖無五等以上親者也、即雖有親而非戸令分財色者、不可得分、使其營墓功德、不得四隣五保也)所

シ有家ノ私財・及宅資、西隣五保共爲檢校、財物巻、
盗功錄、其家人奴婢者流爲其人、背亡人春日處分狀、
驗分明（明證驗不相須一也、實雖無證人、而亡人擧
記是歷檢、及牽書記不在、前證人分明者、並不
用此令）者不用此令ことあり（問題出題紀原詳
かならず、清和天皇貞觀中、絶戸田を隱領する者を
罪に科し、絶戸田を顯申する人には、三箇年間、半地
子を免じ、其田を耕食せしむる事に例定したり（令義
解、政事要略、田制篇）

**セツサク・シユウ　節朔衆**　番衆（バンシユウ）を見よ。

**セツシウ　雪州**　名は等楊、雪舟、備
後雪舟、米元山主、鳳機齋、雪谷等の號あり、俗姓は
小田氏（備中國都宇郡赤浦の人、幼時同國寶福
寺に入りて僧となる、天性畫を好みて、經卷を事とせ



山口常榮寺所藏（史料編纂掛寫眞集）

ず、師曾これを戒むること數度に及ぶも聞入れざり
しかば、つひに其意に任すに至れり、幾干ならずして
其畫竹ち妙境に達せり、壯年に及びて京都に至り、相
國寺に入りて洪藻禪師の弟子となり、又鹿倉に至り
建長寺の玉隙永璵に就いて學ぶ、永璵、雪舟の爲に瀟
湘夢記を作りて、これに與ふ、爾來之を以て其別號と
爲したり、雪舟の號は、好みて昔賢の墨蹟を集めし
中に、寒石老人の書せし雪舟の二大字ありしを愛し、
遂に號と定めたりといふ、應仁二年足利氏の遣明船
に從ひて（清啓正使として赴きしときの事なり）明に
入り、名山大川に遊びて、大に氣宇を闊き、特に四明
山に登りて天童第一座となれり、雪舟の明に在るや、
當時の能畫を求めて師となさんとせしに、意に適す
るものなかりしかば、明國名勝の地、山川草木をもて
我師となし、激勵怠らず其技大に進むことを得たり、
明の君臣共に其畫を賞し、ついに勅をうけて禮部院
の壁に描く、以て雪舟の畫が、如何に彼國において
用ひられしかを知るに足るべし、又明人の請に應じ
て、本朝の富士、三保、清見の三絶景をえがきしに、當
時の鴻儒廣仲和、贊を其上に加ふ、贊に曰く、巨峰稜
層氣海湧、扶桑堆作土天樓、君等六月常留雪、勢似
晉臨直過氏、名刹雲連清建古、虛空歷遠老蘿栖、幾
風吾欲東遊去、特到松原寫羽衣と、而して圖二幅あ
り、一は明にとゞめ、一は雪舟携へて歸朝せり（こ
の幅元京都の妙心寺にありしが、其後いつしか隱本
の細川家のものとなれり）又雪舟この圖をつくる時、
何心なく寺山列樹の間に塔をえがけり、歸りて清見
寺を過ぐるに塔なし、雪舟其畫の虛談になれるを惜
み、遂に資をあつめて、寺より十八町ばかり隔りた
る所に塔を建立す、其方角にて、恰も當て描きたる
地位によく協ひたりといふ（この塔天明中燒失せり）
雪舟の畫事に無心なる概ね此類なり、雪舟明にとゞ
まること三年にして歸朝し、豐後府内の西北一隅に
一小樓を起し、天開圖畫樓と名づけ、東福寺の僧了
菴（桂悟）に請うて、其記をつくらしむ、其後周防の
山口なる天花山下の雲谷寺に住し、雲谷と號し、又
雲谷軒とも號せり、後山口を去りて、石見の益田氏（吳
藤郡）萬福寺の大喜菴に移住し、この所に歸して、永
正三年八月八日年八十七にて遷化す（一說に、宗長
備中國後月郡大月山惠源寺に住し、この寺にて遷化
せしともいへり）雪舟は、常に顧秋月、常牧豬のあ
とを慕ひしと雖も、その畫の妙處に至ては、これを
天性に得、古人の糟粕を踏まずして餘に一家をなせ
り、歸朝後は、ことに水墨を好み、筆力豪放にして、おもひ至
らぬ隈なきが如し、雪舟の門より秋月、宗淵、周耕、
楊月、周徳、楊門、雪澗の徒いづ、されども皆染門
にして、俗人にあらず、さはいへ雪舟の畫法は、い
たく當時の人の嗜好にかなひしかば、其畫風を慕ひ
學ぶもの多くして、つひに雲谷派と稱するに至れり、
（「サンコクハ」參看（横井博士日本繪畫史））

**セツシヤウ　攝政**　名は編天皇御幼冲の時、
天皇に代りて萬機の政を總覽する人、攝政、執柄、博
陸、太宰、大蔵、納言、貢奏、殿下、案密、垂衣、曲
阜、周公、虞舜とも稱す、大臣たる人多く兼任す、又
女帝の時にも之を置く、攝政は關白と似たれども、
亦大に異れる所あり、天皇に代りて宸筆の宣命を書
し、叙位除目申文に名字を書せず、例を用ふる例なり
（問題出題紀原抄に、凡此職者、異朝唐堯時、舜摂
爲攝政、殷湯以三伊尹、爲二阿衡一（當攝政也）周成王幼
即位、叔父周公旦攝政、是今攝政之儀也、漢昭帝又幼
即位、博陸侯霍公率二武帝遺詔一攝政、知二周公旦故事一、
然乃以二周公旦霍光一爲二鑑誡一、是也）とあるにて、支那
に於ける其起原を知るべし、我邦にては仲哀天皇崩
後、神功皇后三韓征服の後、應神天皇幼冲なりしを





以て母后攝政し給ふ、推古天皇の時廐戸皇子、齊明天
皇の時皇太子中大兄（天智天皇）攝政たり、俱に女天
皇たりしによるなり、文德天皇の後、清和天皇九歲に
て即位し、外戚太政大臣藤原良房を以て天下の政を
攝行せしむ、是れ人臣攝政の始なり、清和天皇貞觀十
八年位を陽成天皇に讓る、又幼冲なるを以て、前代
の例により右大臣基經を攝政となす、爾來自ら職名
の如くなりて、幼冲天皇即位の始めには、攝政を置
きたりしが、藤氏の勢力强大なりし結果、其任遂に
藤氏一族の私する處となれり、御元服の後は攝政を
罷めて關白となす、之れを攝政復辟（奏）と云ふ、又天
皇御成長の後御病氣となり、或は他の事情ある時は
政務儀式の中、或る部分を攝政に准じて行ふべき宣
旨を下さゝることあり、三條天皇の時に、内豎藤原
道長、高倉天皇の時關白基房、後鳥羽天皇の時に關
白兼實に准攝政の詔を下したるの類なり、攝政は正
官にあらざるを以て、必ず大臣の兼ねる所にて位署
に加署せざりしが、後には正官の如くなり、早に此
職に居りて位署するに至る、内大臣親通攝政たりし
時始めて位署を加ふ、慶應三年十二月大政の復古す
るに及びて攝政の官を廢したりしが、尋で明治廿二
年十一月皇室典範の發布せらるゝや、新たに、天皇い
まだ成年に達せざる時、若しくは天皇久しきに亘る
の故障により、大政を親らする能はざる時には、皇
族會議及び樞密顧問の議を經て、皇族中より攝政を
置く事を規定せられたり（クワツシツテンパン）、セ
ツケ（參看）○攝政は中世に至り、忠通の長子基實の流
を近衛と稱し、次子兼實の流を九條と稱し、基實の
子基通の孫家實に至り、子兼經近衛を嗣ぎ、次子兼平
慈司と稱す、又兼實の孫道家の子教實九條を嗣ぎ、次
子良實二條と稱し、三子實經一條と稱し、五家互に攝
政關白となりしより、五攝家と稱し、德川氏の學に
至る（「セツケ」參看（書紀、三代實錄、公卿補任、職原
抄、官職要解、攝關補任次第）

| | | | 就職年月日 | 辭職年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 天皇 | 氏名 | 就職 | 天安二、一 | 貞觀二四、九、二 |
| 清和 | 藤原良房 | 天安二、一 | 貞觀二四、九、二 | 元慶四、一二ヶ |
| 陽成 | 同 基經 | 貞觀二四、九、二 | 元慶四、一二ヶ | 天慶四、一ヶ |
| 朱雀 | 同 忠平 | 延長八、九 | 天慶四、一ヶ | 天暦元、五 |
| 冷泉 | 同 實賴 | 安和二、八 | 天暦元、五 | 天禄三、一 |
| 圓融 | 同 伊尹 | 天禄元、五 | 天禄三、一 | 寛和二、六 |
| 花山 | 同 兼家 | 寛和二、六 | 寛和二、六 | 正暦元、五 |
| 一條 | 同 道隆 | 正暦元、五 | 正暦元、五 | 長和五、五 |
| 一條 | 同 道長 | 長和五、五 | 長和五、五 | 寛仁元、三 |
| 一條 | 同 頼通 | 寛仁元、三 | 寛仁元、三 | 寛仁三、三ヶ |
| 堀河 | 同 師實 | 寛徳三、一 | 寛徳三、一 | 寛治三、二ヶ |
| 鳥羽 | 同 忠實 | 嘉承二、七 | 嘉承二、七 | 永久元、三ヶ |
| 崇德 | 同 忠通 | 保安四、三 | 永治元、三 | 大治四、六ヶ |
| 近衛 | 同 忠通 | 永治元、三 | 永治元、三 | 久安六、三ヶ |
| 六條 | 近衛基實 | 永萬元、六 | 永萬元、六 | 仁安元、七 |
| 高倉 | 藤原基房 | 仁安元、七 | 仁安元、七 | 承安二、三ヶ |
| 安德 | 近衛基通 | 治承四、三 | 治承四、三 | 寿永二、三ヶ |
| 後鳥羽 | 同 | 元暦元、正 | 元暦元、正 | 文治二、三ヶ |
| 後鳥羽 | 九條兼實 | 寿永二、三 | 寿永二、三 | 建仁二、三ヶ |
| 後鳥羽 | 九條兼實 | 文治二、三ヶ | 文治二、三ヶ | 建仁二、三ヶ |
| 土御門 | 九條良經 | 建仁二、三ヶ | 建仁二、三ヶ | 建永元、三ヶ |
| 土御門 | 九條兼實 | 建仁二、三ヶ | 建永元、三ヶ | 建永元、三ヶ |
| 仲恭 | 近衛家實 | 承久三、七 | 承久三、七 | 承久三、七 |
| 仲恭 | 九條道家 | 承久三、七 | 承久三、七 | 嘉禄元、三 |
| 四條 | 近衛兼經 | 嘉禄元、三 | 嘉禄元、三 | 嘉禄三、三 |
| 四條 | 九條道家 | 嘉禄三、三 | 嘉禄三、三 | 寛元四、正 |
| 後深草 | 近衛兼經 | 寛元四、正 | 寛元四、正 | 建長四、一 |
| 後深草 | 一條實經 | 寛元四、正 | 寛元四、正 | 建長四、一 |
| 後深草 | 一條實經 | 建長四、一 | 建長四、一 | 建長六、一二 |
| 後深草 | 鷹司兼平 | 建長四、一 | 建長四、一 | 弘安元、一二ヶ |
| 後宇多 | 九條忠家 | 弘安元、一二ヶ | 弘安元、一二ヶ | 文永十一、六 |
| 後宇多 | 一條家經 | 文永十一、六 | 文永十一、六 | 建治元、一 |
| 後伏見 | 鷹司兼忠 | 建治元、一 | 建治元、一 | 永仁六、一二 |
| 後伏見 | 二條兼基 | 永仁六、一二 | 永仁六、一二 | 正安三、一二ヶ |
| 花園 | 九條師教 | 延慶元、八 | 延慶元、八 | 延慶元、一二 |
| 花園 | 鷹司冬平 | 延慶元、一二 | 延慶元、一二 | 應長元、三ヶ |
| 後小松 | 二條良基 | 嘉慶三、四 | 嘉慶三、四 | 嘉慶元、三 |
| 後小松 | 近衛兼嗣 | 嘉慶元、三 | 嘉慶元、三 | 嘉慶二、三 |
| 後花園 | 二條持基 | 正長元、七 | 正長元、七 | 永享四、一一 |
| 後花園 | 一條兼良 | 永享四、一一 | 永享四、一一 | 永享五、三ヶ |
| 後花園 | 一條昭良 | 永享四、八 | 永享四、八 | 寛永六、一二 |
| 後光明 | 近衛基實 | 寛永六、一二 | 寛永六、一二 | 正保四、七ヶ |
| 後光明 | 二條康道 | 正保四、正 | 正保四、正 | 正保四、正 |
| 後光明 | 九條道房 | 寛文三、正 | 寛文三、正 | 寛文四、九 |
| 霊元 | 二條道平 | 寛文四、九 | 寛文四、九 | 寛文八、三ヶ |
| 霊元 | 鷹司房輔 | 寛文四、九 | 寛文八、三ヶ | 元禄二、三ヶ |
| 東山 | 一條冬經 | 貞享四、三 | 元禄二、三ヶ | 正德二、八 |
| 中御門 | 近衛家熙 | 寛永六、六 | 正德二、八 | 享保元、一二ヶ |
| 中御門 | 九條輔實 | 正德二、八 | 享保元、一二ヶ | 寶暦元、二ヶ |
| 桃園 | 一條道香 | 享保元、一二ヶ | 寶暦元、二ヶ | 安永元、八 |
| 後櫻町 | 近衛內前 | 延享四、正 | 寶暦元、二ヶ | 安永元、八 |
| 後櫻町 | 九條尚實 | 寶暦元、二ヶ | 安永元、八 | 天明元、二ヶ |

今上　二條青蚨　慶應元年
表中（カ）は關白に轉じたる符號　慶應元年

**セツシヤウケマンドコロノクダシフミ**　攝政家政所下文　攝政家の政所より下す文書を云ふ、昔に攝政家政所下と書し、末の上段には、別當以下上家司署し、下には下家司署列す、此他關白家、大臣家、將軍家政所の下文も此式と一樣なり、

**セツリン**　雪村　名醫　名は周繼、通稱は雪村、如圭、俊晉齋、鶴仙老等の號あり、在俗の時名を平藏といへり、常陸國部垂村田郷の人、其父庶子を愛して雪村を廢せんとせしかば、薙髮して書畫宗の禪僧となる、性靈を嗜む、はじめ周文の筆意を慕ひ、中頃雪舟の筆意を學ぶ、因りて周雪の二字を取りて、周繼雪村といへり、晩年畫法熟練するに從ひ、新意を出して、遠く宋元名家の畫法を學び、遂に一家を爲す、而して其物を描くには、唐紙を用ふる事稀にして、那須紙を料紙となしたり、世に雪村紙と稱す、最製紙に長じ、彩色これに次ぐ、然れども、雪舟の精巧にして氣韻あるに及ばずといへり、晩年詳かならざれども、長壽にして元龜の頃まで存生ぜり（扶桑畫人傳）

**セツタウ**　節刀　名產　天皇より將軍出征の時に賜はる刀を云ふ、卽ち關外賞罰の權を附與する標なり、節は符節なり、軍防令に、凡大將出征、皆授二節刀一、義解に、凡節者、以二毛牛尾一爲之、使者所擔也、今以二刀劍一代之、故曰二節刀一、雖二名實相異一、其所用者一也と云へり、節刀は凱旋の時、必ず朝廷に返し奉るなり、節刀につきては古來より說ありて、太刀と同じとし或は別としたり、然れども天德紀に節刀四十餘柄、鎧殿大允藤文紀に、太刀四十八柄と見えたれば、太刀と同じものにて、四十柄ありしこと明なり、其一の破敵は大將軍を遣はす時に給ふものの、卽ち節刀なりと云ふ、或は四十八柄を總稱したることもあり、延喜式に、凡節刀者、謂太刀契（ダイトケイ）なり、見よ○節刀はまた使に授けらるゝ事あり、上の節刀と同じく、或權力を委任するの標なるべし、

**沿革**　景行天皇の時、日本武尊に命じて、東夷を征せしめ給ひし時、比々羅木八尋矛を授け給へり、これ節刀の名なきも、節刀を授けられし濫觴と云ふべし、書紀に崇神天皇四道將軍を遣はし給ふ時、授二印綬一、爲二將軍一、とあれども、これ若者の文飾なるべければ、始めと爲し難し、文武天皇大寶元年律令制定の時、大將出征の時、節刀を給ふことを定め給へり、元明天皇和銅二年三月、陸奥鎮後の蝦夷反せしとき、左大將巨勢麻呂陸奥鎮東將軍、民部大輔佐伯石湯を征越後蝦夷將軍として節刀軍令を給ひ、兩道より征せしめたり、これ節刀を給ひし始めなり、養老四年三月、大伴旅人を征隼人持節將軍としたり、爾來出征には必ず節刀を給ふ、村上天皇天慶三年正月、參議藤原忠文を征東大將軍とし、翌月南殿に出御して節刀を給ひたり、爾來、節刀を給ふことを史に見えず、天德四年內裏燒亡の時燒損す、後勅して修造せしむ、度々の皇居火災にて燒失せり、武家名目抄に康和中平正盛が義親追討の時にも、治承中平惟盛の東國征伐の時にも、節刀のことなかりしは、節刀燒失の爲めなりとも、又頼朝天下兵馬の權を握りてより、朝廷追討の任命なきなり、節刀を給ふこと絕えたりしが、承久の役、後鳥羽天皇錦旗を給ひたり、これ節刀に準ずべきものか、此の後節刀を給ふことなく、後醍醐天皇亦大將には錦御旗を授けられて、後ち皆之に倣ひしと見えた、永享嘉吉の亂、長祿中足利成氏を攻めし時も、延德中佐々木氏を我ちし時も皆將軍より請發して、錦御旗を給はれりと云へり、節刀を給ふことなかりしは、武家名目抄の說の如きなるべしと雖も、節刀そのものゝありしことは、太刀契の條に委しく述べたれば參照すべし、源永六年ベルリ浦賀に入港以來、上下人心洶讙し、攘港鎭夷二說に分れ、國家の安危に關はる時に當り、朝廷鎭夷に決し、上古の御制を思召されしと見え、文久三年四月石清水宮に行幸して、鎭夷の節刀を征夷大將軍德川家茂に給はらんとす、將軍病と稱して扈從せず、依りて一橋慶喜に給はらんとす、慶喜亦辭して受けざりき、明治元年正月四日、仁和寺宮彰仁親王を征討大將軍とし、御學問所にて節刀を親ら授け給ひ、翌二月東征大總督有栖川熾仁親王にまた節刀を授けらる、これ節刀を給ふことの最後なり○遺唐使に授けらるゝ時は、古き時代は詳かならず、文武天皇大寶元年正月巢田眞人を遣唐執節使に任じたることあれば、此時は節刀を授けられしか事明かなり、爾來派遣每にみな之を授與せられたりき、猶持節將軍（ゲセッシャウクン）參看（續紀、武家名目抄、古事類苑、英帝王部、戊辰戰記、明治外史）

**セツチユウ**　節中　私年號、推古天皇三十一年に相當し、翌年仁王と改む（古代年號、逸年號考）

**セツチユウアン**　雪中庵　大島雪太（オホシマレツタ）を見よ、

**セツチユウガク**　折衷學　經學の一派、宋子、陽明、古學、古文辭學に偏ぜず、漢唐の註疏、宋明諸家の說を取捨折衷して、專ら先聖の遺訓を闡さ、又前修の及ばざる所を匡すに勝めたり、和泉人榊原玄輔紀州侯に仕へ、學を講ずるに學流を區別するを好まず、漢魏傳註と宋明疏釋とを用ひ、訓詁は馬鄭



の舊說に據り、義理は程子の心性にもれり、折衷派は實に之に胚胎せり、夢で片山兼山井上金峨出でゝ子弟を教導するに、古註疏を始め、傳く漢宋以下諸家の善を極め、其長を取りて、衆說を折衷し、最も經旨を主としたるより折衷學起り、關東の學之れが爲めに一變せり、次で豐島豐洲、古賀侗、山本北山、太田錦城、松崎慊堂等の諸家、皆折衷學を唱導して世に顯はる（先哲叢談）、今學派を左に示す、

○井上蘭臺—井上四明—山本北山—山中天水—上條生若平
　井上金峨—井上南溟
　八田華陽—亀田鵬齋—亀田綾瀬—芳野金陵

○片山兼山—小田敬山
　小野君山
　武田梅龍—村瀨梅亭—田能村竹田
　片山北海—尾藤二洲（儒學三大家）
○宇野士朝—赤松滄洲—大川圓藻—大江玄圃
　宇野士朝—龍草廬—岡崎復軒

○中西淡淵—小川天門—金谷靜菴
　細井平洲—秦鼎
　雨宮大湫—石川金石
　石作陶石

**セツチユウ・ジヤク**　折衷尺　江戸時代に行はれたる尺の一種、寬政享和の際、伊能忠敬が享保尺と久四郎尺とを長短折衷して作りたるものに係る、蓋し中世以降、尺度器の法漸々紊亂し、種類紛雜、濫製百出するに至る已及べて、眞偽粹じがたく、正否分ち難き爲め、長短を折衷して一時の便に供したるものなり、然れども此尺、長と短との間にあるが如く、近世尺度器法の伸縮するもの坊間散布の器の如きは、之と相密合するもの多し、斗量の如きは、其製作從來容量を以て準とするが故に、所用尺度は、頗る紛雜に屬すと雖も、今之を檢査するに、從來斗量の容積は此尺を以て造る陶んと密とす、今其長短折衷の算に、又四郎尺正器一尺二重を以て、此度の正器とす、而して其行はれたる時期は詳かならず（法規分類大全）

**セツツゲンジ**　攝津源氏　清和源氏の攝津國より出づ、頼國に、頼實守府將軍頼光の子左馬權頭頼國を生む、頼綱左衛門尉たり、皆祖父綱仲より世々攝津國多田に居る、因て多田氏を稱す、攝津源氏の世々多田氏最も著はる、頼實淀梳に居り、淀梳氏を稱す、其氏長に、頼實の後胤なり、國房、師光、陸奥守となり、美濃源氏の祖となる（ミノゲンジ）、師光の後を福島氏とす、頼綱は明國、仲政、國直を生む、明國の後、野瀨倉垣の諸氏と爲る、仲政の後、頼政頼行を生む、頼政頼行は、兵庫頭となり馬場氏と稱し、頼政の孫宗綱、其後太田氏となる、頼政の孫宗綱、其後右京大夫となり、治承中平氏を滅さんと謀り敗死す、第五子廣綱、其後太田氏、仲政又國房の曾孫光重を養子となし、郡部氏となる、仲政又國房の曾孫光重を養子となし、深栖氏と稱す、其族に松崎、坂田、堀、尾張、飯倉等の氏あり、頼政、頼行の子源綱を養子と爲す、其子頼綱三河、河內に徙り居る、大河內氏を稱す、初め頼政竹綱粗暴で伊豆守に任ずるに及び、子孫世襲す、源頼朝の時武田信光之に代り、後ち十餘年頼政の舊復守護と爲る、其族多田氏と稱す、頼行の孫頼遠、越後小國保に居り、小國氏を稱す、其族に大中川、小中川、福島滿氏あり、國直美濃山縣郡に居り、山縣氏を稱す、其族に大中川、小中川、福島滿氏あり、國直美濃山縣郡に居り、山縣氏を稱す、其族に飛騨瀨賀野、神門、土岐賀、孫谷、福島、淸水、神野、平野等の氏あり、國直の子國基、攝津能勢郡を領し、能勢氏を稱す、同世の孫頼仲、本國田尻莊の地頭となる、其後田尻氏を稱す（氏族志、セイワゲンジ）參看、

○頼光—頼國—頼實—實淀梳氏
　頼綱—明國—行國—頼盛—行綱（多田）
　　師光—仲政（馬場）—頼政—仲綱—宗綱—公綱（虎綱、太田）
　　滿隆（國房）—國直（山縣）—頼行—宗頼—頼遠（小國）
　　光重（郡部）

**セツツシキ**　攝津職　制度　攝津一國內の祠社、戶口、幾種、百姓を掌ぬし、農桑を勸課し、所部を糺察し、賦稅、倉廩、租調、絁絹、兵士器仗、土木、僧尼名籍以下凡て一切の事務を掌る、職員令、大夫一人正五位上、少進二人正七位上、亮一人從五位下、大進一人從六位下、少屬二人從八位上、史生三人、使部三十人、直丁二人、四等官制、長官、攝津職大夫、次官、亮、大進、少進、大屬、少屬、史生、使部、直丁、長官は從五位下、次官は從六位上、長官は從五位上、次官は正六位上、長官は正五位上、次官は從五位上、長官は從四位下、次官は從四位上、長官は正四位下、次官は正四位上、長官は從三位、次官は正三位、長官は正二位、次官は從二位、長官は從一位、次官は正一位、長官は從一位、次官は正一位、長官は從一位、次官は正一

民宮殿、中國の樞輪たり（**地藏**）古（濃遠國と云ふ、仁德天皇高津宮に都す、（今東成郡高津小橋）孝德天皇六年播津國を設け、延曆中國司に改めて府を置く（府跡未詳、館址今東成郡玉造の南眞田山に在りと云ふ）、後に轉じて國名となる、治承中平清盛、安德天皇を奉じて福原の都（今兵庫）に徙る、未だ半歲ならず舊都に復す、元曆元年平氏再び天皇を奉じて此に居り、幾ばくもなくして讃岐に奔る、鎌倉幕府の時、大內惟義を守護とす、建武中興楠木氏本國の守護を兼ね、足利尊氏赤松範資をして州權を侵略せしめ、後に佐々木秀詮を守護とし、應安中管領細川頼之これに代り、終に其管國となる、其臣鄕師寺氏をして守護代たらしむ、頼之より六傳して政元に至る、其義子高國澄元互に相鬩ぎ、池田伊丹の諸族競ひ起り、或は澄元に屬し、或は高國に應じ、全國分裂す、永正五年高國終に本國を取て尼ヶ崎城に居る、享祿四年高國澄元が子晴元と天王寺に戰て敗死し、地皆晴元に歸す、天文の末、三好長慶高國が義子氏綱を奉じて國境を侵し、晴元を逐ひ、終に本國を奪ひ、同族をして芥川に居て之を守らしむ、永祿中織田信長之を降し、地を分て伊丹親興池田勝政和田惟政に與ふ、元龜の末惟政を誅し、勝政を逐ひ、荒木村重を守護とす、天正七年村重叛し、伊丹城を棄て出亡す、信長地を以て池田信輝に賜ふ、豐臣氏信輝を轉封して其地を有し、大阪城を築きて之に居る、元和元年豐臣氏亡び、德川氏其故城を修し、松平忠明に賜ふ、同八年始めて內藤信政を以て城代となし、皮士及び騎步卒を置き、攝河泉播の政刑を統べしむ、後ち奉行を兵庫に置く、又封を本國に得る者、尼ヶ崎（**松平忠**

| | | |

歌に、「世の中は戯なりけりとりひとりさの色に出てもいはじとぞおもふ」とあれば、良暹の頃其風ありしこと明かなり、また大豆を打ちて邪氣を拂ふ事は、花園三代記に、「應永廿二年正月八日己刻節分、大豆打役昭心、カチカリ打アキノ方申酉ノアヒ也、アキノ方ヨリウチテ、アキノ方ニテ止云々」と見え、風雅日件錄文安四年十二月廿二日の條に、「明日立春故、及レ暮景當每家散三黙豆、因唱鬼外福内四字、蓋此方鹽傀之樣也」と見ゆ、また此夜、炒豆に頭髮と錢との三物を包みて、乞食の夜行の者に與ふることは、宗長手記天永六年の條に載せたれば、これも大永以前に始まりしを知るべし、江戸時代に入りても一般に之を行ひしが、其行事は、鐘の頭と桝の樂を門戸に挿み、豆を打ちて屋内と唱ふると、從來の風と同じかりき、搖ずるに、鰯または鰯の頭並に柊を採む事は、惡臭これを惡ガリと信ぜられたるが爲めにして、豆を打つは邪氣を拂ふが爲なり、なほ豆打の風は、蓋し追儺の行事の推移り行くものなるも、先賢の既に說かれたるがごとし、「ツヤチ」參看(古今要覽稿)玉朝時代の末より節分を遶けて、居所を逃へる風行はる、之を節分方違したること日記記錄に見えたり。

**セツヨウシフ　節用集**　【註解】天地、時候、人倫、人名、官名、支體、財寶、食服、草木、畜類、光彩、言語、數量等の千三門に分ち、日用の字を伊呂波分けに眞字を以て之を記し、間々注釋を加ふ【異稱】林宗二〇宗二は奈良の饅頭屋なり、牡丹花肖柏に就きて學び源氏林逸抄等の著あり、

**セツレウ　節料**　節會の日に王臣を饗する饌食を云ふ、大膳職大炊寮にて之を掌る、弘仁式に始て見ゆ、延喜の制之に依れり、詳しくは延喜式を見よ、

**セツロク　節祿**　【註解】王朝時代、朝廷より節會の時、親王及び、臣下に給ふ祿を云ふ【異稱】節祿、十一月新嘗會、九月大祓に給ふ節祿は、清寧天皇の朝に、正月七日、同十六日、九月九日の節祿は天武天皇の朝に、七月七日の節祿は持統天皇の朝に、執れも見えたるを始めとす、文武天皇大寶令に至りて、節日を定めて、物を給ひたり、慶雲三年に至りて、大舟の祿法を改定す、聖武天皇神龜元年五月五日鯉鱠を獻し時、士以上に祿を賜ふ、五年三月三日内親王以下百官使部以上に節祿を給ひ、文人詩を賦するものは、各養蘇十匹、布十端を給ふ、天平元年正月元日、群臣内外命婦に絁を賜ふ、賀後毎年節祿を給ふこと故學しがたし、醍醐天皇延喜中、節祿を給ふの制を委しく定む、即ち正月七日、醍醐天皇、九月九日新嘗祭等に皇太子以下に絁絹月五日騎射、布等を給ふの數、詳に延喜式に見えたり、後世朝廷の權力衰へ、用途缺乏するに及びて、之れを給ふこと漸く減じ、鎌倉南北朝を過ぎて、室町時代の中葉に至りて、全く絕えたり(食貨志)

**セツロク　攝祿**　攝政を云ふ、鎌ぼすぶる意、

**セツロクカ**　歌の下の句に、五文字または七文字の句一ツを加へたるものをいふ、加ふる所、並びに文字の數が五文字なるとも七文字なるとは、讀み人の心に任せたれど、皆ど五七七七五七七七の樣式より出づ、其外には、五七五五七五、五七五五七五七の二樣式あるのみなり、かく上下の二句共に五七七より成り、下より上に接る意にて旋頭歌と名付く、古風三體考に「尾句を頭句に施らして等しきより出たる名なり」と見ゆ、またセツヤウカ參看

**セツロクカ　節會歌**　【註解】天地、時候、人倫、人名、官名、支體、財寶、食服、草木、畜類、光彩、言語、數量等の千三門に分ち、日用の字を伊呂波分けに眞字を以て之を記し、間々注釋を加ふ【異稱】林宗二〇宗二は奈良の饅頭屋なり、牡丹花肖柏に就きて學び源氏林逸抄等の著あり、

**セツレウ　節料**　節會の日に王臣を饗する饌食を云ふ、大膳職大炊寮にて之を掌る、弘仁式に始て見ゆ、延喜の制之に依れり、詳しくは延喜式を見よ、





郡瀬戸村に於て良土を得、業を技に聞き、瓶子器といふ、是其始めなり、而して陶工春慶の名によりて、春慶燒とも稱せり、春慶宋より發す所の土銹を用ひて作りたるを後世茶家之をカラモノと稱す、瀬戸の土を用ひたるを一般に古瀬戸といふ、又淺宋以前赤津村にて製せしものを堀出し手といふ、(總て藤四郎窯と稱するは、馬ヶ城、瓶子、椿、峰出ヶ根、守宮、禪長庵、鶴目、細倉、古瀬戸、織瓶、目細、長田、源氏等の諸窯をいふ)足利より降て織田豐臣の世、茶道往々隆盛なるに當りて之が慣を定む、後世之を大名物といふ、二代目より四代目に至る皆藤四郎と稱す、而して世人單に藤四郎と呼ぶものは、二代藤四郎の製品に限れり、初代の製品は古瀬戸と呼び、三代四代は何代藤四郎の作といふ、享和元年加藤吉左衛門の弟民吉、肥前に至り有田磁器の法を得、四年にて歸り始めて菁花磁器を製す、是より先製陶衰頽殆ど極りなかりしが、是に至て全村再び製陶の業に從事し今日に至れり、二代藤四郎の時、黃瀬戸の發明あり、燒物の挿繪參看(古今陶藝攷、如關社話)

**セニ　錢**　【異稱】貨幣の一種、品質に鑛物を用ひ、中央に穴を穿ちたるもの、現時は殆ど貨幣と同意味に用ひらる、ゼニとは錢の字の古訓なり、鵝眼、青鳧、鳥目、青銅等の異稱あり【品類】主に銅鐵なれども、金銀錫眞鍮等にて製したるもありき、又實用ならざるものに紙錢あり(紙幣とは別なり)土錢あり、紙錢は紙に錢形を印したる者ならんか詳かならず、土錢は卽ち泥錢なり、祭祀の用に供するなり、切符割符は錢に代ふるの謹聚にして、今の爲替切手の如し、又玩弄錢あり、多くは鑄錢にして、玩弄に供するものなり、又眼藥錢あり、凶災を厭して吉祥を求むるに供するなり【計數】一錢を文と云ひ、千錢を貫と云ひ、百錢を結と云ひ、千錢を貫と云ふ、而して文と貫とは通常の名にして、文は貫の下にも加ふるなり、又錢を貫くに、文貫と云ひ、緡と云ふ、國語に古はツラと云ひ、後にサシと云ふ、此外また丁錢、丸六錢の名あり、丁錢は足百にて、百文とするを云ふ、德川氏九六を以て百と爲す、九六は九十六文を以て、百文とするを云ふ、【異稱】上古は無爲にして、貨幣未だ起らず、顯宗天皇二年の紀に、稻斛銀錢一文の文あり、錢の史に見ゆる是を始と爲す、赤銀錢の始と爲す、天武天皇の紀には、銅錢あり、銀錢あり、銅錢始めて見ゆ、元明天皇元年、武藏國より和銅を獻ずしを以て、元を和銅と改め、龍鑄錢司を置き、銀錢銅錢を鑄る、和同開珎是なり、是を鑄錢の事の明かに史に見えたる始めと爲す、是より先き持統文武の兩朝に、鑄錢司を置き、天武天皇の時、富本錢を鑄る、世に或は天正通寶以下の四錢を以て、正用品にあらずと爲す、翠で寛永十三年、德川家光の時、寛永通寶を鑄、且つ諸國に令して、官鑄に倣ひ之を造ることを得しむ、此に於て、錢滅て海内に行はれたり、其後寛文三年より天和三年に至るまで、江戸藩戸に於て亦之を鑄る、是を文錢と云ふ、其形式及び錢文、寛永の舊に據り、背文に文の字あり、因て之を文錢と稱す、此錢は老中松平信綱の建議を用ひ、京都方廣寺の銅佛を毀ちて鑄る所なり、是より後德川の一代、常に所々に於て鑄錢の事あり、卽ち江戸の亀戸、深川十萬坪、淺草橋場、京都の七條、大阪の高津、山城の鳥羽橫大路、伏見、近江の膳所、坂本、攝津の加島、甲斐の飯田、相模の藤沒、武藏の押上、小梅、袋江、寂光寺、常陸の水戸、木崎、下野の足尾、陸奥の石ノ巻、出羽の秋田、佐渡の相川、紀伊の若山、宇津中ノ島、因幡の鳥取、肥前の長崎等の地是なり、德川綱吉の時、元祿の事に、國用廣乏せるを以て、綱に和するに、鉛錫及び磁器を用ひ、以て物價の騰貴を致せり、家宣の時、正德年間、寛永天皇の寛平大寶、醍醐天皇の延喜通寶、村上天皇の乾元大寶あり、皆銅錢なり、而して承和乾元には、又鉛錢あり、鉛錢此に始まる、其後久しく鑄錢の擧なかりしが、後醍醐天皇の中興に至り、建武元年、乾坤通寶を鑄て、兼て紙錢を行ふ、是れ我國紙幣の始なり(ツシヘイ參看)、而して乾坤通寶の今日に存在せざるは、其詳勅を下しゝのみにして、實は未だ其事を擧ぐるに及ばざりしか、又は鑄錢の數頗少にして傳はらざるか考ふるに由なし、賀後又鑄錢の事絕えしが、桃山時代に至り、天正十五年、天正通寶を鑄、文祿元年、文祿通寶を鑄、更に江戸時代に入りて、慶長十一年、慶長通寶を鑄、元和三年、元和通寶を鑄る、是より先き持統文武の兩朝に、鑄錢司を置き、天武天皇の時、富本錢を鑄る、世に或は天正通寶以下の四錢を以て、正用品にあらずと爲す、翠で寛永十三年、德川家光の時、寛永通寶を鑄、且つ諸國に令して、官鑄に倣ひ之を造ることを得しむ、此に於て、錢滅て海内に行はれたり、其後寛文三年より天和三年に至るまで、江戸藩戸に於て亦之を鑄る、是を文錢と云ふ、其形式及び錢文、寛永の舊に據り、背文に文の字あり、因て之を文錢と稱す、此錢は老中松平信綱の建議を用ひ、京都方廣寺の銅佛を毀ちて鑄る所なり、是より後德川の一代、常に所々に於て鑄錢の事あり、卽ち江戸の亀戸、深川十萬坪、淺草橋場、京都の七條、大阪の高津、山城の鳥羽橫大路、伏見、近江の膳所、坂本、攝津の加島、甲斐の飯田、相模の藤沒、武藏の押上、小梅、袋江、寂光寺、常陸の水戸、木崎、下野の足尾、陸奥の石ノ巻、出羽の秋田、佐渡の相川、紀伊の若山、宇津中ノ島、因幡の鳥取、肥前の長崎等の地是なり、德川綱吉の時、元祿の事に、國用廣乏せるを以て、綱に和するに、鉛錫及び磁器を用ひ、以て物價の騰貴を致せり、家宣の時、正德年間、寛永



**セトヤキ　瀬戸燒**　【異稱】尾張國春日井郡瀬戸村に於て製出せる陶器をいふ、瀬戸燒とも云ふ、瀬戸物と云ふ【異稱】瀬戸燒、天皇弘仁六年四月、遣發器生尾張國山田郡の人三家部乙麿等三人傳習して業を成し、雜生に準じて出身を聽すること見え、其陶器を貢進すること弘仁式、延喜式、朝野群載等にも見ゆ、然れど其物品見えざれば、或は是土器の一種ならんか、蓋始めて陶器の製出ありしは、瀬戸の住人加藤藤四郎(通稱)四郎左衛門春慶より出づ、後堀河天皇貞應二年、春慶本邦の陶器支那の精巧に如かざるを嘆き、僧道元に從て入宋し、製陶術を學ぶこと五年、安貞元年八月歸朝し、諸國に歷遊して陶器に適する土を求め、遂に尾張瀬春日井郡瀬戸村に於て良土を得、業を技に聞き、瓶子器といふ、是其始めなり、而して陶工春慶の名によりて、春慶燒とも稱せり、春慶宋より發す所の土銹を用ひて作りたるを後世茶家之をカラモノと稱す、瀬戸の土を用ひたるを一般に古瀬戸といふ、又淺宋以前赤津村にて製せしものを堀出し手といふ、(總て藤四郎窯と稱するは、馬ヶ城、瓶子、椿、峰出ヶ根、守宮、禪長庵、鶴目、細倉、古瀬戸、織瓶、目細、長田、源氏等の諸窯をいふ)足利より降て織田豐臣の世、茶道往々隆盛なるに當りて之が慣を定む、後世之を大名物といふ、二代目より四代目に至る皆藤四郎と稱す、而して世人單に藤四郎と呼ぶものは、二代藤四郎の製品に限れり、初代の製品は古瀬戸と呼び、三代四代は何代藤四郎の作といふ、享和元年加藤吉左衛門の弟民吉、肥前に至り有田磁器の法を得、四年にて歸り始めて菁花磁器を製す、是より先製陶衰頽殆ど極りなかりしが、是に至て全村再び製陶の業に從事し今日に至れり、二代藤四郎の時、黃瀬戸の發明あり、燒物の挿繪參看(古今陶藝攷、如關社話)

ツカハカ」の條に述　仙臺通寶　天明四年
〃たれば參看すべ　箱館通寶　安政四年
し　以上一藩の鑄造に係る

## ゼニザ　錢座

**名稱**　江戸時代、錢を鑄造する所なりふ（**地**）（**沿革**）寛永十三年六月、銀座役人秋田宗古に命じ芝濱手及び近江坂本に於て、新に錢座を建て、始めて銅錢を鑄る、是れを錢座の始めとす、此の後元文に新金銀を改め鑄造せしより、金銀の數多く、錢の相場高直に成しより、江戸、大阪、長崎、仙臺、秋田、其外所々に鑄錢座を建て、專ら新錢を鑄造せしが、延享二年に至りて、悉く錢座を廢す、（此内大阪鑄錢座は、寛保元年五月より延享二年に至り、凡五年にして廢し、仙臺鑄錢座は、元文二年五月より延享二年五月に至り、凡九年にして止む、江戸鑄錢座は、元文元年五月より、延享元年に至り、凡九年にして廢す）、明和二年七月後藤庄三郎に命じ、亀井戸村にて六千四百坪の地所を賜ひ、鑄錢定座を立て、安永三年九月に至りて鑄錢座を廢す、凡十年、明和九年九月向後、金銀座の外、新規錢座雖成旨を令せり（貨幣愚錄）

## ゼニノモン　錢紋

紋所の名、永樂錢の形に擬したるもの、水野氏の家紋に之を用ふ、始め雖先軍功ありなる以て參内の時、永樂錢を捧ぐる故、永樂錢なる以て家紋となしたりと云ふ、駿河沼津の水野、出羽山形の水野、紀伊新宮の水野、上総鶴牧の水野、但馬出石の仙石氏等皆之を用ふ○寓錢（裏面を寫したるもの）ば、丹波篠山の青山、摂津三田の九鬼氏之を用ふ（家譜、武鑑、諸家紋錄）

## セビキケミ　畝引檢見

檢見の一種、段取檢見とも云ふ、樓取とは、田方上中下の等位に從ひ、一段歩に對する取高額の定率を置き、五公五民の法を以て、地租を徵收するを云ふ、不作にして減租を請ふときは、定額收穫額の一坪當を算出し、實地檢査の登畝と比較し、其減額の歩段別に換算し、之を檢見引と成し、總段別より控除し、殘段別に定率を乘じ、租額を定むるを云ふ、古法には代官所にても用ひしが、享保以後は多く有毛檢見を用ひて此法廢れたり（**尊**（**藩**）**略**）地方凡例錄に「古より田方上中下に樓取米定まれり、假令ば上田は一段に取米七斗五升、中は六斗五升、下は五斗なりといふ、石盛に幾ッ取として一段歩より納る取米定まれり、その上田の取米七斗五升に、五合摺五公五民の法、四を乘じ樓に直し、三石と成る、一段の坪數三百歩にて割れば、一歩に樓一升に當る、是樓取の當合なり、右の樓だけあれば、檢見不足なきも、損毛ありて一歩に平均樓八合ありて、上田の樓取に二合不足いたし、中、下とも夫々檢見をなして家敎となしたりと云ふ、駿河沼津の水野、出羽山形の水野、紀伊新宮の水野、上総鶴牧の水野、但馬出石の仙石氏等皆之を用ふ○寓錢（裏面を寫したるもの）ば、丹波篠山の青山、摂津三田の九鬼氏之を用ふ（家譜、武鑑、諸家紋錄）

## セビキケミ　畝引檢見

檢見の一種、段取檢見とも云ふ、樓取とは、田方上中下の等位に從ひ、一段歩に對する取高額の定率を置き、五公五民の法を以て、地租を徵收するを云ふ、不作にして減租を請ふときは、定額收穫額の一坪當を算出し、實地檢査の登畝と比較し、其減額の歩段別に換算し、之を檢見引と成し、總段別より控除し、殘段別に定率を乘じ、租額を定むるを云ふ、享保以後は多く有毛檢見を用ひて此法廢れたり（**尊**（**藩**）**略**）地方凡例錄に「古より田方上中下に樓取米定まれり、假令ば上田は一段に取米七斗五升、中は六斗五升、下は五斗なりといふ、石盛に幾ッ取として一段歩より納る取米定まれり、その上田の取米七斗五升に、五合摺五公五民の法、四を乘じ樓に直し、三石と成る、一段の坪數三百歩にて割れば、一歩に樓一升に當る、是樓取の當合なり、右の樓だけあれば、檢見不足なきも、損毛ありて一歩に平均樓八合ありて、上田の樓取に二合不足いたし、中、下とも夫々檢見をなして家敎となしたりと云ふ、駿河沼津の水野、出羽山形の水野、紀伊新宮の水野、上総鶴牧の水野、但馬出石の仙石氏等皆之を用ふ○寓錢（裏面を寫したるもの）ば、丹波篠山の青山、摂津三田の九鬼氏之を用ふ（家譜、武鑑、諸家紋錄）

## セフセイエン　涉成園

**名稱**　東本願寺の山城國京都市（**地**）（**沿革**）（**輯**）山陽の涉成園記によれば、「東六條之邸也、由於慶長之遷、賜人民爲常、是以毎年雖□石其實、當加三倍祭宜」、今之邸行、穀倉院已爲納物之中、蓋勵區分之勤、近代若少米穀之力、今、宛奈色之實」とあれば、穀倉時代まで行はれしも、絶々に行ひたりしこと知るべし、南北朝以後は全く行はれざりき（小野宮年中行事、三代制符、公事根源）

## セミノハ　蟬羽

**名稱**　姓氏詳かならず、螺鈿天皇の第四子なりとの說あれど信ずるに足らず（**沿革**）（**醍**）（**醐**）教實親王の鑄色なり、親王は宇多天皇の皇子にして最長壽に長じ、

## セミマル　蟬丸

**名稱**　姓氏詳かならず、螺丸の名を以て世に知らる（**沿革**）（**醍**）（**醐**）天皇の第四子なりとの說あれど信ずるに足らず（**沿革**）（**醍**）（**醐**）教實親王の鑄色なり、親王は宇多天皇の皇子にして最長壽に長じ、



の業に微ひ、銅質を改めたれど、類は舊物に及ばざること遠し、其後に至ては精粗一ならず、其形も大小厚薄の異あり、元文元年、江戸深川十間坪に於て、銀錢を鑄る、是を銀錢の始めとす、明和五年、銀座に於て、眞鍮を以て當四錢を鑄、背に波文あり、是を當四錢の始めと爲す、而して眞鍮錢は是れより先、寛保年間、京都の商人官に請ひて、元字錢を鑄しを以て始とすれど、官鑄は明和に始まる、凡て寛永通寶を以て、其種類も亦多し、故に背文を以て稱するあり、年號を以てするあり、錢質を以てするあり、俗稱を以てするあり、文字錢、十字錢、小字錢、川字錢、足字錢、元字錢、長字錢、久字錢、久二錢は、背文を以てするなり、正德佐字、享保佐字、元文佐字、安永佐字、享保仙字は、背文に準ずるに、年號を以てするなり、七條錢、深川錢、雑波錢、鳥羽錢、遠江錢、若山錢、伏見錢、寂光寺錢、秋田錢、藤澤錢は、地名を以てするなり、元文亀戸錢は、地名に準ずるに、年號を以てするなり、鐵錢、佐字錢、眞雄元字錢、伏見鐵錢、千字觀錢は、錢質を以てするなり、鳥屋錢、荻原錢は、人名を以てするなり、耳白錢、清水錢、有來錢、之呂女錢は、俗稱を以てするなり、此錢尚ほ多けれども、今は煩はしく載せず○クワンエイツウハカ（參看）、寛永五年、當十大錢を鑄る、文を寛永通寶と云ふ、背の輪郭に永久世用とあり、當十錢は古今唯是のみ、天保六年、當百大錢を鑄る、文を天保通寶と云ふ、背に當百の字あり、其形倩圓なり、當百も倩圓も亦此より外になき所なり、文久三年、當四錢を鑄る、文を文久永寶と云ふ、背に波紋あり、寛永當四錢に倣ふ、江戸時代錢の條あるこれを以て最終と爲す、而してまた此時代幕府より一地方にのみ、特に許して鑄錢せしふ、しあり、仙臺通寶、箱館通寶の如し、仙臺通寶は、天明元年より仙臺藩に於て、錢を以て鐵角錢を鑄て、之を封内に行ひし者なり、箱館通寶は、安政四年箱館にて鼓鑄し、赤銅錢にして、其孔を圓にせり○元明天皇の朝和同開珎錢を鑄るや、士民は米布等の類を用ひし舊俗に慣ひ、以て便と爲さず、世上に行はれざりしかば、朝廷にては蓋錢叙位の法を設け、或は都領の遷任を聽すに、貯錢の多寡を以てし、田地を賣買するに法の禁ずる所なるを、錢を以てする時は、特に之を聽す等の種々の權宜の制を設け、以て其途を開きしかば、錢貨の用漸く廣まり、鑄錢の擧と屢々ありしが、村上天皇の天德以後中絶し、民間復錢を用ふることを喜ばず、華山天皇の朝には、錢貨の行はれざるを以て、永幣使を諸社諸陵に發して其流用を祈り、一條天皇の朝には、檢非遣使に勅して、錢貨を用ひざる者を檢責せり、然れども錢の世に有用なる、誰か竟に之を廢らざる、唯久しく鼓鑄せざりしを以て、大に外國錢を用ふるに至る、仰々外國錢を用ひし事は、其始を詳かにせざれども、後三條天皇の延久四年に、宋國に宋錢を禁ずるの勅あり、當時其大に行はれしを知るべし、留後外國錢の輸入せる者多く、海内專らこれを用ひしが、後小松天皇の應永十年支那人、相模國三浦の海上に漂著せしに由り、鎌倉の足利氏にては、其船に載せたる所の錢を擧げて之を沒收し、又足利幕府にては、明と通信し、錢を乞ひて以て國用を足したり、皆永樂錢なり、永樂錢は後には單に永錢、又は永と云ひたり、是より後にも明と往來する事絶えざりしかど、常に彼の錢を用ひし、江戸幕府にて、寛永錢を鑄るに至り、其跡大に衰ふ（**エイラクセン**）參看）、永錢の外に京錢の稱あり、遠錢に對して云へり、京錢は京都、及び其附近の諸國の錢にして、又精錢と云ふ、赤銅錢に對する稱なり、要するに京錢は關東にて稱する所なり、或は京錢ば即ち銅錢ならんと、銅錢は薄惡にして、人の嫌惡するに由りて名づくるなり○なほ錢に私鑄を禁ずるは律の制なり、元明天皇の朝には其法の嚴ほ輕きを以て、更に其禁を廢にし、其後敎令の出づる毎に、特に私鑄をして寛典に沾はしめず、嵯峨天皇の朝には、紀身酥後の法を立てたり、而して淳仁天皇の藤原仲麻呂に私鑄を總し、德川氏の仙臺に於ける、箱館に於けるが如きは特例なり、德川氏にては、價金を造る者を極刑に處したれど、私鑄錢の事の聞えざるは、當時其獲る所の少くして、之を作す者の多からざりしに由れるならん、貨幣（**クワヘイ**）、金銀貨ハキンギンクワ、紙幣（**シ**）（**ヘイ**）參看（古事類苑貨幣）

| 名稱 | 鑄造時代 | 名稱 | 鑄造時代 |
|---|---|---|---|
| 和同開珎 | 和銅元年 | 乾坤通寶 | 建武元年 |
| 萬年通寶 | 天平寶字四年 | 永樂通寶 | 天正十五年 |
| 太平元寶 | 同 | 天正通寶 | 天正十五年 |
| 開基勝寶 | 同 | 文祿通寶 | 文祿元年 |
| 神功開寶 | 天平神護元年 | 慶長通寶 | 慶長十一年 |
| 隆平永寶 | 延曆十五年 | 元和通寶 | 元和三年 |
| 富壽神寶 | 弘仁九年 | 寛永通寶 | 寛永十三年 |
| 承和昌寶 | 承和二年 | 寶永通寶 | 寶永五年 |
| 長年大寶 | 嘉祥元年 | 天寶通寶 | 天保六年 |
| 饒益神寶 | 貞觀元年 | 文久永寶 | 文久三年 |
| 貞觀永寶 | 同十二年 | 【備考】永樂通寶、寛永通寶の錢造通行歴々なりしが「エイラクセン」「クワンエイ | |
| 寛平大寶 | 寛平元年 | | |
| 延喜通寶 | 延喜七年 | | |
| 乾元大寶 | 天德二年 | | |



業となりしを知るべし、而して河原院の事は、拾芥抄に「河原院、六條坊門南、高倉小路東八町」とあり、また枳殻邸の稱は、邸の周圍に枳殻を植ゑたりしより、しか稱するよしなれども、村岡良弼氏の說には枳殻の古訓カラタチなれば、河原館（カハラタチ）ノ轉訛なるべしといへり（**囮**（**藩**）**考**）

## セマイ　施米

**名稱**　**沿革**　王朝時代、毎年六月朝廷より、京都中の困窮なる個徒に米鹽を給ぜらるゝを云ふ（**沿革**）まづ上總陣に著きて、人數の點文を奏文し、後施與の事あり、施與するには、使を三所に分ち、東山は愛宕寺、北山は右近馬場、西山は右兵衛馬場に於て之を給ふ、料米は三百餘石、國九十餘石なり、多くは校書殿衆を以て使とす（**囮**（**藩**）**略**）始め詳かならず、天祿元年九月宣旨を下して、尾張の年料米五十石、備前國年料米百五十石、紀伊國年料米百石を施米料とし、毎年五月十日以前に進納せしめたりき、寛喜三年十一月の宣旨に、可〻興行賑給施米事、仰、叙俗之遺、賑〻民爲常、是以毎年雖□石其實、當加三倍祭宜」（□其實、當加三倍祭宜）、今、遷行、穀倉院已爲納物之中、蓋勵區分之勤、近代若少米穀之力、今、宛奈色之實」とあれば、穀倉時代まで行はれしも、絶々に行ひたりしこと知るべし、南北朝以後は全く行はれざりき（小野宮年中行事、三代制符、公事根源）

## セミノハ　蟬羽

鬚の色目の名、表は檜皮に裏は青なるもの、夏季著用す、一說に表は淺き紫に裏は青なりともいふ、「カサネノイロメ」の挿繪を見よ（**沿革**）（**醍**）（**醐**）天皇の第四子なりとの說あれど信ずるに足らず（**沿革**）（**醍**）（**醐**）教實親王の鑄色なり、親王は宇多天皇の皇子にして最長壽に長じ、

## セミマル　蟬丸

**名稱**　姓氏詳かならず、螺丸の名を以て世に知らる（**沿革**）（**醍**）（**醐**）天皇の第四子なりとの說あれど信ずるに足らず（**沿革**）（**醍**）（**醐**）教實親王の鑄色なり、親王は宇多天皇の皇子にして最長壽に長じ、

自ら流泉啄木の曲を作りたれども、聚く聽して人に傳へざりしを、螺丸いつとなく、これを聞き覺え、家には其曲を彈じ得るに至れりといふ、後ち隱者となりて四方に流離したりしが、延喜五年頃、逢坂の關の邊に庵室を結び、時に琵琶を彈ずるを樂しみとなせり、其所持にかゝる琵琶は無名といへる名器なりき、當時琵琶の名手として著明なりし源博雅のごときも、流泉啄木の曲は、螺丸に付きて傳授を受けたりといへり、以て其巧みぜられたるを知るべし、螺丸また和歌を善くす、彼の百人一首に入りたるこれやこのゆくも歸るも別れては知るもしらぬもあふ坂のせき」の詠は、普く人口に膾炙する所なり、世或は螺丸を以て盲人なりと信ずるものあれど、右の逢坂の詠の端しがきに「逢坂の關に庵室を作りて住しに、行きかふ人を見てよめる」とあるにて誤りなる事明かなり（百人一首一夕話）

**センス** 簾（簽） 卷本に結び付け、或は冊子の間に挾み置きて、抽出の用に供する文房具を云ふ、卽ち表題にて見出し易き爲なり、もと支那の制によりたるものにて、牙又は木竹を以て製し、經籍の名を記し、上頭に孔を穿ち、緒を通じ、帙裝の紐に附け、或は直に卷子に結び付く、又軸頭を直に截に造りて、その書名年號等を記するものあり、之れも截と云ひ、又往來軸と云ふ、牙にて造りたるを牙截と云ふ、伊藤東涯はコハセと譯したり、檢、排、燕尾、面食、金題、押題、裝裝、挾裝子、裝貼、冊題、外題、帙頭、隔頭、趙條とも云へり、其形一定せず、好古小錄に軸頭を牙截の如く製して、其書名及び年號等を記す軸を名て截と云ふ（南都にて往來の軸と云ふ、何の義たるなしらず、嘗て古物數十枚を見ちに其の形一ならず、意に任せて造るものなりと云へり、余聚も亦正倉院東大寺等の古文書の軸を見るに其形ち同じきもの少し、正倉院文書天平勝寶七年四月廿一日遠東寺司牒に、牙截漆枝と見えたり、空穗物語國讓の條に、大將云々、藤つぼのわか宮の御もとにて、てづからゐうらい月日かきて、せむたて〜御なし給へり」と見えたり（牙截考、同附錄、同附記、古事類苑文學部）○また除目簽と稱するものあり、安遊隨筆に「除目簽と云ふ事あり、又截とも書く、或書に云く、除目の前に小折紙に任名書き付けてなし置くなり、夫なちい




さく紙札に寫し、簽の先にまきつけ、箱のふたに入れ上ぐるな、執筆卷物に寫し、天子に奏るなり、扨一人一人に宣旨を職事書き出せば、內裏の役人印鑰を請けとり、殿上の庭に立ちて印を出だすなり、簽と云ふ物は、木を細く一尺ばかりに四角にして、もとを細くして先をとがん形に刻るなり、則ち紙札とよませたり」といへり、

**センイウカ** 仙遊霞 名樂唐樂、食調二十四曲中の一二名仙人河、又仙神歌と稱す、新樂にて小曲、或は古樂とも云へり（體原遊藝傳來詳かならず、宮家儀行の時、樂人此曲を奏多の橋上に於て奏するよし、教訓抄などに見ゆ、舞は無し（歌謠品目、禮樂志）

**センイリウ** 先意流 當田一圓宮重次の創めたる疵刀術の流派、其門人正木俊光其妙旨を得て正木流を創む○當次の事蹟詳かならざれども、蓋し江戸時代のはじめ頃の人なるがごとし（武術流派錄）



**センエ** 善慈 蹴殿（シヨウクウ）を見よ、

**センエウデン** 宣耀殿 名樂大內裡宮殿の一、後宮にして女御の居所なり、「センヨウデン」とよむ例なり、麗景殿の北、貞觀殿の東に在り、廣さ七間四面（南北の廂を合せば九間、四方に廂あり）中央七間二間を身舍とす、西は廂の外に簀子あり、中央に反橋の渡廊を以て貞觀殿南廂東一間の東面に通じ、其南第一間にも同く反橋の渡廊ありて常寧殿北廂の東面に接す、西面に廊あり、立蔀を建つ、南は、切馬道によりて麗景殿に續き、其間に築墻片廂廊あり、東は、南第三間の所に、淑景舍の西廂の南端に通ずる渡廊あり、北は、壇及び溝を隔て、安喜門に相對す、皇居（ヲウウキヨ）の掃部寮書（松茸抄、大內裡圖考證）

**センカイ** 線鞋 香の一種、絲綫にて作りたるもの、王朝時代男女之を普通に用ひたりゝ（經妙）して事に便なるより、婦人之を用ふといふ、著くる時、其上を鎖むれば履の如く、其上を解けば舒ぶといふ、延喜式縫殿寮式織殘齋服の條に、綿鞋四兩と見えたり（簽注儀名抄）

**センカハンジヤウウス井** 千川上水 上水（ジヤウスイ）を見よ、

**センカフ** 關白 關白の父たる前關白の出家したるものを云ふ、羅定太閤の略稱なりと云ふ（官職難儀、故實拾要、有職袖中抄）然れども、もとは攝關家に限りたる事にあらざるべし、吉野記訓抄文治二年八月十三日の條に「且申二合殿閤禪門一可二參一相計一歟」とあり、この殿閤禪門は、藤原親經の父後經にして參議左大辨たりしなり、

**センキ** 善紀 私年號、相當年代詳かならず、運歩色葉集に、孝鎌天皇三十二年相當に作り、三





紀問答續と爲す、埃雲抄に、武烈元年相當と爲し、年代記皇代記等は、繼體天皇十六年相當に作り、凡四年間錯續と爲す、また二中歷は善紀に作る（逸年號考）

**センキヨ** 箜篌 鉦鼓をのする臺架を云ふ、この器今傳はらず、故に其形詳かなることを得ず、延喜兵庫寮式に、鉦鼓箜篌九脚とある是なり、隋書に橫曰箜、飾以鱗鳳、植曰篌、飾以龍及羽屬、箜加二木板於上、謂之樂、設人刻其上爲崇牙以挂鐘、周人畫繪、爲簨簴、鐘之以虡、垂五采羽於其上、垂流蘇、以合采羽、五代相因同用之、文獻通考鍾磬筍虡條に、樂器植木、兩端刻龍蛇鱗物之形、鐘簴植木、刻猛獸之形、爲三之趾、磬虡植木、刻羽鳥之形、爲三之趾、大架小架、編鐘磬之虡也」など見えたり、本邦に傳ふる鉦鼓等の臺架と異なる所あれど、亦參考に資すべし（歌謠品目、樂器考）

**ゼンクネンノタタカヒ** 前九年戰 陸奧國阿倍頼時は陸奧の豪族なり、累世其地に住し、頼時に至りて、益に勝澤、和賀、江刺、稗抜、志波、岩手の六郡を領し、衣川の險に據りて、盤に附邊を侵略し、威嚴外に及ぶ、海陸を跨有し、資產富饒なれども、賦貢を輸せず、傜役を勤めず、而して代々の國司之を制する事能はざるなり、後冷泉天皇の永承中國司藤原登任奥羽の兵を率ゐて大に鬼切部に戰ふ、登任敗績し死者甚だ多し、事京都に聞ゆ、廷議源頼義を擧げて、陸奧守鎮守府將軍とし、頼時を討たしむ、頼義卽ち子義家、義綱等を具して陸奧に下りしが、會々大赦ありて其罪を免ず、頼時大に喜び身を委れて歸伏し、爾來國境靜謐なる事數年なり、頼義任滿つるの年、府務を行はんが爲に鎮守府に入り、留まること數十日、頼時之を奉ずる恭謹にして、駿馬金寶の類を獻ずること頗る多し、既にして頼義國府に歸らんとし阿久利川に宿る、其夜人あり、藤原光貞の營を犯し人馬を殺傷せり、探知するに頼時の子貞任の所爲なり、頼義大に怒り貞任を捕へて罪せんとす、頼時之を聞き、子弟同族を集め、衣川に據り關を閉ぢて反す、天喜四年七月朝廷頼義に勅して之を討たしむ、國內また騷然たり、頼義卽ち坂東の兵を發して步騎數萬を得、國內また騷然たり、頼義卽ち坂東の兵を發して步騎數萬を得、國內また騷然たり、頼時の女婿藤原經清、平永衡等皆舅に叛して頼義に歸す、頼義其內應せん事を恐れ、永衡及び其腹心の者四人を斬る、經清自ら安んぜず、卽ち流言を陣中に放ちて曰く、頼時經騎を遣はし、國府を襲はんとすと、時に頼義麾下の諸將の妻子國府に在り、故に衆皆國府に歸らんことを頼義に勸む、是において頼義は金爲時をして頼時を攻めしめ、自ら驍勇數千を率ゐ、經清等大軍驅援の間に乘じ、頼時の軍に投ぜり、今年頼義任滿ちしかば、朝廷新司を補したれども、合戰の事を聞き辭して赴任せざるを以て、更に頼義を重任し、なほ征伐の事に從はしむ、五年九月頼義頼時と大に戰ふこと三日、頼時流矢に當りて死す、貞任父に代りて軍を督し、勢日に盛んなり、十一月頼義兵千八百を率ゐ貞任を川崎の柵に討つ、此の日大風雨あり、人馬凍死す、貞任卽ち鳥海に戰ふ、頼義大敗し、僅か卽ち奏して曰く、諸國の兵猥兵士、徵發の名ありと雖も、到來の實なく、且つ出羽守源兼長、臣と力を戰せて賊を討ずるの意なし、幾許を蒙るにあらずば、何ぞ征伐するを得んと、報廷卽ち兼長の任を止め、源賢頼を以て出羽守に補す、然して賢頼亦遲延して來り援けず、諸國の兵猥軍兵また到らず、故を以て貞任經清等を攻めし、物を徵納す、其勢頗る強く、頼義

割すること能はず、卽ち出羽の豪族清原光頼及び武頼を誘ひて官軍を援けしむ、康平五年頼義の任滿ちしかば、朝議當際經重を以て之に代ふ、國民軍士等皆頼義の威風を慕うて、經重に從はず、經重已むを得ず京都に歸る、朝議紛紜の間、頼義頼りに使を光頼武則に遣して其來り救はんとを求む、是に於て武則同年七月を以て、子弟一萬餘人を率して來會す、八月共に兵を合し、小松柵に貞任の弟宗任を敗る、時會々霖雨あり、空しく數日を送り、頼義の陣中軍糧に乏し、宗任其弊に乘じ、磐井以南の諸郡を誘ひ、官軍の糧道を絕ち、其輜重を奪ふ、頼義兵一千を栗原郡に分遣して之を防ぎ、又三千人を磐井郡仲村に遣はし稻禾を刈らしめて糧となす、營中留まるもの尠し、貞任探知し、精兵八千を以て其營を襲ふ、克たず、頼義騎に乘じて追擊し、衣川柵を燒き、鳥海柵を拔く、貞任等退きて厨川柵に據り、死守奮鬪し鋒頼る銳し、頼義大軍を以て之を圍み、且火を放つ、會々大風起りて煙焰天に漲り、樓櫓屋舍一時に灰燼となる、貞任圍を衝て出づ、官軍鋒を以て之を刺す、いまだ死せず、大楯に載せて頼義の前に至る、頼義その罪を責むれども答へず、弟重任、子千代童子、及び經清等縛に就きて斬らる、伯父爲任、弟家任、宗任等出で、降り全滅皆乎で、康平六年二月頼義、貞任追討清經等の首を京におくる、京都以て壯觀となす、朝廷其功を賞し、頼義を拜して從四位上伊豫守となし、武則を以て從五位下鎮守府將軍となす、尋で七年に至り、頼義捕虜を具して京都に上る、前後兵を用ふること實に九年の久しきに及べり、故に後三年の戰に對して前九年の戰といふ（陸奧話記、百錬抄、大日本史）

**ゼンクワ** 善化 私年號、繼體天皇十六年に

相當し凡五年間（海東諸國記凡四年に作る）繼續す（逸年號考）

**センクワウ井ンノニフダウ** 禪光院入道 德大寺實淺（トクダイジサネアツ）を見よ、

**センクワウコクシ** 千光國師 榮西（エイサイ）を見よ、

**センクワウジ** 善光寺 所在 信濃國水內郡長野市の北大峰の麓 沿革 天台宗、寛永寺末、大本願は淨土宗別格寺○本尊は一光三尊の阿彌陀佛（中央は阿彌陀の立像、脇立は觀音勢至の二菩薩）、一說には釋迦牟尼佛なりとも云ひ、古來二說あれども、寺傳には斷じて一光三尊の阿彌陀佛なりとす、實見したる者の言に依れば、所謂推古式の金銅像にして、密教傳來以前の式なるを以て、彌陀釋迦分明ならざる所ありと 沿革 扶桑略記、欽明天皇十三年十月百濟の聖明王、經像等を獻ずる條に、或記を引て曰く、信濃國善光寺阿彌陀佛像則此佛也、小治田天皇（推古）御時壬戌年四月八日、令秦巨勢大夫、奉請秦氏造信乃國云々」、又善光寺緣記を引て曰く、「天國排開廣庭天皇（欽明）治十三年壬申十月十三日、從百濟國阿彌陀三尊浮海來、著日本國攝津國難波津、其後經卅七箇年、始知有佛法、仍以此三體、爲佛殿之最初、故俗人號之、悉曰本師如來、小墾田推古天皇十年壬戌四月八日、依佛之託宣、忽下勅言、奉移信乃國水內郡、佛像最初靈驗現焉、件佛像者、元是釋尊在世之時、天竺毘沙離國月蓋長者、隨釋尊教、正向西方、遙致禮拜、一心持念彌陀如來觀音勢至、爾時三尊倪、身於一搩手中、現住、月蓋門閭長者面、見一佛二菩薩、忽以金銅、所奉鑄寫、之佛菩薩佛也、月蓋長者運化之後、佛像飛空、飛到百濟國、已經二千餘年、其後浮三來本朝、今善光寺是其佛像也」とあり、欽明天皇の條に「むかし佛在世に天竺の月蓋長者鑄たてまつりし、彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りけり、難波の御江におくられたりしを、善光と云者とりたてまつりて、信濃國に安置しける、今の善光寺是なり」とあり、寺傳には推古天皇十年、善光信乃國伊奈郡麻績の里に草屋を營みて佛像を安置し、皇極天皇元年水內郡芋井の郷、即ち今の長野に遷したりとあり、是等は直に事實として信用すべからざれども、今の本尊は所謂推古式の古像なりと云へば、古き由來あるべしと雖も、唯其創立の年代等文獻の徵すべきものなきを以て、詳かにし難し、吾妻鏡に依るに、治承三年に火災に罹り、文治三年七月賴朝國內の庄公に令して奉加せしめて再興せしむ、下知狀に、有伴寺靈驗殊勝伽藍也、草創年舊、堂宇破壞、加之動有火災之難、魂石之外更無殘云云、とあり、以て其創立年代の舊くして治承以後大に荒敗したりし狀を知るべし、幾もなく再興の工事成りて、建久二年十月二十二日（金堂落慶）嘉祿三年十月十六日（五重塔落慶）、寛元四年三月十四日、建長五年四月廿六日に供養法會あり、弘長三年三月北條時賴水內郡深田郷內の水田六町を寄附して、不斷經衆不斷念佛衆等の料に充てたり、當時天台宗園城寺に屬して別當職等あり、大に隆盛なるを致せり、然るに文永五年三月、及び正和二年三月に火災に罹りて諸堂燒失し、相國寺無求等に詔り、諸國に募緣して再興したりり、其後數々火災に遭ひて燒失したり、弘治元年武田信玄甲斐國に新善光寺を建立し、永祿元年八月本尊を遷して安置し、天正十年織田信長美濃岐阜に一年德川家康遠江濱松鴨江寺に遷し、慶長二年七月後陽成天皇の勅により、山城東山方廣寺に遷し、同年八月に至り信濃の本寺に歸座す、慶長六年九月家康水內郡長野等の地一千石を寄附す、寛永十九年五月火災に罹る、翌年再興したりしが、元祿十三年七月又火災に罹りて諸堂燒失し、同十四年十二月より諸國に募緣し、同十六年幕府伊賀守永井直敬伊豆守眞田信房をして工事を監督せしめ、寛永四年七月に至りて落成す、是れ即ち現今の本堂なり○本堂、正面に在り、總屋根桧皮葺一千一百五十二坪八分三厘、前面外陣（一に拜堂彌勒の間といふ）中陣內陣に分れ、內陣の高所瑠璃壇上七重の戶張の內に本尊を安置し、右方（東方）に善光同夫人彌生姫、同長子善佐の像（元祿十五年江戶山口某寄附）を安置す、瑠璃壇の下に戒壇あり○山門、寛延三年五月の建立、正面に歡喜心院宮殿善光寺の額を揭ぐ、○鐘楼、本堂の東南に在り、寛永元年の再建○經堂、本堂の西南に在り、寶暦四年再建、同八年落慶○二王門、長野市大門町通を上りたる所に在りしが、明治二十四年燒失したり○五重塔、本堂の東に在りしが、元祿十三年七月燒失したる後、再建せず○大勸進、山門の西に在り、別當を置く、寺傳には、大慶慈始祖甲斐國司若麻續（ワカヲミ）東人（ヒト）（後善光と稱す）を第一世大勸進別當となすといふも、其實鎌倉時代の初め再建に力り、諸國募緣したるより大勸進の稱起りたるものなるべし、吾妻鏡に、善光寺大勸進と人とあり、天台宗に屬し本尊の鎧鏡を掌り、兒僧を監す○大本願、蓮仁王門下に在り、寺傳には、推古天皇の大本願により、本寺建立ありて、大臣蘇我馬子の女を尼とし、尊光尼と號し、寺務職に補す、是れを第一世となすと云ふも、固より信ずべからず、中古天台宗聖護院に屬し、元文五年六月東叡山支配となり、明治十一年十一月淨土宗知恩院所轄となる、從來大勸進大本願の紛爭絕えざりしが、近



年に至り和解せり（吾妻鏡、善光寺道名所圖會、善光寺名所圖會）

**センクワウモン** 宣光門 大內裏八省院二十五門の一、拾芥抄に、謂之北面翔鸞第一內門、と見ゆ、大極殿の東に當り、東福門の東廊を隔つ四間の所に位し、蓋彌後の北廊十五間の所に在り（大內裏圖考證）

**センクワウモン井ン** 宣光門院 系統 藤原實子、法名遍昭智 系統 權大納言實明の三女、母は大納言公實の二女 事蹟 花園天皇の紀永仁五年に生る、元弘二年正月八日從三位、正慶元年十二月十三日准三宮、建武五年四月廿八日院號あり、貞和四年十一月十四日尼と爲る（女院小傳）

**センクワテンワウ** 宣化天皇 系統 彌生は檜隈高田、また高田聲、武小廣國推尊とも稱す 系統 繼體天皇の第二皇子、母は尾張連草香の女目子媛、第二十八代の天皇 事蹟 皇略天皇十一年降誕、安閑天皇の崩後六十九歲にして即位し、大和國檜隈廬入野宮に在りて天下を治め給へり、二年新羅任那を弔せるを以て、大伴狹手彥を遣はして任那を鎭ぜしめ、且百濟を救はしむ、在位四年にして崩ず、御陵七十三、大和國高市郡白橿村身狹桃花鳥坂上陵に葬る（皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

**センクワウモン** 仙花門 大內裏內廓の門、一に宣華又は仙華に作る、紫宸殿の西北、明義門の北に在り、即ち紫宸殿北廂の四面の階より、清涼殿に至る處に在り（大內裏圖考證）

**センクワウモン井ン** 仙華門院 系統 源惟子 系統 土御門天皇の皇女、母は中納言有雅の女 事蹟 寛元二年十二月十六日、內親王宣下、同日伊勢齋宮と爲り、同四年正月廿九日退下す、寶治二年八月八日、皇后宮の稱號（貴族）、建長三年三月廿七日院號を賜ひたり、弘長二年八月廿一日薨去（女院小傳）

**センゲ** 宣下 天皇の御言を下すを云ふ、勅宣の下る義なり、院號宣下、親王宣下、將軍宣下と云ふ類なり（有職小說）

**センケウワウ** 選齋館 舊芝村濱の學校 沿革 元祿九年織田長清、式上郡成重村に創立し、大和國式上郡、現今磯城郡）芝村字駒止 所在 京都より北村可昌を招き、共に文學を修む、又武館一棟を建て、青莢堀と稱し、武術を研究せしめ、朱子學を主とす、正德三年店所替の爲め、芝村駒止に移せり、明治三年に至り明齋館と改稱す（日本教育史資料）

**センケウジ** 宣教使 系統 明治政府初年の職名、宣教の事を掌る所 沿革 明治二年四月太政官中置く所の教導取調局より繼續し、七月官制改革により獨立したる、大教宣布の職を掌ること、なり、十月、神祇官の管する所と爲る（法令全書）

**センケウジ** 泉橋寺 所在 山城國相樂郡上狛村○今は泉橋院と云ふ 沿革 淨土宗○本尊地藏、聖觀音 沿革 天平十三年、僧行基橋を泉川に架し、其供養を修めんが爲に之を建立せし所なり、行基寺を五畿內に創立すること四十九院、當寺は其一に居る、初め律宗なり、天平十三年三月聖武天皇泉橋院に行幸の日、行基の爲めに食封一百戶を付し、左大臣長屋王、右大臣橘諸兄も食封五十戶を施入す、孝謙崇峻兩帝の臨幸あり、もと本寺なりしが、寶永中淨土宗となれり、往古は堂宇壯美なりしが、今は其殘分を存するのみ（山城名跡志、平安通志、京華要誌）

**センケウヂ** 千家氏 天穗日命より出づ、皇孫降臨の初めに當り、天神諸神と議して、國平の使神を撰び給ふ、天穗日命その使命を奉じて、その國土を巡視し、その手武夷鳥命を遣して大國主神を繼め、遂に天下を讓らしむ、故を以て天神大國主神の爲に天日隅宮を營造し穗日命をして、その祭祀を主らしむ、これ即ち出雲國造の始祖なり、而して代々國造に補せられ、出雲大社の西側三歲川の西邊に住す、二十四世果安もまた和銅元年國造に補せられ、五十三世孝時の五男孝宗家職を襲ぎ、その弟貞孝また別立して北島と稱す、よりて孝宗は自ら稱して千家と號す、これより先、前家また先家の字を用ひたりしが、こゝに至りて千家と稱するに至れるなり、爾來連綿相續ぎ出雲大社の祠官たり、明治に至り華族に列せられ男爵を授けらる（華族諸家譜）

○天穗日命—武夷鳥命—櫛瑳命—津佐命—
博瑳前命—櫛月命—櫛瑳鳥海命—櫛日命—
知理命—毛呂須命—阿多命—氏祖命—駱駝命—
來日田雄穗命—三島足努命—意宇足努命—宮岡宿禰—
布奈宿禰—布鋼宿禰—意岐等大臣、美許大臣—叡屋臣—
帶許督—果安—廣島—弟山—袋方—岡上—
岡成—人長—千岡—張速—旅人—豐持—
時信—常勝—氏弘—春年—吉愚—岡明—
國經—紀麻—宗房—繁宗—兼忠—兼經—
宗孝—孝房—孝綱—政孝—義孝—泰孝—
孝時—孝宗（千家）—直岡—高國—持國—直信—
—直孝（北島）

高俊—豐俊—高勝—直勝—慶勝—義廣
元勝—尊能—尊光—尊房—直治—宗敏
歳満—豐昌—豐賢—俊勝—俊秀—尊之
尊孫—尊澄—尊福

## センゲンノジンジャ　浅間神社

【所在】駿河國府中（今靜岡市宮ヶ崎町）駿櫻山。新宮ともいふ、現今神部神社、大歳御祖神社と合せて國幣小社たり【傳說】櫻樹（櫻樹）櫻樹天皇の延喜中勅願に依て、當國の富士木宮淺間より勸請して創建す、因て新宮といふ、村上天皇の御宇、駿河の國司瑞夢に依て再び奏聞の上社中の再建あり、その後代々の將軍修理を加ふ、降りて天正慶長の頃、德川家康篤く信仰して造營修繕する所あり、代々治國の祈願所たりといふ、寛永十一年家光の時、殊に諸國の名工を寄せ結構壯麗なる社殿等を造營せり、安永二年火災に罹り社殿諸堂悉く焼上す、神領二千六百餘石を有す、祭祀は昔だ多し、往古勅使參向朝儀の式ありしといふ、年中の大祀、二月廿日諸樂會、三月三日桃湯會神事、五月五日、六月廿日の流鏑馬、四月十一月初申日の祭等を行ふ、明治廿八年國幣社に進列す（駿河國誌、新風土記、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

## ゼンコウジ　禪興寺

【所在】相模國鎌倉郡山之内村○開源山と號す【宗旨】禪宗臨濟派に屬す。關東十刹の第一たり【起原】康元元年北條時賴道崇の素願を遂げんとし、兩栖の地をトして、一宇を造立し、最明寺と名づけ、堂の傍に一亭を設けて隱居す、同年七月宗尊親王參詣、十一月十三日時賴落髮、道覺を戒師とす【沿革】弘長三年十一月時賴當寺の北亭に卒す、時賴の卒後廟所となり、住僧なきを以て、遂に廢寺となる、建長中時宗再興して禪興寺と稱し、道俗を開基とす、康暦元年十二月管領足利氏滿堂塔を建立し、願る壯大を極む、その後漸次衰頽す、天文十六年十月小田原北條氏より、當寺總門内の田圃及び山野竹木を塔頭明月院に寄せたるを見れば、本寺の荒廢せし事想像するに餘あり、江戸時代佛殿僅に存し、明月院に屬せしが、現今は明月院のみとなれり【塔頭】明月院、開山は守藏、開基は上杉憲方なり、初め明月庵と稱す、永德三年十二月左兵衛督氏滿庵領として岩瀬郷を寄す、後屢々寄進す、應永元年十月憲方卒して此に葬り、法名を明月院と號す、蓋し庵號も此時始めて院と稱せしなるべし、後ち上杉憲定憲基顯定等地を寄せ院を保護す、江戸時代建長寺の塔頭に屬す○寶物に古文書の外明月院古圖（憲方の頃のもの）、上杉憲方の像あり、共に國寶なり、時賴の墓は院の前の田圃に在り（鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿）

## センゴクウヂ　仙石氏（但馬出石）

姓は藤原、鎮守府將軍利仁の七世後裔左衛門尉貞則明、源組義に從ひて前九年役に功あり、其男四郎大夫能秀美濃國に住す、五世三郎大夫成基、源賴朝に仕ふ、七世大藤巡久重、建武二年足利尊氏に仕へ、層巒中國山縣郡中村の地を賜ひ千石谷に住す、後千石豐、十岐氏に屬し、五百貫餘の地を領す、五世治兵衛久盛、享祿中雲藤山城守十岐氏を亡ぼす時、封邑を守る、後ち義龍に從ふ、其子錦弘、越前國伊藤守管原國綱の養子となり孫次郎と稱す、永祿六年仙石家一族死して嗣なきを以て復歸し、雲藤龍興に仕ふ、秀久の時、機田信長に從ひて豐臣秀吉の部下となる、姉川役以來の戰功により、天正十一年淡路須本城に二萬石に封ぜらる、十三年四國を征せし後讃岐に移封、十四年秀吉の命を以て豐後に入り、島津義久の兵と戰で大敗す、秀吉大に怒りて所領を沒收す、十八年小田原征伐の時、功を以て罪を許され、信濃小諸城五萬石に封ぜらる、慶長五年德川家康に從ひて上杉氏を討す、關ヶ原の役秀忠に從ふ、子長部少輔忠政大坂の役從軍して功あり、八年十二月一萬石を加賜せられ、移て上田城を治む、前封を併せて六萬石、寛文九年二月越前守政明、二千石を叔父次右衛門政勝に分封す、寛永三年二月封を但馬國に移され、出石城を治む、天保八年十二月道之助久利二萬八千八百石を削らる、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（藩輪譜、武鑑、德川加除封錄、華族諸家略、華族譜）

○秀久—忠政—政俊—忠俊—政明—政房
政辰—久行—久道—政美—久利—政固

## センゴクヒデヒサ　仙石秀久

【名稱】通稱權兵衛【系譜】藤原久盛の子【事蹟】少より豐臣秀吉に仕ふ、秀吉播磨を領して、いまだ織田信長の部將たりし時、信長の命あるにより、秀久を淡路に遣はして、安宅冬康を須本城に攻めしむ、秀久即ち海に航して、これを降す、幾ばくもなくして信長弑逆に遇ひ、秀吉事を執るに及び、須本城を秀久に賜ふ、天正十一年七月紀州を討して越前守と稱し、十三年の夏、四國の戰に殉錄し、功を以て讃岐を賜ひ、因てこれに移る、十四年秀吉の島津義久を征するや、秀久、長曾我部元親と共に、兵を率ゐて豐後の府に至り、尊で戸次川に於て義久の軍と戰うて大敗す、秀吉其怒を攻めて封を奪ふ、十八年小田原征伐の師起るに及び、



秀久密に軍に從ひ、小笠原貞慶の手に隨ひて奮戰す、秀吉其志を嘉し、七月罪を許し、更に信濃小諸城を授け、五萬石を食ましむ、慶長五年德川家康の上杉景勝を征せんとして奥州に下向せる時、之に從ひしが、石田三成等擧兵の報あるに及び、德川秀忠に屬して四上し、上田城攻の時には其先驅たり、後命により小諸城に留り、遂に關ヶ原の戰に會せざりき、十九年五月六日卒す（德川實紀、藩輪譜）

## センゴクフ　千石夫

夫役の一種、德川家康慶長八年二月、結城秀康以下七十八諸侯に課して江戸市街を修理し、水路を疏鑿せしむ、是時千石に一人の役夫を課せしを以てこの名あり（德川實紀）

## センザイアハセ　前栽合

【名稱】前庭に栽うべき草木の勝れたるものを集めて、人數を左右に番ひて其優劣を判じ、題を設けて歌を詠じ、興を催ほしたる遊戯を云ふ、前栽とほもと草木の類を前庭に植ゑたる有樣を云へるものなるが、後には專ら庭に栽うべき草木の名となれり【起原沿革】宇多天皇寛平の時菊合あれば、此の頃より行はれしこと明なれど、前栽合と云へるは、延喜元年に行ひしを始めとす、日本紀略に「延喜元年八月二十五日、甲辰、有二前栽合事一」とあり、又拾遺集賀部に、右大臣源光の家に、前栽合し侍ける、まけわざをうどれりたちばなのすけずみがし侍ける、ちとりのかたつくりて侍けるに、ままをてはべりける、つちゆき、たがとしの歌とかはみん行かへりちどりなくなる濱のまさごを」と見えたり、雷庫內裏、院宮以下諸臣の家にても盛に行はれしこと勅撰和歌集、夫木抄、榮花物語、著聞集等に見えたり、前栽考を按ずるに、前栽を愛したるは室町時代までにして、其後は家屋建築法に變化を生じたるを以て、前栽大に衰へたりと云ひ、合物志によれば、弘安二年六條殿（後深草院御所）にて行ひし後は、昔に見ゆること稀なれば、平安朝より鎌倉時代までは、最も盛に流行し、漸次衰頽せしものなるべし（合物考、前栽考）

## センザイワカシフ　千載和歌集

【卷數】二十卷【內容】四季、別、戀、哀傷、賀、雜、雜、短歌、旋頭、物名、俳諧、釋教、神祇に部類し、歌凡千二百八十四首（或は千二百七十七首）を收む【編纂】藤原俊成、後白河院の院宣に依て撰集し、後鳥羽天皇文治三年九月奏覽す（詠書一覽、歷代和歌勅撰考）

## センジ　宣旨

【名稱】公文書の一、もと勅旨を宣傳する義なり、職員令に、「中務卿、掌二宣詔旨一」、義解に宣旨謂二侍從之宣一也、集解に、宣旨者宣出也、旨者勅旨也、と見えたり、然るに後ち一轉して別に口勅を傳宣する一の簡便法となり、更に文書の名稱となれり【種類】三種に分る、

（一）類聚符宣抄、

麿ニ交易ニ厨雜用新絹布事、
右被ニ右大臣宣ニ、偏ニ厨家用新地子是定、而至ニ于件布一、更請ニ官物ニ於ニ事論ニ之、甚非ニ道理ニ、宜ニ支ニ度年中用新ニ御ニ所出國ニ交易令ニ進、永以爲ニ例者、
弘仁三年十二月廿八日　少外記船連湊守

（二）同書

左大臣宣、比來御ニ諸國ニ令ニ進ニ餘夫之文一、進部每旬令ニ覽ニ上官一、以爲ニ恒例一、
天長三年三月十三日　少外記島田朝臣清田

（三）同書

召ニ仰右兵衛權大尉藤原宣世井右馬大屬布施保興一了、
左少辨藤原朝臣忠平宣、
五畿七道諸國所ニ居住之宿衛等、且注ニ貫屬一、可ニ言上之由、宜ニ下知一者、但官符到來之後二十日內言上者、
延喜九年十月十九日　左大史小野常貫

石の第一と第二とは、太政官なる上卿より外記に仰せ下したるものなる書く場合にして、第三は辨官より天皇の旨を傳へしものか書きし場合なり【種類】【內容】內侍勅旨を承りて、職事蔵人に傳へ、職事蔵人に出でゝ其上卿に告げ、上卿外記に命じて其旨を記して宣下す、これ第一第二の書式なり、又時として辨官に命じて、辨官より史官に宣下して其事を書かしむ、これ第三書式に當る、而して此の宣旨より更に變化して口宣を生ずるに至れり【起原沿革】もと內侍掌りて、中務卿に傳へて、宣下したりしが、時として內侍より直ちに勅旨を仰せ下すことあり、之を內侍宣と云ふ、頗案符宣抄に、

麿勘內案事
內侍宣、有ニ勅進奏之紙一、鳥墨者多、自今以後簡ニ淸好者一、宛ニ奏紙一、若不ニ改正一、執奏之少納言必罪之、當番案主、宜ニ知ニ意勘之一、不ニ可ニ遺忘一、
延暦九年二月十四日

と見えたるは其一例にして、宣旨の最も古きものなり、弘仁に至り、蔵人所を置きし後は、內侍勅を承りて、蔵人に傳へて宣下することゝなれり、蔵人より出でたるは、頗案符宣抄に見えたる弘仁三年十二月二十八日の文書とす、從來詔勅は手續上煩雜なるを以て、蔵人をして、敏活に事を處せしめんを以て、中務省の權蔵人に移りて、勅は權式にのみ用ひらるゝに至れり、宣宣旨、大宣旨、小宣旨、綸宣旨、院宣旨等の名目は此の樣式を移し用ひたるものなり、委しくは「クヮンセンジ」を見るべし、又口宣（クセン）、綸旨（セサシ

ション）動會（チョウシヨウ）を生壽子べし（黒板博士說）

**センジ　宣旨**　女房の名、中宮、春宮、摩宮、鄰白等の家に仕ふる女房を云ふ、初めは、宣下の時の宣旨を取り傳へたる女房を言ひしが、後には宣旨を取り傳へさるも、上臈の女房を宣旨と云ふに至れり（入聖御抄、玉葉、葉黃記、有職問答）

**センジ　膳司**　（発音）「カシハデノツカサ」とも訓む膳部御膳を造むる時先づ嘗め、又は膳部、酒醴、果蓏等の事を掌る、后宮十二司の上（膳部）尚膳一人準正四位、典膳二人準從五位、掌膳四人、采女六十人（膳部）文武天皇の大寶元年創置、延喜以後廢して復置かず（令義解）

**センジ　禪師**　（発音）禪定の宗師の義、佛教の三學（戒定慧）中殊に禪定は肝要なれば、高僧を恭めて禪師と云ふ、參住意天子所問經に「天子問、何等比丘得ゝ言ゝ禪師ゝ文殊師利答言、天子此禪師者、於ニ一切法一、一行思惟、所謂不生、若如ゝ是知得ゝ言ゝ禪師ゝ云々」とあり（聖徳）天平寶字元年九月、道鏡を大臣禪師となす、天平神護元年閏十月太政大臣禪師となす、然るに後ち禪宗興るに及んで、禪師は禪宗に限りて、用ふることゝなれり、支那唐朝に達磨の法孫神秀を大通禪師と號す、空華日工集に「禪師號自ニ神秀一始ゝ」といへり、我國にては後宇多天皇始めて建長寺の開山道隆に示寂の後、大覺禪師の稱號を賜はる者嚆矢なり、今禪師となりし人々を示せば左の如し（續日本紀、元亨釋書、空華日工集、禪林象器箋）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 佛光禪師 | 龜元 | 佛源禪師 | 正念 |
| 宗覺禪師 | 普寧 | 妙悲弘濟禪師 | 一寧 |
| 大興禪師 | 道然 | 法海禪師 | 靜照 |
| 法雲禪師 | 靜照 | 圓明佛濟禪師 | 院象 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 佛樂禪師 | 懿旗 | 大通禪師 | 千鑑 |
| 法燈禪師 | 覺心 | 曾覺禪師 | 道隆 |
| 佛照禪師 | 慧曉 | 圓一禪師 | 世源 |
| 大法源禪師 | 道泉 | 佛智禪師 | 慧雲 |
| 法雲普濟禪師 | 元晦 | 法照禪師 | 深海 |
| 佛頂禪師 | 嘉宗 | 妙應光國慧海慈濟禪師 | 永頌 |
| 佛心禪師 | 普門 | 大祖正眼禪師 | 義亨 |
| 冰源禪師 | 道生 | 佛惠禪師 | 妙準 |
| 佛日誠慧禪師 | 楚俊 | 佛慧禪師 | 運良 |
| 覺源禪師 | 運良 | 普濟大聖禪師 | 宗然 |
| 佛林慧日禪師 | 處齋 | 寶覺眞空禪師 | 友梅 |
| 覺源禪師 | 良芳 | 大本禪師 | 居中 |
| 弘宗定智禪師 | 智侃 | 佛種慧濟禪師 | 圓月 |
| 佛印禪師 | 慈照 | 神光寂照禪師 | 宗弼 |
| 廣濟禪師 | 志芝 | 正宗廣智禪師 | 印元 |
| 佛慈禪師 | 龜能 | 圓鑑禪師 | 瑞空 |
| 慧鑑明照禪師 | 雲彥 | 宏覺禪師 | 德悟 |
| 性眞圓智禪師 | 中諦 | 聖問禪師 | 玉道 |
| 覺照禪師 | 德瑄 | 廣照禪師 | 常訴 |
| 眞覺禪師 | 志高 | 圓應大機禪師 | 孟達 |
| 眞慶眞空禪師 | 宗棟 | 寶珠護國禪師 | 崇孚 |
| 興文圓慧禪師 | 宗因 | 大寂常照禪師 | 義傑 |
| 宗欽悟道禪師 | 周佐 | 見性悟心禪師 | 元聲 |
| 慧光大圓禪師 | 得勝 | 本如實性禪師 | 宗隆 |
| 興宗明教禪師 | 周鳳 | 眞源大照禪師 | 雄見 |
| 圓明證智禪師 | 道秀 | 直指心源禪師 | 宗珀 |
| 慈照慧燈禪師 | 仁恭 | 寶覺眞空禪師 | 龍輝 |
| 佛照慧明禪師 | 宗泰 | 眞覺禪師 | 法序 |
| 佛慈禪師 | 妙環 | 佛慈普濟禪師 | 韶瑾 |
| 佛眞禪師 | 妙謙 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 佛眼禪師 | 義永 | 佛覺禪師 | 雄拔 |
| 大光禪師 | 宗巳 | 大光禪師 | 勇健 |
| 正宗護法禪師 | 妙顯 | 正眼智能禪師 | 祖燕 |
| 大智圓慧禪師 | 周置 | 佛慧國慧禪師 | 宗店 |
| 智海大宗禪師 | 周峽 | 佛寂禪師 | 法忻 |
| 宗覺禪師 | 靈效 | 佛統宗通禪師 | 大闡 |
| 寶慧圓明禪師 | 宗深 | 佛日眞慈禪師 | 一慶 |
| 弘宗禪師 | 英朝 | 正宗大曉禪師 | 祖一 |
| 大道眞源禪師 | 基愛 | 通照禪師 | 紹仁 |
| 等慈禪師 | 義桂 | 普覺圓慧禪師 | 巧安 |
| 佛智圓慧禪師 | 桂悟 | 法光安慈禪師 | 竺源 |
| 佛日禪師 | 桂悟 | 鏡智法明禪師 | 周勝 |
| 大珠興宗禪師 | 宗玩 | 義東 | 能照法王禪師 |
| 心略 | 法慧太淨禪師 | 宗善 | 法光眞照禪師 |
| 宗寧 | 寶傳正印禪師 | 宗忠 | 宗慶 |
| 本照禪師 | 宗珍 | 慈慶 | 普應圓融禪師 |
| 祖禪 | 存訓 | 支津 | 佛果禪師 |
| 佛照禪師 | 大慈 | 佛通禪師 | 存統 |
| 大明禪師 | 宗善 | 眞如廣照禪師 | 宗憲 |
| 妙覺禪師 | 禪儀 | 大慈普濟禪師 | 宗林 |
| 紹察 | 從尊 | 法愛大仰禪師 | 宗雅 |
| 佛日金蓮禪師 | 文觀 | 寶智圓明禪師 | 承朝 |
| 佛海禪師 | 明一 | 天桂禪師 | 建屋 |
| 東光智燈禪師 | 宗續 | 靈燈普光禪師 | 宗智 |
| 德輝普燈禪師 | 宗程 | 大祖慈海禪師 | 宗松 |
| 大證禪師 | 宗岑 | 大珠法光禪師 | 宗圭 |
| 大綱智海禪師 | 宗立 | 大慈慧光禪師 | 支承 |
| 大光佛國禪師 | 存雄 | 大通智勝禪師 | 宗佐 |
| 大傳佛燈禪師 | 宗萬 | 大通德光禪師 | 其從 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 大樂禪師 | 可什 | 大達禪師 | 正因 |
| 大徹正源禪師 | 宗壽 | 大智佛勝禪師 | 宗默 |
| 大智海禪師 | 照元 | 寒日定光禪師 | 宗清 |
| 本覺禪師 | 樂安 | 廣智禪師 | 宗卓 |
| 廣德正宗禪師 | 宗胃 | 覺覺禪師 | 文巧 |
| 眞智圓塵禪師 | 宗高 | 眞寂禪師 | 弘玄 |
| 圓光禪師 | 觀慧 | 圓通無礙禪師 | 宗顯 |
| 圓智常照禪師 | 宗顯 | 圓智悟空禪師 | 眞英 |
| 圓照佛慧禪師 | 秀格 | 圓光禪師 | 元魄 |
| 慈光圓照禪師 | 紹及 | 金剛正眼禪師 | 智圓 |
| 竺仙大法禪師 | 宗劉 | 宏光禪師 | 上昭 |
| 眞機眞感禪師 | 宗榮 | 慈德慧濟禪師 | 宗玄 |
| 眞常普應禪師 | 宗什 | 龜鏡慧明禪師 | 宗春 |
| 眞應大觀禪師 | 宗點 | 眞應禪師 | 宏海 |
| 心月圓光禪師 | 洞雲 | 本寂心印禪師 | 宗濁 |
| 圓機眞悟禪師 | 宗文 | 歷通禪師 | 衆然 |
| 覺覺禪師 | 元洋 | 佛照大鏡禪師 | 宗吾 |
| 佛心廣通禪師 | 宗慶 | 佛光普照禪師 | 守中 |
| 鄙嘉天眞禪師 | 宗圓 | 佛照大圓禪師 | 文勝 |
| 佛國照藝禪師 | 養來 | 佛國妙敬禪師 | 宗恪 |
| 佛敬禪師 | 妙讓 | 佛國普照禪師 | 舜悅 |
| 佛國大安禪師 | 宗眼 | 佛光慈照禪師 | 宗昕 |
| 妙乘神悟禪師 | 宗胖 | 佛興禪師 | 清師 |
| 佛光眞照禪師 | 念塞 | 佛海慈濟禪師 | 良聰 |
| 佛眼大觀禪師 | 慧流 | 佛眼天祐禪師 | 等貴 |
| 普覺圓光禪師 | 寶生 | 普光禪師 | 伊天 |
| 圓慧覺通禪師 | 宗龍 | 佛宗大弘禪師 | 宗眞 |
| 大觀禪師 | 理有 | 慈燈神照禪師 | 宗華 |
| 佛眼大觀禪師 | 慧流 | 佛印眞證禪師 | 全柴 |
| 法光圓耿禪師 | 令山 | 普光禪師 | 僧可 |
| 佛慧禪師 | 是英 | 佛印大光禪師 | 宗牧 |
| 佛慧大圓禪師 | 宗願 | 宗慧大照禪師 | 宗願 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 佛慧廣慈禪師 | 普在 | 佛慧禪師 | 滿願 |
| 佛鑑禪師 | 正遠 | 覺覺禪師 | 滿願 |
| 寶覺佛印禪師 | 宗勤 | 法忍大定禪師 | 宗悅 |
| 法源禪師 | 師海 | 法源知覺禪師 | 宗安 |
| 法璇正宗禪師 | 宗瑋 | 佛德大鑑禪師 | 宗鐸 |
| 法覺佛慧禪師 | 慧濟 | 佛德大通禪師 | 周及 |
| 佛德禪師 | 本元 | 佛通禪師 | 圓淨 |
| 佛智禪師 | 慧輪 | 佛智大通禪師 | 紹慈 |
| 佛性心宗禪師 | 宗印 | 佛性禪師 | 妙受 |
| 佛性活道禪師 | 支虎 | 法觀天源禪師 | 宗賢 |
| 法海普濟禪師 | 宗滅 | 佛日永明禪師 | 宗春 |
| 佛德大寂禪師 | 澄安 | 佛通大心禪師 | 宗徹 |
| 覺海禪師 | 開悟 | 圓乘安濟禪師 | 乾參 |
| 嶺山吐光禪師 | 牛道 | 覺智禪師 | 希一 |
| 弘宗普門禪師 | 宗心 | 宗恕 | 宗清 |
| 明覺禪師 | 宗鑑 | 正宗大隆禪師 | 宗清 |
| 清泉禪師 | 妙意 | 正禪大宗禪師 | 宗熙 |
| 正禪大鑑禪師 | 宗光 | 心燈慈照禪師 | 宗悅 |
| 大興圓光禪師 | 宗印 | 大規禪宗禪師 | 宗瑛 |
| 佛宗禪師 | 宗喜 | 佛心正統禪師 | 宗亘 |
| 龍脈大雲禪師 | 宗陽 | 法慧道明禪師 | 宗寬 |
| 佛機大雄禪師 | 宗琇 | 覺誠禪師 | 圓証 |
| 法雄眞遠禪師 | 宗傳 | 普覺圓光禪師 | 周宗 |
| 覺天一柱禪師 | 禪昌 | 佛印圓證禪師 | 宗安 |
| 空慧淨照禪師 | 宗鈍 | 廣德快堂禪師 | 昌隆 |
| 海慧悟明禪師 | 宗仙 | 佛通無礙禪師 | 宗眞 |
| 大悲廣照禪師 | 宗潤 | 圓光大照禪師 | 宗列 |
| 慈光不昧禪師 | 宗蹟 | 明堂古鏡禪師 | 紹滿 |
| 法眼眞淨禪師 | 希響 | 佛海慈雲禪師 | 宗乙 |
| 桃林契悟禪師 | 宗乙 | 佛陸古心禪師 | 全珠 |
| 殘夢 | 魁夢 | 佛慧天眞禪師 | 宗沈 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 諸相非相禪師 | 宗榮 | 大天法鑑禪師 | 榮六 |
| 大徹明慧禪師 | 宗璫 | 國英法鑑禪師 | 宗超 |
| 佛慈慶鑑禪師 | 孫琦 | 大宗正統禪師 | 性滑 |
| 覺性圓明禪師 | 隆琦 | 大光普照禪師 | 隆琦 |
| 徑山首出禪師 | 隆琦 | 佛智弘濟禪師 | 永琛 |
| 神機獨妙禪師 | 慧鶴 | 宏慧妙圓禪師 | 元慶 |
| 佛護神照禪師 | 圓慈 | 大方妙機禪師 | 慈神 |
| 靈眼弘明禪師 | 古泡 | 大道圓鑑禪師 | 胡僧 |
| 圓機慧禪師 | 正隆 | 圓橋眞修禪師 | 英種 |
| 應安萬國禪師 | 晃全 | 心鑑慈照禪師 | 支節 |
| 玉堂大妙禪師 | 宗舒 | 佛智無碍禪師 | 宗的 |
| 靈光禪師 | 慧海 | 照覺普濟禪師 | 爲戒 |
| 神鑑獨照禪師 | 文雅 | 神機妙用禪師 | 支薔 |
| 大綱正宗禪師 | 元麟 | 潤宗宏振禪師 | 支遷 |
| 神機妙感禪師 | 支素 | 弘濟慈雄禪師 | 鶴崖 |
| 眞見斷際禪師 | 琢宗 | 佳雲普芝禪師 | 林仙 |

**センジ　前司**　前任の國司をいふ、「コウジ」を見よ、

**センジウラク　千秋樂**　（発音）殷洛調廿二曲中の一、新樂にて小曲（別項）殷洛調後三條天皇の大嘗會に、風俗所預源賴能に勅して之を作る、殷功記を按ずるに、千秋樂あり、唐書に云ふ、開元中八月五日を以て千秋節と爲し、天下樂しすと、蓋し千秋樂の起るところ此にあるか（續樂志）

**センジマス　宣旨桝**　宣旨によりて、制定せられたる桝をいふ、其桝に二つあり、後三條天皇延久の時の延久宣旨桝、堀河天皇寛治の時の寛治宣旨桝となす、詳しくは「エンキウセンジマス」、「タケンゲノセンジマス」を見よ、

**センシン　善信**　（発音）俗名鞍部鳥女、司馬達等の女（別項）敏達天皇十三年十月、慈便に從うて、

禪藏（樊人俊菩の女）慧善（錦織盛の女）の二尼と共に出家す、是本邦出家の始めなり、大臣蘇我馬子、繡舍を營み、三尼を迎へて供養す、同十四年物部守屋中臣勝海奏して佛敎を排するに方り、捕ほれて獄石槨市の市亭に引出されて鞭打たれ、後ち敎されて馬子に附せらる、用明天皇二年、善信馬子に謂て曰く、出家の人は戒を以て本となす、願くは百濟に赴きて戒を受けんと、崇峻天皇元年、馬子善信を百濟國使に附して發遣し法を求めしむ、三年春、善信等三尼百濟より歸る、櫻井寺に住す、これより善信に就いて得度する者甚多し（日本書紀、元亨釋書）

**ゼンシン　善信**　親鸞（シンラン）を見よ、

**センジモノウリ　煎物賣**　茶賣をいふ、煎じものは卽ち茶の事なり、茶巻を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかゞは煎じもの憂の病の藥ならねば」狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へ〳〵て煎じ詰めたる煎じ物召せ〳〵」など見えたれば、室町時代の中頃、既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ（雲錦隨筆）

**センジヤウ　先生**　帶刀（タチハギ）を見よ、

**センシヤウグン　前將軍**　（一）前軍の大將、（二）征夷大將軍の隱居したるものとの二あり、（一）は武家名目抄に、按ずるに、前將軍後將軍中將軍とは、なほ先陣大將、後陣の大將といふがごとし」と見ゆ、書紀齊明天皇七年八月の條に、前將軍大華下阿倍比羅夫連、小華下下河邊百枝臣等、後將軍大華下阿倍引田比羅夫臣、大山上物部連熊、大山上守君大石敎」於百濟」とあり、天智天皇二年三月の條にも、遣前將軍上毛君稚子、間人連蒐大中將軍巨勢神前臣譯語、三輪君根麻呂、後將軍阿倍引田臣比羅夫、大宅臣鎌柄、云々」と見ゆ、（二）は前征夷大將軍の義なり、將軍（シヤウグン）、征夷使（セイイシ）參看、

**センシヤウジ　善正寺**　［所在］山城國京都上京區岡崎町○妙蓮山と號す、［宗旨］日蓮宗、本國寺に屬す、元京都六檀林の一○本尊釋迦如來［由來］應永年間文祿五年豐臣秀次の生母日秀尼、秀次追福の爲めに嵯峨龜山に一宇を創立し、秀次の法名（善正院殿德雄岸大居士）を取て寺に名づく、慶長五年今の地に移す、開基に求法院第三世日敎上人なり、寛永元年日敎講堂學寮を興し、一宗の學徒を敎養したり○本堂、釋迦堂、學寮、秀次の塔、並に健性院三印法印（秀次の父）瑞龍院日秀尼（秀次の母）、致祥院榮岳利生（秀次の妻）の塔あり（平安通志、京華要誌）

**センシヤクジドノ　善正寺殿**　豐臣秀次（トヨトミヒデツグ）を見よ、

**センジヤク　仙籍**　殿上の日給簡を云ふ、ニツキフノフダ）を見よ、

**センジヤマ井リ　千社詣**　諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、讖（ウラ）に「神社佛閣には千社參などとて、そこの稻荷社、かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近くはそのおんあとをつぎ奉りて、天愚孔平といひし人なぞり云々」と云へり、嬉遊笑覽に「千社參は、明和七年摺の江戸名物鑑にもみえず、安永このかたのことなるべし、神社のみにあらず、佛寺にも詣するは千社參といふはいかゞなり、鈍五吉とかいへるは其始めの頃の者にや、それが札は文字なければ書たるにて、板にて摺たるにはあらず、是等は其徒の中にて廣く知られたる者となむ、嗤人にしらるゝを手がちとす、いと益なき戲れなり、又墓書してありくものまたみゆ云々」とあり、東都歲事記に、千社參りと號して稻荷千社（讀る者、小さ紙に己が名所を記したる札をはりてしるしとす、此族稀に多し、何れも中人以下の態也）とあり、

**ゼン・シユウ　禪宗**　［名義］佛敎の一宗、禪とは梵語にして、具には禪那といふ、靜慮とも定とも譯す、乃ち禪定を修して、心性を悟得するを宗義とするが故に禪宗と名づく、名相言數に拘泥せずして、佛陀の心印を單傳するものなるが故に佛心宗とも名づく［由來］釋迦成道の後、四十九年の間、天小橋實等の諸敎を說きし後、一日梵天王、優鉢羅華を以て佛に獻じ、大衆の爲めに說法せんことを請ふ、佛、法座に登りて其華を指す、大衆解することなし、獨り摩訶迦葉尊者破顏微笑す、佛曰く、吾に正法眼藏涅槃妙心あり、摩訶迦葉に附囑すと、禪宗は此に淵源すと云ふ、其後阿難、商那和修、優婆毱多等二十八傳して菩提達磨に至る、（衣鉢「エハツ」參看）達磨、其師般若多羅の遺意を奉じて支那に來る、實に梁の大通元年九月二十一日とす、北魏に行き少林寺に止りて終日打坐面壁す、慧可、僧璨を捨て師に投じ、雪夜臂を斷ちて法を求む、達磨爲めに法を授け、並に衣鉢を遺して信を表す、爾來、僧璨、道信を經て弘忍に至りて二派に分る、卽ち慧能は南宗を開き、神秀は北宗を開く、慧能の下に二流を出す、一を南嶽懷讓とし、一を青原行思とす、南嶽の後、臨濟宗等となり、青原の後、曹洞宗等となる、而して本邦における傳來は、文德天皇の御宇に、賣安國師の上足義空禪師、淸皇后の招に應じて我が邦に來り





山城の四山に禪林寺を創して、始めて禪宗を唱ふ、惟れども時機未だ熟せずして、傳法其人を得ず、終に支那に歸る、此外道昭、行基、傳敎、弘法、慈覺、覺阿等の諸師、皆禪宗を傳へたれども、皆其傳を失ふ、文治中能忍弟子を宋に遣して禪宗を傳へ、榮西宋に入り、建久二年臨濟宗を傳へ、道元亦宋に入り安貞二年曹洞宗を傳へたるより、入宋傳法するもの甚だ多く、禪宗漸く弘通し、北條足利二氏執政の間最も其隆盛を極め、京都鎌倉に五山十刹の大禪刹護興したり、降りて江戸時代に入り、承應三年明僧隱元（隱元）歸化して臨濟宗の一派を傳へ、後ち黃檗宗といふ、これより我禪宗に臨濟曹洞黃檗の三宗あり、臨濟宗（リンザイシユウ）、曹洞宗（サウドウシユウ）、黃檗宗（ワウバクシユウ）を見よ（日本佛敎史綱、佛敎各宗綱要、十二宗綱要）

**センシユジ　專修寺**　［所在］伊勢國奄藝郡（今阿藝郡）一身田村　○具には專修阿彌陀寺と云ひ、別號無量壽寺と云ひ、山號高田山と云ふ［開基］眞宗高田派の本山［由來］弘治元年親鸞靈夢に感じて、下野國芳賀郡大內莊に一道場を建立し、信濃國善光寺の阿彌陀佛の一體分身一光三尊の靈像を感得安置し、尋で寺號を、高田山專修阿彌陀寺と云ふ、後親鸞一流の法門を弟子眞佛に附囑して此寺を職かしむ、伽て眞佛第二世の住持となる、眞佛の後、顯智、專空、定專、空佛、顯眞、定願、眞慧、相續して一方の大道場なりしが、眞慕諸國敎化の志願を起し、加賀越前近江等を巡行して伊勢に入りて敎化し、奄藝郡一身田の黑田某の强請により、遂に寺基を此地に選ぐことゝなり、寛正六年此地に建築の工事を起も、幾干もなく落成し、專修寺の號を移して本山となし、下野の舊寺基を存して別院となす、文明九年六月、後土御門天皇勅して勅願所とし給ふ、天正二年十一月正親町天皇より門跡の稱號を許さる、文祿五年七月豐臣秀吉一身田村を寄附し、正保二年に至り火災に罹り、萬治元年國主藤堂高次亦土地を寄附し、同二年再建の工事を起し、寛文六年落成し、元祿十年五月、伏見宮貞敎親王第五子勝宮入りて堂圓の法嗣となり、得度して圓猷と號す、爾來歇々皇族入りて相續したり、寛延元年阿彌陀堂を建立し、寛政十年講堂を改造す、明治四年七月、堂無一身田村の寄附地を選納し、五年住持常盤井家を華族に列せられ男爵を授けらる、十二年十月祖師堂に勅額を賜はる、十八年三月一旦廢せられし門跡の稱號を復することとなれり○什寶は親鸞上人繪詞傳（國寶）等あり（高田正統傳、五鈴遺響、下野高山名所圖會、佛敎家人名辭書）

○親鸞——眞佛——顯智——專空——定專——空佛
「順證——定願——定願——眞慧——眞智——慈眞」
「堂慈——堂眞——堂秀——堂朝——堂圓——圓猷」
「圓蓮——圓祥——圓祥——堂然」

**センシヨウ井ン　專稱院**　［所在］江戸幕府の職名、將軍廐厩の事を統ツカサマサヒラ）を見よ、

**ゼンシヨダイドコロガシラ　膳所臺**　膳司政平（ゼカ

**ゼンシヨウ井ン　所頭**　［職員］江戸幕府の職名、將軍廐厩の事を統べ掌る、若年寄の支配にて、高二百俵、役料百俵を給す、配下に、膳所臺所組頭八人（高百俵、役料四人扶持）、同所小間遣組頭十二人（高三十俵、役扶持五人扶持）、御臺所番二十人（高二十俵、役料二人扶持）等あり［由來］江戸城紅葉山の東に建築の工事を起し、御臺所番二十人（高二十俵、役料二人扶持）等あり［由來］其始め詳かならず、享保十五年、有司の役料を定むる時、既に見ゆ、同二十年三月、三人を置く、後ち四人となる（明良帶錄、武鑑、德川禁令考）

**センスケノウ　千助能**　［名義］能樂の一種、堰井千助の始めたる能なるを以て名づく、今樣能とも稱す、其狀慨して普通の能樂に同じきも、舞ふ時に、三味線の合方を用ひて、時諧を舞ひ、掛合の調を含略したる處多く、且つ男女打交りて演ずるが故に面を付けず、又引幕を用ふること歌舞伎の如しと云ふ［由來］慶長年間文政の末年、京の能役者堰井千助といふ者、劇場にて能樂を興行せしに起る、當時歌舞伎は最も爭められ、俳優は河原者と稱して乞食と同一視せらる、時代なれば、劇場にて能樂を演ずるは最も能役者の恥と所なるを以て、一度千助之を見て劇場にて之を興行するや、能役者中より排斥せられたり、爰に於て千助は千助能と稱して、一派を立つ、俳優等は之に倣て歌舞伎狂言の內に、能の舞を用ふるに至れりと云ふ（遊藝畧語）

**センズマンザイ　千秋萬歲**　［名義］歲首諸家に赴きて、歌舞し、以て家門の繁昌を祝し、新年の賀詞を述ぶるを業とせる者をいふ、其歌の中に千秋萬歲の句あるによりて名付く、後世單に萬歲と稱したり［由來］慶長年間、清歌の遺風なるべし、古今著聞集に、知足院大とのとておほしけるが、侍を御かんどうありけるに、千秋萬歲をもちてはやさせて、其侍を舞はせられけり」と見えたるもの、其基因たるべきか、尋で定家卿記建仁四年正月三日の條に、千歲萬歲參入とあり、以て當時既にこれを業とせるものありしこと、及び歲首に行はれたるものたりし事を知るべし、また職歷記正安三年正月五日の條に、もち已刻參千仙洞、今日千秋萬歲敎意之故也」とありて、禁中に出入せるを示せり、此萬日を逐うて盛んに、室町時代に入りては、毎歲首必ず、禁中、幕府、所

明代の部等に出頭して歌舞すること恒例となり、禁中は正月五日、幕府は同月七日、此ことありき、而して三十二番歌合（天文六年以後のものなる事骨董集に見ゆ）を按ずるに、千秋萬歲法師とありて、法師が白拍子に烏帽子を被せ、直垂を掛けり、更に遡りて勘中記正應二年正月八日の條に「參院、千秋萬歲法師參入云々」と見え、花園院御記文保三年正月朔日の條に「千秋萬歲法師參入」などあるを見れば、鎌倉より室町の中頃までは、蓋し法師委なりしものゝごとし、而して彼等は如何なることを爲しゝかと考ふるに、右に擧げたる花園院御記の續きには亂舞せることを見え、看聞御記永享三年正月五日の條に「千壽萬歲（サルカカ）參施藝」とあり、言經卿記天文二年正月五日の條には「千秋萬歲參、如例參議定所御庭、曲舞（盛長夢物語、賴朝都入等也）」とあり、同書十九年正月五日の條には「舞曲（和田酒モリナス與一）等舞了」とあり、以て歌謠舞曲せる有樣を何ふべし、而して以上の萬歲は、みな貴族間に一定の得意を有して出入せるものなりしが、之を學びて一種門付けの如き萬歲を生じたること、臥雲日件錄文安四年正月二日の條に「一種乞食、革歲首、到二人家、歌二祝言一、世號二之千秋萬歲一、前後相逐來、各與二百錢一」とあるにて知らる、これ即ち後世市中に徘徊せる萬歲の基因を爲すものなり、江戸時代には其はじめにありては、年々朝廷へ出入したりしが、正親町天皇の御忌正月五日に當れるより自ら中絶するに至れり、但し壬生定基日記貞享五年正月六日の條に、弘御所の南庭に於て千秋萬歲の儀ありしことを見たれば、いつの頃よりか復興したるものなるべし、幕府にて行へる事は、此時代にはなしと雖も、大名諸本等の家々へは、各々得意を定めて出入したりき、又臥雲日件錄にあるが如き門付の萬歲は頗る多く、織豐には遠日戸毎に流しあるき來たり、なほ此頃の萬歲は室町以前のごとく舞曲を爲すものなく、只歌謠を遊ぶるに止りたれど、別に才藝といへる從者を伴ふを常とす、才藝は鼓を打ちて萬歲の歌謠に和し、また滑稽を旨として人を笑はする事をなしたるものにして、江戸にては日本橋の四日市に、毎年十二月才藝市といふあり、諸國より才藝の希望者集り來るを以て、萬歲は此處にて適當のものを撰びて雇ひ入るゝなりといへり、萬歲は各地にありと雖も、主として、京都へは大和より、中國へは美濃より、東國へは三河より出づ、大和萬歲、美濃萬歲、三河萬歲等の稱あり、また尾張島津より出づる島津萬歲もありき、明治維新後も從前のごとく行はれしが、近時著しく衰頽の狀態を呈したること、人の知るがごとし（滑稽雜談、卷二番歌合註、風俗畫報）

**センセイモン　宣政門**　大内裏八省院二十五門の一、東廂の外門ともいふ、東面の中門にして大さ五間、戶三間、左右に廻廊、逆陽の二門あり、京巷門は、北廊三十一間、南廊三十四間、門五間、檜間一丈四尺、檜外七尺とす、古圖に宣政章善二門相去る五十二丈四尺、東四間一丈一尺、瓊檜六尺なりといふ（大内裏圖考證）

**センセイモン弁**　宣政門院　[名]（[略]）[略]

子[略]後醍醐天皇の第二皇女母は後京極院[略]元應元年六月廿六日内親王と爲り、同年十月廿八日一品に叙ぜられ、天德二年十二月十九日齋宮に卜定され、同三年正月十二日准三宮、元弘元年退下、建武二年二月二日院號あり、延慶三年五月廿九日出家す、正平十七年（貞治元）五月七日崩ず（女院小傳）

**センセウジ　專照寺**　[略]足羽山の東北、現今の福井市宮町、[略]眞宗、越前三門徒派の一本山○本願寺日作の阿彌陀佛[略]親鸞の弟子眞佛の後、專海圓善な經て知傳あり、本願寺覺如の北化に際して就いて弟子となり、正應三年八月足羽郡大町と云ふ地に草庵道場を云ふを築き、宗風を弘通したるが、知傳の沒後、其道場廢頽し、第三代淨一と云ふ者これを再興せんとし、中野に一字を築き、專照寺と號したり、即ち此寺なり、永享九年足利義敎敎書を下して一本寺となし、天正十三年八月勅願所となり、其後今の地に移轉す、中古妙法院門跡の院家なりしが、寛政の頃妙法院の關係を絕ちて獨立本山となり、今日に及べり（緣起書、越前國名蹟考、佛敎各宗綱要）

**センリ　踐祚**　[略]天皇が大統を受け繼ぎ給ふことをいふ、代始和抄に「踐祚と云ふ事は、位をふむといふ心なり、祚の字もとは昨の字なれども、多分祚の字を用ひ來れり、此二字ひとへに新帝にかけたる名目なり」と云へり、アマツヒツギシロシメスとも訓めり、[略]受踐祚と、崩御後の踐祚とは稍々異なれりと雖も、大概は同じさを以て、今受禪踐祚の概略に就て述ぶべし、踐祚は讓位と同日にして、宗日又は當日に、必ず豐岡、閑院の儀あり、當日は攝政以下諸卿參著して、先帝より新帝に璽劍を渡し給ふ、新帝先づ靈殿に出御し、[略]之に候せ、璽劍役人左衛門陣より入り、中門を經て、南殿の階陛を登りて靈御座に參りて、璽劍を內侍に授けて退く、是より先、內侍二人靈御座に出で御櫛の左右樣にありて璽劍を受取りて、夜御殿に置く、此間攝祿察女官は紬太刀裝、內侍は納殿印櫃、中務丞は版な



置く、次に攝政藏人を召して昇殿の人々、藏人頭以下所衆瀧口等勅授帝劍、禁色牛車の事等を仰ぜらるゝ等の儀式あり、式了て入御、式日後數日にして開闕解陣あり、而して嘉承二年堀河天皇崩御の時、祖帝白河上皇の命を以て踐祚儀ありしは、異例にして、久壽二年後白河天皇、壽永二年後鳥羽天皇の踐祚亦之に同じ、後鳥羽天皇は劍璽なくして、踐祚ありしも特例にして、後ち元弘の光殿、建武の光明天皇は後鳥羽天皇の例によりて踐祚あり、承久三年後堀河天皇は關東の奏によりて踐祚の儀を行ひ、寶應三年後光殿天皇は節會劍璽なく上皇の命もなく踐祚の儀を行ひしは最も新例とす[略]踐祚に二種あり、一は先帝の崩後を承け、一は前帝の禪讓を受け給ふ事これなり、然して古代は、踐祚と即位とは同一にして其別なかりしが、後世踐祚の後ち、更に即位式を行ふこととなりてより　其性質又從うて差異を生ずるに至れり、即ち踐祚は、天皇の位に備はり給ふを稱し、即位とは、踐祚したる事を天下萬民に告知するを稱するなり、蓋し踐祚の後ち、更に即位の禮を行はれしは桓武天皇、淳和天皇等なれども、未だ踐祚即位の名稱を以て、之を別ちしにあらず、その事あるは後世の事にて、醍醐、朱雀、村上の三天皇は、受禪の後に前帝を尊びて太上天皇となし、朱雀天皇は、先帝の崩後、即位の前に、皇太子及び皇后を册立し給へり、以て既に帝位を踐み給へる事を知るべし、踐祚、即位の分れしこと、蓋し此の時代なるべし、且つ上古は、受禪の踐祚は、其日直ちにこれを行ひ、崩後を承くる踐祚は、時日を經てこれを行ふを常例とせり然れども其年月の長短は、種々にして必ずしも一樣ならず、而して皇太子が、先帝の崩後を承け、又は前帝の禪讓を受けて踐祚と給へるは、古今の恒典なれども、時によりて必ずしも然らず、或は皇太子たらずして踐祚し、或は親王たりしのみにて踐祚し、或は皇太子たらず、親王たらずして、踐祚し給へるもあり、孰れも異例なりとす、凡そ幼帝踐祚し給へば、必ず攝政を置く、清和、朱雀、一條、鳥羽、崇德、近衛、六條、安德、後小松、桃園等の天皇皆然らざるはなし、明治に及びても、皇室典範の中にこれを規定せり、女帝の踐祚に至りては、或は置き或は置かず、女帝の中、推古、皇極、持統等の天皇は、先帝の皇后にして踐祚し、元明天皇は皇太子の紀にして踐祚し、元正、孝謙、明正、後櫻町等の天皇は、何れも皇女にて踐祚し給へり、而して此等の女帝中、皇極天皇及び孝謙天皇が、讓位の後更に重祚し給ひしも皇女たりしこと、蓋し此の時代なるべし、且つ事は、異例の最甚しきものとす、而して重祚は歷朝の中、此二女帝に限れり、なほ即位（ソクキ）の條を見るべし（四宮記、古事類苑帝王部、皇室典範）

**センリウエキ　千宗易**　[名]（[略]）幼字與四郎、堺の人、十七歲にして茶道を學び、臺子傳授を紹鷗に受け、最其技に長ず、はじめ織田信長に仕へ、後ち豐臣秀吉に仕へて、顯る禮遇ざらる、天正十六年秀吉、大德寺の僧古溪に命じ、宗易に利休居士の號を授けしむ、此年十月秀吉北野に遊びて茗會を張るや、宗易常に其事を管せり、而して當時茶道流行し、宗易其宗匠たるの故を以て世の敬重する所となる、また茶器の新舊可否の如、宗易の鑒定によりて、其價を定めしがごとく、宗易の意を審へ、諸金の多少によりて、これを決し、大に富豪を得たりといへり、尋で古溪と齊讓し、大德寺の山門を造立し、事畢るの後ち、八德按方頂巾を著し、秘藏を毀ちて眞に倚るの自像を彫刻し、閣上に安す、既にして秀吉の寵や、衰へ讒また其間に入り、加ふるに木像安置の事、深く秀吉の怒を買ひたるのみならず、賄賂によりて器具の鑒定を左右する姦曲露顯せるを以て、十九年二月廿八日、秀吉は其不逸及び姦利の罪を責めて死を家に賜ふ、宗易命を拜し、花を活け茶を點じ、更に絕命の偈を賦し割腹して死す、年七十一、秀吉命じて、其首を一條戾橋に梟す（野史）

**センダイジヤウ　仙臺城**　[略]陸前國宮城郡仙臺市の西端廣瀨川の西[略]原沿革往昔千葉介平常胤の五男五郎胤道、宮城郡國分莊を領し、此城を築き居る、常常城と稱す、因て國分を姓とす、子孫相繼して能登守盛氏に至り、嗣なかりしかば、伊達晴宗の五男彥九郎盛重を養ひて嗣となす、故あり羽後秋田に奔る、慶長五年伊達政宗更に之を修築し、はじめて府城と爲す、而して古來城邊に千體の佛ありしを以て千體城と號し、復千代に改めしが、玆に至り三度改めて仙臺といふ、寛永十五年二ノ丸を營む、爾來子孫世襲して明治維新に至り、今第二師團の兵營となる、或は云ふ觀音天皇の時、始めて此城を置き、千代と號し、用明天皇の御宇、千體の佛を安置し千體と改め、後ち島津陸奥守之に居り、島津四條の後、葛城七郎政光之に居し、永祿中能登守宗政之に居る、と、蓋し信を置き難し（觀逢聞老譚、封內風土記、明治政覽）

**センダイツウハウ　仙臺通寶**　[略]江戸時代に行はれたる錢貨の一種、陸奥國仙臺にて通用の寶貨なるを以て此名なり[略]銅にて作る、形ち撫角なり、重さ詳かならず[略]天明四年十一月、江戸幕府より特許を得て、五錢年間石卷に於て鑄造し、仙臺領內にのみ之を通用せしむ、金一分に錢二貫七八百文に當つといふ（天明集成、大日本貨幣

史）

**センタウ　專當**　專ら其務を擔當するものを云ふ、莊園、神社寺院等に之を置く、長和四年十一月十六日の國符に、專當安倉安信と見えたり、社僧は中綱にして妻帶を許され鍬杖をつき、常に黑衣袴小袖裝束等を著したり（朝野群載、伊呂波字類抄、饗庭篁村、寺官抄）

**センタウ　錢湯**　錢湯屋湯屋ともいふ、錢を取りて人々に浴湯せしむるを以てかく名づく、又風呂ともいふ、天正十九年江戸城外錢瓶橋の邊にて、伊勢與市と云者始めて之を開業し、永樂錢一文にて入れたるに、人々珍らしく思ひて入りたりといふ（骨董集、俗說考）

**ゼンダウジ　善導寺**　筑後國御井郡（今三井郡）善導寺村大字飯田○井上山光明院と號す、淨土宗鎮西派本山○本尊阿彌陀佛、開山聖光上人、建暦六年（一說承元二年）博多に往き、宋より傳來したる善導大師の靈像を感得し、山本郷草野庄に一道場を開き、靈像を安置して善導寺と號し、後ち改めて光明寺と號す、即ち此寺なり、然るに善導大師の靈像を以て開山たれば、里人善導寺と呼び、遂に再び其號を用ふるに至れり、中古大に衰微したりしが、文明中廣誉中興して、鎮西派（聖光房の流）の本山となし、西國淨土宗の寺を統轄したり、草野永平弟永信、水田五十町を寄附したるも、數々戰亂を經て領地を失ひ、僅に百石を存したりしが、元和元年田中吉政四百石を加附し、合せて五百石を有し、本堂釋迦堂御影堂（善導禪空神長を安置す）等あり、文政の頃塔頭十五坊、末寺筑後に四十八寺、筑前に五寺、肥前に十二寺、壱岐に五十寺、豐前に一寺、豐後に二寺、伊勢に一寺、武藏に一寺ありたり、今猶寺域一萬八百餘坪にして、本堂、釋迦堂、三祖堂、經藏、開山廟、觀音堂、鐘楼、山門、庫裡等、及び支坊八ありて隆盛を極むと云ふ○毎年薄暮二月廿七日より三日間開山忌大法會、三月十二日より三日間善導忌大法會、十月廿三日より三日間御忌大法會を執行し、賽人頗る多しと云ふ（圓光大師傳、筑後志、名勝地誌）

**センダヅミノザ　千朶積座**　鎌倉時代、鎌倉に於て、薪材を積み蓄へて賣る所をいふ、鎌倉七廛（カマクラノシチザ）を見よ、

**センダマキ　千手卷**　藤原弓の下地を、藤にて卷きたるものを云ふ、貞丈雜記に、「下地麻糸を淡々しつけ卷目二分しげく卷き、又一分おきて又二分卷く、如此段々まき終へて上をせしめ、うるしにてぬるなり、扨藤をだん〳〵此の卷目の上に卷きて、糸上るるういろにぬるなり、上下矢すり藤三所に白藤なつかふなり、せんだ卷の弓と云ふは千手卷なり、下地にうるしを付けて麻糸にて卷目を五分しげく卷き、又五分置きて又五分卷き、だん〳〵如此麻糸にて卷きてせしめ、うるしにて塗りこめて上をろう色にぬるなり、扨上下矢摺藤三所白藤をつかふ、總體は鎌を卷かず、是れをせんだ卷の弓と云ふなり」と見えたり、

**センダンノイタ　楠檀板**　鎧の名所、「五ロヒ」を見よ、

**センダンマキノユミ　千段卷弓**　藤原弓の本筈うら筈の下に、藤を以て十文字に卷きたるを云ふ、貞丈雜記に、「せんだん卷は十文字に藤をまくなり、千の數は十を童子〳〵で千に成る也、十文字をいく段も重ねてまく故、千段卷と云ふなり、楠檀卷と書きて、色々の說あれども、むづかしき說なり、古楠に名を付くるにむづかしき術理はなき事なり、或說に、楠檀はふた葉よりかうばしと云ふ事あり、せんだん卷は二葉のひらきたる形なりと云ふ事、又うちはずと本はずと二所にあるゆゑ、二葉になぞらへて楠檀卷と云ふといへり、是この說用ふるにたらず」と見えたり、千手卷（センダマキノ卷看）

**ゼンチウ　禪頭**　首座（シユヅ）を見よ、

**ゼンチシキ　善智識**　高德の僧をいふ、智識とは賢者の義なり、即ち善にして且つ賢なる僧を意味す、後ち高德にして能く人を感化するものをいふこと、なりたり、製無量壽經下品往生の條に「命欲終時、遇善智識、爲讚大乘十二部經首題名、以聞、如是諸經名、故除一切極重惡業」と見ゆ、善智識に對して惡智識あり、其意義は推して知るべし、而して今眞宗に於ては、信徒間に法主を指して善智識と稱す、

**ゼンチヤウ　禪定**　佛教に於て、心を一所に留めて、散亂せしめざるを云ふ、禪は梵語、禪那の略、思惟修又は靜慮と譯す、眞理を思惟し、心を修治し、また凡念慮を安靜にするの義、定は三昧の譯なり、法華經に、「深修三禪定、得五神通」と見え、金剛經註に、「能所不生、是名三禪定、禪定卽是清淨心也」と見ゆ、蓋し禪定は、佛教三學（戒定慧）の一にして、佛道修行の眼目なり、故に佛道を修行することを禪定と稱することもなれり、寺門高僧傳養和二年正月十七日圓城寺學頭言上書には、後白河法皇の事を禪定法皇と記し、醫來禪定太閤（略して禪閤とも）大相國禪定門（略して禪門とも）及び某禪門などの語、群籍に散見する事、極めて多し、これみな佛道を修行せる法王、太閤等の意なり、

**ゼンチヤウジ　禪定寺**　醍醐花藏山城國綴喜





郡字治田原村字禪定寺○補陀落山と號す、醍醐寺洞宗大乘寺末○本尊十一面觀音、船に文殊菩薩を安字、醍醐寺縁起、永暦元年藤原忠實創建し、南都正法院平崇を開山とす、正暦二年堂宇を建つ、長元二年藤原經通當寺を祝國道場と爲す、東大寺末となり、宗旨は華嚴天台を兼ねたり、其後盛衰を經て衆勢中絶の後、延寶八年、月舟禪師幕府に請うて中興し、これより曹洞宗となる○寶物は田島山林目錄（長保三年）山堺寶按書上獄（建久九年）平崇行業記（寛弘二年）遺誡日記帳（天禄元年）等、古文書古記錄甚だ多し（平安通志、京華案内）

**センドウ　仙洞**　仙洞御所（セントウゴシヨ）を見よ、

**センドウ　船頭**　醍醐寺武家の覇名、水手の長を云ふ、水利を解するものを補す、世職にて子孫に傳へ、或は水手の内より撰び補す、水手は船子なきも、船頭には之を許す、醍醐寺古く平家物語今流の條に、安元の頃ひ、鎮西より妙典と云ふ船頭を召しのぼせ云々と見えしを始めとす、南北朝以後盛町時代諸大名の船頭を設くもの漸く多し、江戸時代は船手頭といへり、「フナテガシラ」參看（武家名目抄）

**セントウゴシヨ　仙洞御所**　醍醐寺上皇の御住所を云ふ、仙洞は上皇なり、上皇を仙人の住居に譬へてしか稱す、唐書明皇記に、天寶九載、上幸華清宮、大白山人言、玄元皇帝降于寶仙洞、とあるより出でしなるべし、菅家文草蟋蟀吟賦に、老翁從來仙洞驚、來雲在昔紫樓衣と見えたり、又仙蹤とも、袂洞（ミドリノホラ）とも云ふ、又蹤跡射山と云ふ、莊子遺遙遊篇に、藐姑射之山有神人居焉、とあるより出でしなり（醍醐寺帝都の定まらざりし以前は、御在位中の御所を以て仙洞とし給ひたるが如し、即ち皇居と仙洞と同所（御殿を異にしたる、とあるべし）なりしなるべし、元明上皇が平城宮を以て仙洞御所とし給ひしが如し、平城上皇は平城宮を以て仙洞御所とし給へり、嵯峨仙洞御所を別に設きし始めなり、嵯峨天皇御在位中、後院冷泉院を造り、御讓位後、仙洞となし、後ち又嵯峨院を仙洞御所となし給へり、淳和天皇又淳和院を造りて仙洞御所となし給ふ、此後歷代の仙洞御所は冷泉院嵯峨院を用ひ、或は別に造營して御所とし給ひしを以て、其數別表の如く多くなれり、今の京都に在る仙洞御所は、上長町通より南は下立賣通に至り、東は寺町通より柳馬場に至る、即ち御苑の東に在り、大内裏の時、桃花第四坊に屬し、藤原氏の土御門殿京極殿の地に係る、御所は寛政內裏記に據れば、宮殿は仙洞の西南部に在り、南面に正門あり、其內御車寄あり、公卿間、諸大夫間、殿上間、御休息所、摂政候所等其內に連なり、其より長廊ありて東方の南殿に至る、又長廊を經て北に折れ東北に進み常御殿に至る、其北は遙に大宮御所に連なれり、小御所は常御殿の南の東に在り、其南に紫宸殿あり、其他諸舍雜宇其內に充つ、初め、天正中、豐臣秀吉、正親町天皇の爲に仙洞を營まんとせしが、未だ幾干ならず、天皇崩御に際し其工事を停さず、慶長中德川家康、後陽成天皇の爲めに仙洞を今の爲女院御所の地（皇居の北に一區劃を爲す）に營む、櫻町殿と稱す、承應二年六月災す、同三年再築す、延寶八年法皇崩御、其後暫く東山天皇東宮となりしが、貞享元年四月六災、元年五月再災す、同三年再築す、延寶元年法皇崩御、其後水尾天皇の爲めに仙洞を營む、櫻町殿と稱す、承應二年六月皇居災し、後光明天皇此院に幸す、延寶元年五月災す、同三年再築す、延寶元年四月六災、後暫く東山天皇東宮となりしが、貞享元年四月六災、後水尾天皇の爲めに仙洞を營む、櫻町殿と稱す、承應二年六月皇居災し、後光明天皇此院に幸す、延寶元年五月災す、同三年再築す、延寶元年法皇崩御、其

て老樹盤鬱す、阜を繞え溪に下り、二大石橋を渡り、水に浴び北すれば、巨石衆々として水邊に羅列し、飛泉上に懸り、また小阜に上り、瀑布の上流を渡り西北に向へば、忽ち斷崖數丈西方の山と對峙す、中に一橋を架す、橋高く水遠し、橋を過ぐれば左に蘚架の橋を跨み、右は池面再び開けて別に一潭を成す、傍ら楓樹多し、紅葉山といふ、また北に進み、蘇餞山に入る、蘇餞殿生す、傍ら櫻花樣紫突鬱せり、茶亭あり、又新亭といふ、衡門茅檐、築構極めて幽雅なり、此地はもと修學院の止々齋を移したりしが、廢頽して近年此亭を立てしと云ふ、更に池に浴び東すれば、楊柳影疎くして、下に石橋を架す、橋を過ぐれば北別に一潭あり、奇岩巨石四周に巍峨たり、阿古瀬瀧といふ、蓋し此地の古稱なり、近時紀貫之の古跡碑を立つ、碑北に小溪を開き、水を通して池に入る、溪を渡れば小阜あり、壽山といふ、鎮守の小祠西に向ふ、祠の前稻田あり、昔時御料の民を召し耕作せしめ、稼穡の艱難を覽そなはせ給ひしといふ、これより南水に沿ひ、阜に倚り行くこと數百歩、鑑水亭の舊趾に出で、左山に倚りて登り、數百歩にして悠然亭の趾あり、西下して南水邊に出づれば、醒花亭に至る、茶亭あり、結構淡雅、樹竹清楚、亭上より北望すれば、林泉の形勝みな眸中に收まり、樹を隔てて飛瀑を視る、風景甚だ佳なり、更に北に進めば、水邊に小圓石を敷き、圓々として蒼石を置くが如し、上に櫻花を栽べ植う、左は卽ち御常御殿のあり上遺趾にして、今は一面の空地となれり、以上は林泉の大形にして、樹石皆古く、源水深碧にして、沈靜老蒼の中に魂奇雄大の氣象を帶ぶ、實に天下の名園なり（山城名勝志、平安通志、京華要誌）

宮名

冷泉院（冷泉院、弘仁亭）　所在上京
朱雀院（四條後院）　大炊御門南、堀川西、堀川、鴨川、冷泉、後冷泉
淳和院（西院）　右京朱雀四、三條南（今京都郡）　堀川、鴨川、冷泉、後冷泉、清和、宇多、朱雀
烏羽院（城南離宮）　四條北四、大宮東（今京都郡）　淳和
六條院　七條坊門南北、西洞院西、　宇多
亭子院（東七條院）　聖護院町路北、　白河
白河泉殿　岡崎町、二條通北、　白河
冷泉萬里小路殿　冷泉北、萬里小路西、大炊御門南　白河
紀伊郡竹田村下鳥羽村、　白河、鳥羽
六條北、高倉東、樋口南、　白河
東三條院（三條殿）　三條北、東洞院室町、　白河
烏丸殿（八條殿、八條烏丸殿）　八條坊門南、烏丸西　後白河
西三條院　三條北、東洞院室町　後白河、後鳥羽
法住寺殿宮　三十三間堂東、　後白河
六條御門京極　六條北、西洞院西、洞院四、　後白河
大炊御門京極　大炊御門北、京極西、富小路、京　後白河
二條殿　四二條、　後鳥羽
持明院殿（冷泉殿、冷泉殿、古御所殿）　二條北、富小路東、冷泉南、　後高倉、後堀河、後深草、光厳
富小路殿　二條北、東洞院　後堀河
小二條殿（茶園殿）　東、大炊御門富小路北、　後深草
常盤井殿　後宇多
小倉殿　後亀山
柳原仙洞　後光厳
土御門住見殿　後花園の御父



みかけ、樂なのこと給ふる人多かりけるとなむ、中にも後成卿は和歌の道に叶ひ、子孫も永く守らせ給へと斷りをなし、當社を崇敬し千日のあゆみをはこびけりしとあり、

**センニンガシラ**　千人頭　江戸幕府の職名、八王子千人同心の組を率ゐる頭ないふ、〔ハチオウジセンニンドウシンノカシラ〕を見よ。

**センニンギリ**　千人斬　或る所願の爲め、途上に於て千人を斬殺するないふ、但し千の數は多數を意味するにて、必ず正確を指示するにあらざるか如し、秋夜長物語山門三井寺合戰の條に「千人斬のあらさぬき、かなまたの惡太夫、八方やぶりのむさし房」とあれば古き事なるべし、又謠百番にも千人伐あり、嗣に「あふくま川の源左衛門殿と申人、行衛も知らぬ人に殺なうたせ、其無念さに千人ぎりをさせられ候云々」など見えたり。

**センニンモン**　宣仁門　大内裏内廓の門、一に仙仁に作る、又陣戸と云ふ、左青璟門の南、宣陽殿の北に在りて、西面の門とす、卽ち紫宸殿北廂の東階より内衙門を經て、宣陽殿の北方へ出づる日に在り、延喜左近衛府式に、凡參議以上、應階車遶、出入自宣仁門、と見えたり（拾芥抄、大内裏圖考）

**センニンモン井ン**　宣仁門院　[illegible]藤原彦子、法名清淨阿[illegible]四條天皇の女御、仁治二年十二月一日從三位に叙ぜられ、十七日女御となり、同三年十二月十七日准三宮、寛元元年二月廿三日院號あり、四年十月二日出家、弘長二年正月五日薨ず、御年三十六（女院小傳）

**センノリキウ**　千利休　千宗易（センソウエキ）を見よ。

**センブ**　簒符　王朝時代國司任官の時、授くる所の符なりいふ、三代格、弘仁十年十二月二十五日太政官符に、諸藤並簒、日給、京官據詔書出日、外官據簒符到日、給、云々、とあり、

**センブウ**　勝奉行　[illegible]江戸幕府の職名、將軍に供する飲饌を掌る、始め鬼[illegible]役と稱す、これ膳部の試をなす故なり、四人あり、職務二百�、支配向に、御膳所奉所頭四人、御膳所組頭四人、(職務百俵、四人扶持、金二十兩を給す)、御膳所小間遣頭六人、(三十俵高二人扶持、役料三人扶持を給す)御奏所番、(高二十俵役料二人扶持)あり（[illegible]）

**センブギヤウ**　將軍の御膳を調備する司を供御方と稱し、大名には膳方或は膳部方と稱せしが、後には將軍麾々他家へ赴き、其時家々にて供すべき膳物を沙汰する有司を、家の喰の者と稱し、御膳奉行と呼びしが、江戸幕府に至て此名目を廢用せしなるべし、御膳奉行の初見は、清濟准后日記正長二年九月十九日の條に見え、江戸幕府のは、元和日記二年正月元日の條に見えたり、元祿の頃八人あり、後に四人となり、文久元年之を廢し、職務を小納戸に併す（武家名目抄、德川禁令考、官制沿革略史）

**センホウジ**　善峰寺　[illegible]山城國乙訓郡大原野村大字小塩[illegible]天台宗○本尊十一面千手觀音立像丈八尺、（行圓の命により仁弘の作に係る）[illegible]後一條天皇の御字長元三年、僧源算の開基、西國三十三所の一なり、中世恵鎮和尚をはじめ、道覺（後鳥羽皇子）、慈道（亀山皇子）等の諸親王、及び道玄大僧正も住持たり、世に四山御所と稱し、堂舍佛閣甚多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院ありしが、文明中（一説延仁中）兵燹に罹り、過半燒亡せり、慶長年間、更に山林境内の地を賜ひ、元祿中將軍徳川綱吉恵に桂昌院（綱吉の母）造營の料を運ぶ堂宇を再建したり、今往時の盛觀なしと雖も、尚ほ諸堂略ぼ備はれり○本堂、樓門の四に在り、本尊恵に脇士二十八部衆を安置す○經堂、本堂の北に在り、入角造なり○多寶塔、經堂の東に在り、二重の塔にして大日如來の座像を安置す○開山堂、多寶塔の東北に在り、始祖の像を安置す、其傍に護摩堂鐘楼あり○阿彌陀堂、本堂の後に在り、慈覺大師作の阿彌陀の座像を安置す、其南に方丈東理あり○藥師堂、阿彌陀堂の北に在り、藥師の石像を安置す○釋迦堂、藥師堂の北に在り、釋迦の石像を安置す○樓門、本堂の前に在り、扁額金剛力士像丈五尺許、運慶の作なりといふ○源算の墓、境内字佛所墓に在り○西山御所趾、本堂の西北に在り、御所屋敷跡といふ○覺快法覺慈道尊圓尊道の五法親王の墳墓、字佛所墓に在り○什寶に、千手觀音（傳弘法大師作）、十一面觀音、阿彌陀、藥師如來、釋迦等の像及び善峯寺絵起あり（山城名勝志、京都名所記）

**センホフ**　懺法　法華經を讀誦して罪障を懺悔するの法、後世懺法講の起るに及びて、また其略稱として用ひたり、蓋し法華經を論讀して六根の罪惡を懺悔したるもの、やがて懺法の起原と爲す、古へは一般の男女、悔過の爲めに之を讀みたれども、天台宗の僧はもりしより以來、其宗門に限りて爲すこと、なれり、而して天台宗にて之を行ふことは、天長六年に慈覺大師が叡山杉洞中にて爲したるをはじめとす、叡岳要記に「天長六年慈覺大師御年三十六、於二首楞嚴院楞伽中一、締草庵、頓皮鹿座三ヶ年、晝夜三時、讀二天台法華懺法一、如好二旅羅練行四種三昧一、と見えたり、按ずるに懺法は、懺悔の法なりと雖も、其懺悔の意志にて法華經を讀誦するに止り、特種の儀式



仙洞下御所　御所東鑑、

**セントウゴレウ**　仙洞御料　後鳥羽、順徳、土御門、後堀河、後嵯峨、後深草、後宇多、後伏見、後二條、後醍醐、後村上、後光厳、後円融、後小松、後花園、後土御門、後柏原、後奈良、後陽成、後水尾、後光明、後西、霊元、東山、中御門、桜町、桃園、後桜町、後桃園、後光格、仁孝、孝明、明治、大正、皇室御領（ゴウシツゴリヤウ）を見よ。

**セントウヅキ**　仙洞附　江戸幕府の職名、上皇のおはしましし時にこの役を置く、二人あり、役祿千俵、持高三千石以上にして、此職に補する者は役祿を減じて五百俵とす、職掌其他總て御高附に同じ、キンリツキ、を見よ。

**センドハラヒ**　千度祓　祓の一種、中臣祓詞を神前にて千度讀むないふ、數度祓は陰陽師等が個個の佛前にて、誦經するに倣ひて始めたるものなりと云ふ、山槐記に、治承二年六月廿六日己丑、中宮（高倉后徳子）有二千度御祓一云々、又同六月廿三日乙卯、中宮有二千度御祓一云々、是御産淨許也、とあるを始めとす、百練抄に「建永元年十一月二日、今日於二院御所一有二千度御祓一、依二上皇（後鳥羽）御目不堪一也、」と見え、吾妻鏡に、寿永三年十二月三日壬午、讃岐中將室右京兆女憚孕之間、於二大倉亭廊一行二千度祓一、と見え、同書文永二年七月廿八日の條にも「御産御祈被レ行二千度祓一云々」と見えたり。

**センドマウデ**　千度詣　千度神社に參詣して、願成るないふ、吾妻鏡に、建久五年三月五日丙寅、爲二三島社千度詣一、被二遣遊女房上野局一、殊御願也云々、と見え、又寛元二年正月廿三日の條に、「三島御神幣將軍家（藤原頼經）並供奉人々有二千度詣一、と見えたり。

**センナングン**　泉南郡　「イヅミナミノコホリ」を見よ。

**センニチマウデ**　千日詣　千日神社に參詣して願成るないふ、賀茂皇太神宮記に、ことさら此皇太神は敵鳥の道にたづさはる人は、この御社に祈

はなかりしもの〻如く、下りて朝廷に於て懺悔法の講會を催さるゝに及びて、漸く莊嚴の典儀を備ふるに至る、之を懺法講といひ、略してまた單に懺法とも稱したり、懺法講は勅會なり、後白河天皇の保元中、仁壽殿に於て修したるを以て權輿とし、次に後二條天皇の嘉元中に、仙洞に於て、法華懺法講を修し、次に後醍醐天皇の建武中、春秋二季彼岸に懺法講を修したることあれど、正しく朝廷殿堂の佛事となりたるは、北朝後光嚴天皇應安元年正月（南朝正平二十三年）樂喜講定所に於て、懺法講會ありしを起原と爲すべし、後に花山院忠定の著はせる花蕚記に、「歷安元年三月奉ヨ爲光嚴院三十三年御佛事、被行ニ御懺法、是殿儀始也」と見えたり、蓋し懺法講は、天皇が在天の列聖、皇后、皇太后等を祭らせ給ふ佛事にして、中古以來朝廷の重典たり、其儀は、靡朝勅宣の出づる所にして、時々經費其略ありと雖も、法式の嚴重なる實に他に比類なし、而して先帝國忌は、勅宣に依りて、七日、五日、三日の長短あり、國母聖忌も亦日數同じからざれども、三日を以て常規とす、其道場は、紫宸殿、清涼殿、仙洞御所、其他門跡寺院に設て修すゝあるも、近古以來は、概ね紫宸殿を以て道場と爲す、乃ち宮殿の中央に釋迦、文殊、普賢の三聖を奉安して壇を飾り、香華燈燭等の供具を厳し、鑑師、樂僧と共に行道周匝して、散華燒香の事あり、而して參勤の導師講聲は、大抵法親王（三千院、曼殊院、毘沙門堂）なれども、時宜により山門、奥山の僧正以上、御名代を勤むる事之あり、雅樂は、別勅を奉じて參勤す、一度懺法講に列する者は、超えて大僧都に昇進の綸旨を賜ふ、故に、終身僧中の榮と爲したり（皇朝天台史略）

**センマン** 千幡 源實朝（ミナモトノサネトモ）を見よ、

**センミヤウ** 宣命 ［名義］公文書の一、邦語（トノヲ）を稱し、神事に係るを「ノリコト」と稱す、共に天皇の大命を宣ぶるの義、宣は宣覆、命は綸言なり、支那にて秦以前天子の言を宣と云へり、初めは其人に向かつて、告げ聞かすることを言ひしが、後には其本書を指して宣命と云ふ、又西宮記には、詔書の宣讀すべきものを宣命と云へり、［別稱］宣命は多く儀式に用ひられしを以て、其文體を重じて一定した り、公式令には、事件の大小によりて、宣命の書出を規定せられたるもの〻外、續紀等にある宣命等を併せ考ふるに、書出、終の文句は大概一定したり（詔書、ヒツシヨ、參看）、平安朝時代の中葉以後は、漢式上にも漢文の影響を受けて、和漢混合體のものを生じ、古來より のものと稱したり、即ち、混合體のものは、事出に日付を書きたり、今左に、開闢の宣命を示す、而して此の宣命が告文、祭文等に用ひられしを以て、この條式は「大上天皇或は攝關等も之れを用ふるに至れり」（女武天皇元年八月即位の時の宣命、續日本紀）

現御神と大八島國所知天皇大命を集侍王臣百官人等天下公民諸聞食と詔、大命を集侍皇子等王臣百官人等天下公民諸聞食と詔、是以前遣天皇朝御世中令至皇祖天皇御子之阿禮皇女、天の神乃御子倭根子天皇、天下乃公民諸聞食と詔、高天原に坐す現御神と大八島國所知天皇

一寺となす、蓋れ其始めなり、清和天皇貞觀五年九月六日勅して定額となし、觀林寺と號せしめ、且つ寶幡寺額を賜ふ、元慶元年十二月二十七日、太上皇の御願堂を建營し、寺地狹隘なるを以て、公田四町を施入せらる、僧來皇子孫碩德の高僧を住持たらしめ、眞言の宗風弘通すること數十世なり、承暦中三論宗の僧永觀入りて住持となり、東南院を建立し盛に三論並に淨土の念佛を弘通す、依て之を中興の祖と爲す、僧來永觀堂と呼ぶ、其後四山の證空の弟子淨音入りて住持となり、淨土教を弘通す、依て四山四谷派の本寺となる、嘉暦中殿堂荒廢せしが、僧覺源永觀の夢告により、漸次寺門を興復す、應永年間堂舍傾倒せしにより、通陽門院貢を投じて修理したりしが、應仁の兵火に罹り、荒廢すること久しかりし、明應六年後土御門天皇勅して講堂を建營せしめらる○本堂、西向、正面に本尊阿彌陀佛、脇壇左に永觀自作の立像、空海の作と傳ふる地藏を安置し、右に淨土曼荼羅を安置す○祖師堂、南向、善導、法然、善鸞（親鸞）の像を安置す○客殿、中央の佛間に釋迦を安置し、外陣相側に土佐光信筆の三十六歌仙の圖あり○修法堂、客殿の東北に在り、中央に阿彌陀、左に不動を安置す○經藏、方丈、庫裡、浴室、皆祖師堂の北にあり○講堂、甘露殿と名づく、行幸其前に在り○滿和天皇の塔（五輪塔婆）、後三條天皇塔（九重塔婆）、方丈の東南に在り、御茶毘の灰を收め奉りたるものと云ふ○寶物は佛畫類最も多し、墨心筆といふ山越阿彌陀來迎圖、狩師、二十五菩薩、十界圖、唐子厚等と云ふ赤衣釋迦、張思恭の筆と云ふ阿彌陀三尊、唐畫十大弟子等は優なるものなり、（山城名勝志、京華要志）

**ゼンリヨ　禪侶**　諸大夫の子、及び北面等の侍の子にて、僧となりたる者を稱す、古は國名を付けしが、後世は公名許を付く（寺官抄）

**センワカドコロ　撰和歌所**　「ワカドコロ」を見よ、

**セヤク井ン　施藥院**　[illegible]王朝時代諸國の藥料を納めて、窮乏の病人を養治する所なり、即ち施藥所也、施藥院司とも云ふ、後世には略して「セヤクキンシ」とよむも事故實たり[illegible]初め大和平城京にあり、後ち山城國左京の唐橋南室町の西[illegible]後ち山城國左京の唐橋南室町の西[illegible]初め大和平城京に「始置二皇后宮職施藥院、令諸國以職封充大臣家封戶庸物、充價、買取草藥、每年進之」と見えたり、初め皇后職亞大臣家より資用を給ぜられたりしが、後には官の處分となれるなるべし、其後何時の頃よりか中絶したりしを、淳和天皇の天長二年十一月、施藥院使司、判官、主典、醫師各々一人を定置ぜられたり、遷し此御宇に再興ありしものなるべし、然るに整干もなくしてまた廢頽に歸し、尋でまた藤原氏私立の施藥院の名あり、延喜日本紀仁明天皇承和三年五月の條に、故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣、情深二醫拙義貴、能施二逢乃折一割食封千戶、貯二救施藥、勸學興院、藤原氏諸親絶之者、同氏子弟勸學之餐、量班二與之一、と見ゆ、これ冬嗣の建立に係れるものならんか、職原抄を按ずるに、施藥院使の條に「使、醫道四位以下、補之、爲二彼道重職一也、判官、主典、件職往古藤原長者宣也」とあり、藤原氏私設の病院も、後また其職員を官より命ぜらるゝに至れるを知るべし、但し當時施藥院其物の存在せるにはあらざるべく、只空名職に留まれるに似たり、從て藤原私設のものが、何時代まで連續したりしか、將た朝廷より職員を任命するに至れるは何時に係るかは詳かならず、開來施藥院使に補ぜられしもの多しと雖も、是等はみな官に料するものなりき[illegible]別當一人、藤氏を以て之を長官に任ず、施藥院使、判官、主典、醫師等ありし來、右に擧げたるがごとし○又興福寺内にも設きたり、天平寶字元年十二月勅して、普く疾病及び貧乏の徒を救養せんが爲めに、越前國墾田一百町を以て、永く山科寺（興福寺）施藥院に施入せしめたり（續日本後紀、大内裏圖考、文藝類聚）

**セラノコホリ　世羅郡**　[illegible]備後國[illegible]天武天皇の時、備後國を置て、後ち十二郡を管す、蓋し世羅もまた其一郡なるべし[illegible]三代實錄世良に作り、延喜式以後世羅に作る、僧名抄に桑原（クハバラ）大田（オホタ）津口（ツクチ）賀茂（カモ）等の郷あり、正保國世良に作り、寛文中世羅に復す、寛知集以後之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**セワリグリク　脊割具足**　具足の一種、脊の所に別合せて著る紋に名づく、「グリク」參看、

## そ

**ソ　租**　田地に課したる稅、田租（アシソ）、租稅（ソセイ）を見よ、

**ソ　蘇**（酥）　牛乳などの乳を煎熟して製したるもの、「ギウニウ」を見よ、

**ソイインカウ　蘇因高**　小野篁子（ヲノノイモコ）を見よ、

**ソウ　僧**　家を捨て、佛門にえれる人の總稱、



又出家とも云ふ、梵語僧伽耶の略、衆、或は和合、或は無諍と譯す、中阿含經に、有二若干姓異名異族一剃除鬚髮、著二袈裟衣一、至信捨一家從一佛學一道、是名一衆、五分律に僧者從二四人一已上也、僧史略に、若單日僧則四人以上方得一稱之、今謂二分稱一爲一僧理亦無一病云々、と見えて、もと四人以上を僧と云ひしが、後には一人をも僧と云へり、猶委しく知らんとせば、續僧名義集、枳橘易土集等を見るべし、我國にて始めて僧となりたるは德濟とす（釋氏要覽、禪林象器箋）

**ソウ　宋**　支那にて趙氏の建てたる國號、始祖を趙匡胤と云ふ、漢の京兆の尹、廣漢の後ちと稱す、五代後周に仕ふ、世宗の時、北漢契丹と連合して來寇す、周高平に戰て大に之を破る、匡胤宿衛の將として最も戰功あり、殿前都虞侯となる、是匡胤の名を知られし始めなり、尋で殿前檢點に進み、更に節德の節度使となれり、時に五代八十餘年の紛亂に、上下亂を馭ひ、一英主の下に歸せんことを望めり、會契丹入寇したりしかば、匡胤命を受けて、兵を率ゐて陳橋驛（河南省開封府許州）に至りし時、將士匡胤を擁立して主となす、世宗遂に位を匡胤に讓る、是を宋の太祖皇帝と云ふ、太祖、その弟太宗と共に次第に諸方割據の群雄を平定して、遂に全國を統一せり、太祖は亦唐宋以來地方藩閥宿將の勢强くして、人主を脅立するが如き驕暴に懲り、宰相趙普等と謀りて、兵馬の實を解き、節度使に代ふるに文官を以てし、中央集權の政を行ひ、從來の宿弊を一洗せり、その弟太宗に至り、天下一統の餘威に乘じて、交趾を征せしも利なく、交趾獨立せり、又北支那地を復せんとして、遠く征伐せしも利なし、其子眞宗の時に至りて遼帝を遂に興へて和約を結びたり、此の時に當りて西蕃族の別部族は支那の西北に據り、國を西夏と號し、遠年宋の西邊を侵せり、眞宗の子仁宗に至り、歲幣銀絹茶等を入れて、和を結び少しく小康を得たり、神宗の時に至り、太宗以來外交に失敗し、財政大に困難を極め、國威の振はざるを慨き、銳意國光を耀さんとし、王安石を擧用して新法を行へり、而して効果また驚らずして帝は死し、朝廷にては新黨政論の爭あり、政論を圖はすこと三十餘年に及びたり、徽宗の時に至り、新法派の蔡京等政を擅にし、一族を顯要の地に居らしめ、且つ帝に勸めて奢侈土木の功を起し、國費多大にして國運漸く衰頽の基を成せり、此の時遼大に衰へしも、新に金國滿洲に興起して、其の勢旺盛を極め、遂に成吉思汗となり、蒙古諸部落を併せ、西夏を陷れ、金を侵す、金防ぐ能はず和を請ひ、宋寧宗の時に至り、蒙古の大宗と同盟を結び、金の汴京を攻めて、之を陷る、後ち金は蒙古の爲に亡ぼされたり、宋の將趙范等金の亡びたるに乘じて、北方を恢復すべしとなし、汴京を取るに乘じて、蒙古大に怒り盟約を破りたるを責め、兵を發して遼境を侵すに至る、蒙古は太宗の後ち世祖國を大元と號し、歐亞を卷席せし餘威に乘じて宋を亡ぼさんとす、然るに宋は高宗の後漸次衰へ度宗島帝位に即き姦臣賈似道權を專らにし、諸將元に降るもの多く、國勢益々衰へたり、幸恭帝景炎元年元の大軍南下するや、張世傑文天祥等勤王の師を起して戰ひしも、遂勝旺盛を極めたる元兵に抗するを得ず、臨安の都より益々南方に遁れ、終に崖山に遁りしが、元軍の攻擊益々急にして、文天祥は死に捕はれ、陸秀夫帝を負して海に投じ、諸臣十萬餘人悉く海に投じて死し、世傑奇にのりて安南に遁れ、爲の所あらんとせしも、舟覆して死す、是に於て宋の遺族盡く滅て、海内皆元の版圖に歸せり、宋太祖より是に至る、蒙宗の梓宮を迎ふるを得たり、是より權政を專にし、權を恣にして主戰論者を貶黜し、張浚趙鼎の知きも遠貶せらるゝに至り、後ち主戰論を云ふものなく、金後に國勢衰へしを以て南北和して二十餘年邊境事なきを得たり、後金主亮都を北京に遷し、南侵を企て大軍を率ゐて宋を攻めしが利なし、軍中に弑せられ、其從弟世宗位に昇る、賢明にして武をすいむ、且つ宋に人を遣はして再び和せしむ、宋は孝宗位に即き、銳意恢復を謀り、張浚李顯忠等をして金軍を攻めしも利なきを以て、金と和し、臣禮歲貢を收めて歲幣としたり、此の時に當りて、北方蒙古の鐵木眞興起して、其の勢旺盛を極め、遂に成吉思汗となり、蒙古諸部落を併せ、西夏を陷れ、金を侵す、金防ぐ能はず和を請ひ、宋寧宗の時に至り、蒙古の大宗と同盟を結び、金の汴京を攻めて、之を陷る、後ち金は蒙古の爲に亡ぼされたり、宋の將趙范等金の亡びたるに乘じて、北方を恢復すべしとなし、汴京を取るに乘じて、蒙古大に怒り盟約を破りたるを責め、兵を發して遼境を侵すに至る、蒙古は太宗の後ち世祖國を大元と號し、歐亞を卷席せし餘威に乘じて宋を亡ぼさんとす、然るに宋は高宗の後漸次衰へ度宗島帝位に即き姦臣賈似道權を專らにし、諸將元に降るもの多く、國勢益々衰へたり、幸恭帝景炎元年元の大軍南下するや、張世傑文天祥等勤王の師を起して戰ひしも、遂勝旺盛を極めたる元兵に抗するを得ず、臨安の都より益々南方に遁れ、終に崖山に遁りしが、元軍の攻擊益々急にして、文天祥は死に捕はれ、陸秀夫帝を負して海に投じ、諸臣十萬餘人悉く海に投じて死し、世傑奇にのりて安南に遁れ、爲の所あらんとせしも、舟覆して死す、是に於て宋の遺族盡く滅て、海内皆元の版圖に歸せり、宋太祖より是に至る、

十八世紀三百二十年なり（大觀）宋朝と我國との交通は、朝廷よりの使節い往復は稀なるも、私に通交せしもの多く、特に僧侶の留學生徒にして、我國の文化史に與へし影響は實に鮮少にあらざりき、一條天皇天元の頃（太宗太平興國中）天龍寺僧奝然宋に渡り、宋主に謁して、銅鐘、驛具等、王年代記等の書物を獻ず、宋主大に喜び、太平興國寺に居らしむ、留ること二年にして印本大藏經を得て歸る、一條天皇永延二年弟子嘉因を遣して、謝表を宋主に上りて、佛經以下寶物を獻ず、長德二年七月（至道中）宋人寥蒙を獻ず、我國之を受けず、寛弘元年（眞宗の時）僧寂照其徒數人と宋に至り土物を獻ず、宋主大に喜び、圓通大師の號を授け、紫衣東帛を給ふ、寂照等五台山を巡禮し、終に吳門寺に留ると云ふ、後ち攝政道長書を寂照に送る、三條天皇長和元年（眞宗の時）使を遣はして白銀錦綾丁子麝香紺青甘松等を贈る、後ち宋の商人土物孔雀鸚鵡等を齎々我國に贈る、後三條天皇延久四年（神宗の時）僧成尊宋に渡り、天台國清寺に留る、宋主に見えて齎す所の寶物を獻ず、宋主之に紫方袍を與へ、翌年成尊に託して金泥法華經一切經、銀二十反を贈る、白河天皇承曆元年の時、我國より砂金水銀等を酬ふ、翌年宋商孫吉祥を持して來り書を太宰府に致し、錦唐黃等を贈る、初め宋國醫々信物を獻ず、延臨宋國通聘久しく絶ゆ、此年來りに至る、僞情知るべからず、且つ孫忠報を待たず逃去し、越前敦賀津に至り、宋國牒を奏る、書辭禮を失するを以て、答書を送らず、太宰大貳をして宋に報ぜしむ、鳥羽天皇元永元年（徽宗の時）宋主商孫俊明等を遣して書を贈る、書辭不遜なるを以て答書せず、太宰府をして移牒せしむ、高倉天皇承安二年九月（孝宗の時）宋明州の刺史方物を上る、書辭不禮なり、廷議之を卻けんとす、後白河上皇聽かず、書及び綿軍三十疋、沙金二百兩等を給うて之に報ず、僧侶も亦此等商賈の互に往來して貿易するもの多く、特に鹿谷の弟子及び榮西渡宋するもの多かりき、榮西は禪宗を傳へたるは、最も顯著なる事蹟とす、後宋國の禪宗を傳へたるや、宋の僧侶我國に渡來するもの多く、道隆祖元兀庵寧一山等、京都及び鎌倉に住して禪宗を弘布せしは最も注目すべき所なり（支那史、大日本史、外交志稿）




## リウ井　僧位

（本朝）朝廷より僧侶に賜はる位階を云ふ、法印大和尚位（略して單に法印とも云ふ、法印とは法印經の語にて、法師一乘の法を表して衆生を利する事、月光の汀水に印する義なり、和尚は梵語（ウパジヤヤ）を見よ）法眼和尚位（略して單に法眼と云ふ、聞佛決疑經の語にて、如來相傳の正法眼を以て法位なつぎ、法の義語を謂ふ意なり）法橋上人位（略して法橋と云ふ、法橋は地藏十輪經の語に、法を求めんが爲め、橋梁となりて衆生を濟利せしむとあるより出づ）僧綱大法師位（僧綱とは釋林龜鏡に攝三法經、屬僧不經、謂之法綱、とあるに出づ）僧綱法師位、僧綱補位（補位とは五夏滿の意にて、夏冬九十日間結會に入て、禁足勤行すること五ヶ度に滿るものを云ふ）僧綱住位（住位は僧位に居る義）僧綱入位（入位は僧位の列に入る義）の八階あり、其中法印、法眼、法橋を僧綱の位と爲す（僧綱補任）今制にて僧正を正五位に、大少僧都律師を從五位に准じたれども、僧位にはあらず、淳仁天皇の天平寶字四年七月、僧其辯等上表して、四位十三階を制し、其十三階の中に就いて、三色師位、并に大法師位は勅授位記式に、自餘の階には、奏授位記式に准ぜんことを請ふ、之を聽す、されど此時の勅答中に四級を分ち置かば恐くは勞煩を致さん、故に其修行位過持位は唯一色を用ひ數名と爲さざれ、但師位の等級は爽狀の如くなるべしとあるによりて考ふれば、此時創定したる僧位は大法師位、三色師位、（此内の一は僧綱法師位ならんと村上博士いへり）及び修行位過持位を一色として、全體を三級となし、更に之を十三階に分ちたるものなるべしと雖も、詳細なる位階の品目は、國史に闕けたれば詳かならず、尋で日本逸史延暦十七年九月の條に引用せる治部省解に、「僧位與奪、僧位、相當、僧綱、僧尼、僧位有三五階、入位、住位、補位、法師位、大法師位、即準之、又都位僧當六位、入位僧當七位、住位僧當六位、法師位





僧當三四位、大法師位僧當三位」と見ゆ、僧位と官位との相當は之にて明なり、猶この文によれば、天平寶字以後十三階のもの減じていつしか五階となりしを知るべし、淳和天皇天長六年二月の詔に「國典所載、僧位之制、本有三階、補位、法師位、大法師位是也、僧綱凡僧、同授二此階、位號不分、尊卑無別、論二之物意、實不可熟、仍復三階之外、更制二法橋上人位、法眼和上位、法印大和尚位等三階、以爲律師已上之位、宜法印大和尚位爲僧正位、法眼和上位爲僧都位、法橋上人位爲律師階」とありて、延曆以後更に入位住位二階を減じて三階となり、是に至り更に三階を增して六階となりしが知くなれども、延喜式によれば滿位以上は勅授にて以下は判授なれば、入位以上は省略して言はざりしものならん、諸宗儀範も此時八階と定めたりとなし、法印大和尚位（僧正階）法眼和尚位（僧都階）法橋上人位（律師階）傳燈大法師位（補僧師六人階）傳燈法師位（從儀師八人階）傳燈滿位（修行階）傳燈住位（准六位）傳燈入位（准七位）と云へり從ふべきに似たり、延喜式の制滿位以上を勅授、入位以上を僧綱の判授としたり（僧官雜例集）によれば元慶八年九月詔して、法印は僧正位准從二位、法眼は僧都位准三位、法橋は律師位准從三位、傳燈大法師位は威儀師位准正四位、傳燈法師位は從儀師位准從四位としたり）而して僧綱に賜ふ尊物の、僧位との相當は、寶龜の制と全く同じ、僧位の制全く此に至り、自來制度上沿革せることなしと雖も、武家時代以後、皇室の式微と共に、法橋、法眼、法印の三階のみ多く叙せられたり、而して鎌倉時代より江戸時代に係りてはまた此の僧綱に對せる三階の位なり、佛工醫師強欲師給師に授くるの風を生じたるは（江戸時代の初期には僧者にも授けたれど、幾干もなくして停めたり）方外の徒として取扱ひたるが爲なりき、明治六年正月、僧位を廢り、當長より授與すること人において有るが如し、（眞宗には此ことなし）なほ僧綱（ソウガウ）を參看せよ、又位階にはあらざれども、官と俗官との相當を定められしは、光仁天皇寶龜四年十二月に、尊卑は、僧正は從四位、大少僧都は正五位、律師は從五位に准じて下賜せらるゝ事となり、また後宇多天皇弘安八年には僧位授札式を制し、僧正は參議に、法印法務僧都は四位殿上人に、法眼律師は五位殿上人に、凡僧は六位に、諸寺の三綱、石清水の社僧は地下四位殿上人に、威儀師は五位下北面に、從儀師は六位に准じ、後醍醐天皇建武二年には、大僧正は正二位大納言、僧正は二位中納言、權僧正は三位參議に准じたり（續記、日本逸史、三代實錄、弘安禮節、元亨釋書、拾芥抄、釋家官班記、利例抄、諸宗儀範、大日本佛教史）

（一）制位表

【天平寶字四年】

大法師位

三色師位（三色は何々なるか知るべからず）

修行位

誦持位

【貞觀六年】

傳燈入位

傳燈住位

傳燈滿位

傳燈法師位

傳燈大法師位

法橋上人位……律師

（二）僧位僧官と俗官との相當表

法眼和上位……僧都

法印大和尚位……僧正

【延喜年間】

傳燈入位

傳燈住位

傳燈滿位

傳燈法師位

大法師位

法橋上人位

法眼和上位

法印大和尚位

僧綱判授

勅授

【令制】

僧正　正五位

僧都　從五位

【寶龜四年】（延暦の制之と同じ）

律師　從四位

僧正　正五位

僧都　從五位

【延暦十七年年間】

傳燈入位　七位

傳燈住位　六位

傳燈滿位　五位

傳燈法師位　四位

傳燈大法師位　三位

法印　四位殿上人

法務僧都

法眼　五位

律師

諸寺三綱

石清水社僧　地下五位

諸大夫

凡僧　六位

威儀師　五位下北面

從儀師　六位

【建武三年】

大僧正　二位大納言

二位中納言

三綱　三位參議

權僧正

法印　少將

法眼　侍從

法橋　五位諸大夫

【弘安八年】

僧正　參議

## リウ井　階位

（本朝）死したる人に位を賜ふを云ふ（續日本後紀）天武天皇二年五月、大錦上坂本財臣卒したる時、壬申年の功勞によりて小紫位を贈りしを始めとす、顯官に贈位せしは、文武天皇大寶元年大納言正廣參大伴御行に正廣貳有大臣を贈りしを始めとし、大寶令の位を賜りしは、和銅七年五月、大納言藤大將軍正三位大伴安麻呂に從二位を贈りしを始めとし、また天皇の外戚には、承和十四年閏三月、神祇伯正四位下田口佐波主（嵯峨天皇太后の外戚）に從三位を贈りしを始めとす、後世皇后の父に正一位を贈る例となれり、此の外忠臣貞吏文武功臣、外國の使人等に階位ありしこと少からず、寛柱を蒙りて受せしものに贈位ありしは、桓武天皇慶（承和十年八月）橘逸勢（嘉祥三年五月）菅原道眞（正暦四年五月）の類

なり（官制沿革略史）

**ソウイチケンゲウ　總一檢校**　[illegible]姓は竹永、法名源照居士[illegible]平家覆滅に遭し、師堂流の唐流、源照流の元祖たり、尼田尊一に就きて音曲を研め、元祖覺一檢校にも劣らず、呂の調、律の吟、妙を究め衆に秀でしかば、後小松院の叡聞に達し常に院中に出入す、院叡感の餘り後花園天皇に御奏進ありて緋一に紫衣を賜ひ、去より後、檢校たらん者紫衣の定色衣を着用すべき旨、永宣旨を賜ふ、是を盲人紫衣の始と爲す、職に在ること七年（當道要語）

**ソウウヂ　宗氏**（對馬府中）　姓は經武平氏、清盛の四男新中納言知盛の末孫なり、初め知盛四海に沒せし時一人の孤子あり、乳母の夫右馬助惟宗某之を養して西海に遁る、成長の後、元服して己の姓に易へ、宗右馬太郎と稱せしむ、男宗頼二郎重尚と號す、一戰に、大判事惟宗善經の子左大史允政五世の孫筑前判官左衛門尉惟宗信房、平知盛の家人となり壇浦に討死す、男鬼王丸幽隱に在り、乳母父宗頼氏抱て山中に逃る、成長して宗冠者信國と號す、子孫因て氏とすと、重尚寛元四年對馬島に渡り、島主阿比留氏を追討して之を領す、其子助國、文永十一年蒙古襲來の時忠戰して死す、其孫盛國、太宰府に遁れ居す、其子彦次郎經茂、元弘三年太宰少貳貞經大友具簡等と共に、北條英時を攻め軍功あり、經茂天資聰勇世に勇剣と稱す、足利尊氏に從ひ、引聞紋を賜ひ、九州尋所となる、其子經茂聖安中父の遺領を繼ぎ、又太宰府に住す、後ち對馬に歸り居す、是より先朝鮮と好みを絶し、男貞茂懇永二十六年跡を繼ぎ、嘉吉三年始めて朝鮮交易を約し、每歲船五十艘を渡鮮に渡し、後より米豆二萬石を島主に送らしむ、其孫貞國、應仁二年惟宗氏を改め平氏を稱す、孫貞時守義盛の時朝鮮と和せず、兵を率ゐて朝鮮籍川城を攻む、宗享敵せず戰死す、其子盛弘爲盛賢、大永六年盛長の遺領を繼ぎ、將盛と改名す、此時朝鮮と和す、男貞茂を研ぎ、永禄元年伊那郡主と爲る、天文十一年將軍義晴一字を授け晴康と改名す、將盛五男晴景（後ち義智）元龜元年伊那郡主と爲る、天正五年將軍義昭一字を授け、同七年兄義純の封を繼ぐ、時に十二歲、義調代て國事を執す、同十五年義調卒去により再封を繼ぐ、此年國臣勞吉就業に赴くや、義智聽せ加はる、依て本領を安堵す、同十七年九月從四位下に叙し侍從に任じ羽柴の號を許さる、文祿四年朝鮮在陣の職功により、薩摩國出水郡の內一萬石を賜ふ、慶長四年肥前國基肄養父二郡の內に移さる、同五年關ヶ原の役、其臣淵信大阪方に從ひしが、亂後許されて本領を安堵す、慶長十年五月、朝鮮との國際を周旋するの勞を以て、十萬石の封領に準じ、且つ從四位侍從世襲の格を賜ほる、元禄十五年八月、義眞于五百石を家臣柳河豐前の淺野忠氏に預ける地肥前國松浦郡に、及び每歲金貳萬貳千兩を加賜せらる、寛延三年每歲金貳千兩銀三貫匁を加賜せらるる、子孫相襲き、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる（藩鑑譜、武鑑、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○藤尚——助國——盛明——盛國——經茂——輔茂

- 貞茂——貞盛——成職——貞國——村盛——義盛
- 盛長——將盛——晴康——義調——茂尚——義純
- 義智——義成——義眞——義倉——義方——義誠
- 義章——義孔——鑑正——宣望
- 義如——義巻——義暢——義功——義質

**ソウカ　奏賀**　朝賀の時、去年諸國より奏せし吉事祥瑞を書き集めて奏聞するを云ふ、奏瑞とも云ふ、テウガ、參看。

**ゾウガ　增賀**　[illegible]俗姓橘、參議恒平の子、四歲始めて父母に告げて出家せんことを請ひ、十歲比叡山に登り慈惠の侍童となり、後ち九乘戒を受けて僧となり、十二年間山を下らずして修行練學を事とす、頗る三塔の間に盛譽あり、一日侍僕を從へて父母の家を省す、父喪し、母寡居して零落を極む、師大に慟み、侍僕を怠りたる罪を謝す、母却て悅ばずして曰く、汝は出家の身なれば、汝の侍僕を求めず、唯汝が修養練學の功を積み、一日も早く菩提の大道を成就して、兩親の救はんことを願むなり、今汝を見るに、出家にして命ほ名聞を求めんとするが如し、若し然らば、永く兩親を菩提の大道に誘引することを能はざるべしと、師、母の言を聞いて大に感激し、直に比叡山に還り、舊に倍して奮勵し、一千夜の間根本中堂に籠りて祈願し、後ち飯室山を下り、伊勢の內宮に籠りて新願し、一夕夢に菩提の大道を成就せんには、先づ名聞を去れと告ぐる者あるを覺えて大に喜び、著衣を脫して路傍の乞食に施與し、一鉢を掛けて比叡山に登る、大衆皆師を以て狂せりとなす、後ち山を下りて諸國に經行す、冷泉上皇動して供奉となさんとし給ふも、伴り狂して召に應ぜず、東三條院壯子宮中に延請して戒師となし給ふ、師宮中に入りて狂態をなす、慈惠の僧正に任ぜられ、宮中に入りて惡を謝するに方り、師乾鮭魚を帶して劍となし、獄牛に騎して行列の前驅となす、應和三年七月如覺の勸めにより、大初多武峯に上りて出樓す、長保五年六月病に罹り、侍僕に命じて葬局、亟に幹な特ち來らしめ、自ら墓を圍み、且朝暮の曲を奏し、曰く我れ少時此二事を唱むも、人に課止せらる、今





死に臨み執念を去らんが爲めにこれを行ふなりと、同月九日寂す、年八十一（[illegible]僧都參傳玄義、今僧はらす（增賀傳、往生極樂記）

**ソウガウ　僧綱**　[illegible]僧官の僧正、僧都、律師、僧位の法印法眼法橋の總稱、全國の僧尼を統領し、法務を綱持することを掌る、僧綱の事務所を僧綱所とも綱所とも云ふ（ガウシ[illegible]參看）[illegible]文武天皇の時、僧正大少僧都律師四人あり、大寶の制、僧正僧都律師の三人となす、聖武天皇の時、更に大僧正を置く、但常置にあらず、弘仁十年十月僧正大僧都各一人、少僧都二人、律師四人となり、圓融天皇の世、僧正三人、大僧都一人、少僧都二人、律師十二人となる、白河天皇歷保三年十一月には、僧正三人、大僧都五人、少僧都八人、律師十四人、平法師四人、法眼五人、法橋十八人と定め、鎌倉時代には僧正十三人、正眞律師百五六十人の多きに亞る、鎌倉の末代以後は永宣旨にて僧都律師を任ずるに亞る[illegible]推古天皇三十二年、始めて僧正僧都法頭の三官を以て僧尼を統領せしむ、文武天皇大寶元年制定して、僧綱は衆徒の推擧によりて之を勸任す、即ち德行よく徒衆を化し、道路欽仰して法務を綱持するに足るものを推擧し、衆徒遞襲して太政官に牒す、佛法日に月に盛にして鎌倉室町以後大寶令の制絶え、別に規定を設けて、皇子は權大僧都、皇孫は權少僧都を初任とし、攝關大臣の子息は權少僧都を初任とす、是に至りて僧官の進路二途となり、一は貴族の例により僧綱の進退を定む、享和二年諸宗の本山に命じて、各宗僧位進退に關する宗規僧例等を上申せしめ、是を準據として進退したりき、明治五年勅して僧綱を廢す、其後天台眞言等に、一宗內に僧侶の階級を設け、僧正、僧都、律師の稱を用ふることゝなれり、（初例抄、[illegible]僧官班記、松本博士「僧侶の官位」、○僧綱實權の推移に關しては、三綱と僧綱とを混同したるが如き誤なきにあらざるも、其概略を知るに資すべき文を以て、今諸宗の僧綱の說を示して參考に資す、菩提寺天皇三十二年四月置三僧正僧都法頭、統領僧尼、然無其人、則缺其職、至于天武自風十二年二月、立僧正僧都律師、爲三綱、而此時僧都有大少二員、此雖爲三綱、其實而四員也、自[illegible]佛法日昌、僧尼二寺踏在三州都、因之三綱不逸知之、故爲大正權三僧正大僧大少權少四僧都大中正權四律師、且置職權師六員從儀師八員、爲之副屬、輪其公務、於是以三綱、曰三僧綱、其僧綱員數頗時有增減、只大僧正古來一人而已、昌泰二年十月、寬平聖主舊髮受灌頂、爲大法師、住石和寺、匡僧賢否、於是僧綱始減、其法臘、寬平寂後以石和、爲東寺下之御門跡、諸親王及大臣之子、爲沙門、主之、延曆圓城東大興福四大剎亦各僧東寺、立御門跡、使執宗權、所謂者薩聖護東南一乘等是也、而僧務寺務座主長吏之名、非御門跡、不能稱焉、於是東寺及四大剎謂日本五大本寺、至此僧綱徒擬虛名耳、彼四天王、法隆、元興、大安、興福、石山等諸古官刹、或屬東寺、乃至或屬興福、都是爲三諸御門跡之有、置學頭、知之、其餘一國新舊寺院無不統屬五大本寺、延久二年祭四自宗法華、東寺、法弘、眞宗、勝、創建仁壽殿二測、旅行延曆東寺二法、不能立諸之一宗、而其身且主、乃大勝事、總皆改元後初月宋帝朝、欲與律之一宗、立泉涌寺、給命不變戒之法、而樂寺中、與於初叡寺、書尊中、與於四大寺、給不得與五大本寺、相並仁治二年惠福圓都慶班記、松本博士「僧侶の官位」、○僧綱實權の推移に關しては、三綱と僧綱とを混同したるが如き誤なきにあらざるも、其概略を知るに資すべき文を以て、今諸宗の僧綱の說を示して參考に資す、菩提寺天皇三十二年四月置三僧正僧都法頭、統領僧尼、然無其人、則缺其職、至于天武自風十二年二月、立僧正僧都律師、爲三綱、而此時僧都有大少二員、此雖爲三綱、其實而四員也、自[illegible]佛法日昌、僧尼二寺踏在三州都、因之三綱不逸知之、故爲大正權三僧正大僧大少權少四僧都大中正權四律師、且置職權師六員從儀師八員、爲之副屬、輪其公務、於是以三綱、曰三僧綱、其僧綱員數頗時有增減、只大僧正古來一人而已、昌泰二年十月、寬平聖主舊髮受灌頂、爲大法師、住石和寺、匡僧賢否、於是僧綱始減、其法臘、寬平寂後以石和、爲東寺下之御門跡、諸親王及大臣之子、爲沙門、主之、延曆圓城東大興福四大剎亦各僧東寺、立御門跡、使執宗權、所謂者薩聖護東南一乘等是也、而僧務寺務座主長吏之名、非御門跡、不能稱焉、於是東寺及四大剎謂日本五大本寺、至此僧綱徒擬虛名耳、彼四天王、法隆、元興、大安、興福、石山等諸古官刹、或屬東寺、乃至或屬興福、都是爲三諸御門跡之有、置學頭、知之、其餘一國新舊寺院無不統屬五大本寺、延久二年祭四自宗法華、東寺、法弘、眞宗、勝、創建仁壽殿二測、旅行延曆東寺二法、不能立諸之一宗、而其身且主、乃大勝事、總皆改元後初月宋帝朝、欲與律之一宗、立泉涌寺、給命不變戒之法、而樂寺中、與於初叡寺、書尊中、與於四大寺、給不得與五大本寺、相並仁治二年惠福圓都慶班記、法至自宋、寬元四年慶僧國[illegible]宗圓、法鑑義、自[illegible]東渡階陶之諸國僧、不可事面數、京師鎌倉列三諸國、一州二郡要加叢林、終至三千至德丙寅、有五山十刹之制、而以南禪爲五山之上、其賜紫賜、又是僧綱司、戶之、於是遠慶一宗、不因五大本寺之會、夫考至德之世、彼相提四大泉涌三律寺、投宣旨、聽日蓮遊行四門徒、其道隆盛、而其林院分編諸州、於是其數各立、不因五大本寺之會、此時雖有、禪宗永平一派、屬僧綱司、文安二年十剎之大德、以建武天皇敕願道場、准南禪、爲紫風、因之不[illegible]論綱司、妙心本屬、大德、永正御宗爲紫風道場、准大德、開山永平下總持、源空下鎮西四西山二派諸本寺、傳彼南禪等、爲[illegible]紫道場、而水平亦不屬僧綱司、正親御宇、親變下水觀寺爲御門跡、而其主任、大僧正、從是彼光尊修相次爲御門跡、興、水願、鹿立、慶長之初東本願寺成、萬治年中、明僧隱元琦公開、黃檗山萬福寺、於是爲二十一本寺、○僧綱には從者を許したり、恒武天皇延曆十七年六月從者の數を定む、大少僧都は各從僧四人、沙彌三人、童子六人、律師は各從僧三人、沙彌二人、童子四人となしたり、延喜式に、僧正は從僧五人、沙彌四人、童子八人と見えたり、僧都律師は延曆の制に同じ、順德天皇建曆二年三月、僧正は從僧四人、中童子二人、大童子六人と定め、法師、興福寺別當延曆寺座主之に准じ、僧都は從僧二人、中童子一人、大童子四人と定め、法印之に准ず、律師は從僧二人、中童子一人、大童子二人と定め、且つ僧侶の著作を戒め制條に背くことなからしめたり、（僧位（ソウヰ）、僧官（ソウカン）、僧都（ソウヅ）、律師（リツシ）參看（初例抄、[illegible]僧官班記、諸宗僧範、標註令義解授本、皇典講究所講演、僧侶の官位）

**ソウガク**

**ソウギ** 宗祇 宋學 朱子學シュシガクヘを見よ、

見外齋 ふたり種玉庵等の號あり 初名は飯尾氏、自然齋、

となる、性和歌を好み、心敬の名を聞き京都に遊

きて僧に歌道を經驗す、年壯なるに及び、猪苗代兼

載に就きて連歌を學び、遂に其奥に達す、時に天下

連歌を喜ぶもの多く、推して宗匠となす、朝倉また

花の下の號を賜ふ、平生羇旅を好みて四方に遊び、殆

んど定居なし、天明十二年隅田川の邊に寓し、同年

六月更に丸州に赴く、文龜二年また信濃より山東に

遊き、入間川を渉り、鎌倉を經て駿河に到り、七月

峰日箱根湯本里に宿して病を發し、遂に旅宿に沒す、

年八十二、宗祇餞て東常縁を景慕して美濃に訪問し、

古今集の傳授を受く（ツキシテンジュ 受傳）世に堺

傳授といふ 問答 宗祇問答、和歌道の記（野史）

**ソウクワノコシ** 叢花聲 與の一種、屋蓋

に叢花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆

に、神事の時、乘御の輦の屋上に叢花を作りて置く、叢

花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるも

のなり、即ち橋の擬宝珠のギボウシュの形に同じ云々、

只屋上の飾りに球の形を置きたるが叢花に似たる故

叢花と名づくるなりと云へり、天皇神事行幸、又は

賀茂の行幸の時に乘御す（有職抄、安齋隨筆、乘物考）

**ソウクワン** 總官 太政官を云ふ、敕官に對

しての稱（延喜式）、ヒクワシの條參看、

**ソウクワン** 總管 京畿の兵馬を差發

し、凶徒を搜捕し、盜賊妖言を斷む、浸に兵刃を執

るものを禁じ、國郡司等の治績の善惡を觀察し、即

時に奏聞すること、を掌る、諸道の鎮撫使に同じけれ

ども、畿内なるを以て特に名を分つ 畿内大總管一

人、親王を以て之に補す、常置して勅を待つ、副總

管二人、三位、大總管權官六人を給ふ、判

官二人、主事四人 初置諸道鎮撫使、天平三年十一月始めて

置き、一品新田部親王を大總管とし、從三位藤原宇

合を副總管となす、養和元年正月、遠征家慶張國を發

ひ、奥澁近江より都に攻入らんとす、宮官を下して

前右大將平宗盛を以て、五畿内並に伊賀伊勢近江丹

波諸國の總管となし、之を防がしむ、天平の例に

ならし、「チンブシ」參看（續紀、玉葉、百練抄、源平

盛衰記）

**ソウクワン** 僧官 朝廷より賜ふる僧侶の

官、即ち僧正、僧都、律師を云ふ、僧綱（ソウガウ）及び

各條に就て見るべし、

**ソウクワン** 贈官 勳功ありし人に、死後官

を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿

禰御行薨ずや、天皇哀だこれを惜悼し、正廣貳右大臣

を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原

不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知

太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大

臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり（官制沿

革略史）

**ソウケン井ン** 總見院 織田信長（オダノノブ

ナガ）を見よ、

**ソウコウ** 宗興 名は玄興、字は南

化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、

俗姓美濃の邦叔橋に從ひて圓頂納戒し、内外の典

を學び、禪教に通曉す、後ち京都に入り諸禪師に請

益す、快川喜に參禮、建林周寺に隨侍して心印を

傳ふ、紹禁一餓美濃の花溪の草立して講ず、天正の

初め勅を奉して妙心寺に出世す、物徳秀吉、洛南に鮮

雲寺を創立して、南化玄興大總管一

中に宮して總管を制ふ、恩問相續ぐ、禮遇、大通院、知

勝院、鄰花院を構立して開山となす、慶長九年五月二

十日寂す、年六十七（慶長年中禪錄、本朝高僧傳）

**ソウサイシヨク** 總裁職 政事總裁職（セイジソウサイシヨク）を見よ、

**ソウザイチヤウ** 總在廳 侍衆、總法務の

下に在りて、法會の時に衆僧を引率指揮する事を掌

る、又綱所の事をも執行す、綱所もしくは總官とも稱

したり、綱所の中より任命す、仁和寺總法務の下に置

かるゝものにて一人に限れり、雜例集に殊仁和寺者、

爲諸宗總法務、被置總在廳、於動會者、雖他宗

之法會、道、說儀師從儀師、被下知」云々と云へり、

（僧官考、寺官抄、坊官故實拙記）顯密威儀便覽に、古語

大寺、必有二在廳者、掌僧事、長曰、總在廳、次其在廳、

今曰、役者、或曰、年預、京四廣隆寺等覺院、古在廳也、

昔六條帝仁安三年十二月十三日、永爲總法務及總在

廳綱所於仁和法王覺性、後爲總在廳者、無二人

と云へり、從ふべきに似たり、猶ホフムを參看、

**ソウシン** 宗眞 名は圓宇は太源 賀の宗誠

の人、峨山禪和尚に隨侍すること久しく、曹洞の宗誠

を傳へ、文、眞和五年能登總持寺の第三代となり、後ち

永光寺及び加賀の傳能寺に住す、四方の雲衲來る、應

安四年十一月二十日寂す、此門下を太源流と云ひ、今

に末葉繁衍す（永平寺誌上、日本洞上聯燈錄）

**ソウシン** 宗深 俗姓源江と號し、初め錄

を正深と云ふ、勅して佛日眞照禪師と號す 俗姓源氏、攝津の人 功にして建仁寺五條坊に

入りて宋僧の弟子となり、後ち尾張に歸り、瑞泉寺宗

彝に師事し、彝の寂都に上るに當りて相從ひ、妙心寺

の美濃瑞龍に留まり、彝の命に依り、法嗣は師事して其

法を嗣ぎ、之を認證する後、妙心寺等六代となる、攝津



の海清寺、河内の觀音寺、尾張の瑞泉寺、丹波の龍

興寺に歷住し、寛正三年八月勅を拜して大德寺に住

す、細川勝元等の歸依を受く、應仁元年大德妙心寺

兵火に罹りて燒失し、宗深丹波の龍興寺に解居す、一

條家長詩を贈りて慰問す、文明の初め、勝元山城に龍

興寺を興して延請するに任せ、入りて住し、同十八

年六月二日寂す、年七十九、法臘六十二、諸弟子遺

命に從ひ、全身を妙心寺の衲梅院に塔む、宗深の門

より宗隆、宗頓、祥傳、英朝の四人出で、各一流の祖と

なる（妙心寺六祖傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳）

**ソウシンジヤウ** 送進狀 送狀（オクリジヤウ）を見よ、

**ソウシヤ** 奏者 室町時代以後、申次の者を

云ふ、古くは將軍家にては申次、諸家にては奏者と稱

して區別したりしが、後ちには共に奏者と稱する事

となれり（條々聞書、海人藻芥）江戸時代には、幕府

にては奏者番といふあり、略して奏者といへり、職

掌相似たりと雖も、頗る輕重の相違あり（ツウシヤ

バンの條を合せ見るべし、

**ソウシヤ** 總社 祭祀 數社を一所に合祀勅

請したる神社を云ふ、參拜に便にするより出でしも

のなり、寛永日記に、「嵯峨天皇の時代より、於諸國一

五月五日初、國司等天神地祇六神之祭禮あり、王城賀

茂之祭は、天子より勅使を被立有之祭禮、於國々

は天神地祇六神を其國之府中に一所に勅請申號總

社」と見え、河内志に、「或曰、古者國府必建總社、有

事手予國内官社、則國司率僚屬、先修典禮於此、其

儀如京師神祇官」と見えたり、尊、名義に載きて飲

獄あり（一）南紀神社錄に、「總社は國府に在りて國守

朝廷の命を奉て、國中の神社、幣帛を班ち捧る所に

して、京師の神祇官に比すべし」といひ（二）神社私考

に、「古へ國守任國に下りては、國中の神社を盡る例

なるが、廣き國は更なり、何れの國にても、國中

の神社悉く巡り盡む事のたやすからねば、國府に神

社を建て、其國中の諸神を總て請じ祭り、其神社に詣

る例の如くにやなりたらむ歟、其社を總社とし云

るなるべし」といひ、（三）總社或間に「國内神名帳

に載せられたる諸神を總て請じ祭られたる國衙の齋

場にて、諸神を一社に總べ祀る義なり」といへり、一

國の總社、寺院の總社、邦内の總社あり、その内に鎮

守を總社と稱して、必ずしも合祀せざるものあり、

或は一宮を以て之に充つるあり、國に總社には式内

の大小社、式外の社等ありて一定せず 總社は國府に在りて國守

め詳かならず、多武峯略記に引ける要記に、延長四年

總社を造ること見えたり、是れ史に見えたる最も古

きものなり、二十二社本縁に、後一條天皇の朝に、賀

茂神社を以て南城國の總社となすこと見えたり、百

練抄久安四年の條には法成寺の總社見え、同六年に

は法性寺の總社見え、春夏義文治二年五月廿九日の

條には東海道總社見えたり（總社考、古事類苑神祇

部）今左に吾人の目に觸れたる總社を表示して看覽

に供す、

總　社　山城國愛宕郡賀茂

川崎總社　山城國

藪里總社　同愛宕郡賀茂

高野瀬總社　同愛宕郡愛宕寺北

栗田口天王　同愛宕郡梁田村總社

總　社　大和國高市郡土佐村（？）

同　河内國志紀郡國府村

同　和泉國和泉郡府中村（泉井上神社）

同　摂津國河邊郡高平谷坂井村（高寶布神社）

同　同國生郡山口村（山口神社）

總　社　伊勢國鈴鹿郡國府村（三宅神社）

同　尾張國中島郡國府宮村（大國霊神社）

同　三河國賀茂郡白鳥村

同　遠江國磐田郡見附（淺海國玉神社）

同　駿河國安部郡靜岡市（諏部神社）

同　甲斐國巨摩郡（御嶽神社）

御母衣總社　伊豆國田方郡三島驛（三島神社？）

總　社　相模國淘綾郡（今中郡）國府新宮（六所明神）

同　武藏國多摩郡府中（六所明神）

同　安房國平群郡總社村（？）

同　上總國市原郡總社村（？）

同　下總國葛飾郡府中須賀田村

同　常陸國茨城郡府中

同　近江國神崎郡（小幡社）

同　美濃國不破郡府中（國府宮）

同　信濃國筑摩郡府中（國府宮）

同　上野國群馬郡高崎

同　下野國都賀郡國府（六所明神）

同　出羽國飽海郡鳥海村（六所明神）

同　陸奥國宮城郡市川村（？）

同　若狹國遠敷郡府中村（鄕中明神）

同　越前國南條郡武生町

府南總社　加賀國能美郡國府

總　社　越後國頸城郡高田町

同　佐渡國雜田郡吉岡村

同　丹後國與佐郡府中

同　但馬國朝來郡

同　因幡國法美郡（宇倍神社？）

同　伯耆國久米郡國府村

同　出雲國意宇郡大草村

同　石見國那賀郡下府村

同

総　社　薄磨國飾磨郡姫路（伊和明神）
同　美作國苫田郡總社
同　備前國上道郡祇園村總社
同　備中國吉備郡總社（野與神社）
同　安藝國安藝郡府中村（多家神社）
同　周防國佐波郡總社村（金切大明神）
同　淡路國三原郡國衙（十一明神）
同　紀伊國名草郡府中村（？）
同　阿波國名東郡觀音寺村
同　讃岐國阿野郡林田村
同　野間總社　伊豫國野間郡（總智郡）國府
總　社　土佐國長岡郡國府
同　筑前國御笠郡原田村（筑紫神社？）
同　筑後國御井郡和泉村（？）
同　豐前國仲津郡國作村
同　肥後國菊田郡古府中（國造神社？）
同　大隅國囎唹郡國府郷府中村（守公神社？）
同　對馬國下縣郡（和多都美神社？）
寺院總社
多武峯總社　法成寺總社
法性寺總社　蓮花王院總社
常光院總社　平泉寺中央總社
東福寺總社　西國寺總社
延暦寺總社（日吉社）　一乘寺總社
第內總社
北山殿總社

**ソウシヤウ　總省**　入省を云ふ、藏管に對しての稱（延喜式、「セクヮン」の條參看）。

**ソウジヤウ　僧正**　僧綱の一、僧官の一、僧徒の最行なる正し、彈する事を掌る、法印大和尚位に相當す、輝良豐覽に「史云、正者政也、自正正人、克數政令、故蓋以比丘無法若馬无之譬勒、漸染之俗風、將乖正雅則、故擇有德望者以法而處之、今人、聖武天皇天平十七年正月、薬師寺の僧行基を大僧正となす、是大僧正の始なり、圓融天皇天元四年八月僧正良源を之に任ず、天台宗にての始め、花山天皇寛和二年僧正寛朝を之に任ず、眞言宗にての始め、一條天皇長保二年八月僧正勤修を之に任ず、三井寺派にての始め、後鳥羽天皇建久元年五月僧正信圓を之に任ず、興福寺にての始めなり、醍醐天皇延喜二年三月大僧都者、三井寺長東、興福寺別當にて、法器ある者の外は任ず、興福寺にての始めなり、醍醐天皇延喜二年三月大僧都大僧正たるを得ざりき、僧正、一人後に二人となる、推古天皇の代、觀勒始めて任ぜらる、我國僧正の始めなり、文德天皇齊衡三年十月東寺眞濟を之に任ず、眞言宗にての始め、村上天皇天德二年正月延暦寺延昌を之に任ず、天台宗の始め、一條天皇の代勝算を之に任ず、三井寺にての始め、後冷泉天皇の永承五年十二月眞誉を之に任ず、興福寺にての始めなり、醍醐正、初め一人、後に數人となる、清和天皇貞觀七年、九月豊流を權僧正に任ずしを始めとす、元慶三年十月法眼遍照を僧正に任ぜしを始めとす、天台宗にての始め、延喜二年三月大僧都聊智を之に任ず、眞言宗にての始め、永承四年十一月餘慶を之に任ず、三井寺にての始め、永承四年十一月大僧都流範を之に任ず、興福寺にての始めなり、凡權官は正官に一等を降るは固よりなれども、一條天皇寛和元年十一月勅して自今以後僧正權官增して三人よりも僧正に任ずる寺格を掌る、法印大和尚位に相當す、輝良豐覽に「史云、正者政也、自正正人、克

（ライツカイソウヤウヤカの條を見よ）、權僧正、初め一人、後に數人となる、清和天皇貞觀七年、九月豊流を權僧正に任ぜしを始めとす、天台宗にての始め、延喜二年三月大僧都聊智を之に任ず、眞言宗にての始め、永承四年十一月餘慶を之に任ず、三井寺にての始め、永承四年十一月大僧都流範を之に任ず、興福寺にての始めなり、凡權官は正官に一等を降るは固よりなれども、一條天皇寛和元年十一月勅して自今以後僧正權官增して三人よりも僧正に任ずる寺格を掌る、法印大和尚位に相當す、輝良豐覽に「史云、正者政也、自正正人、克數政令、故蓋以比丘無法若馬无之譬勒、漸染之俗風、將乖正雅則、故擇有德望者以法而處之、今人、聖武天皇天平十七年正月、薬師寺の僧行基を大僧正となす、是大僧正の始なり、圓融天皇天元四年八月僧正良源を之に任ず、天台宗にての始め、花山天皇寛和二年僧正寛朝を之に任ず、眞言宗にての始め、一條天皇長保二年八月僧正勤修を之に任ず、三井寺派にての始め、後鳥羽天皇建久元年五月僧正信圓を之に任ず、興福寺にての始めなり、醍醐天皇延喜二年三月大僧都聊智を之に任ず、眞言宗にての始め、永承四年十一月餘慶を之に任ず、三井寺にての始め、永承四年十一月大僧都流範を之に任ず、興福寺にての始めなり、凡權官は正官に一等を降るは固よりなれども、一條天皇寛和元年十一月勅して自今以後僧正權官增して三人よりも僧正に任ずる寺格を掌る、法印大和尚位に相當す、輝良豐覽に「史云、正者政也、自正正人、克數政令、故蓋以比丘無法若馬无之譬勒、漸染之俗風、將乖正雅則、故擇有德望者以法而處之、今人、聖武天皇天平十七年正月、薬師寺の僧行基を大僧正となす、是大僧正の始なり、圓融天皇天元四年八月僧正良源を之に任ず、天台宗にての始め、花山天皇寛和二年僧正寛朝を之に任ず、眞言宗にての始め、一條天皇長保二年八月僧正勤修を之に任ず、三井寺派にての始め、後鳥羽天皇建久元年五月僧正信圓を之に任ず、興福寺にての始めなり、醍醐天皇延喜二年三月大僧都聊智を之に任ず、眞言宗にての始め、永承四年十一月餘慶を之に任ず、三井寺にての始め、永承四年十一月大僧都流範を之に任ず、興福寺にての始めなり、凡權官は正官に一等を降るは固よりなれども、一條天皇寛和元年十一月勅して自今以後僧正權官增して三人よりも僧正に任ずる寺格を掌る、法印大和尚位に相當す、輝良豐覽に「史云、正者政也、自正正人、克

て、曦當通六年注疏を大僧正となせり、我國にては、推古天皇の朝、百濟の僧觀勒を任ぜしを始めとす、大寶の制一人なりしが、聖武天皇の朝大僧正を置き、清和天皇貞觀七年權僧正を置き、圓融天皇の朝に至り正僧正一時に二人を任ず、其後今制亂れて、貴族の子弟の僧となる者には別に規定を設く、故に人數頗て增加す、釋家官班記に「僧正員數上古三人（大正一人權三人）中古四人（大正一人正一人權三人）近來總數及二十人、於今不及員數沙汰、然於大僧正者、古來只一人勿論也」とあり、德川氏の時には、山王の別當觀理院、武藏國波の喜多院、上野世眞因の長樂寺、筑後高眞山の蓮臺院、尾張御宮の別當慧藏院、紀伊御宮の別當懷藏院、山門の松林院の知さは、僧正に昇任する例なりき、「ソウガウ」參看（書紀、令義解、三代實錄、初倡抄、釋家官班記、諸宗儀範、僧官考）

**ソウジヤウ　奏狀**　公文書の一、臣下より政治上に關する意見等を天皇に上つるものを云ふ、もと支那より來りし式なるが、奈良朝の制に倣れるものなるべし、我公式令は養老六朝の制に倣れるものなるべしに、令に規定したるは、太政官より上つるものにて、事の大小によりて三つに區別せり、

（一）論奏式

太政官謹奏、其事
太政大臣位臣姓名
左大臣位臣姓名
右大臣位臣姓名
大納言位臣姓名等言云々、謹以申聞謹奏、
年月日
問御論





大納言位姓

（二）奏事式

太政官謹奏
其司位姓名等解狀云々、謹以申聞謹奏、
年月日
太政大臣位臣姓
左大臣位臣姓
右大臣位臣姓
大納言位臣姓名
奉勅依奏、若更有勅語須附者、各隨狀附云々、
大納言位姓

（三）便奏式

太政官奏
其司所申其事云々、謹奏、
年月日
奉勅依奏、若不依奏者、卽云、勅處分云々、
少納言位姓名

右の外彈正臺より上つる奏あり、同じく公式令に見ゆ、

奏彈式

彈正臺臺奏、其司位姓名罪狀事、
具官位姓名
右一人犯狀云々、
勅上件甲乙事狀、如右、謹以上聞謹奏、
年月日　彈正尹位臣姓名
問御論

後には他省寮所等に及びて、正倉院文書には、天平勝寶元年九月八日、東大寺寫經所の奏あり、令制によれば、奏は公文書として用ひらるゝものなれども、亦個人として政治上の意見を言上するに用ひらる、卽ち三善清行の意見封事の如き是なり、又天文博士より密封して上つる密奏あり（令義解、黑板博士說）

**ソウジヤウジ　增上寺**　東京芝公園

○三緣山と號す、慶長院、初めは光明寺と云ふ、淨土宗、開東總本山○本尊、阿彌陀佛、傳惠心作、丈四尺、脇侍觀音勢至、弘法大師の弟子宗叡、東國に巡化して武藏貝塚（今の東京麴町北白川宮邸の附近）に一宇を建立し、數百年の間隆々興廢あり、北朝正德二年、聖聽眞言宗を改めて淨土宗となし、明德四年十二月諸堂宇を建立し、後ち日比谷及び龍ノ口に移轉し、天正十八年八月、住持存應（源譽）始めて德川家康に謁し、永く同寺を一門の菩提所と定めらる、慶長三年日比谷より今の地に移轉し、勅許紫衣地となす、同十年改造の工事成り、十三年十一月常紫衣地となり、寛永元年再び改造し、諸堂宇壯觀を極め、元祿九年修復す、後屢々火災に罹りたるも、德川氏の歸依を以て每に再建せられ、方丈領千五百石、隨居料二百石、靈屋料九千四十石を附せられ、總新後繁榮へたれども、關東淨土宗の諸寺を總轄す、明治六年十二月耶蘇教の信徒柔放火し、諸堂宇燒失し、同十二年十一月再建の工事を起して落成するに至る○本堂、水鼓を安置す、間口十五間三尺、奥行十四間三尺、藏棟作、明治六年の火災に罹り、同十二年の再建に係る○護國殿、本堂の背後に在り、黑木尊を安置す、寛延二年七月三門外より移し共に建築したり○開山堂、始めは安國殿といふ、聖聽存應以下歷代の像（享保以下は位牌）を安置す、寛永十年建築し、享保十年、及び寶暦元年十月修復したり○經藏、一切經三部を藏す、一は宋本五千七百十四卷、二は元本五千三百九十七卷、三は高麗本六千四百六十七卷なり、寶長十年建築し、天和元年十二月改造し、其後屢々修復し、享和二年改造したり○方丈、三門を入りて左に在り、舊方丈は御成門右の方に在りしが、文昭院家廟造營の際、今の地に移轉したり、慶長十年建築し、延寶四年九月廿一日燒失、十二月再築、寛永二年閏二月朔夜燒失、十一月再築、天明三年十二月廿二日夜又燒失し、今の方丈は其後の再築にかゝる○經樓、寛永十年十月の建築にかゝるもの、明治六年の火災に罹り、今は礎石を存するのみ○三門、東向十間四尺五寸、樓五間、慶長十年建築、寛永元年改造、元祿九年以後屢々修復す、樓上に釋迦文殊普賢十六羅漢の木像を安置す○大門、三門前二町餘にして片門前町に出でんとする所に在り○東照宮、台德院殿（秀忠）、文昭院殿（家宣）、有章院殿（家繼）、惇信院殿（家寬）、慎德院殿（家重）、昭德院殿（家茂）、清揚院殿（家光の三子松平綱重）、淨德院殿（綱吉の長子綱豊）、崇源院殿（家光の母）、天英院殿（家宣の夫人熙子）、桂昌院殿（綱吉の母）、月光院殿（家繼の母）、明信院殿（綱吉の長女鶴姫）、靈仙院殿（家光の長女千代姫）、靜寬院宮（家茂の夫人和宮）、等の廟所あり（三緣山志、東京名所圖會）

**ソウシヤバン　奏者番**　江戸幕府の職名、寛永、五位節、朔望等に、諸侯以下の者、將軍に謁する時、進見者を伴ひ、進獻の太刀目錄を披露す、其他殿中の禮式に關する事多く、又諸侯參勤の時、國持にあらざる家に上使を役す、奏者問詰とす（黑原）

寛永九年、始めて二人を置く、後年萬石以上の任となり、增加して廿四人に至る、一人づゝ當直せり、寶治元年以後、寺社奉行たる者は、必當職よりして之を兼ぬる事となりたり、もと此職は、諸代の大名を以て、先づこれに充て、其器量によりて、寺社奉行、又若年寄とし、後には京都所司代より、老中に至る、故に諸代大名家出身の職なり、文久二年

此職を置き、諸衆、寺政奉行、犬目附、高家、地物奉行として、其職事を分掌せしむ、同三年さに基づき起し、慶應元年に至りて止む○四・丸・奏・答・答は、慶安三年九月家綱四位に昇りて止む○四・丸・奏・答・答は、永好元綱の二人を屬せしを始とす（官制沿革略史）

**ソウジユウ　奏授**　令制にて、叙位の等級の三の一、大臣の奏聞によりて位を授くるを云ふ、六位以下内八位外七位以上を云ふ、官制（クワンセイ）参看（令義解、官職編纂）

**ソウジユウジ　崇壽寺**　相模国鎌倉郡乱橋村辨谷に舊址あり○金剛山と號す臨済宗鎌倉宗臨済派建長寺元亨元年北條高時の創立、僧士雲を開山とし、諸山の列に進む建長寺元弘二年新田義貞鎌倉攻の時、長崎高重當寺に來て士雲に問て曰く、如何なるか是勇士惡魔事、士雲答へて、下知吹毛急用前と、高重此語を聞き、門前より馬を引寄せ敵陣に馳入て奮闘す、觀應三年四月足利氏厚木郷の地を寄附す、故を以て壓永年間まで盛なりしが、其後漸次衰頽して、終に廢寺となる（相模國風土記稿）

**ソウシユン　宗舜**　名僧傳號は日峯、薩源大濟禪師と號す相模國鎌倉郡峨の人、九歳にして岳雲登に師事し、十五にして得度し、十九にして大乘を受く、後、無文選、南山蔵に參し、次に無因和尚に參し、一日豁然として大悟す、便ち印記を受く、無因示寂の後、美濃無著菴に居る、また尼張に瑞泉寺を創し、尋で、永享の初終心寺に昇住す、此時殿堂頓整始んど窺く、宗舜勇勃百端、幾干もなくして百廢俱に舉る、文安四年勅を奉じて大慈寺に遷住す、住持すること三日にして辭して妙心寺に歸る、翌五年正月十六日病なくして寂す、年八十一、法臘六十二、後士御門天皇の時、薩源大濟禪師と號す（本朝高僧傳、

山城鹿苑寺所蔵（史料編纂掛模写）

**ソウジユウ**　於桑華林僧寶傳）

**ソウジユウ　天宗純**　僧傳字は一休、號は狂雲子、初の名は周建と云ふ、母は藤原氏僧傳に後小松天皇の落胤と云ふ、幼にして侍童となり、後ち實蔵寺に於て禅叟仁の雅摩經を講ずるを聽き、十三歳出避の志あり、東山の慕蔵軒に依りて詩を学び、一日春草を賦して、叟等前部、若黒浸鳥罩方深の句あり、一時世に傳唱す、後ち再び清叟仁に就きて、禪山法の宗風を聽き、歴永三十二年、近江堅田に往き、華叟に謁を求め、強て門下に留りて教を受く、同二十五年、一日春者の、岐王窟を失ひて省す、華叟乃ち一休の二大字を書して與ふ、因りて之を號とす、同二十七年五月二十日寂、遺命を聞きて省あり、華叟の寂後、諸方に經行し、永享四年、和泉に至りて樹栖し、毎に市街に出づるに、一水嚴を手にす、同五年後小松天皇不豫の際、召されて宮中に入り心要を說く、後土御門殿に寓し、宗風の暢

（集古拾遺）

**ソウジユウ　一休天下老和尚**

暢て、編書を燒棄す、永享十年銅鉢坊の北に隔居し、門を閉ちて世に接せず、永享十二年大徳寺の知恵菴に入りて住し、享德元年譜蔵菴に移り住す、應仁元年兵亂を避けて、堺の酬恩菴に入り、暮て文明元年大和に過れ、和泉を經て摂津住吉に至りて閑居す、六年二月二十三日勅請を拜して大徳寺の住持となり、九月又病氣を避けて和泉に至り、十三年十一月二十二日寂す、年八十八（禪林僧寶傳、狂雲集あり（年譜、本朝高僧傳）

**ソウズ弁　奏瑞**　奏賀（ソウガ）を見よ、

**ソウダイシヤウ　總大將**　總軍の首領を云ふ、又總大將軍とも云ふ、惡將なり、太平記矢矧闘の條に「三番に仁木細川今河石堂一風餘勢、下の瀬を渡て、官軍の總大將新田義貞に打て懸りたり、新撰應仁記武衛動の條に、公方勢は鶴川と云所に陣を取、總大將管領代細川讃岐守成之云云」と見えたり、

**ソウダジヤウテンワウ**　賜太上天皇「ダジヤウテンワウ」を見よ、

**ソウチジ　總持寺**　（ソウジ）摂津國島下郡（今三島郡）三矢村大字總持寺○補陀洛山と號す（禪門眞言宗○本尊十一面觀音像、西國巡禮二十二番の札所なり（禪林僧寶）陽成天皇の代、慈覺大師創建、





信し、一寺を建立せんとして果さず卒す、其子中納言山陰亡父の所願を果さんとして、遣唐大使大神御井に託して、白檀の書木を求め、千手觀音像を刻み、佛寺を建立す、時に寛平二年なり、緣起に云ふ、承和中、中納言命を以て太宰府に到る、途次偶々漁民の亀を殺さんとするを見て、錢を與へて海に放たしむ、後ち船に搭じて西航の際、幼兒誤て海中に墮る、中納言大に悲む、時に一亀あり、兒を背に載せて海上に浮ぶ、中納言大に喜び、是れ觀音の加護なりと、載年の後ち、唐より白檀を得て觀音像を刻せしむ、今の木像是なりと、元亀年間兵火の爲に烏有に歸す、慶長八年豊臣秀頼、片桐且元に命じて再興せしむ、今の堂宇即ち是なり（朝野群載、御藍附基記、和漢三才圖會、名勝地誌）

**ソウチジン　總持寺**　禪宗能登國鳳至郡櫛比村○諸嶽山と號す禪門曹洞宗大本山禪林僧寶傳聖武天皇天平年間、行基開創し、諸嶽院と稱したりしが、元亨元年住持定賢律師、瑩山に歸依し、遂に此寺を師に附し改めて曹洞宗の道場となす、乃ち瑩山入りて中興し、諸嶽山總持寺と號す、寺傳に同年八月後醍醐天皇十種の疑問を設けて、諸禪僧に質したまひたるに、瑩山の奏對最も叡感あり、勅して此寺を官寺に列し、紫衣を賜ふと云ふ、正中元年七月瑩山法席を弟子峨山に譲る、これより峨山大に寺基を興す、正平六年峨山の弟子太源道如無端實孝大徳の六人此寺の境内に各一院を開き、是等五院の住持交替して、此寺の住持となることとす、天文九年二月一宗僧侶位階昇進の事に關して、永平寺に抗し、爾來兩寺の間紛議絶ゆることなし、元亀元年火災に罹りて諸堂焼失し、天正十七年後陽成天皇勅して此寺を一宗の本寺となしたまひたりと伝ふ、元和元年徳川家康加賀寶圓寺住持泰山の請を容れ、此寺を本山となし、同年七月永平寺塔に此寺に法度を下し、國主前田氏亦條目を定む、之れより永平寺を總本山、總持寺を能本山と云ひ、併稱して曹洞宗兩大本山と云ふ、寛永四年再び位階昇進の事に關し紛議あり、幕府の官裁を請へり、明暦三年國主前田氏寺領四百石を寄附し、且總持寺條目を改定す、然れども爾來紛議絶ゆる事なく、元禄十六年寛政八年文久元年明治五年官裁を請へり、十二年二月再び兩大本山盟約を結び、廿五年三月盟約を破棄して分立せんとして紛議あり、今日に至り兩本山對立するも總持寺の末寺は一宗の大部分を占む、寺域は五千四百餘坪にして、總門（三松閣）を入り、寶殊殿を過れば、正門に勅使門あり、勅使門の次に二大樓門あり、之を入れば正面に佛殿あり、右に法堂、樓雲閣、暮浴寶、接賓館、祥雲閣、茶所、大庫裡、左に衆寮、東司、四堂寮等あり、佛殿の後に祠堂あり、その傍より嶮しき磴路を登りたる所に傳燈院あり、而も堂宇の壯麗なる實に國内に冠たりしが、惜いかな、明治三十一年四月火災に罹りて灰燼となれり、依りて三十九年、此寺を武蔵國橋樹郡鶴見に移轉せんとする議起り、能登の信徒の反抗ありたるにも拘はらず遂に決行することとなり、現今工事に著手せり（三州志、曹洞宗史略、名勝地誌）

**ソウチトウ**（ザトウ）を見よ、

**ソウチヤウ　總地頭**　總領地頭（ソウリヤウ）を見よ、

**ソウチヤウ**　僧綱　私年號、宣化天皇元年に中歴、海東諸國記等は、凡四年と爲す）繼續す（逸年號考）

**ソウチヤウ　宗長**　禪門連歌師（宗長は久庵、菊月庵

と號す）禪林僧寶摂河泉頭郡島田郡鍛工業の子、禪林僧寶守護今川義忠其才を愛し、左右に給事せしむる事年あり、或時宗祇に見えて連歌の事を問ひ、一を聞いて十を悟る、後ち遂に仕を辭して剃髮し、草庵を島田の郡中に結ぶ、時に年齢めて十八なりき、爾で一休に參禪せり、明應年間一休が勧を奉じて紫筑波集を撰するや、宗長の句を採る事二十八首に及ぶ、宗長連歌の蘊奥を極めて名聲四方に遍す、宗祇歿するの後、衆推して花の下宗匠と爲す、辭して從はず、終に天龍に遊して號を賜ふ、天正四年駿河宇津山に隠居す、今川氏親厚くこれを遇す、六年七月奥州白川關に遊ぶ、享年五年三月歿す、年八十五（野史）

**ソウチヤウ　奏杖**　文杖（ブンヂヤウ）を云ふ、同條を見よ、

**ソウチヤウテンワウ　増長天王**　佛經にて四天王の一、梵語に毗留勒叉（ビルロシヤ）、又は毘流勒と云ふ、譯して増長と云ふ、又免離と譯す、能く自他の善根養根を増長せしむる故に名づく、南方の主にて南州を守護す、故に南方天王と云ふ、須彌山の半第四層の南瑠璃壁に居す、鳩槃茶（クハンダ）等の元基百千の鬼神を領す、身は赤肉色にて右に利劍を持し、左に拳を作りて腰に安す（韻評名義集、佛教いろは辭典、慕容抄、佛語解釋）

**ソウヅ　僧都**　僧綱（ソウガウ）僧官、僧綱の一、僧正に次で僧徒を部ぶることを掌る、法眼和尚位に相當す

**大僧都**、天武天皇白鳳二年十二月、元興寺道照を任ずしを始めとす、桓武天皇延暦十五年、少僧都行賀之に任ず、興福寺にての始め、淳和天皇天長四年少僧都空海之に任ず、眞言宗にての始め、醍醐天皇延喜十六年四月、天台座主増命之に任ず、天台宗にての始めなり、諸寺四大寺の僧の願密に簽進する人にあらざれば此職に補するを許されずと云ふ、權大僧都、文德天皇仁壽三年十月、少僧都實齊を任ずしを始めとす、村上天皇天暦五年七月、延昌之に任ず、天台宗にての始め、後興福寺の經敎之に任ず、唯識宗にての始めなり、少僧都、天武天皇白鳳二年十二月、義成を任ずしを始めとす、孝謙天皇天平勝寶七年五月、慈鎧之に任ず、興福寺にての始め、淳和天皇天長元年三月、空海之に補す、眞言宗にての始め、宇多天皇寛平二年、座主圓珍之に任ず、天台宗にての始め、醍醐天皇寛平四年、座主圓珍之に任ず、天台宗にての始めなり、少僧都、仁明天皇嘉祥三年十二月、律師道雄を任ずしを始めとす、朱雀天皇承平五年十月、法眼尊意之に任ず、天台宗にての始め、醍醐天皇延喜三年、支那の劉宋に沙門僧都、隋に國僧都の勝あり、我國には推古天皇の朝に、筱部連穢を任ずしを始めとす、其後大少僧都の二つに分る、天武天皇二年十二月、僧義成を少僧都に任じ、大僧都は天武天皇二年十一月、僧道昭を大僧都に任ずしを初例とす、扶桑略記に、文武天皇慶雲元年三月、始めて大少を分つとなす、是なり、權僧都の始めは、文德天皇仁壽三年十月、少僧都眞濟を權大僧都に、仁明天皇嘉祥三年十二月、道雄を權少僧都に任ずしを始めとす、圓融天皇天元四年、大僧都一人少僧都二人とし、白河天皇應德三年十一月には大僧都五人、少僧都八人となり、鎌倉時代以後は數十人の多きに亜る、永寶言にて任じたり、僧綱（ソウガウ）を見よ（書紀、續紀、初例抄、僧綱補任、官班記、諸宗後記）

**ソウヅ井ブシ** 總追捕使（ソウヅイブシ）を見よ

**ソウニン** 奏任 令制にて、任官の等級の三の一、大臣の奏聞により官を授くるを云ふ、內外諸官の主典以上及び郡領軍毅等を云ふ、勅任（チョクニン）參議、令義解、官班記）

**ソウニンモン** 崇仁門 大內裏內廓の門、軒廊戸とも云ふ、紫宸殿の西北、明義門の西に在り、卽ち紫宸殿北面の回廊より清涼殿に至る道に在り、鳥羽天皇の時により額を撤すと云ふ（拾芥抄、大內裡圖考證）

**ソウネン** 宗然 筑前の人、幼にして出家し、南浦に師事して、印可を承け、文保の初め、寂室光・鈍翁僧等と共に、元に渡り、天目山の中峯本に謁し、次で絕學誠、元叟端・古林茂、無見覩、斷崖義等の諸禪師に歷謁して、大に得る所あり、元に留まること十年にして、嘉曆の初め東歸し、筑前の崇福寺に住し、和泉大守某、長松山禪寺を開いて請ず、乃ち同寺の開山となり、幾干もなく弟子大用任に讓り、尋で勅請を拜して、南禪寺に住し、晚年建仁寺中の天潤菴に退隱す、貞和元年四月二十五日寂す、師實に巧みに大守某、長松山禪寺を開いて請ず、乃ち同寺の開山となり、幾干もなく弟子大用任に讓り、尋で勅請して、其輯世に傳寫せらる、一說に師は畫を善くするを混じ寸、別に可翁長詮といふもの、畫を善くするを混じたるものなりといふ、所謂可翁の畫は牧溪の風あり（本朝高僧傳、古畫備考）

**ソウノゴショク** 僧五職 寺務、檢校、別當、座主、長者を云ふ、各僧綱參照、

**ソウハウ** 宗彭 海慕雷と云ひ、冥子と云ふ、筑前國宇佐の人、母は牧田氏、十歲郷の淨土宗唱念寺に投じて沙彌となり、十四歲臨濟宗詩福寺に入りて著先和尚に師事し、山城大德寺の叢府の郷に來るに會し、壁侍して大德寺に至り、妙心寺の愚堂和尚に參請し、後ち大和に遊びて敎義を學習し、慶長九年八月四日一凍より印可を受け、同十一年大德寺の首座となり、後ち和泉の南宗寺に住し、十四年三月玉甫等の推薦により、勅を拜して大德寺に住したるも、僅に三日にして辭し、和泉に還り、後京都に入りて大德寺に住す、近衞信尹、細川忠興、淺野幸長等歸依するもの多し、後ち大和和泉の地方に流浪し、詩歌吟詠す、烏丸光廣卿之に書を贈り、師亦光廣より文學上の敎を受けたり、元和四年三月大德寺住持義宰退隱し、後住に關して論議ありしが、師等正隱を推し、同年四月勅あり正隱住持となり、古例に依り紫衣を賜ふ、然るに寛五年に至り、幕府は正隱の開堂を以て法度に違ふものとなし、京都の所司代に命じて驗責せしむ、一山の大衆大に憤懣す、師百方調解したれども、聽許せられず、六年二月幕府は師及び玉室江月等を江戸に召して詰問し、七月廿五日に至り、師を出羽上山に配流し、正隱の紫衣を奪ふ、既にして師上山に發られ、山中に春湖菴を營みて隱居せしが、九年八月歿されて江戸に到り、幽込に屏居す、寛永十一年七月大赦

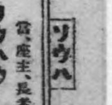



寺に歸り、二條城に入りて將軍家光に謁し、一たび但馬に歸り、遂で家光の召によりて江戸に下り、柳生宗矩等の歸依を受く、寛永五年家光品川に東海寺を建立す、師入りて開山となり、十六年四月開堂の盛典を擧ぐ、後ち京都に上りて上皇の勅を拜し、宮中に宗要を說き、正保二年十二月十一日東海寺に寂す、年七十三（諡號圓通禪師、珍藏圓壑、不動智神妙錄、假名法語等あり（年譜、行狀、本朝高僧傳）

**ソウハタブギヤウ** 總旅奉行 「ハタブギヤウ」を見よ、

**ソウバンシユウ** 總番衆 「メンシユウ」を見よ、

**ソウヒツ** 宗弼 （禪林僧寶傳）は授翁、萬治二年七月勅して神光寂照禪師と諡し、明治二年勅して圓鑑國師と加號す（禪林僧寶傳）北朝曆應の初め、關山慧玄師に師事し、遂に其法を嗣ぎ、關山妙心寺に寂するに方り、同寺第二代となり、大に寺基を興す、康曆二年三月二十八日寂す、年八十五、妙心寺西鎭に塔を建て天授院と云ふ、法嗣宗弼等あり、妙心寺六祖傳に、授翁宗弼を藤原藤房の出家したるものなりとなし、扶桑隱逸傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳、正法山誌等皆これを踏襲し、本朝逸史、假寐夢等、其誤を辨ず、妙心寺文書中北朝より授翁宗弼に賜はりたる綸旨等あり、是等に依れば、其北朝より厚遇を蒙り、屢々田園等を給ぜられたるを知るべし、此の如き北朝の關係を見るも、授翁宗弼が藤房にあらざることは明白なり（史學雜誌、日本佛家人名辭書）

**ソウフク**

**ソウフクジ** 僧服 法衣（ホフエ）を見よ、

**ソウフクジ** 宗福寺 （筑前國續風土記）筑前國糟屋郡千代村大字粟糟○槇欵山と號す（筑前國）臨濟宗大德寺派（禪林僧寶傳）仁治元年、僧湛慧太宰府槇欵に一寺を建立す、翌年創開（參一國師）宋より歸りて博多に著す、湛慧之を請じて開堂規法せしむ、國師宋を去る時、其師密山の無準禪師勅賜萬年崇福禪寺の額を書して與ふ、國師其額を奉じ來りて此寺に揭ぐ、寛元元年に勅あり、博多の承天寺、並に此寺を官寺としたまふ、其後國師京都に上りて東福寺を開く、湛慧、南浦（大應國師）を請じて開山となす、南浦此寺に住すること三十三年にして、嘉元元年勅を拜して京都萬壽寺に住す、乃ち此寺を弟子卽山に附す、後ち大友宗麟筑前豐前肥前の內二百三十四町六段を寄附す、天正十四年七月、兵火に罹りて諸堂宇燒失して荒敗に歸す、慶長五年黑田長政當國主となるに及び、大德寺の春屋禪師を請じて再興祖となし、博多の東十里松の內に移し、一家の菩提所となす、卽ち今の地なり、慶長六年長政三百石を寄附し、後開山塔領五十石を寄附す、明治以後稍々衰へたれども、境域一萬四千九百餘坪、本堂、庫裡、開山堂、鐘樓、寶庫、總門、中門、廊門、帆風門等ありて、四國の一大禪刹と稱す○黑田知水以下歷代の墳墓あり（筑前國續風土記、名勝地誌）

**ソウベウ** 宗廟 帝王の祖先の靈屋、大神宮、石清水八幡宮を云ふ、支那の制に倣ひて假に稱する所なり、大神宮を第一宗廟とし、又大廟とも云ふ、石清水八幡宮を第二宗廟とす、拾芥抄に「兼豐註進云、宗廟事、大神宮石清水御事也、口傳云、宗廟社稷之號、分別事云々、皇帝國神號、宗廟云々」と見え、神皇正統記に「皇大神とあがめ奉て、天下第一の宗廟にましますゆえ、諸神記石清水の條に「八幡大菩薩者朝廷之宗廟也、入幡遙宮圓に「第二宗廟と號れ給者也云々」、神皇正統記に「此御時（淳和）新宮を遠國、皇城の南、男山石清水に移り給ふ（中略

の、差縛なり」といへり、「まホメツケ」參看、

**ソウモン　桑門**　淨行を修する者、梵語の沙門、息心等と譯す、「シャモン」を見よ、

**ソウヨシトモ　宗義智**　名[illegible]幼字彦三、法名[illegible]

名[illegible]虎石翁、萬松院と號す[illegible]義調の子[illegible]世々對馬を領す、天正十五年豐臣秀吉の九州を征せし時、義智兵を出して幕下に隨せしかば、其本領を安堵し、十八年秀吉の命により、家人柳川調信を從へて朝鮮に赴き、修交の事を周旋し、七月その聘使を具して都に上り秀吉に謁す、秀吉大に喜び、侍從に任じ、羽柴の姓を授く、文祿元年征韓の軍起るに及びて、一方の先陣として彼國に渡航し、各地に轉戰する事前後七年の久しきに亘る、尋で慶長四年石田三成等の兵を擧ぐるや、義智これに與し、柳川調信に軍を授けて伏見城を攻めしが、戰終るの後、德川家康は特に其罪を免じて本領を安堵せしむ、九年朝鮮の使僧松雪對馬に來り、義智に就きて和好の事を議し、且捕虜となりて我國に來れるものを還さん事を請ふ、義智岡に在りて家康に說き、其請を容れしめしかば、朝鮮の君臣大に喜び、十一年はじめて信使を我國に送り、十二年五月、江戸に於て德川秀忠に謁して國書を呈す、兩國の和好全く成る、幕府其功を賞して十萬石の列に加へ、位必ず四位に上り、官必ず侍從に至るを以て家格と爲す、尋で十四年昔日のごとく、對馬の舶年每に二十艘を朝鮮に渡し、釜山港にして交易の利を通ぜんことを約し、十七年に至りてまた其敵を滅ぶ、二十年、大阪冬の陣の時には、自ら兵を率ゐて、攻圍軍に加はりしが、幾干もなくして病に罹り、元和元年正月三日卒す、年四十八（藩翰譜、德川實紀、野史）

**ソウリ　宗隆**　[illegible]景川と號す、勅して[illegible]功にして伊勢の國明寺に投じて得度し、十九にして遊力し、雲谷[illegible]、[illegible]、義天語に參謁し、後雲江際に龍安寺に親附す、一日桧下に都然として大悟す、大和高市の郡圭橋氏、興雲寺を建て、請じて開山となす、文明七年勅を奉して大德寺に住す、後ち妙心寺龍安寺尾張の瑞泉寺等の諸刹に歷遷す、細川政元京都に大心院を建て、請じて住持せしむ、明應九年三月朔示寂す、年七十六（延寶傳燈錄、本朝高僧傳）

**ソウリンジ　雙林寺**　[illegible]山城國京都下京區圓山公園內○金玉山と號す、初め靈鷲山沙羅樹林寺、法華三昧無量壽院と號す[illegible]天台宗、後ち時宗○南面薬師如來（傳教大師の作）[illegible]最澄より歸るや、佛經佛具を投じて得度し、寺に參謁し、後雲江際に龍安寺に親附す、一日桧下に都然として大悟す、大和高市の郡圭橋氏、興雲寺を建て、請じて開山となす、文明七年勅を奉して大德寺に住す、後ち妙心寺龍安寺尾張の瑞泉寺等の諸刹に歷遷す、細川政元京都に大心院を建て、請じて住持せしむ、明應九年三月朔示寂す、年七十六（延寶傳燈錄、本朝高僧傳）

**ソウリンジ　雙林寺**　[illegible]山城國京都下京區圓山公園內○金玉山と號す、初め靈鷲山沙羅樹林寺、法華三昧無量壽院と號す[illegible]天台宗、後ち時宗○南面薬師如來（傳教大師の作）[illegible]最澄より歸るや、佛經佛具を投じて得度し、寺に參謁し、後雲江際に龍安寺に親附す、一日桧下に都然として大悟す、大和高市の郡圭橋氏、興雲寺を建て、請じて開山となす、文明七年勅を奉して大德寺に住す、後ち妙心寺龍安寺尾張の瑞泉寺等の諸刹に歷遷す、細川政元京都に大心院を建て、請じて住持せしむ、明應九年三月朔示寂す、年七十六（延寶傳燈錄、本朝高僧傳）

**ソウリャウチトウ　總領**　「ソカリャウザトウ」を見よ、

**ソウリャウヂトウ　總領地頭**　[illegible]數名の地頭を統領支配する者、總地頭ともいふ、後には大概一家の宗たる者、支流たる譜の領知を統領せるを云へり、此れ祖先傳承の地頭職を、家族の繁茂する德に、一郷一所を分與して地頭たらしめたるが、其宗家を總領と定め、軍役、番役以下の公事を指揮し、軍糧を收めしめたり（[illegible]嘉和元年閏二月、源頼朝の乳母を相模國早川庄總領地頭職としを始めとす、文治元年十一月、頼朝目本國總地頭に補せられしが如く保暦間記、承久記に見えたるは誤なり、貞永元年總地頭等官を所職に託して、領內名主職の地を掠め、又横歛することを禁じたり、又兵役ある毎に、庶子皆總領に屬して、別に一隊を爲す事を禁ず、凡常陸大掾平氏の如き、其族七家あり、七家の分派、各所屬の總領あり、七總領、一の大掾氏に諮稟す、卽大掾を呼びて「大總領」と云ふ、室町幕府に至り又之を置く、寛禄二年六月、畠山持國、總領職を其子義就に讓與せんと請ふ、幕府これを許し、安堵狀を與へたるを以て、其一總を見るべし、維田豐臣時代絕えて、江戸時代以後は只總子の稱にのみ殘れり、「ジトウ」を參看（武家名目抄、官制濫觴考略）

**ソウロク　僧錄（總錄）**　[illegible]（一）禪宗の僧職（二）眞言宗新義派の僧職、其役所を僧錄司といふ、僧錄の義は、祭器簠に、錄（僧之事）と見ゆ、また頼業名物考に、其の字なスヤルシルスの意なり、後漢書胡廣傳に、[illegible]帝立、[illegible]大德陳蕃、參[illegible]錄尚書事、復封、故國、以病自名、會蕃被誅、代爲大傅、錄錄如故とあるより出づ、と見たり、而して其職は、唐の憲宗皇帝の元和二年に、端甫を僧錄と爲し、左右兩街の僧事を錄せしめたるにはじまる、我國にては、蓋しこれを擬したるものにして、世或は左街僧錄と稱するは、また唐のそれに倣ひたるものに係り、敢て右街僧錄あるにはあらざるなり（[illegible]）後圓融天皇の康曆元年十月十三日、時の將軍足利義滿はじめて春屋妙葩を僧錄と爲し、五山十刹以下諸禪寺の出世[illegible]の事を掌らしむ、空華日工集同年十一月十二日の條に「樹中心書至、自京、乃[illegible]春屋和尙以十月十三日、[illegible]天下僧錄之命」と見えたるもの卽ち之なり、二年正月を以て妙葩歿に載きて事を見る、既にして永德三年義滿の鹿苑院を興すや、其住持みして必ず僧錄職を兼ねしめ、爾來之に例となる、尋で同院の蔭涼軒の住持を以て副僧錄と爲したり（後世に至り副總錄[illegible]）而して僧錄の職には、必ず大禪刹の住持より轉ずる例にして、至德二年善[illegible]が大德寺の書記より轉じたるが如きは、異例なりとす、文安二年に至り、大德寺は後醍醐天皇の勅願道場たるを以て、南禪寺に准じて紫衣を賜ひ、文正中には妙心寺、大德寺に准じて紫衣道場となり、後ちまた永平寺も紫衣道場たるに及び、三寺共に僧總錄の支配を受けざるに至れり、今此等の事實に因りて考ふれば、僧錄の職たる、其最初にありては、天下一般の諸禪刹を支配したりしも、大德妙心永平寺等大禪刹の反抗を來し、其節度を受けざるに至りしかば、後世に於ける僧錄の威力の及びたるは、僅かに五山十刹及び其法流を承けたる禪寺のみに限られたりき、豐臣秀吉の時に至り、鹿苑院の塔頭豐光寺の住持承兌を僧錄とす、（秀吉薨ずるの後、德川家康、足利學校の元信を以て之に任じたるかの如くに思はるゝ記事望海每談に載せたり）尋で元和元年七月五山十刹諸山法度を發布するに及び、「鹿苑院涼之官職者、先代之規矩也、當時不足叙用、宜破之、記、自今以後、以五山之長老之中、歸依之僧一員、可爲補之、官資並入院出仕之儀式等如先規、可有重賞事」と規定し、鹿苑院世



襲の制全く廢せられしが、翌五年德川秀忠より、金地院崇傳に賜ひし朱印狀に、「任元和元年七月先例、[illegible]鹿苑涼之僧職、令兼補于當院、乞、[illegible]之旨、[illegible]停止鹿苑涼之僧職、令兼補于當院、乞、[illegible]五山十刹諸山之諸法度、出仕官資入院之儀式等、守同規、如先例、可被沙汰之狀如件」とあり、此の時より崇傳の帶する所となる、而して其職たるや、出世官資入院等の事に關して、五山十刹及び其法流を承ける諸禪寺のみを管し、他の大德妙心永平總持寺等の大禪刹は其下に屬せざりしかば、崇傳は幕威を傾けて、これを壓ぜんと謀りしと雖も、目的を遂ずるに能はざりき、かく崇傳は宗務の上に於ては一般に統一するを得ざりしも、政治の上よりしてこれを司勸仕錄寺社奉行の條に、「昔は此職無之、寺社之事は、金地院並林永喜（道春の弟）信長老支配する處なり、今も法の上に於て、萬き事は、金地院に相談するなり」と見え、明治僧錄寺社奉行の條にも、「覺永十二年堀東市正始めて勤む、此職は評定所なければ、奉行の第宅を金地院（崇傳なり）出度、寺社之訴訟を事、金地院計らひけるが、寛永中より武家の職となる」など見えたるにて之を證するを得べし、崇傳後ち金地院を江戸の芝に營みて之に移り、尋で其職を去るの後、元良其職を繼ぎたりしが、寛永十二年寺社奉行を置くに及び、訴訟裁判等の實務は凡て奉行の手に移り、僧錄は只僧侶の名簿等の事のみを掌ることゝなりて、維新の際まで是を傳承せり、此外また別に曹洞宗の僧錄職あり、室町時代永の頃寂靈始めて之に補し、一宗の僧事を管したりし事、傳燈錄に見えたれど信じ難し、暫らくは後世强て寂靈に附會したるものなるべし、江戸時代に及びては、慶長中下總總寧寺、武藏龍穩寺、遠江大洞寺を關東僧錄となし、尋で大洞院を除きて下野大中寺を加へたり、其他諸國にも僧錄ありたりき、蓋し觸頭の類なり、（二）淄川五代將軍綱吉の時、醍醐寺住持厚光、綱吉及び其生母桂昌院の尊崇を受け、元祿十四年眞言宗新義派僧錄職を命ぜられ、同派の事を管轄したりしが、之れ蓋し禪宗の僧錄に倣ひしものなるべし、尋で職を覽職に傳べしが、享保二年醍醐火災に罹りて大塔護國寺に移さるゝに及び、覽職寺務を免じ、之と同時にまた僧錄職を廢せられたり、いま鹿苑院、金地院、醍醐院における僧錄職の歷代を示せば左の如し（釋氏要覽、空華日工集、義林周昌遺、諸宗僧錄、白石神書、望海每談、僧錄歷代記、日本洞上聯燈錄、正法山誌、德川實紀）

【鹿苑院僧錄歷代】

○春屋（妙葩）—絕海（中津）—無象（周伸）—空谷（明應）

—海印（善勝）——空谷（[illegible]）——絕海（[illegible]）——空谷（[illegible]）

—大岳（周崇）—殿中（周顯）—古劍（周夢）—寶山（乾珍）

—用剛（乾治）—瑞溪（周鳳）—春林（周藤）—瑞溪（[illegible]）

—東岳（澄所）—龍岡（眞圭）—瑞溪（[illegible]）—信藤（宗安）

—維馨（梵桂）—惟時（瑞智）—月蓉（周鏡）—錦江（景文）

—横川（景三）—承徐（周麟）—金溪（梵鄂）—文雅（[illegible]）

—金溪（[illegible]）——芳郷（光隣）—宗山（等貴）—東雲（泉信）

—景甫（壽陵）—梅叔（法霖）—文鬼（[illegible]）——梅叔（[illegible]）

—汝霖（法叔）—春湖（壽信）—惟高（妙安）—春叔（洪濟）

—鳴山（瑞暉）—仁如（集堯）—江春（瑞顯）—西笑（承兌）

有節（魂保）——所載（顯昭）——歌人

○金地院僧錄歷代

○以心（崇傳）——元瓦（最蹟）

【護持院僧錄歷代】

○隆光——覺眼

**リエン　祖圓**　鎌倉時代の禪僧。常陸國の人。幼にして鎌倉に出で、淨妙寺龍江宮に師事し、後ち建長寺圓覺寺に入り祖元に依る。弘安九年祖元寂す、十二月勅諡南院國師を賜ふ。鎌倉時代の禪僧。濃州の人。幼にして鎌倉に出で、淨妙寺龍江宮に師事し、後ち建長寺圓覺寺に入り祖元に依る。弘安九年祖元寂す、長寺圓覺寺に入り祖元に依る。弘安九年祖元寂す、乃ち京都に入り、東福寺建門に謁す、普門南禪寺に移るに及んで又隨從す。正應四年普門寂す、上皇親圓を召して南禪寺の席を繼がしめ、殊に之に歸依し、長督參請したまふ。正和二年四月二日寂す、年五十三（鎌倉時代僧錄あり（元亨釋書、本朝高僧傳）

京都南禪寺所藏（史料編纂掛蒐集）

**リオノコホリ**　**咄唹郡**　上野國　大隅國

延喜式神名帳上古國と稱す、或は曾に作る。郡名の制定まる時に贈於に改め、また贈唹に作る。和名抄、令例、志摩、阿蘇、一方後、入野の五郷あり、建久圖田帳に、曾野郡に作り、元祿圖贈唹に作る、後世之に仿ふ、維新後東西の二郡に分ちたりしが、明治廿九年に至り、東贈唹郡と日向國南諸縣郡とを合せて贈唹郡を置き、西贈唹郡を廢して給其郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

**リガウチ**　**蘇我氏**　皇別、朝臣姓、臣姓あり。

姓なき者もあり、姓なき者は河內に實す、孝元天皇の皇子彥太忍信命の後、武內の子蘇我石川宿禰より出づ、石川は河內石川の別業に生る、故に名づく。我大家を踐びて居となす、因て氏となす、倉化天皇の時、蘇我稻目大臣たり、子孫相繼ぎて世々大破を棄る。宗蘇強盛なり、入鹿に至り積惡を以て誅に伏す、而して其廢倉山田石川麻呂、天智天皇を佐けて功あり、故に子孫倘ほ朝に顯る、天武天皇十二年、蘇我臣に朝臣を賜ふ、陽成天皇の時、右京の人從五位下石川朝臣木村、請うて姓を改め、先祖の諱を避け、姓木村を賜ふ、正六位上酒口朝臣宰麻、姓宗岳朝臣を賜ふ、醍醐天皇の時、算博士宗岳大賴あり、村上天皇の時、宗岳忠行あり、一條天皇の時、豐前守宗岳朝臣爲成あり、堀河天皇の時、大膳少屬宗岳爲長あり、後世叢し姓を宿禰に改む、後伏見天皇の時中務少丞宗岡宿禰行貞あり、蘇我氏の祖主佐安藝郡大鎭となる者あり、因て子孫阿波土佐の間に居る、安德天皇の時、阿波の人安藝太郎時宗は卽ち其裔なり（姓氏錄、氏族志、蘇我系圖）

○武內宿禰——石川宿禰——滿智——

緯于——高麗——稻目——

- 馬子——毀亥——入鹿
- 堅塩姬——善徳
- 小姉君
- 倉山田石川麻呂
  - 興志
  - 越智娘 神武母
  - 娃娘 元明母
  - 乳娘 孝謙母
- 日向
- 遠子
- 蝦夷
- 法提郎女
- 女 聖徳太子妃
- 麻理勢
- 赤兄
- 常陸娘 天智妃
- 大蕤娘 天武妃
- 倉麻呂
- 石寸名

**リガスケナリ**　**曾我祐成**　蘇我系統　幼字は一萬、通稱は十郎、五郎時致の兄。蘇我系統伊藤祐親の孫、河津祐康の子。蘇我系統祐成兄弟なほ幼なる時、父祐康、工藤祐經の殺す所となる、是に於て其母二子を携へて曾我祐信に再嫁せり、祐成等祖て曾我氏を冒す、而して兄弟深く祐經を怨み、密に復讐せん事を圖る、時に祐經は源頼朝の寵遇を受けて多大の勢力を有したるのみならず、頼朝また常て事によりて祐經を怨めるを知り、問に乘じて祐成兄弟を殺さん事を勸めしかど、頼朝は祐信に論し、二人を幕府に呼せしめたり、畠山重忠、和田義盛などの勸みに爲めに救解する處ありしを以て、怪しに死を免る、既にして祐成元服を加へ、弟時致を將根山僧行實の弟子と爲す、時致僧となるを潔とせず、遂に北條時政により て裏儲を祈へ、また元服を加ふ、これより二人相共に、大磯、箱根川、三浦の邊を歷遊し、屢々祐經を覘ひしと雖も、祐經は其出づる毎に、徒卒を從えて自ら衛れるを以て、手を下すの機會を得ざりき、建久四年頼朝富士野に獵し、祐經之に從ふ、祐成等大に喜び、五月廿八日の夜、相携へて祐經の營を斬る、時に祐經大醉して醒寢せり、卽ち席を蹈み大呼して曰く、祐成等致父の爲めに讐を報ずと、祐經驚き覺め、將に刀を執つて起たんとす、兄弟刀を揮うて衆を下し遂に之を射斬す、會々雷雨あり、暗黑を極め、加ふるに事不意に起れるが爲め、營中頼る騷擾せり、平子野右馬允、愛甲三郎等倉皇として出で闘ふ、兄弟殺人を殺傷せしと雖も、柔寡敵せず、祐成は仁田忠常の殺す所となり、時致は更に進んで頼朝の幕を犯し、小舍人五郎丸等の爲めに捕へられ、遂で斬られ、時に祐成二十二歲、時致二十歲なりき（大日本史）

**リガトキムネ**　**曾我時致**　蘇我系統　幼字は萬王、通稱は五郎。蘇我系統河津祐康の子、曾我十郎祐成





の爲に相撲兄と共に父の仇なる工藤祐經を富士野に殺せるを以て世に著はる、詳しくは曾我祐成（リガスケナリ）の傳中に合叙したれば就きて見るべし、

**リガノイナメ**　**蘇我石川宿禰**　宣化天皇の元年大臣となる、尊で欽明天皇の十三年、百濟より金銅釋迦佛像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻ず、天皇大に喜び、之を禮拜せんとするの意あり、然れども事重大なるの故を以て輕々しく決せず、議を群臣に下して其可否を問ふ、時に大臣物部尾輿、中臣勝海等は反對したれども、稻目は四蕃の諸國皆之を禮ず、吾國何ぞ獨りを棄てざらんやと奏言せしを以て、天皇は佛像を稻目に賜ひ、試に禮拜せしめらる、稻目大に喜び、之を小墾田の家に安置して勤修の事となし、途に向ケ原の家を捨て〻寺と爲し、向原寺と號す、我國に佛寺ある實に茲にはじまる、幾干もなくして疫氣流行し、死するもの多し、尾輿、勝海等外神を祭れるのゆゑに、國神の怒りに觸れたるなりと謂し、奏して佛像を破棄せん事を請ふ、天皇之を許し、有司に命じて像を難波の堀江に投じ、且向原寺を燒く、二十三年大伴談手彥高麗より歸り、其獲る所の美女及び甲刀繡幢若干を以て稻目に遺る、稻目其二女を納れて妻となし、軽曲殿に置く、三十一年薨す（大日本史）

**リガノイルカ**　**蘇我入鹿**　蘇我系統　破作大臣、また林臣と稱す。蘇我系統蝦夷の子、皇極天皇の時政を專にし、威權炎に燃ぐ、上下怨嗟し共憤を懷る、是より先蘇我氏雲て上宮聖王子と隙あり、是に於て入鹿之を除き、舒明天皇の皇子にして、馬子の女の生みたる古人大兄皇子を立て〻天皇と爲さんとし、二年山背大兄皇子を斑鳩宮に襲うて之を殺す、三年二月家を甘橿岡に營み、緋夷の家を宮門、己の家を谷宮門といひ、男女を聘して王子女といひ、宅外櫓門を傳へ、飾に兵庫を作り、門毎に水槽各一、水物を持て護衛せしむ、中大兄皇子、深く其不臣を憎み、藤原鎌足と之を誅鋤せん事を謀る、四年三韓入貢し、天皇大極殿に出御の事あり、入鹿又侍座するを伺ひ、俄に踊り出でて、入鹿傷きながら御座に近き天皇に哀訴す、皇子卽ち伏奏して曰く、破作不遜にして將に天位を傾けんとす、故に誅伐を加ふるのみと、天皇起ちて內に入る、大蕤綱田邊に入鹿を斬りて之を誅す、「ソガノエミシ」參照（大日本史）

**リガノウマコ**　**蘇我馬子**　蘇我系統　島大臣と號す。蘇我系統稻目の子、蘇我系統敏達天皇の元年大臣となる、十三年鹿深臣佐伯連等百濟に往き、彌勒石像及佛像二軀を請ひ、また司馬達等、池邊氷田、鞍作村主多四方に遣ひ、また林臣入鹿

力多きに居ることは爭ふべからず、彼の十七箇條の憲法の如き亦然り、幾干もなくして厩戸皇子薨ず、皇子は馬子のやゝ憚る所なりしに、已に歸去ありしを以て、天下翕々其德を仰ぎ、專恣ほしいまゝなる蘇我氏の權勢は、漸く衰へ、皇子の薨後四年を經ずして、蘇我氏は滅亡し、皇子の子孫は、悉く滅ぼされたり、皇子の薨ずるや、天下の人、皆如失父母、童子皆如失父母、農夫輟耕而相哭、婦女皆如失子息、其悲哀如此、皇子の子孫、皆悉誅滅、天下之人、皆流涙曰、天之生聖人、何奪之速乎、百姓之人、皆如失父母、以謂、自今以後、誰以事之、乃悲之、(大日本史)

**リガノエミシ　蘇我蝦夷**　(人名)豐浦大臣と稱す(日本國)馬子の子(日本國)推古天皇の三十四年大臣となる、既にして天皇崩するに及び、田村皇子、山背大兄王等各々遺詔を承け、御葬畢る後、皇嗣なほ定まらず、蝦夷田村皇子を立てんとするの意あり、會々叔父境部臣摩理勢固く爭うて山背大兄王を立てんとす、蝦夷其意旨を惑り、兵を遣はして之を殺し、遂に群臣と共に田村皇子を翼戴す、即ち舒明天皇なり、爾來僭越の事頗る多く、皇極天皇の時には、雷廟を葛城高宮に建て、八佾舞を爲し歌を作りて之を謳ふ、また大に國内幷に百八十部の人民を發し、墓をつくりはじめ二墓を今來に築き、其一を大陵といひ己れの墓となし、一を小陵といひ子入鹿の墓と爲す、二年十月病と稱して朝せず、私に紫冠を入鹿に授けて大臣に擬し、次子蘇我を呼びて物部大臣といふ、既にして中大兄皇子藤原鎌足等相圖りて入鹿を大極殿に誅するや、其屍を蝦夷の家に送くる、蝦夷即ち親族兵士を集めて備ふる所ありしと雖も、衆皆離散して、獨り子孫のみ殘る所の天皇紀、國紀及び寶貨を燒きて自殺す、(ソガノイルカ)(大日本史)

**ソガノクラヤマダイシカハマロ　蘇我倉山田石河麿**　(人名)(日本國)山田大臣と稱す(日本國)蘇我馬子の孫、倉麿の子(日本國)日本宗たる蘇我蝦夷入鹿父子と隙あり、故に皇極天皇の御宇中大兄皇子藤原鎌足と共に蝦夷父子の誅戮を計畫するや、まづ倉山田麿を引いて與謀とし、且其女を娶れて甘心を結ぶ、四年三韓入貢す、而して其調を進むるの日は、即ち皇子等事を謀ぐるの期たりしかば、倉山田麿は、其時表文を讀むの任に當りしと雖も、結果の如何を慮り、聲頻ひ手慄く、入鹿怪しみて之を問ふ、答へて曰く、犬顏に咫尺し覺えずかくのごときのみと、中大兄皇子等鉞を接じて踊り出で、遂に入鹿を斬り、蝦夷赤尊で亡ぶ、孝德天皇の即位するに及び功を以て右大臣に拜し金笥を賜ふ、倉山田麿に弟あり、日向といふ、大化五年皇太子中大兄皇子に讒して曰く、太子これを信じ兵を遣はして其惡を圍ましむ、倉山田麿即ち大和國十市郡山田寺に逃れ、佛前に於て自ら縊る、幾干もなくして日向の讒著はれて太子誅殺し、日向を太宰帥に左遷す(書紀、大日本史)

**リガフカウ　蘇合香**　(樂)(日本國)天竺樂、般涉調廿二曲中の一、俗に蘇合とのみ稱す、新樂にて大曲なり○序一、帖拍子十二、三帖、四帖、五帖拍子各二十、破拍子二十、急拍子二十一、舞者六人、答舞、逸走禿地(日本國)天竺の阿育王病に悩める時、蘇合香を服して癒えたりしかば、悅んで此曲を作り、育傷舞を作つて蘇合香の樂を以て宵となして舞ふ、香氣殿内に滿ちたりと云へり、我國桓武天皇の時、遣唐使生和淵部島麿、之を我國に傳ふ、初め遊樂及び風流、序一帖八拍、共に二帖、島麿忘れたりし爲め、そは傳ほらず、崎山天皇の寛和二年冬、太上皇太井川に幸し、伶人此曲を奏す、源時中笛聲を以て拍頭となし、船頭に立て蘇幽周耶の曲を舞ふ、上皇感賞して、殿せて參議と爲す、又賀茂神天皇舞を紫宸殿に御覽じ給ひ、勅して此曲を入音聲と爲し、樂光學なして舞を爲せしむ、天皇甚だ感歎し殿外に於て之を用ふ、とを禁ぜしなし歌謡鈔等に見えたり(樂略、歌謡旨樂略史)





**リク　束**　稻などを數ふる時の用語、稻十把を以て一束となす、一把は、農夫の握を以て禾を刈揚ぐる時、其掌の中の一握を三ツ合せたるものを云ふ、古へ稻六十束の地を以て一反歩と定め、六十束に及ばざる地を中下田とすと云ふ、今成斤にては、大寶令以前大升の殺一斗即ち大十斤を一束とし、小斤にては、令前の六升九合四勺四撮を一束とせり(度量權衡攷、田制管)

**リク　贓**　王朝時代に於ける刑法上の特典、惡逆者、壓錢者、盜減者、及び八位、勳七等以下十二等以上の人、もしくは官位勳等減を得るもの(六位七位、勳五等、勳六等の人ないふ)の父母妻子が、流刑以下の罪を犯したる時、特に贖を請し、罪の輕重により銅を納めしむるをいふ、但し官ある人は官當の法に從ひ、まづ官を以て罪に當てしめ、罪輕くして官を以て當るに足らざれば贖を取む、而して加役流、反逆緣坐流に相當する罪を犯せるものは、之に與かることを得ず、而して其資格あるものを贖者といふ、贖(ギ)、贖(セイ)、減(ゲン)參看(律疏、古事類苑法律部)

**リク井　即位**　(日本國)天皇が踐祚の後ち、高御座に即きて、天日嗣をしろし召したる事を百司萬民に告げ給ふをいふ、其儀式を即位式と稱す、名目抄には、シロクキと訓じたり(日本國)即位式を行はるゝ時は、陽明陰明等に命じて其日時を勘へしめ、上卿をして奉侍從以下の官員を撰定せしむ、又禮部御覽と

即位圖一　平安朝時代

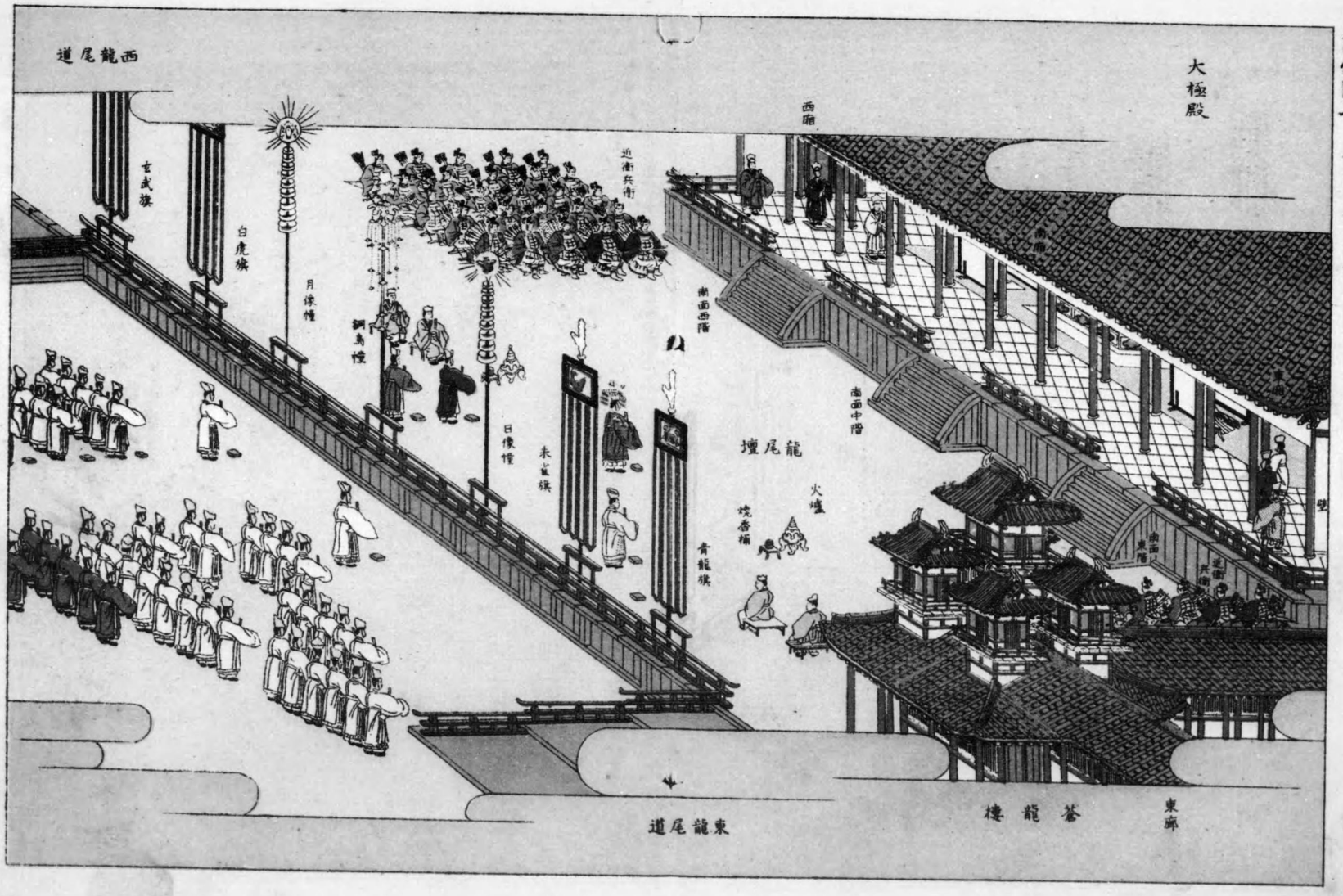
西龍尾道
大極殿
西廂
南廂
東廂
近衛兵衛
南面西階
南面中階
南面東階
玄武旗
白虎旗
月像幢
鋼鳥幢
日像幢
朱雀旗
青龍旗
龍尾壇
火壇
焼香桶
東龍尾道
蒼龍樓
東廂

て、當日天皇の著御あらるべき冠服を天覧に供し、或は即位の無事ならんことを、社寺に祈禱せしめらる、其他由奉幣として、天皇、建禮門神祇官等に行幸あり、使王をして幣帛を奉じ、即位せんとする由を、伊勢神宮に告げしめられ、又告陵使を發遣して、即位の由を山陵及び功臣の墳墓等に告げしめらるゝ等の事あり、當日に至りまづ大極殿の高御座を裝飾し、（太政官の廳にて行はるゝ時は、高御座を移さる）南階を距る事十一丈に朱雀の幡を建つ、その東に日像の幟、朱雀青龍の旗等を建つ、四には月像の幟、白虎玄武の旗等を建つ、東西の四に内弁の幡あり、その内に瓦子を建つ、中階の南七丈をさりて火爐二つあり、典儀、贊者の服、左右近衛大將の胡床等の位置を定め、文武の百官有司各威儀の物をとりて、庭中の東西に列立す、外弁の公卿は民部省の縣代の幄に著す、其時に天皇冕服を著し給ひて、後殿より出御ありて高御座に著せ給ふ、内侍二人、命婦四人、各禮服を著して前後に侯す、御座定まりて後、十八人の女孺、髮（ぺし髪者）をとりて、左右より分れ進で天皇の御帳を掲ふ、次に裳唐の女王二人、左右よりすみやかに、高御座の南のかたの幌をかゝぐ、此の時にいたりて、二九の女孺髮を伏すれば、天顔始めて見え給ふ、群臣各面伏す、主殿圖書寮の司、火爐のもとにつきて香を焼く、この香は天子位につかせ給ふよしな、天に告ぐる焼香なり、宣命使の人、版位につきて例旨なのゝ、群臣再拜舞踏す、武官旗を振りて萬歳を稱す、事終らんとする時に、左の侍從座をたちて御前に進む、その進退、儒行あり康行あり、進退して御前にあたりて、笏を引きて禮事を奏す、その音高長なり、これは今の大禮事終りたる事を、天皇にしらせ奉る義なり、次に二九の女孺髮をたてまつる事前の如し、裳唐二人進みよりて御幌を垂る、扨に於て天皇後房へ歸り入らせ給ふ、兵庫の司、鉦をうち鼓をならして、百官有司の出入を告げ、式全く畢る、而して今日禮服を著る人は、左右の侍從四人、少納言二人、同典儀の少納言、内弁外弁の公卿、宣命使等なり、女官は裳唐威儀の命婦等、近衛の次將は金銀珠玉をもて飾れる甲を著す、外衛の督佐は、武禮冠に緋纓（緋纓とは紐もなきうちかけをいふ）を著す、侍從、然るべき人を選びて、其日に於ける侍從の代となすものにして、左右各々二人あり、一人は三位、一人は四位の人を用ふ、或は親王を以て三位の侍從に用ふる事あり、宣命使、宣命を讀む任にして、中納言を用ふ、典儀、即位の儀式を司るものにして、少納言を用ふ、并に一人とす、贊者、典儀を補助するものにして二人あり、燒香、即位の事を天に告ぐるため香を焼くの任にして、主殿圖書寮の官人を以て之に宛つ、此外内弁一人（ナイベンと発音）外弁二人若くは三人（ゲヅイベンと発音）大將代二人及び裳唐の女王、命婦等の職員あり、儀式の條を見て知るべし、鳳凰幡、鳥形幡、また銅烏幡と、もいふ、幡には五彩を以て鳳の形を描き、更に金銅の烏を臺に居ゑて頂上に居う、臺の圍りは鎖絡を以て飾り、幡の柄は黒塗なり、日像幟、金泥塗の丸き板に、三足の烏を描き、圓像の端に、金塗の細き串十七本を挿したり、幟は黒塗なり、金塗の丸き輪九つを以て柄を貫けり、月像幟、銀塗塗の丸き板に、銀の兎搗臼と月桂樹と瑠璃色の白とを畫けり、圓形の幟に、銀塗の細き串十七本を挿したり、幟の柄は日像幟に同じ、四神旗、白き絹の幟幡端取りたる中に、青龍、朱雀、白虎、玄武の四神を畫きたるものにして、各々一流なり、幟は四筋ありて、白き筋に赤き幡を取りたり、上に片刃の戟を加ふ、而して上に進べたる烏形幡より四神旗に至る七本の幡は、紫宸殿の南階より、十一丈ばかり南の方の磉上に建つるものに係り、烏形幡を中央と爲し、其東に日像幟、西に月像幟、また日像幟の東に青龍朱雀の旗、月像幟の西に白虎玄龍の旗を並べ建つ、高さ各々三丈、相距る事十尺餘なり、龍像旗、左右合せて二本あり、東の方は赤き絹に金色の龍を畫き、西の方は黄色の絹に、青龍を畫き、端は細幅なり、幟は四筋にして、赤き端を取りたり、共に頂上に赤熊の如き、黒色の毳を居う、古は黒色の馬尾三十把を以て作りしが、後世は苧を黒く染めて用ふ、一説に麋に擬牛の尾の事なれば、古へは牛の尾にて作れるならんかといへり、前の七本の幡の左右にこれを建つ、鳳凰旗、龍像旗の左右に建つ、頂上に矛を加へて、東の方は、赤き絹に、金色にて鳥畜の二字を篆字に書し、端は幅細端なり、鷺像幡、萬歳旗の南に、東西各三幡づゝを建つ、東の方の幡は、黄色にして鹿の形を畫き、また縒網端なり、上に矛を加ふ、鹿の幡以下また高さ三丈とす、近衛陣の鈴、鷹像幡の南の左右に各々五幡を建つ、即ち近衛陣なり、高さ一丈餘、また南殿の階下なる近衛次將胡床の前にも三幡を建て、なほ左右の大將代の前にも、やゝ尺の小さき矛一幡づゝを建てたり、白銅火爐、徑二尺餘、紫宸殿の南階より七十尺ばかり南の方の磉上に設く、楊二筒を左右に居ゑ、其上に置けり、即位の由を天に告ぐる爲の香を焼くの用に供す、香納櫃、火爐の南の方一丈ばかり隔てゝ、高案二つを居ゑ、上に金漆塗の曲物に、草花を畫きたる香合を左右各々一つを居う、即ち香納桶なり、高砌座、天皇の御座なり、（ヂカミクラと発音）鳳凰幡、鳥形幡、上古は即位即ち踐祚にして其別なし、

天智天皇紀、先帝崩じて後七年にして即位し給へるは、其間皇太子にて攝政し給へるものにして、踐祚の事ありしにあらず、特詔天皇の知きも、また攝政三年の後、はじめて踐祚と共に即位の禮を行ひ給へり、其他文武、元正、聖武、孝謙、淳仁の諸天皇、いづれも受禪の日、直ちに即位ありて、踐祚と即位とを別にせられし事なし、尋で桓武天皇天應元年四月三日受禪踐祚あり、同十五日に即位式を行はれしより、はじめて嘗祭相異なるの端を開き、後世に至りては踐祚の後、幾月を隔て〜即位の式を行ひたること常例となれり、孝謙天皇、文武天皇の朝を經て大に整頓し、清和天皇の貞觀儀式に至りて、即位讓國の式、共に我國固有の儀式に、唐制を折衷して大に盛觀を呈せしが、中世以後政權武門に歸し、皇室衰ふるに及び、其儀漸く寡觀を失ひ、殊に室町時代に至り、應仁亂後天下紛亂の極に達するや、即位の式の如きも頗る粗略に流れ、僅かに其體を行はるゝに過ぎず、後柏原、後奈良、正親町の三天皇は、用途不足の爲めに、踐祚後久しく即位の禮を行ふこと能はざりしかば、其貧窶の四方に聲り、後柏原天皇の時には、幕府より一萬疋、本願寺より一萬貫を、後奈良天皇の時には、大内義隆の用二十萬疋を、正親町天皇の時には、毛利元就米一千石を獻じて、各々其費を助け、漸く舉行するを得たるが知き狀態に陷りたり、尋で機運信長豐臣秀吉が、皇室尊崇の實を擧げん事を勉め、更に江戸時代に入り海内治平となりしを以て、朝儀やゝ舊に復し、用途の闕乏また前日の如く甚しからざりしも、之を古儀に比すれば、元より同日の談にあらざりき、明治維新の際、今上天皇の即位し給ふに及び、頗る古典に則り、皇祖祖宗に面目を改めたり、

**リクエ**　鯛鯨　汚穢の身に接し、目に觸れ、又「嘔國時代に於ける皇室、古事類苑帝王部）

は器物去食に及ぶを云ふ、恩忌、產穢、月經等皆觸穢なり、「ショクエ」ともいへり、見て神は清淨を好み、不潔を惡む故に、神事を行ふには、先づ潔齋して身心を清め、其他神饌供物等悉く整て清淨を主とし、汚穢に觸れざらん事を要す、然れども其間には躲け難きあり、過誤に出づるあり、是を以て觸穢の制を設け、其輕重に從ひ、日數の等差を設け、或は服轉の道理により、甲乙丙丁の區別を立てたり○上古以來汚穢を忌み、清潔を貴ぶ風俗なりしが、日數の長短、服

近時また皇室典範の發布ありて、即位の式は、京都に於て行はるゝ事と規定せらる○即位の殿は、もと大極殿なりしを、治暦天皇は紫宸殿にて即位し、大極殿再び燒亡せし以來は、後三條天皇は太政官廳を用ひ、後鳥羽天皇以後は專ら官廳にて即位ありしを、後柏原天皇以後、再び紫宸殿のみを用ひ給ふこと、なれり、而して古へは、即位の時必ず叙位儀あり、又大赦を行ひ、老を恤み賢を賢し、及び租調雜徭を免ぜらるゝ等、國用極めて豐かなりしを、後世は却りて逆に、時事を初め、天下の諸侯にも、各其分に應じて參賀進獻の禮を執らしめしは、大に費用の補助するに力ありしもの〜ごとし、又神器なくして即位し給ひしは、後鳥羽天皇及び北朝の天皇にして、（サンシュウジンギ參看）即位の禮を行はずして、皇位を去り給ひしは仲恭天皇なり、なほ又淳和、白河、後小松等の天皇は、何れも即位以前皇嗣を立て給ひき、並に異例なり、後鑑（ヒンソ）參看（貞觀儀式、延喜式、江次第、代始和抄、名目抄、即位次第抄、國學院雜誌）

**リクエ**　鯛鯨　汚穢の身に接し、目に觸れ、又

「嘔國時代に於ける皇室、古事類苑帝王部）

は器物去食に及ぶを云ふ、恩忌、產穢、月經等皆觸穢なり、「ショクエ」ともいへり、見て神は清淨を好み、不潔を惡む故に、神事を行ふには、先づ潔齋して身心を清め、其他神饌供物等悉く整て清淨を主とし、汚穢に觸れざらん事を要す、然れども其間には躲け難きあり、過誤に出づるあり、是を以て觸穢の制を設け、其輕重に從ひ、日數の等差を設け、或は服轉の道理により、甲乙丙丁の區別を立てたり○上古以來汚穢を忌み、清潔を貴ぶ風俗なりしが、日數の長短、服

**リクグンショル井ジウ**　續群書類從　（第四輯千卷、千百八十七卷、第四輯百卷、保己一等が、群書類從に次いで、諸種の書籍二千百三種を拾集編輯したるものにかゝり、卷數正編に比して約二倍の多きに達す、編輯の方針、部門の分類等は只僅かに系譜部を系圖部に改めたるの外全く群書類從に同じ、而して本叢書は、いまだ全く編輯校訂を畢らず、只僅かに徒然草二卷、見在書目一卷、後嵯峨院皇統系圖一卷、續群書類從目錄二卷を出版したるに止り、其他は凡て未定稿に懸るがゆゑに、いまだ其書籍の蒐集ぜられざるあり、原本のまゝにして校合の緒

聽の巻を立てしは、延喜式を始めとす、鄉時祭の儀に「凡甲處有ル綾、乙入ル其處（（綿ノ者ニ處、下亦同）乙及國處人皆爲ル綾、丙入ル乙處、貝丙一鳥爲ル綾、同處人不爲ル綾、其鳥ニ死鮮之人、鄉祭神事月、不ル得ル參、諸國司並諸衛陣及侍從所等ことあり、此の後用碓蓋殿樹となり、實行も絶さにより、其制反て緩み、退出には惡喜の制三十日の穢を減じて僅に一日とせり、其古制に依り、少しも時過せざるものは伊勢神宮以下の諸社のみなりと云ふ○穢ある時には、禁中にては左右兵衛尉等に召仰せて札を立てしめ、日限了て之を拔却くる定なり、日數は延喜の制死穢は忌日より三十日、改葬及び四隣月以上の隣人は同じく三十日、三箇月以下は七日、產穢は七日、妊者穢は宮女個妊せば散齋日の前退出、月事穢は祭日前宿祭に下り、共に三月九月の潔齋には、強め前に宮外に退出す、失火穢は七日とし、又六畜の死五日、犯三日、失火喪せし時同じく三日と定めたり、又喪葬部抄、拾芥抄は少しく違へり、此外諸社の穢の日數は多少の差異あり、諸社禁忌等に就て見るべし（延喜式、古事類苑神祇部）

**リクグンショル井ジウ**　續群書類從　（第四輯千卷、千百八十七卷、第四輯百卷、保己一等が、群書類從に次いで、諸種の書籍二千百三種を拾集編輯したるものにかゝり、卷數正編に比して約二倍の多きに達す、編輯の方針、部門の分類等は只僅かに系譜部を系圖部に改めたるの外全く群書類從に同じ、而して本叢書は、いまだ全く編輯校訂を畢らず、只僅かに徒然草二卷、見在書目一卷、後嵯峨院皇統系圖一卷、續群書類從目錄二卷を出版したるに止り、其他は凡て未定稿に懸るがゆゑに、いまだ其書籍の蒐集ぜられざるあり、原本のまゝにして校合の緒



に就かざるもの亦尠しとせず、近時經濟雜誌社にて曝刻しつゝあるものは、既に神祇部以下消息部まで數册を出版せり、「ケンショルキジウ」參看、

**リクケツノクワン**　則闕官　太政大臣を云ふ、「ダイジンヤウダイジン」を見よ、

**リクコキンワカシフ**　續古今和歌集　（第一輯二十卷、第二輯百卷、第四輯四季、神祇、釋教、離別、羇旅、戀、哀傷、雜、賀等に部類し、歌凡一千九百七十二首を收めたり、書名は古今、新古今和歌集に續ぐの意なりと云ふ、第四輯正嘉三年三月、後嵯峨院の院宣に依つて藤原爲家一人に詔ありしが、後ち弘長二年藤原基通、藤原行家、藤原光俊、內大臣家實を加へて、文永二年十二月之を奏覽せり（群書一覽、歷代和歌勅撰考）

**リクコジダン**　續古事談　（第一輯三卷、群書類從四百八十七、經濟雜誌社本十七編に收む）

（第四輯）古事談の體に倣ひて王道、后宮、臣節、雜等に分類して古事傳說を蒐めたるもの、往々目記記錄の缺を補ふに足るものあり（第四輯未詳、鎌倉時代の作なり、續古事談）

**リクコジフ井ワカシフ**　續後拾遺和歌集　（第一輯二十卷、第二輯百卷、第四輯四季、物名、離別、羇旅、賀、戀、哀傷、釋教、神祇等に部類し、歌凡千三百五十三首（或は千三百四十三首）を收む（第四輯元亨三年七月、民部卿藤原爲藤等、後醍醐天皇の勅を奉して撰集す、然るに爲藤は中途にして卒去せしかば、其子中納言爲定に勅して撰集せしむ、正中二年奏覽す（群書一覽、歷代和歌勅撰考）

**リクゴセンワカシフ**　續後撰和歌集　（第一輯二十卷、第二輯百卷、第四輯四季、神祇、釋教、戀、雜、羇旅に部類し、歌凡一千三百六十八首を收めたり、今刊了後は、鎌倉後撰の餘風殘る、云々、其以後の集は、彌生等の私曲交りて、ひたすら一體にもむきけるとかや云々、光雄曰授に、續撰は初中後衣延正しき人を見る樣也、常に手を放つべからずなどいへり（第四輯後深草天皇の寶治二年七月、冷泉爲家勅を奉し、古今の例によりて四圖寺實氏、內大臣藤原家實等五人を撰者とし、建長三年十月後嵯峨院の院宣に依りて之を奏覽せり（群書一覽、歷代和歌勅撰考）

**リクサ**　續紙　（一）白紙の續きたるもの、紙の上を見よ、

**リクシ**　賜罪　贖（ソク）及び贖銅（ゾクド）

位除目等に用ふ（二）書きたる紙の續きたるもの、續卷、卷物の本等を云ふ、共に「ツギカミ」と云ふ（一）は、江次第抄繼主除目の條に「如ニ北山抄ノ者、著例用ニ紙也云々」と見え（二）は、源氏物語梅枝に、「さまざまのつぎかみの本どもをもとりいださせ給へる云々」と見えたり、

**リクシウ**　東脩　入學の禮として納むる物を云ふ、支那古來の風、相見るには必ず贄を贈るを禮とせり、東は十脡（肉の一片を脡と云ふ）即ち入學の際、師に見ゆる時贈る贄なり、論語述而篇に「子曰、自行ニ束脩以上ノ者、未嘗無ニ誨焉」とあるより出でたり、義疏に、「束脩、十束脯也、古者相見必執ル物爲ル贄、贄至也、表ニ己來至ル也」と註す、我邦にては、大寶令に制定して「初入學、皆行ニ束脩之禮ニ於ニ其師ニ、各布二端ニ、貴者酒食ニ、其分束脩三分入博士二分入助教」としたり、江戸時代には、多くは謝礼を束修の禮としたるが如し、現今諸學校にて、束脩の金を納むるは此の遺風なり（古事類苑文學部）

**リクシフ井ワカシフ**　續拾遺和歌集

（第一輯二十卷、第二輯百卷、第四輯四季、雜春、雜秋、羇旅、賀、戀、離別、哀傷、釋教、神祇に部類し、歌凡一千四百四十一首、或は千六百首）を收めたり、一に續舟と云ふ、舞屋、舞屋の武士を云ふ）の歌多く入れたるより名づく（第四輯延治二年、（一說に文永十一年）藤原爲氏源源氏、亀山院の院宣を奉じて撰集せる所、弘安元年十二月二十七日奏覽す（群書一覽、歷代和歌勅撰考）

**リクセンザイワカシフ**　續千載和歌集　（第一輯二十卷、第二輯百卷、第四輯四季、離別、羇旅、神祇、釋教、戀、哀傷、賀に部類し、歌凡二千百二十首を收めたり（第四輯花園天皇の文保二年四月、藤原爲世、後宇多院の院宣を奉じ、元應二年四月奏覽す、爲世の外孫、爲藤、爲定、定爲、爲冬、國道之に與かる（群書一覽、歷代和歌勅撰考）

**リクタイ**　束帶　（第一輯）朝服を云ふ、天皇以下百官、勅廷公事の時に著用す、衣冠直衣を宮裝束と云ふに對して、晴裝束とも稱す、江戸時代には、將軍及び四位五位以上の武家も大禮の時之を著用せり、即ち冠、袍、中貴、下襲、單、袙、表袴、赤大口、石帶、魚袋、笏、履、劍、檜扇等を具備したるものを云ふ、武官は平緒に太刀を加ふ（第一輯）天皇、諸臣、武家は左表によりて大概を知るべし、而して之を著する次第は、進歌口傳抄に、まづ赤大口の袴、次に表袴（足を入れていまだ紐を結はず）次に單に袙を重ねて著す、（まで後袴の紐を結ぶ）次に下襲（帶にて腰を結ふ、鞘別なれば鞘の紐にて結ぶなり）次に中貴（忘れ緒にて結ぶ）次に袍を著用（後のカコエを作り、又袍の高さなど計らふ作法あり）次に石帶をさす（魚袋をかく）次に帶劍平緒を用ふ、とあるにて、其大概を知るべし、以上の裝束を具備せるもの、即ち束帶著用の表は、衣服令制御帳の挿圖を見るべし、今四御孝所載の略

表を示して智覽に便にす（貞丈雜記、歴世服飾考、袋東集成、徳川盛世錄、袋東甲冑圖解）

【天皇御束帯】

| | | |

志、歌舞音曲に長じ)

**リシヤウ　素性**　【佛教語】俗名は其峰、玄利(ハルトシ)【佛教語】宗具(曾正通明)の子【佛教語】清和天皇の朝、右近衛將監たり、後ち父の勸めによりて出家し、靈林院に住す、寛平八年閏正月、宇多天皇靈林院に行幸あり し時、權律師に任ぜられ、度者一人を賜ふ、後ち石上の瓦因院に居る、昌泰二年十月宇多法皇、宮の瀧遊覽の時、素性が瓦因院に在るを聞召して之を召し、名所を案内せしめられ、其際、今日供奉の者は皆俗人なれば、素性の呼ひ名も、假に俗に從ふべしと詔あり て、瓦因院の文字に因み瓦因朝臣(ヨシヨリ)と呼ばせ給へり、かくて其後また高市郡なる行宮に祗候したるに、法皇は、瓦禪師(素性の事なり)は和歌の名手なればまづ歌を以て、旅の心を題むべしと仰ありしかば、「秋山にまとふ心を宮瀧の瀧のしら泡にけちやはてなんと詠じたりき、夢で延喜六年二月【佛教語】天皇の詔を奉じ、醍芳舍の屏風に、九年十月に同じく御前に於て屏風に書し、赤絹、綿、馬等の祿を賜へり、また後の百人一首に入りたる「今こんといひしばかりに長月のありあけの月をまちいづるかな」といへる有名なる詠は、古今集總四に載しらずとして入りたり、愛年詳かならず(三十六人歌仙傳、百人一首一夕話)

**リシユン　楚俊**　【佛教語】字は明極、後醍醐天皇勅して佛日耀慧禪師の號を賜ふ【佛教語】俗姓黃氏、明州慶元府の人【佛教語】幼にして出家し、竹嶽、横川、虎岩の諸禪師に歷事し、虎岩の法を嗣ぎ、徑山天童に至り第一座となり、我元德二年招聘に應じて來り、後醍醐天皇の歸依を受け、數々宮中に法を說く、北條高時に請ぜられて鎌倉に下り、建長寺に住し、後ち勅を拜して京都に上り、南禪寺に住し、又聽長寺に遷り住す、攝津廣嚴寺の開山となり、同寺に留り、後ち退隱して、靈澤菴少林菴に歸る、建武三年九月廿七日建仁寺の方丈に寂す、年七十五、臘六十三、廣嚴寺錄に起に、楠木正成戰死の前、師を問うて參謂し、法を受けたりとあれども、事實にあらざるべし、法嗣永闡、圓寶、得芳、得藏、得智、奥志、得瑞、得瑩、希融あり【佛教語】語錄(塔銘、本朝高僧傳、延寶傳燈錄)

**リシヨウ　訴訟**　訴訟の事實は上古よりあり と雖も、制度として見るべきなし【上古】は氏族制度行はれしなる以て、一族内の爭訟は、大抵其族長これを裁決したり、卽ち氏々の爭訟は小氏の氏上、小氏の氏上の爭訟は大氏の氏の上、大氏の氏の上の爭訟は朝廷に於て是を決するの法なりき【王朝時代】孝德天皇の大化元年に畿内を朝に設け、畿を街める人をして、伴造及び會長に由りて牒を畿に投じて直に訴へしめ、所司懈怠して理ざるか、或は阿黨して曲あるる時には、訴者みな直を擔かむ、二年また其身に私ざすして、心專ら國家の爲にする者に限り、諫疏に從ひ、天皇の大寶年間に、律令の撰定あるに及び、その制度亦漸く定まる、卽ち訴訟は皆下より上に至ることにて、官吏はまづ被告人の本司に經、次第に上に至るとにて、官吏はまづ被告人の本屬に經る、本屬とは、京にては京職を指し、京外にては郡司を指す、而して其路一日程以上なるか、もしくは事の緩ある時は、隨近の官司に經ることを得るなり、然るに訴人は、其處斷に服ぜずして、上訴せんとする時は、官司は判文の外に、更に不平狀を與へ、訴人の上陳することを聽す、訴人は不平狀を齎して次を以て上陳す、卽ち郡司より與へたる不平狀ならば、これを國司に訴ふ、國司の處斷また郡司と同じければ、國司の不平狀を請ひ刑部省に訴ふ、訴人刑部省の處斷にも服せざる時は、其不平狀を請ひ、太政官に至り弾官に訴ふ、また服せざる時は、不平狀を請ひて中務省に至り上奏す、而して不平狀を請ふと雖も、官司故らに延引して、三日を經るまで給せざる時は、訴人はその官司の姓名を錄して、其上にある官司に訴ふ、上の官司に推問して、然る後斷決す、只土の秩序に關ほざるを總訴と稱し、訴ふる者受くる者皆に理あり、また判決の後に被告人を召喚すべき事あらば、三日を限りて被告を召喚す、もし被告延引逃避して至らざれば、更に判決してなほ二十日なまち、なほ至らざれば主典(第三等の官)は卽ち檢逮し、判官は被告を待たずして判決す、もし後に被告人出で來りて申訴して前の判決の理由靈さゃる所ありて判決を改むべき時は、更に改めて判決するなり、寧で弼遷天爲の天平神護二年に、吉備眞備の奏に依り、二柱を中壬生門に建て、官司に現屈せらゝ者、百姓の冤枉ある者をして、柱下に至りて申訴するの制を定む【鎌倉室町時代】には公事、又雜訴等と稱し、原告を訴人、被告を論人といひ、兩者互に相謂て、敵人、敵方と唱へ、訴人もしくは論人の論辯を證言する人を證人と稱し、なほ原告の訴狀を申狀、被告の答書を陳狀とも稱したり、而してその訴陳兩狀をまた目安とも解狀ともいふ、目安とは、訴狀の中に款目を標し、一見して暗易からしむるをいへり、この頃時代には、朝廷にては記錄所、文殿(共に室町時代のはじめまで、後は全く空名に過ぎざりき)幕府にては問注所、政所(刑事は侍所)及び地方にては地頭(刑事は守護)に於て之を司れり、なほ法度にして久しく其訟を聞ぜざる時は將軍に訴ふることを許す、これを直訴といい





へり、但し鎌倉時代には、將軍の權力早くより執權に移りたれば、直裁は全く行はれず、只執權連署の決斷を以て最終とするに至れり、又同時代には、別に裁判の遲滯もしくは寃枉等に當り訴訟を受くるが爲に、越訴奉行あり、室町時代には次第に侍所の權力重くなりて、訴訟裁判の權またこれに移り、問注所は只記錄證券のみを專ら管掌せしと、宛も王朝時代に、檢非違使の權重くなりて、刑部の官その職掌を失ひしに似たり、而して訴訟の手續は、鎌倉時代には、訴人まづ本解狀を出せば、論人は答辯書を作りて職司に進呈す、これを初答狀といふ、而して訴人又由て問ふ所あり、論人再び之に答へ、尋で三度問狀を出し、三度答狀を呈す、これを二問二答、三問三答と稱す、而して訴人なほ言はんと欲するとあれば、更に追加申狀を出すことあり、此に於て司法職は右等の書狀を檢して判決を下すものにして、文書を以て決しがたき時に至り、はじめて訴人論人を召喚し、對決を行へり、室町時代には大略これと同じく、只訴論人の文書は、共に目錄に載せ判決を加ふるを要し、訴人解狀を出すの後廿一日にして、論人これに答ふる時なき時は、論人の敗訴と爲したり【江戸時代】には訴訟を司れるは、評定所、寺社町勘定の三奉行所、遠國奉行所、各代官等にして、最高最終は、前時代と同じく將軍の直裁なりき、なほ此時代には務めて訴訟の數を少なからしむると、幕府の方針にして、勘解由傳の任を以て町役人、村役人等の一職分とし、まづ庶民の起訴せんとする時は、町役人、村役人等一應これに和談を勸め、應ぜざれば、五人組の承諾を經てこれを奉行所に起訴す、此際奉行は更に訴狀の裏面に雙方の家主、五人組、名主等立會の上熟讀を遂げ、七日にしてなほ決せざる時は、再び訴へ出づべし云々の文字を記して却下し、愈々和談の成らざるに際し、はじめてこれを受理すべきものとす、又訴訟を勸め、訴訟の代書を爲すことを禁じたり、而して訴訟人の法庭に出づるや、身分に因りて其待遇を異にす、卽ち士分以上もしくは神官僧侶は檢校の知き板敷に座し、平人は都て白洲に居る類なり、法廷には代人を用ふるを禁ずれども、情狀によりては聽すことなきにあらず、なほ原告又は被告が老幼病者なる時は、差添人を附することを聽し、庶民にして法廷に出づる者は、必ず五人組、名主の同伴を要するの制なりき、而して親族相互の訴訟は最禁ずる所なれど、主人非理なる時は、從者の訴を拾訴と大約同一にして、只訴狀を貼付しおくを異にす、門訴とは多人數相率ゐて、領主、代官、地頭等の門前に至りて訴ふるをいふ、皆法の禁ずる所なり【刑事訴訟】王朝時代の制は、人を告訴するには、明に姓名を注し、諸犯の實狀を指陳するごとにて、證據を用ふるを得ず、もし其事跡虛に出づれば反坐せらる、反坐とは被告の受くべき刑を告人に加ふるをいふ、敕旨に辭職を受くべき官司は、初めて虛妄ならば反坐すべき狀を曉示し、而して後に三審す、もし審するもいまだ三たびに及ばずして、訴人自から其非を喻り悔い改むる時は、反逆の外は罪せず、然れども被殺、被盜、逃亡、犯姦のごとき、已に切害なるものは、其訴の過誤に出づるも反坐せず、而して被告人の囚禁せらるべき時は、告人もまづ囚禁せらゝの制なりき、鎌倉室町時代には、檢斷といひ、專ら侍所の司る所なりき、江戸時代には吟味と稱して民事と區別したり、又告訴せられたるものより、告訴人の罪を糾ぐることは、容易に受理せざる例とす、當

を懸けて人を告げしむることは、主として放火犯及び天主教徒等に限る、或は凶盜に當り、酒麹を密醸造するものを告げしむるがごときは特例なり、なほ關係各官衙等の條、嘗に錢例（サイバン）の條を見よ（日本法制史、官制沿革考史、古事類苑法律部）

**リゼイ　租稅**　王朝時代田地よりの上納物を云ふ、租と稅とは別にして、後世に云ふ田租雜稅とは異なれり、租とは田租の穀に輸したるを官ひ、稅とは田租を貯へ置きたるものを云ふ、「アンッ」を見るべし（日本財政史）

**リセキ　疎石**　名は夢窓國師は夢窓、建武二年勅して夢窓國師の號を賜ひ、貞和二年正覺國師の號を、觀應二年心宗國師の號を、延久三年普濟國師の號を、應安五年玄猷國師の號を、寶德二年佛統國師の號を、文明三年大國國師の號を追賜せらる、俗姓源氏、宇多天皇九世の孫、母は平氏、伊勢の人、甲斐國逝治元年伊勢寺に生れ、弘安元年父に從ひて甲斐に移り住し、同六年平嶽山の空阿法師に師事し、正應五年南都に至りて叔父內山の明眞を訪ひ、其命により戒壇院慈觀律師に就いて戒を受く、永仁二年京都に入り、建仁寺無隱に師事し、翌三年鎌倉に往き、東勝寺無及、蘭長寺蔡敏、圓覺寺桃溪を歷訪し、宋の一山の來るに方り、就いて參究し、正安二年下野那須の雲巖寺に至り、太平の下に留り、後鎌倉に同り、圓覺寺に入り、一山の下に留りて參究し、尋で高峯禪師を問うて師事し、大に得るあり、遂に其法を嗣ぎ、祖元の遺書等を附せらる、後諸國に流浪して修行し、美濃の瑞龍山の幽境を愛し、古溪菴を營み

（押花石蔵）

夢窓（疎石自署）

て庵居し、文保元年京都に上り北山に寓し、翌年土佐の五臺山に入り、後醍醐天皇の勅請に因て鎌倉に來り、勝寺に留り、後三浦に泊船菴を營みて庵居し、元亨三年正月上總千町莊に退歸菴を營みて移る、正中二年勅請を拜して京都に上り、南禪寺に住す、嘉歷元年鎌倉に下り、永福寺の跡に南芳菴を營み、後瑞泉寺を建立し、一寺を構へて國界一覽亭と云ふ、元弘三年五月鎌倉幕府亡び、士卒敗奔し、疎石に依りて救解せられたる者甚だ多し、八月勅請を拜して京都に上り、臨川寺に住し、建武元年再び南禪寺に住し、貞和寺に移り、足利尊氏直義の歸依を受く、歷應三年尊氏天龍寺を建立するに方り、入りて開山となり、叢林の清規を行ふ、貞和元年、勅により特に金襴紫衣を賜ふ、同二年三月天龍寺の法席を弟子無極志玄に讓り、靈居庵に退き、觀應二年九月廿九日偈を書し、翌日終に寂す、年七十七、法嗣に無極、春屋、絕海、龍湫、觀中、義堂、古劍、默翁、無求等あり（年譜、塔銘、本朝高僧傳、日本佛家人名辭書）

**リタフバ　リチンジヤウ　卒塔婆**　「タブ」を見よ、

**リチヤウ　訴陳狀**　訴狀と陳狀とを指して云ふ、鎌倉時代の用語なり（沙汰未練書）

**リタフ——リチヤ**

し、漸干もなく辭して西芳寺に留り、眞如寺に移り、足利尊氏直義の歸依を受く、歷應三年尊氏天龍寺を建立するに方り、入りて開山となり、叢林の清規を行ふ、貞和元年、勅により特に金襴紫衣を賜ふ、同二年三月天龍寺の法席を弟子無極志玄に讓り、靈居庵に退き、觀應二年九月廿九日偈を書し、翌日終に寂す、年七十七、法嗣に無極、春屋、絕海、龍湫、觀中、義堂、古劍、默翁、無求等あり（年譜、塔銘、本朝高僧傳、日本佛家人名辭書）

**リタフバ　リチンジヤウ　卒塔婆**　「タブ」を見よ、

**リチヤウ　訴陳狀**　訴狀と陳狀とを指して云ふ、鎌倉時代の用語なり（沙汰未練書）

**リチヤウ　租帳**　王朝時代田租に關したるこを記入する帳簿を云ふ、延喜主稅式に其條式を載せたり、初に國內の全町段を書し、次に不輸租田、定田、墾田、廻輸地子田、墾輸租田とし、不輸租田の條には神田寺田等を注し、定田の條には、廻輸租田、墾輸地子田、不墾佃田等を注し、墾佃田の條には廻輸租田、郡司職田、口分田、墾田等を注し、廻輸租田の條には損田を記し、次に輸租穀頃、次に廻輸地子田及び之より生ずる稻の高を記し、最後に損五分已上の不輸と、四分以下の半輸とを錄す、每年貢調使に付して奉る、主稅寮にて之を勘計し、十のうち七分以上ならば返沙を與ふ、若し不墾佃田あらば十分の一は免除し、之を過ぎし時は太政官廳に申請して決す（延喜式）

**リツ　帥**　太宰府の長官をいふ、正、帥あり、サダミチともいふ、「ダザイフ」を見よ、

**リツキ　帥記**　藤原通憲の著、通憲入道信西の日記、一名經宿記、經宿は太宰帥たれば帥記の題あり、本書治暦四年、承暦四年五年、寬治二年の四箇年もて、詳密一驚に、後冷泉天皇の治暦四年より堀河天皇の寬治二年迄二十二箇年間とせるは、惜しむ、蓋し本書晉末の年號を見て誤解せるものならん（歷史記錄考）

**リツノナイダイジン　帥內大臣**　藤原伊周（フジハラノコレチカ）を見よ、

**リテジルシ　袖驗**　軍陣の時、敵味方を見分くる爲めに、鎧の左右の袖につくる標を云ふ、絹を二つに折り中を結つ、長は袖丈にす、折目を藤縫とは表になす、普通には絹を四つに折りて縫つ、袖と毛書籠と書く、又色、神明佛名、紋等は大將の好による、笠標（カサヨルシ）參看（軍用記）

**リテンログルマ　袖白車**　絹代車（アヲロケルマ）を見よ、

**リテトメノイハヒ　袖止祝**　元服前髮直しの日、小袖の脇を縫さて成人たるを表する祝、江戸



時代以後の例にして、德川實紀萬治元年十二月十三日の條に、左馬頭綱重卿、御袖留の式行はるゝにより、て、阿部豐後守忠秋御使として時服十二種二荷つかはさる、云々」と見ゆ、以て其以前已に行はれたるを知るべし、

**リテハン　袖判**

**リテボリ　袖細**　衆徒の左右の袖をさき細に縫ひたるもの、左右の袖の下をも縫ひふさぐ、又片袖ばかり細くしたるもあり、狩の時及び犬追物、笠懸などの時著用す、又左の袖を細くして籠手に用ふ、故に籠手袖とも云ふ（高忠聞書、貞丈雜記）

**リトサクラダモン　外櫻田門**　名は江戸城內郭門の一、今の櫻田門を云ふ、地圖參照、寬永圖には小田原門、又品川口門と稱し、大なる脇なき木戸門なりしが、新城及び西丸下の曲輪など成りてより、門も出來、外櫻田門と稱せしむ、內櫻田門に對して外櫻田門と稱す、後ち單に櫻田門と云ふ○門衛は譜代大名の內にて外樣に准ずるゝ家筋勤仕ず、五萬石限三萬石以下の勤仕にて半年或は年代りに勤めしむ、濠府の時三年勤仕、番士五人羽織袴、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十本、持筒二挺、持弓一組を備へ置き、夜六ツ時より大開〻、明六ツ時より開き、夜九ツ時より潛閉〻、曉七ツ半時より之を開く（御府內備考、殿居寮）

**リトホリヒメ　衣通姫**　名は弟綾、容姿美にして光艷衣を徹するがごとし、時人因りて衣通姫といふ、雄略天皇の女、允恭天皇の皇后忍坂大中姫の妹、允恭天皇の七年、天皇姫の美なるを聞き、皇后をして强てこれを奪ちしむ、姫時に母に從うて近江國坂田に在りしが、皇后を恐れて敢て至らず、天皇舍人中臣烏賊津を遣はして京都に召す、皇后やゝ不平の色あり、天皇之を憚りて宮中に入れず、宮を藤原に作りて姫を置く、翌年二月天皇私に藤原に幸して之を寵ふ、姫知らずして、天皇を慕ふの歌を詠じて曰く「わがせこの來べき宵なりさゝ蟹の蜘蛛のおこなひ今宵しるしも」天皇即ち和して曰く「さくらがた鏡の紐を解きまげて數多は寢ずにたゞ一夜のみ」皇后之を聞きて大に怨む、姫因りて益々皇后を憚る、天皇更に宮を河內國茅渟に造りて徙り住ましめ、屢々遊獵に託して行幸あり、皇后曰く、陛下屢々茅渟に幸し給ふ事、豈敢て嫉むにあらざれども、私に百姓の疾苦せん事を恐るゝ、天皇爲めに遊幸やゝ稀なるに至る、はじめ姫藤原に在りし時、天皇大伴室屋に謂て曰く、聘美嬢子を得て甚だ之を愛す、因て其名を後世に傳へんと欲すと、室屋官を承けて諸國造に課し、藤原部を定むといへり、後年詳かならず（大日本史）

**リニン　訴人**　鎌倉時代、訴訟の原告をいふ（沙汰未練書）

**リニンサンダイ　庶人三臺**　名は樂屋樂、作者傳食調廿四曲中の一、新樂にて小曲、作者傳作者傳來共に詳かならず、相撲の節之を奏するものにて、舞者は女裝して市女笠を戴き、女一人を從ふ、此舞を舞ふ時、始めは鈴を鳴して出で、漸く進で漸く長し、承明門に至つて、舞終つて入る、其時の狀、赤初の如はなさく、ことしばかりに、がなふかせそ、あちゝきは、がふちばかりに、きてじめれば、こゝろかうばしゝと詠ずるなり、一條天皇當て此舞を覽給ふに、場に上りし舞人の身長漸次その高さを增し、遂に二丈ばかりにも至りしかば、いたく怪みけるが、そのものゝ怪の爲めにもあるか、後ち幾許もなくして、崩御す、依て以後は復たび之を奏することなく、舞も亦亡びぬ（續樂志）

**リネノジジユウ　曾根侍從**　維藤貞通をいふ、美濃國安八郡曾根城に居住し、官、侍從たるを以ていふ、太閤記等に、曾根侍從と見えたり、「イナバサダミチ」を見よ（新撰美濃志）

**リノイケウヂ　園池氏**　姓は藤原、閑院家の一、正親町三條參議實時の猶子宗朝始めて氏を稱す、宗朝實は左中將藤昌朝臣の二男、權中納言從二位となり、寬文元年十二月薨ず、子孫相繼きて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（知當拙記、華族諸家傳、華族譜）

○宗朝——實經——公宣（クヤ）——公詳——實康

公躰（ナリ）——實遠——公宜（スエ）——公詳——實康

**リノイケノツカサ　園池司**　「エンチシ」を見よ、

**リノウヂ　園氏**　姓は藤原、持明院大藏卿通基の男權中納言基家の三男基氏始めて氏を稱す、參議皇后宮權大夫となり正三位に叙せられ、弘安五年十一月薨ず、基音に至り、鹿元院の外祖たるを以て左大臣を贈らる、其子基綱貞享三年五月准大臣となる、羽林家の一にて、世々將官を歷て大納言を極官とす、子孫相繼きて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる（尊卑分脈、知當拙記、華族諸家傳）

○基氏——基藤——基成——基隆——基光

基秀——基世——基有——基富——基國——基職

基任——基音——基綱——基勝——基音——基衡

基村——基理——基夜——基萬——基綱（ツナ）——基貫

**ソノカラカミノヤシロ** 園韓神社 【参考】園韓神社と韓神社とを合せ稱したる名にて、共に宮内省の祭神、大炊の北、壬生の東に在りて、園神は南に、韓神は北に在りしが、神社令廢せり【出典】園韓神社は大物主神、韓神は韓神及び少彦名命【出典】【出典】恒武天皇延暦中、宮城を山城に造り給ふ時、造宮使等此神を他所に遷さんとす、時に神發ほ此地に座して帝王を護らんと敎へ給ふが故に、之を宮内省に鎭奉す、文德天皇嘉祥三年十月、薩原氏宗を兩社に遣して從五位下を授く、齊衡元年四月從三位に進み、二年九月更に名神に列し、清和天皇貞觀元年正月正三位を授け、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列し、月次新嘗所年案上の幣に預り、讃岐國封戶調庸租米を以て社を修むるの料に充しむ、白河天皇永保二年正月本社の預宮主奏さく、園韓神社去る治暦二年修造ありしより已に二十年に及べり、故に神殿雜舍廻垣破損して雨風を防ぎ難く、二季の祀に供奉る諸官人も、霑濕を行ふに煩あり、望請ふ宣旨を下し官使を賜ひ、損亡を勘注し、早く別功の聖に命せて修造しめ給へと、崇德天皇大治二年二月本社災に罹る、四年三月神社災に罹りし後、高倉天皇承安四年二月鎭を行ふ、この後漸矢喪頽せり、花園天皇正和三年二月丹波國役雜造の故に供物を闕く、卽ち所司に仰せて之を奉らしめ、纔に祭祀を行へり、凡園韓神の祭に二月十一月の丑日に之を行ふ、二月は春日祭の後、十一月は新嘗祭の前の丑日を用ふ、其儀貞觀中に之を制む、後世又之に據て改むる事なし、凡神殿守一人を置く（貞觀儀式、延喜式、山城名勝志、神祇志料）

**ソノカミノヤシロ** 園神社 「ソノカラカミノヤシロ」を見よ、

**ソノハチブシ** 蘭八節 宮園蘭八の創めたる淨瑠璃節の一種、園八は京都の人にして、初め宮古路豐後の門に入りて宮古路園八と稱したりしが、元文の頃豐後節の幾ぜらるゝと共に宮園と改めて、別に一派を興し、寶暦明和の頃三都に流行す、後ち鶯風軒と號し、天明五年に歿す（樂曲類纂）

**ソハウヒ** 蘇芳菲 【参考】唐樂、名食調四曲中の一、新樂にて中出【出典】【出典】嵯峨天皇以後武德殿五月競馬行幸及び船樂にも之を奏せり、後て世人之を古樂と稱し、又日記にも稀か記されたれど、さにはあらざるなり、凡そ競馬の行幸に舞者は金頭の獅子を被り、鉾子は犬の如き髮をなし、御輦の左に在りて此曲を奏し、又騎駒の形をなせるもの左右より狛龍を奏せしが、此事後ち廢れ、舞も亦絶ゆるに至れり（樂曲類纂）

**ソハクロノユミ** 側黑弓 矢を塗りすして皮を置き、そば木ばかり黑くぬるを云ふ、上下矢すり三所に白筋をつかふなり（貞丈雜記）

**ソバシユウ** 側衆 【出典】江戸幕府の職名、老中の上申する所の公文を讀申し、將軍の裁決を得て公文に附箋する者とし、これを御用御取次と稱す、登城前、對客日を定めて、大名旗下諸士に接する事、老中若年寄と同じく其權勢あり、享保以降、將軍一世毎に一人を撰びて大名とするを內規とし、此職より若年寄に進むを例とす、其他を平御側と稱す、是亦赤老中若年寄退出の後は、すべて營中の事に關する家流、諸番頭を歷たる古老を選びて之れに補す、老中の支配にて旗間詰となす【出典】【出典】德川氏以前元龜天正の頃、彼祭、脇近衆などありしかど、事に近侍の人をいへり、德川氏の時は政務の機密に關せり、承應二年九月久世大和守、牧野佐渡守、內藤忠重守、土屋但馬守等の番衆を廢め、將軍の前（書院樣）きを命じ、一人宛次の間に詰番を勤めしむ、これ側衆の始めと爲す、享保元年五月始めて御用取次專職二人を定む、同八年六月高五千石の職とす、後ち平御側及び御用取次執も四人となる○四丸側衆五人、寶永元年家宣職嗣として、甲府より西城に遷りし時、其家司井上正方を以て之に補せしに始まる（東微、明良帶錄、官制沿革略史）

**ソバシロキノユミ** 傍白木弓 竹と木と合せて作りたる弓、卽ち竹を赤又は黑く塗りて、木を白くしたる的弓なり（弓馬故實）

**ソバツツキ** 傍續 小直衣の別名、一說には襲あるを小直衣、襲なきを傍續といふ、發「コナホシ」の條を見るべし、

**ソバヨウトリツギ** 側用取次 江戸幕府の職名、將軍の近臣、政事の取次を掌る、極めて權勢ある職とす、側衆（ソバシユウ）を見よ、

**ソバヨウニン** 側用人 【出典】江戸幕府の職名、常に將軍に侍し、老中の上申する所、及び其他の事を、親しく上聞し、可否を啟答す、又時としては勝手方を兼れ掌る、權機を掌るにより、頗る顯職なるを以て、老中の次に列す、近習出頭とも稱す【出典】【出典】天和元年十二月御側衆牧野備後守成貞を補せしを始めとす、然れども常設の職にあらず、寬文二年若年寄の中より、二人を撰び、此職を兼れしめし事もあり、從四位下に叙し、或は侍從に任ずるを例とす、將軍綱吉の時、松平美濃守の少將に昇りたるは特例なり○四丸側用人は、家重調城に在りし時、石川總茂を以て之に補し、從四位下に叙す、爾後國職とす（官制沿革略史）



**ソフク** 素服 父母妻子等の死したる時、かなしみの間著くる裝束を云ふ、卽ち喪服なり、委しくは「モフク」を見るべし、

**ソフノカミノコホリ** 添上郡 【所在】大和國【出典】【出典】古の添下郡と共に磐宮縣と稱す、書紀神武天皇己未年春二月の條に見ゆ、後分れて二郡となる、蓋し欽明天皇紀元年二月條に添上郡とあれば、當時既に早く二郡たりし事明なり【出典】【出典】書紀、曾宮又添上に作る、倭名抄に、山村（ヤマムラ）猶中、山邊（ヤマノベ）楊生（ヤギフ）八島（ヤシマ）大岡（オホヲカ）春日（カスガ）大宅（オホヤケ）等の郷あり、郡名錄「ソフカミ」と稱し、地誌提要以後又「ソフソカミ」に復す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**ソフノシモノコホリ** 添下郡 【所在】大和國【出典】【出典】古の磐宮縣なり、神武紀に見ゆ、後分れて添上、添下の二郡とす【出典】【出典】書紀初め曾宮に作り、後ち遠下に作る、倭名抄に、村岡（ムラクニ）佐紀（サキ）矢田（ヤタ）鳥貝（トリカヒ）等の郷あり、郡銘錄「ソフシモ」と稱す、地誌提要、古に復して「ソフノシモ」と稱す、明治廿九年平群郡と合併して生駒郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

**ソヘコ** 副子 殺刀のさし裏にさしたる小刀を云ふ、又袴指とも云ふ、笄を表指と云ふに對しての名なり（伊勢貞順記、武家名目抄）

**ソボクワイ** 祖母懷 陶器の一種、工藝志料に、祖母懷は尾張國春日井郡の地名なり、第一世加藤景正支那より歸朝の後、祖母懷の土を以て製造せし茶壺の名なり、爾後相次ぎて其法に倣て其地の工人これを製出すと雖も、品位劣れり、正保年間德川光友命じて祖母懷の土を以て、許多の茶壺を造らしむ、今多く世に傳ふ、御深井橋と稱するもの卽是なり」と見えたり、

**ソマクサ** 蘇莫者 【参考】唐樂、般涉調廿二曲中の一、古樂にして中曲○序二帖各六拍子、破四帖各十二拍子、もと念佛、蘇志摩利の番舞、舞裳を著せり、調名集解に、蘇莫者者、西域高昌國酒胡也とあれば、散樂の風俗舞なり、白石の樂考にも、高昌國婦女の帽子にて、唐代謂ゆる西胡潑胡の舞なりと見えたり【出典】【出典】傳來詳かならず、伶人太秦公真嶋して傳へざりしが故に、後遂に絶ゆ、近年再興の擧ありしが、故ありて天王寺に於てのみ行ふといへり（樂器考、樂器圖說）

**ソンウンシンワウ** 尊雲親王 護良親王（モリナガシンワウ）を見よ、

**ソンエンホフシンワウ** 尊圓法親王 【参考】俗名守彥（一に尊彥に作る）【出典】伏見天皇の第六皇子、母は播磨內侍【出典】【出典】延慶三年親王となり、尋で青蓮華院に入り、慈道法親王に從うて業を受く、壓長元年剃髮して名を尊圓と改め、大乘院に住す、延元四年光明院二品を直授し、四たび天台座主に任じ、四天王寺別當となる、正平十一年九月薨す、年五十九、後光殿院一品を贈る、觀王和歌を善くし、また才藝多し、最も入木道に長ぜり、はじめ世尊寺行房に就きて書法を學び、次で其弟行尹に師事し、更に上代の書法を參酌して一派を爲す、尊圓派また御家流といふ、江戸時代に入りて專ら上流の社會に行はれたり、御家流（オイヘリウ）參看（大日本史、日本美術史）

**ソンエンリウ** 存應 ソンなる見よ、

**ソンオウ** 蹲踞 敬禮の一種、貴人の通行する時兩膝を折りて、足掌及び臀を座につけ、頭を下げて行ふ禮、「ウヅクマル」「ウクバル」ともいふ、又中禮、返り禮といへる人あり、後世は平伏より非常に輕きものとなり、蹲うて其方法も大に異りたりと雖も、古は二者大差なく、只頭を下ぐることの多少によりて區別したりといへり（貞丈雜記、古事類苑禮式部）

**ソンキヨ** 尊者 大饗の時における首席の人をいふ、もとは佛家の食堂にて首席に一の空位を設けて、賓頭盧尊者を勸請して供養せし故事に出でしと云ふ、「ダイキヤウ」を參看、

**ソンシヨウホフ** 尊勝法 【参考】佛頂尊を本尊として、一切の事に修すべき增益法、尊勝陀羅尼念誦義軌に「一切佛頂中、能除二切業障根懺悔滅罪、尊勝佛頂、云々」とあり、天台眞言共に此法あり【出典】【出典】延長三年七月法性房尊意、尊勝祈願法を修して靈驗あり、是れ尊勝法の始めなり、八年又之を修す、康保元年十一月仁壽殿に慈惠大僧正之を修す、永治元年七月鳥羽殿にて相實法印之を修す（諸法要略記、覺禪抄）

**ソンチヨウホフシンワウ** 尊澄法親王 宗良親王（ムネナガシンワウ）を見よ、

**ソンビブンミヤク** 尊卑分脈 【参考】一定せず、祕閣本十卷、前田本十七卷、刊本諸家大系圖は十四卷、故實叢書に收めたるは、宮內省本を基として、祕閣本前田本を以て校合したるものにて十二卷としたり【出典】【出典】南北時代學者を以て最著名なる瀧院公定の著にて所なり、初篇一卷の首に新編纂圖本朝尊卑分脈系譜雜要集卷一、皆逕亞三古諸公定撰と見えたり、而して各本各異同あれど、各別に說明すべし（一）祕閣本は源平藤橘の四氏を敬め、

第一より六迄は藤氏、七は源氏、八は平橘なり、一二は初篇にて、一には天兒屋根命より五摂家、即ち摂流なのみ記し、二は公季流にて西園寺・徳大寺等なり、第三は師實の流にて花山院、大炊御門等なり、書道の尊卑分脈になく、續群書類從に尊卑分脈院獨として收めたるもの是なり、三篇以上は皆共に目錄を委しく記し略系を載せたり、第四以下は篇目卷數共になし、七迄八冊(六上下に分る)藤原氏にて、九は清和源氏以下十一代の源氏系圖を載せたり、然して清和村上兩氏委しく他は錄略なり、十は平橘を載せたり(二)前田本、これ又古寫本にして、首に神代系圖として皇胤系圖あり、藤氏は三條流閑院流缺けて、他は總閣本とほゞ同じ、源氏兩卷に分れ、平氏一卷を爲し、中臣大江高階橘菅原等を別に收めたり(三)諸家大系圖、二に十四卷系圖とも云ふ、首卷は本朝皇胤紹運錄にて前田本の神代系圖とも類類、飛鳥井、實相院、前田本の諸本とも異なりて亦參考とするに足るところあり、終に長享二年室鳳、天文八年兼右、天正十九年梵舜等の奥書あり、一より三まで源氏十五代、四に源氏十三代の略系、桓武、仁明、光孝の三平氏を收む、五は橘菅原より、宮道まで十二氏を收め、六より十一迄は藤氏にて花山院流閑けたり、十二は清和源氏滿仲流、十三は義家流にして他の諸本と異なる所あり、(四)故實叢書本、宮内書本を基としたるものにして、一より七迄は藤氏にして、總閣前田本と大差なし、八九は嵯峨、仁明、文德、清和、陽成、光孝、宇多源氏を載せ、十は醍醐、村上源氏、十一は華山三條、後三條、順德、後嵯峨、後深草、亀山、後二條、崇光源氏、桓武平氏、橘、菅原諸氏、十二は中臣、大江、高階氏、亀山光嚴の二流、及び源、平、清原、吉河、中原、小槻、和氣、丹波、賀茂、安部諸氏、僧圓因の略系を收めたり、歸れ又何れも總閣前田本など大同小異なり、按ずるに本書輕々寫誤多くして、諸本異同少からず、殊に後人の書入れ多くして、最も古き寫本によりて、書者を俺むるにあらされば、信じ難き所あり、即ち日野氏に規憲の系圖を加へ、橘氏に橘木正成以下を加へ、十四卷本に輕朝の子に島津忠久大友能直等のあるが如きは即ち最も顯著なるものなり、又清源氏の略系を別條に出せるには、藤氏の一、二、三と同じく、各其本系の前に階くべきものにして、中原大江高階等源平藤橘にあらざる諸氏は、其體裁異にして、公賢以後の人を載せられば、後人が公賢の尊卑分脈に階載したるものにして、尊卑分脈の内にあらざるべし(總閣本尊卑分脈、前田本尊卑分脈、諸家大系圖)

**リメガミ** 染紙 經文を稱する伊勢神宮の忌詞、一に染草とも云ふ、經文の紙は多く黄檗にて染めたればかく云へり、又黄紙とも云へり、儀式帳に、志目加彌と記したれば、「シメガミ」と訓むべきか、今鏡に「植木をせしやうは、驚住ませんとにも非す、くつゝつ法師なめすゑて、經よませんとなりけり」と論ふべき今樣を、齋宮の御前にて忌むべき詞の出んことを憚りて下句をくつゝかうながめすゑて、染紙よませんとなりけり」と謡ひし由見えたり、

**リメシヤウヅク** 染裝束 【名義】下襲、表裏を色染にして著用したる裝をいふ【著用】御禊の日の勅使、公卿等これを著用す、又宿老の人は、下襲のみを染めて、表袴を染めず、若年の人は下襲の裏のみを染めて用ひたり、染色の種類は、後照念院殿裝束抄に載せたれば、就きて見るべし(裝束集成、後照念院殿裝束抄、花鳥餘情)

**リメドノ** 染殿 山城國京都正親町の南、京極の西、今は清和院門内の南、仙洞舊院の北部に當れり○太政大臣藤原眞夢の邸宅、眞觀六年二月、清和天皇觀機の爲めに御幸、饗宴ありしこと國史に見え、同十年十二月、陽成天皇、此第にて誕生あらせらる、また清和天皇も此殿に御坐したりしと見え、古今集に、水のなのみかど、そめどのより、あはたへ、うつりたまふける時よめる歌として「うきめをばそめどのみぞのがれゆく雲のあはたつ山のふもとに」と見えたり(山城名勝志、平安遺志)

**リメドノキサキ** 染殿后 【名義】藤原明子、染殿宮に居るを以て世に染殿后といふ【著用】文德天皇の皇后なり、仁壽三年從三位に進み、天安二年超えて從一位に叙す、清和天皇即位するに及び、尊びて皇太夫人と爲し、貞觀六年更に皇太后の號を奉る、八年冬新造の常寧殿に移る、十年天皇爲めに四十の賀を行ひ、勅して使を近京四十寺、平城四十寺に遣はして、轉經功德を修し、また曲水宴を本殿に設け、王公卿士に物を賜ひ、宮婢侍女の位を進む、十四年染殿宮に還り、十六年職院に移る、元慶二年太后年五十、清和上皇五十賀をして法華經を清和院に講ぜしむ、六年陽成天皇尊びて太皇太后といふ、昌泰三年五月崩す、年七十二、山城國愛宕郡白河山陵に葬る(大日本史)

**リメドノノダイジン** 染殿大臣 藤原良房(フヂハラノヨシフサ)を見よ、

**リメネング** 染年貢 江戸時代年貢の一、地方凡例錄に、「染年貢は、山原地或は墾などの空地に、染木を植ゑ立、年貢を納めしむるなり云、又畑にある染木高に入たる染畑もあり、是は上畑の年貢上納する也、空地の分は小物成に入れども、年貢高く取る、又正染なる納もあり、實畝年貢として納る樣實畝穂歩樣など品々あり、大和奥羽越後等に多し、武



蘊稜父、甲斐などにもあり、其外國々山寄には何方にもあり、奥州會津領は畝檢見あり」と見ゆ、

**リメハノヤ** 染羽矢 白羽を給具にて染めたるなほ赤たる矢を云ふ、真丈雜記に「染羽の矢古書に見えたり、羽はたゞは染まらぬ物なり、赤きはべに、青きはあゐろう、黄はしわう、黑は硯すみ、もえぎはあゐとしわうを交合せ、むらさきはあゐとべになり、これらのゑのぐを膠にてとき、煮付て染めてほしかはきたらば又染むべし、こくもうすくも好みに隨ふべし、膠を用ひざれば羽にしみこまぬなり、何れに染むるとも膠にてゑのぐをとくべし、白羽を染むるなり云々」と見えたり、

**リヤ** 征矢 【名義】軍陣に用ふる矢を云ふ、敵を征伐する矢なる故にかく書す、一說に鷹の羽にてはぎたる故に征矢と書く、鷹を征鳥と云ふ故なりと、倭訓栞殺矢の義とし、真丈は背矢の略にて、征矢は箙に差して背に負ふ故なりとす、又ツヤはスヤ(スグ)にて直矢の略、雁股に割して云ふと、或は威儀に用ふる矢と異にして、騎陣に用ふるは飾なく素樸なれば、素矢の義なりと、鏑空穗にます、箙に差す負征矢と云ふ【著用】は節除、羽は眞鳥の羽を本とし、根は鰐尻柳葉烏舌等を用ふ、猶委しき事は高忠聞書を見るべし【著用】軍防令に、「凡兵士每人弓一張、弓弦袋一口、副弦二條、征矢五十隻、胡籙一具、太刀一口、刀子一枚云々」、と見えしこと書に見ゆる始めとす、延暦十年十月東海東山諸國に令して、征箭三萬四千五百餘具を作らしめたり、太神宮式に、「征箭一千四百八十隻(長各二尺三寸、餘長二寸五分、以鳥羽作之、餘塗之金漆、苫塗之朱漆)」と見えたり、後世武人は十二束以上、十五束迄の者を用ひたり(令義解、延喜式、軍器考、軍用記、真丈雜記、古今要覽稿)

**リライハ** 徂徠派 荻生徂徠の學派を云ふ、

**リロバン** 算盤 【名義】算術に用ふる器具、算(ソライ)を見よ、古文辭學派(コブンヂガクハ)及び荻生徂徠(オギフ

盤の轉音なりと云ふ、松屋筆記に「揣盤にて、球の揣たる盤の義、又は珠の鳴音のサラ〳〵と聞ゆれば云ふにや、サラ〳〵はスラ〳〵スル〳〵なと同語と聞え、ソロもサラの通音なれば也」と云へり、又珠盤、十呂盤、算馬、總論盤とも書す【著用】細竹を以て珠を貫き、其珠顆をして、滑動自在ならしめ、之を箱中に列置し、箱の中央より上方に編して一本を横たへ、細竹なして之を貫かしむ、細竹を珠軸、横木を岩梁と云ふ、梁下を五顆とし、梁上を一顆とす、或は二顆とするもあり、其梁下の每珠を一とし、梁上の一珠を五とす、故に岩梁の上下共に六顆にして十顆を顆とするもあり、故に岩梁の上下共に六顆にして十顆を以て之に數の左方を上位、右方を下位とす)の一顆を以て之に代ふ、之に數を列する法は梁下の珠顆を上昇し、梁上の珠顆は下降せしめて、各珠常に岩梁に切するを以て列布の數とす、岩梁に切せず箱の上下に切するものを遊珠と云ふ、算盤の桁數は一定せず、多數を列せんとするには桁數多きものを用ふ○乘除法に九歸勾法(一歸法、逢二進一法、逢二進一十、二歸法、見二無除作九二と云へる類)撞歸法(一歸法、見一無除作九一、二歸法、二一添作五、逢二進一十、二歸法、見二無除作九二と云へる類)起一還原法(一歸法、一下還二、二歸法、起一下還二と云へる類)等あり、今煩はしきを以て一々記さず【著用】文祿年中毛利勘兵衛重能、豐臣秀吉の命を受けて、明に赴きて算學を學習し、秀吉歿後に歸朝し、之を吉田七兵衛光吉に傳ふと云ふ、長崎花語草には長崎在留の支那人之を傳ふと云ふ、佐藤誠實氏は、算盤は元至正六年著陶宗儀の輟耕錄に、凡納之掌僕、初來時曰、撥盤珠、言不撥自動、稍久曰、算盤珠、言動之則動、既久曰、彈撥珠、言、終日凝然撥亦不動、とあれば、既に元の時代に行はれしこと明にして、毛利勘兵衛重能傳ふる迄二百五十餘年を費し、此間僧侶の往復盛なりしにもかゝはらず、傳來せざりしは疑ふべし、日本風土記に、算盤の日本語を所六盤とし、其次に武左官を伏硫筆印、武右官を法菩紀陽脈としたるより考ふれば既に足利氏の時に傳へしものなるべし」と云へり、光吉寫永四年歷功記を著はし、最も便利なるを以て、頃時にして諸人の行ふ所となり、爾來盛ん行はれて、今に至りて絶る事なし(算術考、大日本數學史)

**リロンニン** 訴論人 鎌倉時代訴訟の原告及び被告ないふ、訴人即ち原告と論人即ち被告とを併稱したるものなり(沙汰未練書)

**タ**

# た

**タ** 田 【名義】耕して稻を植うる土地を云ふ、又「ジロ」とも云ふ、田の音の轉略なりと云ふ、一說に手なゐと云ひて、平の義なれば、田も其平なる事手の知くなる故に云ひしならんと云へり【著用】神代天照大神、粟穂多豆を以て陸田の種子とし、稻を以て水田の種子とし、天邑君を定めて耕種せしめたりし事、書紀に見え、且つ此の時天狹田、長田、天安田、天平田、天邑君田、天機田、天川依田、天日鏡田等あり、蓋し制地の法太古よりありし事知るべし、神武天皇天窓命日鷲命をして肥饒の地を索めしめ、阿

波瀾に逆り艱難を嘗ふしめ、天富命更に東國に麻穀を播殖す、崇神天皇以後農業を勸めて、田地を開墾せしむ、尋で官田私田の制を設け、官田は屯田と稱し、田部丁を以て之を御らしむ、屯田司、屯令を以て之を掌らしむ、私田は田庄と云ふ、臣連伴造の領する所なり、而して神祇に奉ぜし地を神田と云ひ、佛法傳來して、寺院に奉ずるを寺田と云ふ、この時田を量るには高麗尺を用ひ、方六尺を步とし、五步を代(段)とす、この法聖神天皇より始まると云へど明徴なし、大化改新の時、屯田庄を停めて、天下を分て國郡里とし、國司をして田畝を校正せしめ、班田收授の法を定む、代を改めて步段町を以て量れり、詳しくは、田制(アンセイ)を見よ、

**ダイ　代**　家督相續上に於ける系統の順序、即ち父を一代、子を二代、孫を三代とす、代は更の義にて繼しも父子相繼せず、兄弟相受け又は他人其家を繼ぐも、皆代として數ふ、世(セイ)參看、

**ダイアンジ　大安寺**　[所在]大和國添上郡大安寺村大字大安寺○百濟大寺とも、大官大寺とも、大寺とも云ふ、萬葉集におほてらとあり、又東大寺四十五年、聖武太子勅を受けて無礙村に一寺を建立し、熊凝寺と號す、舒明天皇十一年百濟河の側(古は十市郡、後高湖郡に屬す)に移し、且つ九層塔を建築し百濟大寺と號す、封三百戶、墾田二百十六町九段を寄附して寺領となす、其後火災に罹り、皇極天皇造寺司を置き、先帝の遺願を繼ぎ、大に土功を興し、孝德天皇僧基鈔を以て寺主に任じ、天智天皇七年五月大に修繕して、丈六の佛像及び脇士を作りて安置す、天武天皇二年遠高市寺司を置き、寺基を高市郡夜部村に移して、高市大寺と號し、封七百戶墾田九百卅二町を施入す、六年九月改めて大官大寺と號す、朱鳥元年封七百戶納稅卅萬束を施ふ、文武天皇三年九層塔を建立し、大供養會を設く、元明天皇和銅三年平城に遷す、(平子尙氏の說に、和銅三年移轉は、寬平大安寺緣起帝王編年記諸傳來古記大安寺碑文等の說にして、其數條たる緣起は、僞作なるを以て信ずべからずと)元正天皇養老二年、道慈唐より歸るに方り、勅あり道慈をして寺基移轉の事を監せしむ、舊跡は左京六條四坊に在り、十六年變田九百九十四町を寄附す、十七年改めて大安寺と云ふ、俗に南大寺と稱す、天平寶字五年封五十戶、神護景雲元年田六町を施入す、天長九年別當の請により、勅して每年八月法華會を修せしむ、元慶四年三綱の請により、勅して薬寺地の公田となれるもの、十市郡百濟河邊一町七段、高市郡田十町七段を本寺に賜ふ、後世漸次縮小して今僅に一小堂を存するのみ○國寶は、菅原道眞の筆なる緣起、今御物となる、彫刻に千手觀音、不空羂索、橫柳觀音、十一面觀音、四天王等あり、(番紀、懷紀、三代格、三代實錄、伊呂波字類抄、元亨釋書、大和志、大和廻、平子尙氏、大安寺巡盛京遺都考)

**ダイアンジヤク　大安寺尺**　尺の一種、周尺なり、大安寺に藏するを以て名づく、長さ曲尺の八寸二分半、緣記によれば、弘法大師傳來のものなりと云へども、信じがたし、蓋し此尺は平安朝時代に行はれたるもの、一種にして、今其寸分によりて考ふるに、今の小尺の少く短くなりしものなるべし(古今要覽稿)

**ダイアンジリウ　大安寺流**　三論宗の一派、智藏の上足道慈律師の所傳は、善議、慶俊之を受けて、大安寺に傳へたるを以て名づく、(ダイアンジ、ニサンロンシユウ參看)日本佛教史綱、十二宗綱要、八宗綱要)

**ダイイウ井ン　大猷院**　德川家光(トクガワイエミツ)を見よ、

**ダイイギシ　大威儀師**　[所在]眞言宗、威儀師の上位に在りて、法會の時、僧侶の威儀、整ふることを掌る[所在]眞觀元年興福寺孤藤を以て始めて此職に補せらる、威儀師は傳燈大法師位なるが、大威儀師は法橋に叙せらる(佛家別傳抄　海人藻芥)

**ダイイチザ　第一座**　首座(シユザ)を見よ、

**ダイイトクミヤウワウ　大威德明王**　佛經にて五大尊明王の一、西方に配す、本地は阿彌陀如來にして、一切の惡毒龍を摧伏す、大は普遍周徧の義、威は威勢、德は德義功德の義、即ち德群聖に勝れ、威猛龍を摧伏せしめ、以て衆を攝濟する義なり、三面六臂劍鉾鉤杵を執り、摧伏の印を結び、大白牛に御し、怒惡の相を顯はす(尊卑抄、佛祖いろは解奧)

(佛像圖彙所載)

**タイ井井　退院**　江戸時代における僧侶の閑刹、其職を解き居住の寺院より放逐するをいふ、退院とやゝ似たり、但し此刑に處せられたるものは、宣告を受けたる後、一度寺院に立ち歸りて、然る後退去するを得るものにして、退院より代輕きものなり、追院(ツキヰン)、一宗樣(イツシユウカマ(ク))、一派樣(イツパカマ(ク))參看(御定書百ヶ條　類例錄、德川





政刑史料)

**ダイインレキ　太陰曆**　曆(コヨミ)を見よ、

**ダイウン井ン　大雲院**　[所在]山城國京都下京區寺町通四條下東側○龍池山と號す[宗派]淨土宗、智恵院に屬す○本尊阿彌陀佛[開基]僧眞安を開基とす、元は二條烏丸に在り、天正十年織田信長害に遇ふや、眞安曾て公の知遇を得たるを以て大に之を悼み、小庵を營みて公の菩提を弔ひしが、天正十五年豐臣秀吉の命により、織田信忠の遺風の爲め、更に當寺を創し、本尊阿彌陀佛を安じ、信忠の法號に因みて大雲院と名づけ、織田父子の碑を立て、追善供養を修せしめらる、天正十八年後陽成天皇勅願寺の綸旨を給ひ、同年豐臣秀吉命じて現今の地に移轉せしも、當時殿堂美麗なりしが、其後數回の火災に燒失し、漸次力を再建に盡し、遂に舊に復せり○本堂南向中央に阿彌陀佛、(座像七尺許)堂前大雲院の額は後陽成天皇の宸翰なり○開山堂、本堂の東に在り、眞安の像を安置す○千佛堂、西堂開山堂の東南に在り、釋迦文殊普賢及び五百羅漢を安置す○經藏、門內の左傍に在り○織田信忠塔、境內の墓地に在り、碑面に大雲院殿二品羽林仙岩大居士とあり、眞安の建てたるものなり○什寶多し、信長秀吉の書翰、一休和尙の筆、法然上人一枚起請あり、又信長、信忠の畫像は優秀にして國寶となれり(山城名勝志、京華要誌)

**ダイウンジ　大雲寺**　[所在]山城國愛宕郡岩倉村[宗派]天台寺門派○本尊十一面觀世音[開基]桓武天皇の勅願により、天祿二年、日野文藏之を創堂し、眞覺を開祖とす、後朱雀天皇文暦を別當職となし、大雲寺の勅號地に寺領を賜ひ、永觀三年二月冷泉天皇の皇后尊子內親王の本願により、境內に觀音院を建立す、正暦四年八月山門に於て惡僧智證の兩門徒相爭ひ、遂に智證の門徒一千餘人、比叡山を脫して本寺に入り、一山を三塔に分ち、僧房を建築す、天文五年十月此地に於て細川國廣山本主膳と挑戰し、儲堂兵火に罹りて燒亡す、本尊幸に災を免る、寬永十年實相院門跡義尊大僧正再建し、東福門院より厨子を寄附せらる、今本堂、法華堂、地藏堂及び庫裡等あり(寺門傳記補錄、平安通志、京華要誌)

**タイエイ　大永**　[年號]後柏原天皇御宇の年號、永正一年後奈良天皇に傳れり、永正十八年八月廿三日改元す、七年を經て後奈良天皇享祿と改む[出典]杜氏通典に、庶務至微至密、其大則以永繫、とあるに據る、大學頭菅原爲學之を勘申す(國神年號考)

**タイエンレキ　大衍曆**　曆(コヨミ)を見よ、

**ダイオウコクシ　大應國師**　緣明(ヘンミヤウ)を見よ、

**ダイカクジ　大覺寺**　[所在]山城國葛野郡嵯峨村大澤池の西[宗派]眞言宗○本尊五大尊[開基]嵯峨天皇の勅願により、天長二年、日野文藏之を創堂し、眞覺を開祖とす、後朱雀天皇文暦を別當職となし、大雲寺の勅號地に寺領を賜ひ、永觀三年二月冷泉天皇の皇后尊子內親王の本願により、境內に觀音院を建立す、正暦四年八月山門に於て惡僧智證の兩門徒相爭ひ、遂に智證の門徒一千餘人、比叡山を脫して本寺に入り、一山を三塔に分ち、僧房を建築す、天文五年十月此地に於て細川國廣山本主膳と挑戰し、儲堂兵火に罹りて燒亡す、本尊幸に災を免る、寬永十年實相院門跡義尊大僧正再建し、東福門院より厨子を寄附せらる、今本堂、法華堂、地藏堂及び庫裡等あり(寺門傳記補錄、平安通志、京華要誌)

**タイエイ　大永**　[年號]後柏原天皇御宇の年號、永正一年後奈良天皇に傳れり、永正十八年八月廿三日改元す、七年を經て後奈良天皇享祿と改む[出典]杜氏通典に、庶務至微至密、其大則以永繫、とあるに據る、大學頭菅原爲學之を勘申す(國神年號考)

**タイエンレキ　大衍曆**　曆(コヨミ)を見よ、

**ダイオウコクシ　大應國師**　緣明(ヘンミヤウ)を見よ、

**ダイカクジ　大覺寺**　[所在]山城國葛野郡嵯峨村大澤池の西[宗派]眞言宗○本尊五大尊[開基]嵯峨天皇の勅願により、天長二年、日野文藏之を創堂し、眞覺を開祖とす、後朱雀天皇文暦を別當職となし、大雲寺の勅號地に寺領を賜ひ、永觀三年二月冷泉天皇の皇后尊子內親王の本願により、境內に觀音院を建立す、正暦四年八月山門に於て惡僧智證の兩門徒相爭ひ、遂に智證の門徒一千餘人、比叡山を脫して本寺に入り、一山を三塔に分ち、僧房を建築す、天文五年十月此地に於て細川國廣山本主膳と挑戰し、儲堂兵火に罹りて燒亡す、本尊幸に災を免る、寬永十年實相院門跡義尊大僧正再建し、東福門院より厨子を寄附せらる、今本堂、法華堂、地藏堂及び庫裡等あり(寺門傳記補錄、平安通志、京華要誌)

**タイエイ　大永**　[年號]後柏原天皇御宇の年號、永正一年後奈良天皇に傳れり、永正十八年八月廿三日改元す、七年を經て後奈良天皇享祿と改む[出典]杜氏通典に、庶務至微至密、其大則以永繫、とあるに據る、大學頭菅原爲學之を勘申す(國神年號考)

**タイエンレキ　大衍曆**　曆(コヨミ)を見よ、

**ダイオウコクシ　大應國師**　緣明(ヘンミヤウ)を見よ、

**ダイカクジ　大覺寺**　[所在]山城國葛野郡嵯峨村大澤池の西[宗派]眞言宗○本尊五大尊[開基]嵯峨天皇の勅願により、天長二年、日野文藏之を創堂し、眞覺を開祖とす、後朱雀天皇文暦を別當職となし、大雲寺の勅號地に寺領を賜ひ、永觀三年二月冷泉天皇の皇后尊子內親王の本願により、境內に觀音院を建立す、正暦四年八月山門に於て惡僧智證の兩門徒相爭ひ、遂に智證の門徒一千餘人、比叡山を脫して本寺に入り、一山を三塔に分ち、僧房を建築す、天文五年十月此地に於て細川國廣山本主膳と挑戰し、儲堂兵火に罹りて燒亡す、本尊幸に災を免る、寬永十年實相院門跡義尊大僧正再建し、東福門院より厨子を寄附せらる、今本堂、法華堂、地藏堂及び庫裡等あり(寺門傳記補錄、平安通志、京華要誌)

**タイエイ　大永**　[年號]後柏原天皇御宇の年號、永正一年後奈良天皇に傳れり、永正十八年八月廿三日改元す、七年を經て後奈良天皇享祿と改む[出典]杜氏通典に、庶務至微至密、其大則以永繫、とあるに據る、大學頭菅原爲學之を勘申す(國神年號考)

**タイエンレキ　大衍曆**　曆(コヨミ)を見よ、

**ダイオウコクシ　大應國師**　緣明(ヘンミヤウ)を見よ、

**ダイカクジドノ　大覺寺殿**　後宇多天皇(ゴウダテンノウ)を見よ、

**ダイカクジリウ　大覺寺流**　龜山天皇の御子孫を申す、後宇多法皇由城の大覺寺を仙洞とし給ひしを以て名づく、詳しき事は興統侯立(リヤウトウテツリツ)を見よ、

**ダイカクゼンジ　大覺禪師**　道隆(ダウリユウ)を見よ、

**ダイガクレウ　大學寮**　[所在]國都、ダンキノクカサ)と訓む、唐名國子監[所在]京都二條の南、朱雀の東、神泉苑の西○寮內に本寮以下記傳明經等の六學の講舍あり、都堂院は二に北堂と稱す、記傳道の學舍、明經道院は二に兩堂と云ふ、明經を講習する處、其他算道院明法院あり、各其學を講ずる舍なり、廟堂は釋奠を行ひ、廟倉院は其器具庫に孔子の畫像



として大に勢力ありたり○假本宮、本尊五大尊を安置す○御影堂、弘法大師恒寂法親王等の像を安置す○安井堂、後水尾天皇の御願、聖一國師不動十一面觀音惡師等を安置し、東北隅に紙王紙女刀自佛清盛等の本像(舊往生院に在りしものの)を安置す○護摩堂、不動を安置し、聖觀音堂に聖觀喜天、及び五大明王(元と清涼寺五大堂に在りしもの)を安置す○什寶に御消息(傳龜山天皇宸翰國寶となる)、後宇多天皇御影、後宇多天皇遺物、紫檀行幸判物、年代記、顯野王玉篇等あり(門跡傳、密宗血脈鈔、寺誌、京華要誌)

○恒寂、後宇多法皇尊號—性圓—性勝—恒性—深守—弘覺—道寬—義昭—性深—性守—義俊—尊信—空性—尊性—性眞—性應—寬守—信性—寬深—深眞—榮深—慈性

**ダイカクジゼン　大覺禪師**　道隆(ダウリユウ)を見よ、

**ダイカクレウ　大學寮**　[所在]國都、ダンキノクカサ)と訓む、唐名國子監[所在]京都二條の南、朱雀の東、神泉苑の西○寮內に本寮以下記傳明經等の六學の講舍あり、都堂院は二に北堂と稱す、記傳道の學舍、明經道院は二に兩堂と云ふ、明經を講習する處、其他算道院明法院あり、各其學を講ずる舍なり、廟堂は釋奠を行ひ、廟倉院は其器具庫に孔子の畫像

等を掌もる所なり、醫園園園式部省の被官、學生を養成する處なり、紀博明經明法音數算等の諸道を教授し、學生を簡試し、祿れて釋奠の事を掌る醫園園園一人、從五位上、もとは豊も其人を擬任し、文章生、諸王之に任ぜしが、後には菅原大江兩氏多く之に任す、助一人、正六位下、大允一人、正七位下、少允一人、從七位上、大屬一人、從八位上、少屬一人、從八位下、別當一人、令外官なり、頭の上に在りて大學の事を總べ掌る、もとは式部少輔を以て之を兼れしが、醍醐天皇以後は、親王大臣の兼職となれり、博士二人、正四位以下、從五位以上もなる、經書を教授す、後には明經博士とも、大博士とも云ふ、後世中原清原兩氏の人が、世々に依て之に任す、助教二人、正七位下、後ち五位已上となる、經書に通ずる者を擬任す、博士の下に屬す、直講二人、正七位下、後ち五位已上となる、唐名直學士と云ふ、令外官なり、博士助教を助けて經書を講義す、神龜五年七月始めて三人を置く、大同三年に一員を減ず、この職に補するには、毛詩、尚書、左傳、禮記の内より十條を試み及第したるものを任す、文章博士、二人從五位下、唐名翰林學士と云ふ、令外官なり、紀傳道（史學）及び詩文章を掌る、才名あるものを擬任す、始め詳かならず、神龜五年七月の格に、文章博士一員とあれば、此の時以前既にありしものなるべし、大同三年三月直講一員を減じて紀傳博士を置く、承和元年四月紀傳博士を停めて、文章博士を加へ、置き、紀傳得業生等皆之を停めたり、是より文章博士永く二人となる、其下に文章得業生、文章生、擬文章生等あり、貞觀學（コウコ）の條を參照すべし、音博士二人、從七位上、後ち五位已上となる、唐名音儒、明經道の人を以て之に任す、漢音を教授す、下に音生あり、書博士二人、從七位上、後ち五位已上となる、唐名書國、書道を教授す、下に書學生あり、明法博士二人、正七位下、唐名律學博士、令外官なり、法律を教授す、後世坂上中原兩氏の人世々之を以て任す、下に明法得業生、明法生あり、算博士、算術を教授す、後三卷小槻二氏の世職となれり、下に得業生二人、算生三十人あり、紀傳明經道

書國、書道を教授す、下に書學生あり、明法博士二人、正七位下、唐名律學博士、令外官なり、法律を教授す、後世坂上中原兩氏の人世々之を以て任す、下に明法得業生、明法生あり、算博士、算術を教授す、後三卷小槻二氏の世職となれり、下に得業生二人、算生三十人あり、紀傳明經道

天智天皇始めて之を置く、十年正月學職頭鬼室集斯に小錦下を授けたり、天武紀持統紀には、大學寮諸學生、大學博士、音博士、書博士とあれば、此時既に諸道を教授せしこと明なり、文武天皇大寶の制に至りて、始めて其職制備はり、上記の職員を置き、經業、漢音、書法、算道等を教授し、後には紀傳（史學文章）明經、明法、算の四科を教授したり○諸生用途の爲め勅學田を置きたり、「クワンガクデン」參看（書紀、令義解、延喜式、職原抄、職官志）。

**ダイガサ** 臺笠 江戸時代、武家供連の時に、笠は袋に入れ棒をつけて持たしめたるものを云ふ、古はなし、「トモダレ」參看（貞丈雜記、德川盛世錄）

**ダイカフ** 太閤 關白を辭して後、其子關白となりし時の稱、官職難儀に「太閤とは御息に關白を持申されたる時申す也云々」、貞丈雜記に「後照念院殿談東抄に、太閤拜賀と云ふ事あり、されば當下ある事と知るべし云々」、故實拾要に「關白を辭して天下政務に預らざるも、猶ほ內覽の宣旨を蒙されし人の太閤と云ふ例なり、近代は前關白たる人、其子當時の關白なれば、太閤と稱すこと見えたり、なほ

**タイカフキ** 太閤記 卷數二十二卷、改訂史籍集覽第六冊に載む、但し二十、二十一の八物語二卷を除く、卷數一、豐臣記とも云ふ、一卷より十七卷までは秀吉出身の始めより、秀次自殺に至る迄の事蹟を述べ、十八十九卷は機田酒造丞山中鹿助等諸士の逸事傳記を錄し、二十、二十一卷は八物語と稱し、君臣の道治國の要等を述べ、二十二卷は豐臣氏の系行及び豐臣氏の遺記等を記したり、元和中の著にして虛實混同せるものありと雖も、著者は豐臣家にして臨從せる人なるを以て、秀吉の事蹟を究むる者の一讀すべき書たり、元和三年の自跋、寛永三年朝山意林庵素正の跋あり、萬治四年出版し、後ち漸次世に行はる 卷數一、小瀨甫庵、コセホアン、を見よ、

**タイキ** 台記 卷數一、高本十四冊、藤原頼長の日記、原名は單に日次記、又は歷記と稱す、一に槐記、字左記、字槐記、治相記、字治左府記と稱す、いづれも後人、他の日記と識別せんが爲めに、頼長の官職居所に據りて名づけしものなり、本書祕閣本に藏る所のものは、首冊目錄次冊以下は應治元年より久安四年に至り、同六年より久壽二年に至る迄の日次記とす、內、康治元年は正四六月を缺き、二年は六月、天養元年は三四月、二年は六七月、仁平元年は夏以下、二年は二月以下、三年は春夏冬、久壽元年は二三五六月、二年は春及び六月を缺く、別に保延二年冬の記一冊あり、同一の書なるを以て合して全十四冊となす、群書一覽所載の者に比して稍多し、本朝書籍目錄等、治相記、台記を異書とせるは誤なり、而して頼長と其兄忠通との關係、藤原信西の事蹟、頼長の人物等若本書によりて窺ふを得べく、保元の際における歷史に關して有益なる史料多し（歷世記錄考）

**タイキノセチヱ** 大儀節會 節會（セチヱ）を見よ、

**タイキベツキ** 台記別記 卷數一、藤原頼長日記の別記、台記に書するに、文の長きもの、又は儀節に關する重要事件を別に分錄輯錄



したるものなり、第一冊は頼長任大將記、大晉曾、賜弓、第二冊は釋奠七十貫、官政、天子讀書始、第三冊は多子入內記、第四冊は師長元服記、近衛帝元服記、第五冊は諸春日社記、第六冊は藤隆長元服記、第七冊は諸春日社記、第八冊は諸賀茂社とす、されど尙殘缺する所多し（歷世記錄考）

**ダイキヤウ** 大饗 王朝時代に行はれたる饗宴の大なるものを云ふ、（一）二宮大饗（二）大臣大饗の稱あり（一）二宮大饗とは、每年正月二日、親王、公卿以下が、中宮東宮に拜賀したる後、玄輝門の西廊に於て中宮の饗につき、次に東廊に於て東宮の饗につき、三獻の儀あるを云ふ、もと饗宴と唱へしが、後ち大饗と唱ふ、日本逸史に「淳和天皇天長七年正月戊寅、群臣拜賀皇后宮、踊被衣、又賀皇太子、宴賞如常」と見えたり、尙ほ類聚國史歲時部に詳しく見えたれば就て見るべし（二）大臣大饗とは、大臣に任ぜられたる時、諸大臣以下殿上人を招きて饗するを云ふ、其式は類聚雜要抄に詳しく見えたれば就て見るべし、大鏡に「太政大臣基經、よしふさの大臣の大饗にや、むかしはみこたち、必つかせ給ふ事にわたらせ給へるに、かならずもる物にてありけるを云云」と見えたり（公事根源、類聚雜要抄、儀制類）

**ダイギヤウシ** 大行事 大法會の時の行事の僧を云ふ、仁平二年後七日記に、大行事者、大阿闍梨行事僧勅之と見えたり、「ギヤウヅ」參看、

**ダイキヨクデン** 大極殿 「ダイゴクデン」を見よ、

**ダイク** 大工 建築の技師及び職工の總稱、古は少工と對して一つの職名、維新以後は職工のみを指して技師には唱へざりき、又番匠と稱したる時代あり、古き時代は語るべき事なし、應神天皇の時、新羅の工人を率ゐて來りしこれを猪名部の工人と云ふ、孝德天皇の時、始めて木工寮を置き、能田井直比羅夫を以て將作大匠とす、朝廷に奉仕せる工人を督せしむ、尋で文武天皇大寶令を制定するに及び、木工寮の職制を定め、頭、助、丸、屬の官員を置き、又工部二十人を置く、是を大工といふ、而して皇宮及び大佛創等の造營ある時は別に修理職を置き、大夫亮進屬の官員及び工部を置くこと、木工寮の制の如くして相共に營作す、修理職及び木工寮に屬する所の工人は大工を以て長と爲し、次ぐに少工、番匠、左官（壁を塗る工人）、瓦工、畫檜皮工、飛騨の工匠とす（飛騨工と稱す、「ヒダタクミ」參看）元明天皇都城を大和の奈良に造營するに及びて、木工及び佛工の妙手多く此に集る（奈良木工此に起る）聖武天皇の時、僧道慈といふ者あり、初め唐に在て佛法を求め、且つ造寺の法を學べり、天皇命じて大安寺を造らしむ、造寺の巧々に至て遂歩す、稱德天皇の時、造寺の巧を賞す、本邦に於て大外從五位下を授け、造寺の巧を賞す、本邦に於て大工の五位に叙すること此に始まる、桓武天皇平安城を造營するに及び、多く支那の建築法に從ふ、特に大極殿の建築の如きは悉皆唐樣に擬したり、是に於て木工の妙手多く京都に集まる、當時木工を稱して木道といふ（京木工此に起る）、嵯峨天皇の時常に修理職を置く、是れより修理職の大少工は、高欄、瓶數、蔀、格子の施を營作し、木工寮の大少工は、宮殿及び門の營作を掌る、是に於て修理職と木工寮との權の衝を究め靈柳の機を構へ、斷頭を引き上げて大



經の工人を擯津の猪名に置きて其建築法を採用す、これを猪名部の工人と云ふ、孝德天皇の時、始めて木工寮を置き、能田井直比羅夫を以て將作大匠とす、朝廷に奉仕せる工人を督せしむ、尋で文武天皇大寶令を制定するに及び、木工寮の職制を定め、頭、助、丸、屬の官員を置き、又工部二十人を置く、是を大工といふ、而して皇宮及び大佛創等の造營ある時は別に修理職を置き、大夫亮進屬の官員及び工部を置くこと、木工寮の制の如くして相共に營作す、修理職及び木工寮に屬する所の工人は大工を以て長と爲し、次ぐに少工、番匠、左官（壁を塗る工人）、瓦工、畫檜皮工、飛騨の工匠とす（飛騨工と稱す、「ヒダタクミ」參看）元明天皇都城を大和の奈良に造營するに及びて、木工及び佛工の妙手多く此に集る（奈良木工此に起る）聖武天皇の時、僧道慈といふ者あり、初め唐に在て佛法を求め、且つ造寺の法を學べり、天皇命じて大安寺を造らしむ、造寺の巧々に至て遂歩す、稱德天皇の時、造寺の巧を賞す、本邦に於て大外從五位下を授け、造寺の巧を賞す、本邦に於て大工の五位に叙すること此に始まる、桓武天皇平安城を造營するに及び、多く支那の建築法に從ふ、特に大極殿の建築の如きは悉皆唐樣に擬したり、是に於て木工の妙手多く京都に集まる、當時木工を稱して木道といふ（京木工此に起る）、嵯峨天皇の時常に修理職を置く、是れより修理職の大少工は、高欄、瓶數、蔀、格子の施を營作し、木工寮の大少工は、宮殿及び門の營作を掌る、是に於て修理職と木工寮との權の衝を究め靈柳の機を構へ、斷頭を引き上げて大



佛の類を繼ぐ、是より後工人の巨材運輸術漸く進歩す、高倉天皇の時、木工物部好國、繪壁工中原在眞といふものあり、並に名匠と稱す、時に後白河上皇五十の算賀あり、天下の諸工藝の優秀の者を召見す、好國、在眞共に召されて寶算を賀す、時人稱して名譽と爲す、後堀河天皇の時、修理職木工寮並に衰ふ、然れども當時木工の妙手あり、最多きは奈良京都にて、伊豆、相模、武藏、安房の木工これに次ぐ、修理職、木工寮衰へて後ち、大少工の官位に叙するもの無し、時に一二叙するものあるも唯空名を留すのみ、又畫工、繪壁工、石工等の諸工人は、木工に屬せずして各樂を營む、（是より先畫工繪壁工石工は皆木工に屬せり）、後龜山天皇の時、足利義滿明樣の建築風を雜へ用ひて第宅を營む、後土御門天皇の時、足利義政亦支那樣に倣て第宅を營む、是に於て奈良京都の木工力を營作に盡す、其木工の長は矢倉某池上某といふ者にして、並に京都の人なり、（矢倉氏池上氏は木工なり）世々足利氏に仕ふ、木工の業甚に至て更に進歩す、而して後天下潰亂に屬し、土木の起らざること百有餘年、木工の業甚衰ふ、正親町天皇の時、織田信長始めて營作を起し、木工の業復起る、然れども足利氏の如く精巧を欲せずして、唯大廈高堂を作るを事と爲す、後陽成天皇の時、豐臣秀吉攝津大阪に居るを以て其工此地に集る、其建築は織田氏の藝に倣ふ、江戸時代となりてより建築の精且つ密なるを好む、而して幕府にては作事普請の兩奉行ありて、幕府に奉仕せる工人を督し、其下に大工頭、大工棟梁あり（ウサ、ブギヤウ、ブシンブギヤウ、參看）而して江戸の人口增加すると共に建築の職また繁用多かりしを以て、加賀、能登、越中、越後等の木工江戸に來りて業を營む者多し、是れを加賀大工、能登大

工、鎗中大工、鐵後大工といふ。是れ等の工人能く節宅を製作すと云へども、奈良京都の良工には及ばざりき○番匠は、もと木工寮に屬したる工人にして職名なりしが、室町時代の時には、大工の異稱となり、機巧は江戸時代幕府に仕へたる大工工人の長なりへる職名なりしが、これまた轉じて民間における工人の頭立つものゝ稱呼となれり、また別に船大工あり、船舶を製造する工人なり、これ古くは大工に木工に限らず檜物師を檜大工、塗師を漆大工、石造を石大工、彫刻を彫大工、鍛冶を鍛冶大工などいへる道風なるべし、總榮（ケンチク）叢書（東北院職人歌合註、工藝志料）

**ダイグウシ　大宮司**　「オホミヤツカサ」とも訓む、神人の長を云ふ、「グウジ」を見よ、

**ダイクガシラ　大工頭**　江戸幕府の職員、木工の事を掌り、所屬の大工を總ぶ、作事奉行の支配たり、人員二人、二百俵高、役料二十人扶持とす（肥原居留編起原詳かならざれども、大獻院殿御實記寛永十七年五月廿一日の條に、大工頭木原李允新久、同鈴木兵九郎と見えたれば、この以前既に此職ありしな知る）○別に京都大工頭あり、京都における木工の事を掌ること、江戸に同じ、また作事奉行の支配にして、中井主水之を世襲す、主水は從緑五百石、役扶持廿人扶持を給せらる（官中總覽、鳥天日誌、德川實紀、明良帶錄、武鑑）

**タイクワ　大化**　孝德天皇御宇の年號、皇極天皇四年六月十四日御位、始めて年號を立つ、五年を改めて白雉と改む（書紀）

**タイクワウ井ン　大光院**　光明寺　上野國新田郡太田町○義重山新田寺とも號す　浄土宗、檜林の一○本尊阿彌陀如來（肥原居留編）

墓深く佛教を信じ、遠空に歸依し、老後髮を剃して上西入道と號し、七堂伽藍を寺尾に開立す、其後伽藍燒失して荒廢に歸したりと云ふ。應長十六年十一月、鎌川家康、增上寺存應、土井利勝、成瀬正成を上野に遣はして義重の遺跡を搜索せしめ、尋で一寺を建立し、義重の法號により大光院と號して義重の墓を此に選し、同十八年四月武藏大善寺谷龍を請じて開山となし、寺領三百石を寄附し、元和八年紫衣を賜ふ、本堂、方丈、開山堂、庫裡、鐘樓堂、寶藏等あり、末寺三十餘箇寺あり（義重山馬土聞見錄、上野志、名勝地誌）

**タイクワウタイゴウ　太皇太后**　「オホキサキ」を見よ、

**タイクワウミヤウジノミサザキ　大光明寺陵**　光明天皇及び崇光天皇の御陵、山城國紀伊郡深草村大字鳥羽周圍百七十六間、後鳥羽天皇の皇后機富智子を葬び奉る陵號、「オホキオホキサイノミヤ」とも訓む、太皇太后、太皇天人といふも同じ、長信宮ともいふ（肥原居留編）仁明天皇が、嵯峨天皇の皇后機富智子を葬び奉る陵號、「オホキオホキサイノミヤ」とも訓む、太皇太后の號を上りたるを初見とす、然して皇后より陞るを以て常となせども、皇后中宮より直ちに進みたることもなきにあらず、後世女院の稱起りてより後は、此位に居るもの頗る少し、待遇は皇太后と同じく、他に行き給ふを行幸といひ、臣庶より太皇太后に白すを啓といひ、敬稱には殿下といふ、中宮職ありてこれに屬す、明治に及び敬稱を改めて陛下と稱することゝなれり（令義解、四宮記、有職稱中鈴、古事類苑帝王部、皇室典範）

**タイクワウタイコウグウシキ　太皇太后宮職**　中宮職（チュウグウシキ）を見よ、

**タイクワウフセウコクシ　大光普照國師**　隆元（ハイ）（ゲン）を見よ、

**タイクワウミヤウジノミサザキ　大光明寺陵**　伊都郡深田村大字鳥羽周圍百七十六間、後

**タイクワノカイシン　大化改新**　我國上古より民に貴賤を分ち、主從を定め以て生業を樹てたり、而して皇朝開創の諸姓は、皆貴種にして臣、連、伴造、國造其他育姓の家を眞民と爲す、眞家は人を使役し、隈民を統轄とし、其眞家に仕ふるを家人とす、其別極めて多く、總稱を相遇ぜず、然れども或は私遇として子を擧げ、或は隷屬の主家貸にして勢家に強買せらるゝ等、爭訟濫る起り、國道伴達の家は、臣連等と共に、私民をおきて山野を占有し、益々兼併を事として眞家疲弊も、地を賣りて別賦を辯じ、姓を賣りて奴婢となる、弗斯子代等の地も、世を經て增々多く、積弊漸く甚しかりき、大化の改新は遺般の情弊を改めんが爲に起る、而して當時帶唐の文明は既に我國に東漸し、先覺の士は、早く之に倣はんとするもの少しとせず、加ふるに、蘇我氏誅に伏して大臣藤原の未だ代り勢を占めたるものなきの際なりしを以て、中大兄皇子（天智天皇）は藤原鎌足と共に、孝德天皇を擁立して、改新の主旨は、古へより族制專ら行はれて、徵兵、刑罰、歌組等の法擅分れて、これに歸し、朝廷の威令漸く行はれさるを以て、大に名分を明らかにし、柔く私地私民を收斂して貧富を平均し、一統宗統一の治に復せんとしたるものなり、約言すれば、族制分權を改めて朝廷勢權を統べにありき（肥原居留）孝德天皇即位の元年、始めて年號を立て、大化元年と爲す、其時に大改革を行はんとする所あり、其大意は、凡そ國家の公民、大小所領の人衆は、皆戶籍を作り、田畝を校し、その開池水陸の利は、百姓と俱に享べし、また國司等國に在りて罪を





例する事を得ず、上京の時百姓を多く從ふることを得ず、唯國造郡領を從はしむる事を得、但し公事を以て往來の時は、部内の馬に騎り、部内の鍬を使ふことを得、また從來の國造、伴造、縣主、稻置等にあらずして、詐りて我祖の時より、この官家を領し、この郡縣を治むといふとも、汝等國司、審に實狀を得て後ちに朝に申すべし、なほ關曠の所に於て、兵庫を造り國郡の刀甲弓矢を收斂し、邊國の蝦夷と接境する所には、悉く其兵を集めて猶本主に假すべし、其餘の六縣にありては使者を遣はして戶籍を造り、田畝を校すべしといふにありき、琴で使者を諸國に遣はしして、民の元數を錄せしめ、且認して曰く、古より以來、天皇の時毎に、代を襲ぐすの民をおきて名を後ちに垂れ、其臣連伴造國造等もまた各々己が民を領きて意に返使するのみならず、國縣の山海、林野、池田を割き取りて己の財と爲し、爭戰已まず、加ふるに、或者は數萬頃の田を兼併し、或者は些少の土地だも有せずして、貧富の懸隔甚しく、而して調賦を進むるの時に及びては、臣連伴造等、先づ自ら收斂したる後分ち進め、宮殿を修治し園陵を築造するに際しても、各々己が民を率ゐて事に從はしむ、方今百姓なほ乏しく、然るに勢あるものは水陸を分割して私地と爲し、百姓に賣り與へて、年に其價を索む、寧今以後地を賣り、もしくは主と作りて劣弱な兼併する事勿れと、百姓大に喜ぶ、二年春正月、賀正の禮畢るの後、改新の大詔を發す、其一に曰く、古來天皇の子代の民、處々の屯倉、及び臣連伴造國造村首等の部曲の民、處々の田莊を停廢し、新に食封を大夫以上に賜ふ、其二に曰く、京師を修め、畿内に國司、關司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬を置き、及び鈴契を造り山河を定めよ、凡京に坊毎に長人を置き、四坊に令一人をおき、戶口を按檢し、奸非を督察する事を掌らしめ、且畿内の區域を定め、郡を大中小の三郡に分つ、其三に曰、戶籍、計帳、班田收授の法を制定す、凡そ五十戶を里とし、里毎に長一人をおき、戶口を按檢し、農桑を課殖し、非違を禁察し、賦役を催駈する事を掌らしむ、凡そ田は長さ三十步、廣さ十二步を段とし、十段を町と爲し、段毎に租稻二束二把、町毎に租稻廿二束を出さしむ、其四に曰、舊賦役を停めて田の調を行ふ、凡そ絹絁絲綿は並に鄕土出す所に隨へ、田一町に絹一丈、四町にて疋を成す、長四丈、廣二尺半、絁二丈、二町にして疋を爲す、長廣絹に同じ、布四丈、長さ絹絁に同じ、一町にして壔と爲す、また別に戶別の課を出さしむ、一戶に皆布一丈二尺、凡そ調の副物雜貨は、亦鄕土出す所に從へ、凡そ官人中馬一百戶ごとに一疋を輸し、絹馬は二百戶ごとに一疋を輸せ、其馬を買はんに布一戶に布一丈二尺とす、また兵は、人毎に刀甲弓矢櫓楯を執し、仕丁は舊三十戶ごとに一人なりしを改めて、五十戶ごとに一人とし、采女は少領以上の姉妹及び子女の、形容端正なるものを貢せしむ、右を此時における詔の大意とす、琴で三月に至り、夏に風俗匡正の詔あり、其一は、從來人民當塞の爲めに貨を我ず、愛に其制を定めて、厚卑別あらしめ、王以上、上臣、下臣、大仁、小仁、大禮以下小智以上、庶人の六等とし、畿内諸國と共に、墓地を定めて、散埋を禁ずらしむ、又人死する時に、自縊れて殉し、或は亡人の馬を殉し、或は亡人の爲めに、斷髮剝膚して誄する類の舊俗を禁ず、もし犯すものあらば、其族を罪せん、其二は、見て見ずといひ、聞かずして聞きたりといひ、正語正見なくして、巧に詐るもの多し、其三は、奴婢を賣買して、自ら勢家に詣して訟み求むるな、勢家留め買びて本主に送らざるもの多し、其四は、妻妾夫に放たれ、年を經て後他に適くは常理なるに、前夫三四年の後に、後夫の財物を貪りて己れが利となすもの多し、其五は、勢を恃む男、濫りに他の女を要し、其女人に嫁すれば、嗔りて兩家の財物を求め、己が利となすもの多し、其六は、夫を亡へる婦、十年廿年を經て人の婚となり、又は未婚の女任じめて人に嫁する時、所の夫婦を師みて祓除せしむるもの多し、其七は、妻に從はれ隨れたる男の、慙愧の餘、妻を強て事愛の婢となすものあり、其八は、屢々己が婦の他に姦するかと疑ひ、認なきに、濫りに官司に訴ふるものあり、其九は、旅人路頭の家、何の故に人を余の路頭に死なしめたるとて、死者の友伴を留めて、祓除せしめ、また百姓河に溺死すれば、遂ぶ者、何の故に我を溺死人に送はしむといひて、溺者の友伴に祓除せしむ、是によりて兄死するも、弟屍を收めざるもの多し、其十は、役民路頭に飯を炊ければ、路頭の家、何故に恣に飯を余が路頭に炊くぞとて、祓除せしむるものあり、もし恨を借りて飯を炊き、其恨物に觸れて覆れり、恨の主乃ち祓除せしむ、凡そ是の如きの類、惡俗の染む所、今悉く禁斷す、復爲さしむる勿れといへり、超えて三年七色十三階の冠を制し、五年改めて十九階と爲し、また八省百官を置く、蓋しこれより先き人民の王事に供するものを品部の民といひ、部等に長ありて朝廷に仕ふ、天皇これに氏を命じ、姓を賜ひて階級を分ち臣連伴造といふ、此に至りて官制を改革し、朝に大臣なをおき、從來内外の職、皆世襲にして封建の餘なりしを一變し、八省百官を置て、交代遷任の官となし、郡縣の治を布かれたり、而して八省百官の名次なし

と雖も、恐らくは令の制度と大差なかりしならんか、飯にして白雉三年四月戸籍を造る、凡そ五十戸を一里とし、里ごとに長一人をおき、戸主は皆家長を以て之に宛つ、また戸は五家相保ち、一人を長として相檢察せしむ、斯の如く大化元年に始まりたる改革は、白雉三年に至りて漸く終りを告げたり、然れども右に述べたる所は、法令の表面に過ぎず、更に裏面より觀察するに、改革の際大に難例する所あり、新制の中舊俗を交ふるものなきにあらず、今二三を擧ぐれば、當時新置の郡は、其實唯は從來の小國を存して名稱を換へたるに同じ、郡司は、全く國造の變稱にして、其人は舊の國造より取れり、國造は世襲の職にして、父祖以來其土に居住し、親ら人民に接して恩威並び行はれたり、假令國司の下におきて郡司と爲すも、舊俗何ぞ遽に改まるべき、子孫世襲の風、神事民事湯國の俗、皆共に行はれたるのみならず、當時郡國の領域名稱いまだ全く定まらず、邊土に至りては班田せざる處多く、國司の如きも、決して天下諸國に遍ねく置かるべきにあらざれば、國司の置かれざる處は、國造等によりて尙民政を治めしならん、伴造のごときも亦然り、加ふるに皇族諸臣に屬して、其使役に供せられし部曲の如きも亦甚だ侍め疎かりしのみならず、田荘に至りても、なほ全部を存したるもの多かりき、また皇太子中大兄の奏請によりて當時入部屯倉を奉還せられしと雖も、爾來眞に仕丁を賜ひ、舊の入部及び所封の民より關び充てしめられたりき、而して此改新より、族制的の世襲は、爲めに其狀を一變したるがごときも、只當時を以て新設の官位に代へたるのみにして、敢て顚覆せられしにあらざるは、當初の聖詔に懇諭し給ふ所なり、此のごときは、もと人民を安んぜしむる叡慮に出でたりとぼいへ、また時勢の已むを得ざりし所なるべし（書紀、續史略、大日本遺史、史學雜誌、大化改新論）

**ダイクワン　代官**　[illegible]鎌倉室町の[illegible]時代には、主君に代りて其事を勤むる人を云ふ、本家、領家、武家等に之を置く、武家は執權、管領は將軍に代りて政務を行ふ、故に、共に代官又は御代官と稱す、其外將軍の代官にのみ云ふ、後には專ら守護代、地頭代を云へり、江戸時代には幕府直轄地を支配する者の職名なり[illegible]沙石集に、下總國の或地頭、領家の代官と相論の事有て鎌倉にて對決す、泰時の御代官の時也とあるは、領家の代官及び執權の代官と云ひし例なり、吾妻鏡元暦元年四月廿三日の條に、南郡國役義勝之間、云地頭得分云云代官經廻、於事不合期、之由、所[illegible]歎申也」と云へるは、地頭代官の屬に[illegible]同書文治二年三月廿四日の條に、播磨國守護人等在鹿法女二通、並歎時代官法文等爲同人奉行、被下之」とあるは守護代官の例にして初見なり、室町時代の中葉までは各自代官の稱ありしが、同期頃よりは、守護代、地頭代をのみ代官と稱し、後には、守護の代官は郡代若くは大代官郡奉行と稱し、地頭代なるのみ專ら代官と稱するに至れり、然して郡代は概して一國一人にて國內の事を總攬し、兼ねて警衛を掌る、代官は專ら收稅をのみ職とし、兩職を以て郡村の事を掌りしが、何時しか職務混同し、所によりて郡代にして代官なき國あり、代官ありて代官なき國あり、代官ありて郡代を置かざる國ありき、織田豐臣時代より年貢收納を司るを、また代官と稱することゝなり、殊に豐臣氏は御蔵入と稱し、諸國に料所を置き、廣地に代官を置き、領主若くは領主の家長に命じて收納を掌らしめ、其地を代官所と稱したり、德川氏又之に倣ひ、幕府直轄地を支配するものを代官と稱し、收納以下の事を掌らしめたり、委しくは郡代（ダイダイ）の條に就て見るべし（武家名目抄、農政座右）

**ダイクワンジ　大官寺**　大安寺（ダイアンジ）を見よ、

**ダイクワンタイジ　大官大寺**　大安寺（ダイアンジ）を見よ、

**ダイケイジ　大慶寺**　[illegible]相模國鎌倉郡寺分村字雪の濱に舊址あり○鷲照山と號す[illegible]原宗臨濟派、鎌倉十刹の一[illegible]佛源禪師正念の開山にして、北條氏の信仰ありき、無象、大川、大拙、是英等の高僧之に住せり、後ち上杉氏當寺を崇信す、永和四年上杉兵部少輔能憲卒せし時、徒僧大年拈香を勤めたり、天正年間兵火に罹り、諸堂悉く灰燼となり、廢寺となる（相模國風土記稿）

**ダイケイチヤウ　大計帳**　大帳（ダイチヤウ）を見よ、

**ダイケイチヤウシ　大計帳使**　四度使（ヨツノトツカヒ）を見よ、

**ダイゲダツ井ンサキノクワンバク　大解脫院前關白**　近衛內前（コノエウチサキ）を見よ、

**ダイゲンノホフ　大元帥法**　[illegible]正月八日より十四日まで七日間、治部省にて、大元帥明王を本尊として行ふ大法會を云ふ、本尊は四面八臂の忿怒尊にして、常には息災に修し、亂世には强敵の調伏に修す、眞言宗にて專ら修す、帥の字はよまゝが故實なりと云ふ[illegible]磯人內藏寮の官人を以て、御衣を縫ひて奉所に送る、御衣に勝負に勝つの、勝の字に風鳳を畫く、周邊に火形を付加し、余彩を施す、鬪の上に柄を立て、黑漆長さ七尺八寸、左に日像を、右に月像を畫く、蓮葉あり陪を設く、葉の高さ及び廣さは各三尺、上下に二橫木を施し、上に鼓を安し、下に鼓を貼る、長さ三尺、皆彩色あり、蓋の高さ三尺、方八尺、大鉦鼓の蓋の製の如し、裏高一尺二三寸、惡花形十二を設ふ、白赤綵の流蘇を垂れ、幔を施す、左赤、右綠、階二段、長四尺、廣二尺七寸、庭上に之を設く、桴二ツ、黑漆にて塗り、長一尺三寸、上頭三寸五分、徑三寸之を圓くす、擊つ者左足を壇上に、右足を階に置き、自ら右旁に鼓し立て之を擊つなり、（二）太鼓は、木にて胴を作り、馬皮を張る、面徑一尺八寸、金地にて縵虎三を畫く、胴長さ七寸、鼓精々大、面に比ぶれば徑二寸を增す、余地雲彩を施す、革の周緣、胴を冒すこと寸許、釘を施して之を張る、外輪徑二尺七寸、廣さ一寸五分、上邊金を以て火形を作り彩畫あり、內に鉤を施して鼓を懸く、左右內外また鐵を施し、內は緒を施して鼓を結ぶ、外は桴を挿む、桴の長さ八寸四五分、紫革を以て之を包む、鼓製鉦鼓の如し、柱高七寸、正面に施して之を擊つなり、（三）羽太鼓は、其形雅樂の大鼓の如し、木にて胴を作り、皮を張る、面徑二尺七寸、金地黑彩を施す、絃に十孔を穿ち、徑各八分、花形の金物を施す、胴長さ一尺三寸、徑一尺八寸、余地にて花彩を施す、大鼓牡丹唐草なり、布樂にて革を約む、棒の長八尺、橫三寸、黑漆にて塗る、其中間一尺二三寸を隔て曲釘を設け調に懸けて之を荷ふ、調緒赤白黑の布を交へて縫と爲し調をとゝ各徑二寸、花形の金物を施す、調の緒赤白畫き、右部に二ツ巴を畫く、周の緣に十六孔を穿ち以て外輪を作り、面に雲形を雕り、左に鑑龍を、右





綱にて結ぶ、御衣を受取れば禮人これを封じて治部省に送りて新願せしむ、結願の日御衣をもとの如く返上す[illegible]小樫柯法華寺の僧常曉律師入唐して、華林寺の元昭に就て此法を學び、歸朝の後法華寺にて修したりしが、嘉祥四年正月八日より七日限りて治部省にて修せしより朝廷の大會となれり、眞觀儀式によれば、宮中の侍所にて行ひて其場所一定せざりしが、延喜の頃より治部省にて修することゝなり、後には又太政官にて行ふことゝなれり、降りて明治四年九月之を廢す（師光年中行事、公事根源、建武年中行事評解、法令全書）

**ダイゲンミヤウワウ　大元帥明王**　佛經にて明王の總司なり、梵語阿吒婆拘（アタバク）と云ふ、本地如來、世間を救護せんが爲めに現ぼる、一切將軍を統領して國王を守護し、國境を守り、隣王怨敵を降伏す、我國古來正月八日より七日間此の主を本尊として法を修するは鎭護國家の爲めなり、身の丈八尺（或六尺）青色四面八臂にして、劍戟輪鈷杵等の武器を持す（覺寺抄）

**タイケンモン　待賢門**　[illegible]大內裡外郭十二門の一、中門とも稱す、もと建部門、また泰髮門と稱す[illegible]大內裡の東面、郁芳門の北に在り、南端より第二の門[illegible]桓武天皇延曆十三年宮城經營の時、播磨國之を造り、建部氏之を唱す、大さ五間、戸三間、瓦屋圓檜、丹綠を以て彩り、南北一間、及び南北面各二間、並に鋪堅す、左衛府之を衛護す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改め、勅筆の額を揭ぐ、貞觀十二年、春宮坊に逐ふ雜物は、この門の出入を聽せり、寬仁四年七月大風の爲に顚倒す、安元三年內裡燒亡の時、諸門燒失せしかど、この門のみ免れたり（拾芥抄、大內裡圖考證）

**タイケンモン井ン　待賢門院**　[illegible]原璋子、法名眞如法[illegible]大納言公實の女、母は守隆の女藤原光子[illegible]烏羽天皇の皇后、崇德、後白河兩天皇の御母なり、延久五年十一月從三位に叙し、尊で女御と爲る、同六年正月中宮に進む、天治元年十一月院號、康治元年二月尼と爲る、久安元年八月廿二日崩ず、年四十五（女院小傳）

**タイゴ　太鼓**　[illegible]樂器の名、種々の音樂に用ふ、また物の合圖即ち軍陣の時、或は時を報ずるなどにもこれを用ふ[illegible]樂曲に用ふるものに三種あり、（一）大太鼓（二）太鼓（三）羽太鼓とす、（一）大太鼓は朝廷にて舞御覽の時、或は大社の舞樂などに用ひ、立ちながら之を擊つなり、火燈太鼓とも稱す、（二）太鼓は、普通種々なる時に用ふるものにて、座太鼓、中太鼓、或は釣太鼓とも云ふ（三）羽太鼓は、道樂の時に用ふるものにて、擂ひて之を擊つが故に名づく、其他陣太鼓（軍陣の時振引鞨に用ふ、太鼓の類き物）締太鼓（緩鼓の如く、胴短く皮を絲にて胴にからげ締めて張るが故に名づく、嚴等に用ふ）等あり[illegible]其製各異なり、また左方右方の區別ありて、左方の太鼓は、左に輪繪の數三筋にて黃赤色を彩る、右方の太鼓は、輪繪の數二筋にて青色を彩れり、（一）大太鼓は、木にて闕を作り、馬皮を張る、面徑六尺三寸、金地黑彩、左部に三ツ巴の文を畫き、右部に二ツ巴を畫く、周の緣に十六孔を穿ち調をとゝ各徑二寸、花形の金物を施す、調の緒赤白黑の布を合せて縫と爲す、胴長さ五尺、徑四尺二寸、厚さ二寸五分、漆を施して彩を爲す、左赤、右黃、水を以て外輪を作り、面に雲形を雕り、左に鑑龍を、右

け、行道の時、右側に立て之を擊つなり、尙ほ雅樂（ガガク）の掃繪參看（樂家錄、禮樂志、樂器考）

**ダイコウ　太后**　皇太后（タイフタイコウ）を云ふ、同條を見よ、

**ダイコウ　退紅**　〔字義〕桃色に染めたる布の狩衣をいふ、アラゲメと訓むこと本義なり、又荒染とも書す、退は褪と同じ、紅のさめたる知き色、もと染色の名なりしが、退紅狩衣、退紅水干、退紅袍など唱へしより遂に退紅といはゞ、薄紅色の布狩衣の稱と定まれり〔略解〕狩衣と同じくして、只少し短かく仕立て、地薄紅、袖絡は本綿平打なり〔考證〕公卿の參持、春持等所謂仕丁といふ下賤なるものこれを著す、海人藻茶には、親王大臣家の仕丁は、退紅、公達家の仕丁は白張を著すとあり、一說として並に掲ぐ、服制（フクセイ）の掃繪參看（延喜式、衣文儀童調、江次第、貞丈雜記、裝束集成）

**ダイコウ　退紅**　公武家の役名、下部を云ふ、腰傘等を持つ役、仕丁退紅ともいへり、退紅を著る故に名づく、四三條裝束抄に「退紅白丁、是等は下部の著物也、笠持沓持等の著物也、退紅は能家に具する也、義教公大將御邦賀次に退紅仕丁云々」とあり、服制（フクセイ）の掃繪及び「ダイコウ」參看（貞丈雜記）

**ダイゴウ子　醍醐氏**　姓は藤原、五摂家一條氏の分れ、智德院關白昭良の二男冬基を祖とす、昭良實は後陽成天皇の第九皇子、母は中和門院、故に冬基は後陽成院の庶孫なり、故を以て猥元天皇の時一家となし、一條家に付けられ、勅によりて醍醐と號す、清華の一たり、冬基權大納言正二位となり、元祿十年薨す、子孫相繼き明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる（知講拙記、系圖、華族諸家傳）

○冬基――冬熙――兼潔――兼綱――冬香――嘉久一

**ダイコクツキ　大黑突**　江戸時代に行はれ

輝弘――忠順――忠敬――忠順――忠黨

たる博奕の一、富突の變名なり、

**ダイコクテン　大黑天**　梵語摩訶迦羅と云ふ、譯して大黑天神と云ふ、三寶を愛し、五衆を護り、飲食を充饒す、依て厨の神とす、本地は久成如來にて、利物の爲に菩薩となり、一切の貧窮无福の衆生に大福德を與ふと云ふ、又閻魔の神なり、此の神を祭れば盛德を增し、財利を得ると云ふ、形像は青雲黑色、八臂ありて、各異杖を執り、圓髻を實塔して瓔珞とし、大袞袈の形を爲す、足下に地神女天ありて兩足を其の手に受く、現今我國に福の神として祭る大黑天は摩訶迦羅より出でしものなれども、その形像全く異なれり、一說に大國主命を形造り祭る所と云へども、大國大黑音の同じきより誤りたるなり、又三面大黑あり、大黑、毘沙門、辯財天全體の像なり、傳敎大師叡山を開きし時現ずる所と云ふ、又別に六大黑天あり、今略す○世俗に大黑を子の日に祭るは、北方子の神にて、甲子に祭るは子は十二支の始めにて、甲も十干の始めなる故なりと云ふ、又鼠を以て神使とするは、北方子の神なる故なるべし（類聚名義考、佛敎いろは辭典、七福神考）

**ダイコクテン　大極殿**　〔字義〕大內裡八省院、卽ち朝堂院の正殿の名、天皇臨御政事を見らるゝ所にして、また國儀大禮を行はるゝ所なり、「ダイキョクデン」と訓まず、「ダイゴクデン」と訓むを正しき稱となす、或は最大殿、大殿とも稱す、蓋し略稱なり、此文字は、易繫辭に、易有二大極、是生二兩儀、とあるに據りたり〔所在〕內裡の西南、朱雀門內中相院の南、朝堂院の北位、北は昭慶門を距ること十一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺〔略解〕高


北面
東面
北面
西面
北面
西面
北面
東面
北面
西面
北面
西面
北面
西

文明中兵火に罹り、一山の諸堂舍燒失し大に衰頽せしが、八十代座主義演僧正、豐臣秀吉に尊信ぜられ、其力を藉りて一山諸堂宇を再建し、書觀を復すること、なり、子院五十一坊の多きに至れり○醍醐寺、深雪山の麓に在り、外門西に面し、山科街道に當り、外門の內に山門あり、山門は樓門にして、左右に金剛密迹の像あり、金堂、南面す、本尊藥師佛(唐像三尺五寸許)東に日光西に月光を安置し、別に四天王を安置す、現今の堂舍は秀吉起伊根米寄の堂を移して修築したるもの○開山堂、本堂の東に在り、理源大師聖寶の像を安置す○五層塔、金剛界大日の像を安置し、傍に畫像二十一體を安置す、村上天皇の御願にして天曆中の建築に係る、永祿十四年の地震に大破に及びしが、慶長三年豐臣秀吉修理を加へて現今に至り、特別保護に屬す○清瀧神社、塔の西に在り、清瀧權現と稱間大神宮を祭る、當山の守護神たり○三寶院、下醍醐寺門內に在り、委しくは三寶院(サンパウキン)を見よ○理性院、下醍醐寺門內三寶院の北に在り、靜覺僧正の開く所、本堂方丈等あり○醍醐寺の東北四丁許に俗に千疊敷と稱する所あり、花見山ともやり山とも云ふ、慶長三年豐臣秀吉觀櫻の盛宴を張りし處なり○上醍醐寺、下醍醐寺より登ること三十七町、行程一町毎に標石を立つ、成賢(信西入道の子)の時立てたるものと云ふ○清瀧社、東向にて山の左腹に在り、龍神彫刻石を神壇に安す、開山聖寶の勸請なり、古來京都に大旱ある時に雨を祈りし所なり、拜殿は特別保護建造物なり、○閼伽井は、清瀧社の北に在り、卽ち老翁が掬して醍醐味と稱せしものなり○准胝堂、清瀧社の上に在り、准胝觀音の像を安置す、西國十二番の札所にして參詣者四時絕えず、卽ち當山最初の草創なり○藥師堂、准胝堂の東南會理僧都作の藥師像を安置す、今特別保護に屬す○五大堂、藥師堂の東南、これ敵國降伏の爲め、醍醐天皇御願造立の五大尊を安置す、中央不動明王は聖寶の作、餘は會理の作なりしも、慶長の頃京都にて修繕中三尊を燒失し、軍茶利大威德の外は奈良佛師の補作なり、今の堂は慶長十一年の造營にかゝる○如意輪堂、五大堂の東北に在り、如意輪觀音手手觀音を安置す○祖師堂、如意輪堂の北に在り、中央聖寶、左右に空海覺鑁の像を安置す、南禪院山中の直谷に在り、成賢の隱棲したる所にして、田植地藏と云ふを安置す○經藏、藥師堂の下に在り、延久六年後業坊の建立にして一種の校倉なり、二重屋根、三層戶、外面は上下に格子あり、建築上最も參考に資すべきものにして、今特別保護に屬す、中に宋國請來の一切經を藏す○什寶、有名なるを以て、古寫經、古文書、古記錄、寶誌、名畫、彫刻等枚擧に暇あらず、鎌倉後后日記三十八册、義演准后日記六十二册は室町時代國史研究には最も必要なるものなり、國寶となりしものは、五大尊像、大日金輪像、阿彌陀三尊像、聖寶文書、當流紹隆教誡(後宇多院宸翰)後宇多院御消息等數十種の多に至れり(醍醐寺緣起、醍醐寺虛主遺稿次第、聖寶僧正傳記、密宗血脈鈔、日本紀略、元亨釋書、門跡譜、山城名勝志、京華要誌、國寶目錄)

**ダイゴテンワウ** 醍醐天皇 (名諱)御名は敦仁、法諱は金剛寶、世に小野帝また延喜帝と稱す、第六十代の天皇(在位八年)、宇多天皇の長子、御母は藤原高藤の女胤子、承陽大師、穆宗、道元 同十二年十一月 蘇燈大師、眞宗、菱潤 同十五年三月廿二日 慈攝大師、天台、眞盛 同十六年六月廿六日 慈眼大師、天台、天海、慶安元年四月 尙ほ勅號にあらずして、大師と稱するものあり、比叡山の僧光定を別當大師、同慧亮を大樂大師と號する類なり(釋氏要覽、大師號考記)

**ダイシ** 大祝 祭祀(サイシ)を見よ、

**ダイシザイテン** 大自在天 佛經にて諸天王の一、色界の主なり、梵語に摩醯首羅(マカセイシユラ)と云ふ、正しくは摩訶莫醯伊濕伐羅(マカセイシツラ)と云ふ、大自在と譯し、又威靈と譯す、大千世界を統攝して色界中に獨尊の王なり、又毘紐天(ビシユテン)とも伊邪那天(イザナ)とも云ふ、大自在天の像を稱賛せし別名なり、眞言山の頂、七寶地上に珍妙莊嚴の宮殿に居すと云ふ、其相三目八臂、白牛に騎り、杵、鉞三叉を執りて、大威力を示す(尊密抄、佛敎いろは辭典、類聚名物考、佛語解釋)

**ダイジシ** 大慈寺 (所在地)肥後國飽託郡元三村大字野田○山號大悲山(佛教曹洞宗)開基(開山)弘安元年、道元の弟子寒巖、河尻左衞門佐泰明の歸依により之を創開し、釋迦文殊普賢の像を手刻して安置す、泰明師を崇敬し、境內四町四方、及び田地三十町を寄進す、龜山法皇紫袈裟を勅額を賜ひ、官寺に列せらる、永正十七年兵燹に罹り、殿堂樓閣悉く燒失す、加藤氏肥後を領するに及び、高五十石分の地子を許し、細川氏の入部後亦之に因る、元祿中熊本封內曹洞宗の總錄所となし、穩五十石を加賜す、明和五年再び災に罹り頗る衰弊したるも、今日尙ほ曹







陵、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐に在り、陵上方一丈餘、石を以て之を築く、陵域東西六丈許、南北七丈許(醍醐寺志、陵墓一覽)

**タイサク** 對策 王朝時代試驗を云ふ、從問に對する意、賢舉(コウゴ)參看、

**タイザンフクン** 泰山府君 泰山は支那五岳の一、東岳を云ふ、府君は泰君官又は判官とも云ふ、木地は地藏菩薩、冥に在りて輔星、地に在りて太山府君と云ふ、府君は肉色にして左手に禮茶杖を持し、前に書卷を拔き、右手に筆を取りて書す、閻羅王は天子の如く、府君は尙書令錄の如し、又深沙大將と云ふ、もとは道士の祀る神、我國素戔嗚尊に配合して、陰陽家及び佛家にても之を祭る、新れば人命を長くすとて、王朝時代より武家時代にかけて能く之を祭れり、古今著聞集に、「康治二年安倍泰親を召て河原にて太山府君を祭らせて、自ら南庭に向ほせ給ひけり」と見え、また吾妻鏡に「院御願、修泰山府君、堅日平癒」と見えたり(儀制案)

**タイシ** 太子 皇太子(クワウタイシ)を見よ

**タイシ** 太師 太政大臣の改稱、「ダイジヤウダイフ」を見よ、

**タイシ** 大師 五節舞姫に舞を敎ふる女を云ふ、「ヒセチノ參看(代始和抄)

**ダイシ** 大師 (佛教)佛菩薩の尊稱、後ち僧の尊稱となる、大なる師範の義、釋氏要覽に、大師、師範、大摘、小之言也、佛稱、三界大師、者、瑜迦論云、能化三道無量衆生、今、苦寂滅、又云、摧、滅邪魔外道、出現世間、故號三大師、又我國にては勅諡號として高僧に進賜せらるゝことゝなる、大師號私記に「大師之尊號、素起、諸佛世尊稱、三界大師、又以菩薩利益濟同、佛化者、及以有德無學、賢聖等、號三大師、云云」と見ゆ醍醐寺縁起、醍醐寺虛主遺稿次第、聖寶僧正傳記、師の號を賜ひ、代宗、淳和天皇、眞言宗、親鸞、同九年十一月 見眞大師、眞言、俊仍、明治十六年六月 僧最澄に傳敎大師、圓仁に慈覺大師を賜はりたるを始めとす、初め相應和尙上書して、先師圓仁に大師の諡を賜はらんことを願へり、朝廷、最澄法師に未だ此稱あらざるを以て、其師を越え獨り弟子を優め繼ぎを以て異議あり、相應竟れて奏し、仁を先にする者は系嗣なればなり、聖恩若し二諡を降さば、政度併せて兩宮に歸ぜん、と、遂に二大師の諡を賜はる、其後、空海、圓珍、大師號を賜はる、從信聖寶覺鑁等の大師號に關しては、數々天台宗より異議を主張し、紛爭ありたり、榮西自ら大師號を賜はらんことを請ひたるも、生前に此號を賜はる例なしとて許されざりき、今是等の人々を示せば左の如し、

| 宗派 | 法名 | 賜號年月 |
|---|---|---|
| 傳敎大師 天台 | 最澄 | 貞觀八年七月 |
| 弘法大師 眞言 | 空海 | 延喜廿一年十月廿七日 |
| 慈覺大師 眞言 | 實慈 | 安永三年八月 |
| 法光大師 眞言 | 圓仁 | 貞觀八年六月 |
| 智證大師 天台 | 圓珍 | 文政十一年六月 |
| 本覺大師 眞言 | 益信 | 延長五年十二月 |
| 理源大師 眞言 | 聖寶 | 德治三年二月 |
| 慈慧大師 天台 | 良源 | 寶永四年正月十八日 |
| 聖經大師 融通念佛 | 良忍 | 永延元年(或云勅號にあらずと) |
| 興敎大師 眞言 | 覺鑁 | 安永二年十月六日 |
| 圓光大師 淨土 | 源空 | 元祿三年十二月十二日 |
| 東漸大師 同 | 寶永八年正月十八日 | |
| 惠成大師 同 | 同 | 寶曆十一年正月十八日 |
| 弘覺大師 同 | 同 | 文化八年正月十八日 |
| 慈敎大師 淨土 | 源空 | 嘉延二年正月十八日 |
| 月輪大師 眞言 | 俊芿 | 明治十六年六月 |

**ダイゴ** 醍醐天皇御製

ながらへば
ものおもふ
ことの
なぐさめに
なほ
あかざりし
あけぼのの
そら

**ダイゴテンワウ** 醍醐天皇 (名諱)御名は敦仁、法諱は金剛寶、世に小野帝また延喜帝と稱す、第六十代の天皇(在位八年)、宇多天皇の長子、御母は藤原高藤の女胤子、承陽大師、穆宗、道元 同十二年十一月 蘇燈大師、眞宗、菱潤 同十五年三月廿二日 慈攝大師、天台、眞盛 同十六年六月廿六日 慈眼大師、天台、天海、慶安元年四月 尙ほ勅號にあらずして、大師と稱するものあり、比叡山の僧光定を別當大師、同慧亮を大樂大師と號する類なり(釋氏要覽、大師號考記)

**ダイゴノミサザキ** 醍醐陵 朱雀天皇の御陵、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐に在り、陵上方一丈餘、石を以て之を築く、陵域東西六丈許、南北七丈許(醍醐寺志、陵墓一覽)

**ダイサク** 對策 王朝時代試驗を云ふ、從問に對する意、賢舉(コウゴ)參看、

**タイザンフクン** 泰山府君 泰山は支那五岳の一、東岳を云ふ、府君は泰君官又は判官とも云ふ、木地は地藏菩薩、冥に在りて輔星、地に在りて太山府君と云ふ、府君は肉色にして左手に禮茶杖を持し、前に書卷を拔き、右手に筆を取りて書す、閻羅王は天子の如く、府君は尙書令錄の如し、又深沙大將と云ふ、もとは道士の祀る神、我國素戔嗚尊に配合して、陰陽家及び佛家にても之を祭る、新れば人命を長くすとて、王朝時代より武家時代にかけて能く之を祭れり、古今著聞集に、「康治二年安倍泰親を召て河原にて太山府君を祭らせて、自ら南庭に向ほせ給ひけり」と見え、また吾妻鏡に「院御願、修泰山府君、堅日平癒」と見えたり(儀制案)

**タイシ** 太子 皇太子(クワウタイシ)を見よ

**タイシ** 太師 太政大臣の改稱、「ダイジヤウダイフ」を見よ、

**タイシ** 大師 五節舞姫に舞を敎ふる女を云ふ、「ヒセチノ參看(代始和抄)

**ダイシ** 大師 (佛教)佛菩薩の尊稱、後ち僧の尊稱となる、大なる師範の義、釋氏要覽に、大師、師範、大摘、小之言也、佛稱、三界大師、者、瑜迦論云、能化三道無量衆生、今、苦寂滅、又云、摧、滅邪魔外道、出現世間、故號三大師、又我國にては勅諡號として高僧に進賜せらるゝことゝなる、大師號私記に「大師之尊號、素起、諸佛世尊稱、三界大師、又以菩薩利益濟同、佛化者、及以有德無學、賢聖等、號三大師、云云」と見ゆ醍醐寺縁起、醍醐寺虛主遺稿次第、聖寶僧正傳記、師の號を賜ひ、代宗、淳和天皇、眞言宗、親鸞、同九年十一月 見眞大師、眞言、俊仍、明治十六年六月 僧最澄に傳敎大師、圓仁に慈覺大師を賜はりたるを始めとす、初め相應和尙上書して、先師圓仁に大師の諡を賜はらんことを願へり、朝廷、最澄法師に未だ此稱あらざるを以て、其師を越え獨り弟子を優め繼ぎを以て異議あり、相應竟れて奏し、仁を先にする者は系嗣なればなり、聖恩若し二諡を降さば、政度併せて兩宮に歸ぜん、と、遂に二大師の諡を賜はる、其後、空海、圓珍、大師號を賜はる、從信聖寶覺鑁等の大師號に關しては、數々天台宗より異議を主張し、紛爭ありたり、榮西自ら大師號を賜はらんことを請ひたるも、生前に此號を賜はる例なしとて許されざりき、今是等の人々を示せば左の如し、

| 宗派 | 法名 | 賜號年月 |
|---|---|---|
| 傳敎大師 天台 | 最澄 | 貞觀八年七月 |
| 弘法大師 眞言 | 空海 | 延喜廿一年十月廿七日 |
| 慈覺大師 眞言 | 實慈 | 安永三年八月 |
| 法光大師 眞言 | 圓仁 | 貞觀八年六月 |
| 智證大師 天台 | 圓珍 | 文政十一年六月 |
| 本覺大師 眞言 | 益信 | 延長五年十二月 |
| 理源大師 眞言 | 聖寶 | 德治三年二月 |
| 慈慧大師 天台 | 良源 | 寶永四年正月十八日 |
| 聖經大師 融通念佛 | 良忍 | 永延元年(或云勅號にあらずと) |
| 興敎大師 眞言 | 覺鑁 | 安永二年十月六日 |
| 圓光大師 淨土 | 源空 | 元祿三年十二月十二日 |
| 東漸大師 同 | 寶永八年正月十八日 | |
| 惠成大師 同 | 同 | 寶曆十一年正月十八日 |
| 弘覺大師 同 | 同 | 文化八年正月十八日 |
| 慈敎大師 淨土 | 源空 | 嘉延二年正月十八日 |
| 月輪大師 眞言 | 俊芿 | 明治十六年六月 |
| 見眞大師 眞宗 | 親鸞 | 同九年十一月 |
| 承陽大師 禪宗 | 道元 | 同十二年十一月 |
| 蘇燈大師 眞宗 | 菱潤 | 同十五年三月廿二日 |
| 慈攝大師 天台 | 眞盛 | 同十六年六月廿六日 |
| 慈眼大師 天台 | 天海 | 慶安元年四月 |

尙ほ勅號にあらずして、大師と稱するものあり、比叡山の僧光定を別當大師、同慧亮を大樂大師と號する類なり(釋氏要覽、大師號考記)

**ダイシ** 大祝 祭祀(サイシ)を見よ、

**ダイシザイテン** 大自在天 佛經にて諸天王の一、色界の主なり、梵語に摩醯首羅(マカセイシユラ)と云ふ、正しくは摩訶莫醯伊濕伐羅(マカセイシツラ)と云ふ、大自在と譯し、又威靈と譯す、大千世界を統攝して色界中に獨尊の王なり、又毘紐天(ビシユテン)とも伊邪那天(イザナ)とも云ふ、大自在天の像を稱賛せし別名なり、眞言山の頂、七寶地上に珍妙莊嚴の宮殿に居すと云ふ、其相三目八臂、白牛に騎り、杵、鉞三叉を執りて、大威力を示す(尊密抄、佛敎いろは辭典、類聚名物考、佛語解釋)

**ダイジシ** 大慈寺 (所在地)肥後國飽託郡元三村大字野田○山號大悲山(佛教曹洞宗)開基(開山)弘安元年、道元の弟子寒巖、河尻左衞門佐泰明の歸依により之を創開し、釋迦文殊普賢の像を手刻して安置す、泰明師を崇敬し、境內四町四方、及び田地三十町を寄進す、龜山法皇紫袈裟を勅額を賜ひ、官寺に列せらる、永正十七年兵燹に罹り、殿堂樓閣悉く燒失す、加藤氏肥後を領するに及び、高五十石分の地子を許し、細川氏の入部後亦之に因る、元祿中熊本封內曹洞宗の總錄所となし、穩五十石を加賜す、明和五年再び災に罹り頗る衰弊したるも、今日尙ほ曹



びて政事を急決せり、然るに道眞は時平と敵權を爭うて破れ、且天皇の忌憚に觸れ、遂に太宰帥に左遷せらる、爾來時平專ら政務に當れり、延喜元年時平に詔して三代實錄を撰ばしむ、同五年紀貫之等に詔して古今和歌集を撰ばしむ、これ和歌勅撰の始めなり、蓋でまた時平等に命じ、格式を編ぜしめらる、同七年延喜格十二卷成り、延長五年延喜式五十卷成る、格式の撰定はこれを以て最後と爲す、延長八年九月廿二日位を朱雀天皇に讓りて落飾し、卽日崩ず、御壽四十六、在位三十三年、改元するもの三、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐、後出科陵に葬る、天皇長じて聰明、勵精治を圖り、百姓を寬恕し、率從御去を說して民間の凋弊を忍ばれし事は、遠く人口に膾炙する所なり、また常に群臣奏對する每に、顏を和げて之に接し、勉めて忠諫を導き、啓沃を求めんとし給へり、此時に當り藏外の地は國司政を失し、武門漸く興らんとする萌を生じ、藤氏諸國に起りたれども、京畿は無事太平を極め、民庶堵に安んじるがゆゑに、世之を延喜の治と稱す(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

(東京帝室博物館蒐集)

**ダイゴノミサザキ** 醍醐陵 朱雀天皇の御

洞宗の一方の大剎なり（肥後國志、銀臺遺事）

**ダイジン　大臣**　名義　初めは臣姓の諸氏の主帥として之を統領する者に賜ひたるものにて、大は美稱なり、後世轉じて官名となり、天下の庶政を總覽することゝなれり、オホイマウチギミともオホオミ」とも訓む（肥原説）成務天皇三年正月、武内宿禰を大臣と爲せしに起り、其子孫相繼ぎて世々之に任ず、仲哀天皇の時、大連を置きてより、時に大臣を置けば大連を置かず、大連を置けば大臣を置かざりしに、雄略天皇即位後、大臣大連を並置して政を執らしむ、崇峻天皇の時より蘇我氏獨り大臣となり、また大連を置かず、皇極天皇元年蘇我氏亡ぶの後ち大臣また廢せらる、孝德天皇の時始めて大臣を左右に分ち、阿部内麻呂を左大臣、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣とし、中臣鎌足を内臣となす、是れより全く官名となれり、文武天皇大寶令制定後、太政官の長官卽ち、太政大臣、左大臣、右大臣、内大臣を云ふ、降りて明治十八年十二月内閣の制を立てらるゝに及び、宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の各省の長官をいふ、「ダイヤウヤダイジン」「サダイジン」「ウダイジン」と「カイダイジン」等參看（貴紀、古事記傳、古事類苑官位部、法令全書）

**ダイジングウ　大神宮**　皇大神宮（ダイジングウ）等參看

**ダイジンケ　大臣家**　公家の中、其官太政大臣を先途とし、大將を兼ねることを得ざる家柄をいふ、中院、西三條（又三條西）、正親町の三家、これなり、清華につきたる家柄にして、清華が大將を兼任するに反し、大臣家はこれを兼ねることを得ざるを異にせるのみ、太政大臣を極途とするに至りては卽ち同じ、故に二者の差は、大將を兼ねると兼ねざるとにあり（職元總抄、故實拾要、光台一覽、貞丈雜記、有職袖中抄）

**ダイジンゼンジ　大臣禪師**　僧にして大臣たる者に授くる官名、職掌大臣と同じ、淳仁天皇天平寶字八年九月に、僧道鏡を始めて大臣禪師となし、職分封戶を大臣に准ぜしむ、稱德天皇神護元年閏十月、更に太政大臣禪師の位を授けらる、道鏡寢後此に任ぜられたるものなし（續日本紀）

**ダイジンタイキャウ　大臣大饗**　大饗（ダイキヤウ）を見よ、

**ダイジンマヒ　大靈舞**　名義　江戶時代に行はれたる小歌の一、紀文、奈良茂以下、所謂大臣と稱し、吉原にて金錢を湯水のごとくに使ひたる放蕩者のことを詠むたるものに係るを以て此名あり、二十五段より成る（肥原説）起原及び作者詳かならず、享保の頃歌舞伎役者中村吉兵衛此小歌を舞臺に上せてより大に流行し、諸の歌謠及び狂歌俳諧等に引用したる文句も甚多し、其文化文政の頃まで、なほ行はれたることは、嵯峨窟傳は、「吉原に古き小歌の殘りたるは僅かに此大靈舞のみ」といひ、小宮山綏介氏また、「童謡の國まで」は、古き老人など、常にこれを口遊にするものありしを聽えたり」と說きたるにて明かなるべし（大靈舞考證、同上解題、俗曲の由來）

**ダイジヤ　大蛇**　紋（ヘシヤ）を見よ、

**ダイシヤウ　大將**　一軍に首將たるものをいふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉して、一部隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將（アシガルダイシヤウ）、サムラヒダイシヤウ（惣番）等の稱も起り、三度轉じて遂隊の首領をも汎稱するに至れり、

**ダイジヤウ　怠狀**　王朝時代罪人の罪に服したる時の謝罪狀、令に欽伏、伏辨、三代格、日本紀略等に過狀とあるものと同じ、罪は輕重となく、皆怠狀を進めしめて後に科斷す、或は一度收めて更に返す事もあり（禁總抄階梯、古事類苑法律部）○また詫び狀（誤り證文）の事をいへる王朝時代より鎌倉時代にかけての用語、「オコタリフミ」とも訓す、卽ち我が怠惰より起りし過失を說ぶる旨を記して、人に送る狀なり、十訓抄に「夕闇の比、殿より出でけるを待受けて車より引おとして、さる事云はじと怠狀せさせてゆるしてけり云々」と見えたり、

**ダイジヤウエ　大嘗會**　大嘗祭（ダイジヤウサイ）を見よ、

**ダイジヤウエフギヤウ　大嘗會奉行**　室町時代に於ける臨時の職、大嘗會の事を奉行す、文正元年二月、播津掃部頭之親を以て大嘗會總奉行とし、飯尾肥前守之種、清和泉守貞秀を以て奉行とす、事畢りて朝廷之親を以て修理大夫に任じ、從四位下に叙す、其勞を賞するなり、幕府亦銀二百を賜ふと見ゆ、大嘗會は朝廷の大祀たりと雖も、武家執政の世となりては、費用を幕府に委す、故に評定衆一人を總奉行とし、右筆の内二人を奉行として從事せしめたるなり（武家名目抄、官制沿革略史）

**ダイシヤウグン　大將軍**　名義　朝臣にして、出征の時三軍を統率する者を云ふ、後ち轉じて一軍の首將を指す私稱となり、室町江戶の兩時代には征夷大將軍の別稱として主として用ひられたり○軍防令に「每總三軍、大將軍一人、凡大將出征、軍對





之處、大殺以下不從二軍令、及有違逆國法、軍事、死罪以下並聽」と大將軍の職は雄略天皇九年五月に大將軍紀小弓あり、中古以來は武士の器に堪へたる者に命じて征伐せしむ、是を稱して追討使又は征罰使と云ふ、爾後大將軍の職を授くる事自から絶えて一軍の首將を大將軍と稱す、平家物語官士河の條に「編原には今一日も勢のつかぬ先に急ぎ討手を下さるべしと、公卿會議あつて、大將軍には小松の權のすけ少將惟盛の卿云々」と見えたり、武家の世となりては、皆一方軍兵の頭たるを大將、次を副將と稱す、次で室町江戶時代に及び足利德川の兩氏が、歷代征夷大將軍を以て兵馬の權を握りたると、他種の大將軍の任補なき結果とにて、大將軍といへば、主として征夷大將軍を指すことゝなりたり○又和銅二年正月、大伴旅人を大將軍とし、靈龜和銅七年五月の條に、大將軍大伴安麻呂と見えたり、兩氏出征の事所見なし、蓋し、大伴氏は武功の家なれば、特に平時にも此職に補せしなるべし（續紀）征夷大將軍、持節大將軍、鎮守大將軍、征東人大將軍、征西大將軍、征東大將軍等あり、詳しくは各條に就きて見るべし（武家名目抄）

**ダイジヤウクワン　太政官**　名義　ヲホイマツリゴトノツカサ」、「ダジヤウクワン」とよむ、又都省とも乾政官とも云ふ、唐名尚書省、鸞臺、鳳合（肥原説）大内裡八省院の東、宮内省の西（卽美福門大路西）、中務省の南（卽春日小路南）、民部省の北（卽大炊御門大路北）の間（肥原説）東西五十六丈、南北四十丈の境内にて、四方築地を圍らして、門を布し、南は八足門と爲す、南門の正西に正廳あり、曹司廳と云ふ、又は曹司官廳、廳事、上廳、官曹司とも云へり、其東西に二廳あり、東廳（東堂）西廳（朝廳或は辨官廳とも云）と稱し、廳編を以て接續す、正廳の後に後房あり、亦廊を以て連す、朝所西殿屋、或は太政官廳北後方屋ともいふ、西南隅に文殿あり、文殿の北に對し勘解由使局あり、其南に遺曹司あり、又官總の東北隅に、辨官曹司、及廚あり、其南に朝所あり、孰も一郭を爲す、正廳の廣さ東西七間、南北四間、南北各廂と三間の石階（三級）とあり、土間にて、東西に廊を設け、孰も五間行にして南に折れ、五間に至て廳あり、東西孰も同形にて、南北七間、東西四間、土間にて、東西の廂部に廂と石階（三箇所）とあり、列見定考等の儀式を擧ぐる所にて、中世以後は、卽位式大嘗式をも此廳にて行ふことゝなる、後房は、正

廊より北四間の所に在りて廊を以て接し、東西八間（一間は職人所を含む）南北四間、中央に馬道あり、身舎は板敷にて、南北に廂と簀子とあり、東面の南端に廊あり朝所に至る、西面に職人所あり、其南端に、廊ありて造酒司に通ず（延喜式）八省諸司を總管し、太政を統理す、故に之れを都省とも云ふ（延喜式）太政大臣一人從一位、左右大臣各一人從二位、（以上を三公と云ふ）内大臣一人從二位（令外）大納言四人正三位、中納言三人正四位上、參議八人從三位（令外）少納言三人從五位下、左右大辨各一人從四位上、左右中辨各一人正五位上、大外記二人正七位上、少外記二人從七位上、左右大史各二人正六位上、左右少史各二人正七位上、左右史生十人、左右官掌各二人、左右使部各八十人、左右直丁各四人あり、太政大臣以下官掌に至る此各職に委しく述べたれば、就て見るべし、續紀註職原抄別記所載の表を掲げて參考に資す（延喜式・職原抄・續紀）成務天皇の時、武内宿禰を大臣とし、仲哀天皇の時大伴武持を大連としたりしが、雄略天皇の時より大臣大連相並びて太政を行へり、孝德天皇の時始めて左右大臣内臣を置く、然れども太政官の名見えず、天智天皇の時大友皇子を太政大臣と爲す、是れ官職の見えたる始めなり、天武持統兩天皇の朝に至りて太政官の名見えたり、文武天皇大寶元年制定して始めて完備せり、然れども此時内大臣中納言等なし、淳仁天皇天平寶字二年八月、惠美押勝の議を以て、乾政官と改め、太政大臣を大師、左大臣を大保、右大臣を大傅、大納言を御史大夫と改めしが、同八年九月押勝誅せらるゝ後悉く舊名に復せり、光仁天皇の時内大臣を置き、奉城天皇大同三年八月少納言一人を加へ、四年又一人を增し、左右辨官各四人を加ふ、桓武天皇弘仁元年又參議を置く、弘仁年正月太政官代を設け、同四月太政官を分て議政官政神祇官計軍務外國刑法の七官と爲し、官職及び官等を定む、二年四月太政官中に民部官を設く、同年七月左右犬臣大納言參議大中少辨正檢大少史及び主記官掌使部を置き、三年十一月會人局、雜樂局を設く、四年七月從來の官制を改め、正院、左院、右院、式部、會計、民部、治部、中務、兵部、利部、大藏、宮内、大學、刑部、大審院、元老院、内閣、宮内省、會計軍事内務司法外務の六部を置く、十四年十月六部を廢し、參議院を置き、内閣の命に依り法律規則の草定審査に參預する所となす、明治十八年十二月官制改革によりて内閣と稱し、太政官廢せらる、「ヲキサギ」「ジヤウサキン」參議（令義解、職原抄、職註職原抄、職官志、大内裏圖考證、法令全書）

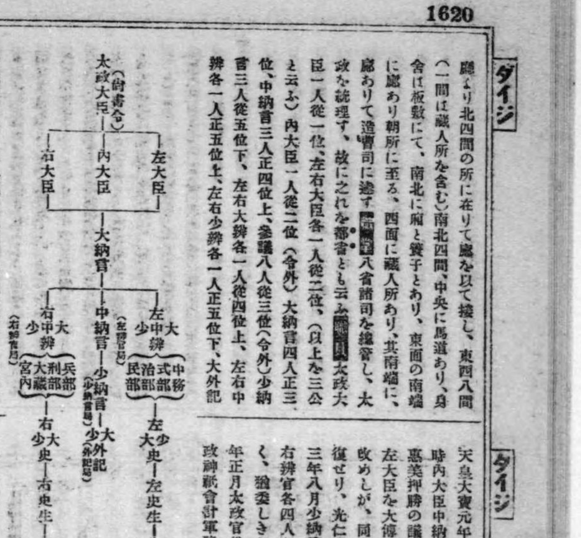


## ダイジヤウサイ　大嘗祭

（令義解）天皇即位の後、始めて新殿を以て、天照大神及び天神地祇を祭り給ふを云ふ、一世一度の新嘗なるを以て大嘗とも云ひ、即位後必ず行ひ給ふを以て踐祚大嘗祭とも云ふ、又節會の方より稱して大嘗會と云ふ、後世多くこの稱を用ひたり、古言には「オホニヘノマツリ」と云ひ、轉じて「オホムベノマツリ」とも云ひしが、後世は字音を以て一般の稱となしたり、諸社祭祀中大祀と稱するは此祭のみに限れり（延喜式）太嘗祭には悠紀、主基の國あり、之を兩齋國と云ふ、此二國の稻を用ひて神饌と爲す、故に撰め其國郡を卜す、是を國郡卜定と云ふ、中世以後は郡のみを卜して國を卜せず、毎に近江を以て悠紀とし、丹波備中を以て交替に主基と定めたり、多くは其年の四月中に行ふ例なれども、時によりて早きは二月に行ひ、晩きは九月に至ることあり、何れも即位後の事なるを、後白河、後伏見兩天皇即位以前に行はれたるは異例なり、國郡卜定に次で檢校行事等の職員を定む、檢校は祭祀に關する一切の事を監督する職にして、大中納言參議を以て之に充つ、行事は悠紀主基に分れ、各其事を分掌する職にして、辨官等を以て之に充つ、次に檢校行事等の職員、日時を卜して行事所を開始し、宣旨官符等を奏請宣行を始めとして、出納所、齋場所、小忌所、細工所、女工所、樂所、風俗所、和舞所、大炊所等の預を定め、或は才伎藝術の人を選びて、各其職に從はしむ、是を行事所始めと云ふ、八月下旬、悠紀主基の抜穂使を卜定して齋國に發遣す、抜穂使には宮主卜部を以て之に充つ、各其齋郡に到り、國司と共に鳥享酒醴の料稻を抜き取り、九月下旬歸京して之を齋場に納む、又八月上旬、大祓使を卜定して五畿七道に發遣し、伊勢大神宮の爲には特に同使を近江、伊賀、伊勢の三國に遣す、大祓使發遣の後、奉幣使を差遣して、伊勢大神宮を始め、五畿七道の大小の神社三千一百三十二座に幣帛を奉らしむ、是を大奉幣と





云ふ、又大嘗祭を行はんとする由を神祇に告げ給ふ、是を由奉幣と云ふ、初は伊勢大神宮にのみ奉幣せしが、後には石清水、賀茂の二社を加へて、是を三社の奉幣と云ふ、後世大奉幣使の典廢するに及びても、此奉幣のみは行はれたり、又八月上旬、神祇官の史生を河内、和泉、尾張、參河、伊勢の五國に遣はして、神御の雜器を監造せしめ、九月上旬、卜部を紀伊、淡路、阿波の三國に遣はして、神御の雜贄を監作せしむ、共に之を由加物使と稱す、又神服社の神主一人を三河國に遣し、神服部をして調絁を輸さしめ、之を齋場に齎ち歸りて、和妙の神服を織らしむ、是を神服使と云ふ、是より先き、宮城の北野を卜定して、東西に悠紀主基の齋場を設け、内外兩院に分ち、内院は八神殿、神嘉殿、黑白酒屋、倉代屋、贄屋、白屋、大炊屋、雜室等、外院は多米酒屋、倉代屋、供御料理屋、多米料理屋、廚室等を設く、別に神服院、小忌院、出納所、細工所等の屋舍、官人の宿屋雜舍等あり、拔穂、神服、由加物以下、神御の料物、祭祀の調度等悉く此所にて調理設備し、卯日に至りて大嘗宮に送致す、大嘗宮は大嘗祭の正殿にして、祭に先だつこと七日、始めて工を起し、五日内に造り畢る、東西二十一丈、南北十五丈、之を中分して東を悠紀院と爲し、西を主基院と爲す、外は繞らすに柴垣を以てし、内は隔つるに屏障を以てす、東西南北に各小門を設く、別に廻立殿（天皇沐浴齋服著御の所）齋屋（神饌料理の所）あり、北野の齋場は卯日に至りて設撤す、大嘗宮は、辰日齋國の人夫をして壞なしめ、其殿舍雜具は中臣忌部等に賜ふ、大嘗宮の地は、古來一定せず、初めは鹿樂殿、太政官廳の前に大嘗宮を作れり、高倉天皇の治承元年大極殿燒失の後、敏朝の間は、紫宸殿、太政官廳等を用ひ、四條天皇以後、後土御門天皇に至る迄の間は、大極殿前の舊址に大嘗宮を作り、東山天皇の貞享以後は、都て紫宸殿の前庭に大嘗宮を作れり、辰日以下節會の殿は、古に豐樂殿を用ひしが、後世專ら太政官廳、又は紫宸殿にて行ふことゝなれり、齋戒は大寶令には、散齋三月致齋三日と定めしが、平城天皇の大同三年に、散齋三月を改めて一月とす、其制、十月中旬、太政官符を京畿諸國に下して、齋戒の事項及び忌詞等を告知し、十月中旬天皇河上に臨み祓禊を行ふ、之を御禊と云ふ、是より先き九月中旬に御禊裝束司及び次第司等を定め、河上の點地、幄舍の分配等あり、御禊行幸の當日には、先づ節旗を進め、女武百官乘輿に從ふ、幼主の時は、母后同輿の儀あり、節下の大臣以下、騎馬の陪從、皆唐破を用ひ、女御代以下供奉の女官車を連ねて衣を出す、上は院宮より下は庶人に至るまで、或は柴垣を設け、或は路頭に群集して之を拜觀す、御禊の地亦一定せず、初め葛野川、近江國大津、松崎川、佐比河等にて行ひしが、仁明天皇以後は鴨河に於て行ふ、東山天皇の貞享以後は、清涼殿の東庭に於て之を行ふ、又檢校行事等の職員等は、九月に筑紫河に於て祓禊あり、後世は紙屋川にて行ふ、又八月より十月までは、毎日毎に大祓あり、十一月晦日に至りて在京諸司の解齋大祓を行ひ、十二月上旬に至り、齋郡の解齋大祓を行ふ、卯日平明、神祇官幣帛を新年祭案上の神殿に班ち、夜に及びて天皇廻立殿に行幸、沐浴祭服を著けて悠紀の正殿に御す、小忌大忌（小忌大忌は卯日以前、或は未日以後に有ふことあり）○大嘗祭の用途は、當初は兩齋國を初め、其他の國郡を定めて負擔せしめしが、後には一般に諸國に課して、段錢を徵し、又は成功を募りて其足らざるを補ふこともありしなり、江戸時代に至りては、一切の用途を擧げて、幕府より之を支辨せり（延喜式）大嘗會は其義全く新嘗祭に同じきを以て、古は大嘗



寸〇の踐官參入の後、宮内官人、吉野の國栖を率ゐて、古風を奏し、悠紀の國司、歌人を率ゐて國風を奏し、出雲、美濃、但馬等の語部は古詞を奏し、畢入司は、畢入の率ゐて風俗の歌舞を奏す、次に天皇親ら神饌清酒を神祇に供し、亦自ら御饌を喫し給ふ、次に廻立殿に還御、更に沐浴祭服を改め、主基の正殿に御す、國栖以下の奏、及び鳥享の式、悠紀に同じ、長日は悠紀節會にして、御膳及び白黑酒を天皇に供し、臣下にも赤饗膳を賜ふ、悠紀國司より多米都物鮮味等を獻じ、又掃頭和琴等の獻す、壽詞の奏あり、標山（標山は悠紀主基兩國司列立の標本、山形を作り、種種の装飾を施せるものにて、卯日齋場より供神物と共に之を輓く、東山天皇貞享以後廢絶す）を立つる事あり、巳日は主基節會にして、壽詞の奏、白黑酒を供する義なく、其他は大嘗辰日に同じ、節會畢りて後、豐樂殿の後房清暑堂に臨御し、終夜神宴御遊あり、之を清暑堂御神樂と云ふ、後世他殿にて節會を行ふ時は、風俗の所を清暑堂代として行はれたり、午日には豐明節會あり、悠紀主基兩國司、及び群臣を豐樂殿に會して宴を賜ふ、吉野國栖歌笛を奏し、久米舞、吉志舞、五節舞等あり、宣命使宣命を讀み、群臣舞を賜ひて退出す、未日には、神祇官廳に諸司六位以下の官人、及び齋國の郡司役夫等の叙位賜祿の事あり、（但し其他の人々、及び女官の叙位賜祿等は、巳日以前、或は未日以後に行ふことあり）○大嘗祭の用途は、當初は兩齋國を初め、其他の國郡を定めて負擔せしめしが、後には一般に諸國に課して、段錢を徵し、又は成功を募りて其足らざるを補ふこともありしなり、江戸時代に至りては、一切の用途を擧げて、幕府より之を支辨せり（延喜式）大嘗會は其義全く新嘗祭に同じきを以て、古は大嘗

も新帝と書し、新帝をも大帝と書して、其區別明ならざりしが、天武天皇に至り、二年十一月に即位の大帝ありて、其五年及び六年に新帝の事あり、是に至りて大帝新帝の區別稍明となれり。真觀儀式の制、受禪の天皇は、其即位七月以前に在らば、當年大帝を行ひ、八月以後ならば、翌年に行ふべき事と定めたり、されど古來變例なきにあらず、淳和天皇は、八月に即位し、其十一月に之を行ひ、後白河天皇、後伏見天皇は、共に十月に即位し、其十一月に之を行ひ給へり、是れ亜に即位後、時を經ずして直に行ひ給ひし例なり、之に反して即位後種々の事情に由りて延引せしあり、持統、元明、平城、嵯峨、文德、朱雀、三條、安德、順德、四條、後土御門、櫻町等の天皇是なり、又先帝の崩後を承け給ふ所謂諒闇登極の天皇は、必ず諒闇期滿の後に大帝を行ひ給ふ例にて、平城、文德等の天皇是なり、而して國郡卜定及び御禊等を行ふ後、故ありて翌年に延引する時は、御禊は必ず復び之を行へども、國郡卜定は再び行ふ事あり、或は行はざる事もありて一樣ならず、或は全く大帝を行ひ給はざりしあり、崇光天皇是なり、後世兵亂相續き、朝廷の典禮大に衰ふるに及びて、此大典も亦舊制の如く行ふこと能はず、後土御門天皇の文正以後は、永く中絶せしが、東山天皇の寛享四年に至りて再興せられしに、中御門天皇の時復た行はれず、櫻町天皇の元文三年、更に復興せられてより以來、永く歴朝不刊の大典と爲れり、新帝祭（シンゼイヤクサイ、豐明節會（トヨノアカリノセチエ）參看（代語部抄、古事類苑神祇部）

**ダイシヤウジ　大聖寺**　【別名】山城國京都上京區御所八幡町○岳松山と號す【宗派】臨濟宗、相國寺派【開創】開祖詳ならず、一書に後花園帝御于云々、是れ或は開祖ならんと、又或說に貞治七年入月、光嚴帝の忌祭を天龍寺に行ふや、紀從一位某氏（四圓寺實衡の女、普明國師に就き祝髮、無相定圓禪尼と號す、足利義滿之を優遇し、岡松殿を室町邸内に營み、迎へて之に居らしめ、奉養甚厚し、義滿紀の遺言に依り以て佛刹とし、紀の諡號を取り大聖寺と號し、釋尊を本尊とす、悟心禪尼と紀と親なるを以て、請して開祖とすと、孰れか是なるを知らず、正親町天皇皇女入室の時、本寺を以て尼寺第一位の綸旨を賜ふ、寺地屢々轉じ、元祿九年今の地に移る、明正天皇河原殿木石等を賜ひ之に移築す、現今堂宇は天明後の再建なり（山城名勝志、京華要誌）

**ダイシヤウジジヤウ　大聖寺城**　【別名】加賀國江沼郡大聖寺町【所在】大聖寺の號は、往古白山五院中の一に大聖寺あり、其伽藍此地に在りしを以て遂に地名となる、而して大聖寺城山の奥に津葉城と唱ふる一山あり、大聖寺城の奥城の如し、暦應年中津葉五郎之に據る、故に此名あり、或云、津葉は本名にて、此山の大聖寺寺跡に築造せしより、人皆大聖寺と唱ふといふ、北越軍談には、二城とせり、未だ詳かならず、建武二年名越太郎時兼北國に潛みて加賀越中能登の兵を從へ、京都に進攻せんとせしに、大聖寺城にて敵地上木山岸等の兵に擊れて亡びし事太平記に見えたり、此後津葉五郎清文之に據る、爾後百廿餘年間詳かならず、文明の頃より一向宗の衆徒横行し、國内の保障大抵その有ならざるはなし、永錄の國、或は宗徒の有となり、或は朝倉の有となる、天正三年織田信長、宗徒を伐ちて大聖寺城を修め、戸次右近將正を置く、同八年瑁弼五左衛門家嘉を置き、同十一年家嘉、賤ヶ嶽に戰死したるを以て、溝口秀勝、四萬四千石に封ぜられ、丹羽長秀の麾下となりて入城す、同十三年長秀死し、其子封除かる、秀勝、堀秀政の下に屬して此に居す、慶長二年秀政の子秀治越後春日山へ移る時、秀勝從ふて越後新發田に移る、山口宗永、七萬石を領し代り來る、同五年前田利長大聖寺城を居り、家臣篠原出羽守、加藤宗兵衛、有賀桑六を置きて守らしむ、尋で空城となりしが、大谷刑部來りて城を修補し家臣を置く、關ヶ原の亂後、前田氏の有となる、寛永十五年一國一城の命あり、將に廢城とならんとす、翌十六年前田利治に七萬石を分封し、此城に居らしむ（文政四年更に三萬石を加へ十萬石と爲る）子孫相繼ぎて明治維新に至る（三州志）

**ダイシヤウジノオモノ　大床子御膳**　【名稱】天皇表向の御膳を云ふ、清凉殿の鼻舍の大床子に著き給ひてきこしめす故にかく名づく【調進】諸人御膳を奏する時、天皇御直衣にて御帳後より大床子に著して東に向ひ給ふ、陪膳の人警候す、昔は正しく食し給ひしが、鎌倉時代以降は只箸を立つるのみ、左波を取て箸を立て、陪膳其箸を取て折り出す、正しく著御ある時は、陪膳二の齋盤物を摂う、然らざる時は藏人之を据う、箸を立る後、本路を經て本所に還り給ふ、出御なき時は、内侍北障子にて膳を嚐す、其時陪膳の人之を撤す（禁秘抄）

**ダイシヤウダイシン　太政大臣**　【名稱】「オホキオホイマツリゴトノオホイマウチギミ」と云ふ、又「オホキオホイマウチギミ」ともヽオホキオホイドノ」とも云ふ、唐名大師、大相國、相國、大尉、大任、司徒、司空と云ふ【職掌】太政官の長官にて、定まれる職掌なく、唯も其任を盡んず、天子に師範たる人これに任



ず、正從一位相當の官令に師範一人、鎮形四海、經ル邦論道、燮理陰陽、無其人則闕、とありて、有德の人を撰び、其人なければ席に任ぜざる故に則闕の官とも云へり【別稱】天智天皇十年正月、大友皇子を太政大臣となしゝを始めとす、持統天皇朱鳥四年七月高市皇子を任ず、大寶三年正月刑部親王、慶雲二年九月穂積親王、養老四年八月舍人親王、天平九年九月鈴鹿王を知太政官事（准大臣の如きもの）とす、皆皇子を以て任ず、即ち皇子すら此の職の首班に居るに過ぎずして太政大臣たる能はず、以て其職の重き知るべきなり、天平寶字二年八月藤原仲麻呂制改革の時、大師と改む、四年正月親ら大師となり、幾干もなくして誅せらるゝに及びて舊名に復せり、天平神護元年十月道鏡太政大臣禪師となる、仲麻呂道鏡は人臣にて太政大臣となりし始めなれど、君寵によりしものにて例外なり、故に人臣にては、文德天皇齊衡四年二月藤原良房を太政大臣に任ぜしを始めとす、是れ外戚の親を以てしたるもの、摂政の時攝政となり、留後攝關たるものは、多く太政大臣たり、攝關ならずして、此官に任ぜしは藤原爲光藤原公季を始めとす、藤原頼忠關白を去りて仍ほ太政大臣となり、藤氏長者たり、是より太政大臣の班次は、その人によりて同じからず、或は攝關の上にあるもあり、亦藤氏ならざる人も之に任じたり、而して太政大臣の特に關白より勝れるは、官にありて薨する時國公に封ぜられ諡を賜ふこと是なり、今左に表を示して參考に資す（令義解、書紀、續紀、職原抄、官職難儀、職官志、公卿補任）

| | 姓名 | | |
|---|---|---|---|
| 天皇 | 大友皇子 | 天智天皇十年正月 | 在官二年 |
| 持統 | 高市皇子 | 朱鳥四七 | 朱鳥六七 |
| 淳仁 | 藤原仲麻呂 | 天平寶字四十 | 天平寶字八九 |
| 稱德 | 道鏡禪師 | 天平神護元年十 | 天平神護三年十 |
| 文德 | 藤原良房 | 齊衡四二 | 貞觀十四九 |
| 清和 | 藤原基經 | 元慶四十二 | 寛平三正 |
| 陽成 | 同 | 基經 | 寛平六八 |
| 光孝 | 同 | 忠平 | 承平六八 |
| 宇多 | 同 | 忠平 | 天暦三八 |
| 朱雀 | 同 | 忠平 | 天暦三八 |
| 村上 | 同 | 實賴 | 康保四十二 |
| 冷泉 | 同 | 實賴 | 天祿元正 |
| 圓融 | 同 | 伊尹 | 天祿三十一 |
| 圓融 | 同 | 兼通 | 貞元二十一 |
| 圓融 | 同 | 頼忠 | 天元元十 |
| 花山 | 同 | 兼家 | 永祥元十二 |
| 一條 | 同 | 爲光 | 正暦元九 |
| 一條 | 同 | 道長 | 寛仁元十二 |
| 一條 | 同 | 公季 | 治安元七 |
| 後一條 | 同 | 教通 | 延久二正 |
| 後三條 | 同 | 信長 | 永暦四八 |
| 白河 | 同 | 師實 | 寛治二十二 |
| 堀河 | 同 | 師實 | 永久三十二 |
| 鳥羽 | 同 | 忠實 | 天永三十二 |
| 崇德 | 羽 | 久我 | 保安三十二 |
| 近衛 | 藤原 | 忠通 | 同元正 |
| 後白河 | 同 | 實行 | 久安六八 |
| 二條 | 同 | 宗輔 | 保元二八 |
| 二條 | 同 | 伊通 | 永暦元八 |
| 二條 | 同 | 仁安二十二 | 保元二八 |
| 六條 | 平 | 清盛 | 永暦元七 |
| 六條 | 花山院 | 忠雅 | 永萬元二 |
| 高倉 | 藤原 | 基房 | 仁安三八 |
| 高倉 | 藤原 | 基房 | 嘉應三八 |
| 高倉 | 藤原 | 師長 | 治承元正 |
| 後鳥羽 | 九條 | 兼實 | 文治元十二 |
| 後鳥羽 | 藤原 | 頼房 | 建久二正 |
| 土御門 | 大炊御門 | 頼實 | 建久二正 |
| 土御門 | 九條 | 良經 | 承元元十二 |
| 順德 | 三條 | 公房 | 建保六十 |
| 仲恭 | | | 承久元十二 |
| 後堀河 | 近衛 | 家實 | 承久三十二 |
| 後堀河 | 西園寺公經 | | 貞應元四 |
| 四條 | 九條 | 良平 | 嘉祿二四 |
| 四條 | 近衛 | 兼經 | 延應元正 |
| 後嵯峨 | 西園寺實氏 | | 仁治元十二 |
| 後深草 | 久我 | 通光 | 寛元四十二 |
| 後深草 | 鷹司 | 兼平 | 寛元四十二 |
| 後深草 | 徳大寺實基 | | 建長元十一 |
| 龜山 | 西園寺公相 | | 弘長元十二 |
| 後宇多 | 花山院通雅 | | 弘長元十二 |
| 後宇多 | 鷹司 | 兼平 | 建治元十一 |
| 後宇多 | 鷹司 | 基忠 | 建治二十二 |
| 後宇多 | 鷹司 | 兼平 | 弘安八四 |
| 伏見 | 堀河 | 基具 | 正應三八 |
| 伏見 | 西園寺實兼 | | 正應四正 |
| 後伏見 | 鷹院 | 公守 | 正安元八 |
| 後伏見 | 二條 | 兼基 | 正安元八 |
| 後伏見 | 土御門定實 | | 正安元八 |
| 後二條 | 徳大寺公孝 | | 乾元元十一 |
| 後二條 | 一條 | 實家 | 嘉元二正 |
| 後二條 | 徳大寺公孝 | | 延慶元十 |
| 後二條 | 一條 | 實家 | 延慶元十 |
| 後二條 | 大炊御門信嗣 | | 延慶三十 |
| 後伏見 | 土御門定實 | | 乾元元七 |
| 後二條 | 徳大寺公孝 | | 嘉元二正 |
| 後二條 | 一條 | 實家 | 延慶三

後醍醐　久我　通越　元慶元年十
後醍醐　鷹司　冬平　元亨三年十
光　厳　四條寺波季　正慶元年十
光　明　久我　長通　暦應三年十二
崇光（光明）洞院　公賢　貞和四年十
後光厳　久我　通相　貞治五年八
後圓融（後小松）二條　良基　永徳元年七
後小松　徳大寺實時　應永元年六
後小松　足利　義滿　應永元年十二
後小松　久我　具通　應永二年六
後小松　三條　實冬　應永九年八
稱　光　徳大寺公俊　應永二十七年正
後花園　二條　持基　永享四年七
後花園　一條　兼良　文安三年正
後花園　久我　清通　享徳元年十
後花園　西園寺公名　康正元年六
後花園　二條　持通　長禄二年七
後花園　近衛　房嗣　寛正三年十二
後土御門　久我通博　文明十三年七
後土御門　鷹司政平　文明十七年三
後土御門　近衛政家　長享二年九
後土御門　一條冬良　明應二年正
後柏原　徳大寺實淳　永正六年十二
後柏原　近衛　尚通　永正十二年八
後柏原　花山院政長　永正十六年正
後奈良　三條　實香　天文四年八
後奈良　近衛　稙家　天文六年十二
正親町　近衛　前久　天正十二
正親町（後陽成）豐臣　秀吉　天正十四年十二

元慶元年十
元亨三年十
嘉暦三年正
同二年
康永元年二
觀應三年三
應安元年三
嘉慶元年正
同元年十二
同二年六
同三年二
同四年二
同五年二
同二十七年三
同五年二
寶德二年四
同二年
同四年十
同七年四
延德二年四
同六年七
同八年二
同十五年十二
大永元年三
同五年六
同七年四
同十年
同十五
慶長三年八



東　山　近衛　基嗣　寶永六年十　同六年十二
中御門　近衛　家熙　寶永七年十二　正德元年七
中御門　近衛　家久　享保六年正　同八年十二
櫻町（桃園）一條　兼香　延享三年二　寶暦元年七
桃園（後櫻町）近衛　内前　明和元年正（同八年十二再任）　明和七年十（同安永七年二）
光　格　九條　尚實　安永九年十二　天明元年正
仁孝（孝明）鷹司　政通　天保十三年八　嘉永元年九
今　上　三條　實美　明治元年七　明治八年十二

**ダイシャク　對策**　「ダイサク」を見よ、

**ダイシャク　大尺**　尺の一種、大寶令の制を按するに、尺に大尺小尺あり、小尺の一尺二寸を以て大尺一尺に宛つ、而して大尺は地を度り、銀銅穀を量るにのみ用ひ、其他は小尺を用ひしめたり、古今要覽稿に「大寶令の大尺は令前常用にして即今の曲尺なり、その大尺といふ稱を設けられて度地銀銅穀にのみ用ひられしは、文武天皇即位のはじめ、壬申擾亂ののちの弊風を改められんが爲に律令を制せらるゝ時、常用の尺全くかの唐の大尺と同じかりしゆゑに、彼の大尺といふ字を借りて用ひられしならん」云云と見ゆ、尋で延喜式の制あるに及び、官私悉く大尺を用ひ、只急景を測り、湯藥を合するのみに小尺を用ひ、大尺を以て常用の尺と定めらる、按ずるに、此事和銅六年の改正に係るものならん、「モノサシ」を看（古今要覽稿）

**ダイシャクテン　帝釋天**　梵天帝釋の略、切利天の主、具には釋提桓因と云ふ、釋を能、提を天、桓因を主と譯す、能く天主たる意、又釋迦提婆因陀羅と云ふ、釋迦を能、提婆は天、因陀羅は帝と譯す、故に帝釋は梵漢併稱なり、常に切利天の喜見城に居住して三十二人の眷屬を使ひ、三十三天を統領す（法華經講義、佛教いろは辭典）

（佛像圖彙所載）

**ダイシュ　大守**　國司（コクシ）を見よ、

**ダイシュ　大樹**　將軍（シヤウグン）を見よ、

**ダイシュウ　大升**　桝の一種、靈異記卷三に「田中眞人廣岡女、貸日與三小升、償日受二大升」云々」とあるを以て初見と爲す、大寶令制定の時、小桝三升を以て大桝一升に充てしむ、古今要覽稿に「大寶の時設けられし小大升は、唐令と同じかるべし、よつて是を唐律六典通典等に通考するに、小尺の千六百二十寸を以て小一石の積とし、是を三倍して大一石とするなれば、大一石の積、小尺の四千八百六十寸にあたる、その小尺は、即ち今の曲尺の八寸三分三厘不靈にあたる、是尺一千六百二十寸は、曲尺の九百三十七寸有奇にあたる、九百三十七寸を今量法六四五々にて歸除すれば、今量一斗四升五合一勺六撮七三有奇にあたる、是開元時量の三の一と明らかに通典に見えたれば、即唐律六典にのする乘量とおなじきものなるべし、是を小升とし、大升をもとむれば、今の四斗三升五合五勺有奇を以て唐の大升とすべし、即是大寶の大小升なり、伊勢國安東郡在地倉付の升といふものあり、其大さ方六寸、深さ二寸五分とあり、六寸を自乘し、三十六寸あり、二寸五分を乘じ九十寸あり、分積九萬あり、今量を以てはか





ると、一升三合九勺四撮といふ、疑らくは、是令小升の遺制にや」と見えたり○令制定の時、凡地を度り、銀銅穀を量る者、枡大を用ひ、此外官私悉く小者を用ひよと令し、延喜式の時、度量權衡は、官私悉く大を用ひ、醫家を測り湯藥を合すには則小を用ふと見えたり、「マス」を參看、

**ダイジョウ井ン　大乘院**　南都興福寺別當門跡、淀川河内天皇寺、法相宗、興福寺別當門跡、堀河天皇寺、法相宗、興福寺別當門跡、堀河天皇寺、法相宗、興福寺別當門跡、堀河

八月政子平虚な断り、六年七月齋藤祐貞を代官として巻諸せしむ、幡朝霧ぜし後、大に荒廢す、後ち鎌倉大慈寺住僧顯行當山に巻諸して荒廢を歎き、再興の志を起し、江ノ島弁財天に祈り、金を得て本尊を鑄造し、殿堂を造營して舊觀に復す、故に顯行を中興開山とす、足利尊氏大に歸依し、觀應三年十月當國丸島郷を寄せ、文和二年五月天下泰平の祈禱を命じ、六月内徒退治の祈禱を行はしむ、管領基氏等崇敬淺からず、歴々寺領を寄せ、天下安全の祈禱を行はしむ、永享四年持氏當寺造營に為を致し、諸將士をして奉加ぜしむ、小田原北條氏尊崇足利氏に遷らず、慶長十年正月德川家康の命に依て、不學不律の僧を下山せしめ、法印實雄を學頭とし、定額僧を定む、四月伊奈忠次をして、堂宇を再興せしむ、十五年寺領百石の黒印を給ふ、十九年五箇條法式を定む、寛永十四年知足院榮雷家光の命を以て巻諸す、十六年十月黄金一萬兩を賜て造營せしむ、十七年造營を始め、同八月春日局巻諸、十八年十一月上棟す、此時の棟札今にあり、爾來德川氏の信仰厚く、延寶四年元祿六年黄金を賜て修理せしむ、十六年地震にて大破に及びしが、寶永元年黄金樽木等を賜ひて修理せしむ、維新の後神佛の區別を明かにしてより、大山雨降神社と稱し、縣社に列し、毎歳七月大祭を執行す、不動堂は別に山上に存せり○別當八大坊、二王門の右に在り、古義眞言宗高野山末、關東五箇寺の一、開山眞辨、中興開山顯行、天文七年北條氏康諸役を免除し、慶長十年家康頒學領五十七石の黒印を給ふ○來迎院、女坂の右に在り、密宗山大山寺と號す、八大坊末、開山義疏(寛治二年寂)中興弘傳(寛永九年寂)本尊彌陀、土人茶湯寺と呼ぶ(相模國風土記稿、日本名勝地誌)

**ダイゼンシキ　大膳職**　ダイゼンシキ　オホカシハデノツカサ　と訓ず、唐名大官署、光錄寺、司膳寺、宮内省の被官、諸國の調進物及び膳羞を調進すること等を掌る、凡て古へは官衙に於て用ふる食料は、官より賞給し、飯は大炊寮より、菜は本職より調進したり、即ち大膳は内膳に對する名にて、臣下に下賜せらるゝ饗膳なり、長官大夫一人正五位上、權大夫一人(令外)共に殿上人四位五位、地下諸大夫之に任ず、亮一人從五位下、權亮一人(令外)諸大夫侍之に任ず、大進一人從六位下、少進一人正七位上、大屬一人正八位下、少屬一人從八位上、主醬二人正七位下、雜醬、醫政等を造ることを掌る、主果餅二人正七位下、菓子雜餅調進を掌る、史生四人、膳部一百六十人、職掌二人、使部三十人、直丁二人、鷹使丁八十人、雜供戸即ち鵜飼七十七戸、計人八十七戸、鋼引百五十戸、鵜甘部首、江首、我孫公等の部民の職を合したるものなり、其部屬尚ほ品部と稱して本職に隸す、即ち雜供戸なり、大同三年主醬、主果餅の二官を廢して本職に併せ、少進少屬各一人を增加す、後世、大夫及び亮に權官を置く(令義解、延喜式、嵯峨野鈔、拾芥抄、職官志)

**ダイソウジヤウ　大僧正**　ダイソウジヤウ　僧正の上位に在りて僧官を監督する最高の僧官なり　釋家官班記に釋門機樞也、尤爲規模、宗長者大旨任之、とあり、聖武天皇天平十七年正月廿一日、藥師寺の僧行基を始めて大僧正となす、然れども常任にあらず、二百餘年を經て圓融天皇天元四年、延暦寺良源、僧正より大僧正に昇任す、是を天台宗大僧正の初任とし、それより五年の後仁和寺寛朝を大僧正に昇任す、是を眞言宗大僧正の初任とす、諸宗を通じて現任は一人にて、他は旁前大僧正と稱する例なりしも、後世は法相天台眞言に大僧正あり、江戸時代に至りて大僧正に昇任する者は、宮門跡、護家門跡、兩本願寺、叡山三塔學頭(正覺院正觀院惠心院)日光上野學頭(即ち修學院凌雲院)吉野山多武峯の兩學頭、京都大佛の養源院、圓眞知恩院、上乘院、江州多賀の廢跡院、江戸芝增上寺、京都智恩院等にて、皆大僧正に昇任する例なりき(續紀、初例抄、釋家官班記、僧官考)

**ダイリウノビヤウブ　大宋屏風**　宮中御調度なる屏風の一、唐人打毬の圖を描きたる屏風をいふ、大嘗會、四方拜等の大儀、併に御修法臨御の際、此の屏風を立て廻らして御座を設く(禁經抄、江次第、代始和抄)

**ダイリウリヤウ　大總領**　總領地頭(ソウリヤウヂトウ)を見よ、

**ダイダイリ　大内裏**　皇居(クワウキヨ)を見よ、

**ダイダウ　大道**　私年號、何時代に相當するか詳ならず、條に云ふ、大道は大同の同音なりと、然れど是れ南北開朝和睦の後、南朝の遺民の私に建てたる號なるべし(總年號考)

**ダイタフノミヤ　大塔宮**　皇族にして天台座主となれるものをいふ、大塔は叡山に在り、座主は皆此處に住するを以て名付く、世には殊に護良親王を稱していふ、

**ダイチ　大治**　崇德天皇御宇の年號、天治三年正月二十二日改元、五年を經て天承と改む、

**ダイチ　大智**　名僧傳字は祖機、禪師の後人、七歳にして大慈寺寒巖尹の弟子となり、後相模に住き建長寺南浦明に見ゆ、機緣契ぜず、去





りて加賀に抵り、大乘寺瑩山禪に參じ、一朝忽然として了悟す、正和三年元に入り、古林茂、雲外雲、中峯本、無見觀の諸禪師に謁し、滯留十一年に及び、歸りて瑩山を省し、明峯智に見ゆ、加賀吉野郷に入り、菴を結びて閑居す、衆人歸響して一寺を創ず、乃ち師子山祇陀寺と號す、後尼後に歸り、鳳儀山聖護寺を創して寓す、鴻池武時入道崇仰して弟子の禮を執る、師山を下らざるもの殆んど二十年、製歴二年菊池武重紫陽山慶福寺を建て、請じて開山となす、正平年間肥前高來郡に水月菴を築きて養老の所となす、正平二十一年十二月十日端座して寂す、年七十七、夏六十九(本朝高僧傳、大智禪師偈頌)

**ダイチ非ン　大智院**　足利義視(アシカガヨシミ)を見よ、

**ダイチヤウ　大帳**　王朝時代四度公文の一、一國内所管の戸口、課不課の戸口、見不輸、見輸、半輸、全輸並に其年所の調庸、雜物等の數等を記す帳簿を云ふ、計帳とも大計帳とも云ふ、大帳を造るには、毎年六月三十日以前、國司より其部内の人の手實を徵す、其手實には戸内の人數、容貌、年齡、及び課不課を錄す、手實は戸頭(即ち戸主)より出す所の帳にして、是をも計帳と云ふ、此の計帳の手實を止むる時に、國司人民を會集して、貧富强弱を判り、戸を分つて九等とし、並に差科の先後をも定むるなり、既に國司にて其手實を收め、更に一國一郡を統合して、人口及び調庸の總計を錄し、並に彼の手實を轉寫して、之を加へ、八月三十日以前に太政官に送る、太政官之を受取りて民部省に下せば、主計寮にて勘檢す、即ち諸國の歳入稽算なり、大帳に附して支文九を上る、其書式延喜式に見えたれば就きて見るべし(類聚三代格、日本財政史、四度使考)

**ダイチユウジ　大中寺**　下野國都賀郡宮田郷山田村(今下都賀郡宮田村大字西山田)○山號太平山、曹洞宗、本尊釋迦、前國麻布の人(一に加賀の人といふ)百濟十一年六月生る、幼にして三寶を崇敬し、十四歳の時鷲知山に登り、岩窟の中に樓住し、十一面觀世音の讃を唱ふ、時人呼びて越の大德と云ふ、其頃總領聞に達し、大寶二年勅して護國家大法師の號を賜ひたりと傳ふ、養老元年に弟子淨定行基等を率ゐて白山に登り、妙理菩薩を感見す、後、山を下りて京に出で、行基等と相知る、元正天皇勅して神融禪師の號を賜ひたりと傳ふ、天平寶字二年鑑知山に歸りて岩窟に樓住し、讀經持呪を事とし、餘暇に小塔婆を彫作して衆人に施與せり、神護景雲元年三月十八日岩窟の中に寂す、年八十六、元亨釋書に記載する所詳細なるも信憑しがたし(日本佛家人名辭書)

**ダイチヨウ　泰澄**　名僧傳俗姓三神氏、名僧傳アヅノ角(一に安澄に作る)名僧傳越前國麻布の人(一に加賀の人といふ)百濟十一年六月生る、幼にして三寶を崇敬し、十四歳の時鷲知山に登り、岩窟の中に樓住し、十一面觀世音の讃を唱ふ、時人呼びて越の大德と云ふ、其頃總領聞に達し、大寶二年勅して護國家大法師の號を賜ひたりと傳ふ、養老元年に弟子淨定行基等を率ゐて白山に登り、妙理菩薩を感見す、後、山を下りて京に出で、行基等と相知る、元正天皇勅して神融禪師の號を賜ひたりと傳ふ、天平寶字二年鑑知山に歸りて岩窟に樓住し、讀經持呪を事とし、餘暇に小塔婆を彫作して衆人に施與せり、神護景雲元年三月十八日岩窟の中に寂す、年八十六、元亨釋書に記載する所詳細なるも信憑しがたし(日本佛家人名辭書)

**ダイツウゼンジ　大通禪師**　子益(シドン)を見よ、

**ダイトウ　撞頭**　文書中に於ける帝王高貴の人に係る敬語は次行へ送り、普通の行の擡よりも高く上に出して書くを云ふ、二字上るを一字擡頭、二字上るを二字擡頭と云ふ、其語になりて三字以上のものあり、蓋し臣子上を敬するの至情より出でしなり、今の時其例なし、其用ひられし始の何つ頃なるや詳かならず、御記錄以下私家の日記にも用ひられたるを見ず、江戸時代に至りて、大日本史を獻ずる時の上表に此の式を用ひたり、即ち左の如し、

進大日本史表
臣治紀言伏惟
大陽敎照率土蒸黎
日域
皇化所被環海蹤仰
天朝
帝王授受
三器徴
聖聖之謨訓
寶祚之隆與天壤共窮(以下中略)
皇帝陛下紹
天祖之正統
神明其德隆臨八方(以下略)

以て其一斑を知るべし、明治に至りて、組稅志、地藏提要、三正綜覽等の表も大概この擡頭を用ひたり、然れども柯延の公文には紙幅を費して不經なるを以て、明治五年八月七日、式部寮にて記錄等に擡頭平闕を用ひざることに定めたり、發問字(ケツヅ)參看すべし(國書察記錄、國實擡頭平出闕字表)

**ダイトウ　大同**　平城天皇御宇の年號、延暦二十五年五月十八日即位改元、四年を經て嵯峨天皇弘仁と改元す、

**ダイトウコクシ　大燈國師**　妙超(メウテウ)を見よ、

**ダイトウ非ン　台德院**　德川秀忠(トクガハ

ヒアタダ)を見よ、

## ダイトクジ　大德寺

大宮村、舊名紫野○龍寶山と號す。臨濟宗、大德寺派本山。延慶二年妙超東山に靈居菴を營み居たるが、元應元年赤松則村金若干を寄附して、紫野に一小院を造る、乃ち移り居す、正中元年勅して雲林院の北の地を賜ふ、因て寺基を擴張して大德寺と號す。正中二年二月、花園上皇御祈願所となし、嘉曆元年四月妙超開堂式を擧行す、元德二年八月綸旨を賜ひ、地を寄附し、元弘三年八月後醍醐天皇宸翰を賜ひ、本朝無雙禪苑となし、十月五山の一に列し、四年正月五山の上刹となして南禪寺に准ぜられ、益々寺基を擴張し、所領の地を加增せらる、妙超の示寂後弟子義亨第二代となり、花園上皇後醍醐天皇の御歸依深く、飲所の領地を加增せらる。北朝至德三年、室町幕府五山十刹の位次を改め、京都十刹の第九位に降す、文安二年八月宗順(養叟)勅を拜して住持となるに至り、十刹の列を離れ、元弘の舊規に復せらる、享德二年八月火災に罹り、尋で再興し、應仁元年兵燹に罹り再び燒失す、文明五年六月綸旨を賜ひて再興し、十年二月方丈上棟す、後ち信長秀吉所領の安堵狀を下し、元和元年七月家康安堵狀を下す數々增減あり、天保の頃御朱印二千十一石餘ありたり、現今境內六萬八千四百餘坪あり○總門(東向)勅使門(南向)寬永十七年皇居の南門を賜ひしものといふ○山門、玲瓏閣とも解脫門とも云ふ、閣上の額に金毛閣とあり、大永六年連歌師宗長寄附して、山門を建つ、而も閣に及ばず、閣は天正十七年千利休庚に寄附して之を作る、天井の黑龍の畫は長谷川等伯の筆、正面に釋迦三尊十六羅漢を安置す、加藤清正朝鮮より持歸したるものと云ふ、側に利休自作の像あり、秀吉破案せんとしたるを、池田氏乞うて備前に携へ歸り、明治二十一年還納せしものと云ふ○佛殿(本堂)、大雄殿と云ふ、南向、二重瓦葺、釋迦三尊を安置す、享德應仁に燒失し、宗純(一休)の參徒宗臨の寄附建立したるものも廢頹し、寬文五年京都の人那波素順等の寄附にかゝる○法堂、說法堂と云ふ、南向、佛殿の北に在り、赤松氏の寄附にかゝるもの燒失し、今の建造物は寬文十三年十二月小田原城主稻葉正勝其子正則の寄附にかゝる○方丈、法堂の北に在り、今の建造物は寬文十三年、京都の人後藤益勝の寄附にかゝり、園庭の結構は小堀政一(遠州)の工夫に成る、(一說に天祐和尚とも云ふ)南面の小門は世に明智門と云ふ、光秀の寄附と云ふ○眞珠菴、方丈の北に在り、有名なる一休の菴室にして、現今のは寬永十五年十一月の建造にかゝる、明治三十五年大修理を加へたり、今特別保護に屬す、本堂中台に一休和尚を安す○大仙院、眞珠菴の西に在り、六角政頼の建立なり、小庭は相阿彌の作なり○聚光院、方丈の西に在り、永祿九年三好義賴其父長慶の爲めに建立したるもの、千利休の墓あり○總見院、聚光院の西に在り、天正十年十月秀吉、信長の葬式をなし、一院を建立して菩提所となしたるもの、繼絕後廢止に歸し、今僧堂を建てたり、其北に信長の墓五輪塔婆あり、其左右に信忠信雄の墓あり○天瑞寺跡、總見院跡の西に在り、天正十六年六月秀吉の母病あり、依て急に建立したるもの、今は廢止に歸し塔婆あり○龍光院、慶長十一年黑田長政其父の爲めに建る所、父子の像其廟に在り○孤篷庵、境內の西南隅に在り、慶長十七年小堀遠州の龍光院中に建立せしもの、江月宗玩を開祖とし、寬永中今の地に遷す、後ち衰頹せしを、池田不昧侯の再造する所にして、構造柔く茶式に合し、世上に著名なり○蒲生氏郷墓、小早川隆景、細川忠興塔、豐臣秀長墓、里村紹巴墓等有名なる墳墓多し○什寶、文書、古畫、彫刻等極めて多し、就中觀音左右線鳥圖三幅(傳牧溪筆)觀音像(傳月窓等)龍虎圖二幅(傳竹溪筆)は國寶となれり○今左に歷代を示す、(大德寺誌、龍寶山誌、山城名勝志、京華要誌、國寶目錄)

妙超(宗峯)—義亨(徹翁)—宗費(令翁)—宗碩(風翁)
—道壬(虎溪)—道均(平臺)—仁藏(雨山)—宗崇(言外)
—宗立(卓然)—撫掌法雲—明叟——宗碩(德翁)
—宗棟(鄧林)—宗遵(大象)—大器——南周
—竺籍——宗寬(大模)—東源——宗芳(乾用)
—妙用(季林)—宗訥(香林)—宗藝(華叟)—巨岳
—宗壽(椿巖)—棣菴——宗顯(養叟)—宗曾(明道)
—無言——遠江——宗光(日照)—宗奧(滅崖)
—祖越(格堂)—宗溪(拳東)—玄奎(燈菴)—宗藝(一洲)
—宗鮮(日峯)—宗鑑(足菴)—宗寂(惟三)—玄承(義天)
—宗無(春浦)—宗深(雪江)—體調——顯宮
—宗隆(柔仲)—宗竭(岐菴)—紹隆(景川)—宗純(一休)
—宗昭(晦翁)—芳旨——宗愈(泰叟)—禪傑(特芳)
—宗頓(悟溪)—英朝(東陽)—宗統(一溪)—宗甫(四浦)
—宗眞(實傳)—紹巍(天輝)—宗仙(桃溪)—宗壽(椿叟)
—宗受(天縱)—宗球(天琢)—宗恕(仁濟)—宗澤(悅宮)
—嶽(桂菴)—宗琪(玉浦)—乾才(獨秀)—竺(大機)



—宗檢(鄧林)—宗松(興宗)—宗昭(錫峰)—宗繼(瑞翁)
—宗牧(東溪)—宗朝(東海)—珪(竺堂)—瑞秀(雪峯)
—宗亘(古嶽)—中叢(藤叟)—紹鷗(一宗)—宗浩(悅溪)
—宙(古鷗)—宗圓(玉英)—宗翔(龍江)—宗清(以天)
—宗康(貞叔)—宗桂(千林)—宗岱(小溪)—宗萬(休翁)
—宗啓(傳菴)—玄珠(月浦)—宗姜(大林)—宗九(徹翁)
—宗條(玉堂)—宗胃(清菴)—宗欽(天啓)—宗碩(大宴)
—宗貞(誠甫)—宗登(龍谷)—宗徹(春林)—宗俊(松齋)
—宗康(泰嶽)—宗慶(雲叟)—宗顯(江隱)—宗原(和溪)
—宗棠(準菴)—宗悅(怡雲)—宗用(大鄰)—宗訢(美齋)
—宗璋(玉叟)—紹董(春宗)—宗衡(南芳)—宗圓(春屋)
—宗琇(玉仲)—宗普(明叟)—宗初(大絅)—宗頓(南英)
—宗松(萬仞)—宗棟(古溪)—宗香(梅隱)—宗根(眞叔)
—宗昕(笑隱)—宗哲(明叔)—宗澜(仙岳)—宗紋(竹澗)
—宗賢(先甫)—宗謙(太素)—紹益(一凍)—宗範(準叟)
—宗範(梅溪)—宗眼(天叔)—紹璵(玉甫)—宗鈍(鏡叔)
—宗珏(希叟)—宗安(太簡)—宗穩(萬江)—宗珍(寶叔)
—宗安(心溪)—紹長(松巖)—宗仲(重甫)—宗兆(京用)
—宗秀(嘯叔)—宗儀(靈英)—宗印(月岑)—宗承(自天)
—宗貞(盛叔)—宗鎔(州甫)—宗佐(實叟)—宗如(玉崑)
—宗玖(瑞林)—宗璵(家甫)—宗印(傳叟)—宗陽(東鎔)
—宗瑛(鏡溪)—宗彭(澤菴)—宗章(龍宮)—宗頓(南國)
—宗玩(江月)—宗韓(雄峯)—紹興(玉叟)—宗真(寶谷)
—宗三(要叔)—宗時(春嶽)—宗益(日新)—宗瑾(玉田)
—宗劉(龍嶽)—宗存(菊徑)—宗周(文室)—宗惺(悅叔)
—宗温(光澤)—紹果(天祐)—宗潤(清嶽)—宗宮(義峯)
—宗智(正隱)—宗瑀(岡甫)—宗用(機菴)—宗宜(圓益)
—宗瑞(安宅)—宗容(雪嶽)—宗潤(默翁)—宗圓(癸堂)
—宗俊(禪海)—宗支(江雪)—宗生(雪菴)—宗璵(琢玄)
—宗龍(江雪)—宗瑛(玉舟)—宗璞(唐叔)—宗參(皆宮)
—宗傳(寂外)—宗春(仙溪)—宗竺(天室)—紹佗(方丸)
—宗鶴(祥嚴)—宗董(南叟)—宗英(雪山)—宗琨(梁嚴)
—宗左(傳外)—妙雄(大隱)—宗馱(乾英)—宗智(性翁)
—紹及(見岩)—宗晃(春澤)—宗傳(寶宮)—紹蘇(昭海)
—宗恩(巷嶽)—宗曦(陽甫)—宗瑛(桂山)—宗鈍(鐵丹)
—宗璵(大仲)—宗智(意溪)—宗寰(無隱)—宗什(一溪)
—紹益(默翠)—宗雪(雪溪)—宗瑞(錦山)—宗的(傳心)
—宗般(悟舟)—宗古(德孝)—宗笠(天倉)—宗信(春外)
—宗紹(俊嚴)—宗淡(說叟)—宗高(仰宮)—宗右(旋孝)
—宗甄(別源)—宗孝(先叔)—紹鷗(蟠宮)—宗泰(安叔)
—宗秀(嘯叔)—宗儀(說叟)—宗高(仰宮)—宗右(旋孝)
—宗貞(盛叔)—宗鎔(州甫)—宗佐(實叟)—宗如(玉崑)
—宗鎔

「宗是（寛治）」—宗泰（任叔）—宗任（竺巖）—宗師（月洲）」
「宗覺（大玄）」—宗林（少峯）—義門（信叔）—義般（高丘）」
「宗活（江巖）」—義蹲（寶峯）—宗雲（法岩）—宗璉（陸巖）」
「紹石（鐵叟）」—宗信（雪谷）—宗植（茂林）—宗三（月船）」
「宗雄（虎峯）」—宗襲（大嶺）—紹碧（岐堂）—宗本（性巖）」
「宗玖（玉岡）」—宗益（大虛）—紹通（圓巖）—宗徹（大溪）」
「宗兆（大寧）」—宗孝（元叟）—紹柳（梁堂）—妙常（夏叟）」
「紹賢（安禪）」—宗文（大龍）—義田（藍谷）—義實（郁翁）」
「紹典（文英）」—宗意（大菴）—宗養（見道）—義寧（泰州）」
「宗景（江堂）」—宗如（巨海）—紹本（大方）—宗樹（別巖）」
「宗舜（日寬）」—宗就（成巖）—宗悅（心英）—宗真（恭山）」
「義俊（大川）」—宗般（大峰）—義問（閑田）—宗宏（寬溪）」
「紹彥（藏叟）」—宗賢（愚谷）—宗哲（愚堂）—紹中（天洲）」
「宗誠（實門）」—義俊（英巖）—宗樞（斗山）—宗信（敬外）」
「宗常（梅峰）」—宗卓（特英）—宗旭（萬鄉）—宗宜（鼓山）」
「宗珥（陶嶺）」—宗桂（石峰）—義訓（鹿洲）—宗音（海門）」
「義璞（非心）」—宗曾（一道）—宗衍（無學）—宗寬（兗州）」
「宗台（雪峯）」—宗薩（德隆）—紹悅（痴翁）—義文（貫岑）」
「宗敬（鹿巖）」—宗樂（東天）—宗祐（靈巖）—紹傳（別道）」
「宗登（嶺岩）」—宗璵（無價）—宗奕（眞巖）—宗真（觀光）」
「宗滿（智山）」—宗寅（建宗）—宗活（大休）—義全（功洲）」

「宗瑱（瑞岩）」—宗慶（直巖）—宗三（要道）—宗璨（金宗）」
「宗住（詮叟）」—宗詮（明道）—紹章（龍溪）—宗着（松巖）」
「宗昌（鐵舟）」—宗珍（玉堂）—宗凱（圓道）—宗慎（大恩）」
「宗授（古田）」—宗通（融谷）—宗研（心澤）—紹隆（興巖）」
「宗長（眞蹤）」—宗丁（一山）—宗義（東陽）—宗曉（靈海）」
「宗瞬（雰山）」—紹瑛（大海）—宗宇（宙寶）—宗勤（常光）」
「宗行（護味）」—宗珍（雨山）—義敎（別宗）—宗瀛（香林）」
「義順（金嶺）」—宗淨（直道）—宗智（風巖）—宗慈（圓堂）」
「宗圭（玄道）」—宗寬（明堂）—宗斗（大徹）—宗永（寬令）」
「宗闡（笑雲）」—宗錄（繡方）—宗正（眞綠）—宗彥（大綱）」
「宗格（石窟）」—宗全（完山）—宗中（月舟）—宗允（大鼎）」
「義董（正道）」—紹典（法巖）—宗英（雄峰）—宗芸（斷橋）」
「宗賞（諦道）」—宗貞（正慰）—宗戒（融山）—宗益（拙叟）」
「宗透（列峯）」—宗浸（恩光）—宗光（大雲）—宗員（顯道）」
「宗丞（喬谷）」—宗萬（大道）—宗鈴（月海）—義白（圭寶）」
「宗瑾（清隱）」—妙怡（悅叟）—義演（戒巖）—宗妙（玄峰）」

**ダイトクジハ**

妙超禪師な祖とす、禪宗（センシュウ）、「リンザイ」、「メッテツ」の條を見よ、

**ダイトケイ　大刀契**　名義　大刀と契とを云ふ、大刀は又節刀とも云ふ、大刀契は傳國璽とも稱して、踐祚の時授受し給ひ、行幸にも從ひ、神器に次で重寶とす、大刀四十八柄あり、內寶劍二あり、共に百濟國より獻する所、一を三公戰鬪劍と云ふ、將軍劍とも破敵劍とも稱す、左に三皇五帝形、南斗六星青龍形、西王母が兵刃符を圖し、右には北極五星七斗七星、白虎形、老子破敵符を圖す、將軍出征の時之を給ふ、即ち節刀なり、二を守護身劍と云ふ、左に日形、南斗六星、朱雀青龍形を圖し、右には月形、北斗七星、玄武形、白虎の形を圖す、銘あり、盤在、庚申正月、百濟所、造三七鍊刀、南斗、北斗、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武、避三除不祥、百福會統、年齡延長、萬歲無疆、とあり、御所に留む、太古以來或は大刀と節刀とを區別するものあり、或は大刀契と云ひて大刀節刀を指すものの如し、後に天德御記に節刀四十餘柄とし、藤文記に大刀四十八柄、魚符七十四枚とし、信經私記に、大刀四十四柄の內二靈劍あり、一は破敵と名づけ、大將軍に給ふ節刀にて、一は守護と名づけ、御所に侍する者と云へば、大刀のうちを節刀としたるより、大刀とも節刀とも云ひしものなるべし、契は發兵符にて、七十四枚ありと云ふ、蓋し其物たる一を割て二とし、一を留め置き、一を諸國に附し、相勘合して信證とす、李唐魚符の類なり、令制三關國には木契、餘國には鈴符を賜ひしと見れば、これは令以前の制にて、後世は單に重寶として傳へしものなるべし、大刀は錬劍にて、多くは三尺以下、二尺以上なり、寶劍に日月星辰を鑄めしことは前に述べしが如し、契は魚形を爲し、或して長さ二寸餘、或は四寸、金鐵、銀銅等數種あり、大刀契各共に辛櫃に納めて宮闈殿に安置す、後には內侍所に遷せり、地藏菩薩大刀は神功皇后の時百濟より獻する所と云ふ、武家名目抄に、信經記に百濟より來





るとなすは信じ難し、文武天皇は見て安部島を好みしなる以て、節刀も此時作に造れるものならんと云へり、案の始め詳かならず、節刀を給ひしは元明天皇和銅二年左大辨藤原巨勢麻呂に賜ひしを始めとし、代々大將出征の時に給ひたり（セツヨウ、參看）村上天皇天德四年內裏燒亡の時、寶劍燒損せしを以て、安倍晴明紗を奉じて製き修造せしむ、或は云ふ應和元年七月天文博士賀茂保憲勅を奉じて靜謐壇にて造ると、又云ふ倘前國鈴治白根安生鄕を造り進ずと、一條天皇寬弘二年十一月內裏燒亡の時、大刀契多く燒け損ず、堀河天皇寬治八年十月內裏燒亡の時、寶劍燒け損じて、護身劍は青龍傷に殘り、朱雀は足許殘り、破敵は二星殘り、玉帚は兵刃符傷に殘れり、此時燒損にて存するもの雜劍寶劍を併せて十柄なりと云ふ、委しく中右記に見えたり、後堀河天皇安貞元年十二月大刀契紛失す、明年三月細辛櫃を求め出す、內に劍二柄（一說に四柄）にて折れたるものありと云ふ、及び銅劍の類燒殘（一說に鍛切一四寸餘のものありと云ふ）等の魚形を存するもの等あり、同月廿四日伏議を行ひ、將軍劍を以て節刀櫃に入れ、今一節（護身劍か）を以て大刀櫃に入れ、銅劍を大刀櫃に加入して、行幸に供奉することに定む、元弘建武の亂亂に紛失す、光明天皇曆應四年大刀契節刀の沙汰あり、明年九月伏議を行ひ、大刀に於ては神社の靈劍を用ひ、契に於ては新造し、節刀に於ては議する所なかりき、光明天皇節刀の沙汰なきを無念に覺えさせ給へり、桃華叢話に、大刀契並節刀、建武度紛失、後新造之、とあれば、此の後も兩劍共に新造せしものか、匡遠記に、觀應三年八月十七日、今日院（光厳）第三皇子、後光厳）踐祚也、大刀契鈴印不被渡之、今紛失、歟、大刀契者年來無實云々、とあれば、桃華叢話の云ふ所の新造は此の後のことに係るか、他に傳說なきを以て判め難し、寧明天皇文久三年四月石清水宮に行幸して、「錬爽の節刀を將軍家荒に賜はんとし給へり、此時の節刀はいかなるものなりしか、これ又詳かならず、

**ダイト**

云ふ、即ち高倉宿老の尊稱、禪僧沙彌陀、後には僧侶の通稱とす、今餓乞士の窓に「踏原通憲を指して少納言の大とともはかなくなりて云々」と見えたり、

**ダイトコロガシラ　臺所頭**　江戸幕府の職名、職所臺所頭、表臺所頭、奥臺所頭の三あり、各條を見よ、

**ダイドコロブギヤウ　臺所奉行**　室町時代より江戸時代にかけて、幕府並に諸大名及び其他の家中にて、庖厨の事を掌る職、臺所頭とも云ふ、詳名數抄、亞槐○納言とは官を納る、義、下の官なり、上の官を下に寫なり、故に口舌の官とも云ふ、關講輯太政官の次官、天皇に侍從し、庶政を參議し、宣旨を敷奏し、大臣缺せざる時には、代て政務公事を奉行す、人員定まらず、正三位相當の官、大臣に昇るべき人之に任ず、高倉天皇の時、藤原光親大納言に任ぜしより、諸大夫の家の人其功によりて任ぜらるゝに至る、關講輯天智天皇の時、御史大夫を置く、弘文天皇元年大納言と改む、文武天皇大寶令制定の時、正員四人を置く、慶雲二年勅す、大納言の職大臣に比するに、位諸卿を超え、任置く事密なり、官員足らざれば宜しく省きて一人となし、中納言三人を置きて其闕を補ふべしと、天長五年權大納言一人を置く、字多天皇遺戒して正二人權一人三人に過ぐることなかからしむ、永觀元年四人に增し、長和二年五人となし、仁安元年六人となり、承安元年七人に增し、奉永二年八人となる、後鳥羽天皇の代、一時六人となり、土御門天皇以後八人に定まる、後醍醐天皇の時正四人權二人と定めしが、後ち又八人となり、慕新の時に至り明治四年七月之を廢す（書紀、續紀、令義解、公卿補任、官職部抄、職原抄、官職雜機、職官志）

**ダイニチニヨライ　大日如來**　佛經にて如來の一、梵語に摩訶毘盧遮那（マカビルシャナ）と云ふ、摩訶は大の義、毘盧遮那は日の別名なり、又盧遮那は光明遍照の義なり、內眞法界を照し、外身光を以て大機を照し、煩惱の塵淨く、衆德悉く備はり、身土相稱ひ、一切處に偏きこと日光の照さざる處なきが如しと云へり、獨一切處、大日遍照、光明遍照と稱す、我國にては密敎の本尊とす、大日は密敎の主なれども、釋迦如



**ダイナゴン　大納言**　ダイナゴンは「オホモノマウシノツカサ」とも訓む、又亞相とも、御史大夫とも云ふ、詳名數抄、亞槐○納言とは官を納る、義、下の官なり、上の官を下に寫なり、故に口舌の官とも云ふ、關講輯太政官の次官、天皇に侍從し、庶政を參議し、宣旨を敷奏し、大臣缺せざる時には、代て政務公事を奉行す、人員定まらず、正三位相當の官、大臣に昇るべき人之に任ず、高倉天皇の時、藤原光親大納言に任ぜしより、諸大夫の家の人其功によりて任ぜらるゝに至る、關講輯天智天皇の時、御史大夫を置く、弘文天皇元年大納言と改む、文武天皇大寶令制定の時、正員四人を置く、慶雲二年勅す、大納言の職大臣に比するに、位諸卿を超え、任置く事密なり、官員足らざれば宜しく省きて一人となし、中納言三人を置きて其闕を補ふべしと、天長五年權大納言一人を置く、字多天皇遺戒して正二人權一人三人に過ぐることなかからしむ、永觀元年四人に增し、長和二年五人となし、仁安元年六人となり、承安元年七人に增し、奉永二年八人となる、後鳥羽天皇の代、一時六人となり、土御門天皇以後八人に定まる、後醍醐天皇の時正四人權二人と定めしが、後ち又八人となり、慕新の時に至り明治四年七月之を廢す（書紀、續紀、令義解、公卿補任、官職部抄、職原抄、官職雜機、職官志）

（佛像圖彙所載）

来と別體にあらず、釋迦は化身佛なれば釋迦の法身が即ち大日如来なりと云ふ、是れ天台宗の一義なり、（大日經、佛教いろは辭典、佛語解釋）

**ダイニホンシ　大日本史**　卷數三百九十七卷、二百二十六冊、別に目錄五冊、近時吉川弘文館にて水戸列傳のみを活版本と爲したるもの二十五冊あり、神武天皇より後小松天皇に至る間の史實を、紀傳體に編述したるものにして、本紀（七十三卷三十六冊）列傳（百七十卷六十四冊）志、表の四部より成り、志類は、神祇（二十三卷二十冊）氏族（十三卷十二冊）職官（五卷五冊）國郡（三十三卷二十五冊）食貨（十六卷十四冊）禮樂（十六卷十冊）兵（六卷二冊）刑（一卷一冊）陰陽（六卷三冊）佛事（六卷六冊）の十志、表類は、臣連二造（二卷二冊）公卿（七卷七冊）國郡司（十二卷十二冊）藏人檢非違使（四卷四冊）將軍傳（三卷三冊）の五表に分ちたり、神功皇后を皇紀に、大友天皇（弘文天皇）を天皇に列し、神功の所在によりて正朔を南朝に繫けたるは、本書の三大特筆と稱せられ、德川光圀が最も意を用ひたる處とす、なほ本書編纂の目的は、皇統を正調し、尊王の意を宣するにありしが故、筆鋒頗る嚴厳なり、而して其記述また正確にして史を讀む者必ず參考すべき良書たるのみならず、維新以前にありて勤王思想の發達に多大の影響を與へたるの歴史を有す（編纂者　水戸藩主德川光圀主務の下に、多數の史臣ありて編纂に從へり、而して其主任を總裁と稱す、佐々宗淵、安積覺、大串元善、栗山潤、酒泉弘、三宅綱明、大井貞廣、打越直正、增子淑時、立原萬、高橋廣備、藤田一正、青山延光、會澤安、杉山忠亮、豊田亮、堀田寛等相繼で之に補し、近代に及べり、明暦三年創めて史局を江戸駒籠の下屋敷に設け、翌て寛文十二年の春、小石川の藩邸に移し、名を彰考館と稱す、既にして元禄十二年、本紀及び皇妃皇子皇女の三傳成り、寛永六年紀傳漸く佛はり、更に志表の編纂に著手す、正德五年私に命じて大日本史と號ふ、十二月之を光圀の廟に獻ず、享保五年大日本史を幕府に獻ず、本紀七十三卷、紀傳百七十卷、並に序目、修史例、引用書目と合せて二百五十卷なり、享保本と稱す、今の板本と頗る異同多し、蓋て紀傳寫して朝廷に獻じ、嘉永年間之を刊行す、凡て百年なり、而して志類未だ御ほうさりしが、綱條の後梨田寛亭ら此事を掌り、明治三十九年に至りて全く成る、其十二月德川圀臨大日本史全部を進獻して乙夜の覽に供したり（修史始末、國學院雜誌、水戸義公修史之事、國史學の栞、群書一覽）

**ダイネンブツジ　大念佛寺**　卷數[illegible]摂津國住吉郡（今東成郡）平野鄕町大字平野馬場○大源山諸佛論念院とも稱す（[illegible]國融通念佛宗の總本山○本尊天得知來（[illegible]）融通念佛修行して、聖德太子の夢告に感じ、天王寺に駐りて念佛修行し、聖德太子の夢告に感じ、上奏して今の地に一道場を建立し、諸佛護念院融通大念佛寺と號す、第六世良鎔の時火災に罹り、第七世法明、元亨元年に再興して宗風大に振ふ、正慶元年五月復火災に罹り、寶物等多く燒失したりと云ふ、元和元年大阪役の時、三たび火災に罹る、德川家康官銅五百文を寄附して再建を助け、尋で寛永二百文を寄附す、四十三世舜空四方に墓誌し、寛文三年工を起し、同七年本堂成り、舜空始めて登城して念佛札を獻上す、四十六世大通學德堂に高く、朝廷幕府の歸依を受けて一宗の興隆に全力を盡す、靈元天皇勅して紫衣を賜ひ、且つ本寺を以て一宗の檀林となし給ふ、尋で客殿庫裏及び寶藏等を造營し、且つ田圃等を購入して寺有となす、爾來二百年諸堂整備して壯觀を極めたりしが、明治三十一年火災に罹り、本堂、（大治二年良忍創建、寛文三年舜空再建）、阿彌陀堂（元禄五年大通建立）、鎮明殿（保元元年明際創建、元亨三年法明再建、天保十三年敎鄕重修）、御影堂（正德六年忍通創建、文久二年敎鄕再建）、鐘堂（元亨二年法明創建、元禄十年大通再建）、位牌堂（元禄五年大通建立）、堂司部屋（大通建立）、骨堂（貞亨二年良觀再建）、方丈（大治二年良忍創建、寛永二年法覺再建）、役寺寮（寛永二年法覺建立）、小書院（天保元年眞海建立）、同（寛政五年梟海建立）、唐殿及侍者寮（元禄九年大通建立）、玄關（寛永年中法覺建立）、鼓樓（寛永年中法覺再建、元禄九年大通重修）、滴逢所（寛永年中法覺建立）、樂松院（天文二十年道貼創建、正德元年貼海再建）、學頭寮（元禄四年大通創建）、所化寮（元禄十年大通建立）等二十餘宇燒失し、現今伽藍の一部を存するのみ○正門、機行二間、總行九尺、寶護寺宮御筆大源山の額を掲ぐ○毘沙門堂、機行四間四方、大治二年良忍創建、寛政十一年燒滅再建、毘沙門天を安置す○四通殿、二間四方、觀音像を安置す○羅漢堂、機行五間、總行四間、弘化元年敎鄕建立○經藏、三間半四方、元禄年中大通建立○地藏堂、機行一間半、總行一間半、弘化元年敎鄕建立○鐘樓堂、機行二間半、總行二間半、嘉暦三年法明創建、文化三年梟海改鑄、再建○貴船、機





行三間、總行二間半、元亨三年法明創建、元禄元年大通再建○待賢殿、別時堂、骨堂等は近年の再建にかかれり○寶物、龜鑑、及び同緣起、融通念佛緣起等あり（攝津志、名勝志、大念佛寺誌）

**ダイノヤ　對屋**　王朝時代、寢殿の左右に在る別棟の小建物を云ふ、廊下を以て寢殿に連續す、對とは、主殿に對する義、常に對とのみいふ、其所在によりて東ノ對（一ノ對とも）、西ノ對（二ノ對とも）、北ノ對と稱す、後世將軍家及び公家に於て女中の住む長屋を稱して對屋といひ、武家にては、奥ノ屋といへり、其構造北の方と東西行鳥翼の如く作り、角木を入れず、蜀戸なしと云ふ（「シンデンヅクリ」參看（家屋雜考）

**ダイバ　臺場　砲臺**（ハウダイ）を見よ、

**ダイハイ　帶佩**　もと大刀を佩ざたる容姿をいふ、後に轉じて單に立派なること、又は實用に適する刀劍の身をいふ、平家物語に、容儀帶佩とつゞけ云へり、

**ダイハウ　大寶**　文武天皇御字の年號、天皇卽位五年三月二十一日、最に對馬國金を貢するを以て元を建つ、三年を經て慶雲と改元す（續紀）

**ダイハウ　大砲**　卷數[illegible]鐵砲の大なるもの、生として攻城野戰また海戰等に用ふ、發熕、大筒、佛狼機、大銃、國崩、石火矢等の名あり（[illegible]）天文廿年南蠻國より屢貢といへるもの九州に來り、大友宗麟に謁し、發熕を獻じて之を試みたるに、百雷の響を發し、國中の人大に驚きたりと云ふ、是卽ち大砲傳來の起原なり、（九州記には、此年南蠻の商船來り石火矢といへる鐵砲の大なるもの二つを大友宗麟に獻ず、宗麟後ち島津氏との戰に此器を用ひたりと見ゆ、新井白石は、右にいへる鐵砲の大なるもの二つとは、一は古くより支那にありたる佛狼機の類にて、一つは純然たる洋式のものならんといへり、暫く記して參考に供す）其頃周防の人弗石内藏之助高基といへるもの、蠻後にありしが、被器を盜み取りて長門國に赴き、明の婦人丁安といへるものより火藥の製法を學びたり、其子茅中國地方を巡廻して師となりしも、いまだ其器を求むるもの稀なりきといへり、一說には堺の芝辻道西始めて製作を試み、爾來小銃と並び行はれして精巧を極むともいへり、爾來小銃と並び行はれしと雖も、流行の程度は、遠く小銃に及ばざりしが、なほ戰陣の間に用ひられしこと、諸書に散見せるもの多し、南海治亂記に、永禄年中河野通直が毛利氏と戰ひしことを述べて「然れども倉卒に大鐵砲を造る事不能、工夫を爲し、松の生木を彫て筒とし、鐵輪を入れて固くなし、其大きさを積りて玉を造り、硝を分て配して火を發す、必ず其木筒破れて不持、又縄を以て絡ても破れて不持、種々に試せども、其功用の術を不得て止ぬ、或者又工夫を爲して、竹の輪を造りて桶の輪の如くせしめ、堅て固な爲し、是を以て火を發す、木筒不損して相持てり、是を幸として鐵輪數練せしめ、木筒の利益を許りて其用を審固にし、海邊の臺に備置、中州の兵將これを不知して、鐵鐵數百挺を分けて海々に攻め上らんとす、間近く寄附けて、高樓より下矢に大砲を放入れば、大樓破れて敵樓水に沈む云々」と見ゆ、天正四年七月及び天正十四年には、島津家久が日向丹生の地を攻めて時、國崩といへる大石火矢を以て攻撃したることあり、降りて大阪の役に、德川家康が、片桐且元等の諸將に命じ、城内を砲撃したることも屢々なりき、かく往々にして軍陣に用ひて偉功を奏したることありと雖も、其用廣からず、江戸時代に入り、世は太平に赴くに從ひ






（武器二百圖所載）

其進歩實屬また自ら停止し、幕府の吏員中に大筒役等ありしも、只窓間を墨守するのみ、八代將軍吉宗の時、深く意を注ぎ、大筒役佐々木隠三郎孟綱に命じ丁火矢を製作せしめ、また同人をして車仕掛大筒を製作せしめたることあり、車仕掛とは置し砲車ならん、中葉以後海防の議起り、加之蘭學の發達も著しかりしより、遂に洋式に倣ひて之を作るもの多し、寛政元年七月松前藩にて一大水砲を製したるが如きは、邦人の考に成るものなりと雖も、天保七年信州松代城主眞田幸貫が、和蘭の製を參取して、十二支砲數十門を鑄造したるは、我邦における近世洋式大砲製造の濫觴なるべし、是より先長崎に高島秋帆あり、深く意を砲術に注ぎ、天保三年以降、自費を拋ちて大小砲を和蘭より購求し、十一年に至りては小銃を別として野戰砲六門、臼砲四門、モルチール、カノンスル、部砲三門を所持し、頗に研究調練に勉めたれども、いまだ之を製するに及ばざりき、然るに其門人伊豆韮山の代官江川英龍其志を繼ぎ、天保十二年十一月、幕府に稟申し、始めて銃砲を鑄たり、韮山に於て大砲を鑄る事、之を以て嚆矢と爲す、尋で十月韮山に於て、大砲を製作し請求者に與ふ事を許され、翌來年々列藩の需に應じたる事甚多かりき、安政二年、英龍幕府に呈したる屬書には「堀田備中守殿御類之分、モルチール壹挺、ホーウイチスル壹挺、松平志摩守類之分、モルチール壹挺、ホーウイチスル壹挺、壹貫目カノン壹挺、五百目カノン壹挺」と見えたり、はじめ英龍、韮山に小反射爐を築き、鑄工長谷川刑部を聘し、自ら手を下して屢々研究せしも、其形小なるを以て、鋳解意の如くならざりしが、後ち鍋島閑叟に依頼し、家人八田兵助を佐賀に遣はし、其洋式に規矩せる爐製、井に鑄の鋳解法を調査せしめたりき、尋で嘉永六年幕府の允許を得、伊豆中村(韮山をさる十五六町)に、大反射爐を建築し、後ち十年の間同所に於て數多の大砲を製造せり、かく英龍が鑄造を試むると殆ど同時に、水戸齊昭をはじめ、島津齊彬、鍋島閑叟等の諸藩主も相續で製作せり、殊に齊彬の如きは、其未だ世子たりし時、自ら蘭譯書に就きて研究し、弘化四年五十斤の臼砲を鑄たりしが、後ち嘉永二年には百五十斤の爆母砲を鑄たり、該砲は米國式を模したるものにして、鹿江時の鑄砲場に於て製造せるに係り、而して幕府自らも各種の時未聞の巨砲と稱せらる、大小諸砲も又之を鑄るもの次第に多く、維新の際に於ける各所の戰には、皆之を利用せざるはなかりき、而して此頃ライフル砲船來したり、これは内部に旋條を施し、榴彈を發射するものなりしが、功力從來のものに勝れるを以て、列藩競うて購求するもの多かりしといへり、明治以後に至りてアームストロング砲、クルップ砲等陸軍の採用する處たりしも、近時は有坂砲一般に用ひる事となりたり

精調砲(イレコブ、カノンロ、ナアチ)、ボーキッスル、モルチール、白砲、水砲、一耳砲、忽砲、迦砲、カノンスル、ロ、ナアチ

懷中納言兼都督薩摩原朝臣（花押）

**ダイブツ　大佛**　奈良東大寺の大佛、鎌倉清淨泉寺の大佛、京都方廣寺の大佛最著はる、世に之を日本の三大佛と稱す、詳しくは各條を見よ、

**ダイブツオホバン　大佛大判**　名義　金貨の一種、大佛供養の時、作りたるを以て此名あり　註記　縱五寸五分五厘、横三寸五分弱、重四十四匁、縱五寸七分、縱五寸四分、横三寸三分、重四十四匁二分、縱五寸五分、横三寸五分五厘、重四十四匁二分の品あり、面に十刹、後藤及び花押を墨書し、桐章を極印したるもの、裏面に花押を墨書し、桐章を極印したるもの、又は桐章を極印したるもの、造りたりといひ、或は秀頼大佛再建の時、黄金千枚注馬を毀ちこれを造りたりといふ、（オホバン）參看（大日本貨幣史）

**ダイブツセン　大佛錢**　文錢（ブンセン）を見よ、

**タイヘイキ　太平記**　名義　四十卷、外に續卷一卷あり　内容概要　花園天皇文保二年より後村上天皇の正平二十二年に至る迄、凡五十四年間の戰亂記にして、文勢雄大壯快にして、和漢混淆文の上乘なるものなり、諸流本に、古板本、活字本、頭書本等あり、異本には、西源院本、毛利本、金勝院本、今川家本、北條家本、南部本、今出川本、梵舜本（天正本）等ありて互に出入あり、蓋し書寫の際轉々して漸次に異同增減を生ぜしものなるべし、神田孝平氏所藏の古寫本は、足利氏衆代の寫物にして、後ち豐臣秀吉に傳はりしもの、元本を去る遠からざるものなりと云ふ、普通本とは事蹟は勿論文の段數も甚しく異なれり、（委しきことは史學雜誌十編一號を見るべし）戰記物語の常として、往々其事を誇大にし、月日の少しく誤れるものなきにあらずと雖も、徒して當時の日記文書と一致して、南北朝史研究には問くべからざる貴書なり、久米邦武氏史學に發なしと喝破せられしも、公平の論にあらず、江戸時代太平記讀と稱し、太平記を讀み聞かせて人心に娯樂を與へたるものありさまを（イキヨミ）參看　註記　太平記理盡抄の說によれば、初卷より十卷までは玄惠法師、巻知法師、教圓上人經隆等が、義貞尊氏藤房等の實蹟に臨みて人々に尊れて、著はしたるものなりと云ひ、太平記批判記には、尊氏の歿後凡そ五十年の撰なりと云へど、著者を奪げず、されど洞院公定公日次記應安七年五月三日の條に、「傳聞、去廿八九日之間、小島法師圓寂云々、是近日觸天下、太平記作者也」とあれば、小島法師の作なること、信ずべきものならん　註記　雖太平記（今川了俊）太平記理盡抄五十卷（和田助則）太平記大全五十卷（西道智）太平記抄四十卷、太平記圖經五卷、太平記年表四卷（河原貞賴）太平記之時代帝王略系譜一卷、太平記綱目六十一卷（原友軒）太平記音義四十卷、參考太平記六十四卷あり、就中參考太平記に今井弘濟内藤貞顯、水戸光圀の命により諸本の異同を一々校定し、公卿補任、增鏡、歷代皇記、東寺執行日記等を揭げて參考としたれば、修史家の必讀すべき良書なり（太平記、參考太平記、詳書一覽、史學雜誌）

**タイヘイキヨミ　太平記讀**　神史の類を讀み聞かせ來人の娯樂に供するを營業としたるものをいふ、後世の軍談師の濫觴なり、軍書の中にありて殊に太平記を講ずること多きを以て名付けたるなるべし、其起原詳かならざれども、赤松法印と云へる者、慶長の頃德川家康の前にて、屢々源平盛衰記、太平記を講じたりしが、後ちには清侯へも召されて、軍書を講じたれば、世人太平記讀と云へること、往々武家閑談にあるを以て初見と爲す、降て元禄の頃より之を以て生業となす者出て來、京都にては、祇園の涼み、糺の森の下かげに席を敷き、或は寢殿張の小屋を構へ、此内に座し、見臺に向ひて講釋したるなり、恰も後世の辻講釋の如し、また江戸にては見附の清左衛門と云へる者、淺草門の傍に出で、理盡抄と稱する評判の書を以て之を講じたり、之より太平記讀と稱する者數多出來、遂には軍談講釋師といふも讀のを生じて、其發達を遂げたり、講談（カウダン）の條參看（世事談、人倫訓蒙圖彙、御傳女、續々武家閑談）

**タイヘイゲンハウ　太平元寶**　名義　王朝時代に行はれたる錢貨の一種　註記　銅にて作る、徑及び重量、未だ世に傳はらざるを以て詳かならず　異説　浮仁天皇天平寶字四年三月鑄造して之を行はしめ一を以て新錢の十に當てしむ、ゼニ」參看（大日本貨幣史）

**タイヘイシンキヤウリウ　太平眞統流**　若名主計豐童の創めたる組術の流派○豐童は、下野の人、始め三郎次、隱退して眞鏡齋と號す、享保年間同國の隱士小林右門につき柳生流の刀術を學び、其宗を究めんと欲し、同國太平山の神に祈り、其奥旨を悟る、因てこの名あり、江戸に出て大に名聲あり（武術流組談）

**タイヘイラク　太平樂**　唐樂、公莫舞にて、食調廿四曲中の一、太平樂、或は項莊鴻門曲と稱す、新樂二、中二、六（組合獻盃）武舞拍子二十、二六（門の曾欽、楚の項莊似舞、奇也、舞者四、項莊、項伯、亦立て舞、常、項莊に其意

あるが故に、其職を免ぜされば、台旨も行はれざるの場合ありとすし といはれしは、最其要を得たるものにして、王朝時代における攝政關白に相當せり、世或は今日の總理大臣の如きに心得るは誤りなり、當時總理大臣に相當せるは、首坐の老中なり、（ラウゼキュウ）參看）但し井伊直弼に及びて、始を異にせり（巴原榮治）豐臣秀吉諸大名の中、重望ある德川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景を以て大老となし、大政を參決せしむ、大老の稱實に此に始まる、然れども其設置の年代詳かならず、木下文書、伊達文書等を按ずるに、文祿四年の五大老連署の條目、及び起請文あれば、同年には既に之れありしこと明なり、恐くは文祿三四年の間ならんか、慶長二年隆景免じ上杉景勝之に代る、人員五名あるを以て、世に五大老と稱す、秀吉の薨後、利家また嫉いて殺し、幾干もなくして關ヶ原の亂起り、兵馬の權德川氏に歸するに及び、大老の職自ら廢滅せり、江戸時代に於ては、寛永十五年十一月、土井利勝、酒井忠勝の二人、琉細の職掌に預る事は稀く免され、朔望の外は大事ある時のみ出仕し、老臣と會議して之を參決すべしとの命を蒙る、これを大老の起因と爲す、蓋し之より先、德川氏なほ參河にありし時、大久保、石川、酒井の諸家を以て家老と稱し世襲なりしが、後ち本多、榊原、井伊の三氏を加へ、常に年賀奉行（即ち後世の老中）の上に位し、獨り政事の機密に參するのみならず、專ら諸士の頭領となりて軍旅の職を兼れたりしが、二代秀忠の時も舊によりて改むる所なく、なほ家老と稱したり、即ち大老に相當せるものなりしが、此の時に當り大老の稱いまだ起らずと雖も、其實漸く備はれり、既にして利勝、忠勝卒し、寛文三年二月忠勝の子忠清はじめて大老職に補す、江戸時代に於て大老の職、こゝにはじまる、蓋し桃山時代の遺制に倣ひたるなり、時に將軍德川家綱多病にして政を親る能はず、大小の事悉く委ねて忠清に委任せるを以て、權勢朝野を傾く、而して其邸宅大手門外下馬札の傍に在るがゆゑに、世人下馬將軍と稱したり、家綱薨じ綱吉立つに及び、忠清旨に忤うて職を免じ、堀田正俊之に代る、正俊將軍擁立の功を負ひ、また頗る權勢ありしが、稻葉正休の爲めに害せられたり、其後井伊直該（はじめ直興）同直幸、同直亮等任ぜられたれども、其實權なく、殊に直幸の如きは、田沼意次に賂して漸く任補せられたるなれば、伴食たりしや知るべきのみ、安政五年井伊直弼大老に補するや、舊來の慣習を破り、直ちに御用部屋（所謂內閣なり）に出で、首相の席に就きて大政を參決せり、是に於て別に首坐の老中を置かゝ、直弼自ら大小の實務に當りしより、大老の職務漸く變じて、古の攝關にして太政大臣を兼れたるが如きものとなりたり、萬延元年直弼櫻田門外に橫死したるの後、また暫く此職を闕きしが、慶應元年酒井忠錄任ぜられしも、時既に幕府の末造に際し、紛亂の世態なりしを以て、其權頗る輕く、又前時に比べきにあらざりき、いま江戸時代に於ける大老の任免を示せば左のごとし、但し土井利勝酒井忠清の時は、前にいへるがごとく、いまだ大老の稱なしと雖も、其實全く備りたるを以て便宜上載する事となしたり（續本朝通鑑、職掌錄、有司勤仕錄、德川實紀、續德川實紀、藩翰譜、野史、嘉永明治年間錄、幕末政治家、古事類苑官位部）

| 姓名 | 任免（又は卒日） | |
|---|---|---|
| 土井大炊頭利勝 | 寛永十五、十一—正保元、七、十 | 將軍家光 |
| 酒井讃岐守忠勝 | 寛永十五、十一—寛文三、二、廿六 | 家光家綱 |
| 酒井雅樂頭忠勝 | 寛文三、廿六—延寶八、三、廿六 | 家綱 |
| 堀田筑前守正俊 | 天和元、十、六—元祿十、三、二 | 綱吉 |
| 井伊掃部頭直該 | 正德元、二、去—正德四、二、廿五 | 家寶家繼 |
| 井伊掃部頭直幸 | 天明四、十、八—天明七、九、十 | 家治 |
| 井伊掃部頭直亮 | 天保八、十二、廿三—天保十三、閏、十五 | 家齊家慶 |
| 井伊掃部頭直弼 | 安政五、四、廿五—萬延元、三、廿八 | 家慶、家茂 |
| 酒井雅樂頭忠錄 | 慶應元、六、朔—慶應三、十、廿二 | 家茂 |



**タイラウ** 大牢 江戸時代に於ける牢舍の一種、庶民にして罪籍を有する者を入る、處なり、牢屋（ラウヤ）參看（牢獄雜記）

**ダイリ** 內裏 皇居をいふ、後世には里內裏の略稱としても用ひられたり、また內裏とも書す、クワキヨ、「サトダイリ」參看、

**ダイリンテン** 大輪轉 女司、主殿女官、御手洗女官、掌膳女官、闈司、主水、東監等、女官の敍爵を云ふ、また小輪轉と云ふあり、闈司、主水、東監等の敍爵を云ふ、輪轉とは、女官を以て相繼に輪轉して敍爵せしめらる、義、大小とは多少と云ふ意なり（建武年中行事略解）

**タイリヤウ** 大領 郡司の一、アンヅを見よ、

**タイリヤウ** 大斛 物をはかる目方の名、大寶令の制を按するに、目方の稱呼は銖、兩、斤の三種に分ち、兩はまた大小の二つに分つ、而して小三兩を以て大一兩に當て、地を度り、銀銅穀を量るもの皆大を用ひ、其外の官私悉く小者を用ひしめしが、延喜式の制には之を改めて總て大を用ひることゝなりたり（ハカリ參看）古今要覽稿に「大寶令の權衡は、蒙



欠

貳千四百粒の重を一兩とし、十六兩を一斤とし、四十八兩を大一斤とすること、唐の權衡とおなじ、是を量に比するに、壹合の米は、十籍一萬二千粒にして、小五兩の重さなり、是を今米に考ふるに、大寶小壹合、今の壹勺四撮五有奇にあたる、一勺四撮五有奇の米の重、今秤五錢八分有奇にあたり、五錢八分有奇に三を乘じて、十七錢四分有奇にあたる、是大壹合の重さなり、此を五分して小一兩を求むれば、今の三錢四分八釐有奇にあたる、此米二千四百粒の重さなり、(米の大さ百粒にして横米尺一尺にあたるものなとる、普通の米は百粒曲尺の七寸二三分に過きず、用ゆるにたへず)是を小一兩として三を乘じ、大一兩を求むるに、十錢零四分四厘有奇にあたる、また是を度にもとむるに、方一寸に分積一千あり、即米千粒に比すべし、千粒は十絲なり、よつて横米百粒尺(即今小尺、今の曲尺)にもとむれば、方八分三釐有奇の方寸を大尺(即今曲尺)にもとむれば、方八分三釐有奇にして、分積五百七十八分零零九五有奇にあたる、即小尺の千分なり、永を以て準とし、この方寸の重さを二〇ろみるに、四錢四分六釐有奇なり、是を十絲として一絲をもとむるに、今の四分四釐六毫有奇にあたる、二十四を乘じて十錢零七分零四毫有奇をうる、是米にもとめたる十錢零四分四釐有奇と、僅に二分六厘を差ふ、是共に唐秤をもとむる法にして、大典及び皇朝雜令と相同じしといへり、

**タイレイ　台嶺**　比叡山を云ふ、支那にて天台山と稱するを模倣したるなり、又台嶺、台峯、北嶺とも云へり、

**ダイワ　大和**　私年號、持統天皇四年に相當し、凡七年間繼續す、諸國記は同天皇九年に相當し、凡二年間繼續と爲す(逸年號考)

**ダイワン　臺灣**　臺灣大寛、東寧、東番、塔迦沙古に作る、歐人はフォルモザーと稱し、我國にてはくは高砂といひ、近時は臺灣の稱に從へり(臺灣島北緯廿二度より廿六度、東經百廿度より百廿二度の間に蟠る一大島嶼にして、北東より南西に向ひて長精圓の形を爲し、長約二百十哩、濶六十哩乃至七十哩、周圍約四百五十哩なり、即ち我九州と殆ど同樣なる有ぜり、而して大凡二百哩の海峽を隔てゝ遙に琉球編纂會と相對し、東北八重山群島を隔てゝ遙に琉球に相接するに至れり(臺灣島)最古の住民は何種族なるかは、詳かならざれども、耶蘇紀元前數世紀の時、東北地方より移住民臺灣に來り、漸次に北部及び西部の平地に殖民したり、リーズ博士は此種族は琉球群島より來れるものならんといへり、而して闍人は此たロンキュー種族と命名したりき、西暦六世紀の末葉に至りて、南方諸島に住したる蠻俗の馬來人種の一隊漂著し、本島西部の全平地を占領するや、所謂ロンキュー種族の太半は撲滅せられ、唯一部の種族山中に遁れて、漸く其獨立を保つのみ、爾來帝の大業七年(推古天皇十九年)之を征せしことあり、後ち元太祖の時、征服を試みたれども、其目的を達する事能はざりき、明朝の時に至り、客家族といへる一種族、支那人の壓迫を蒙りて、支那大陸より臺灣に移住し、西部及び北部に住せる諸種族の間に散布したり、明末に至り支那、日本、西班牙、葡萄牙、和闍の商民等、互に通商貿易を試みたるが爲め、大に繁榮を來し、各々殖民地を有して互に勢力を爭ふ、是より先西暦一千六百二十年(元和六年)、東印度商會の重役ぼ、パ、ビアの總督クーンに命じ、支那通商上便宜の一地方を占領すべきを進べ、臺灣の地位の尤も適當なるを說きしかば、クーンは其計畫を施し、まづ澎湖列島を征略して、本島に一城壁を築けり、かくて闍人は船を厦門に送りて、通商條約を締結せん事を請ふ、時の福建太守は闍人を澎湖列島より放逐せんが爲めに、闍人に示すに、對岸の臺灣府に於て支那商船と貿易するを許可したり、闍人は直ちに命を請し、澎湖本島の城壁を毀ち、臺灣府前の一小島に城砦を建設し、セーランヂヤ(安平城)と名づく、此に於て大平地の要衝は、遂に全く印度商會の占領に歸したり、然るに當時西班牙は、和闍と不和なりしを以て、マニラより日本に航せんとする西班牙人は、臺灣の一部に於て新領土を得て、風雨の難を凌がんとし、西暦一千六百二十六年(寛永三年)西班牙の遠征軍は、臺灣島に上陸して、北部の基隆港を占領し、サルヴドルといへる城砦を建設し、四方淡水の邊まで其主權を擴張したり、又當時日本人も盛んに通商を試みて殖民地を作りたりしが、會〻支那海賊の首領顏振衆といへる者、日本人と連合して其甲螺(頭領の意)となり、臺地に據りて、近海を劫盜せり、振衆歿後、鄭芝龍之に代りて威を振ひしが、綱紀既に頽破せる明朝は之を制する能はざるを以て、誘致して芝龍は臺灣を棄てゝ、明朝の爲に力を盡すこと數年に及ぶ、既にして清の大祖滿洲より興起し、明を滅すに及び、芝龍遂に清に降る、芝龍の子鄭成功父に從はずして明の恢復を圖りしも、容易に志を達する能はざるや、臺灣に據りて爲す所あらんとし、順治十八年(寛文元年)、臺灣を襲ひて、之を占領し、赤嵌城を增築して本營と爲し、且臺灣島を安平鎭と改名し、城を承天府と稱し、天興萬年の二餘を置く、康熙元年三月(寛文二年)歿したるを以て其子經、跡を繼ぐ、此時に當り、島内永住の支那人は、非



常に多數に上りしを以て、本島の西部及び北部の一圓に蝟集するに至り、爲めにマレイ人種は逐斥ぜられ、時と共に自ら衰滅するの狀態に陷れり、既にして鄭經は其族鄭泰と不和を生じ、泰の一派は相率ゐて清朝に降る、清朝以て好機會と爲し、康熙二年十月(寛文三年)兵を擧げて經を擊ふ、經防戰して利あらず、鄭氏の軍是よりして勢を失ふに至り、諸將相尋で清に下るもの多し、康熙二十年正月鄭經卒し子克塽立つ、同二十年清朝施琅に命じ之を討らしむ、施琅まづ澎湖島を略し、進んで臺灣に迫り、遂戰皆勝つ、克塽、竟に敵すべからざるを知り、出でゝ降る、成功が臺灣によりてより凡二十三年なりき、是に於て施琅は清廷に疏して自ら臺灣の地を經略し、且つ克塽を京師に送る、清主克塽に眞軍公を授けて臣下となす、尋で又東寧の名を改めて臺灣に復し、臺灣、鳳山、諸羅の三縣を置き、兵營を分つこと凡十、福建太守の指命により巡撫の官を設け、兵八千を遣りて其地を守らしめ、又別に兵二千を派して澎湖を守らしめ、全く清國政府の治下に屬す、されど住民尙鄭氏を慕ふ者多からず、遂に朱一貴、林爽文、蔡牽等の叛亂相尋で起りしも、皆平定して臺地の全土靜謐に歸す、島民は支那の殖民の外、其大部分は蕃族の變民にして、各々部落を立てゝ相集り、僅に清國の政令を受くるものは、之を熟蕃と稱し、化外にあるものは、之を生蕃と稱するの有樣なりしを以て、時々此等の蕃民より災害を生じたることあり、宣光帝の道光廿二年英國軍艦此地に漂到せし時、蕃人其乘組員を殺したるが爲め紛議を生じたれども、清國政府の陳謝により事なきを得たり、穆宗帝の同治十四年(明治四年)琉球藩の人漂着して生蕃に殺されしより、日清兩國間の紛議を來し、其結果日本の出征となり、清國政府に償金五十萬兩を日本政府に納れて從に局を結べり、光緒十年(明治十七年)清佛戰爭起り、翌年六月佛軍鷄籠を占領し、7月淡水を砲擊し、同時に臺灣島の全西岸を封鎖したりしが、幾干もなくして平和條約成るに及び、臺灣澎湖列島は佛軍の占領及び封鎖を免かるゝを得たり、是より、清國は深く臺灣に意を注ぎ、光緒十一年、臺灣を福建州より分離し、澎湖島と共に一省と爲し、更に全省を三區劃に分ち、北部臺北府に對して、南部に臺南府をおき、臺灣府を臺南と改め、劉銘傳を巡撫の任に當らしめたりしが、光緒二十一年(明治二十八年)日清戰爭の結果、臺灣は遂に日本の版圖に歸したり、所謂和蘭の徒の跳梁を極むるに際し、正親町天皇永祿六年(明治十七年)清佛戰爭起り、翌年六月(明治四十二年)我寇民國惠の境に至りしを、明將戚繼光之を破りしかば、寇民遁れて臺灣に向ひたりといひ、其後支那の流賊林道乾といへる者我寇民に與し、浙閩の邊海を掠めたるに、散れて臺灣に走りたりといへり、以て我が寇民が既に根據を臺灣に占めたりし事を何ふべきなり、これより日本人の臺灣に往航し、獸皮、砂糖、其他支那より輸入し來れる生絲を買取する等の事を營みしが、彼等は臺灣市府にも到り、此地方の景色を愛し、百年の壽を保つべきなりとて高砂と稱したり、慶長十四年德川家康も亦夥多の使節を臺灣に派し、通商貿易を圖りしかども、少しも、其效を奏せず、使節の中或は虜殺の害に遭へるものありしと雖も、又一方には好報を齎して、本島土民の使節を伴ひ、歸國するものもありき、元和元年家康は長崎の人耶蘇信者なる村山等安に、臺灣征討の事を命ず、等安は其子ヨハン、ゲヨアン(邦名詳かならず)をして彼地に派遣したりしも效を見ずして歸る、闍人の記載する所によれば、彼に西暦千六百十五年(元和元年)と翌千六百十六年(元和二年)の兩年に三千乃至四千の兵を送りて臺地に鞏固なる立脚地を構へたりしも、後援のなかりし爲め、事幾干もなくして敗れたりといへり、かく幕府の對臺灣政策は失敗に終りたれども、我が商民の渡航するもの舊に倍したりしが、尋で和闍人と日本人との競爭を生じたりき、此時に當り闍人は臺灣府前の一小島に城砦を築き、臺灣の和闍總督は漸次に勢力を高め、住民に租稅を課し、輸出入品に對して苛稅を徵收すべしとのパタービヤよりの訓令を奉じ、殺意其實行を圖れり支那商人、臺灣土農、其他近傍の支那人等は、闍人の有したる數々たる守備兵と敬門の大砲とを一見して戰々兢々として總督の命令に服從したれども、日本の殖民及び商人等は闍稅の請求に應ずる事を拒絕したり、(はじめ闍人は事實上日本人の闍稅を免除したり、これ日本における印度商會が、商賣の自由を有したる爲なりき、然るに西暦千六百二十六年即ち我が寛永三年より他と同一の取扱を受くる事となりたり)此時に當り長崎の豪商末次平次の配下なる濱田彌兵衛は、和闍の臺灣總督ピーター、ヌイツの不法行爲を憤り、寛永五年臺灣に渡航し、ヌイツの邸内に亂入し、ヌイツを捕へて最策の談判を例き、先に逮捕したる商品を支拂はしめ、其子を質として歸朝したり、ヘ、ハマダヤ(ヘ)參考、寛永十五年鎖國令の出づるにより交通全く絶ゆ、既にして鄭芝龍臺灣に據り、明朝の爲めに力を盡すや、正保二年十二月使を我國に遣はして援兵を乞ふ、幕府答せず、三年八月芝龍再び我國に援兵を請ふ、時に幕府の議未だ決せざるに當り、福州既に陷り、芝龍清に降るの報を得て其事遂に

龍右、鹿安元年七月芝龍の子鄭成功厦に書を長崎の譯官に寄せて援兵の事を乞ひしも、幕府は之を倉みざりしが、明暦元年七月また書を幕府に呈して援勤を請ふこと頗る切なりしと雖も、幕府は遂に應ぜざりき、下りて明治の初年に及び、我國民臺灣に漂著して、蕃民の爲めに殺さるゝや、政府は清國政府に對して此事を詰問する所ありしも、清國は言を左右に託して我要求に應ぜざりしがゆゑに、西鄕從道等に兵を授けて蕃地を征せしが其償金を清國より得て局を結びたり（ダイワンノエキ臺灣）既にして明治二十七年朝鮮の事によりて日清戰爭起り、清國は遂に臺灣を割きて日本に讓與することとなり、廿八年六月二日授受の手續を終ふ、此に於て新たに臺灣總督府を置き、陸海軍の將官を以て總督に補し、臺灣並に澎湖列島を管轄せしむる事となれり（野史、臺灣志、臺灣島史）

## ダイワンノエキ　臺灣役

明治の初年琉球宮古島の人六十人臺灣に漂著し、多く蕃民に虐殺せられ、生きて還る者僅に十三人のみなりしが、同六年三月小田縣の漂民四人亦臺灣に至りて害に遭ふ、是に於て臺灣征討の議始めて廟堂に起る、而して清國に屬し、一半は所屬明らかならざりしゆゑ、政府ほまづ清國政府に質すの必要を感じ、曾々全權大使副島種臣豊好を訂せんが爲めに清國に赴くを以て、命じて臺灣のことを問はしむ、清國生蕃を以て化外の民と稱し、且つ琉球が日本の部屬にあらざるを抗論す、種臣曰く、臺灣の蕃民我民を害す、理當に懲罰すべし、若し貴國にして措て治めずんば、吾邦將に一軍を派して之を治めんとす、庶くは他日異議ある勿れと、卽ち歸朝して臺灣の征討すべきを奏上す、朝議紛糾いまだ決せざるなり、既にして征韓論まづ起り、尋で內閣の分離となり、民選議院の建議となり、佐賀の叛亂となり、國內頗る多事、而してこれ皆現政府に對する不平黨の多きを示すものなるがゆゑに、當局者は、此の不平黨をして餘憤を外に漏らさしめんことを謀り、遂に臺灣征討の策を決す（明治七年四月陸軍中將西鄕從道を臺灣事務都督と爲し、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍と爲し、兵三千六百餘人を率ゐてまづ長崎に到り糧食を備ふ、また臺灣蕃地事務局を正院に置き、參議大隈重信を以て長官と爲す、越えて五月從道等は日進、孟春、明光、三邦の四艦を率ゐ、長崎を發し、且更に陸軍少佐福島九成をして、別に清國厦門に遣り、師を發するの事を告げしむ、既にして我軍進みて臺灣に抵る、諸酋長爭うて欵を納れしが、獨り牡丹社兇頑にして服せず、是に於て五月廿二日太麻里を竹社、風港、石門の三道より進む、蕃人險に據りて之を拒ぐ、我軍兵を分ち、轉りて蕃後に出でしかば、蕃人等狼狽して奔竄し、遂に牡丹社酋長阿緑父子を斬る、生熟の二蕃風を聞きて驚懼し、前後來り降る、時に暴熱殿ぐがごとく、加ふるに霧瘴逆旬に亘り、我兵病みて斃るゝもの多し、然れども屈せず、遂に牡丹社の根巢地に迫り、石門に到りて其虜含を燒く、蕃人廓蹙して出で降り、生番略ぼ平ぐ、我軍卽ち戍を設け、荊蘇を拓き、橋梁を架して久屯の計を爲す、是より先征臺軍の發するや、政府は柳原前光を全權公使とし、清國に差遣して出師の理由を告げしむ、清國遙言あり、前光辯論する所ありしも、諸國は李仲平を以て、八月內務卿大久保利通を辨理大臣と爲し、委ねるに重事を以てす、利通等九月北京に入り、軍機大臣和碩恭親王、大學士文祥等に總理衙門に見え、往復辯論凡そ七回に及びてなほ決せず、遂いて十月に至る、利通決然國旗を捲いて去らんとす、駐清英國公使ウエート間に居て調停する所あり、清國亦我征臺の擧を以て義擧と爲し、道路を修し、費金を併せて清銀五十萬兩を我に納れしめ、なほ清國は、生蕃を檢束して爾後永く害を航客に加へざらしめ、我兵屯戍を撤くの期を以て、清國全く銀兩を輸する事と爲したり、利通因りて臺灣に赴き、從道に面して和の成りたるを告げ、十一月歸朝す、既にして從道等また凱旋せり、此役我兵の戰死せるもの僅かに十二人に過ぎざりしが、氣候の異なるが爲め、病に罹りて死するもの五百六十一人、而して之が爲めに財を費やす事七百八十萬圓なりき（明治歷史）

## タウ　唐

支那にて李氏の建てたる國號、祖を李淵と云ふ、四涼公李暠の後なり、父を昞と云ふ、北周に仕へて唐公に封ぜられたり、淵其後を嗣ぎて唐公となり、隋に仕へて弘化の留守となれり、隋の季世、群盜蜂起して亂を爲すや、淵の次子世民、世の亂れたるを見て、淵に大業を勸む、淵遂に兵を大原に起し、遂て長安に入る、其勢甚盛にして恭王侑を立て傷帝を太上皇となし、遂に進で相國となり、隋帝の禪を受け國號を唐と稱せり、是を高祖皇帝と云ふ、當時群雄各地に割據して、海內尙未だ平定せず、世民自ら將として進年兵を接へ、卽位七年に至て海內定まる、帝意を內治に用ひ、學校を設け、官制を更め內律令を頒ち、班田を行ひ、租庸調の法を定め、府兵の制を作る、九年位を世民に傳ふ、是を太宗と云ふ、帝杜如晦、房玄齡等十八學士を採用し、能く其策を用ひて或は突厥を服し、或は叶谷渾、吐蕃、高昌等を降し、或は高麗を征し、或は薛延陀、回紇等を降し、或は天竺を





服し、或は鐵拔及び西突厥を伐ち、大に版圖を開きたり、諸政大に整備し、國內泰平、國威外に輝けり、故に後世之を貞觀の治と稱す、在位廿三年にして崩じ、太子晉王治立つ、是を高宗皇帝と云ふ、帝の時前代よりの外征を繼ぎて功を奏せしも、晩年多病となり、皇后武氏に國政を委れしを以て、大權自ら武后に歸するに至れり、帝在位三十四年にして崩じ、太子英王哲立つ、是を中宗皇帝と云ふ、武后皇太后となりて政を執り、遂に帝を廢して廬陵王と爲し、其弟豫王旦を立つ、尋で太后革命を圖り、大に唐の宗室を殺し、唐を周と改め、自ら則天皇帝と稱し、專恣甚だし、其後張柬之等武后に迫りて中宗を復位せしめて、唐室を復興せり、然るに中宗暗弱にして鳥后韋氏亦朝政を與り聞く、帝の女安樂公主武三思の子崇訓に嫁せしより、三思宮中に出入して韋后と通じ、共に朝政を恣にす、太子重俊韋后の子にあらざるを以て其事を害ばず、兵を發して三思崇訓を殺し、遂に宮を犯しも事敗れて死す　安樂公主韋后の朝に臨み、己を皇太女となさんことを欲し、共に謀て帝を弑し、溫王重茂を立つ、韋后自ら政を攝し、其勢盛なり、時に臨王旦の子隆基、劉幽求等と謀り、兵を率ゐて宮に入り、韋后及び安樂公主等を斬り、溫王を廢して父を立つ、是を睿宗皇帝と云ふ、在位三年にして自ら太上皇と稱し、位を太子隆基に傳ふ、是を玄宗皇帝と云ふ、帝意を政治に用ひ、賢相を擧げて事を謀りしかば、國內能く治まり、文學技藝の盛觀を至したれば、後世開元の治と稱したり、然れども吐蕃の勢強盛にして屢々邊境に寇し、遂年兵を突へ、加ふるに帝在位久しきに及び、漸く驕滿の念生じ、奢侈をなし、國用足らず遂に聚斂を事とするに至れり、帝又太子瑛、鄂王瑤、光王琚を殺し、壽王瑁の紀楊太眞を宮に入れて貴妃となす、貴妃容色優れたりしかば寵を專にし、國政漸く亂る、當時安祿山と云ふ者あり、驍勇にして膽力に富み、詔才あり、帝の左右に侍して寵を恣にし、遂に東平郡王となり、河東の節度使を兼ね、宰相李林甫奏じて楊國忠相となるに及び、遂に兵を擧げて反し、進で洛陽を陷れ、大燕皇帝と僭號す、更に關中に入り長安に向ふ、帝馬嵬に出奔す、將士皆怒りて楊國忠を殺し、貴妃を縊殺して發す、帝遂に成都に赴く、時に父老道を遮りて留らんことを請ふ、帝依て太子亨をして慰撫せしむ、父老又太子の馬を攀して行かしめず、遂に靈武に至り位に卽く、是を肅宗皇帝と云ふ、帝、李泌と事を謀り、回紇の兵を借り、兵馬元帥廣平王俶、及び副元帥郭子儀、朔方の軍と共に賊を擊破し、遂に長安を復し、更に進て洛陽を復す、時に安慶緒既に其父祿山を弑して自立したりしが、遂に鄴に走れり、帝依て長安に入る、在位七年にして崩じ、太子豫立つ、是を代宗皇帝といふ、帝雍王适を兵馬元帥となし、賊を討じ、內亂始めて平定す、然れども內亂の爲め邊備完からず、外蕃の入寇を招き、吐蕃、西戎、南詔屢々侵寇して止まざりき、廣の初め玄宗の時、邊境に十節度使を置き、賊降將等を之に任じを一鎭として外蕃の防禦をなさしめたり、安史の亂以後內地にも節度使を置き、賊降將等を之に任じたり、是より民政兵馬の大權之に歸し、次第に驕慢跋扈して、朝命を奉ぜざるに至れり、德宗立つに及び、租庸調の法を改めて兩稅の法とし、財政の充實を謀り、又藩鎭世襲の風を改めて、其勢を殺がんことを企てしも、共に人民の不平を招き、河北淮西の諸鎭反して悉く失敗に歸し、藩鎭の跋扈六十餘年に亙るに至れり、かくの如く國勢衰ふるに當りて、上に英主なく、下に宦官の專權ありて、益々衰頽を招くに至れり、宦官は武后の時より玄宗に至りて漸く盛になり、且つ信任愛用せられしより、漸く勢力を得、德宗の時には兵權を握り、政務を專らにするに至れり、後途に憲宗を弑して穆宗を立て、又敬宗を弑して絳王悟を立てしが、更に絳王を廢して文宗を立てたり、是より先き李紳李逢吉五に朋黨を立て、相爭ひしが、後李德裕は李宗閔と軋轢す、文宗に及び宗閔宦官と結び、政を專にす、文宗宦官を除かんことを再度企てしも成らず、文宗崩ずるの後、宦官武宗を立て其勢益々盛なるに至れり、かく宦官盛なる上に朝臣朋黨を立て、爭ふこと四十餘年、藩鎭の勢また滅びず、天下の政事大に紊亂し、諸外國赤唐に寇するもの少からず、故を以て人民は流離し、盜賊四方に蜂起するに至れり、就中最も勢力を得たるを黃巢とす、黃巢は曹濮の間に起り、河南江南淮南の各地を掠し、更に北上して洛陽を陷れ、長安に入りて大燕皇帝と僭號す、宦官僖宗を擁して蜀に奔れり、是より先き沙陀節度使李國昌其子克用と唐に背きて晉陽に逼りしが、唐兵の爲めに破られ韃靼に逃れたり、黃巢の勢盛なるに及び、唐沙陀の即を寄し、克用を以て之を平げしも、克用唐室の助け黃巢を平げ、河東の節度使となれり、汴におりて克用の降將李全忠宣武の節度使となり、汴におりて克用と善からず、昭宗の時に至り、藩鎭各地に割據して互に爭奪を事とす、全忠憤略あり、淮南河南河北の諸鎭を平げ破竹の勢を以て河東の李克用と相爭うに至る、この時に當り近畿の諸鎭驍々長安を窺し、かば、昭宗華州に出奔す、既にして長安に還り、宰相崔胤と謀りて宦官を除かんと欲し、全忠を召す、全忠因て兵を率ゐて長安に赴き、悉く宦官を殺し嫡主となりて汴に還りしが、崔胤を殺し、都を洛陽に遷し、昭宗を弑して哀帝を立つ、遂に帝位を篡し汴に

都せり、之を後樂の太祖皇帝と云ふ、唐凡二十世二百九十年にして亡びぬ（略）我國の唐と交通せしは、推古天皇三十一年學問僧惠齊惠光等唐より歸朝して、唐は禮儀の國なり、常に相聘問すべしと奏せしより起る、舒明天皇二年秋、大仁犬上御田鍬を遣はして醫を聘せしむ、四年唐主新州刺史高表仁をして御田鍬を送らしむ、是れ公使の往復ありし始めなり、孝德天皇白雉四年、小山上吉士長丹を遣唐大使とし、小乙上吉士駒を副使として唐に遣はす、是れ遣唐使の始めなり、後ち常に遣唐使を派遣し、留學生を送りて唐の文物制度を學ばしめ、以て我邦の政治に應用したり（ケンダサシ）參看）後ち唐國亂れを以て、宇多天皇寛平七年、菅原道眞の奏狀によりて、遣唐使派遣は停めたれども、私の通交は盛に行はれたりき、醍醐天皇延喜三年、唐人景球半白鵝を獻じ、九年冬孔雀を獻じ、十九年交易唐物當麻有樂同じく孔雀を獻じ、同年唐僧長秀語奏知琛等來り、延長四年興福寺僧寛建奏請して入唐五台山を巡禮せんと乞ふ、之を許し黃金百兩を賜ひ、宇多天皇亦黃金を賜ひて其行を賞したり（大日本史、外交志稿、支那史、東洋史要）

○高祖源淵（二代）—太宗世民（二代）—高宗治（三代）—中宗哲（四代）—睿宗旦（五代）—玄宗隆基（六代）—肅宗亨（七代）—代宗豫（八代）—德宗适（九代）—順宗誦（十代）—憲宗純（十一代）—穆宗恒（十二代）—敬宗湛（十三代）—文宗昂（十四代）—武宗炎（十五代）—宣宗忱（十六代）—懿宗漼（十七代）—僖宗儼（十八代）—昭宗傑（十九代）—哀帝祝（二十代）

**タウキ**

**タウキ**　陶器　燒物（ヤキモノ）を見よ、

**タウキ**　道機　（名醫）字は鐵牛、自牧子と號す、勅諡大慈普應國師（醫師）石見の人、寛永五年二月に生る、十一歳郡の龍峯寺提宗に事へ、十五歳出家して慧覺と號す、十九歳美作の龍雲寺に留る、會々母の病を聞いて家に歸省し、大阪に至り後更に京都歩心寺に投ず、既にして江戸東禪寺、大阪法雲寺等に遊歷して教釋並に究む、明暦元年大阪より四下し、長崎に至りて崇福寺に入り、醒元禪師に謁して提撕せられ、萬治二年江戸に下り、老中稻葉正則の請により、鴻島麟群院に住す、寛文六年四月水菴禪師の嗣法弟子となり、延寶元年また稻葉正則の請により、相模小田原に紹泰寺を開き、武藏尚島に弘福寺を開く、同三年本菴の後を襲いで瑞聖寺第二代となり、同六年下總に巡化し、椿沼開墾の事業を經營し、更に稻葉正則に謀り、土地の豪族を說きて土工を架し、元祿二年に至り、新田八萬石を開墾す、元祿十三年八月二日寂す、年七十二（禪關策進七會語錄、自牧摘稿（日本佛家人名辭書）

**ダウキヤウ**

**ダウキヤウ**　道鏡　河内の人なり、少にして僧となり、禪行を以て聞ゆ、孝謙天皇召して內道場に入れ禪師と爲す、道鏡、義淵僧正に師事し、如意輪法宿曜法を修めて驗あり、是によりて寵遇せらる、天皇譲位後尚は其俊逸を蒙りに幸し不樂の事あるや、道鏡常に側に侍す、淳仁天皇幽囚之を憂び屢々諫め奉りしと雖も、用ひられず、是より先藤原仲麿上皇に寵あり、道鏡の出づるに及びてやゝ衰へしも以て、不平の情を抱きて反せしも、幾干もなくして誅せられ、上皇は直に道鏡を大臣禪師と爲し、職分封戶一に大臣に準ず、既にして淳仁天皇廢せられ、上皇重祚し給うてより、道鏡の寵遇日に厚く、天平神護元年、太政大臣禪師と爲し、女武百官を率して拜賀せしむ、明年詔して法王の位を授け、月料は供御に準じたり、是に於て道鏡勢與に樂し、服食





れ、圓融天皇天祿二年より天元五年まで十六日女踏歌、永觀元年十四日に男踏歌、十六日女踏歌行はれ、此後十四日の男踏歌は行はれず、十六日の女踏歌のみ行はれけるが、三條天皇長和元年に及びて之を止め、後一條天皇寛仁元年よりまた昔に復し、十六日の女踏歌行はれたり、永正十六年の頃より世の亂により行はれず、江戸時代に至り、女踏歌のおもかげばかり行はれたりき（江次第、踏歌考）

**タウキ**

**タウグ**　陶器　燒物（ヤキモノ）を見よ、

**タウグ**　道具　（一）佛教修行の用器、（二）後世轉じて凡百の什器を云ひ、（三）武家にて槍を云ふ、（一）は中阿含經に所載の三資（身施道者、卽是燈花香法之具とあり、小乘宗の六物（三衣、鉢、坐具、漉水囊）大乘宗の十八物（三衣、錫杖、鉢、坐具、鍮杖、香爐、漉水囊、手巾、刀子、火燧、鑷子、繩牀、經律、形像）密宗の念珠、金剛杵（五鈷、三鈷、獨鈷）鈴等を云ふ、（二）は讃岐日記に道具などとりのけて皆人々にうちやすめておりぬ」とあるは、調度を指したるものなり、（三）は戰國時代に、專ら槍の異稱となりしかば、槍を道具と唱へ、出行する時必ず持たする定とはなれり、江戸時代に至り、供逸には必ず之を持たせ、身分家格によりて各々異にて、一本道具、二本道具、三本道具、先道具、跡道具、引道具等の區別あり、（乘物の前後に、一本宛を持たするを挾道具と云ふ）對斗目、白幟子を著用し得る格式の者より之を持たせ、萬石以下にて徒を遣れ、對箱を持ぜられざる身分の者は、自身の跡に道具一本を持するなり、役高二千石以上及び奏者間役人、三千石以上寄合、高家、交代寄合、那須衆、信濃衆、美濃衆、三河衆、岩松、米倉、今井、今大路等は大槍先道具、一本道具となり、將軍家の道具は、正式の時、先へ四本、鷹狩の時は、後へ五本持たせ、三家は四本、これに打物、傘笠、立傘を加へても道具といふ、越前、薩州、仙臺は三本、其餘は、陽主といへども、皆二本、或は一本なるもあり、是邪

## 法師道鏡

其弟淨人は布衣より起りて時に從二位大納言たりしのみならず、一族男女五位に叙する者十人に及ぶ、神護景雲元年法王宮職を置き、大夫、亮等を任補す、三年正月道鏡大臣以下の賀を四宮前殿に受く、會々太宰主神中臣習宜阿曾麿、宇佐八幡の神敎を述べて曰く、道鏡聞いて大に喜び、天皇やゝ之に惑ふ、卽ち和氣清麿に謀し、宇佐に赴いて、更に神敎を受けしむ、清麿還り奏して曰く、國家開闢以來君臣の分定まる、天日嗣は必ず皇胤を立つべし、もし無道のものあらば必ず之を誅すべきなりと、道鏡大に怒り、清麿を大隅に流す、既にして寶龜元年天皇崩じ、光仁天皇の立ち給ふや、道鏡竊に征夷の心を挾むこと日久しきの故を以て、造下野獅師寺別當に任じ、三年既所に死す、庶人謂を以て之を鄭る（續紀、大日本史）○按ずるに、道鏡と孝謙天皇との關係に就き、日本紀略、水鏡、古事談等頗る不倫の事實を傳ふると雖も、信ずべからず、且世傳の如く、果して道鏡が天位を覬覦したるや否やに關して、近世の史家美論あり、宜しく史海八卷以下に所載せる、田口博士、久米邦武氏、吉田東伍氏等の史論を參看すべし、

**タウカ**

**タウガク**　唐樂　（音樂）雅樂の一、唐國より傳來の樂なるを以て名づく、後には林邑樂をも併せて稱せり、左方に屬して舞あり（舞樂）（ブガク）、陪臚（ヒロ）、胡飛（ウヒ）、蘇合（ソガウ）、五常（ゴジヤウ）、太平樂（タイヘイラク）、還城樂（クワンジヤウラク）、貴德（キトク）、拔頭（バトウ）、地久（ちきう）、賀殿（ガデン）、春鶯囀（シユンワウデン）、胡蝶（こてう）、蘭陵王（らんりやうわう）、敦煌（とんくわう）、三臺（さんだい）、鳳凰（ほうわ

先以來の例に因れるなり、幕府の末に、肥後と長州と、三本を免されしは特例なり、槍の柄、總朱總青貝（太刀打共）なるほ、制ありて、餘人妄りに用ふること能はず、總青貝の柄を用ふるは紀州、長州、土州、備前、寡連川、松山、松代、小田原、松平周防、延岡、松本、吉田、鶴、盛岡の嫡子等なり、總朱の柄を用ふるは、酒井雅樂、土井大炊、松平伊賀の三家、旗本にて皆歩は、富永源太左衛門、長坂血鑓九郎の二人あるのみ、供連（トモブレ）塗看（釋氏要覽、傳調笑、嬉遊笑覽、類聚名物考、皇典講究所講演「德川氏の儀從」、德川盛世錄）

**ダウグシユウ　道具衆**　鎌倉行の被官にて騎馬の侍を云ふ、軍陣に長柄を取りて接戰する為專務とす、室町幕府の末葉より江戸時代の初めにかけて諸家に之を置く（武家名目抄）

**ダウゲン　道元**　俗姓源希奘と號す、嘉永五年孝明天皇佛性傳東國師の號を贈り、明治十二年更に承陽大師と加諡ぜらる（新撰佛教）久我通親の子、母は藤原基房の女（新撰佛教）曹洞宗の開祖、正治二年正月京都堀川の邸に生る、十三歳叡山に登りて剃髮し、尋で三井に遊び、後ち建仁寺に往いて榮西禪師に謁し、衣を更へて禪宗に諜す、榮西の滅後、貞應二年四月、法兄明全と相携へて宋に入る、時に年二十四、之より育王徑山等の諸名叢に歷遊す、會々天童山の如淨禪師洞山の法燈を繼いで道價甚だ高し、道元往いて之に參すること三年、遂に洞山十四世の正統を嗣ぎて歸る、時に安貞二年十二月なり、既にして京都の建仁寺に寓し、移りて深草に菴居し、天福元年興聖寺に轉ず、然れども此地京都に近きを以て意に適せず、常に隱遁の志あり、寛元二年波多野義重大佛寺を越前志比に創立して之を請ず、道元應諾す、これ永平寺なり、北條時賴其道譽を慕ひ、請じて大成を鎌倉の營中に受く、越山に還るに及び、時賴隨從の首坐元明に囑するに寄附の結を以てす、元明密かに之を受けて歸る、道元聞いて直に元明を撲出し、更に其常桑する禪綿を毀ちて、椅下の土を除去すること、七尺の深きに及ぶ、後嵯峨天皇亦深く其操行を嘉し、勅して紫方袍を賜ひしかども、終身之を著けざりき、建長五年八月永平寺を、蘭溪孤雲菴井に讓り、病を京都四洞院に養ひ、四月二十五日寂す、年五十四、法臘四十一、東山に茶毘して、其骨を永平寺側に葬る（正法眼藏、大清規、普勸坐禪儀、永平廣錄、學道用心集（佛教各宗綱要、日本佛教史要）

**ダウシ　導師**　（新撰佛教）佛教にて正道に誘引する師の義、又一に唱導の師の義とす、後ち義より出でゝ供養法會の役名となる、釋氏要覽に「十住斷結經云、號導師者、令衆生類示其正道故、華嚴經云、能爲人說無生死道故、名導師」と又法華經に、是四菩薩於其衆中爲最上首唱導師ことあり（新撰佛教）古く供養法會の役名となりたるものと雖も、其會に見えたるは、天平寶字四年三月東大寺大佛開眼供養會の時、印度の菩提仙那を導師となし、唐僧道璿を呪願師となしたりと云ふ、平安朝以後供養法會の儀式には、必ず導師、呪願引頭、唄、散花、梵音、錫杖、堂達等列座し、導師先づ曼盤に著して表白文を朗讀するなり、後ち諸宗の法會及び葬式にも此役名あり、

**ダウ：ジキ　當色**　（一）官位相當に飾きて著すべき服色を云ふ、按ずるに、其品の義ならん、（二）後に轉じて公物を云ふ、（三）は今に、「凡服色者、白黃丹紫蘇芳緋紅黃櫨染綠紺縹櫱黃揩衣蘇柴樣墨、如此之類、當色以下各兼得服之」、兵範記仁平二年十一月十五日の條に「殿下御馬舍人居飼、各今度不給二當色髮束云々」、庭訓往來に「家文當色等色々狂文雲色節、銘二金銀二云々」、尺素往來に「殿下部皆當色選鉾持以金銀風流二付子衣裳、候」とあり、「當色（キンタキ）樂者すべし」（二）には、節抄小島殿に「仁平元年廿五經記曰、雜人座長摺袴、當色準貧利祖私儲之」、「袴、公物之、當色袴麁惡之故也」と見えたり、これもまた、公物を下すには其勳仕に因て當色の服を調べ賜はりしなり、公物なきこと云ふに至れるものなるべし（安齋隨筆、餘東色樂、後松日記）

**ダウジヤウ　堂上**　殿上人（デンジヤウビト）を見よ、

**ダウシユウ　堂衆**　（新撰佛教）延曆寺三塔に結番する僧なり云ふ（新撰佛教）第三十五代淳和天皇承和四年二月就職の後ち始めて之を設き、夏衆と稱し、香花を供する事等を掌りしが後には學匠に對敵することゝなれり、源平盛衰記に、「抑堂衆と申すは、本學匠百仕けける衆徒の法師の時なりけるが、金剛院の座主覺尊僧正、御治山の時より、三塔に結番して、夏衆と號して、佛に花奉りし聖なり、近來行人とて山門の威に募り、切物奇物賞はたり、出祭僧上入賞して、嫌付公名付などして、以ての外に過分になり、大衆も事とせず、師主の命をそむき、かやうに度々合戰にうち勝て、いとゞ我慢の餘なを研きけりと云々」とあり（天台座主記、源平盛衰記）

**ダウセウ　道昭**　（名僧）俗姓船連（新撰佛教）惠尺の子（新撰佛教）河內國丹北郡の人にして、法相宗の開祖なり、白雉四年五月遣唐使に隨ひて入唐し、玄奘三藏によりて教を受け、また傍ら禪宗なる傳へたり、在唐七年にして歸朝し、元興寺に住し、盛んに法義を



色髮束云々」、庭訓往來に「家文當色等色々狂文雲色節、銘二金銀二云々」、尺素往來に「殿下部皆當色選鉾持以金銀風流二付子衣裳、候」とあり、「當色（キンタキ）樂者すべし」（二）には、節抄小島殿に「仁平元年廿五經記曰、雜人座長摺袴、當色準貧利祖私儲之」、「袴、公物之、當色袴麁惡之故也」と見えたり、これもまた、公物を下すには其勳仕に因て當色の服を調べ賜はりしなり、公物なきこと云ふに至れるものなるべし（安齋隨筆、餘東色樂、後松日記）

**ダウジヤウ　堂上**　殿上人（デンジヤウビト）を見よ、

**ダウシユウ　堂衆**　（新撰佛教）延曆寺三塔に結番する僧なり云ふ（新撰佛教）第三十五代淳和天皇承和四年二月就職の後ち始めて之を設き、夏衆と稱し、香花を供する事等を掌りしが後には學匠に對敵することゝなれり、源平盛衰記に、「抑堂衆と申すは、本學匠百仕けける衆徒の法師の時なりけるが、金剛院の座主覺尊僧正、御治山の時より、三塔に結番して、夏衆と號して、佛に花奉りし聖なり、近來行人とて山門の威に募り、切物奇物賞はたり、出祭僧上入賞して、嫌付公名付などして、以ての外に過分になり、大衆も事とせず、師主の命をそむき、かやうに度々合戰にうち勝て、いとゞ我慢の餘なを研きけりと云々」とあり（天台座主記、源平盛衰記）

**ダウセウ　道昭**　（名僧）俗姓船連（新撰佛教）惠尺の子（新撰佛教）河內國丹北郡の人にして、法相宗の開祖なり、白雉四年五月遣唐使に隨ひて入唐し、玄奘三藏によりて教を受け、また傍ら禪宗なる傳へたり、在唐七年にして歸朝し、元興寺に住し、盛んに法義を





弘る、後ち諸國を巡歷して路傍に井を鑿ち、津渡に船を設くる等、衆民の便を謀れること多し、山城の宇治橋の如き、また其架する所なり、後ち元興寺に禪室を營み坐禪を事とし、文武天皇二年大僧都となる、四年三月元興の禪院に寂す、年七十二、遺言によりて之を火葬す、本邦にて火葬を行ふ事茲に始まる（佛教各宗綱要、日本佛教史綱）

**タウセウダイジ　唐招提寺**　（新撰佛教）大和國添下郡（今生駒郡）都跡村大字五條○招提寺とも云ふ（新撰佛教）律宗の本山、十五大寺の一（新撰佛教）天平寶字三年唐僧鑑眞、聖武天皇の追薦の爲めに建立するの所、初天皇故新田親王の舊宅を施入して戒院となし、藤原高房をして工事を監せしめ給ひ三年にして成り、唐招提寺と名づけ、備前水田一百町を賜ふ、寶龜七年據慶國の封五十戶、十年上野讃岐國各五十戶を充て給ふ、延曆二十三年律師如法の請により、勅して同塲を賜ひ、永く律を講ぜしむ、仁壽三年寺田百七十八町を以て、永く傳法田となさしむ、後歷々沿革を經て、東西兩塔の如きは既に失はれたりと雖も、金堂以下諸堂宇巍然として今に存す○金堂は中央に在り、七間四面にて土壇の上に立ち、棟の兩端に鴟尾を上げ、創建の當時のものにして、今存せる天平時代の建築中尤も安壯なる堂宇とす、講堂は金堂の北に在り平城宮の朝集殿を賜はりて移し建立したるものなりと云ふ、建治元年大修理を行ひしを以て、內陣廻り、天井を除くの外は、多く鎌倉式なりと云ふ、金堂講堂共に特別保護に屬す、唐單法力作の彌勒菩薩を本尊とし、十一面觀世音二體、釋迦、藥師、寶生如來（以上共に國寶）等優秀なる佛像を安す、金堂の東に舍利殿、禮堂、寶藏（二棟校倉）相並び、講堂の北に地藏堂開山堂あり、鼓樓は金堂講堂の間の東に在り、鐘倉時代の遺築とす、特別保護に屬す、鐘樓は鼓樓に對して西に在り○寶物は、禮堂の釋迦赤檀檀像、地藏菩薩、開山堂の紙製の鑑眞和尚像等、中興覺靜和尚坐像、唐招提寺勅額（以上共に國寶）等あり、又東征傳繪卷あり、鑑眞和尚東海の傳記を圖せるもの、永仁六年薩行の筆になる、今國寶となる（據紀、扶桑略記、元亨釋書、佛事志、大和誌）

**タウゾクヒツケアラタメ　盜賊火附改**　（ヒツケタウゾクアラタメ）を見よ、

**タウタ　田歌**　（新撰佛教）雅樂の一種、歌を主とし て舞あり、故に田舞とも云ふ、舞歌は田植を樂る故に名づくと云ふ、其歌調によりて考ふるに、蓋し豐稔を祝するの意なり、樂器は笏拍子、龍笛篳篥を以て、和琴を用ひず、其調は平調、其意は平調下無、黃鐘調は舞人凡四人、冠青摺袴、上無の五聲あり（新撰佛教）歌人以下之に準ず、其奏樂の順序は、（一）田歌音取、笛、篳篥、合奏（二）破、靜拍子、舞あり、其歌、「ミマシモシケヤ、ワカナヘトルテハ、シラタマトルテコソ、シラタマナユラヤ」（三）急、ヤ、トミクサノハナナヤ、ヤ、スラヒハナヤ」、ヤ、サクナヘコナヘ、」ヤ、スラヒハナヤ」ヤ、トルマロモヤスラ」ヤ、スラヒハナヤ」ヤ、サクナヘコナヘヤ、スラヒハナヤ」ヤ、ヒクマロモヤスラ」ヤ、スラヒハナヤ」ヤ、イヤシメテチヨフルカミノ」ヤ、ミヨトニセンヤ」ヤ、スラヒハナヤ」（新撰佛教）天智天皇紀に、十年五月辛丑、天皇御二四小安殿一、皇太子群臣侍宴、於是再奏二田舞一、とあるを、初見とす、後ち雅樂寮に田儛師を置きしと見え、令集解古記に、田儛師四人と見えたり、寶龜八年五月渤海使節來りし時に、田儛を行はしめ、貞觀元年十一月大嘗會の時、多治氏田儛を奏したりき、後ち大嘗會には行はれしが、戰國時代に至りて





廢絕す、天明七年光格天皇勅して之を再興せしむ、安倍氏、津守國久記する所の古譜を得て、之を進獻す、是に於て田儛再び興る（歌舞品目、如關註話）

**ダウタツ　堂達**　法會の時の僧役の名、會行事の下に在りて、堂內の事を指揮し、儀式には、導師の為にも、引頭、唄、散花、梵音、錫杖、堂達の順序に列座し、願文呪願文を導師呪願師に捧ぐること等を掌れり（釋林象器箋）

**ダウチヤウ　道場**　佛教を說き、佛道を修する場所を云ふ、釋氏要覽に「隨宴修道之所謂之道場」、階煬帝勅、運改、僧居、名道場、摩訶止觀、道場淸淨境界治五住惑、顯實相、來或名菩提」と云へり、聖武天皇の朝、宮中に內道場を置くを始めとす、密教行はるゝに至り其祕密壇を置き、修法祈禱する場所を道場と云へり、後淨土禪等にも此稱を用ひ、念佛道場、專門道場等と云ふ、遂に一轉して武術を練習する場所を劍術道場、柔術道場等と云ふに至れり、

**ダウチユウブギヤウ　道中奉行**　（新撰佛教）江戸幕府の職名、宿驛の取締を掌り、道路橋梁等道中一切のことを總管す、二人あり、大目付勘定奉行より兼帶す、老中の支配たり（新撰佛教）慶治二年七月之を創置し、大目付高木伊勢守兼帶し、一人たりしが、元祿十一年勘定奉行松平美濃守これを兼ねるに及び、はじめて二人となり、爾來大目付勘定奉行より兼帶する事となりたり、而して勘定奉行は多く公事方のもの之に補したりしも、稀に勝手方より兼ねたることありき（新撰佛教）道中方、勘定組頭より兼帶す、下勘定所の分科なり、勘樵制營、傳馬宿人用、石代例、井田方五分以上損耗免餘、五海道堂木、立枯、植夫、五海道橋普請、道中人馬定額、道行、大名の人馬使ひ方等の事、皆其掌る所とす（道中方總書、地方凡例

論、官制沿革略史、古事類苑神祇部、皇典講究所講、
講、徳川氏官制）

**ダウドウシ　堂童子**　大法會の時の役の名、
蔵人及び五位殿上人にして、花筥を取る者なり、塵
添壒嚢抄に、顯密の勅會に、職人並に諸家の諸大夫の
花筥取を堂童子と云ふは何ぞ、凡童子は十五以前の
男子の稱なれど、今云ふ所の堂童子は其義に非ず、兩
海奇傳に、天竺の寺の事を云へる中に、凡を白衣に
て、悉翻の處に專ら佛典を誦し、落髮を落ふ者を號し
て童子となす、發心求道の俗などの僧の所に至て出
家を願ふ者が、花筥賦などする役を勤むる事、假宜抄
五月廿五日最勝講第二日の條に、「次威儀師打磬、公
稱置花筥、次唄師發音、此間童堂子著座、即逸分二花筥、
次散花行道（諸說同之）次散花對橋、次打磬、堂童
子幾二花筥云々、堂童子左方（御所方也）範光、頼房、
右方仲經清信」と見えたり、

**タウネンキフ　當年給**　年給の一、其年に
給ふべき年給を云ふ、除目の任人の尻付に記す、
「ホンキフ」參看、

**タウヒキ　當引**　一作引（イツサクヒキ）を見
よ、

**タウビヤクセン　當百錢**　天保通寶（テン
パウツウハウ）をいふ、

**ダウブク　道服**　名義抄大納言以上が、內々
著用する服をいふ、後には羽織に變じたり、職制律令制
衣に似て、月形なし、地は狩衣の如し、廣袖にて羽
織の長きもの、腰より下にひだあり、色は定まらず、
著用法大納言以上、參の時、これを著用す、但し父子
相並ぶ時は用ひず、下には白袴又は指貫を著し、立
烏帽子を被る、もと內々の服なるを以て、同輩に對
面の時は著用せず、但大臣ならば、三位以下に、納言
ならば、外記史以下に對面する時は、著用して差支
なきよし、武家にても、室町時代にはこれを著用した
ることあれども、入道となりし人のみにて、さなくば佛事因事の時に限れるが如し（四三條裝束抄、裝束
抄、裝束集成）

**ダウミヤウジ　道明寺**　河內國志紀郡道明寺村大字道明寺○又土師寺と云ふ、眞言宗尼寺○本尊は傳道眞作の寸一面觀世音像を安置
す、地藏菩薩像、傳に推古天皇の時、土師八島連家を捨
て、寺となす、聖德太子之を道明寺と號す、後ち氏
寺たるを以て、菅原道眞の姨、學問尼本寺に出家し
て住持たり、道眞肖像の塗次、こゝに來り、一夜覺
寤尼と別辭をなすと云ふ、昌泰元年宇多上皇此地に
巡幸し給ふ、治安三年入道道長又參詣す、當寺の所
轄に道明寺天神の社あり、村上天皇北野社を立てし
時同じく建立す、土師神社と號す、維新後に及び、道
明寺と分離して一社となせり、有名なる道明寺糒は、
こゝに產出せしものにて、現に境內の坊中より發賣
せり（御藍閣基記、河內名勝圖會、名跡志）

**ダウリユウ　道隆**　名僧傳字は闡溪、俗姓冉
氏、勅諡大覺禪師、四明清江の人、年十三歲
にして成都の大慈寺に投ず、後ち浙州に抵り、無準
範、編絕冲、北磵簡の諸禪師に謁して參究し、陽山
に抵り、無明禪師の下に侍り、一日東山の牛窟樓を過
ぐる話を聞きて、平日の疑問解決す、辭して明州の天
童に登る、會々日本に禪宗未だ盛ならざるを聞きて
遊化の志あり、淳祐六年（我寛元四年）日本の商船に
搭して太宰府に著し、筑前の圓覺寺に寓す、寶治元
年京都に上り、泉涌寺の來迎院に入る、院主習鏡の
指示により相模鎌倉に抵り、大歇禪師に謁場に謁
る、北條時賴之を聞いて大に喜び、建長四年建長寺
を創建し、師を請じて開山とす、法席の盛んなる「天
下禪林、東海法窟」の八大字を門頭に題するに至る、
後嵯峨上皇這事を聞き、詔して謁見を賜ひ、命じて建
仁に遷らしむ、幾干もなくして再び建長寺に入る、會
々寺に因りて郡を幕府に得、甲冑に調ぜられしが、三
年にして鎌倉に歸り壽福寺に投ず、再び流官ありて、
また甲冑に遷りしも、幾干もなくして時賴に迎へら
れて壽福寺に住し、弘安元年五月建長寺に歸住す、七
月寂す、年六十六、法臘五十、門人茶毘し、靈骨を建
長寺の一所に收め、其處を四來庵といふ（日本佛家
人名辭書、日本佛教史綱）

道隆（皮料繪畫掛幅）所藏　鎌倉建長寺

**タカ　鷹**　仁德紀四十三年九月の
條に「依網屯倉阿弭古捕異鳥、獻於天皇、臣毎張
網捕鳥、未曾得是鳥之類、故奇而獻、之天皇召酒
君示鳥曰、是何鳥矣、酒君對言、此鳥類多在百濟、得
馴而能從人、亦捷飛之掠、誠鳥百濟俗號此鳥曰
俱知、乃授酒君、令養鷹、未幾時、而得馴三々、」
とあるを初見とす、蓋來之馴養して鳥を捕ふる風
盛んに行はる、鷹狩といふ（タカカリ）參看）之を調



養する者を、古へは鷹飼、鷹居といふ、後世は鷹匠
（タカジヤウ、タカジヤウ、參看）と稱す、また朝廷には主鷹司あ
り（シユヨウシ、參看）江戸幕府には鷹匠ありて之を
司る、鷹狩勅物學上よりの種類は省き、古書に見え
たる名目につきて說明すべし、兄鷹、男鷹、女鷹をいふ、シ
ヤウと訓す、形小なるが故なり、弟鷹、女鷹をいふ、オ
ホダカ又はダイダカと訓す、形大なるが故なり、兒
鷹、男鷂をいふ、コノリと訓す、鷂、女鷂（即ち兒鷹
の女）をいふ、ハイダカと訓す、雛鷹、鷂をいふ、雀鷂、
男雀鷂をいふ、エツサイと訓す、雀鷂、女雀鷂（即ち雀
鷂の女）をいふ、ツミと訓す、サシバ、小型をいふ、小
鷹、兒鷹以下サシバに至る數種の總稱なり、若鷹、野
にて生育したる鷹をいふ、ワカダカと訓す、また黃
鷹、新鷹ともいふ、片がへり、二年經たる鷹をいふ、
又雄鷹とも稱す、諸がへり、三年經たる鷹をいふ、又
青鷹、白鷹とも稱す、諸片がへり、四年經たる鷹をい
ふ、鳥屋鷹、四年の秋以後を經たる鷹をいふ、網懸、今
年生れたるを、七月より冬の日に至るまでに取りた
る若鷹をいふ、即ち未だ鳥屋せぬ內に取りたるもの
なり、アカデと訓す、巢まばり、今年生れたるを七月
中までに取りたる若鷹をいふ、（七月末ならば網懸と
いふ）山がへり、山にて一鳥屋も二鳥屋もしたる鷹を
いふ、野され、三月より內に取りたる若鷹をいふ、巢
鷹、巢の內より下ろして、眼より飼ひ立てたる鷹を
いふ、小山がへり、網懸の鷹の、正月十五日より內
に、打落したるをいふ、さほひめがへり、網懸の鷹
の正月二十日以後に打落したるをいふ、調鷹法鷹を
調養する事は酒君に起れば、百濟の法なるべし、即
ち弘仁の新撰鷹經に見えたる所なり、但し其法、鳥
屋を構ふる事、鷹を浴する事、肥を調ふる事、疲を
調ふる事、また巢鷹と網懸鷹との差別等僅かに七法
にして詳しからず、山同を一夜二夜の內に調へ、或
はそれたる鷹を呼返し、白尾繼ぎなどする事は、齊
頼には記まるといへり、其後持明院持春、綱津松鶴
軒、吉田多右衛門等各々其術を詳にし、其法を記し、
並に世に行はる、委細は新修鷹經、齊頼十二卷書等
に就きて見るべし、鷹種大鷹には雀、頰白、頰赤、青ち
がしら、つぐみ、白鳩、眞鳩、土鳩、五位鷺、小鷹には
雀、頰白、頰赤、青ちがしら、白鳩等を飼ふ、而して餌
の作り樣により、沈餌、大再拜、小再拜、骨餌、たゝ
き餌、米餌、こしめ餌、櫻餌、板免餌、押餌、大白拂餌、
小白拂餌、黑餌、柘餌、蒸餌、柳餌、燒餌等數十種あり、
なほ之を與ふるにも、平常の飼ひ樣、病時の飼ひ樣等
頗る多樣に亙る、鷹種鷹を格に繫ぐは、大緒の所
作にして、大鷹、小鷹、其餘の種類によりて別あり、ま
た給一本に鷹二居繫ぐ事あり、相木の架といふは、賞
鷹の客二人ある時の所作なりといへり、或は巢鷹、網
懸、鳥屋鷹、山歸などを一所に繫ぐ時は、本木末木の
禮あり、白鷹其他勝代の鷹には、夫々の繫ぎ樣あり、
なほ鳥屋にて繫ぐ樣、人に渡す時の繫ぎ樣、神前佛前の貴鷹の繫
にて繫ぎ樣、初地入の繫ぎ樣、神前佛前の貴鷹の繫ぎ樣等皆それ
ぎ樣、觀音移徙の時及び中陰の時の繫ぎ樣等皆それ
ぞれの故實あり、鷹繫ぎ、せき緒、鷹を繫ぐ緒をいふ、
ゝの故實あり、鷹繫ぎ、せき緒、鷹を繫ぐ緒をいふ、
また大緒ともいふ、おき繩、鷹を馴らす爲に用ふる
繩、赤繩、鷹を浴せしむる時に用ふる繩、緒、鷹を使ふ
時に用ふる繩、餌袋、餌を入れる竹籠をいふ、鷹鞲、鷹
匠の手をいふ、タカタヌキと訓す、山緒、鷹野にて
取りたる鳥を、首より羽ぶしにかけて結びて掛
かくる料の藤葛をいふ、鷹狩參照、
今は、早く弘仁八年九月の宣に出で、尋で齊衡二年、貞
觀元年、同五年にもまた禁令の發布あり、凡延喜の
頃までは盛ふ事なかりしに似たり、もし私に飼ふも
のあらば、彈正臺禁彈を加へたりき、また此時代天
皇が放鷹し給ふ爲めに、或原野を限りて他人の狩獵
を禁じたり、之を禁野（キンヤ）參看）といへり、また
鎌倉時代にも私に鷹鷂を養ふを禁じたるのみなら
ず、之を職業とするものをも停止したりしが、貞藤
社の貴鳥のみ之を許したりき、下りて室町時代の末
年戰國の頃には、放鷹の事は武門の好んで弄ぶ所と
なりしが、ゆゑに、諸大名の中には、其領內に令して、
鷹を保護し、鷹の賣買を禁じたるもの多かりき
（長曾我部元親は家老の外鷹を持つことを禁じたり）
江戸時代に至り、寛永三年獵りに鷹飼ふ者を死罪に
處し、之を見出し告訴する者に五十貫の褒美を與ふ
る令を出したる事あり、また將軍の放鷹すべき特
定の地は、衆庶の殺生するを禁じ、之を御鷹野といひ、
御留場とも稱したり、「タカガリ」參看、俗名抄、
日本書紀、吾妻鏡、長曾我部元親百箇條、淺野文書、貞
丈雜記、武家名目抄、古今要覽稿）

**タカアナホノミヤ　高穴穗宮**　志賀高穴
穗宮（シガノタカアナホノミヤ）を見よ、

**タカイノコホリ　高井郡**　信濃國、
地藏菩薩國郡制定の際、既に信濃國の管する所十郡あ
りき、蓋し此郡も亦其一なるべし、和名抄に和名抄に
科、小內（チウナ）稻與、日野（ヒムノ）神戸等の郷あり、
郡名考、タカイと書し、地藏提要、タカキに改め、明
治十三年五月上下二郡に分ち上高井、下高井と稱す、
今之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**タカヲカウヂ　高丘氏**　姓は藤原、閑院家
に屬す、中間全議孝定の末男季起高丘と號す、正三位
に叙せられ、正德五年正月薨ず、子孫相繼ぎ明治に至
り華族に列し、子爵を授けらる（諸家知譜拙記、華族
諸家傳）

○孝起——孝教——敬孝——紹孝——永孝——益孝
「基孝——紀孝——禮孝——和孝」

**タカラカシンワウ　高岳親王**　【別稱】世に贈居太子といふ、出家して眞如と號す【別稱】平城天皇の第三皇子、母は伊勢繼子【別稱】初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇即位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髮し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども憂憤の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存殁測るべからざるを以て、上表して其封を還さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中瓘唐より上陳し、高岳四城に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齡を推するに八十餘歲なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を訪ひしも、其意に病たざりしを以て、遂に錫を杖て西遊するとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運層には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇朝紀年錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめとす、

**タカラカノコホリ　高崗郡**　【別稱】土佐國【起源】仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く【沿革】續後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾川、海部、三井等の郷あり、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**タカラカノミヤ　高丘宮**　【別稱】タカヲカノミヤ、タカヲカノミヤ、タカヲカノミヤ、

範永—長綱—孝清—範孝—宗隆—實隆
範昌—永經—永貴—永忠—範賢—永孝(後名範)
永行—永藤—永豐—永繼—永康—永家
永相—永孝—永慶—永敦—永俊—永雅
永福—永房—永秀—永範—永雅—永胤
永岳—永則(ツネ)

## タカクラテンワウ　高倉天皇

名は憲仁(ノリヒト)後白河天皇の第七皇子、御母は平時信の女建春門院滋子、第八十代の天皇、永萬元年十二月立親王、仁安元年十月六條天皇の皇太子となり、三年二月受禪、三月位に即く、後白河法皇院中に在りて政を聽く事嘗の如し、此の時に當り平清盛の威勢旭日の如く、法皇と雖も其專制を免れざりしかば、天皇に至りては只虛位を擁し給ふに過ぎざりき、治承元年七月清盛の子重盛薨するや、法皇は關白藤原基房と謀り、其所領たる越前國の莊園を沒收し、而も清盛に讓する所なきのみならず、清盛が其女婿藤原基通を推擧する所ありしも、法皇は之を裁可せざりしを以て、清盛大に怒り、兵を擁して參內し、天皇に强請して基房の關白を停め、基通を內大臣關白に任補し、且法皇を鳥羽殿に幽し奉る、天皇深く之を憂ひ、且朝威振はずして朝野多事なるを慨し、同四年二月遂に位を安德天皇に讓る、即ち中宮平徳子(清盛の女)の生む所なり、幾干もなくして積發疾を發し、養和元年正月、平領盛の六波羅邸に崩ず、壽二十一、京都市下京區清閑寺町の後清閑寺陵に葬る、天皇賢明にして仁愛、慍り色に形はれず、建春門院の崩ずるや、悲哀特に甚しく、寢膳を廢するに至る、はじめ學を清原輔業に受け、才藻英發す、治承中侍臣を清涼殿に宴し、天皇詩を賦す、世傳へて之を稱す、また音樂を善くし、笛を藤原資國に學び、特に其妙を極む、天皇の幼時楓樹を歡愛するものあり、帝之を切愛し、藤原信成に命じて守らしめしに、一日仕丁等、信成の不在に乘じ、枝を折りて薪となし以て酒を煖む、既にして信成歸り大に驚き、仕丁を縛し狀を具して罪を闕下に俟つ、天皇從容として曰く、唐詩云ふあり、林間煖酒燒紅葉と、誰か仕丁にこの風流を作すを教へたるやと、復た問ふ所なし、其寬恕なる概れ此の如し(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

## タカクラドノ　高倉殿　山城國京都士御門

の南、高倉の西一町に遺趾あり、今は皇宮の內に係れり、扶桑略記に「延久五年九月十六日行幸入道大相國高倉亭云々」と見ゆ、大相國は藤原賴通なれば、當時此家が賴宗の邸宅なりしを知るべし、續世繼に(長曆二年)「こぞよりいつしかとならずなりて、霜月十三日に左のおとどの、高倉殿にいでさせ給へりしが、つぎの年四月一日女御子うみたてまつらせ給ふ云々」また百錬抄に、應保二年閏三月廿九日、遷御新造里內、本御座關白第、號高倉殿、とあり、この新造里內は、東洞院殿を指すものなり(山城名勝志、平安遺志)

## タカクラノコホリ　高座郡　相模國

(地誌提要書紀天武天皇四年十月に始めて見ゆ、相模國書紀高倉に作り、延喜式高座に作る、和名抄に、美流、伊奈(イサナ)有鹿、深見、高倉、淵堤、柒川、雜田、鄰家、二寶、岡本、土甘(トカミ)河會(カハアヒ)大庭等の郷あり、郡名考「カウザ」と稱し、明治治革帳高坐に作り、地誌提要高座に改め、「カウザ」ぁカクラ二樣に唱へ、郡區勝制の際又之を高坐に作る、今之に從ふ、郡名島岡一覽、國郡治革考)

## タカクラノミヤ　高倉宮　長仁王(ナガヒトワウ)を見よ、

## タカサキジヤウ　高崎城　上野國

(地誌提要上野國郡馬郡高崎市○もと和田城と稱す、和田氏世々此に居て、天文の頃和田右兵衛大夫といふ者あり、上杉氏に屬し、永祿の頃武田氏に屬す、永祿八年上杉謙信に圍まれし事あり、既にして、織田信長、武田氏を亡ぼし、滝川一益に關東を管領せしむるに及び、厩橋の屬城となれり、本能寺の變後、一益尾張に歸り、城遂に北條氏の有に歸す、天正十八年小田原役に城陷り、和田氏改易せらる、德川家康封を關東に移し、箕輪城を井伊直政に與ふるや當城之に繼ぐ、慶長三年箕輪を廢し高崎を居城とす、同五年酒井宗次、元和元年安藤重信等相繼ぎて此地に治し、元祿八年松平輝貞(大河內)を封じてより、子孫繼ぎて明治維新に至る、今は兵營となる(上野國誌、上野名跡志、德川加除封繼、明治政覽)

## タカサゴシヤウグン　高砂將軍　淺井忠

淺(サカキ)ぁ砂(ダキヨ)ないふ、

## タカシコ　竹尻籠　竹にて作りし籠を云ふ、

太き竹にて壺狀に造り、一說に、鷲尻籠にて鷲の羽の矢を差したる故に名づくと云へるは誤なり(貞丈雜記)

## タカシマ・シウハン　高島秋帆　武藏國

幼名銕之丞、通稱四郎大夫、後ち寄平と改む、實名は茂敬、字は子厚、また隱居といふ、秋帆と號す、(地誌提要四郎兵衛業の嫡子、(地誌提要)寛政十年長崎に生る、其家世世長崎町年寄に任じ、長崎御鐵砲方を兼ね、長崎奉行直轄の砲臺を掌り、且つ唐蘭貿易を管理せるが上



に、戰國以來土著の豪家たるを以て苗字帶刀を許され、將軍に拜謁を得、頗る權勢あるのみならず、富巨萬を蓄えたり、十七歲の時父の後を襲ぎ、町年寄となり鐵砲方を兼ね、文化元年長崎會所調役に昇進したり、文政八年二月幕府外船打拂の令を布くや、秋帆は、我國現在の軍備にては、打拂の事行はるべきにあらず、目下の急務は砲術の改良を第一とすべしと稱し、類りに意見を長崎奉行に述べたれども、容れられざりき、會々出島に滯在せる和蘭甲比丹にヂヒレニユーへといふものあり、砲術に精しきを以て、秋帆は之に師事する事凡五年、遂に其祕訣を皆傳し、且つ步騎砲兵の組織、任務乃至戰術等の大體に通ずるを得たり、是に於て更に兵器改良の事を建言する事數次に及びたれども、採用せられざりしを以て、秋帆は長崎奉行の允可を得、私費を拋ちて銃砲等の軍器を和蘭より購求して、砲術を研究し、なほ和蘭通詞に託して兵書を譯せしむる等、熱心なりしかば、其技また著しく進歩し、門に入りて教を乞ふもの多く、天保十一年、子弟家來門人を併せて三百餘名に達せり、因りて秋帆は步兵四小隊砲兵一中隊に編成して、專ら洋式の銃陣を訓練し、春秋兩度實地に大演習を行ひ、また大杉板と名づけたる洋式の小船三艘を製造して海上砲を實修せしめたり、我國にて洋式の兵制を採用し、海陸の砲術を改良したる事、これを以て嚆矢と爲す、彈て天保十一年九月、洋式の砲術を採用し、海防を嚴にせん事を請ふの建議一編を草して長崎奉行に呈す、奉行これを幕府に傳達し、遂に採用あらん事を望みたりしかば、幕府は先づ秋帆の技術を試みんとし、其出府を命じたり、是に於て秋帆は其所持の軍器を携へ、子弟門人を具して、天保十二年三月江戸に著したりしが、其月諸組與力格を命ぜられ、一代限り七人扶持を賜はる、五月武藏德丸原にて其技を試みたりしが、其門人の兵士は、皆黑塗鎧圓形の小陣笠を冠り、黑筒袖の半纏、黑股引、紺足袋、草鞋にて、帶の上を手綱にて締め、脇差一本を差し、彈藥入と、銃劍袋を代帶にて腰に付け、秋帆と其子淺五郎とは司令官にて墨の筒袖羽織、黑の太刀佩を著て雙刀を挿みたり、かくて大砲發射、銃陣演習を行ふ、越えて七月秋帆に命じて、其砲術を幕士に教授せしめしが、此時江川太郎左衛門英龍も、門人となりしを以て、悉く祕傳を授けて長崎に歸る、當時秋帆は其砲術を四洋流と唱へしが、幕府は之を高島流と改稱せしめたり、秋帆既に長崎に歸るの後、幕士以外の者に教授の許可を得たりしかば、長崎の士人、九州諸藩の士等門に入りて業を學ぶもの頗る多く、名聲轟甚たり、此時江戸町奉行鳥居忠耀は、水野忠邦の腹臣にして、外國の文物を憎みしが、本庄茂平治の讒により忠邦に說き、秋帆を江戸に召して獄に投じ、有司の中異論ありて久しく決せざるに當り、忠邦忠耀共に其職を免ぜられしも、秋帆はなほ俗論の陷る所となり、中追放となり、安部虎之助へ永預けを命ぜられたり、是より先江川英龍は秋帆を救はんとしたれども、其功なかりしが、嘉永六年米艦浦賀に入津するに及び、海防の必要は、幕府の認むる所となれるを以て、英龍は之を機として奔走したる結果、同年八月遂に赦免せられて英龍に預けられしかば、英龍は師禮を以て厚く之を遇せり、秋帆は爾四十年の間に砲術並に練兵の進歩甚しきに驚き、英龍及び其門人に執きて常に之を學びたり、此月再び召し出されて富士見寶藏番格となりて百俵を賜ひ、鐵砲方江川英龍に屬して砲術教授方を勤むべく命ぜらる、此時に當り和親の論天下に喧しく、幕府また方向に迷ふの傾あり、秋帆大に憂ひ、開戰の無謀なる事、兵器戰術の改良の急務なる事、迅速貿易の國利民福ありて害なき事の意見書を老中阿部正弘に呈したり、蓋し幕府の米國と和親に決したるが如き、秋帆の建議與りて力ありといへり、安政二年講武所の設けらるゝや、五月砲術師範役となりて、小十人格に昇り、文久三年具足奉行格となる、是より先情誼最厚かりし江川英龍卒し、尋で知遇を蒙りたる阿部正弘甍じたるを以て、秋帆は漸く世を厭ひ、且つ後進の進路を開かんとして、退隱の志ありしと雖も、常に門人の諫止によりて停りしが、慶應二年正月十四日卒す、年六十九、江戸駒込東片町大圓寺に葬る(高島秋帆)

## タカシマ・ジヤウ　高島城　信濃國

(地誌提要信濃國諏訪郡下諏訪村○新宮二城あり、舊城は古町の山上、新城は湖邊に在り、舊城の起原詳かならず、古へより諏訪氏代々此の地を領して居れり、天文十三年武田晴信の陷る所となり、板垣信形城代として之を守る、其後板垣信里、長坂國清、小宮山昌次、市川昌廣、今福昌拔等相繼ぎて城代たりしが、天正十年織田信長之を攻め陷れ、川尻鎭吉をして守らしむ、尋で信長光秀の弑する所となるや、諏訪頼忠其虛に乘じて之を復し修築之に據る、天正十八年、德川家康諏訪氏を武藏に移す(文祿元年また上總總社に轉ぜしむ)是に於て舊城廢す、同年七月日根野高吉二萬八千石に封ぜられ此に入部し、翌十九年夏に今の高島城を築く、慶長六年諏訪賴水、舊地三萬石に封ぜられまた入城す、是より子孫相繼ぎて明治維新に至る(千曲眞砂、明治政覽)

## タカシマノコホリ　高島郡　信濃國

(地誌提要)始めて續紀天平紀に見えたり(地誌提要)相名抄に神戸、三尾、高島、角野、木津(コツ)桑原、春殖(ヨシ)

ミ）川上、大處、駒籠（トモヨヒ）等の郷あり、以後變更する所なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**タカジヤウ　鷹匠**　[illegible]江戸幕府の職名、鷹に關する一切の事を掌る。鷹匠頭、鷹匠を總管す、また鷹師頭ともいふ、若年寄支配、人員五名あり、千石高、役扶持廿人扶持、山吹間詰とす、其配下に組頭、目付、鷹匠あり、組頭は、四人、二百五十俵高にして、千駄木と雜司ヶ谷とに分れて各々其鳥部屋を管す、目付は四人、百俵高七人扶持を給せらる、鷹匠は百俵高、見習は五十俵高にして、人員四十四人、千駄木、雜司ヶ谷の二組に分つ、一組十六人、見習六人とす、此外なほ同心百人、餌指十人、犬牽六人之に屬す。**[illegible]**　鷹匠頭は、慶長十二年始めて一員を置き、間宮左衛門を以て之に補したりしが、五代將軍綱吉の時、生物愛憐の令を出すに及び、天和三年三月之を廢したり、然るに八代將軍吉宗の時享保元年八月二員を置き、後ち增して五員となる、內三人は戸田氏、二人は內山氏より補し、並びに世襲たり、鷹匠組頭は享保元年十一月始めて一員を置き、千駄木雜司ヶ谷の兩組を兼帶したりしが、元文三年十一月四員となり、二人づゝ兩組に分つ、鷹匠目付、享保三年六月はじめて之を置き、二人づゝ兩組に分つこと組頭のごとし、鷹匠は古くよりありしが、天和三年一旦廢せられしも、享保元年再置せらる、而して目付は元文三年十一月に、其他は慶應二年に之を廢したり（史徵、德川實紀、明良帶錄、武鑑、官制沿革略史、古事類苑官位部）

**タカジヤウ　多賀城**　鎭守府、陸奥國府の在りし所なり。**[illegible]**　陸前國宮城郡多賀村大字市川村に舊址あり、本丸の地は方百間餘、平地にて四圍に土壘存し、中央に芝生あり、村人これを御座の間跡と云ふ、壕を之に直徑二尺乃至四五尺の自然石の礎あり、寺石の殘れる所は最も高く、橋が間を望むべし、總外廓は六七町四方許あり、碑は鹽竈街道の南に在り、**[illegible]**多賀城碑、靈屋鈔共に神龜元年大野東人の築く所とせり、歷然たり、碑は鹽竈街道の南に在り、**[illegible]**多賀城碑、靈屋鈔共に神龜元年大野東人の築く所とせり、按するに續紀養老六年閏四月に鎭所の名見えたり、鎭所げ後の鎭守府なれば、是より先既に鎭所として築かれたるものにして、神龜元年に至りて、府城の防備始めて完備せしものならん、而して陸奥國府は是より先名取郡の武隈に在りしが多賀城を築くの後は、國府みな此城內に併置したり、續紀寶龜十一年三月の條に、多賀城を指して「其城久年國司治所」と見えたるを以て知るべし、延暦廿一年、鎭守府將軍坂上田村麻呂鹽澤城を築きし後、鎭守府は鹽澤城に移りて、多賀城のみ單に國府となれり、續後紀承和六年四月、陸奥守真岑本逐、鎭守將軍匝瑳末守が奏言に、「鹽澤多賀兩城之間、黑鹽惡路、控弦數千、知有警急、難可支禦、又多賀城者、爲鹽澤之後援、不參兵數、何以救急」とあるにて知るべし、是より多賀城は、多賀國府と稱したり、今府跡の南に鴻の出あり、國府池なるべし、廟外の北に奏社宮あり、總社の說なるべし、源報義亦此を治所とす、吾妻鏡八月十二日の條に、「二品今著三多賀國府（給）」と見え、十月一日の條に、「於三多賀國府三云々、被『置一紙祿文於三府廳』」と見えたり、明年三月報朝其家人伊澤家景を留守職となす、家景は多賀國府四三十町なる岩切村高森館に居ずしと云ふ、奥羽觀迹聞老志に、「多賀國府は卽ち高森にして、今の岩切山除の古館是なり」と云ひ、日本國郡沿革考は續紀延暦四年四月鎭守將軍大伴家持が奏言中に、「報三置多賀陸上二郡、幕三幾百姓、足入兵於國府、設防禦於海隅、城是儲糧不饒、推錢高里、者也」とあるによりて、國府は岩切に移れりとなり、多賀國府所在地考は博く諸書を徵して、多賀城と斷定せり、今之に從ふ、元弘三年鎌倉幕府亡びて、琉武中興となる、陸奥大守義貞親王（鎭守大將軍北畠顯家、奥羽鎭撫として下向するや、多賀城を治所とし、奥州式評定衆、引付、政所執事、評定奉行、寺社奉行、安堵奉行、侍所等を置きたり、延元二年正月、賊兵國府を攻めて、義貞親王顯家等伊達郡霊山城に移るや、賊將石塔義房以下相繼ぎて、國府に居ずし、正平六年伊達田村諸氏國府を復せしも、明年また吉良貞家に奪はれたり、其後は足利氏の旗大崎氏奥州探題として、加美郡に居を攻めたるを以て、多賀城は永く荒廢するに至れり（多賀國府所在考）

**タカジヤウノヒ　多賀城碑**　陸前國宮城郡多賀村大字市川多賀城址に在り、碑の高さ六尺一寸五分、幅三尺三寸餘、石龜三趺、圍九尺七寸五分、側內長四尺五寸、幅二尺六寸五分、碑文は左の如し、

多賀城

去京一千五百里
去蝦夷國界一百廿里
去常陸國界四百十二里
去下野國界二百七十四里
去陸奥國界二百七十四里

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎭守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所構也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎭守將軍藤原朝臣惠美朝臣朝獵修造也
天平寶字六年十二月一日

碑文によれば天平寶字六年鎭守將軍藤原朝獵の造る所なるが、藤原朝臣は、伊達綱村の造設とし、碑字の稿本と見しきもの同家の長持に存在すと云ひ、佐藤





城は僞物なる事を斷じ、歷田博士は既に埋沒したる石碑を、水戸義公が仙臺侯に勸めて發見せしむる所に傳り、義公發見の源因は、文祿中の著なる文祿清談によりたるものにて、眞物にて疑ふべきものにあらずとせり、田中博士は、此碑を佐久間洞巖の僞造する所にして、伊達綱村之に預ると論斷したり、此說從ふべきに似たり、今同博士の說の概略を示せば、碑石の最も古く見えたるは、陸奥殘篇風土記にして、次は文祿清談なれど、殘篇風土記は近世の僞作にして、元祿以後のものなるべし、殊に坪碑と混同せるは大なる誤なり、文祿清談は、歷寮物語を增補改題せしものにて、石文の一條は全く後人の撰入なり、又築田博士所說の見聞集備考によれば、土中に埋沒したる塊出したるを知く說したる義公の手簡は、被損とのみあり、發掘の事見えず、蓋し思ふに那須碑は義公によりて世に顯はれしかば、多賀の碑も公に托せんとする弁事者が、かゝる書簡を造りしならん、伊達家譜、楠葉淺槃に、元祿十六年吉村發見とせしも、元祿に書せし那須碑考に見えたれば、本碑の事は吉村發封（吉村は元祿十六年歿封）以前なること明なり、而して元祿二年刊本一日玉鉤に始めて見えたり、以後の書には皆記載し、享保以後旅人の一般に知るに至れり、口碑によれば、元祿初年佐久間洞巖の發見と考定す、碑文を精細に檢すれば、疑ふべき點少なからず、本碑に鎭守府は神龜元年置く所となすも續紀には養老六年八月、同七年二月鎭所と見え、鎭所は卽ち鎭守府の起原なれば、多賀城は養老以前の建置にて、神龜にあらず、又朝獵の仁部卿となりし時に陸奥按察使知元とあれば、鎭守將軍は兼められたるが知し、又參議となりしは天平寶字六年十二月一日にして、碑の造設と同日なり、又位階も續紀には從四位下とあるに、碑に從四位上としたるは、故さら國史と違ひて、僞を飾るの手段なるべし、又里數も常陸國界四百十二里とあるは、山道の里數なり、古來常陸より陸奥に通ずるは、海道山道の兩道ありて、常陸風土記續後紀によれば、和銅年間より弘仁二年迄は海道を、其以後は山道を官道としたれば、碑銘設年代には海道の里程（二百九十二里）を記すべきに、後世の山道を撰びしは、第一要點なり、其字體も本朝の古風を模すと雖も、仍任晉唐法帖の態を存し、我が奈良朝時代の書なる、元明御陵及び那須碑の字體と比較するも眞僞自ら判然なり、而して其碑文の體裁は、續紀天平勝寶六年二月の條に見えし南島木碑に模して造りしものなるべしもの、ならずは、爲し得ざる所なり、蓋し思ふに、佐久間洞巖は天資強記にして宏覽博識、考證に長じ、筆札に妙なり、時の國主綱村、才學優にして古を好み洞巖に命じて奥羽の古蹟名跡を歷說せしめ、聞老志の著あり、又末の松山の名跡を仙臺城下に引付たるも、綱村の時なりと傳へたれば、此碑は洞巖の僞作にして、松山坪碑を並記し、文祿清談に石文の一條を撰入せしも同時のことにて、此の碑を實にせんとの目的なるべしと論ぜられたり、大槻博士は之を難じて、碑の事は新井白石の同文通考に、風治寬文の間に發見せしとしたるを最も古しとす、土人は夙くより此碑を知れり、然れども何碑なるを知らず、京都の人田逢寛右衛門儲臺の儲錄に錄せられて、仙臺へ下りしは延寶五年なり、此人曾て總國風土記を見て知れりとて、此碑を見て直に鎭守府の門碑と斷せり、又仙臺領古城書立之覽（延寶年中の書立）にも此碑の事を記し、貞享元祿頃の著なる那須國造碑考にも引き、又元祿二年の著なる奥の細路にも亦此碑を見たりとあり、又洞巖に一畫工にて、學に志しゝは三十六歲にて元祿元年なり、元祿四年卽を得て仙臺城下を追放せられ、六年放されて歸り、十二年多賀城碑の正面摺を考へて、東遷處澤白石等に贈て、此碑發見の名を占め、此頃に當に召されて國祿に從事し、綱村の信過を得しなり、藩主綱村は性殷明剛果、自國の伊達正統世次考の知き、祖先の蹟を顯彰するに足るべき史料さへ、一點疑を存するものは都けて、一曲筆を用ゆるを許さず、何ぞ靈碑の見戲あらん、猶來の松山を靈壓年中の宗久紀行にも、八幡村の八幡宮の永仁七年の銘錄にも、末の松山の字あれば、模擬なりと云ふの妄なること知るべしと云へり、

**タカタジヤウ　高田城**　陸奥國磐城郡高田町の東南に在り、[illegible]慶長十五年松平忠輝封ぜられて、編島城に治す、然れども其地墨き為に、同十八年同郡菅波ヶ原へ新城を築き移住し、高田城と稱す、元和二年國除かれ、上野國高崎城主酒井家次十二萬石を以て代り來る、同五年忠勝の時、信濃松代へ移封、越前國北井城主松平忠昌二十五萬石を以て來住す、同九年領地に再封ぜられ、松平光長二十五萬石を以て越後國の支配職となる、天和元年領地を召上らる、是年より將軍家の番城となり、代官所を置くこと五年、貞享二年榊莫正道九萬二千石を以て來住、十七年にして元祿十四年、下總佐倉へ徙封、佐倉城主戸田忠真代りて治す、寶永七年下野宇都宮に移封、伊勢桑名城主松平定重來り治す、寶保二年、陸奥白河へ移封、榊原政岑定重來り治す、寶保二年、陸奥白河へ移封、榊原政岑城主榊原政永知行高十五萬石を以て來り治す、享保元年、[illegible]門侍臣の儲錄に錄せられて、仙臺へ下りしは延寶五年なり、此人曾て總國風土記を見て知れりとて、此碑を見て直に鎭守府の門碑と斷せり、又仙臺領古城書立之覽（延寶年中の書立）にも此碑の事を記す（續後風土考、明治政覽）

**タカタノコホリ** 高田郡 [明治] 安藝國

[起源] 延喜式に始めて見えたり、[沿革] 和名抄に三田、豐島、風速、麻原（チハラ）川立、船木、栗屋等の郷あり、後高宮郡を併す、正保國寛知集元祿帳之に仍り、以後又同じ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**タカタノコホリ** 田方郡 [明治] 伊豆國

[起源] 天武天皇の九年七月駿河國の二郡を割て伊豆國を立てし時置きしものなるべし、[沿革] 和名抄に、新居（ニヒキ）小河、直見（ホヤミ）佐婆、鏡作、矢城、依馬（エキ）八邦、狩野、天野、吉妥（キセフ）有鮒（ウキ）久寢（ウズシ）等の郷あり、中世分て南條北條の二郡とす、此郡境界の變遷最も甚しく、後世其東方の地は賀茂郡に入り、西北の地分れて君澤郡となる、豆州志稿、鎌倉以後君澤庄ある由云へり、思ふに其郡となりしは戰國の時なるべし、正保國君津に作り、寛文中復古の時又之を停め、元祿十四年再び此郡を置く、元祿繪之に仍る、以後二郡たり、郡名考、「カンダク」、「キミサハ」、南樣に唱へ、地誌提要に至りて田方を「ダガタ」、君澤を「クンダク」、「キミサハ」の二樣に唱ふ、明治廿九年君澤の全郡及び賀茂郡の一區域を本郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

**タカタハ** 高田派 高田吉次の創めたる槍術の流派○吉次は又兵衛と稱す、中村尙政につき槍法を學び其奥儀を究む、小笠原忠政に仕ふ、將軍德川家光召して其藝術を覽る、子孫相繼ぎて其術を以て小笠原氏に仕ふ、吉次の門人森平三清政、綱河逸彌右衛門盛逸、不破慶賀等名あり（武藝小傳、武術流祖錄）

**タカタンシ** 高檀紙（寫檀紙）「ダンシ」を見よ、

**タカタヤカヘヱ** 高田屋嘉兵衛 [系統] 父は彌吉 [幼名] 明和六年淡路國都志本に生る、少にして大志あり、音て一廻船商の舟夫となりしが、人に儲ほろーを屑しとせず、諸弟を率ゐて播津兵庫に赴きて酒船業を營み、遂に數隻の巨船を造りて近海を航行し、殊に北海の遠利拾ふべきを察し、年々手船を松前箱館に赴き蝦夷巡察の幕吏三橋藤右衛門の眷遇を受け、翌年三月出羽酒田港より松前までの產物運送の官用を果し、更に東蝦夷アッケシに廻航も、幕吏近藤重藏に會す、重藏嘉兵衛を幕府に推擧して御用船頭となし、擇捉への航路を開かしむ、嘉兵衛卽ち擇捉に赴き、河岸に十七箇所の漁場を開き、夷人等に漁具衣服を給與して其使用法を教へ、鄕村の創を定めて歸航す、是に於て擇捉始めて我邦に屬す、享和三年幕府其功を賞し公廩を賜ひ且官船を領せしむ、文化元年露西亞の使節長崎に來り通商を乞ひしが、幕府の拒斥する所となり、樺太千島群島を暴掠す、幕府大に驚き警衛を嚴にして備ふ、同八年露國海軍中佐ゴローキン千島測量の目的を以て國後灣に寄港す、守備の幕吏之を捕ふ、是に於て副長リコールヅは本國に歸り、寛政八年國後島に著るや、ゴローキン等の消息を探りたれども詳かならざるを以て、日本船を捕獲して事狀を糺さんとし決せし風の爲めに國後港に寄港するや、リコールヅは兵を遣して嘉兵衛等を捕へ、カムサツカに廻航す、時に同年八月なり、嘉兵衛後ち精々露語に通ずるに及び博士の強略を語り、且つ日露兩國間に横たはる悪感を除却するの方法を說く、リコールヅ大に喜び、且つ是より先嘉兵衛よりゴローキン等のなほ生存して箱館に在るを聞き、文化十年六月嘉兵衛を具して國後港に著す、嘉兵衛卽ちリコールヅと松前奉行以下の幕吏との間に周旋する事頗る勉め、兩國の意志やゝ疏通する處あり、リコールヅは樺太の掠奪に就きて陳謝せるを以て、幕府は松前奉行に命じゴローキン以下の囚徒を救し、兩國の衝釁始めて解け、嘉兵衛また自由の身となる、文化十一年幕府嘉兵衛の故職を復し金幣若干を賞賜す、次で阿波藩主蜂須賀侯よりも黽勉あり、晚年郷里に老し、弟金兵衛みして代りて商事を管せしむ、家益々富み榮愈々盛大となる、文政十四年四月歿す、年五十九、嘉兵衛親眷短小にして眼光人を射、言語明晰なり、曾て書を讀まざれども略ぼ大義に通じ、財を輕んじて人の急難に赴く、資性剛毅にして高潔たるのみならず、其謙嚴苟もせざる、操守、恭謹を重ずるの意氣等深く露人をして長敬せしめたり（日本商因寫記、事實文編、品田陽藏兵衛）

**タカチホノタケ** 高千穗峰 天孫瓊々岐尊の始めて高天原より降臨せる處にして、また槵日（クシヒ）上之峯、高千穗之槵觸之峯、槵日高千穗之峯、高千穗之穗日二上之峯、高千穗添峯とも見えたり、槵日穗觸は共に靈異の義にして、二上は峯二つあるよりの名なり、其所在に二說あり、一は日向國臼杵郡なる高千穗山となす、近世の史家多く後說に從へり、橘春暉の北窓瑣談に、余考ふるに、神代よりいふ所の高千穗は、今の霧島山なり、諸書に多く霧島山といへども、是は彼地に到らずして臆斷せる故なり、昔より日向國高千穗二上峯と稱すれば、其山二峯あるにより名付ぬること明なり、今の霧島山に峯あり、東西に相對す、殊に九州第一の高山にて他山の比すべきにあらず、今の高千穗といふは、柴山の中に在りて、是と雄たるにあらず、殊に二峯あるにあらず、彼地に到り見る人は、高千穗の霧島なること



と論を待たずして知るべし」といへり、從ふべし、而して本居宣長は古事記傳に於てまた此事を論じ、まづ日向の高千穗に降臨ありて、次に霧島山に遷幸ありしなるべしといへり、蓋し或は然らん、なほ高千穗峯に關する諸說は國史綜覽稿に載錄したれば熟きて見るべし○天孫此地に降臨ありたるの後ち、天津彦火瓊々杵尊（「アマツヒコホノニニギノミコト」參看）笠沙御崎より移りて皇居を營み給へり、

**タカチホノミヤ** 高千穗宮 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり、大隅國霧島山の麓に在ることは疑なしと雖も、其所在は霧島神社の處なりとも、薩兒島神社（四國分寺村字宮內に在りて大隅正八幡宮ともいふ、彦火々出見尊を祭る）の處なりとも論し詳かならず、吉田東伍氏は生業に便利なる方なるべきの故を以て後說を取られたり（地名辭書）記して疑を存す、なほ此宮には彦火々出見尊より神武天皇まで在はしたることは記紀に明文あれども、果して彦火々出見尊の時に此宮を營みしものか、又は瓊々杵尊笠沙の御崎より此に移り給ひしものかは明ならず、古事記傳には彦火々出見尊の時に至り、始めて宮居し給へるなるべしと說きたり、今暫くこれに從ふ、

**タカツカサ井ン** 鷹司院 [系統] 藤原長子、法名藤原性[明治]源搭猥關白家實の女、母は修理大夫季信の女[明治]源後堀河天皇の中宮、嘉祿二年六月從三位に叙せられ、七月二日女御、二十九日中宮と爲り、安貞三年四月院號、寛元四年四月尼と爲り、文永十二年二月十一日崩ず、年五十八（女院小傳）

**タカツカサウヂ** 鷹司氏 姓は藤原、近衛家實の四男祭平始めて攝司と稱す、其孫煕司室町に在るを以て名づく、鎌長四年攝政となり、同六年關白となる、五攝家の一たり、子孫相繼ぎ攝政關白と分派、華族譜、華族譜）

○祭平——基忠——冬平——冬教——師平——冬通

冬家——房平——政平——兼輔——忠冬——信房

信尙——教平——房輔——兼熙——房熙——尙輔

基輔——輔平——政熙——政通——輔熙——輔政

**タカツカサネスケ** 鷹司兼輔 [系統] 政平の男、母は源頁[明治]水正三年四月內大臣に累進、同四年四月右大臣、同十一年關白、同十二年左大臣、同十五年關白典に左大臣を辭す、天文十三年十月出家、同二十一年九月九日薨す、年七十一（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサネタダ** 鷹司兼忠 [系統] 兼平の二男、基忠の弟、母は家女房鈴鳥[明治]正應元年十月內大臣、同二年十月右大臣、同四年十二月左大臣、永仁四年七月關白、同年十二月左大臣を辭し、同六年七月攝政と爲り、同年十二月龍む、正安三年八月二十五日薨ず、年四十（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサネヒラ** 鷹司兼平 [系統] 稱念院入道前關白と號す、法名覺[明治]雲司氏の近衛家實の男、母は從二位忠行の女[明治]仁治二年四月內大臣、寛元二年六月右大臣、同四年十二月左大臣と爲る、建長四年十月攝政と爲り、同年十一月太政大臣に轉ず、同五年十一月太政大臣を辭し、同六年十二月致て關白と爲る、弘長元年四月關白を辭し、鎌治元年十月攝政となり、同二年十二月再び太政大臣に任ぜられ、翌年四月之を辭し、弘安元年十二月關白と爲る、同十八年十月關白を辭す、正應三年三月出家、永仁二年八月八日薨ず、年六十七（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

**タカツカサカネヒロ** 鷹司兼熙 [系統] 心空華院と號す [系統] 房輔の男、母は大江竹子[明治]鎌治二年十二月誕生、延寶九年七月內大臣に累進し、天和三年正月右大臣、元祿三年十二月左大臣に轉ず、同十六年正月關白に補し、氏の長者牛車兵仗內覽の宣下を賜ふ、寶永四年十一月辭す、享保十年十一月二十日薨ず、年六十七（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサスケヒラ** 鷹司輔平 [系統] 後心空華院入道と號す [系統] 直仁親王の末子、榮香の養子と爲る [系統] 元文四年二月八日誕生、延享二年十二月元服、樂色雜袍昇殿を聽さる、寶曆六年五月內大臣に累進し、同九年十二月右大臣に、安永七年十二月左大臣に轉ず、天明七年三月關白に補す、寛政三年八月薨御、文化十年正月薨ず、年七十五（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサタダフユ** 鷹司忠冬 [系統] 後尊珍院と號す [系統] 兼輔の男、母は權大納言公治の女[明治]天文六年十二月右大臣に累進し、同十年正月左大臣に轉じ、同十一年三月關白に補せらる、同年閏三月左大臣な、同十四年六月關白な辭す、同十五年四月十八日薨ず、年三十八（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサドノ** 鷹司殿 山城國京都、土御門の南、萬里小路の東、其墓址皇居總春門前に當れり、歷代國年集成に、長元六年癸酉十一月二十九日上東門院皇氏源倫子（一條左大臣雅信女）七十賀樣

賀司殿」と見えたり（山城名勝志、平安通志）

**タカツカサノブヒサ　鷹司信尚**　名家

景晴院前關白と號す。藤原氏、信房の男。母藤原氏。天正十八年四月十四日誕生、慶長十六年三月内大臣に累進し、同十七年三月右大臣に轉じ、同七月關白に補ぜらる、元和元年七月辭む、同七年十一月十九日薨す、年三十二（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサノブフサ　鷹司信房**　名家

後法音院太閤と號す。藤原氏、二條晴良の男、忠冬の養子となる、母は貞敦親王の女。慶長二年永八年十月二十五日誕生、慶長十一年九月内大臣に累進し、同年十一月左大臣に轉じ、同月關白に補ぜらる、同十三年關白を辭す、明暦三年十二月十五日薨す、年九十三（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサノリヒラ　鷹司教平**　名家

一致院と號す。藤原氏、信尚の男、母は清子内親王。慶長十四年二月五日誕生、寛永九年正月内大臣に累進し、同年十二月右大臣、同十七年三月左大臣に轉ず、同十八年三月辭む、寛文八年十月三日薨す、年六十（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサフサスケ　鷹司房輔**　名家

後慈照院と號す。藤原氏、教平の男、母は故中納言爲滿の女。慶長十四年四月誕生、萬治元年九月内大臣に累進し、寛文三年正月左大臣に轉ず、同四年九月攝政を辭す、同八年三月改めて關白に補ぜらる、天和二年二月關白を辭す、元禄十三年正月十一日薨す、年六十四（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサフサヒラ　鷹司房平**　名家

後昭光院前關白と號す。藤原氏、冬家の子。慶長十年四月内大臣に累進し、同十年九月右大臣に轉じ、文安三年四月左大臣に進み、享徳三年七月關白を爲る、康正元年六月關白及び左大臣を辭す、文明四年十一月十六日薨す、年六十二（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

**タカツカサフサヒロ　鷹司房熙**　名家

清淨林院と號す。藤原氏、近衛家熙の二男、鷹司房平の養子となる、母は前參議茶屋の女。慶長十年十月内大臣に累進し、同十五年四月二十四日薨す、享保十三年十月内大臣に累進し、同十五年三月二十四日薨す、年二十一（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサフユイヘ　鷹司冬家**　名家

後一心院入道前右大臣と號す。藤原氏、經平の男、母は公敬の女。慶長十八年四月右大臣に累進し、同二十一年十二月に辭す、同三十二年五月出家、正長元年五月二十六日薨す、年六十二（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

**タカツカサフユノリ　鷹司冬教**　名家

後圓光院前關白と號す。藤原氏、基忠の子、冬平の養母は中納言經平の女。慶長元亨二年八月内大臣に累進し、正中元年四月左大臣に轉じ、元徳二年八月關白に補す、同三年正月左大臣を辭す、正慶二年五月關白を爲め、建武元年十月右大臣に任ぜられ、同二年二月再び左大臣と爲る、同年十一月辭し、同四年正月出家、同月二十六日薨す、年四十三（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

**タカツカサフユヒラ　鷹司冬平**　名家

後勝念院關白と號す。藤原氏、基忠の子、兼忠の養子となる、母は中納言經平の女。慶長正安元年四月内大臣に累進し、乾元元年十一月右大臣、嘉元三年閏十二月左大臣に轉じ、延慶元年十一月攝政となり、同三年十二月太政大臣に任じ、同年三月左大臣を辭す、同三年十二月太政大臣を辭す、應長元年三月關白と爲り、同年四月太政大臣を辭す、正和二年七月關白を辭し、同四年九月また還補、同五年八月關白を辭し、元亨三年十一月太政大臣に轉任、正中元年十二月關白に補せられ、高暦二年正月十九日薨す、年五十三（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

**タカツカサフユミチ　鷹司冬通**　名家

一心院前關白と號す。藤原氏、師平の男。慶長文五年九月右大臣に累進し、貞治元年十一月左大臣、同六年八月關白に補せられ、應安二年十一月關白を辭し、至德二年六月十九日薨す、年五十六（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

**タカツカサマサヒラ　鷹司政平**　名家

專修院入道前關白と號す。道號天禮、法名上玄。藤原氏、師平の男。慶長仁二年十二月内大臣に累進し、文明七年三月右大臣、同八年八月左大臣と爲り、同十一年三月職を辭す、同十五年二月關白、同十七年三月太政大臣と爲る、同年四月太政大臣を辭し、長享元年二月關白を辭む、永正十三年五月出家、同十四年十月十八日薨す、年七十三（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサマサヒロ　鷹司政熙**　名家

文恭院入道と號す。藤原氏、輔平の男、母は兵門侍從重就の女。慶長寛延十一年四月十日誕生、寛政元年五月内大臣に累進し、同三年十一月左大臣、同七年十一月關白に補す、隨身兵仗を賜ひ牛車を聽さる、文化十一年九月關白を辭す、三宮に准す、文政六年七月落飾、天保十二年二月七日薨す、年八十一（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサマサミチ　鷹司政通**　名家

鷹司右大臣と號す。藤原氏、政熙の男、母は源重喜の女。慶長元年七月二日誕生、文化十二年二月内大臣に累進し、同十二年二月右大臣、文政三年六月左大臣、同六年三月關白に補す、謙して兵長者となり、五年八月關白を辭し、元亨三年十一月太政大臣に轉任、正中元年十二月關白に補せられ、高暦二年正月十九日薨す、年五十三（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

**タカツカサフユミチ　鷹司冬通**　名家

一心院前關白と號す。藤原氏、師平の男。慶長文五年九月右大臣に累進し、貞治元年十一月左大臣、同六年八月關白に補せられ、應安二年十一月關白を辭し、至德二年六月十九日薨す、年五十六（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

**タカツカサマサヒラ　鷹司政平**　名家

專修院入道前關白と號す。道號天禮、法名上玄。藤原氏、師平の男。慶長仁二年十二月内大臣に累進し、文明七年三月右大臣、同八年八月左大臣と爲り、同十一年三月職を辭す、同十五年二月關白、同十七年三月太政大臣と爲る、同年四月太政大臣を辭し、長享元年二月關白を辭む、永正十三年五月出家、同十四年十月十八日薨す、年七十三（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサマサヒロ　鷹司政熙**　名家

文恭院入道と號す。藤原氏、輔平の男、母は兵門侍從重就の女。慶長寛延十一年四月十日誕生、寛政元年五月内大臣に累進し、同三年十一月左大臣、同七年十一月關白に補す、隨身兵仗を賜ひ牛車を聽さる、文化十一年九月關白を辭す、三宮に准す、文政六年七月落飾、天保十二年二月七日薨す、年八十一（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサマサミチ　鷹司政通**　名家

鷹司右大臣と號す。藤原氏、政熙の男、母は源重喜の女。慶長元年七月二日誕生、文化十二年二月内大臣に累進し、同十二年二月右大臣、文政三年六月左大臣、同六年三月關白に補す、謙して兵長者となり、



隨身兵仗を賜ひ牛車を聽さる、天保十三年八月太政大臣に任ず、關白元の如し、安政三年八月關白を辭す、三宮に准す、同六年四月落飾（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサモトタダ　鷹司基忠**　名家

圓光院入道前關白と號す、法名理勝。藤原氏、冬平の男、母は左大將實有の女。慶長弘長二年正月内大臣に累進し、文永二年十月右大臣、同五年十二月關白に補し、右大臣に轉ず、同六年三月左大臣を、同十年五月關白を辭す、弘安八年四月太政大臣に任じ、同十年八月に辭す、應長二年三月出家、正和二年七月七日薨す、年六十七（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサモトテル　鷹司基輝**　名家

常住心院と號す。藤原氏、一條兼香の次男、房熙に養はる、母は家女房。慶長享保十二年二月二十八日誕生、寛保三年五月内大臣に累進し、同月十五日薨す、年十七（公卿補任、大臣補任）

**タカツカサモロヒラ　鷹司師平**　名家

昭光院前關白と號す。藤原氏、冬教の子。慶長建武四年七月内大臣に累進し、暦應二年十二月右大臣、康永元年十一月關白に補す、同二年三月右大臣を、貞和二年二月關白を辭す、文和二年八月出家、同月六日薨す、年四十四（公卿補任、大臣補任）

**タカツジウヂ　高辻氏**　姓は菅原、權大政大臣道眞七世の孫、大學頭是綱始めて高辻氏と稱す、是綱大學頭正四位下となり、嘉永二年二月卒す、羽林家の一、將官辨官を經て、大納言を極官とす、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（系圖、有職猫中抄、華族誌）

○是綱――宣忠――長守――爲長――長成――清長

「長宣――國長――長衡――久長――長鄕――繼長」

「長直――章長――長雅――遂長――長純――豐長」

「長叢――總長――冬長――家長――胤長――益長――綱長」

「俊長――以長――學長――倩長――高津宮　雄波高津宮（ナニハカツノミヤ）を見よ、

**タカツノミヤ**

**タカトホジヤウ　高遠城**　長野縣

伊奈郡高遠町○背山城とも稱す、信濃國上村に在りて背山城と號し、治承の頃笠原頼直之に居る、足利尊氏の時木曾家村に此地を與へ、家村其子高遠義親をして守らしむ、天文十六年武田信玄攻めて之を陷れ、秋山晴近に守らしむ、永禄五年今の地に修築して子勝頼を置く、天正九年仁科信盛之を守り、同十年の役織田信長に抗し戰歿す、信長毛利秀頼に之を領せしむ、既にして信長の光秀に弑せらるゝや、州奉保科正直、其處に乘じ、高遠城を奪ひて之に據る、德川家康之を招降す、同十八年總州多高に移る、後ち豐臣秀吉之を京極高知に與ふ、慶長五年三月、德川家康又保科正直をこの地三萬石に封ず、寛永十一年保科氏を陸奥に移し、鳥居忠春代り來り治す、元禄四年内藤清枝を三萬三千石に封じて領せしむ、子孫相繼ぎて明治維新に至る（子爵内藤、明治政覽）

**タカトリヤキ　高取燒**　筑前國高取

に於て製出する陶器。慶長年間國主黑田長政朝鮮を征して還る時、朝鮮人從て歸化する者あり、名を八藏と改む、又肥後國主加藤清正に從ひて歸化する者あり、名を新九郎と改む、偶に高麗の章登の人なり、而して八藏は新九郎の婿なるを以て、長政、新九郎を肥後より筑前に招く、八藏新九郎共に陶法に巧なるを以て命じて陶器を造らしむ、是其始にして世に古高取といふ、其質堅硬にして茶褐色の釉を施し、而して其上に薄に黑色釉を施したる者なり、後ち寛永年間に至り、長政の男忠之、八藏及其子八郎右衛門を點茶の宗匠小堀政一が家に遣はし、其術教を受けしむ、既にして本國に還る、工巧大に進歩す、又五十嵐次左衛門といふ者あり、肥前唐津の城主寺澤志高に仕へしが、辭して筑前に來る、次左衛門能く瀬戸陶器の法を得、且朝國の陶法をも兼て能くす、忠之是を召し八藏と共に高取に於て陶器を製せしむ、是より藩に諸器を製出して、諸國の陶器は一時之が爲に珍價を隨ぜり、點茶家に於て珍貴とする所の有名の茶壺數種あり、今に至て名譽を失はず、其陶質緻密にして、釉に白色淺碧又は靑灰色を帶び、又背黑の者ありて蛭に潤澤あり、陶窯夫候の處に取といふ、寛永七年高取窯を穗波郡白旗山の麓に移し、寛文七年白旗山の窯を上座郡鍋村に移す、寛永年間、工人藤岡城南の田島村の東松山に於て新に窯を開き陶器を製す、鍋村の巧を傳ふるなり、鍋村東、松山の二處の工人、今に至て業を傳ふ、機物（ヤキモノ）の沿革參考（工藝志料）

**タカナガシンワウ　尊良親王**　奉祭國後

醍醐天皇の第一皇子、母は宮人藤原爲子。慶長嘉暦元年元服して中務卿となる、幼より聰慧にして容姿觀るべし、人皆太子たらん事を望む、然るに北條高時堅く兩統迭立の議を取り、後二條天皇の皇子邦良親王を立て、太子とせるを以て、尊良也爲として樂まず、（邦良の薨後恒良親王太子となる）元弘元年後醍醐天皇の關東を圓り給へる時、從うて笠置に赴き、尊で柚木正成の赤坂城に入る、既に以て笠置陷り天皇幽せらるゝに及び、自ら京都に赴く、高時之を捕

へ、明年土佐國畑に謫す、同三年亂平ぐの後ち京都に歸る、建武二年足利尊氏の反するや、天皇敕して尊良を以て東國管領とし之を討たしむ、新田義貞、これに副たり、既にして義貞尊氏の先鋒と矢矧驛坂に戰ひて敗りに之を破る、尊良、脇屋義助等と竹下に向ひ、尊氏に當りしが利なし、加ふるに大友貞載、勝谷高貞等賊に降れるを以て、尊良等遂に敗績す、延元元年冬皇太子恒良親王を輔けて、越前金崎城を守る、賊攻むる事甚だ急にして糧食盡が す、明年の春城將に陷らんとす、新田義顯尊良に啓して曰く、臣は將家の子なれば、義として死せざるべからず、願王は帝室の胄なり、縱令城陷るも必ず害を加へざるべし、願くは城を出でハ遁走し、他日の計を爲し給へと、尊良莞爾として曰く、主上孤を以て首領と爲し、卿を以て股肱と爲す、それ股肱亡びて首領安を得るは未だ之あらざるなり、當に命を白刃に殞し、響を黃泉に報ずべし、孤宮闕に生長して武事を習はず、知らず自盡の法如何、義顯泣いて曰く、權當に此の如くなるべしと、即ち腹を屠り、刀を尊良の前に置きて伏す、尊良其刀を執るに、流血櫛を洞て蔓す、賊尊良の首を京都に傳ふ、尊氏、骨肉石に命じて之を禪林寺に葬らしむ(大日本史)

**タカノウヂ　高野氏**　姓は藤原、持明院通基十八世の孫基定の三男保春より氏を稱す、保春權大納言正二位に至り、正德二年薨ず、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜拙記、華族譜)

○保春——保光——保房——陸古——保春——保忠
「保右——保美——保建——宗風」

**タカノコホリ　多珂郡**　所屬在常陸國

地誌編成務天皇の朝、建御槍日命を以て多珂國造となす、孝德天皇白雉四年分て多珂石城二郡となし、後石城を陸奥國に屬す、新田郡和名抄に除津、伴部、高野、多珂、藤島、新居(ニヒキ)賀美、道口等の郷あり、元正天皇養老二年五月、此郡を割て菊多郡を置き、之を岩城國に屬す、後世多賀に作る、正保國之に仍り、寛文中幕に復して多珂に作る、寛知集之に倣ひ、元禄以後亦多賀となし、郡名考以下之に仍る、郡名錄(タガ)と稱し、地誌提要又之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

**タカノコホリ　播磨國**

地誌編孝德天皇の朝、揖保郡を割て賀毛郡を建つるに及び、既に揖磨の管する所十二郡なるにより、蓋し建國の際之を置きしものならんか(郡沿革)風土記託賀、賀世(ジヨ)黑田、草々等の郷あり、蓋し草々は都受(ツマ)の誤なるべし、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

**タカノチヤウエイ　高野長英**　所屬在名

は號、後ち瀚雪と改め、更に長英と改む、瑞泰、曉夢樵主人、鷲峯山人等の號あり(郡名考)文化元年五月陸奥磐澤郡高野元實の養子、實は後藤總助の三子(郡名考)伊達府監の臣にして、世々典醫たり、水澤に生る、領主伊達府監の臣にして、世々典醫たり、故を以て長英また家學を承け、略ぼ圖書に通ず、十七歲の時江戸に遊學し、吉田長叔の門に入る、既にして養父元實疾病の報に接し、歸て水澤に歸省す、元實其業の中途にして歸れるを怒り相見るを許さず、長英大に悟る處あり、再び江戸に出で長叔の門に在ること一年、また綱領正見の門に遊ぶ、文政八年七月長崎に赴き、醫學ジーボルドに就きて刻苦勉勵し、學業大に進む、此時學徒甚多く、伊東玄朴、戸塚靜海、伊藤圭助、竹內玄同等於一時の勞なり、會々平戸藩主松浦侯の臣松原見杜、長英の爲めに藩主に說き、長崎の藩邸に寓して其藏書を閱覽し、蘭譯に從事せしむ、分類術二十卷は此時の譯にして、當時無比の珍書と稱せらる、文政十一年シーボルド罪を幕府に得、出島に幽せらるや、長英遂に蟄せんことを恐れて逃る、天保元年京都に入り、華で江戸に出づ、官醫松本良甫深く其才學を愛して、爲めに費を給し、醫業を開き、勞ら蘭譯に從事せしむ、天保三年生理書の醫學概要を著す、長英の名聲漸く都下に振ふ、長英人となり豪邁不羈にして邊幅を修めず、また人に對して假借せず、有り其意に滿たざれば、之を面折し、甚しきは罵詈するに至る、人其不平を怨みて交を絕つものあり、而して只小關三英、鈴木春山等と親善なり、三河田原の藩主三宅侯の重臣渡邊崋山、長英の才を愛し、藩主の族弟三宅友信の賓師となす、長英また崋山に服し、共に西學を振張して實利を興さんことを謀り、紀伊の儒臣遠藤勝助等と交り、當時知名の士を糾合して一交社を結び、專ら經濟の道を說き、時の政治を實問するあれば、其救治を策し、或は諸侯の政治を實問するあれば、其問に答ふ、世に其交社を蠻社といへり、長英及び崋山其黨錄たり、天保九年十月英國來航の風聞あり、幕府打拂の事に決す、長英夢物語を著はし、海外の形勢を叙述し、鎖國の不可なる所以を論辯せり、其橫世上に傳播す、幕府以て政治を誹謗し、妖言人を惑はすものと爲し、天保十年十二月終身禁獄の宣告を與ふ、崋山また逆坐して藩地に禁錮せらる(ワガナベクロザヱ)強書)長英既に傳馬町の獄舍に下り、幕名主となる、蠻化二年三月獄舍火あり、災あらば三日を期して囚徒を放つ、故を以て長英獄を出づるを得たり、是



に於て知友の惡言を斥けて規諫し、都下に潛匿す、後ち姓名を以て顏面を燒きて容貌を變じ、姓名を偽りて東西に流浪し、江川太郎左衛門、伊達宗城、島津齊彬等の庇護を蒙りしも、皆席煖かなるに遑あらず、遂に再び江戸に來り、高柳柳之助と稱す、時に水野忠精の臣松下嘉謀、大砲鑄造を以て著はる、爲人豪爽にして氣敏に富む、高柳の幽宅に潛しきを聞き、就きて鑄砲の事を問き、深く其學識に服し、子健作なして火藥の製造を學ばしむ、既にして高柳の長英たるを知りしも、才を惜んで隱匿し、同志と共に之を救はんとして果さず、長英亦去りて青山百人町に寓し、名を湯三伯と改め、醫を業とし、傍ら蘭譯に從ふ、幕府探偵し、捕吏をして其家を圍ましむ、長英一人を斬り、一人を傷けて自殺す、時に嘉永三年十月朔日なり、年四十七、明治三十一年七月正四位を贈らる、長英狀貌魁偉にして爲人卓犖不羈、古英雄の風度あり、醫術より西學に入り、遂に蘭學を以て家を成し、著述譯譯等を西學を擴張し、之を政治經濟上に實用するを以て主と爲し、醫術の如きは、餘事と爲すに過ぎざりしも、治術また當世無比と稱せられ、殊に蘭學の造詣極めて深く、譯文に巧なる蠻社中金で及ぶものなし、其三兵タクチーキの如き一時傳稱して古今の奇書と爲す(郡名考)三兵タクチーキ、分類術、醫學概要、夢物語、蠻社遺稿小說、鳥の鳴音、救荒二論考、瀛寰至論(文明東漸史、高野長英先生傳)

**タカノテンワウ　高野天皇**　孝謙天皇(カウケンテンワウ)を見よ、

**タカノデラ　高野寺**　西大寺(サイダイジ)を見よ、

**タカノノコホリ　竹野郡**　所屬在丹後國

地誌編開化天皇紀六年正月始めて竹野縣の名見ゆ、又竹野別あり、地名に因りて姓を得しものとす、元明天皇和銅六年四月丹波國を割て丹後國を建つるに及び、考證云、五上、一本有二加佐只諸丹波竹野熊野十宇一と以て其起原を知るべし(郡名考)小野、間人(ハシヒト又マムヒト)竹野等の郷あり、郡名考(タケノ)と稱す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

**タカノノコホリ　竹野郡**　所屬在筑後國

地誌編三代實錄貞觀八年三月筑後國竹野郡と見ゆ、されど其建置詳かならず(郡名考)和名抄に柴刈、二田(フタ、ヽ)竹野(タカノ)長栖、船越、川會(カハアヒ)等の郷あり、拾芥抄以後同じく竹野に作り、地誌提要「タケノ」、「タカノ」の兩樣に唱ふ、明治二十九年生葉郡と合併して浮羽郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

**タカノノミサザキ　高野陵**　孝謙(稱德)天皇の御陵、大和國添下郡(今生駒郡)平城村大字山陵に在り、西に面し、前方後圓、兆域東西五町、南北三町、延喜の制守戶五烟を置く(諸陵考、陵墓一覽)

**タガハノコホリ　田川郡**　所屬在羽前國

地誌編建置詳かならず、地勢及び建郡の次第を以て之を推すに、元明天皇和銅五年九月初めて出羽國を置かれし時に建てしなるべし(郡名考)和名抄に田川、甘縣、新家(ニヒケ)郡津、大泉等の郷あり、寛文中、古の出羽郡を併す、以後之に從ひ、地誌提要「タガハ」と稱し、明治十三年五月分て東田川郡、西田川郡の二つとなせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

**タガハノコホリ　田河郡**　所屬在豐前國

地誌編聖武天皇紀天平十二年冬十月の條に始めて見ゆ、和名抄に香春、鹿怡、位登、城田(ハヽタ又はキタ)等の郷あり、元祿圖以後田川に作り、郡錄錄(タガハ)と稱す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

**タカハノモン　鷹羽紋**　紋所の名、鷹の翎を以て種々の形に爲がきたる紋なり、明應の頃、中村昔木の二氏之を用ひたる由、陸奧軍日錄に見えたり、後世之に種々の變體を生じ、秋田氏は檜扇の中に羽二枚を打違へたるを用ひ、安藝淺野氏の一族は、丸の內に鷹羽を種々に交叉したるを用ひ、久世氏は丸の內に羽二枚を竪に畫へたるを用ひたり(武鑑)

**タカヒラ　高衡**　刀の一面を鐔作にし、一面は琴作なるを云ふ(武家名目抄)

**タカフダ　高札**　制札(セイサツ)を見よ、

**タカマガハラ　高天原**　所屬在大和民族の故鄕なり、古事記傳に「高天原は卽ち天なり、かくていはゞ天といふと高天原との差別は如何ぞといふに、まづ天は天神の坐す御國なりが故に、由川草木のたぐひ、宮殿其外萬の物も事も、全く御孫命の所知看、此國土の如くにして、なほすぐれたる處にしあれば、大方のありさまも、神たちの御上の亂の事も、此國土にある事の如くになんあるを、高天原としもいふは、其天にしてある事を語るときの稱なり、まて從稱ふ由は、高とは、これも天をいふ稱にてただ高き意にいへるとは聊か異なり、日の枕詞に高光といふも、天照と同じ意、高御坐も天の御坐といふことにて、是等の高も同じ、又幸行や半別などは、虛空を高といへるなり、今の世にも天つ虛空を蹈言とあり、原とは廣く平らなる所をいふ、海原、野原、河原、蓼原などのごとし、萬葉の歌には、國原ともあり、かゝれば天をも天ノ原とはいふなり、さて其に

高て」云言を添て高天原とは、此國土より云ふことなり」とあるにて其意義を知るべし○按するに、高天原の史に見えたるは、古事記に「天地初發之時、於二高天原一成神名、天御中主神云々」とあるを初めとす、蓋し我國の創世記は曾高天原に於ける出來事に係り天孫瓊々杵尊が九州に降臨ありしより以來、始めて現在の國土に、我大和民族の建國事業は成立せるものとす（是より先素盞嗚尊大國主尊其他の降臨の事あり）**高天原**　高天原は今日の何地に當れるかは、古來より議論のある處なれども未だ定説を見ず、（一）大和國高市郡となすもの、山崎闇齋（風水草管窺）谷重遠、（神代卷鎮土傳）吉見幸和（國學辨疑）河村秀根（書紀述聞）伊勢貞丈（神道獨語）等之を主唱し、論據とする處は紀記神代卷に見えたる天香山、天高市と同稱の高市郡及び天香山の同國にあるによるなり、（二）常陸國多珂郡となすもの、新井白石之を唱ふ、其據る處は古史通に「高の字讀んで多珂といふは、古にいふ處の高國（書紀に見えし處あり）多珂國（常陸國風土記に）即今の常陸國多珂郡の地是なり、天の字古事記に讀んで阿麻といふと註しき、上古の俗に阿麻といひしは海也、阿毎といひしは天なり、天亦稱して阿麻といふは、其語音の轉ぜしなり、原の字讀んで播羅といふ、上古の俗に播羅といひしは、多珂海上之地といふがごとし」とあるにて知るべし、（三）朝鮮となすもの、藤井貞幹（衝口發）横山由清之を唱ふ、前者は神話の名は、大抵朝鮮の官名にして、古語また朝鮮語と同じきもの多きを證とし、後者は明かに之を書さゃるも歴に韓土たるの意を示したり、其説は食貨志唱、歴朝政治沿革史に在り、説きて見るべし、（四）伊勢國と爲すもの、久米邦武氏之を唱ふ（大日本時代史）○これ地理上よりの觀察によれるなり、（五）吳國と爲すもの、林羅山之を唱ふ（羅山文集）魏志倭人傳に、倭人を以て吳泰伯の後と記したるに因縁せるなり、（六）パヒロンと爲すもの、ケンプル之を唱ふ（坪井信道氏譯日本誌）言語相似たる處あるの故を以てなり（七）馬來半島と爲すもの、ドエニイツ之を唱ふ、家屋及び風俗の相似たる處あるの故を以てなり、此外なほアツカド（トルキスタンの西南、後の名をカルデンといひしが、其國早く亡びたり）ヘブリエー、満洲等に當てたるものあり、按するに、以上の諸説皆明確を缺き、殊に海外説の各論に至りてほ未だ史家をして首肯せしむべき論據を有せず、要するに高天原が何地なるかは、史學、言語學、人類學、考古學、醫學、神話學の比較研究を俟ちてはじめて決すべき大問題なり○高天原に關する諸説を集めたるものに、日本歴史評林、日本人種新論、雜誌史談等にあり、全看すべし、

**タカマツ井ン**　高松院　名は雅子、妹子内親王、法名實相覺、二條天皇の中宮、永治元年十一月誕生、仁平四年八月内親王と爲り、久壽三年三月東宮に入り、母は美福門院で女御となり、保元二年正月准三后、同四年二月中宮と爲る、永暦元年八月尼と爲り、應保二年二月女院號、安元二年六月十三日崩ず、年三十六（女院小傳、皇族譜）

**タカマツウチ**　高松氏　姓は藤原、三條四右大臣從一位實條の二男（一に三男）實躰を祖とす、其孫實際武者小路家を相續し、子重季に至り始めて高松を氏とす、參議正三位に至る、閑院家の一、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（諸家知譜拙記、華族譜）

○童季――貫逸――季睨――公貼――季貫――保貫

公雄――貫村

**タカマツ城**　高松城　尾張國高松市の北部に在り、天正十八年生駒近規本國に封ぜられ、引田城に入る、其東に隣するを似て宇多津城に移る、又四に偏するを以て更に當城を築き高松城と號す、近規の孫高俊、寛永十七年出羽に遷され、同十九年水戸頼房の子頼重十二萬石に封ぜられ入部し、當城を修造す、子孫傳へて明治維新に至る、今尚其櫓閣壁壘を存す（全讀史、たかまつ、明治政鑑）

**タカマツジヤウノミヅゼメ**　高松城水攻　高松城は備中國賀陽郡高松村に在りて、岡山市を去る四方三里餘なり、其東北に立田、蔵、龍王の連山を控へ、西南に足守川を帶び、城の周圍三方は沼澤にして僅に細徑を通じ、堅險また頗深なり、命じて山陽山陰の地を侵さしむるや、續りに、上月、三木、鳥取の諸城を屠り、至る處毛利輝元の軍と衝突したりしが、天正十年更に大舉して西下せんとし、秀吉を以て先鋒と爲したり、是に於て秀吉は、播、因、但三國の兵を率ゐ、三月十五日播磨姫路を發して備中に入り、まづ宮地冠山の二城を陷れ、五月高松城を圍む、城將清水宗治五千餘の兵を以て籠城し、且つ急を毛利氏に報じて救を請ひ、殊死して能く防ぎしがゆゑに、容易く陷いることを得ず、秀吉郎ち附近の形勢地理を熟視し、徒らに力攻せば兵を損ずること多きを思考し、寧ろ河流と時季とを利用して水を灌くの有利なるを悟り、意を長圍に決し、まづ四近の村落を燒き、五月五日陣を蛙ヶ鼻に移し、巨堤を築きて足守川を堰き、水を城に灌ぐ、是に於て新



備前國高松城攻所圍之圖（史料編纂掛蒐集）

堤より山麓に至る、延袤約百八十八町歩の地、渺茫たる大湖沼に變じ、梅雨また之を助けて水量を增し、六月二日に至りては、城の水に浸されざるは、僅かに數尺に過ぎざるに至れり、此の如くにして長堤既に成るや、堤上に櫓を植ゑ堤外に厳舎を作り、數町を距ろ毎に哨所を置き、晝は旗旗を連ね、夜は篝火を多くし、巡邏守備頃刻も怠るなく、以て城兵の夜襲と脱出とを防ぐ、既にして急報の毛利氏に達するや、吉川元春、小早川隆景の二將、大凡三萬有餘の兵を率ゐて、五月二十一日岩崎山、日差山に到著し、諸隊を分ちて天神山、寺山、服部山に屯せしめ、毛利輝元もまた本軍を率ゐ、吉田より猿掛山に到り、一部隊を寺山城に置く、秀吉郎ち兵一萬を分ちて之に備ふ、兩軍の先鋒相去る事數町に過ぎずと雖も、此の間足守川の支流たる長瓦川の流れありて水勢小ならず、故を以て兩軍相持して戰はず、城兵頗る警を失ふ、此の時に當り毛利氏は、其兵力の殆んど全部を擧げて來援したりと雖も、天候及び地理に制せられて、高松城の急を救ふ能はざるのみならず、織田信長、同信忠父子の親征また近きにあるを覺知し、遂に（一）備中、備後、美作、因幡、伯耆を織田氏に割譲する事、（二）高松城將清水宗治の生命を保全する事の二條件を提出し、安國寺惠瓊を使者として黒田孝高の陣に遣はし、秀吉に和議を求めたれども、秀吉は斷然これを拒斥したり、惠瓊之を愛い、忍に兩軍の間に奔走周旋し、また自ら城中に入りて、宗治に說くに義を以てす、宗治郎ち四月二日書を秀吉に送り、屠腹して城中士民の生命を贖はん事を請ふ、秀吉義として之を允し、四日を以て自殺の期と爲す、既にして本能寺の變報三日夜半秀吉の陣中に達す、秀吉大に驚き、直ちに其素志を遂し、四日の例墓塋を招

き、前日提議の媾和を話し、割地の幾分を譲歩し、山陰道は伯耆の八橋川、山陽道は、備中の河淀川を境とし、以て宗治の死に代ゆる事として、毛利氏に説かしめたり、此日宗治は兄月清入道、軍監末近信賀、及び家士雛波傳兵衛等數人と共に舟に乘じて、秀吉の本陣たる蛙ヶ鼻附近に出づ、秀吉卽ち堀尾吉晴を檢使として赴かしめ、且つ酒肴を贈りて之を勞ふ、宗治其好意を謝し、月清等と數杯を傾け、欣然として舟中に自刃す、月清、信賀等皆之に殉ふ、吉晴其首を携へて秀吉に復命せり、毛利氏は宗治既に自刃したるのみならず、且ついまだ信長の薨去を知らざるを以て、遂に贈書を交換し、和議茲に成る、是に於て秀吉は、杉原七郎左衛門を高松城に留め、六日姫路に著し、導で明智光秀を山崎に破り、漸く天下を掌握するの端を開きたり（太閤記、豐鑑、日本戰史中國役、史學雜志「中國役を評す」）

**タカマツデン　高松殿**　新撰姓山城國京都姉小路北、西洞院の東、同上源氏高明親王の第宅なりしが、後ち其女高松殿（道長の室明子）傳領す、小一條院もこゝに住ばれたり、後ち大納言仲實之を傳領し、修理大夫顯季の女に及べり、鳥羽天皇長門守師行をして造立せしめて御所とし給ふ、後ち後白河天皇此に踐祚して皇居とし給ふ、近衛天皇亦此處に居し給ひて崩御せらるゝと云ふ、其後の傳領詳かならず（山城名勝志）

**タカミクラ　高御座**　（一）天皇の就き給ふ御座を云ふ、高は尊稱、御卽位、朝賀、蕃客朝參等の時に、宮殿の中央に飾りて用ひ給ふ、初めは、御卽位の時のみならず、晝夜共に紫宸殿の中央に飾られ、晝も御休息に入御ありし事ありき、其形狀鳳輦の如しといふ、寶永年間御卽位の時の高御座は、高四尺餘、三間四方許、東西北の三方に階あり、上に九尺許八角の玉座あり、玉座の中央には大鏡一面を懸く、屋根は八角の廂手の上に小鳳八ツあり、正中に大鳳あり、八面毎に鏡三面づゝを立つ、周圍には紫帳を懸け、全體は黑漆、高欄は朱塗、所々に金物を置きたり、以て其一座を知るべし（二）轉じて天皇の御位を云ふ、三代實錄に、天日嗣高座坐、掛卷も畏き近江大津宮に御宇世之天皇云々」とあり（延喜式、儀制式、檜落窠）

**タカミヤノコホリ　高宮郡**　新撰姓安藝國延喜式に始めて見えたり（和名抄）和名抄に刈田（カムタ）内部、竹原（タカハラ）高宮、丹比（タムヒ）調覓（タルヘキ）等の郷あり、中世之を廢して高田郡に併す、蓋し後一條天皇の長元以前にあり、後又吉田郡とも稱す、鳥羽天皇の保安頃の受田帳に見ゆ、之れ高宮の名を忌みて一時斯く名付けしものなるべし、正保側以後高宮に作る、今之に從ふ、明治三十一年河田郡と合して安佐郡を置く（郡名異同一覽、國郡潛革考、法令全書）

**タカヤスノコホリ　高安郡**　新撰姓河内國天智天皇紀六年十一月に高安城を築くこと見ゆ、されど猶ほ此時は大和國に屬せしなる、後ち河内國に隸せしなるべし、風土記に「東限二庄田山、西限二椋田山、南限二流綸、北限二氷川」と見えたり（和名抄）延喜式又田安に作る、和名抄に坂本、三宅、掃守、玉祖（タマノオヤ）等の郷あり、拾芥抄以後高安に從ふ、今は郡名異同一覽、國郡潛革考）

**タカヤタネヒコ　高屋種彦**　名稱名は知久、通稱彦四郎、柳亭種彦と號し、また愛宕旺、足薪翁、諧業樓等の別號あり、俳名を木卯といふ（新撰姓）江戸の人、幕府の御家人なり、初め某の門に入りて流畫を學び、後俳諧の古學を好み、又川柳が俳風を嘗みて秀吟多かりしとい（り、）、著の著作に從事せしは、文化初年よりのことにして、最初黃表紙を出して當らず、また「山あらしといふ菊翁本を出せしが行はれず、都で「阿波の鳴戸」、「江戸紫」「四谷怪談」等を出せしが、これもまた行はれざりき、然るに草雙紙を出すに及びて、此人別才ありと稱せられ、遂に一派の開山となり、正本製（レタツ）、諸國物産、田舍源氏など、一編出づるごとに、落筆の紙價を高くするの勢あり、こゝに田舍源氏は、其傑作として最名高く、捕繪に見えたる殿中の浦構造紅師等は、すべて大御所（德川家齊）の物數寄、卽ち當時西丸の御飾を模寫したるものなりといへり、然るに天保十三年老中水野忠邦が改革の政を布き、風俗を匡正するに際し、中藥の事を宣述せしのゆゑを以て、田舍源氏は絕版を命ぜられ、種彦もまた罪を蒙るべかりしを、幸に其官長の庇護を得、只小說家たる柳亭種彦を罪して御家人たる高屋彦四郎に及ばざりしを以て、無事を保つことを得たり、幾干もなく同年七月十八日沒す、年六十、江戸赤坂一ツ木平河山淨土寺に葬る、田舍源氏は桐壺に始まり、藤袴、まき柱に至る三十八編、百五十二帙あり、未だ完了せずと雖も、草雙紙ありて以來の大編と爲す、種彦また考古の事に深く、還魂紙料、用捨箱以下皆有用の書なりと稱せらる（新撰姓）都鄙諸國物語、修紫野舍源氏、還魂紙料、用捨箱、足薪翁百話、骨董ばりかへ、吉原雀、目錄、文箱の組等百數十種（列傳體小說史、史海、文化文政度の小說家）

**タカヤノヤマノヘノミサザキ　高屋山上陵**　彥火々出見尊の御陵、大隅國菱羅郡淺遠村大字諸に在り、兆域方一町、延喜の制陵戶を置かず、山

# 高御座之圖

城國田邑陵の南原に於て祭祀を行ふ（續樂志、陵墓一覽）

## タカヤマナガフサ　高山長房　名號一

に友祥といひ、右近將監と稱す、薩盤して南坊又等伯と號す（新撰）和田惟政の第（新撰）攝津高槻城に居る、資性剛勇にして、堅忍の節人に絶す、耶蘇教を崇信すること厚く、卓然として其徒の且主となる、天正六年、荒木村重の織田信長に叛するや、長房之に應ず、信長來り攻め耶山に次し、長房の耶蘇教徒たるを以て、伴天連オルガンチンをして、論して歸順せしめ、芥河城を與へてこれに居らしむ、十年豐臣秀吉信長の命を奉じ中國經營の策を按じ、山陽の地に出陣するに及び、長房高槻に歸り、其援軍として將に備中に赴かんとせしに、偶々本能寺の變ありて、信長弑に遇ひしを以て途に停む、既にして秀吉東上して明智光秀を討つに當り、長房赴いて尼崎に會し、先鋒として大に山崎に戰ひて功あり、十一年四月、柳瀨の役起るに際し、長房、中川清秀等と連營を築きて、佐久間盛政に當る、盛政、中川清秀の寨を攻めて之を取り、清秀戰死す、長房烟火の寨ぐるを望見し、寨を棄てゝ、豐臣秀長の本寨に投ず、秀吉其怯懦を怒る、既にして秀吉天下を掌握し、事に因りて耶蘇教を禁ぜんとするや、また長房に命じて改宗せしむ、長房從はず、秀吉怒りて其城邑を收む、長房乃ち肥前に行き、布教に從ひしが、後ち京都に還る、前田利家、秀吉に請ひて之を聽し、祿一萬五千石を給し、其人となりを愛し、厚く之を遇す、慶長五年、大聖寺の役、長房先鋒となりて軍功あり、十九年三月、江戸幕府耶蘇教の禁令を發し、教を悔めざるものは、之を海外に放つに際し、長房また改宗を肯ぜず、因りて內藤徳庵等數十人と共に、マニラに追放せられ、其冬疾に罹り、彼の地に歿す、享年詳かならず、長房外國宣教師等の尊信を受くること厚く、其マニラ府に著せし時、知府事命じて亂魂を發し、又盛宴を設けて之を歡迎し、其病むや、知府事及び僧徒等屢々之を訪ひ、一僧の如き、常に病床に侍して、之を看護せり、長房病革まるに及び、神色自若、妻子に遺訓し、耶蘇の名號を連唱して瞑す、府民其死を惜み、知府事等嘗議して、葬るに王侯の禮を以てし、民また爭うて之に會せしといふ、長房天性忠鯁、名利に淡なり、最築城の術に巧にして、金澤城及び越中關野城等の城垣を修補す、またを茶事を好み、千利休に從つて學び、其七哲の一に數へらる（野史、茶人大系譜、加賀藩史稿）

## タカヤマサユキ　高山正之　名號字

は仲繩、通稱を彦九郎といふ（新撰）世々上野國新田郡細谷村に居る、家長を業とするも、州の舊姓たるを以て苗字帶刀を許さる、正之早く父母を失ひ、祖母の鞠する所となりしが、年甫めて十三、太平記を讀み、中興の忠臣が、志業の遂げざるを見て、大に發奮し、十八にして京に出で、書を學ぶこと二錢、乃ち廣く交を求め、又四方に周遊し、至る所の賢豪長者に交る、正之高邁にして氣節あり、嘗て宝直清が、楠公の召に應じて、直ちに笠置に至れるを論じて、度量足らず、宜しく諸葛亮の三顧して廬を出でしが如くなるべしといへる書を見て、憤然として曰く、庶儒何ぞ迂なるやと、書を取りて堂下に投ず、是より先魯船屢々蝦夷に往來し、遂海を窺窺せるを以て、正之これを憂ひ、自ら嘗情を探ちんとし、寛政二年北遊の途に上り、南部津輕を經て蝦夷の境に入り、海路より京都に至り、三年更に西遊し、五年また京都に歸る、曾々鴨川の濱に於て綠毛龜を得て大に喜び、以て祥瑞となし、伏見宣傅に謁して之を呈す、宣傅卽ち光格天皇の天覽に入る、而して此際また別旨により密に天顏を拜するを得たり、「我をわれと思召かやすめらぎの玉の御聲のかゝるうれしさ」といへる歌は其時の詠なりといふ、後久うして正之遂に意を當世に得ず、居常怏々として樂まず、再び西海に遊び、筑後久留米に至り、森主膳の家に寓し、屠ること數日、忽にして病める處あるが如くなりしが、五年六月廿七日密く手記するところの書を破棄して自殺す、人その故を知る無し、自らいふ狂せるなりと、しかも東方帝都及び故國に向て拍手再拜、愛然端座、更の檢屍を待て沒せるを見れば、或は他に事由の存するなるべし、時に年四十七、同地遍昭院に葬る（高山操志）明治十一年正四位を贈られ、また上野太田町に祠を立てゝ之を祭り高山神社と稱す、正之は慷慨悲歌の士なり、而して其志の存する所實に尊王にあり、四方を歷遊して足跡天下に普れき所以のもの、皆以て人心を激勵し、義氣を鼓勵せんとする意に出づ、世に林子平、蒲生君平と共に寛政の三奇士と稱す、

## タカラ井キカク　寶井其角　名號（新撰）本姓

榎本氏、後ち寶井氏を稱す、幼名源助（或は源藏）醫となるに及びて順智と改む、畫名を馨子、俳名を其角といひ、其他晋子、雲住、湊川、隅舍、善後庵、狂雷堂、狂而堂、有竹居、六病庵、文合庵、寶晋齋等の號あり、法名喜覺居士（新撰）延享元年七月十七日江戸に生る、幼より漢籍を服部寛齋に、醫を草刈某に、詩を大嶺和尙に學ぶ、はじめ父の業を繼ぎて醫となりしが、延寶の頃松尾芭蕉の門に入りて俳諧を學び、出藍の譽あり、名聲四方に高く、門下に遊ぶもの頗る多し、所謂蕉門十哲の一人なり、其

吟人曰に腐失せるもの尠なからず、曾て元祿の頃琴場町瑞師堂に住みしが、近隣に萩生徂徠住めるを以て「梅が香や隣は萩生徂右衛門」の句あり、また向島三圍社に於て吟じたる「夕立や田を三圍の神ならば」といへる雨乞の句は、岩瀬京傳の考證によれば、元祿六年六月二十八日の事なりといへり、寶永四年二月二十三日、春曙閑居に坐するとて「霧の曉寒しきりとなすの」の吟ありしが、尋で病に罹り、僅か七日にして歿す、年四十七、芝二本榎上行寺に葬る、其角また入木道を佐文山に學び、

# 其角

中頃米元章により、徒ち目運を學ひて一家を成し、畫は英一蝶に學びたり、貧性豪放を以て著はれ、俳諧の半青蓮と稱せらる（蕉門俳諧句兄弟、虛栗集、新山家雜談集、萩の露、若葉合、末若葉、俳諧錦繡緞、焦尾琴、たれか家、新二百韵、五元集、五元集拾遺、續五元集等數十部（本朝文選、增補近世逸人畫史、近世奇跡考、扶桑名畫傳、其角全集）

## タカラノジンジャ　高良神社

ジンジャと訓む、同條を見よ、

## タキウ　打毬

（名義）紅白の毬を競技場に投げ出し、人數を紅白二組に分ち、長柄の叉手を用ひて、互に我毬を拂ひ、且つ他組の動作を妨げ、多數の毬を毬門（毬を投する穴）に投じたる數によりて勝負を爭ふ技ないふ、もとは只だ其數の多きものを勝ちとしたりしが、近來は五箇の毬を投じたる方を勝とするといへり、毬打ちの義、騎馬にて行ふと步行に行ふとの二種ありたれど打毬とは別なり、日本紀略に「於二禁中一勅行二刑罰一、皆散二樂於授刀寮一、而妄不レ得二出遊一」と見ゆ、今日の所謂打毬と打毬樂とは別なりと雖も、當時或は其遺風たりしならんか、下りては、續日本紀に「承和元年五月戊午、御二武德殿一、令二四衛府騎一、盡種々馬藝及打毬之戲一」と見え、本朝世紀寛和二年五月三十日の條に「天皇出二御南殿一、覽二打毬一、番長以上各十人、左右近衛左右兵衛官人並二十人爲二二番一、帶著二褐冠一、騎馬立二南階前一、愛右大臣、玉打二出於庭中一之間、帶劍打レ之、乍二番一、左勝、此間左方奏二音樂一、此事稀有也、仍粗記之」と見え、また扶桑略記天曆三年五月廿一日の條に「於二紫宸殿一有二打毬事一」とも見え、淳和、村上、花山諸天皇の御代には、貴族間に行はれたるを伺ふに足る、なほ平家物語にも、後鳥羽院幼稚の時打毬の玉を愛し給へる事を載せたり、而して騎馬にて行ふと步行にて行ふとの二種ありし事は、委しく四宮記年中行事五月の條に見ゆ、就きて見るべし（嘉祿音義引宇書に、打毬、皮丸也、或步、或騎馬、以杖擊而爭レ之、爲レ勝也とあり、此宇書は支那の著述にて一切經の字引なり）然るに此後久しく行はれざりしと見え、群籍に載する所なく、武家にても此技を行はざりしに似たり、更に江戸時代に入りてまた行はるゝことゝなりしが、主として馬藝の技を專らとし、且此時代には武家にても盛んに練習し、十四代將軍德川家茂の如きは、特に之を愛したりしと見え、其大阪滯在中には、殆んど連日此闘はしめ、時に自ら行ひしこともありき、維新後衰微を極めたれども、なほ紳士間には稱れに之を弄ぶものなきにあらず（驛遞笑覽、貞丈雜記、一話一言、續德川實紀）

## ダキウラク　打毬樂

（名義）唐樂、大編商曲なり、食調二十四曲中の一、龍鳴抄「ダリギウラク」と訓ぜり、新樂にて中曲、四人舞、答舞壇破（地原出）黃帝の作る所とも云ひ、唐の南卓が作る所とも傳ふ、我國に傳來せしは何れの頃なるか詳かならず、競馬、相撲、闘鷄、歌合等の會に之を用ひ亂聲を奏す、五月節會には、競馬裝束の舞人四十十人、毬子を振いやりて舞ふといふ（禮樂志、歌舞音樂略史）

## タキカハカヅマス　瀧川一益

（名義）瀧川、稱右衛門、後ち伊豫と稱し、左近將監といふ（無拾遺）賞清の子（瀧川瀧近江甲賀郡大原の人、爲人智勇にして、射銃を善くす、後ち尾張に行きて織田信長に仕ふ、信長其智勇を賞し、擢でゝ騎長となす、爾來每に軍に從ひて先鋒となる、永祿十一年尾張蟹江城を賜りて之に移る、十二年九月、信長に從ひ、大河内城を攻めて之を拔く、功によりて北勢五郡を賜ふ、天正



二年九月、信長、長島一向一揆を平ぐるや、一益を封じて長島城主と爲し、兼ねて蟹江城を保たしむ、三年、長篠の役、左軍として功あり、七年十月、攝津伊丹城を攻むるに當り、竊かに饋を以て城兵を誘ふ、是に於て內應する者多く、城將遂に城を致して去る、十年三月、信長の先驅となり、甲斐の武田勝賴を田野に敗り、其首を獲たり、信長賞して、上野國及び信濃小諸佐久二郡を與へ、且つ山東典羽諸州に於ける征伐訟獄に關する全權を委ね、四月一益、上野に入り、厩橋城に治す、其年六月、信長の內計至る、一益關東諸將を會して實を告げ、已れの四上ぜんとの意を述べ、諸將の去就は、各自の意に任ぜしむ、諸將皆從はん事を請ふ、一益卽ち武藏に入り、北條氏直と戰ひ、大敗して厩橋に歸る、一益更に國人に別を告げ、終に厩橋等と會議し、長島に還り、尋で濃洲に適き、柴田勝家等と會議し、五萬石を分取す、織田信孝、豐臣秀吉と隙を生ずるに際し、一益、勝家と共に之に與し、長島に據る、信孝、勝家の敗るゝに及び、一益また降を請ひ、長島及び封邑五郡を致して去る、秀吉乃ち近江南郡の田五千石を給す、十二年三月、秀吉、織田信雄德川家康等と雌を構ふるや、一益をして其舊封を略取せしむ、一益因て兵を集め、木造城に據り、犬山城を攻む、六月、蟹江城の守將を誘降し之に入る、家康、信雄と共に來り圍むに及び、一益勢屈して降を請ひ、遂て其邑を納れ、去りて木造城に歸る、守將富田知信疑て納れず、遂に亡命す、是に於て自から慚愧して、京都に往く、秀吉之を聞き、一益卽走して妙心寺に入り、髮を剃り、遂に國前に寓居し、五箇一邑に漂死せりと云ふ（野史）

## タキギノノウ　薪能

（名義）宝町時代以後江戸時代に係けて、每年二月七日より一七日の間、奈良興福寺南大門に於て興行する能樂を云ふ、また乾屋の能ともいふ（興福寺にては、修二月會と稱し、每年春二月に、一七日の間軍吒利明王の行法を修して、國家安泰の祈禱を爲すこと、平安朝以來の年中行事なりしが、其法は晝夜六時之を行ふものにして、殊に後夜に重きをおきたり、而して擧節殿樂に際せるがゆゑに、夜中堂外に薪を集め、焚火を爲して暖を取り、又行者の上洛を整へるの用に供するの習慣を生じ、遂に連夜の勞を慰ぜんが爲め、焚火の影に於て餘興として伎藝を爲すことゝなり、更に散樂の催あるに至れり、これ薪の能なる名稱の基く所にして、室町時代のはじめよりは、其法會既に廢れたりと雖も、散樂の興は、行法と同じく、天下太平の祈禱の爲めといへる口實の下に、從來のごとく行はれ、此時代の末には、金春、觀世、寶生、金剛の四座これを勤め、始めの二日間は四座連合の興行、三日目より二座づゝ、興福寺の衆徒の眼を請ひ、春日若宮の拜殿にて、能樂の能に上り、殘りの三座交代に演じたるものにして、卽ち三日目は金春、四日目は金剛、五日目は觀世、六日目は寶生其任に當り、七日目にはまた四座連合の業ありにき、豐臣秀吉の時に及び、一時中絕したりしが、江戸時代に至り、二代將軍德川秀忠の時、衆徒の請によりて之を再興し、觀能糧米として三百石を寄せたり、また此時代には四座共に江戸に住したるがゆゑに、每年二座づゝ交代して、前年十一月の祭前より南都に赴き、七日よりの之を勤めしが、雨天の時は此事なし、また七日間打續きて雨ある時は、十四日臨時の之を行ひたり、後ち觀世大夫のみは此役を免されたりき、維新以後久しく停廢に歸したりしが、近時また再興して、昔日の面影を存することゝなりしと雖も、幾干もなくして更に行はれざるに至れり（日次紀事、大和名所圖會、諸國年中行事大成、國學院雜誌、南都の薪能）

## タキギチ　瀧口

（クラウドドコロ）を見よ、

## タキギチノチン　瀧口陣

（清涼殿の東北、承香殿の西に在り、瀧口の詰所なるを以て然か名づく、瀧口屋、瀧口所とも稱す（大內裏圖考證）

## タキケイザン　多紀桂山

（名稱）名は元簡、安長と稱す、桂山は其號（醫師）元德の男、幼にして聰敏、父の業を襲ぎて醫學を修め、遍く群籍を究む、寛政中老中松平定信、其邸に召して醫事三十六條を試問せしに、桂山席上に於て之を辨析す、定信大に曉暁し、直に侍醫に拔て法眼に推叙せり、爾來三家または日光門主等病ある時は、常に命ありて治療せしが、水戸黃門の病を診せし時は、既に病平癒に近からんと人々思ひしに、桂山は退きて侍臣に向ひ、もはや施すべき術なし、恐らくは三日を出でざるべしといひしに、果して其言の如くなりしといへり、病機に明なる事かくのごとし、桂山其職侍醫なるがゆゑに、餘暇極めて稀なれども、退出後は必ず家に倚りて養牢に及べりといふ、享和中幣く寄合に編入せられしが、其業劇は却て舊に倍し、治療を請ふもの連日門に溢れ、午前に其處方を診れば、出でゝ病家を巡り、歸り來れば必ず黃昏に及ぶ、夜間もまた三四次づゝ病家に招かるれども、勞困を以て辭したる事なかりき、然るに其間學業を修むる事怠らず、著述甚だ富む、曾往來の途上轎中に於て稿したりといふ、桂山また早く京醫の唱へし一藥氣血水の說の組織にして後生を誤りしを嘆き、これを臣正するの志あり、因て仲景を以て法となし、宋問靈樞以下、明清に至るまで諸家の說を折衷し、是を以て敎へたれば、當

の醫人漸く從來の非を悟り、翕然としてこれに歸するに至れり、後ち三醫を具して世に聞えたる者は皆其門に出づ、文化七年十二月歿す、年五十七（徳川太平記）

**タキザハバキン　瀧澤馬琴**　名號　名は興邦、後ち解と改む、通稱は琢吉、曲亭馬琴と號し、なほ著作堂、蠹笠漁隱、玄同陳人、魁宵子、烏水、亭々亭、山陰貫淵等の別號あり　[illegible]　興藏の末子　[illegible]　明和四年六月九日深川に生る、是より先き、興藏は川越松平侯の支族松平信成に仕へて其家老たりしが、旨に忤ふことありて浪士となり、江戸に來りて深川に住居し、幾干もなくして歿したるを以て、兄興旨に寄り、母の育する所となれり、幼にして稗史小說を好み、十一二歲の頃には、印行の淨瑠璃は大抵閱讀し盡りたりといふ、十二三歲にして武家赤公に出でしも、其驅使に堪へず、遂に逐れて旗本戸田大學頭の徒士となる、然れとも永續せず、留來數度家を代へて仕へたれども、寧に滿たざりしを以て、遂に思を仕官に絕ち、これより或は山本宗洪の門に入りて醫業を學び、龜田鵬齋の從僕となりて儒道を修め、石川五老を訪ひて狂歌を、稻千陸に就きて書道を學びしも、皆其目的を貫かずして中止し、技にはじめて小說家たらんとし、山東京傳に師事して、寛政二年の冬、廿日餘四十兩壹用而二分狂言」といふを著はし世に行はる、卽ち處女作なり、爾で書肆蔦屋重三郎の家に寄寓して著作を試み、萬老漸く世に知らるゝに至りしに際し、蔦屋の叔父にして、新吉原に引手茶屋を營めるもの、深く馬琴を愛し、其女に配せんとしたりしが、自薦して之に應ぜざりき、尋で飯田町なる下駄屋の富姉に入贅して、著述の餘ら手習師匠となり、また神女湯、奇應丸等の廣告を製して之を賣りなとして利殖の道を圖れり、されど他性を賢すこと能はず、其女に娶婦して家を譲り、己れは本姓瀧澤に復し、專ら筆硯に親しみしが、寛政九年京傳郡を得て筆を收めしより、常時の文界は馬琴の隆盛を極め、其著書々行はるゝに至り、文化二年椿說弓張月を、四年三七全傳南柯夢を出すに及び、名聲頗る高し、十一年に至り、はじめて南總里見八犬傳を著はすや、一篇出づる毎に洛陽の紙價爲めに高く、老若男女爭うて之を求めしといへり、天保十二年に至りて成る、時を費す事凡二十年、行文の妙、結構の奇、相世びて近代の傑作と稱せらる、是より先き、子琴嶽松前侯に聘せられて醫官となりしが、天保五年馬琴に先ちて歿したるより、藏書一切を賣り、かくて、其子興邦の爲めに御家人の株を買ひ與へたり、其子興邦の歿する前年卽ち天保四年の秋、右眼明を失し、天保十年また左眼明を失し、全く盲目となりたれども、八犬傳及び美少年錄其他の續稿なほ完了に至らざるものあり、筆を中途に絕つに忍びざるのみならず、書肆の請又切なるものありしを以て、琴歲の妻みちに口授し、辛苦の中に之を大成し、嘉永元年十一月六日歿す、年八十二、小石川茗荷谷深光寺に葬る、馬琴實性剛毅にして世俗に阿らず、時に或は一言一行の合はざるによりて、交友を絕つことあり、故に人物上の毀譽交々到り、其一時師事せし京傳及び其弟京山、蔦工豐國等とも遂に協はざるに至れり、而して其學問また博洽にして雜學比なく、筆を執れば千言立ち所に成る、加ふるに其小說を著はすや一定の主義を有し、必ず勸善懲惡の意を寓せざるはなく、他の作家のごとく淫奔輕浮の弊に陷らざりしは、馬琴の自負する所なりき　[illegible]　里見八犬傳、椿說弓張月、朝夷巡島記、後竇島物語、開卷驚奇俠客傳、近世說美少年錄、三七全傳南柯夢、雅想兵學訓蒙物語、玄同放言、羇旅漫錄、燕石雜志、蠹笠雜談、京傳の記、著作の記等無慮數百種（日本文學史、列傳體小說史）

**タキノコホリ　多紀郡**　[illegible]　美濃國　[illegible]　古事記傳古事記傳命の條に始めて其名見ゆ　[illegible]　古事記當藝、續紀當者、又當伎、多伎と作り、續後紀多紀に作る、文德天皇の齊衡二年分て石津郡から置く、神名式多伎、延喜式多藝に作る、和名抄に賀上、物部、柴籠（ノリホ）立野、有田（ウタ）田後、佐伯、蔡部等の郷あり、中世高城に作り（吾妻鏡に見ゆ）東西二郡とす、後ち之を廢し又一郡とす、郡名考、タキと稱し、地誌提要、タキに復す、明治二十九年上石津郡と合併して美濃郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

**タキノコホリ　多紀郡**　[illegible]　丹波國　[illegible]　古事記古事記に兄天押帶日子命者、多紀臣之祖也と見ゆ、蓋し此地に依て姓を得しものなるべし、是各以て考ふれば、國郡制定の際之を置きし事亦推知するに足れり　[illegible]　延喜式又多紀に作る、和名抄に草上、宗部（ツカベ）眞殿、河內、神田、樋原、餘戸、日置等の郷あり、正保國多寄に作り、寛文以後復して多紀に作る、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**ダキミヤウガ　抱茗荷**　紋所の名、茗荷の花を二つ左右より抱き合せて圓形につくりたるもの、一に茗荷の丸とも云ふ、古くは小澤家にて用ひ、後世肥前佐賀の鍋島、肥前鹿島の鍋島氏用ふ○又丸に抱茗荷とて丸の中にかがきたる紋は、京都の壬生、高瓦、及び志摩鳥羽の稻垣、遠江山上の稻垣氏等用ひたり（武鑑、諸家紋鑑）

**タキモノアハセ　薫物合**　各自嗅香の名をかくして持出で、之を嗅きて、其香惡を定むる遊戲、





薫物とは香と異にして、數種の香を合ぜて作りたる練香を云ふ、故に合香ともいふ、古くより我國に行はれたるものなり、五月雨日記に「いつ〳〵香合の事あるべし、香二種宜だゝみして持て出でよ、名をかくして例の通り列もあるべし」と見ゆ、其起原は同書に「香合と云ふこと古くより傳へて、代々の君もすて給はず、家々にもこれを好み侍る、延喜天曆のかしこき御時よりぞ、其しなゝは定まれる事侍るを、後醍醐殿は書きおかせ給へりける、それぞ今のおきてなるべし」とありて、平安朝時代迄に行はれし由は源氏物語などに見えたるにても知らるべし、香（カウ）、香道（カウダウ）參照、

**タキワキウヂ　瀧脇氏**　松平氏「マツダヒラ（上總國井）を見よ、

**タクアン　澤庵　宗彭**（ソウホウ）を見よ、

**タクセン　託宣　神靈**（カシンカウ）を見よ、

**タクボク　啄木**　[illegible]　[illegible]　高麗樂、會越調廿四曲中の一、本名解脫樂と稱す　[illegible]　[illegible]　[illegible]

【聽詳】——正定——正美——正喜——正巳

## タケシウチノスクネ　武内宿禰

【系統】 【聽詳】 景行天皇二十五年、命を奉じて東北諸國の形勢民狀を巡察し、二十七年歸り奏して曰く、東夷は日高見國あり、男女文身相結し、寡性勇悍なり、之を馴寳といふ、土地沃饒にして曠衍なり、撃つて取るべきなりと、五十一年八月、成務天皇立つに及び、之を補佐し、次で大臣となる、大臣の號發に始まる、後ち仲哀天皇の熊襲を征して皇軍利なく、遂に陣中に驚ずるや、神功皇后と謀りて喪を祕し、私に梓宮を奉じて穴門に還る、時に軍國多事にして葬を得ざりしかば、豐浦宮に殯して歸れり、而して皇后を轝け三韓を征服し、筑紫に凱旋するに當り、皇后皇子を誘す、即ち應神天皇なり、會々先帝の庶王子磐鹿忍熊の二王、兵を擧げて皇后の入京を遮る、皇后之を聞き、舟師を帥ひて瀬波に赴き、武内に命じ、皇子を奉じて南海に出でしむ、武内即ち紀伊水門に至りて皇后と會し、辛巳歳三月自ら精兵を率ゐて忍熊王を誅す、既にして應神天皇位に即くの後ち、其七年韓人を督して池を大隈に掘る、韓人池と名づく、九年勅を奉じて筑紫を監察す、會々其弟甘美内宿禰天皇に讒して曰く、武内筑紫に據り三韓を招きて不軌を圖みと、天皇之を信じ、使を遣して武内を殺さしむ、武内の臣直根子といへるもの身を以て代り餌に伏して死す、武内其間に乘じて遁れ、馳せて闕に至り冤なき由を辨明せり、天皇即ち武内兄弟を召して探湯を行はしめたるに、甘美内宿禰の姦曲露はれしかば、以て、罪を免れ、政を乘る事故のごとし、五十五年薨ず、武内、景行、成務、仲哀、應神、仁德の五朝に歷仕し、官に在ること二百四十四年、其年齡を詳かにせず（大日本史）○或はいふ、是に傳ふる處の武内宿禰は一人と爲したるものなるべしと、蓋し武内の長壽なりし事は、記紀載する處の仁德天皇の御詠によりて、明かなりと雖も、而もあまり長壽に過ぐ、疑ふべきに似たり。

## タケダイヅモ　竹田出雲

【系統】 名は清定、幼名は三四郎、千前軒と號し、出雲掾と稱す（父も出雲掾といへり、清定は二代なり）【聽詳】出雲掾清一（或は清直に作る）の子【聽詳】父に繼ぎて寶永二年三月大阪の劇場竹本座の座主となり、近松門左衛門に師事し、享保年中より自ら淨瑠璃を作る、佳作頗る多し、就中假名手本忠臣藏は終生の大傑作たるのみならず、淨瑠璃本全體を通じての雄篇と稱せらる、本書は全篇全く出雲の結構に成り、三好松洛、並木千柳等之を補助したるものにして、寛延元年八月稿を脫したり、此年はじめて竹本座にて興行し、爾來各地の劇場皆之を興行するもの多く、今日に至りても觀客の趣好なほ衰へず、而して忠臣藏の作一度世に出づるや、出雲の名聲頓に高く、門左衛門と相並びて作者中の巨擘と稱せらる、寶暦六年十月二十一日歿す、享年六十六、辭世の句に曰く、影すゝし水に鄰動の蜻蛉、双蝶々曲輪日記、假名手本忠臣藏、男作五瓶金、菅原傳授手習鑑、柳碁等數十種【聽詳】人三好松洛、並木千柳、長谷川千四（西澤文庫傳奇作書、曲類墓、淨瑠璃史）

## タケダカウウンサイ　武田耕雲齋

【名號】 名は正生、字は伯道、通稱は彦九郎、伊賀守と稱し、致仕の後耕雲齋と號す【聽詳】跡部正續の長子、宗旨武田正房に襲ぐ【聽詳】水戸藩士なり、文化中寄合組及び小性之歷、文政十二年使番となる、是冬藩主德川齊脩病篤く、繼嗣未だ定らず、有司或は幕府の意を迎へ、將軍德川家齊の公子を奉ぜんとするものあり、物議沸騰す、正生等同志と共に小石川の藩邸に抵り論陳頗る勉む、既にして齊脩の遺書出で、弟齊昭を立つるの議はじめて決せり、天保十年、若年寄に進む、十一年齊昭の弘道館を創建するや、命を受けて其事を掌る、十三年大番頭に轉ず、弘化元年齊昭の罪を幕府に得て致仕を命ぜらるゝや、正生死を以て君寃を雪がんとし、十月馳せて江戸に赴き、書を老中水野忠邦に呈して寃を訴ふ、幕府即ち正生を小石川邸に護送す、藩廟其罪を責めて職を奪ひ敢仕を命ず、此時はじめて耕雲齋と號す、五年赦免せられ、安政二年若年寄に復して江戸に移り、三年家老職に上る、此時に當り、外交問題漸く唯しく、攘夷論の論天下に沸騰し、水藩實に其本舞たり、故を以て齊昭等の唱ふる所、幕議と合はずして、五年致仕廢居を命ぜらる、同年八月朝廷勅諚を藩主慶篤に賜ひ、諸侯と議して幕府を輔けしむ、而して其下賜の手續違法に背くの故を以て、幕府之を沮排せんとす、正生同志と議し、幕命を容れずして勅書を宣布せんことを建言し運動頗る勉む、幕府即ち内命を下して正生の職を奪ひ藩に還らしむ、六年八月幕府齊昭を水戸城に幽し、且つ遥りて勅書の返納を促す事急なり、是に於て藩内の士民憤激して議論沸騰す、萬延元年二月、正生書を慶篤に上り、勅書返納の不可を論ず、既にして櫻田の變あり、還勅のこと遂に罷む、然れども藩内の事情なほ穩ならず、慶篤之を憂ひ、正生を江戸に召し、藩内の鎮撫を命じ、また學校總督となす、因りて岡田信濃守、大嶺一眞齋と共に政務に與る、文久元年東禪寺の變に座して罷けられしも、二年の冬





再び家老となる、三年慶篤に從うて上京し、交を攘夷以下に結び、公武の間に周旋し奉攘の策を議す、之に因りて正生の名朝野に重し、七月命を受けて水戸の沿海を巡視し、海防を整へ、九月調練總司を兼ぬ、元治元年二月從五位下に叙し伊賀守に任ず、四月遠々田丸直允藤田小四郎等筑波山に據りて兵を擧ぐるや、市川三左衛門等幕府に内訴し、追討を口實として、五月諸生數百人を率ゐ出府して慶篤に迫り、國政を擅にするに及び、正生を忌むこと甚しく、遂に其職を奪うて禁錮し、遂に死に處せんとし、準備既に成る、慶篤之を憫み、近臣を遣はして直ちに國に歸らしむ、正生拂曉邸を發して水戸に歸り、所謂天狗黨を率ゐて兵を擧ぐ、世に之を天狗黨の亂といふ（テングトサウラン、參看）而して正生は藤田小四郎等と議し、上國に赴き闕下に伏して素志を訴へんとし、下野上野を經て信濃に赴き、轉して越前新保に到りしが、時に大雪路を埋め糧食絶せず、諸士饑寒に迫りて復進む事能はず、而して諸藩の兵前後を遮り、また旗の出づべきなきを以て、遂に金澤藩の軍門に降る、幕府命じて正生以下を敦賀に拘し、尋で之を斬らしむ、時に慶應元年二月四日なりき、年六十三、首を水戸に梟す、辭世に曰く、討つもはたは討たるゝもはたは哀れなり同じ日本のみだれとおもへば、維新の後ち有志者集りて祠を敦賀に造て松原神社と號し、正生以下の同志を祀る、明治二十四年十二月正四位を贈らる（波山始末、新編常陸國志）

## タケダカツヨリ　武田勝頼

【名號】 幼名は四郎、法名を景德院頼山勝公といふ【系統】【聽詳】晴信の三子【聽詳】永祿八年十一月、織田信長の妹女を娶る、天正元年五月始めて國事を執行す、此時に當り菅沼正貞武田氏の爲めに長篠を守りしが、德川家康、酒井忠次菅沼貞盛等をして之を攻めしめしを以て、勝頼兵を出して正貞を救ひしも、利なくして長篠城に陷る、既にして晴信歿するに及び、軍氣沮喪し、將士貳心を抱くもの多し、天正二年二月師を率ゐ、美濃を侵掠して諸砦を拔き、四月奎河に出で、五月遠江高天神城を圍む、城主小笠原長忠力戰して之を防ぎ、急を家康に告ぐ、家康救を信長に請ひ、共に來り救ふ、勝頼利なく以て長忠を誘ひ、遂に之を降す、天正三年五月再び奎河に出で長篠を圍む、是に於て長篠の戰あり（ナガシノノタタカヒ、參看）勝頼大敗す、此役や武田氏の宿將戰死するもの多く、兵威頼に衰ふ、既にして



勝頼

て勝頼は國勢の振はざるを憂ひ、成る北條氏に乞ひ、氏政の妹を納れて姻戚の親を結べり、六年十二月氏政上杉景虎の爲めに師を勝頼に乞ふ、勝頼即ち兵二萬を率ゐ景虎を伐だんとするに際し、上杉景虎甘言を以て勝頼に成を請ひしむ、勝頼即ち師を收めて歸る、氏政怒りて勝頼と絶つ、次で連年兵を奎遠の地方に出して、而も志を得ず、時に長坂釣閑、跡部勝資の二人勝頼の壁幸する所となり、專横を極め恣且公行し、宿將の意見多く行はれずして、士卒離叛する もの尠なからず、武田の勢威日に衰る、是より先晴信木曾義昌と戰を交ゆること多年なりしが、信濃を併呑するに及び、妻子に女を以てす、勝頼家を隱ぐの後ち屢々縣役を加へしが故に、義昌遂に貳心を抱きて密に歌を信長に送る、勝頼即ち天正十年三月兵を率ゐて誅訪に次す、義昌救を信長に請ふ、是に於て信長は子信忠を先鋒とし、家康と相約して勝頼を夾擊せんとす、兵勢頗る盛んなり、小笠原信嶺、穴山梅雪等相尋で降り、驍遠の諸戰皆利あらず、勝頼遂いて古府に入り、更に龜淵に走る、信忠即ち古府に入りて武田氏の宗族諸臣を收めて悉く之を殺し、家康また長驅して田野に赴き、尋で山下に抵る、時に瀧川一益、河尻鎮吉等追及する事頗る急にして、山僧赤民す、勝頼即ち夫人諸女を刺して自刃す、年卅七、子信勝等皆之に殉ふ、武田氏絶に亡ぶ（野史）

## タケダハルノブ　武田晴信

【名號】 幼名勝千代、法名を信玄といひ、また德榮軒と號し、晩年には法性院と稱す【聽詳】信虎の庶子【聽詳】大永元年甲斐國石水寺城に生る、天文五年從五位下に叙し、大膳大夫に任ず、十二月信虎兵を督して海野口城を攻むるや、晴信はじめて軍に從ふ、城將平賀源心驍勇にして善く防ぎ、信虎の軍利あらず、十二月遂に軍を



同ず、時に晴信殿軍たりしが、敢に敵を殺ぐ 鎗を殺ぐ

を圍む、事不意に出で、城兵防ぐ能はず、城遂に陥り源心また自殺す、入嘗其謀略に服す、此時に當り信虎、信を國民に失したるを以て、晴信は姉婿今川義元と謀し、天文十年信虎を駿河に移して自立す、十一年信濃を略せんとし、諏訪頼重を殺して、諏訪を併せ、尋でまた信濃の豪族小笠原長時、木曾義昌、村上義清等と頻に兵を交へ、十七年二月更に上田原に出陣して義清と戰ふ、利なくして部將板垣信形等戰死し、晴信また傷を被ふる、長時之に乘じ諏訪郡を

後せしが、晴信長時を彌見峠に敗り、長驅して其居城林城を屠る、長時走りて義清に據る、是に於て筑摩郡の北中殆と武田氏の有に歸す、二十年春、義清長時と共に兵を率ゐて深志城（卽ち林城）を圍まんとしたりしが、晴信卽夜離せて深志城に入りしを以て、義清長時等戰はずして歸る、晴信進んで長時を攻む、之よりして長時並に居ること一年にして、翌年越後に奔る。義清また自ら保つこと能はず、天文廿二年八月、遂に上杉謙信に據る、是に於て村上氏の舊領武田氏に屬す、廿三年小笠原信貞を松尾城に攻めて之を陷れ、伊奈郡を風靡し、弘治六年、木曾義昌に女を配し、木曾の地方また定まる、廿三年今川義元參河境なる織田氏の屬城を攻むるや、北條氏康其虛を窺ひ駿河を侵す、義元既に戰場に在り、之を聞いて大に驚き、援を晴信に求む、晴信請に應じて兵を出し、義元を助けて北條氏に當りしが、義元の諜主雪齋和尙の周旋により晴信義元氏康と共に和を講じて

紀伊成慶院所藏（史料編纂掛寫眞集）

善德寺に會ひ、武田今川北條三家の合同此に成る、既にして上杉謙信義清の爲めに其舊領を復せしめんとし、甲斐はじめて隨を開き、所謂川中島の戰を見るに至れり、（カハナカジマノタタカヒ、參看）是より先晴信飛騨上野に兵を出して侵略を試み、永祿四年十一月、小幡白國等の諸城を攻め、六年十二月倉賀野木部地方を略し、五年二月氏康の請に應じ、太田三樂所屬の武藏松山城を陷れ、九年上野の箕輪城を陷れ、西上野の地途に晴信の有となる、尋で德川家康と誼を通じ、共に今川氏を亡ぼして地を分たんことを約し、十一年十二月駿河に出で、興津を陷す、家康亦兵を遠江に出せり、今川氏眞利なく、遂れて掛川城に據る、然るに北條氏は此擧を喜ばず、部將を遣して之を防がんとし、且つ遙に謙信と誼を通ずるを以て、晴信は兵を收めて甲府に歸る、是に於て北條氏政氏眞を沼津城に置き、駿河の諸城を守らしむ、十二年更に駿河を略せんとし、續りに北條氏の屬城を陷れ、元龜元年に至り全く駿河を併せ、四大井川を以て、家康と境を分つ、二年十月氏康歿するに及び、氏政は晴信と和し、兩氏の同盟再び成る、是に於て晴信は年來の宿望なる四上の擧を行はんとし、元龜二年四月信濃より四參河に出て、三年十月遠江に入りて二俣城を陷れ、遂に進みて德川氏の本據を衝かんとし、十二月廿二日三方ヶ原の戰に大に其兵を敗れり（ミカタガハラノタタカヒ、參看）尋で翌天正元年正月遠江より直に參河境を侵し、野田城を圍むに當りて病に罹る、因て軍を旋し平癒を待ち、其三月復た信濃を經て四參河に出て、愈々四上を決行せんとせしに、病再發して遂に起たず、時に四月十二日歲五十三〇晴信が名を信玄と改めたる年明かならざれども、天文弘治年間の書簡には晴信と署名し、永祿以後は信玄と書したれば、永祿の初年なるべし、なほ晴信は法名を喝へたれども、剃髮したるにあらざる事、高野山所藏の信玄畫像にて知るべし、此に擧ぐる所のもの卽ちこれなり（野史、史學雜誌、武田信玄經略事蹟考）

**タケダジヤウ　竹田城**　豐後國直入郡竹田町○又岡城とも、大神城とも稱す（國郡記、豐後國志）文治中大神惟榮始めて之を築く、後ち大友貞親此に居り、建武中菊城堡を修めて之を廣大に岡城と稱す、子孫世々之に居る、天正中志賀親次之を守り、廢人を防ぐ、文祿二年大友氏除封、親次亦邑を失ひ、中川秀政之に代る、世傳して明治維新に至る、明治十年の役賊兵其放燧に據り死守す、官軍力戰して之を陷る（豐後國志、明治政覽、西征戰記稿）

**タケタバ　竹束（竹把）**　戰場に用ふる器具、竹を束ねて楯とし、銃砲を防ぐに用ふ（軍制）牛竹束（高七尺、橫一丈許にして小孔を穿ち鉄弓の人を其陰に置かしむ）車竹束（車楯の如し）複竹束（柱を立て、統な鉄め竹を編みたるもの）等あり（地圖部、軍事）天文十九年安祥の戰に之を使用せし事、參河物語に見えたるを始めとす、世に武田信玄の家臣米倉丹後が、天文廿一年信濃刈屋原城攻め落したる時に、創造する所といへど、是より以前既に在りしものなり、爾來戰陣の用具として常に用ひられたり、楯（タテ）の條の掃圖を參看すべし（傳國策、和漢三才圖會、武家名目抄、古事類苑兵事部）

**タケチダイクワンジ　高市大官寺**　大安寺（ダイアンジ）を見よ、

**タケチノコホリ　高市郡**　所在地　大和國　地圖　古の磐余の地にて、後ち高市郡と稱す、國郡制定するに及びて十五郡あり、蓋し此郡も亦其一な



るべし（地圖、和名抄に、巨勢、波多、遊部、檜前（ヒノクマ）久米、雲梯（ウナテ）賀美等の郷あり、郡名考、タカイチ）と稱し、地誌提要、又、タケチ）に復す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**タケチノワウジ　高市皇子**　天武天皇の皇子、母は宮人尼子娘（紀、皇子）天武天皇の兵を擧ぐるや、皇子時に近江に在り、召に應じて不破關に至り、以て軍事を監す、既にして天皇不破に幸するに及び、之を野上に迎ふ、天皇皇子に謂つて曰く、近江の朝廷智謀の臣多し、而して朕の軍は興に事を謀るべきものなく、諸子皆幼なるを如何せんと、皇子答へて曰く、近江朝群臣多しと雖も、何ぞ能く天皇に抗するを得ん、臣高市、神祇の靈に賴り、天皇の命を奉じ、諸將を率ゐて征討せば、豈難からんや、天皇大に喜び、悉く軍事を委ね、事平ぐの後、近江群臣の罪を斷じ、斬流する事差あり、十三年淨廣貳に叙し、朱鳥元年封四百戶を加ふ、持統天皇四年七月、知太政官事となる、十月公卿百官を率ゐて藤原宮地を相す、五年封二千戶を增し、同六年再び二千戶を增す、七年淨廣壹に昇進し、十年七月薨ず（大日本史）

**タケトリモノガタリ　竹取物語**　書名　二卷（古事類苑）竹取の翁といふ者、竹の中より美女を得て赫奕姫と名づく、秀麗比なきを以て戀する者多かりしが皆許さず、後ち時の帝、これを召されしも、また歎かずして、故郷なる月世界に歸りたることを述べたるものにして、實樓閣經、漢書四南夷傳等の說に基きて作りたる我邦最古の小說なり（書籍、未詳、源顯と云ふ說あれど確ならず（群書一覽）

**タケナガシキン　竹流金**　古金の名目、竹を割て金を鑄し、流し込みて鑄たる金なりふ、使用の時、切りて之を用ふ、金銀圖錄に「或は云、織田氏の時の物なりと、豐臣氏の時の部錄にも竹流のこと往々見えたり、靜庵隨筆に、大阪の竹流は、大方金五兩程ずゝありしとなり、今も佐渡にて小判を製するに、筋金か竹流といふにするなり、津輕に今竹流といふ葉子あるも此遺制にや、愚按に、纏近世畸人傳小萬女の條に、惠孝云、予が知れる老婆、北の方の香袋と銀の竹流三筋と手箱一ツを傳へ持ちたり、銀の竹流は細き針ガネのさまして八寸ばかりあり、鉄にて切て用ゆるものなり、蓋騰云、チノガ類族の家に傳へ持たるは、針ガネよりはやゝ平にして長も定まらず、通稱竿金と云ふし、刻印などは見えず」と見え、また昆陽漫錄に「甲州金に竹流金あり、長さ二寸七八分、厚さ中にて三分、絲にて一分ほど、長さは幅狹く、短き程廣し、重さ四十匁を十兩と云て通用す」、佐渡志に「慶長より元和の初までは、筋金なれば、竹流に爲せり」など見えたり、是等に據れば、筋金、竿金、竹流金等は、殆ど同一のものなるが如し、

**タケノウチ　竹內氏**　姓は清和源氏、新羅三郎義光の四男刑部四郎盛義の十四世大膳大夫季治、水祿三年正月義光の裔孫堂上になきを以て、將軍家の執奏によりて清華に列せられ、竹內と家號し、正三位に叙す、是より先は世々久我家の諸大夫たり、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○義光—義業—義信—惟義—惟信—惟時
信治—氏治—仲治—清治—直治—豐治
基治—秀治—季治—長治—季治—俊治
惟康—惟永—惟重—惟久—惟榮—惟德
惟和（ハヅ）—治則—惟忠（コヅ）

**タケノウチシキブ　竹內式部**　人名　式部は敬持、式部と稱し、號を素庵といふ（國學、儒學、宗祀の子　出身　正德二年越後新潟に生る、家世々醫を業とす、享保十三年の頃京都に上り、はじめ德大寺家に仕へ、松岡仲良に從ひ、後ち其師玉木玄齋に師事し、垂加流の神學軍學を學ぶ、式部博明聰敏にして、佛經儒籍に至るまで窺はざる所なく、特に神典有職に精く、又武術に熟し、扇子を以て砲玉を打ち、射箭を提るの技あり、學成るの後ち徒を集めて教授す、而して其徒に教ふるや、靈祇攷ゝ講說して倦らず、其說ゝ所大義名分を明にし、皇室の衰運を挽回し、幕府の專橫を抑ふるに在り、また多く縉紳に出入し、德大寺公城、正親町三條公積、烏丸光胤等の公卿其門に入り、講說を聞くもの、實に七八百人なりしと云ふ、寶曆六年、神祇權大副吉田兼雄、式部の整容甚嚴にして、堂上堂下の人々、其門に遊ぶもの多く、其學派の、益遠延するを見て、之を忌ひ、關白一條兼香に、其所說の正しからずして、武術を公卿に教ふるのよしを訴ふ、兼香乃ち所司代松平輝高に告ぐ、輝高、式部を召喚して之を詰りしに、式部は其實なきことを陳じたるを以て釋を免れたり、是より先き、桃園天皇、英明にして學問を好み給ひ、代原宣條をして儒書を進講せしめ、また日本書紀神代卷の御會を開き、鎌大寺、坊城等諸卿の講說を聞召されたり、而して諸卿の天皇に進講するや、先づ式部の講を聞き、然る後ち之を天皇に進講するを以て、恰も式部の直に其說を進講するに異ならざりき、時に一條兼香は、既に關白を辭め、近衛內前之に代りしが、兼香は、天皇の、竹內流の神書の講說を聽き給ふを見て之を忌ひ、國學將門院に奏し、天皇の神書御覽を止めたり、天皇は一旦綱尊

の御旨に從ひ給ひしも、もとより其意にあらざりしを以て、幾干もなくして再び神書の內御會を開き、其進講を續けしめ給へり、是に於て、筑紫また育縫門院により て止め奉りしかば、天皇已むことを得ずして、神書の御會を止め給へり、而して式部は、また此事に關連して、同八年六月所司代に召喚せられ、學識の邪正と、堂上に軍書を進講し、武器を獻ぜし事との實否を糺されたりと雖も、式部悉く之を陳じ、敢て罪の當つべきなし、然れども、筑紫等は、式部の在京を以て、紛爭の基とし、所司代に之が追放を求めしかば、式部は終に、吉田白川兩家を指さて、神書を講じたること、當時に支障あるにも拘はらず、靖獻遺言の與復再復等の文字を講じたること、及び三本木の町家に於て、堂上と宴會したる事等によりて、罪に處せられ、終に京都を追放せらる、時に九年五月なり、而して式部の門に入りし經紳は、皆蟄居、若くは遠島を命ぜられたり。式部は、其後伊勢の宇治に赴き、正庵と號し、櫛田宣逢榮雅樂に寄食し、後ち御師鵜飼又大夫の家に寓せり、明和三年十二月、山縣大貳、藤井右門等の獄起る、式部また大貳等の與黨なりとせられ、宇治に捕へられ、江戸に押送せらる、既にして其嫌疑晴れしが、追放御構中なるにも拘はらず、京都に上りたるの廉を以て八丈島に流さる、式部謫地に至るの途次、船中に病を發し、三宅島に歿す、年五十四、時に明和四年十二月五日なり、明治二十四年十二月、正四位を贈らる、世に宮滇の天龍道人を以て、式部と同人とせるは誤なり、實曆の變（ハウリヤクノヘン）參看（[illegible]）參公心得書、乱、問次第（竹內式部君事迹考）

**タケノウチリウ　竹內流**　竹內久盛の創めたる劍術の流派○久盛、中務大輔と稱す、美作波賀村の人、小具足に達し、世に竹內流腰廻といふ、傳に云、天文元年六月、修驗者忽然として竹內館に來り、捕縛五を教え、去て踏る所を知らず、竹內常に愛宕神を崇ること篤し、彼修驗者愛宕神ならんと稱し、敬神怠ることなかりし、後ち其捕縛術より思ひ付きて劍術の一流を創む、其子常陸助、其子加賀助、藝を繼ぎ家名を墜さず、天保の頃九州邊に行はる（武藝小傳、武術流祖錄）

**タケノコホリ**　[肥後國]　**古へ度會に屬す、孝德天皇の大化五年之を割て始めて置く**　[肥後國]　**延喜式又多氣郡**　[所在]　伊勢國和名抄に相可（アフカ）有貳（ウニ）多氣、廢綴（ナウミ）三宅、流田、櫛田等の郷あり、雜名考、「タケ」「タキ」「タケ」に復す、明治十年七月飯高郡との郡界とせり（郡名郡氏併せ、櫛田川なる以て度會郡との郡界とせり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**タケノシタノタカヒ　竹下戰**　[駿河國]　**駿河國駿東郡足柄村に屬す、御殿場停車場を去る東北約一里に在り**　[駿河國]　**建武二年七月北條高行兵を起して鎌倉を襲ふや、足利尊氏軍に將として之を征し、風平々の後鎌倉に據りて遂に歸ちず、新田義貞を除く名を名とし、反旗を翻へ、義貞尊良親王を奉じて東下し、高師泰を矢矧川に敗り、足利直義を手越河原に敗り、大擧して伊豆國府に到る**　[駿河國]　**尊氏は仁木、上杉、高、細川等十八萬騎を率ゐて鎌倉を發し、十二月相模竹ノ下に著し、弟直義に六萬餘騎を授けて箱根峠に向はしむ、官軍亦兵を二分し、鷹屋義助は尊良親王を奉じて、七千餘騎を以て竹ノ下に向ひ、義貞は七萬餘騎を率して箱根に進み、尊氏に當る、此日午刻に戰始まり兩軍奮鬪す、箱根口の戰、義貞の兵強くして、尊氏の陣稍々亂る、然れども竹ノ下に向ひし京勢は、直義に敗られて死傷頗る多し、義助之を憤り將士を勵まして奮鬪せりと雖も、大友氏泰、佐々木高貞等能かに尊氏に內應し、鉾を逆にして官軍を襲ひしを以て軍遂に利あらず、義貞亦敗績し殘兵を纏めて佐野原に退く　[駿河國]　**尊氏等勝に乘じて佐野原に追擊す、義貞利なくして伊豆國府を保ちしが、又敗れて京都に歸る、此に於て東國の將士悉のごとく尊氏に歸し、遂に南北朝の大亂を生ずるに至れり（太平記、梅松論）**

**タケバシモン　竹橋門**　江戸城內郭門の一、德川氏入國の時、竹を編みて渡されしより此名起れりといひ、又昔北條の家人在竹橋津守の子彥四郎此所に居りしを以て、在竹橋といひしが、後ち變じて竹橋となれりともいふ、門衛は、諸第大名一萬石餘限り番之間、番二人番勤の面々、或は定府の番在府の節は三箇年勤番す、番士四人羽織袴著、武器には鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ、法令一ツ橋門と同じ（御府內備考、殿居書）

**タケヒガタワケ　建日方別**　大古吉備の兒島（今の備前備中備後）を支配したる神、古事記神代卷に、生吉備兒島、亦名謂建日方別」とあり、

**タケヒムカヒトヨクジヒネワケ　建日向日豐久士比泥別**　大古肥の國、即ち肥前肥後の地方を支配したる神、古事記神代卷に、肥國謂二建日向日豐久士比泥別」とあり、

**タケベウチ　建部氏**（播磨林田）　景行天皇の皇子日本武尊の子稻依別王より出づ、十二世の孫近江國神崎郡少領建部益人、同郡に建部神社を祭祀し、氏神として世々郡務を司る、後ち佐々木六角家に屬し家長たり、後て源氏を授け一門に列す、建部高光幼より僧となる、壯年の比兄の仇を討ちしを以



て世に聞ゆ、織田信長之を聞て召仕ふ、近江守山五百石を授く、後ち秀吉に仕へて若狹一國の郡代職を蒙り、小濱に住す、後ち摂津を奉行して尼崎城に移る、其子光重、池田輝政の養女を娶る、秀吉に近侍し、大阪に在り、秀吉薨後秀賴に仕へ、尼崎城に居す、慶長五年大阪方となり、大に東軍を苦ましむ、役後歸ゆるされて本領を安堵す、同十五年五月卒す、光重細川幽齋より刀相の術を傳へて無雙の名を得たり、其子政長八歳の幼年なるを以て父祖收公せられんとす、外祖池田輝政の歎訴により、家康より大阪に申達し本領を安堵す、同十九年冬、大阪の役起るや、秀賴の命に從はず、尼崎を守る、後ち將山に於て家康に謁し賞譽を蒙る、同夏陣の時功を以て一萬石を賜ふ、元和二年九月播磨國揖東郡に移封、林田に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（藩翰譜、系譜、德川加除封錄、武鑑、華族諸家傳）

（高光——光重——政長——政明——政宇（ナカ）——政周）
（政長——長敬——政賢——政醇（アツ）——政和（ヨリ）——政世）
（政世——[illegible]——旁隆）

**タケ、ベノジンジヤ　建部神社**　[所在]　近江國栗田郡瀨田村神領○建部明神といふ、本國の一宮、現今官幣中社（[illegible]國日本武尊、神名帳考證に、建部君の祖稻依別王（日本武尊近淡海の安國造の祖、意富多牟和氣が女布多遲比賣を娶て生れる御子）となす（[illegible]傳に云、景行天皇四十六年、同郡建部郷に於て創建し、天武天皇白鳳四年今の地に移すと、清和天皇貞觀二年三月朔官社に列す、五年六月從五位下を授け、十年從四位上に叙し、醍醐天皇延喜元年四月從三位に進む、其後名神大社に列す、村上天皇應和二年正三位を授く、凡毎年四月二午を以て祭を行ふ、凡神主三人を置く、一老二老三老と云ふ、壹し建部氏なり（神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

**タケミカヅチノカミ　建御雷神**　[名數]　また建甕槌神に作る　[名數]　天屋羽張神の子　[神話]　天照大神既に豐葦原中國を以て天孫瓊々杵尊に授け、將に降臨せしめんとするに際し、大國主尊出雲なる水穂として山陰山陽の地方に威を振へるが故に、まづ之を鎮壓するの必要を感じ、建御雷神を主將とし、經津主神をして之に副たらしめ、赴いて征討せしむ、建御雷神即ち出雲に入りて、まづ大國主尊並に其子事代主神を屈し、更に其子建御名方神と戰うて、追擊して之を降し、全く出雲民族を平定し、歸りて天照大神に奏す、茲に於てはじめて天孫臨幸のことあり（古事記、書紀）而して建御雷神を祭れる鹿嶋神宮、經津主神を祭れる香取神宮の常縁地方に在るおもへば、二神が當時經略せる範圍が、鈴ヶ峯、ヒンガシと參看、

**タケヤウチ　竹屋氏**　姓は藤原、廣橋家の庶流なり、四辻賴實の六世仲光の男右衛門督從俊始めて竹屋と號す、名家の一、代々參議を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（系譜）

○系後　——冬俊（光光）——治光——光織——光長——光通
光久——光忠——光茂——光孫（アツ）——勝孟——光祿（トシ）
（後康——光有（アリ）——光昭（アキ）——光富）

**タケヨリワケ　建依別**　大古土佐國を支配したる神、霊事紀には、建を速と書せり、古事記神代卷に、土佐國謂二建依別」とあり、

**ダコ　唾壺**　調度の名、唾はく具、今の灰吹の類なり、二階棚の下段に置く、調度（チウド）の掉繪第一圖を見るべし（和名抄、延喜式、儀制類）

**タゴシ**

**タゴノコホリ　手輿**「エウヨ」を見よ、

**多胡郡**　[所在]　上野國　[肥後國]　元明天皇和銅四年三月、甘樂郡四郷、絲野郡一郷、片岡一郷の地を割て之を置く　[肥後國]　和名抄に山名、織裳、辛科、大家、武美（ムミ）浮田、八田（ヤタ）等の郷あり、後ち郡の北境山名郷の地、絲野郡に入る、郡名考古に復して「タゴ」と稱し、以後此よみに從ふ、明治廿九年廢して絲野南甘樂の二郡と合し多野郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

**タゴノヒ　多胡碑**　上野國多胡郡下濁村に在り、上野三碑の一、正面高さ四尺一寸五分、橫闊上一尺六寸、下二尺、覆石正面橫共に二尺九寸、高五寸五分、上反皆笠の如し、其碑文は左の如し、

弁官符上野國片岡郡絲野郡甘
良郡並三郡內三百戶郡成給羊
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中辨正五位下多治比眞人
太政官二品穗積親王左大臣正二
位石上尊右大臣正二位藤原尊
右碑文中羊の字古來より異說あり、（一）羅眞斡、伊勢眞丈、近藤芳樹氏、牛の譌にて、分ちて多胡郡と成と解し、郡成給は直讀すべしと云ひ、（二）關亭は群の僞書にて即ち給群は給復の意なるべしと云ひ、（三）上野名跡志には刑部親王の誤なりと云ひ、（四）伴信友は比部自にて續紀大寶三年五月壬辰の條に見えたる從七位上忍比部自馬長島なと見えたる類にて、鎌戸三百を免じたるなるべしと云ひ、（五）土人の傳には

羊大夫と云へる人の名なりと云ひ、(六)高田與清及び柳庵隨筆引く一說に、羊は羹に通じ、即ち給羹の意なりと云ひ、(七)加部嚴夫氏は養の省文にて郡成給養、(之)成、多胡郡、と訓むべし、養は古文に敎とも敎とも書くなり以て畫を省きて羊とせしといひ、(八)川口雷氏は、羊は方角を示したるものにして、即ち南方を指す、即ち未の借字なり、多胡郡は國府の南方に當れりといひ、(九)齋藤久米治氏は陽の通字にてミナミと讀むといへり、而して建碑の目的に至りては、或は多胡郡を建てたる紀念の意とし、或は一私人に郡全體を賜ひたる爲めに建てたるものなりと云ひ、或は此の時代は征服夷蛮にして士民を關東より多く徵發して征戎に從はしめ、片岡甘樂絲野三郡最も功ありしより、其の軍功を表し、各戸に復を給ひて給養せし故に紀念として建てしなるべしとも云ひ、異說少からず、猶石上尊は石上麿、藤原尊は藤原不比等に相當し、尊は尊びて書きたるものなりと云ふ、(好古小錄、上野名跡志、柳庵隨筆、上野三碑考、輶軒小錄、續見陽洲錄、兎園會集說、如聞社話、史學雜誌「多胡碑諸說存疑」)案するに、甘良郡機織、碓級、矢田、大野、綠野郡武美、片岡郡山等の六郷を割きて多胡郡を立てたるは、和銅四年三月辛亥にして、辛亥は六日なれば碑文中なる九日甲寅と僅かに四日を距つるのみ、また此碑に關しては古き時代は詳かならざるも、永正二年宗長の東路の津登に、上野國多胡郡辨官府碑文、銘曰云々とあるは、近代の書中に於ける初見なるべし、而して其碑の文たるや、官符の文を省略改竄したるものゝ如くにして其體調はず、頗る疑なき能はず、然れども史料少く傍證なきを以て詳かなることは斷じ難し、或は云ふ近年別種の多胡碑を碑見せしと、若し果して然らんには、何れか



信なるや大に考究すべき問題なり、

**ダザイシュンタイ　太宰春臺**　名[illegible]は純、通稱は彌右衛門、春臺また紫芝園と號す[illegible]名言辰の子[illegible]幼時父に從うて江戸に來り、稍々長するに及びて仙石侯に仕へしが、數年にして致仕して京都に遊ぶ、春臺はじめ中野撝謙に就きて性理學を修めしが、荻生徂徠の名聲を聞び、再び江戸に出でて其門に入り、大に復古學を主唱す、常に子路を以て自ら任じて曰く、夢ろ即を其黨に得るも、惡言を耳に入るゝに忍びずと、乃ち直言して逆くる所なし、故を以て稍々徂徠と相[illegible]

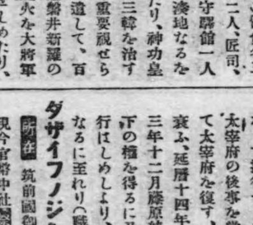

識はざるに至る、既にして徂徠の愛するや、門流分れて二つとなり、詩文は服部南郭を推し、經術は春臺を推すといふ、赤斯文を以て己れの任と爲し、徂徠學を紊亂す、晩年に至りて稍々從違あり、詩文に至りては、則ち痛く李王を退く、また前後多く諸侯に見えしと雖も、いまだ曾て、世みな其特立を異とせり、延享四年五月歿す、歲六十八、江戸下谷谷中天眼寺に葬る[illegible]論語古訓、同外傳、詩書古傳、朱子詩傳實義、易道撥亂、周易反正、產語、易占要略、春秋三家異同、老子持解、和讀要領、聖學問答、六經略說、三王外記、二王外記、和漢帝王年表、文論、詩論、獨語、群書雜抄、紫芝園文集等其他十餘種(野史、近代名家著述目錄)

**ダザイフ　太宰府**　[illegible]ナホミコトモチノツカサとも訓む、大御言持の義、天皇の詔を承けて任所に赴き、管内の政を行ふ意、又「トホノミカド」(遠御門)とも云ふ、唐名大部管府[illegible]筑前國御笠郡太宰府村[illegible]西海道九國三島を總管し、後れて外寇を防ぎ、外交の事を掌る[illegible]主神一人、正七位下、管内諸社の祭祀を掌る、延喜以後置評なしらず、帥一人、親王は三品、臣下は從三位、管内の神社を保管し、大嘗會を行ひ、國民の月日帳簿を檢し、百姓を官養し、農桑を課して所部を糺察し、貢擧孝義田宅を主り、良賤民の戶籍、結婚訴訟、租調の徵集、倉廩の出納を監督し、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、烽侯、城牧、過所、公私の賣買、關津雜物の處分、及び寺僧尼名籍、蕃客歸化、饗宴等の諸事を掌る、中古以來多くは親王を以て任ず、權帥(令外)仁明天皇以後置く、中古以來納言以上を以て任ず、親王帥に任ぜらるゝ時は、專ら府務を掌る、大貳左遷の時は權帥に任ず、この時府務に預らず、大貳一人、正五位上、掌る所帥に同じ、權帥を置きし以後、權帥あれば大貳を置かず、大貳あれば、權帥を置かず、後世參議散二三位等之に任ず、少貳二人、從五位下、職掌帥大貳に同じ、中世筑前對馬の守を兼ぬることあり、帥大貳赴任せざる時は、少貳府務を處理す、貞觀四年以後權官を置く、後世諸大夫五位之に任ず、大監二人、正六位下、府内を糺判し、文案を審署し、稽失を勾へ、非違を察す、少監二人、從六位上、大國元年大少監各一人を增す、三年舊に復す、大典二人、正七位上、事を受け上抄し、文案を勘署し、稽失を檢尚し、公文を讀申することを主る、少典二人、正八位上、大同元年大少典各一人を增し、三年舊に復す、大判事一人、從六位下、小判事一人、正七位下、共に管内上申する所の犯狀を案覆し、刑名を斷定し、爭訟を判決す、延喜以前に廢す、大令史一人、大初位上、小令史一人、大初位下、判文を抄寫して文筆の事を掌る、大工一人、正七位上、少工一人、正八位上、管内の城隍舟





艦戎器等諸製作の事を掌る、延喜式主工に改む、博士一人、從七位上、管内諸國の學生を敎授し、併せて課試す、陰陽師一人、正八位上、占筮、地を相す、醫師二人、正八位上、掌師一人、正八位上、物數を勘計す、弘仁五年正月一員を增す、昌泰年中主計主稅兩寮勘以下等師以上をして太宰の管師を兼ぬ、史生二十人、公文を繕寫し文案を署す、雜官に防人司あり、其條を見る、明法博士一人、法律を敎授す、延曆十八年始めて置く、後ち廢し、齊衡二年正月再び置く、音博士一人(漢音を敎授す)新羅譯語一人、弘仁四年對馬史生一人を減じて置く、警師(ドシ)を見る)傳伏各三人、府衛四人、學校二人、藏司、稅倉司、藥名二人、匠司、修理器仗所司守、客館各一人、守辰六人、守驛館一人あり[illegible]九州は大陸に近く諸外蕃の輻湊地なるを以て、上古より特に意を內治外冦に用ひたり、神功皇后三韓を征し、任那に日本府を置き、以て三韓を治すあや、相呼應するの地として、九州は最も重要視せらる、故に應神天皇六年、武內宿禰を筑紫に遣して、百濟を監せしめ、繼體天皇廿二年、筑紫國造磐井新羅の賄賂を受けて叛逆を企つるや、物部麤鹿火を大將軍とし、筑紫以西の全權を委ねて之を討平せしめたり、是より先三韓漸く勢を得て叛服常なく、任那日本府の官人亦相和せず、制御始ど及ばざるに至る、依て巡巡の方略を變じ、內に居て外を制する策を取り、宣化天皇元年官家を那津に置き、九國を總攬せしめ、兼ねて外國の事を取扱はしむ、尋で麤鹿火死後磐國政を執り、三韓に備へしめたり、太宰府の淵藪茲にあり、即ち太宰府の起原は外寇を防ぎ、一は九州諸國は王都を去る遼遠にして王化及び聽く、稍もすれば、豪族等三韓と機を通じ叛するもの多きを以て、是等の憂を除かんが爲め、一大官衙を設け諸國を統治せしものなり、蓋し歐羅外患を防ぐは、內民心を安ぶはさるべからず、即ち內治を務むるは外寇を防ぐ所以なり、欽明天皇の時終に日本府亡びしより、筑紫は一層重要の官衙となる、十七年筑紫大君の名見えたり、是れ後の帥に當る、而して始めて史上に太宰の名見えしは、推古天皇十七年とす、而して那津の官家の太宰府村に移置せし年代詳かならず、大化五年二月日向氏を太宰帥に任じたり、是れ帥の名の始めなり、文武天皇大寶元年制定して太宰府を置き、多くの職員を置く[illegible]醍武天皇天平十四年正月府を廢し、筑紫國司を以て攝行せしめたり、十五年十二月鎭西府を置き、太宰府の後事を掌らしむ、十七年六月鎭西府を廢して太宰府を復す、天平寶字年中に至りて太宰府大に衰ふ、延曆十四年防人司を廢す、後ち漸次衰へ、天慶三年十二月藤原純友の爲めに燒失せらる、源頼朝天下の權を得るに及び、鎭西奉行を置き、鎭西の事を行はしめしより、權之に歸し、太宰府は有名無實となるに至れり(職原抄、職官志、伏敵編、太宰府考)

**太宰府神社**　筑前國御笠郡太宰府村○宰府天神ともいふ、[illegible]醍醐天皇延喜五年八月、味酒安行始めて神殿を設け、天滿大自在天神といふ、初め道眞の謫所に奠するや、梅車安樂寺の地に至り、止りて動かず、即ち其處を以て廟所となし、尋で神殿を築くに至れりと傳ふ、延長元年四月、神靈屢々顯はるゝを以て、詔して本位を復し正二位を贈り、圓融天皇永觀二年勅して神社の中門及び廻廊を造らしめ、一條天皇正曆四年五月、太政大臣正一位を贈り、六條天皇仁安三年、日別の神饌を供奉せしめ、降りて明應の年兵燹に罹り、文龜三年大內義興之を再興し、永祿十年また兵亂の爲に堂社破却せら



**ダザイフノジンジャ**

**タジダカ**

れ、東谷に假殿を築ひて暫く安置す、後ちまた本社に遷御あり、天正十五年六月、北島支藩の爲に燒かれ、社人等神體を奉じて夜須郡栗田村に一時退けり、慶長の年、小早川隆景國主となり、社殿を建立す、黑田氏入國後、中門廻廊其外諸堂末社を造り、凡そ絕えたるを繼ぎ廢れたるを興して神を尊崇し、社を修復す、社領總て三千二百五十石を有す、凡二月二十五日、八月二十一日を春秋二度の大祭とし、其四月十一月の二十日を幸祭といひ、冬夏の神衣を奉る、凡其社司、大鳥居、小鳥居を社務職とす、御供屋、執行房、湯房を合せて別當職といふ、其他宮司、三綱、文人、衆徒等凡二十六家あり、神殿の宿直は故按摩盛陸、勾當坊之に仕へ來る、明治四年國幣小社と成り、同十五年官幣小社に進み、同二十八年官幣中社に進む(筑前續風土記、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

**足高**　[illegible]江戸幕府の制、每職の祿高を定め置き、五千石以下のものにして就職せざる場合に、家祿もし其高に滿たざる時は、在職の間、定額に補充する石高をいふ、足は補充の義なり[illegible]享保八年、德川吉宗、室直清()說に大島伴六)の建議に從ひ、始めて此制を定む、享保日錄によりて其時の令を擧ぐれば、諸役役柄不二相應一、小身面々、前々より御役料被二定置一、被二下候處、剛行之高下有之故、今迄被二定置一、御役料にては、小身の者御奉公纖無可二申候一、依之此度御吟味有之、役柄により、其柄所不相應に小身にて、御役勤候者は、御役勤候內、御足高被二仰付一、御役料增減有之、別紙之通相極候、此旨可二申渡一由被二仰出一候、

但此度御定の外、取來候御役料其儘被二下置一候、

とあり、而して其別紙に掲げたる増額の制は、御側衆、御留守居、大御番頭は、五千石より内は、五千石高に、高家衆は、千五百石より内は、千五百石高に、奥番頭は、御役料八百俵、御書院番頭、御小性組番頭は、四千石より内は、四千石高に、大目付、町奉行、御勘定奉行は、三千石より内は、三千石高に、御旗奉行は、二千石より内は、二千石高に、百人組頭、小普請組支配は、三千石より内は、三千石高に、御鉄砲奉行、西丸御留守居、新御番頭、御作事奉行、御普請奉行は、二千石より内は、二千石高に、御持弓御持筒頭は、千五百石より内は、千五百石高に、御留守居番、御目付、御使番、御書院番組頭、御小性組與頭は、千石より内は、千石高に、御鉄砲之頭、御鐵砲之頭は、千五百石より内は、千五百石高に、一位様御用人、月光院様御用人は、七百石より内は、七百石高、御役料二百俵に、西丸御裏門番之頭は、七百石より内は、七百石高に、御徒頭、小十人頭は、千石より内は、千石高に、端番院様御用人、淨圓院様御用人は五百石より内は、五百石高、御役料二百俵に、二丸御留守居、元祐御納戸頭、御經物奉行、御船手は七百石より内は、七百石高に、竹姫君様御用人、法心院様御用人、淨蓮院様御用人、壽光院様御用人は四百石より内は、四百石高、御役料百俵に、新御番組頭、大御番組頭は六百石より内は、六百石高に、御鐵砲方は只今迄之通、千石より内は、御役料二百俵、御勘定吟味役は同斷、千石より内は、御役料三百俵、御書所頭は同斷、二百俵四人扶持より内は、御役料百俵、養仙院様御用人は只今迄之通り、御役料五百俵、小十人組頭は三百俵より内は、三百俵高に、御廣敷番之頭、御膳頭は四百石より内は、四百石高に、御膳奉行は高之多少に不係、御役料二百俵、驗府御定番は七百俵御役料、西丸御切手門番頭、御裏切手御門番之頭、御天守番之頭、富士見御寶蔵番之頭は四百石より内は、四百石高に、高井飛騨守、岐信濃守は千俵づゝ、御役料、奥御右筆組頭、只今迄之通、四百俵、表御右筆組頭は同斷、四百俵、御役料二百俵、御右筆組頭は同斷、四百俵内は、御役料百五十俵、御小性、御小納戸は五百石より内は、五百石高にいづれも下され、御役料只今迄之通、千石より内は、三百俵、但部屋住之者は、只今迄之通、御切米御役料下され、次男にても同斷とせり、長福様附御小性、同御納戸は御本丸御小性、御小納戸頭取之通、御勘定組頭は、只今迄之通、四百俵内は、御役料百俵、御金奉行、御細工頭は同斷、三百俵より内は、御役料百俵、御廣敷御用人は五百石より内は、五百石高、御役料三百俵を、いづれも下さるゝことゝなれり、按するに此時における増秩の職員を錄すること、五

に異同あり、即ち觸書集成は享保日錄に比するに、鐵砲方、勘定吟味役、臺所頭、養仙院用人、驗府定番、奥右筆組頭、奥右筆組頭、金奉行、細工頭の九職なく、憲法都類には、小性、小納戸、長福小性、小納戸、廣敷用人の五職なし、また司農府雜錄は享保日錄に同じく、憲法編年錄は觸書集成に同じ、而して部類、類典の二書は共に、九職五職の増秩を以て、享保九年七月十三日の事と爲す、いまだ孰れか是なるを知らず、なほ此時定めたる祿制は、上文列擧する所の諸職に留まり、紅葉山附坊主、御鐵砲玉薬奉行以下の小吏骨徒の増秩は同九年七月十三日の事に係り、足高の制此に至りて全く備はる、蓋し是より先、幕府の諸有司は、みな世祿なれば、其人を任用するに際しても、職祿相當ぜるもの尠なく、或は大祿にして微官にあるものあり、大祿にして微官にあるは何等の差支なきも、小祿にして重職にある時は、費用多端にして、其任に堪へざるもの多く、種々の弊害ありしが、此の時よりして、這般の憂なく、人才登用の道大に開けたり、慶應三年九月廿六日布衣以上の諸役に任じたるもの、足高の制を廢し、且つ役知、役料、役扶持等を停め、改めて役金を賜ふことゝなりたり（享保日錄、憲法編年錄、兼山遺澤秘策、丕揚錄、德川實紀、續德川實紀）

## ダジヤウクワン　太政官　「ダイジヤウクワンを見よ、

## ダジヤウクワンフ　太政官符

公文書の一、詔書を頒下する時、太政官より其被官に下すものを云ふ、詔書御畫日記の後、中務省より中務省の印を踏して太政官に送る、太政官覆奏の後、御畫日記りて、詔書を直寫し、別に太政官の符文を副へて行下す、之を詔と云ふ、外印（太政官印）を用ふ、詔し終の後、諸國に下す（社寺に下す）を太政官牒と云ふ、「デフ」（発音）之を施行と云ふ、施行は太政官符の中に、詔文を込め一紙に作りて行下す、内印を用ふ、内外印何れも俱に間隙なく踏印する例なり、後世には初め、年月日及び史官署列の處に三箇を踏印す、書式は首に必ず太政官符の四字あり、終に符到奉行の四字あり、末の上段に辨官下段に史官署し、其次行に年月日ある下に史官署し、次行の上段に辨官下段に史官署し、年月日の事あり、左に一例を示す、

（圖書記、黑板博士說）

## ダジヤウダイジン　太政大臣　「ダイジヤウダイジンを見よ、

## ダジヤウテンワウ　太上天皇

名義譲位の天皇、即ち前帝に對する尊號なり、略して太上皇また上皇とも稱し、法體にまします時は、太上法皇または法皇とも

稱す、なほ此外に天皇の生父たる親王に此號を上り、及び贈り給へる場合もあり、史記高祖傳に「高祖乃尊太公爲太上皇」とありて、索隱の註に「蓋太上者無上也、皇者、總大於帝、故尊其父號太上皇也」と見え、漢書高帝六年五月の條なる顔古の註に「太上梅尊之稱也」と見ゆ、以て其意義を知るべし、仙院、仙洞、姑射山、藐姑山等の唐名あり、また院に在しますの時は、院とも呼び、時多在します時は、一院、本院、中院、新院の稱を以てこれを分ちたることあり

**起源沿革** 上古は讓位の事なかりしを以て、太上天皇の稱號あらざりき、而して其號の史籍に見えたるは持統天皇を始めとし、太上法皇と稱し給へるは、宇多天皇を始めとし、爾來讓位は、殆ど慣例の如くなりしかば、太上天皇たる君主も亦多し、右の如く、太上天皇の號は、讓位の後に稱すること至當なりと雖も、間々變例なきにあらず、安德天皇の播遷の際に遭ひ給ふや、後鳥羽天皇が、遂に尊びて太上天皇と爲し給ひしが如きこれなり、北朝より後醍醐天皇に尊號を上りしも此類にて、亦に尊號を受け給ひしにあらず、又光嚴、崇光の二天皇が、帝位を既ぜられて上皇の號を、花山天皇が、出家の後ち、尊號を受け給ひしが如き、孰れも異例なり、而して同時に二上皇ありしことは、淳和天皇の朝の、平城、嵯峨に始まる、其後三上皇あるは、平常のことにて、後二條天皇の時には五上皇ありき、故に一院、本院、中院、新院等の稱を以て之れを分てり、抑太上天皇の號は、讓位せる天皇の尊號なれども、天皇の生父たる親王を既せて、太上天皇とせることあり、後堀河天皇の御父守貞親王(後高倉院)、後花園天皇の御父貞成親王(後崇光院)は、生前に尊號を受け、後陽成天皇の御父誠仁親王(陽光院)は、薨後尊號を追贈せられ給へり、以上の三親王は、共に御子たる天皇の御代に尊號を受け、若しくは追贈せられしが、光格天皇の御父典仁親王(慶光天皇)は、遙に數十年を經、今上天皇の明治十七年に至りて、太上天皇の號を追贈せられ給へり、又太上天皇に準じたる待遇を受け給ひし親王あり、敦明親王(小一條院)これなり、然して白河上皇以後、敬世の間は、讓位の後院中にて太政を總き、院宣を以て天下に號令すること、自ら慣例となりて、在位の天皇は、殆ど尸位の姿たるに至れり、これを院政と稱す(ホンセイと參看)實に太上天皇の一大變革たるのみならず、また政治上に置ける一大沿革なりとす、天皇(テンワウ)の表參看(古事類苑帝王部)

**タジヤウホフワウ** 太上法皇 太上天皇(テンワウ)を見よ、

**タリガレノセウシヤウ** 黃昏少將 松平定信(マツダヒラサダノブ)を見よ、

**タタウガミ** 帖紙(疊紙) 衣冠束帶の時、懷中する紙を云ふ、古より杉原を折て用ふること武家の古實なりと雖も、直垂、狩衣、大紋等著用の時は、色目の帖紙を必ず用ふと云ふ、布衣素襖の時は杉原を用ふ、又時に陸奥紙、檀紙、薄樣紙などを折りて用ふることあり、「タタムガミ」の音便、後世の鼻紙袋といへるものは、此遺製なりといへり、古は男女共に懷中せしが、近世廢れて必ずしも一般に使用せざるに至れり、また笏なき時は、笏の代用にせしことあり(飾抄、宗五大雙紙、裝束集成、儀訓栞、服色圖解)

**タタキ** 敲 **名稱** 江戸時代における庶人の正刑、罪人の背部及び臀部を笞打つ、ふ **起源** 八代將軍吉宗の時これを設く **沿革** 輕重の二種あり、輕敲は單に敲と稱し、笞數五十、重敲は同じく百を加ふ、打役筆頭少し進み其數をとる、敲き方は背骨を除き、肩背及び臀を選に敲き、重敲は五十にして一旦中止し、醫師藥を與へ、打役交替して又これを敲く、刑の濟みたる後ちの放免は、其者により種々の取扱ありて、直に宿元、并に町役人、村役人等へ引き渡す者と、入墨の上敲に處せられしものは、乾濕する間牢内へ留めおく者と、無宿者の人足寄場へおくるべきは、醫師の同心へ引渡すと、淺草及び品川南溜ふ、往古の笞、杖の二刑に相當す、又別に牢屋敲あり **沿革** 傳馬町牢屋の表門前に、篷敲枚を敷きて刑場とし、檢使以下諸役人出席し、諸番非人、獄人を率ゐて其處に到り、まづ獄人を裸體にし、衣服を篷の上に敷きて其上に俎臥せしめ、顏を往來の方に向け、下男四人にて手足を鄰へ、打役、杖(笞)尻と名づけ、長一尺九寸、周三寸程、竹片二本を麻苧にて包み、其上を紙捻にて卷く)にてこれを敲き、一ツ二ツと數をよ

(刑罪大總總所錄戰)





へ預けちゝ者は、其非人直樣本縄をかけ引き行く者と、在渡(さくる者は、牢舍するとの別あり、牢庭敲は在牢の囚人が、破牢不穩等の企を爲し、露見せる時、他の囚人へ見せしめのため、牢庭内にて敲に行ふをいふ、享和二年よりはじまる、輕重の二種あること等凡て前條の記と同じ、笞刑(ザヤウタイ)杖刑(ザヤウタイ)參看(刑罪大總錄、德川政刑史料、古事類苑法律部)

**タタノ井ン** 多田院 **所在** 攝津國河邊郡多田村大字多田院○鷲尾山法華三昧寺と云ふ、今は多田宮と稱す○本尊釋迦如來 **起源沿革** 多田は源滿仲の鎭廟にして、賴光、賴信、賴義、義家の四靈を合祀す、初め滿仲攝津守となり、多田に居す、天祿元年多田院を創立し、其子僧源數をして主たらしむ、長德三年卒す、即ち多田院に葬る、爾來源家崇敬の靈刹となる、鎌倉時代に削忍性幕府の助成により、諸國に課して寺院を再興す、弘安四年三月成りて供養を行ふ、幕府命じて本堂十町四方の殺生を禁じ、新願所となす、是より四大寺の管轄となる、建武元年三月足利尊氏本寺に祈願して子孫繁榮を祈る、後ち屢々地を寄す、延文三年足利義詮尊氏の骨を納めしより、足利累代の將軍皆骨を納む、文明四年八月、後土御門天皇、菅原在數を使として從二位を贈る、寛文年中德川家綱有司に命じて再興し、頗る宏大佳麗を極む、今の堂宇是なり、又賴光、賴信、賴義、義家等の祠を設けて、多田神社と云ふ、一說に萬代守護權現宮と號すと云ふ(帝王編年記、御藏開基記、名勝圖會、多田院文書、日本地名辭書)

**タタミ** 疊(帖、薦筵) **名稱** 調度の名、重れたゝむ故に名づく、一說には常には折りたゝみ置きて、客ある時に取り出して敷き故に名づくと云ふ、今は墓を用ひて緊め括り、諸緊めて厚一寸餘となし、粗絲を以て粗大略に縫ひ固めたるを疊絲とし、疊林の裏に薦、表に簡席を付けたるを疊と云ふ **沿革** 古事記神代卷に「美智皮之疊數三八重、赤絁疊八重數其上」云々、又「以菅疊八重、皮疊八重絹疊八重云々」と見えたれば、神代より既に疊ありしこと明にして、菅絹絁等の種類ありしことをも知るべし、日本紀には八重席薦、萬葉集には皮疊薦疊と見えたれば、古くは皆薦筵等皆薄きものを稱し、中古に至りて、茵、圓座、莚筵、牛疊、薄絲等總て疊と稱して、後世の如く厚きものにはあらざりしが、數物は總て厚さは居心地よきを以て、世を追ていつとなく厚くなり、藁を用ひ其上に筵を絲にて縫ひ付くるに至れり、亦中古迄は、常に敷き置くものにあらずして、朝廷にては公事の日、私第にては、來客の時にのみ敷きたりしなり **起源** 長短厚薄によりて名づくるもの、細編端疊(サヽゲンベリ)を見よ)紫端疊(紫織物により名づくるもの、細編端疊(サヽゲンベリ)を見よ)高麗端疊(カウライベリ)を見よ)紫端疊(紫織物の絹を端とす、四位五位殿上人より地下迄、僧正等之を用ふ)黃端疊(黃の織物を端とす、六位侍以下諸寺の三綱、樂人等之を用ふ)等あり、又深綠(綠は蔵くを云ふ、染筵の遺風なりしと云ふ)薄綠(綠を淺くさしたる染筵したるは深綠と云ひ)染筵(疊表面にて裏の方は所々を綴ぢたる故に名づくと云ふ、後世云ふ莞筵は莞筵の遺風なりしと云ふ)薄綠(綠を淺くさしたる云ふ、莞筵疊とも沸絲疊とも云ふ)上疊(貴人の御座所寢所の上に又重ねて敷く疊を云ふ)あり、後世は疊表は產地により名づくるに、現今にては國を以て織りたる疊表は俗に備後と稱するに至れり、和漢三才圖會に「表席出於備後」者爲上、備中備前次之、江州又次之(江州赤布、拔群之上席)丹波種、專性剛韌也、凡備州之莞、短細故席者皆纖、牛、而纖目有三六十、六嶋、江州丹州之莞、長而不中織、而纖目有三六十、禁寓疊長七尺(横卽長之半長)厚二寸二分、三公及門跡御疊長六尺六寸、厚一寸八分、吉野高野兩山亦用之、故呼曰高野間、諸東民家疊長五尺八寸、厚一寸七分、謂之京間、關東民家疊長五尺六寸、厚一寸六分、謂之田舍間」と見えたり、又琉球筵も疊表に用ふ、調度の儀掃捨參看(儀訓栞、東雅、貞丈雜記、類聚名物考)

**タタミブギヤウ** 疊奉行 **沿革** 江戸幕府の職名、疊の修繕、及び調製吟味等を掌る、三人あり、作事奉行の支配にして、百俵高、十五人扶持、燒火間詰とす、各手代二十人を附す **起源沿革** 寛永九年十月はじめて一員を置き、元祿九年十一月以後三員となる **職務** 組頭三人、五人扶持、世話役三人、三人扶持、手代二十人、二人扶持、同心廿人等あり(吏徵、吏徵別錄、明良帶錄、官中秘策、掌中大概鑑、德川實紀、天保集成絲錄)

**タタラガハマノタタカヒ** 多々良濱戰 **戰場** 多々良濱は、筑前國箱崎郡に屬し、香椎宮以南、多々羅川南北の斥論をいふ **起源** 建武二年八月足利尊氏鎌倉に據りて反す、新田義貞、後醍醐天皇の勅を奉じ、大軍を率ゐて東下し、箱根竹ノ下の戰に敗績して京都に歸る、尊氏時に乘じて追擊し、延元元年(北朝建武三年)正月入洛す、然して京都の諸戰尊氏の兵利あらず、退きて兵庫を保ち、更に四海に走る、二月廿九日筑前國鳥屋津に著し、翌々三月一日宗像に至り大宮司氏弱の家に宿す、菊池武敏是を聞き、大軍を發して尊氏を討たんとし、進んで多々良濱に陣す **戰況** 尊氏は三月二日宗像を發して香椎宮に至り、更に進んで宮崎の松原と赤坂の間に陣す、武

敏は多々良濱の南方なる小川を越え、松原を後にし六萬の大兵を率し、北に向て軍を張る、尊氏まづ弟直義仁木義長等をして大手の軍を敗らしむ、直義等勝に乘じ筥崎の松原なすき博多の須原に至る、武敏敗軍を聚め、再び馬首を回し奮鬪し、錦旗を鋭どし、尊氏卽ち中軍を率ゐて進み戰ひ、少貳頼尙、仁木義長また殊功あり、武敏遂に敗績して肥後國に歸る（梅松論）多々良濱、一説において、武敏の大軍を敗りしより、尊氏の威勢九州を覆ひ、諸豪族皆其幕下に屬し、同年五月弟直義と海陸より大兵を率ゐて上洛し、官軍を兵庫湊川に敗り、遂に光明天皇を擁立して、南北分立の基を開きたり（太平記、梅松論）

**タチ　館**　舍宅を云ふ、亭と云ふに同じ、普通の說に城塞の狹少なるものと云へるは、後世多く武士の居所を稱するより起りしものなり、儞名抄に「館、唐韻云、館官反作ㇳ館（和名多知）一名（無知豆美）客舍之也」と見えたり、又館とも云ふ、館字なるべし、常の住所の舍宅を宿館と云ひ、旅行先きの居所を旅館と云ふ、吾妻鏡に「治承四年四月廿七日、高倉宮令旨、今日到二著于前武衛將軍伊豆國北條館一云々」また「建久三年七月十八日、御塞所渡二御于名越御館一（號濱御所、號二點御產所一也云々）」、「文治五年九月廿七日、二品渡二覺安都賴時衣河遺跡一給、凡官廳小松殿、成通卿、基繼等舊跡在二彼青嶺之間一云々」、「同年同月十七日館事、金色堂正方、並二于無量光院之北一、構二宿館一（號平泉館）四本戸有二鎚子國衡家一、同四男隆衡宅相並之、三男忠衡家者、在二泉屋之東一、無量光院東門構二一郭一（號加羅御所）秀衡居所也、泰衡相續之、爲二居所一也」を見えたるにて其一斑を知るべし、後世は「ヤカタ」と訓じ、文字も屋形とも書したり、「ヤカタ」參看、

**タチ　太刀（刀、劒、横刀）**　[刀劍關係]刀劍の汎稱、タチは斷切る意、都留岐（ツルギ）（直切の意）とも、都留破（ツルギ）乃太知（直切の斷の義）とも、都知伊（威靈の義）とも云ふ、其用によりて名づく、又都半加里乃太知（ウム）（威靈の斷の義）於保婆加里、（大靈切の義）加無止乃都留岐、（神速の直切の義）布都乃美太麻（鋼靈の義）加無止乃都留岐（アラマサビ）（明逝經の刀の名稱、阿羅麻左（明勝の義）加羅佐備（明逝經の義）阿加波陀加登毛（明磨外威の義）と云ふは、研磨せる刀劍の稱なり、貴人帶する劍を總てミハカシ、オンハカセともいふ[刀劍關係]種代の時伊勢諸尊十握劍を帶し、產火々出見尊積刀を佩きしこと書紀に見ゆ、是れ刀劍の書に見ゆる始め



（和漢才三圖會所收）

なり、尋で天叢雲劍、十握、九握、八握劍、天之尾羽張等の劍同書に見えたり、推古天皇十一年、大和忍海漢人外邦の鍛練法を以て刀劍を作る、頗銳利なり、大化改新の時、兵部省の下に造兵司を置て、刀劍鎧仗等の兵器を作ることを掌らしむ、文武天皇大寶元年、鍛戶二百戶を置きて刀劍を作らしめ、横刀檜の屑は、作者の姓名を銘鑄せしむ、本邦刀劍の中心に、作者の姓名を記すこと此に始まる、慶雲元年常陸の國司采女朝臣其地の鍛冶佐備大麻呂に命じて、若松濱の鐵砂を採て劍を造らしむ、本邦鐵砂を以て劍を造る始めなり、清和天皇貞觀九年、勅して出雲伯耆の國守以下の帶劍を聽す、爾來邊要の國司奏請して帶劍するもの多く、諸國劍工其需に應じて作ること多し、天慶の亂以後、武人刀劍の銳利なるを好み、名工利刀多く出づ、平氏に小烏丸、源氏に髭切蜘丸等あり、鎌倉室町時代に至り職亂多かりしを以て、武人武器を重ずること多く、隨て名工利劍出で、其種類も極めて多し○按するに、上古には、小刀には片刃のものもありしが、其他は悉く兩刃を用ひたり、されば古く太刀、劍など記したるは、蓋た兩刃なりと知るべし、然るを實用上片刃のもの便利なるが故に、いつとなく後には、太刀なも片刃にすること、なりたるなり[刀劍關係]鶴太刀、野太刀、武太刀、打刀、腰刀、鳴滝、兵庫鎖太刀守刀、鎬卷、鎺卷等あり各條參看[刀劍關係]にて上に記す、猫中鳥の名所は刀の條にあり、「カヂナ」、「ツルギ」參看（和名抄、軍器考、軍用記、貞丈雜記、太古刀劍考、武家名目抄）

**タチアヅカリ　立預**　僧侶の役名、法會等の時使役を事とす、犬筥子之之勤む、仁王經御修法記に「立預童二人長一人（持々王丸）恪勤一人（被召二渡宮御方御童子）」とあり、

**タチノラ　劍緒（刀緒、横刀緒）**　太刀の足にからみて腰に結ぶ紐を云ふ、故に又足緒とも帶取とも云ふ、「タチ」參看、

**タチハギ　帶刀**　[名義]帶刀舍人の略稱、舍人の內兵仗を帶する故に名づく、唐名內舍人府[刀劍關係]春宮に侍して非常を警衛す、舍人監の舍人より武藝に長じたるものを撰び、兵仗を帶せしむ、諸所を帶刀



陣と云ふ、春宮坊舍人監の被官[刀劍關係]總て三十人、長二人先生と云ふ、後には一人と定め、源平武士の中より撰任す、次を部領（ヒトリ）（木烏、龍取とも書く）と云ふ、左右各一人、先生の下にて帶刀陣の事を取り行ふ、コトリは寄執の義ならんと云ふ、多く左右衛門尉を兼ね仍て左木烏右木烏の稱あり、次を脇と云ふ、左右各一人、多く左右兵衛尉を兼ね、次を運と云ふ、十人あり、卽ち木烏の脇に連なる義なり○帶刀を領任するは、立太子の後、上皇、皇后、春宮、大臣、春宮大夫等より侯補者を出し、近衛の馬場にて射藝を試驗す、之を帶刀試と云ふ、及第したるものは直に兵仗を下す定めなり、又既に帶刀だるものは、騎射、步射の技あり[刀劍關係]資益七年十人を置く、大同元年十人を加へて二十人とす、天安元年又十人を增して三十人とし永く一定す（三代格、四宮記、江次第、禁秘抄、職原鈔、官職要解）

**タチハギノヤク　帶劍役（帶刀役）**　鎌倉室町の兩時代に於ける武家の役、將軍參內社參の時、太刀なはき供する人を云ふ、將軍守護の爲なり、大勢の人左右に帶びて行列し、裝束は直垂に金沽にて紋を押すと云ふ、嘉祿三年八月、將軍賴經の時之を置く、是れ承久元年正月、將軍實朝、公曉の弑する所となるより曾禰の爲め起れるなり、足利將軍にも同じくこれを置く（吾妻鏡、貞丈雜記）

**タチバナ　橘**　果樹の名、古くは非時香果といふ、今「カウジミカン」を云ふ、垂仁天皇十九年に、田道間守始めて常世國より齎せる香果なる故に、田道間花の香略したるものならんといへど、其義詳かならず、花に馥郁たる香氣ありて、果子の長上となし、聖武天皇の時、橘諸兄に賜はり又桓武天皇遷都以後、紫宸殿の南庭に之を植ゑて右近の橘（ウコンノタチバナ）參看）と稱せらる（二二中古夏蜜柑の一名となり、（三）今通稱の「タチバナ」は、形柑子よりも大にて、金柑より稍々大、一名花橘と稱す、（四）また唐橘を略してもいふ（東雅、倭訓栞、言海）

**タチバナ　橘**　鶯の色目の名、四三條裝束抄に、表は朽葉、裏は黃色なりとい、裏は青なりともいへり、

**タチバナウヂ　橘氏**　皇別、朝臣姓、宿禰姓あり、左京に貫す、敏達天皇の皇子難波王の孫美努王、鯨大養宿禰東人の女三千代を娶り、葛城王、佐爲王を生む、元明天皇和銅元年、三千代大嘗の宴に侍奉す、時に杯に橘浮ぶ、依りて姓橘宿禰を賜ふ、天平八年、勅して葛城王の請により橘姓を賜ふ、諸兄と改めしむ、孝謙天皇の時朝臣を賜ふ、其子奈良麻呂、天平寶字元年大伴古麻呂等と謀りて君側を淸めんとし、成らずして死す、是より橘氏大に衰ふ、其子內舍人淸友の女、嵯峨天皇の皇后となりて、仁明天皇を生む、是に於て橘氏亦興る、后其弟右大臣氏公と共に學館院を建て子弟を教ふ、是より橘氏世々儒人あり、藤氏盛なるに及びて大に衰ふ、然れども支流繁衍して諸國に在るもの多し、其河內に在る者を、橘木氏となす、又伊豫橘氏あり、遠江橘遠保より出づ、天慶の亂、遠保藤原純友を討て之を斬る、功を以て伊豫字和郡を賜ふ、子孫居住す、其裔に仁井、小鹿島、此外和泉の和田、陸奧の芝田、下野の藥師寺等の族あり（橘氏系圖、尊卑分脈、氏族志）

○敏達天皇——難波親王——大俣王——美努王——

- 諸兄——奈良麻呂
- 佐爲——綿麻——枝王——春成——秋實——長盛——直勢
- 列相
- 島田麻——眞材——峯範——廣相——公材——好右
- 清友——氏公——峯緒
- 爲政——行實——成經——嵯峨——盛仲
- 敏政——則隆——成任——以綱——廣房
- 以長——以政——以經——以瓦——以庭——以材
- 以季——以基——以盛——以豊——以繼——以繼
- 以實——智宣——知仲——知茂——知綱——知親
- 知任——知繁——知季——知與

**タチバナウヂ　立花氏**（筑後柳河）　姓は藤原、大友左近將監貞宗より出づ、貞宗建武年中に足利尊氏に隨て軍功あり、二子あり、長は左近將監貞載、筑前國立花山城主となり、立花を稱す、大友氏の被官たり、二男氏泰、大友氏を襲ぐ、足利尊氏に仕へ、源氏に更む、貞載尊氏に從ひ、建武四年楊梅東洞院に結城親光を討て功あり、刀を賜はる、貞載子なし、弟三河守宗茂を養子となして家督を嗣かしむ、九世の孫飛騨侍從宗茂、天正十四年秋、島津の衆勢を擊破し、高良山高鳥居諸城を奪ふ、十五年秋、豐臣秀吉九州征服の後宗茂を家人となし、筑後國柳川城に封じ、十三萬二千二百石を領し、侍從左近將監に任ず、慶長五年大阪の軍に從ふ、故を以て家康の爲めに所領を沒收せらる、其後關東に下り秀忠に近侍し、慶長九年七月書院番頭に補せられ、二萬五千石を陸奧國南部に賜はる、十五年七月相伴衆に補せられ、一萬五千石加賜、柳倉城を治む、元和二年大阪後の功を以て一萬石加賜、六年九月、八萬九千石加賜、封を筑後國に移され柳川城を治む、寛永十年、八萬九千石、八年十二月、嫡子千熊麿に偏諱を賜ひ忠茂と改め、叙爵せ

ちれ、右近將監と稱す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる（藩翰譜、武鑑、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○鑑遠（アキノブ）―宗茂―忠茂―鑑虎（アキトラ）―鑑任（アキタカ）―貞徹（サダヨシ）

貞則―總通―鑑壽（ヒサナガ）―鑑賢―鑑備（アキノブ）―鑑寬（アキヒロ）

寛治（ヒロハル）

## タチバナウヂ　立花氏（筑後三池）

左近將監宗茂の弟直次を祖とす、直次實は高橋鎮種の男なり、高橋氏は大藏春實の裔にして、足利氏の時靈かれし九州三檢斷の一たり、建武年中尊氏筑紫より上京せんとせし時、仁木一色及び高橋光種を誅めて九州を守護せしむ、筑後御原郡高橋城に居城し、子孫相繼ぎ檢斷職となる、後世筑前國岩屋寶滿山に移る、大友氏起るに及び、三檢斷皆其被官となる、光種七世の孫長種嗣なし、一族大友の族一萬田左京大夫の男鑑種を乞ひ後を嗣がしめ、筑前十五郡の事を行はしむ、永祿十年鑑種父の諱なくして殺されしを恨み、義鎮に叛す、後ち破られ、本領を沒收せられ、僅に豐前一郡を賜はり、小倉城に移さる、後ち義鎮に請ひ、吉弘左京大夫鑑理の弟鎮理を請ひ後を嗣がしむ、義鎮依て本領を賜ひ、岩屋寶滿二城を守らしむ、鎮理高橋主膳正大藏鎮種と稱へ、早く出家し自ら岩屋に居り、子彌七郎直次をして寶滿城を守らしむ、天正十四年七月、島津氏の爲に、岩屋城陷り、鎮種等家子八百餘人戰死す、尋で直次寶滿城に攻ぜらる、十五年豐臣秀吉島津征服の後ち、直次を召し、筑後三池一郡を賜ひて江浦に據ゐ、主膳正となす、慶長五年關ヶ原の役大阪の軍に從ふ、敗を以て本領を沒收ぜらる、慶長十八年二月五千石を常陸國筑波郡樋岡に賜はり、命を受けて佐立花氏を構す、元和七年五月種次五千石加賜、封を筑後國に移し、三池を治む、翰封を併せて一萬石、寛政五年八月種周若年寄に補せらる、文化二年十二月封を同奥國下手渡に移され、後又三池に復す、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系圖、藩翰譜、德川加除封錄、華族譜）

○直次―種次―種長―種明―貫長（ツラ）―長鄙（ナガ）

種周（チカ）―種善―種淵（ハル）―種恭―種忠

## タチバナデラ　橘寺（橘樹寺）

[所在地] 大和國高市郡高市村大字橘○菩提寺と云ふ、又橘尼寺と稱す、今佛頭山上宮院と稱す、[祭神] 天台宗、[沿革] 推古天皇十四年、聖德太子勝鬘經を宮中に講ぜし給ひしに、蓮花降りたる靈瑞により、寺堂を建立す、即ち橘寺なりといふ、菩提寺と號するは、橘を以て、菩提樹に擬せるより名づけしならん、太子善信をして此に住せしむ、佛事志に三代實錄行基年譜を引て、行基建立する所の四十九院の一なりと云ふ、然れども書紀天武九年に橘寺尼房失火、以降十房ことあれば前說を正しとす、天平勝寶八年、光明皇后の御願として丈六釋迦像、并に脇士を造り、中に楠樓の小像を納め、且つ不斷法花傳讀行道を始め、食料所として島十一町を寄す、是れ我國不斷轉讀經の始めなり、桓武天皇延曆十四年稻二千束を施入す、淳和八講を行ふ、空海導師たり、御願として春秋兩度法花會を行ふ、空海導師たり、且つ佛前にて春秋兩度法花會を行ふ、空海導師たり、敏町田地を施入し、水代の依怙となす、空海天皇久安四年五月、太子造の五重塔雷火に罹り燒失す、文治年中三度に作る、或は云ふ、天安四年六月燒失、建仁三年建立すと、嘉祿年中本願天皇の靈託により本元興寺の四方佛を本寺に納む、應永年中法金堂、塔、阿彌陀堂、太子堂等存せしが、永正年中澤蘆軒大和に入り、多武峯を攻むるや、當寺の僧性淨氏に從ひしを以て、多武峯僧兵の爲に燒く所となり、伽藍悉く灰燼となる、僧坊在に散顛し、寛文年中には講堂一宇と太子像、體を存せしのみにて、殆と廢絕せんとせしを、金春八郎大夫之を再興せしが、幾ばくもなくして絕滅す、元治元年九月亦之を再興す、古は境域十七萬餘坪に亘り、金堂、講堂、食堂、經藏、鐘樓、總門等六十餘宇の僧坊を連たりしが、元治の再興も舊觀の半に及ばず、漸く荒廢して、境內多く田園に變し、僅に金堂觀音堂二三を存するのみ、金堂は太子殿と稱し、聖德太子の像を安ず、觀音堂に如意輪觀音あり、境內に敵對塚と稱して方六間の數石あり、一反三百六十坪の十分一を占めしものと云ふ、橘形石燈籠二面あり、古色掬すべし、寶物に聖德太子繪傳八卷（傳土佐光信筆）あり、今國寶となる（元亨釋書、書紀通證、佛事志、大和志料、大和廻）

## タチバナノカチコ　橘嘉智子

[別名] 世に檀林皇后と稱す、檀林寺を創建せるが故なり、[系統] 清友の子、仁明天皇の御母、[性質] 資性寬和にして風容絕倫、手を垂るれば膝を過ぎ、髮地に委ぬ、嵯峨天皇いまだ親王たりし時之を納れて寵あり、天皇卽位の後進んで夫人となり、六年皇后となる、財來尊ら化導を務め、宮闈肅穆たり、朝野之を稱す、天皇また敬重を加ふ、既に仁明天皇讓位し、淳和天皇立つに及び、尊びて皇太后と爲し、仁明天皇卽位の後ち、更に尊びて太皇太后といふ、嘉祥三年天皇不豫の事あり、太后深く之を憂ひ、遂に髮を剃りて尼となり、以て冥救を祈りしと雖も其功なく、三月天皇遂に崩ず、而して太后また其五月を以て崩ず、年六十五、深谷山に葬る、太后篤く佛を信じ、檀林寺を



建て、比丘尼律を持する者を置く、仁明天皇五百戶を施捨して其供養に宛つ、昔て多く寶幡及び繡文袈裟を造り巧妙を盡す、左右其意を知らず、後ち沙門慧海を席に遣はすに及び、繡文袈裟を以て腐朽及び廢僧等に施し、寶幡錢寶の具を以て五古寺に藏せしむ、また弟右大臣氏公と議し、學舍を開き、學館院（「ガククワンヰン」と著）と名づけ、諸子弟をして經書を誦習する所と爲す、時人以て漢鄧皇后に比す（大日本史）

## タチバナノゴホリ　橘樹郡

[地名] 安閑天皇の元年問十二月橘花屯倉を置く、[沿革] 延喜式又橘樹に作る、以後同じ、和名抄に、高田、橘樹、御宅、餘家等の鄕あり、郡名考、タヂバナ」と稱し、後之に從ふ、今は高田鄕都筑郡に入り、而して久良郡の大半を併す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

## タチバナノチカゲ　橘千蔭

[別名] 苗字を加藤といふ、花園、芳宜園、耳梨山人、逸樂高、江翁等の號あり、[系統] 枝直の子、[事績] 世々江戸幕府に仕へて與力たり、早く賀茂眞淵の門に入りて古學を修め、最も和歌文章に秀で、飯居門下の俊才として村田春海と並稱せらる、而して其職務極めて多忙なりしにも係らず、閑を盜みて常に書卷を手にせり、五十五歲の時致仕し、爾來專ら古學和歌の研鑽に努め、名聲漸く振ふ、上は權門貴族より下は花街の婦女に至るまで、門に入りて教を受くるもの頗る多し、千陸また入木道に長じ、はじめは瀧本松花堂の風より出で、更に佐理行成の筆意を摹ひ、なほ大師流の筆傳を受け、遂に一家を成す、世に千陸流と稱す、而して草書は晉唐諸家を學びて又絕妙なり、特に假字に至りては最も其長ずる處にして、人爭うて之を珍とせり、文化五年九月二日沒す、年七十四、



本所同心院に葬る、[著書] 萬葉集略解、春取日記、ゆきかひぶり、萬葉新採百首、うけらが花等十餘種（近世三十六家集略傳、續近世叢語、近代名家著述目錄）

## タチバナノナラマロ　橘奈良麻

[系統] 天平中從五位に叙し、累遷して天平勝寶元年從四位上參議となり、但馬因幡等の按察使を兼れ、伯耆石見等非違の事を檢校し、尋で正四位に進む、天平寶字元年左大辨を兼ね、時に孝謙天皇惡逆により橘奈良麻呂（藤原仲麻呂）を誅して紫微內相と爲す、押勝壓權を擅にす、奈良麻呂其所爲を惡みて潛に之を除かんとし、遂に廢太子道祖王、及び塩燒王、安宿王、黃文王、小野東人、大伴古麻等に謀り、押勝を殺し、廢立を行はんとす、謀洩る、天皇詔して奈良麻呂等を捕へ、出雲守百濟敬福、太宰帥船王等五人をして獄を守らしめ、拷掠究問を行ふ、大伴古麻、小野東人等は杖下に死し、安宿等は皆流罪に處せられ、其他各差あり、而して奈良麻呂の斷罪并に卒去に關して國史傳記の五章塔雷火に罹り燒失す、文治年中三度に作る、或は云ふ、天安四年六月燒失、建仁三年建立すと、嘉祿年中本願天皇の靈託により本元興寺の四方佛を本寺に納む、應永年中法金堂、塔、阿彌陀堂、太子堂等存

## タチバナノナラマロ　橘奈良麻

[系統] 天平中從五位に叙し、累遷して天平勝寶元年從四位上參議となり、但馬因幡等の按察使を兼れ、伯耆石見等非違の事を檢校し、尋で正四位に進む、天平寶字元年左大辨を兼ね、時に孝謙天皇惡逆により橘奈良麻呂（藤原仲麻呂）を誅して紫微內相と爲す、押勝壓權を擅にす、奈良麻呂其所爲を惡みて潛に之を除かんとし、遂に廢太子道祖王、及び塩燒王、安宿王、黃文王、小野東人、大伴古麻等に謀り、押勝を殺し、廢立を行はんとす、謀洩る、天皇詔して奈良麻呂等を捕へ、出雲守百濟敬福、太宰帥船王等五人をして獄を守らしめ、拷掠究問を行ふ、大伴古麻、小野東人等は杖下に死し、安宿等は皆流罪に處せられ、其他各差あり、而して奈良麻呂の斷罪并に卒去に關して國史傳記の五章塔雷火に罹り燒失す、文治年中三度に作る、或は云ふ、天安四年六月燒失、建仁三年建立すと、嘉祿年中本願天皇の靈託により本元興寺の四方佛を本寺に納む、應永年中法金堂、塔、阿彌陀堂、太子堂等存

## タチバナノハヤナリ　橘逸勢

[系統] 清友の子、奈良麻呂の孫、[事績] 延曆の末、遣唐使に從ひて入唐す、唐人呼びて橘秀才といへり、歸朝の後從五位下に叙したりしが、病の故を以て家居して仕へず、承和七年起ちて但馬權守となる、此時に當り仁明天皇に、淳和上皇の皇子恒貞親王を以て皇太子に立て給ひしも、叡慮實は之を欲し給はざりしの



みならず、藤氏の族また自族の出にあらざるを以て之を喜ばず、故に太子の地位は頗る不安なりき、春宮帶刀伴健岑私に憤歎し、逸勢と謀り、太子を奉じて將に都を惡げんとす、既洩る、詔して逸勢等を捕へて勅問す、逸勢敗狀して罪に伏せざりしと雖も、強て性を非人と改め、死を減じて伊豆に流す、逸遠江國板築驛に抵り、病を以て遂に歿す、嘉祥三年詔して從五位下を贈る、逸勢爲人放縱にして細節に拘はらず、曠達奇を好くし、宮門の傍題多く其手に成る、世に嵯峨天皇、僧空海と並稱して三筆といふ（大日本史）

## タチバナノヒロニハノミヤ　橘廣庭宮

[別名] 朝倉橘廣庭宮（アサクラノタチバナノヒロニハノミヤ）を見よ、

## タチバナノモン　橘紋

紋所の名、橘の實なるがきたるもの、諸家系圖纂に、山中、家紋橘、和劍元年十一月廿五日、左大臣諸兄、元明天皇列宴會、賜三於浮杯之橘一勅曰、福者是菓物之長、則爲二法性一故紋圖之」と見えたり、是に據れば橘氏之家紋としたるが如し、又寬永諸家系圖傳に、井伊共保出世の時、井のかたはらに橘一顆あり、此ゆゑに辭主橘なもて共保が產衣の紋につけたり、これより今に至るまで橘を衣類の紋とするなり」と見えたり○「丸に橘」（紋鑑の內に橘をえがきたるもの）は安藤眼宿の久世、近江產根の井伊、鶴後與板の井伊氏等家紋と なす（武鑑）

## タチバナノモロエ　橘諸兄

[別名] 初名葛城王、[氏姓] 氏姓を賜はりて橘諸兄と改む、世に井手左大臣、西院大臣ともいふ、[系統] 美努王の王子、

はじめ諸王たり、和銅中從五位下に叙し馬寮監に補し、天平の初正四位下に累進し、左大辨となる、三年參議に擢で、明年從三位に進む、八年弟佑爲王と共に上表して、臣籍に降り、母縣犬養橘三千代の姓に倣ひ、橘宿彌の姓を賜はらんことを請ふ、詔して之を許す、卽ち名を諸兄と改む、九年大納言となる、此年天下瘡豆病流行し、藤原房前、同武智麿、同宇合、同麻呂相尋で薨じ、藤氏の族一時凋落を極め、他は皆幼にして執政の任に當るべきものなし、此に於て十年諸兄右大臣に拜し、權柄を握る事となれり、尋で從二位に陞り、十五年從一位左大臣に轉じ、太宰帥を兼ね、天平勝寶年中正一位に進み、改めて姓朝臣を賜ふ、八年致仕し、天平寶字元年薨ず、年七十四、（大日本史）

**タチバナムネシゲ　立花宗茂**　名稱 幼字千鶴丸、初名統虎、後ち宗茂と改む、剃髮して立齋と號す、法名大觀院松陰宗茂 [illegible] 道雪入道鑑連の養子、實は高橋紹運入道鎮種の長子 [illegible] 天正十三年家を繼ぎ、筑後國立花山城に在り、翌十四年實父紹運また島津義久と戰うて敗死し、薩軍豐後國に來り侵すや、宗茂能く戰ひ、遂に高鳥の城を陷る、是より先宗茂欺を豐臣秀吉に逞ず、是に於て秀吉深く其武勇に感じ、書を與へて褒賞す、十五年九州二島悉く秀吉の節度に服するに及び、筑後國十三萬二千餘石を宗茂に賜ひ、柳川の城主となし、羽柴の姓を授く、七月從四位下侍從に任じ左近將監となる、天正十八年小田原役に從うて功あり、文祿征韓の役起るや、宗茂また海に航し、平壤安平館に於て明將李如松の大軍を破る、四年秀吉の命によりて歸朝す、慶長二年再征の時また彼地に赴きて轉戰し、三年六月諸將と共に蔚山の急を救ふ、蔚山は加藤清正淺野幸政の守る處なり、清正深く之を德とし、留來交情頗る密なり、清正深く之を德とし、留來交情頗る密を加へたりき、慶長五年石田三成に與せしが、關ヶ原の敗軍に及び、本國に驅せ歸りて柳川城に據り、鍋島勝茂等と戰ふ、既にして黑田孝高、加藤清正の勸告に從ひ、和を媾じて兵を收め、自ら先鋒として薩摩國に向ひしも、島津氏既に降りし後なりしを以て、戰ひすして歸る、此時孝高清正等、請ふ所ありしが故、德川家康は殊に其罪を許し所領を收めしたり、其後關東に下り、家康秀忠父子に對面せるに際し、改めて陸奥國一萬石を賜ひ、棚倉の城主となり、相伴衆に加へられて眷遇淺からず、十五年二萬石を加ふ、大阪冬夏兩陣には秀忠に供奉して功あり、元和六年再び本領柳川を賜ひて、十萬九千六百石を領す、八年十一月飛驒守と改む、寛永十四年島原亂起るや、手忠茂と共に之に參加す、十五年十月剃髮して立齋と號す、十六年四月致仕し、十九年十一月卒す、年七十四（野史、德川實紀）

**タチヒウヂ　多治氏**（丹比、多治比）　皇別、眞人姓、右京に貫す、宣化天皇十二年丹比公に眞人を賜ひ、仁明後なり、天武天皇十二年丹比公に眞人を賜ひ、右中天皇の御代多治比を丹墀と改む、清和天皇の時、右中辨丹墀眞峰等言す、臣祖に古記を檢するに、上殖葉王、十市王を生み、十市多治比古王を生む、生る日多治比の花谷湯に落つ、此によりて名とす、天武の朝多治比古の子左大臣島に眞人姓を賜ふ、島の子廣成遣唐使となり彼國に在り、丹墀と改む、歸朝の日原姓に復す、天長年中木工頭廣成請て丹墀となす、丹墀の姓息絶に渉る、請ふ舊姓に復し、唯比の字を除き、稱呼固の如く變ぜざらんと、詔して多治眞人となす、廣成八世の孫武信、陽成天皇の時、武藏國に流さる、孫峯時覺に永住す、子孫世賀、號して丹黛となす、卽ち武藏七郡の一なり、其族に桑名、中村、大河原、鑓屋長田、岡田、坂田、大窪、梁毛、彌部、敕使河原、阿保、青木、椋澤、秣炎、高麗、加治、相原、鹿塚、白鳥、岩田、韮山、黑谷、橫山、野上等の氏に分る、延元中敕使河原直重勤王節に死す、阿保忠實足利氏に從ふ、其後大田原氏あり（武藏七黨系圖、氏族志）

**タチヒノコホリ　丹比郡**　所屬 河內國

地誌 仁德天皇の時、丹治比部を置て、皇子渦津の邑となす、反正天皇此地に都して柴籬宮と稱す、國名 日本紀丹比、日本靈異記丹治比に作る、和名抄に、俠羅（ヨサミ）黑山、野中、丹上（ニカミ）三宅、八下（ハサケ）田邑、菅生、丹下（ニシモ）壬師、狹山、等の鄕あり、中古分て丹南、丹北、二郡とす、和名抄既に之を載す、然るに拾芥抄併せて一郡となし丹治に作る、後世丹北郡の四境を分て又八上郡を置く、然れども其何時なるを詳かにせず、正保圖丹南丹北及び八上郡を載せしより以後分れて三郡となり、郡名考「タンナン」「タンボク」「ヤガミ」と稱す、今は丹南、八上、南河內郡に入り、丹北、中河內郡に入りて郡名廢す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

**タチヒノシバカキノミヤ　丹比柴籬宮**　所在地 反正天皇の皇居 所屬郡 河內國南河內郡松原村、而して犬字上田の東に廣庭社あり、社域遺し皇居の址なりといふ、地誌提要、反正天皇元年十月、河內の丹比に都し、柴籬宮を營みて之に移り、同六年天皇崩御に至るまで、卽ち六年間（一說五年間）の皇居となし給へり（書紀、日本地名辭書）

**タチヒノタカワシノハラノミサザキ　丹比高鷲原陵**　墓略 天皇の陵、河內國南河內郡高鷲村大字島泉に在り、○東南に面し、前方後圓、





高さ二丈、池溝を以て繞らす、兆域方三町、陵戶四烟を置く（續樂志、陵墓一覽）

**タチマノクニ　但馬國**　國名 東は丹波丹後、西は因幡、南は播磨、北は海に至る、東西凡十五里、南北凡十二里、山陰道に屬す 形勢 山脈丹波播磨より因幡に連り、西方一帶山谷險隘にして平地少なし、其東邊河流紫紆して灌漑を資く 地誌 古へ多遲摩又は田道間に作る、垂仁天皇三年新羅王子天日槍來りて此國に居り、子孫皆但馬を稱す、又多遲摩國造あり、國府を氣多郡に置く（今の府市場村）、承久の亂、國人太田昌朝鎌倉に屬し、守護となりて相傳ふる數世、守延に至る、元弘中、北條高時皇子聖尊を本國に幽す、既にして王師興る、守延聖尊を奉じて京都に入り戰死す、後州豪或は官軍に屬し、或は足利氏に屬して授戰數年、正平八年山名時氏吉野に歸順し、山陰を略し、全國を取る、十九年叛て足利義詮に降り、猶嘗に居り第五子時義を本國に封じ、出石郡此隅山に治す、後時義嫡宗を承け最も驕奢、元中六年卒し、子時熙封を襲ぐ、將軍義滿其强盛を憑み、時熙の叔父氏清從兄滿幸に命じて之を伐たしむ、時熙剃髮出亡し、氏清代て守護となる、八年氏清誅死す、義滿時熙の無罪を憫み之を復封す、于持豐に至り、赤松氏の亂を討ち、功を以て播磨美作備前三國を加封す、應仁元年持豐細川勝元と雖を京都に爭へ、接戰凡七年、文明五年卒し、其孫政豐嗣ぎ、黨援皆散じ、僅に本國を保つ、後三世祐豐に至て日に益々微弱、天正二年徒て出石に治す（初め有子山と云ふ）、五年豐臣秀吉西征し八木城を拔き、朝來養父二郡を取る、八年再び來り攻め、出石陷り祐豐降を乞ひ、山名氏亡ぶ、（山名氏七世凡二百廿八年）、豐臣氏其弟秀長を封じ出石に鎭し、宮部權潤をして豐國を守らしむ、既にして秀長を大和に徙し、前野長泰に出石を賜ふ、文祿中事に坐して除封し、小出秀政之に代り（五萬石）、于吉政嗣ぎ、德川氏に至て封故の如し、後六世英及元祿中夭して嗣絕え、松平忠德を封す、寶永の初仙石政明之に代る、繼潤豐岡に在る三年にして因幡に轉じ、杉原長房之に代る、後二世取元謂なくして收封し、寬文中京極高盛之に代る、凡て二藩、明治維新村岡藩を建て（山名義濟三藩となし、別に生野鎭を置く、又智麿して豐岡鎭を置く、既にして藩を改て鎭と爲し、明治九年京都府に合す 沿革 豐岡藩 古より當郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし（地誌提要、國郡沿革考、異同郡名一覽）

| 延喜式 | 和名抄 | 拾芥抄 | 元祿郡名考 | 寬永郡帳 | 天保郡鄕帳 | 明治沿革地誌提要 | 新郡區編制 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 城埼（キノサキ） | 城埼（ニヘ） | 城埼 | 城埼（キノサキ） | 城埼（キノサキ） | 城埼（キノサキ） | 城埼 | 城崎 |
| 城崎（キノサキ） | 城崎（ウサキ） | | 城崎（キノサキ） | 城崎（キノサキ） | 城崎（キノサキ） | | |
| 多久（タク） | 同 | 同（タク） | 同 | 同 | 同 | 同（ケタ） | 同 |
| 氣多（ケタ） | 同 | 同（ケタ） | 同 | 同 | 同 | 同（ケタ） | 同 |
| 含美（クミ） | 同 | 同（ミクミ） | 同 | 同 | 同 | 同（ミクミ） | 同 |
| 出石（イヅシ） | 同 | 同（イヅシ） | 同 | 同 | 同 | 同（イヅシ） | 同 |
| 二方（フタカタ） | 同 | 同（フタカタ） | 同 | 同 | 同 | 同（フタカタ） | 同 |
| 美方（ミカタ） | 同 | 同（ミカタ） | 美方（ミカタ） | 美方（ミカタ） | 美方（ミカタ） | 同（ミカタ） | 美方 |
| 七味（シチミ） | 七美（シチミ） | 七味（シチミ） | 七美（シチミ） | 七味（シチミ） | 七味（シチミ） | 同（シチミ） | 同 |
| 養父（ヤブ） | 同 | 同（ヤブ） | 同 | 同 | 同 | 同（ヤブ） | 同 |
| 朝來（アサコ） | 同 | 同（アサゴ） | 同 | 同 | 同 | 同（アサゴ） | 同 |



**タツ　駅都（脫閣）**　舍利（シヤリ）を見よ、

**タツガシラノカブト　龍頭冑**　冑の眞向に龍の頭を作りたる冑を云ふ、半井本保元物語「白河殿夜討條」に「八郎は白地の錦の直垂に唐綾の冑の午時計なるに辰頭の甲きらめかして云々」と見えたり、蒙古襲來に際し、弘安四年五月、宇治山田の神官に命じて神風を祈らしむる宣旨あり、後明天皇十七年七月、葛城山田直瑞子を以て田令と爲せしこと書紀に見えたり、

**タツキリウ　田付流**　田付景澄の創めたる砲術の流派○景澄は兵庫助と稱し、砲術の達人なり、父を美作守景定といふ、近江國崎郡田付村の人、佐佐木の庶流なり、景澄其術を以て、德川家康に仕ふ、名を宗鐵と改む、子孫其藝を傳へ、名聲海內に徧し（武藝小傳、武術流祖錄）

**タツタノジンジヤ　龍田神社**　所在地 大和國生駒郡三郷村立野○現今官幣大社 祭神 天御柱命、國御柱命（風神）にて亦名を級長津彦命、級長戶邊命といふ 起源沿革 崇神天皇の朝、五穀登らず、深く憂ひ給ひしに、夢に此神顯れて、吾宮を定め齋き奉らば豐穣ならんと感悟せられ、之を創建すと傳ふ、天武天皇三年、風神を龍田立野に祭り、明年また之を祀る、風神祭此に始まる、聖武天皇天平二年神戶租稻四百四十束を以て神祭及び雜用に充て、嵯峨天皇弘仁十三年八月、神階從五位下を授け、代々奉幣叙位ありて五穀の豐穣を祈り、清和天皇貞觀の年に正三位に進め、常に農溫の神と共に祈らる、醍醐天皇延喜の制名神大社に列せり、新年月次新嘗の祭上官幣及び新嘗の節に預る、凡夏秋の祭、王臣五位各一人、神祇官六位官人各一人を使とす、卜部一人、神部各二人之に從ふ、國司次官以上一人專ら事を行ひ、諸郡各一人をして貢二荷を奉供せしむ、其祭料稻豆に當國の正稅を用ふ、一條天皇正曆五年四月、疫疫放火の變に依て、中臣氏を宣命使として幣帛を奉らしむ、四月

四日、八月十二日祭を行ふ、其神幸の地、龍田村に在り、後世小祠を建て新宮といふ（神祇志料）

**タツタヒメ　立田姫**　秋を司ると信ぜられたる想像上の女神、春を司る佐保姫に對す、立田は大和國平群郡の地名にして奈良の西方に在り、山を立田山と云ふ、古昔より紅葉の勝地として名高きを以て、此地の神の染めなせしと歌などによみたりしが、遂には春の神佐保姫と共に對照せらるゝに至りしなるべし、佐保姫條參看（雲錦隨筆、琅江入楚、年年隨筆）

**タツチウ　塔頭**　禪宗にて祖師の塔處を云ふ、臨濟錄に「師到二逢麻塔頭一、塔主云、長老先禮佛、先禮二祖師一、云佛祖俱不レ禮」と見ゆ、後世一山内の寺院を塔頭と云ふことゝなり、淨土宗等にもまた此稱を用ひたり、

**タツチモン　達智門**　【名義】大内裏外郭十二門の一、多天井門とも號す、丹治比氏之を監造するが故に、其音を取りて漢字の佳名に冠せたるなり【所在】宮城の北面、東端の第一門となす、像鑒門の東に在り【由緒沿革】恒武天皇延暦十三年、宮城經營の時、備中備後の二國をして造らしめ、丹治比氏之を監す、大さ五間、戸三間とす、左衛門府之を護衛す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改められし時、橘逸勢の筆額を掲ぐ、永祿元年、大風の爲に顚倒す（拾芥抄、大内裏圖考證）

**タツチモン井ン　達智門院**　【名義】弊子、法名眞理覺【藩邸】後宇多天皇の第一皇女、母は談天門院【藩邸沿革】弘安九年誕生、乾元元年十二月内親王宣下、徳治元年十二月伊勢齋宮と爲り、同三年八月退下す、文保三年三月皇后宮と爲り、十二月院號、尋で出家、眞和四年十一月二日崩ず（女院小傳）

**タツテンモン　談天門**　「ダンテンモン」を見よ、

**タツノヒセチエ　辰日節會**　大嘗祭（ダイジヤウサイ）新嘗祭（シンジヤウサイ）を見よ、

**タテ　楯（盾、干、楯）**　【名義】戰陣に用ふる器具、身を蔽ひて敵の弓箭鎗丸を防ぐ意とし、儀制樂は隔靴の義なりと云へり、古昔また之を神幣に用ひ、或は儀仗に備へ、或は隊伍を整へたるに用ひし事あり、而して戰陣に用ふるには、地に立つるを常とすれど、竟に並列して長く陣を張ることあり、之を古は楯列といひ、後世は楯橋と云ふ【沿革】常に楯橋の如き厚き木を以て作る、長四五尺、幅二三尺なれど、また鐵を以てするあり、其形も亦大小あり、一枚なるあり、四枚なるありていづれも一定せず【種類】其實を以ては

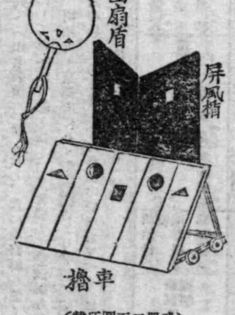

（武器二百圖所載）

白楯、天石楯、赤楯、黑楯、皮楯、鐵楯等、其形を以ては、大横、小横、一枚横、帖横（疊楯）、箱横、車楯、圓扇楯、屏風横、釣楯等、其用を以ては、步楯（又は手楯、手に執るの義にて步兵の持つ所）持横、孤横（垣楯）、鎧横、馬上楯、繰楯等あり【起原沿革】神代より既に見えたり、書紀神代一書に、高皇產靈尊乃遣二神勅二大己貴神一、曰（中略）汝脣二天日隅宮一者（中略）又供二造百八十縫之白楯一ことあるは初見にして、楯を以て神幣と爲したるものなり、書紀に「神武天皇戊午年二月丁未、皇師進東、四月甲辰、却至二孔舍衛一、楯一枹而爲二雄誥一」とあるは、攻守の用と爲したる初めなり、

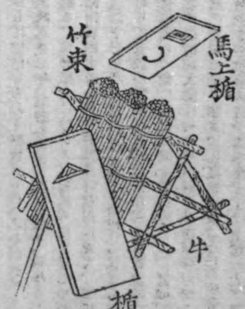

（武器二百圖所載）

古語拾遺に「遣二于神武天皇東征之年、妖氣既晴、氛祲風除、聽二都櫂原一、經二營帝宅一、饒遠日命帥二內物部一、遣二備矛楯一、然後物部乃立二矛楯一、大伴來目建二久米部一、令レ朝二四方國一、以鎮二天位之貴一」とあるは、儀仗に備へたるものなり、令制定の時に至り、衛府の儀仗に、其人の資格によりて數を定め、又軍隊の一隊毎に十楯を置き、楯毎に五人の兵を配して隊伍を整へしむ、源平時代より以後、主として戰陣の用に供へたり（書紀、令義解、箋註倭名抄、儀制樂、古事類苑兵事部）

**タテイサヲノジンジヤ　建勳神社**　【所在】山城國愛宕郡大宮村○別格官幣社【藩邸沿革】織田信長、後に信忠を附祀す【起原沿革】天正年中、豐臣秀吉信長を紫野大德寺に葬り、巨刹を船岡山に建て菩提を弔はんと欲し、經營既に成らんとし、奏請して天正寺の號を賜はりしが、内外多事其事成らずして止む、明治維新に及び、朝廷信長の忠誠偉勳を追賞し、



二年十一月十七日信長の齋出羽天童藩主織田信敏に勅して、特に織田の社號を神に賜ひ、之を祭らしむ、同三年十月九日其藩邸に鎮座す、勅使少辨五辻安仲を遣はして之を祭り、改て篠勳神社と稱す、同八年四月廿四日別格官幣社に列し、尋で京都府に命じ祠宇を船岡に營む、蓋し天正の舊に緣るなり、同十三年六月工事全く成り、同年七月織田信敏邸内鎮座の靈代を遷し、同年九月一日勅使參向して鎮祭の典を擧ぐ、翌二日信忠の靈を配祀す、祭日七月一日なり（平安通志、京華要誌）

**タテ井ノモン　多天井門**　達智門（タツチモンを見よ、

**タテウタ　立歌**　【名義】古代より傳はりたる本邦特有の歌曲の一種、樂師等階下に立ちながら奏するを以て名付く、大嘗會、及び正月元日、正月七日の兩節會の時之を奏す【起原沿革】歌謠其もの、は、古くより存したりと雖も、立歌の名の起りしは、蓋し各種の儀式等定まりたるより後の名なるべければ、遙か後世のことなるべし、貞觀儀式、元日豐樂院宴會儀の條に「播部安二立歌座一、治部雅樂會寮、率二工人一、參入奏歌」と見え、また午日豐明節會の條に、治部雅樂寮率二工人一、奏二立歌一」など見えたり、而して此等の歌には、和琴和笛を用ひたり、下りて延喜前後に至り、立歌廢ぜられて、唐樂の立樂と繰りし寄、北山抄、江家次第、並に諸家の記錄等に就きて知るを得べし（歌舞音樂略史）

**タテウチ　伊達氏**（陸奥仙臺）　姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介貫宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住す、故を以て伊達氏と號す、男宗村、伊達郡地頭となる、六世行宗又常陸中村城に移る、其孫大膳大夫政宗、應永九年奥州宮方と稱し、赤館に城郭を構へ、足利氏と戰ふ、後ち終に降る、八世輝宗の男覺天丸、永祿十年出羽國米澤に生る、元服して政宗と名づく、天正十二年十月封を襲ぎ、同十四年左京大夫に任じ、陸奥に威を振ひ、近郷皆伏す、同十八年豐臣秀吉北條氏を征せし時、小田原に出で謁す、慶長五年是より先き岩手澤に居城す、此年宮城郡千代城を再興し仙臺と改む、同年十一月會津征討の役、東北鎮定の功を以て、三十二萬石を陸奥國宇多郡九村外十二郡に加賜、七年二月一萬石を近江國、十一年二月二萬石を常陸國信崎に加賜、十三年正月家臣松平を賜はる、十六年十二月、嫡子虎千代に偏諱を賜はり忠宗と改む、翌後子孫偏諱を賜はるを恒式となす、寛永十一年八月近江國五千石加賜、前封併せて六十二萬五千萬石を弟田村宗良に分封す、寛文十一年四月宗勝に、同三年八月宗綱、三萬石を叔父宗勝に分封す、宗綱村水澤の駒田三萬石を弟村和に分封す、十二年十月村和除封、其封は宗家綱村に賜はる、十二年十月村和、其封は宗家綱村に賜はる、明治に至り華族に列し、爵を授けらる（宗國、武鑑、德川加除封錄、華族譜）

○政宗——忠宗——綱宗——綱村——吉村——宗村
　└宣村——齊村——周宗——齊宗——齊義——齊邦

**タテウチ　伊達氏**（伊豫宇和島）　姓は藤原、備前伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島も改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙す、明暦三年七月宗利吉田三萬石を弟宗純に分封す、元禄九年七月村年藤田三萬石を封額に加へ又十萬石となる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けられ、後二十四年に至り侯爵に陞叙せらる（武鑑、宗國、德川加除封錄、華族譜家傳、華族譜）

○秀宗——宗利——宗實（ヨシ）——村年——村侯（トキ）——村壽（ナガ）
　└宗紀（ノリ）——宗城（ムネ）——宗徳（ユキ）——宗陳（ノブ）

**タテウチ　伊達氏**（伊豫吉田）　伊豫宇和島の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和島に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（宗國、武鑑、德川加除封錄、華族譜）

○宗純——宗保——村豐——村信——村賢——村芳
　└宗翰（ヤス）——宗孝（ムネ）——宗定

**タテエボシ　立烏帽子**　【名義】烏帽子の一種、もと此の形ほ烏帽子の本體なりし故に、單に烏帽子とのみいひたるを、後に種々の折烏帽子出來たるを以て、折らざるものゝ、折烏帽子に對して立烏帽子と稱し區別するに至れり【著用】堂上の人一同著用して、地下の人之を著用せず、但し武人、如木、雜色等は著用すれども、其製同じからず、また諸大夫と雖も、元服の初六歲に至る者は之を用ふ、また屋の種類に因て著用を異にす、猟家は、小諸層、十六歲までの者は諸層、院、天皇、親王等は右上、諸家は、左上を著用せり○佐比に大佐比、柳佐比等の種類あり、顧に

（武冠圖會所載）

御氣色の戴（隠院）、未枝葉（西園寺）、練陵（圖）の種類ありと云ふ、而して立烏帽子の恰好は、横の廣サ八寸なれば竪の長サ七八寸、大小是に準ぜり（書紀）上の圖に就きて知るべし、眉は、左一方のみにあるは左眉（又は右上り）、別圖の如く兩方にあるを諸眉（又は諸上り）と云ふ、小諸眉とは兩方小さきなり、尙ほ烏帽子の條參看（三光院内府記、貞丈雜記）

**タテガサ　立傘**　武家時代、長柄傘をすぼめて袋に入れたるもの、供連の時に之を持たするものなり、袋は天鵞絨又は羅紗等にて作り、色は大體黑を用ふ、紫の組紐を以て中結を爲し、組の兩端に房ありて結び垂らせり、其家格によりて各異なれり、「ナガエガサ」、「トモブレ」の條參看（德川盛世錄）

**タテジトミ　立蔀**　「シトミ」を見よ、

**タテズナ**　朝廷又は公堂の邸宅（宝町時代にては武家にて之を模倣したることもあり）車寄の前の左右に砂を高く丸く築き上げ、形編笠の如く下廣にして高さは緣の高き程にしたるものをいふ、是は車の衝、輿の轅などを持する爲に設け置くなり、宗五大雙紙に「香殿より半間ばかりさきなり、簾のかいらぬほどなるべし、妻戸の兩柱の通りなるべし、大さは其家の位によりて、大小あり、的の時の敷塚より大きに候」など見えたり、古くよりありたりと見え、家光卿記承久三年の記、及び康富記康正廿年十月八日立砂下知の事見えたり（從響雜、家屋雜考、貞丈雜記）

**タテヌヒノコホリ　楯縫郡**　神名帳出雲國楯縫郡和名抄に佐香、楯縫、玖潭（クボミ）沼田（ヌメ）等の郷あり、寛永中出雲大川洪水汎濫し、爲めに出雲、神門、楯縫三郡の境界大に錯雜して出雲郡大半神門郡と此郡とに屬せり、郡名考、「タテヌヒ」と書し、地誌提要又「タテヌヒ」に復す、今之に從ふ、明治廿九年出雲神門の二郡と合併し、鎌川郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

**タテバヤシジヤウ　館林城**　武蔵国上野国邑樂郡館林町　弘治二年赤井氏但馬守法蓮始めて築き子孫此に居り、上野の上杉氏に屬す、永祿四年奇襲攻の時頗きし故を以て上杉謙信之を遂ひ、城を長尾顯長に授く、天正十年小田原の北條氏之を攻め陷り、北條氏規に與ふ、天正十八年豐臣秀吉小田原攻の時、石田三成等攻めて之を取る、德川家康關東を領するに及び、その地を榊原康政に授く、正保二年松平乘壽封ぜられ、寛文元年乘久の時佐倉に移り、德川綱吉二十五萬石にて入城、延寶八年封收めらる、寶永四年松平清武封ぜられて城を築く、今遺る所のもの是なり、享保十三年、武元の時陸奥柳倉に移り、太田資晴代て入部、延享三年松平武元復此地に封ぜらる、天保七年石見に移り、井上正春代り來り、弘化二年十一月秋元忠朝六萬三千石に封ぜられ、明治維新に至る（上野志、上野名跡志、德川加除封錄、明治政號）

**タテマサムネ　伊達政宗**　奥羽國幼字松天丸、また正宗とも書す、接ずるに政宗自筆の書狀にも政宗の子　奥羽國世々陸奥國伊達郡を有す、天正十二年十八歲にして父の讓りを承く、十三年美作守と稱す、此年環宗同國二本松城主二本松義纒を殺されしかば、直ちに義纒を討つて、父の仇を報じ、十六年置名家を亡ぼして、會津七郡を併領し、黑川城に移徙す、十七年豐臣秀吉北條氏を討たんとするを聞き、十八年六月自ら小田原陣中に赴きて秀吉に謁す、秀吉淺野長政をして、私に國郡を橫領し、願名家を亡すのみならず、音信を通ずる所以なり詰問せしめたるに、政宗の答ふる處理に當れるを以て、其罪を免し、直ちに奥羽征討の先鋒を命じ、歸國して秀吉の出陣を俟たしむ、既にして北條氏亡び、秀吉東下するや、之を宇都宮に迎ふ、秀吉自ら會津領遺の地柴くを收めて蒲生氏郷、木村吉清に賜ひ、政宗をして黑川に住せしむ、十九年三月侍從越前守となり、羽柴の姓を賜ふ、六月大崎葛西の一揆等を責めて功あり、因て其舊領を復し、更に葛西大崎の地を加へ、凡そ五十八萬餘石を領す、此年始めて肥前名護屋に陣し文祿二年朝鮮に渡航して戰功誇なからず、四年二月歸朝す、會々豐臣秀次罪を秀吉に得て殺さるゝに及び、政宗また其與黨たるの嫌疑を受けしを以て、聽せて大阪に赴き、罪なきの由を辯疏す、秀吉なほ疑解げざりしが、德川家康、政宗の爲めに陳謝せるを以て、秀吉も疑を散じ、帰來心を傾けて德川氏に盡すに至る、慶長二年冬、從四位下に叙し少將に任ず、既にして秀吉薨じ、同五年上杉景勝、石田三成と謀りて兵を擧ぐるや、家康に屬して其先鋒となりまづ白石城を陷る、關ヶ原戰後なほ景勝と地を爭うて止まず、これ怒れりの命に遵ひしかば、此度の勳賞には、領かに白石の地のみを賜はりたり、是歲仙臺城に居住す、



十二年二月常陸龍ヶ崎に於て二萬石を加ふ、十二年家康の女市姫生るゝや、政宗の子忠宗に配せんとしたるに、四歲にして夭せるを以て、更に池田輝政の女を養うて忠宗に嫁し、また政宗の女を家康の子忠輝に配し、姻戚の義を結ぶ、十三年正月、松平の姓を賜ひ、陸奥守と改む、十九年大阪冬陣には、道明寺表の先鋒として西上し、翌元和三年夏陣には、道明寺表の戰に、後應基次等を斬る、戰終るの後、功により正四位下參議に陞り、寛永三年八月また從三位權中納言となる、十二年近江國にて五千石の加恩あり、十三年病に罹り、既に大漸に及べるを以て、五月二十一日德川家光其邸に至りて病を問ふ、二十六日薨す、年七十二（野史、藩翰譜、德川實紀）

**タテユキトモ　伊達行朝**　奥羽國念西入道時長の商　奥羽國世々陸奥伊達郡を領す、行朝はじめ藏人となり、左近將監に任じ、後宮内大輔となる、鎮守府將軍北畠顯家、鎮所に至るに及び、結城親朝等と同じく評定衆に列し、引付職を兼ね、奥羽の訴訟を預り聽く、建武三年北條時行反す、會〻賊あり、陸奥長倉に起る、行朝擊つて之を敗る、尋で顯家に從うて四上し國城寺に戰ふ、延元二年顯家行朝等をして五百川の賊を討たしむ、即ち田村庄司の兵を併せ、俱に擊つて之を平ぐ、既にして再び顯家に從うて四上す、時に芳賀禪可宇都宮城に據りて足利氏に應ず、行朝攻圍する事三日にして遂に之を降す、後ち顯家戰歿するに及び、其父親房に從うて常陸に至り、親房ほ小田城に據り、行朝は伊佐城に據る、高師冬大兵を擁して來り伐ち、まづ小田城を陷れ、勝に乘じて伊佐城を圍む、行朝柔を勵まして拒守す、既にして其族の陸奥に在る者、結城親朝と俱に敵に降りしがゆゑに、行朝は孤城支え難きを慮り、出でゝ師冬に降る、正平三年歲次、行朝和歌を好み、其詠勅撰の嚆矢に入るもの多し（大日本史）

**タドノコホリ　多度郡**　伊勢國多度郡始めて桓武天皇紀延暦八年五月に見ゆ、延喜式又多度に作る、和名抄に生野（イカノ）真田、真原（カツラハラ）三井、吉原、弘田、仲村等の郷あり、正保圖多渡に作り、寛文中改めて多度に復す、寛知集以後之に仍る、地誌提要、「タド」と稱し、今之に從ふ、明治三十二年那珂郡と合併して仲多度郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

**タナカノミヤ　田中宮**　奥羽國舒明天皇の皇居　奥羽國陸奥國舒明天皇の八年六月岡本宮に災あり、天皇田中宮に遷り給ふ、同十二年四月天皇厩坂宮に遷らる、蓋即ち五年間の皇居たり（書紀）

**タナスエノミツギ　手末調**　上代の調の一、女子の手先にて作りたる布帛を調として上るをいふ、手のサキの調と云ふ歲、書紀崇神天皇十二年九月に「始校二人民、更科二調役、此謂二男之弭調、女之手末調一也」と見えたり、「テカ」參看（書紀、古事記傳）

**タナバタマツリ　七夕祭**　奥羽國公武年中行事の一、毎年七月七日の夕、織女奈牛の二星を祭るなり、七日の夕に行ふ祭なるがゆゑに名付く、タナバタは、棚機津女（タナバタツメ）の略にして、即ち織女の和訓なり、按ずるに、神代に天棚機姫神あり、織女の織紡に巧なること、恰も我國の棚機姫神に類似せるが故に、爾か稱したるなり、萬葉集に、七夕とかきてナヌカノヨと訓じたり、正しくはかく讀むべきに、棚機津女の故事、世上に流布するに至りしなり、また織女祭とも書す、なほ一名を乞巧奠といへるは、淮南歲事記に、七夕婦人バタと訓するに至りしなり、また織女祭とも書す、なほ一名を乞巧奠といへるは、淮南歲事記に、七夕婦人以二綵縷一穿二七孔針一、或以二金銀鑰石一爲針、陳二瓜果於庭中一以乞巧、有蜘蛛網於瓜上、則以爲得巧」とある如く、物事の巧みならん事を乞ひ求めるの意より出づ（月令廣義）王朝時代には、江次第に、當日掃部寮禁闕を清涼殿の東庭に敷く、其上に長筵を鋪く、内藏寮の官、雜器筵物を持ちて、仙華門の外に候す、雜色以下傳へ取りて之を供す、朱漆の高机四脚を筵の上に立つ、其東南の机南の妻に菓子、梨、桃、大角豆、大豆、茄子、海螺等を据ふ、北の妻に酒坏一口を据う、並に足張青瓷、朱漆の華盤あり、四南の机は上に同じ、西北の机に香爐一口を据う、朱彩の華盤一口を据う、厨の葉一枚を置く、（金銀の針各七を挿す、針には五色の絲を貫きたり）東北の机は上に同じ、但針ほなし、御所より夢一張を申し下し、東北四北机上の北の妻に置く、黑漆燈臺九本を件の机四方四角の中央に立つ、内藏寮御燈明を供す、内侍所の掃五合を召して、机の上及び筵の上に散す、御倚子を中央に立つ、二星の會を御覽する爲なり、藏人御掃部を取りて之に候す、座を河竹の臺の東に鋪き、雜色以下祇候の座と爲す、或は御遊御作女等の事あり、畢りて祿を賜ふ、曉更に及びて之を撤す、畢りて格子を下す、雨頻の時は、仁壽殿の西の庇の下に設く」とあり、以て其大略を伺ふべし、なほ此時代には、稚に六日又は八日に乞巧奠を行ひしこと、新撰朗詠集、後拾遺歌集等に見えたり、元より遂例なりとす、また南北朝時代には、建武年中行事に、「七月七日藏人御調度をほこぶ、夜に入りて乞巧奠あり、庭に机四つを立てて、燈臺九本、おの〳〵燈火あり、机に色々の物すゑたり、夢の琴立つ、是を引き、机の次第に夜しずがら空だきあり、陰陽寮ときなく、琴ちに三の燈あり、常ほぼんじき調、中呂半律あきの調也、是は

總事にて侍るゆゑ、しる人すくなし」と見え、室町時代には女房私記に「七夕祭中より御硯參らせらる（是洞中の事）右京大夫持參也、内侍受取これを獻つる、則梶の葉也、手向の歌書つけらる、是を御硯蓋に載せて、内侍持出で藏人へわたさるゝ、藏人うけとりて、七夕へ備へらる、御殿の棟へ上る也、御硯調樣、廣蓋に硯石計石一、筆墨有、梶の葉七枚、御硯七面、御筆七對、いもの葉に露を包み、いの子草にて結びて、梶の皮七面、御筆七筋、素餅二つ、廣蓋にのる、陰中へも右の通り、被遣御歌、書付られて後、其梶の夕に供物を、紙捻にて十文字に結也、供物は、秋の景物など也、此硯遣らるゝ時、女院樣へ、御所より、すゞし（嘉御附帶遣らせらる）など見えたり、なほ南朝時代より室町時代に係けて、七遊、七物、七種など稱し、七の數に綴ちたる各種の遊戯法樂等の事あり、七色の遊、七種の法樂、七色の手向、七獻の酒、七調子の管弦樂に七の十倍の數を用ひたる七百首の詩、七百首の歌、七十韻の連歌、七十韻の連歌等の如きそれ也、七の數を備へたるがゆゑに、七遊、七物、七種とも稱す、其種類は時によりて相違ありて、一定せざれども、御湯殿上日記天正十八年七月七日には、歌、鞠、琴、花、貝覆、楊弓、香を七色の手向と記し、親長記文明十二年七月七日には、鞠、楊弓、樂、郢曲、和漢五十韻、和歌、七武飯を七種と記したり、江戸時代には五節句の一として、上下一般に之を祝したり、即ち幕府にては六日に三家をはじめ諸大名等、使者を以て七夕の祝儀として諸代の獻上あり、七日の當日には殿中出仕の面々白帷子長上下を着して祝儀を述ぶること上巳のごとし、當日大奥にてもまた祝儀あり、瓜、西瓜、桃、菓子等の類を山の如く盛りたる白木の盤を、御座の間の檜端へ擔ぎ付け、其四隅へ竿竹を立てゝ、之に注連を張り、燈明を備ふ、御臺所は短冊へ星合の歌を認めたるを只一枝、御休息の間には備へ、お側の女中等もまた思ひ〳〵に歌などを色紙に書き付け、竹の葉隙へ結び付け、また別に幔面、算盤、筆、硯、其にて別に式も餘興もなく、翌朝に至りて彼の供物を撤して御廣敷へ遷し、御廣敷役人之を品川臺場附近へ持ち出で、這葉したりといへり、民間にては市井至る處、丈高き葉竹を樹てゝ、これに「一年を中に隔てゝあひ見まく星の契りや思ひつきせぬ」といへる歌をはじめ、思ひ〳〵に詩歌など認めたる五色の紙並に短冊を飾り付け、また別に幔面、算盤、筆、硯、其外何といふ事なく、紙張りにて造りたる飾物を結び付けたるものなども建て、中空に飜る樣非常の壯觀を極めたりき、武家にては、此夜星祭りの爲め、五色の絲巻を机に備へ、其四方へ机を立てゝ、五色の綿機樣ある小箱を幾重となく懸けたり、而して此日冷麦冷素麺を食ふことも一般の風習なりき、かく色紙短冊に物を認め、又五色の絲を供ふるは、筆跡紡績の進歩の上手せんことを祈る意にして、筆道の師家にありては、弟子等各々色紙短冊に詩歌を書きて持ち來りて供へたり、なほ幼き兒女等は此夜七夕語を催すあり、此事元祿前後には盛んに行はれしが、享保の末年に至りては既に衰へたりといへり、其日また京都六角堂より池の坊、東西本願寺及び其末寺に於て、七夕立花講を催したりき（拾芥抄、河西雪牛、即綠後遂勝繼紙、絲奉獨處、許嫁、河東、但使、其一年一度相會）ことある故事に基き、物事の巧を求むる意より其祭を行ふに至れるなり、我國に此風の移りたるは、何時代が詳かならず、延喜式に、七月七日織女祭とあるを初見とす、公事根源には、天平勝寶七年に始まれる由記したれども、續紀に此事なし、但し年中行事秘抄に、「七月七日乞巧奠、於二御殿庭一、職人行之、（中略）天平勝寶七年勘文云々」と見えたれば、公事根源は、蓋くは此文に準據したりしものなるべきも、其勘文たるまた他書に散見する所なし、延喜の頃より年々祭醫祭供等次第に設備せられたり、此祭は、本邦の神祇にあらざる故に、神祇官の年中行事に載き載せず、また盛大なる恒例の公事にもあらざりしに似たり、然れども每歲此祭を聞かざりしことは、江家次第、年中行事秘抄等に、詠間の時猶祭ると見ゆ、即ち村上天皇天暦八年に朱雀天皇（天暦六年に崩御）禁闕の中行はれ、延久五年五月、後三條天皇崩じ給へるに、其年七月祭を行ひたり、天暦五年より延久五年までは百二十年に及べり、後世いづれも此例によりて行はれしと見えたり、又内藏寮機ある時にも猶祭れり、然るに藤書に「彼後百日内乞巧奠有、慎事、元永二年五月二十八日、中宮於三條殿、御產事、（皇子）七月七日不レ被レ行二乞巧奠一是御產以後百日内、有レ慎故云々」と見えて、獨り產穢を忌みたり、爾來引きつゞきて行はれしが、專ら貴族間にのみ限られしものに似たり、武家にてもまた同じく此事あり、江戸時代には、五節句の一として重ぜられしが、明治六年一月之を廢せり、然れども民間にては、地方により往々之を行ふものあれど、一般には全く衰頽したり（延喜式、公事根源、古今要覽稿、萬葉集古義、殿居雜談、雜川嘉世錄、千代田城大奥、風俗畫報、東京歲事記、同「七夕祭」）

**タニウチ**　谷氏（丹波山家）　淡阿智使主の孫東漢山木直より出づ、四世淡谷臣字志の男谷直麻手、





主申亂の時、天武天皇に仕へて勳功多し、十四年十一月忌寸姓を改め賜ひ、四世法麻呂延暦四年六月改て、宿禰姓を賜ふ、其四世從七位上兵部少錄谷宿禰廣成、十三世六郎右衛門尤入道、六波羅引付衆となり、嘉元年三月近江國甲賀郡長野地頭に補せらる、貞孫常宣、延文五年足利氏に仕へ、長野郷二十八貫文地を領す、四世高衛（寶は池田高雄の子）將軍義敎に仕へ、嘉吉元年六月赤松滿祐亭に於て討死す、其五世衛之淺井亮政に屬し、佐和山合戰に死す、弟福田六兵衛尉政之の子衛好を衛之の養子とし、長野地を讓らる、後ち美濃伊地頁村に住し、齋藤道三・織田信長等に仕へ、天正六年九月豐臣秀吉に仕へ、播磨國賀伏坂巻を守衛し、客職して討死す、男衛友、天正六年父と共に秀吉に仕へ、二百石を賜ふ、父戰死の時、其敵を討て首を捕る、秀吉賞して父の本領六千石を賜ひ、新墾地二所を加へらる、同十六年從五位下出羽守に任す、文祿元年朝鮮に渡海し軍功あり、慶長五年石田三成に應じ、丹後國田邊城を攻むると雖も、終て志を家康に通ず、故に軍終て細川の賜により本領を安堵し、同丹波國何鹿郡の内一萬六千石を領し、山家に住す、同十九年大阪の役將軍秀忠に隨ひ、洞井雅樂頭忠世の組に列す、元和元年夏の役にも從軍す、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（藩翰譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜）

○衛好（ヱモリ）—衛友—衛政—衛利—衛廣—貞憲（ヨリ）
　衛恒（ツネ）—衛將（マサ）—衛秀—衛晨（ヒロ）—衛寅（タカ）
　衛昉（ヒロ）—衛偉（ノブ）—衛雄（ヨシ）—益道

**タニハノコホリ**　丹波郡（和名抄）　丹後國

（沿革）始めて桓武天皇紀延暦二年三月の條に見ゆ

（現狀）和名抄に大野、新治、丹波、周枳（スキ）、三俣、神戸、口枳等の郷あり、後ち改めて中郡と稱す、蓋し中世國號と同じき者を改めし時なるべし、正保國之に仍り、寛知集、元祿帳又丹波に改め、郡名考以下中に作り「ナカ」と稱す、以下之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**タニブンテウ**　谷文晁（文花晁）（押花）

本名井に字を文晁といふ、初め文朝又師陵と號し、後ち一知居士、無二菴、畫學齋、逸叟と號す、平生好て富嶽を寫すをもて、其家を寫山樓といふ、薙髮して法眼に叙せられ文阿彌と稱す（藝林叢話）谷の子、寶暦世宗世に、江戸下谷二長町に住す、寶暦十三年九月生る、天性畫を好み、やゝ長するに及びて、加藤文麗の門に入りしが、文麗其畫才を愛し、己が一字を授けて、文朝と號せしむ、其後馬孟熙（北山樂麓）に就いて、清人の畫風を學び、傍ら古土佐の妙趣を味ひ、或は英一蝶の長所等を窺へり、淺逸南岳の京都より江戸に來るや、姜子文一なして其門に入らしめ、己も大に南岳より得たる所ありといふ、これより宋元の名蹟を蒐ひ、又雲舟探幽の筆意を折衷して、遂に一派を爲す、山水花鳥人物皆精妙なれども、殊に山水に至りては、擬董巨樣雲煙浮動の態、自然に筆端より溢出するの概あり、また實緣山水に長じ、結構緊密、設色古雅、殆ど朝人と席を爭ふに似たり、故に名聲頗る高く、其門に入るもの殆ど千人、每月二七の日の稽古日には、玉寶堂といふもの寫山樓に來り、筆墨紙硯印林類を書きけるに、買ふもの多く、常に行李を空しくして歸りしといふ、又庖廚に料理人を抱へ置き、遂來の門人には午餐を供し、杯を卿みつゝ揮毫せしといへり、なほ年始、歲暮、家塾の開期、九月九日の生日等には知己門生を集めて酒宴を張り、日本橋魚河岸より、大小の鮮魚を寄贈して、宴會の料理に供したり、文晁田安家の繪師となり、且松平樂翁侯に愛せられ、集古十種の編圖をふがき、又侯の命にて石山寺緣起を補ひしが、一々古實により殿堂の構造服飾の制を考へ、其精妙なること驚くに堪へたり、天保十年九月、七十七の賀宴を兩國の萬八樓に開きしが、其盛なること未曾有と稱せらる、天保十二年十二月十四日歿す、年七十八、淺草五臺山源空寺に葬る（藝林叢話、古物目錄、畫學大全、歷代名公畫譜、著臣圖像、本朝畫苑、畫學叢書、日本名所圖讃等、皆世に行はる、「ブンテウハ」參看（槇弁博士「日本繪畫史」）

**タニヤマノコホリ**　谿山郡（和名抄）　薩摩國

（沿革）延喜式に始めて見えたり（續日本紀）和名抄に、谷上、久佐等の郷あり、建久國田帳谷山に作り、古圖溪山に作る、寛知集以後谿山に復し、地誌提要谷山に作る、郡區編制の際又谿山となし、明治二十九年鹿島郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、注今全書）

**タヌマウヂ**　田沼氏（遠江相良）　姓は藤原、武藏守平常六世成行下野國足利に住す、依て足利大夫と號す、四世佐野太郎大夫基綱、十世の孫盛綱の男重綱、同國安蘇郡田沼村を領し、田沼九郎と稱す、子孫依て氏とす、其嫡孫刑部少輔忠高に至り專姓

に改む、男尊高、永祿八年八月丸墓山地藏堂前に於て戰死す、孫忠吉信濃に移住す、其子吉次、紀伊頼宣に仕へ、曾孫意行、頼職及び吉宗に仕へ、後ち吉宗將軍職を襲ぎ、江戸城に入る時同じく供奉す、六百石を加賜す、享保九年十二月從五位下に叙し、主殿頭に任ず、男意次寶暦元年七月側衆に補ぜられ、四千石を加賜、爾來屢々加封せらる、八年九月封を遠江國に移され、六年八月老中格に補し、安永元年正月老中に補せられ、城を相莫に築きて之を治む、天明三年十二月御子意知若年寄に補ぜられ、扈米五千苞を賜はる、五年正月五千石加賜、前封を併せて五萬七千石、六年十二月事を以て二萬石を削らる、七年十月意明二萬七千石を削られ、封を陸奥國下村に移さる、文政六年七月意正若年寄たるの累勳を以て、封を故封遠江國に移され、相莫を治む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○電網——重村——意行——意信——重睦——光房

- 重綱——忠高——重高——重次——忠吉——吉次
  - 吉重——義房——意行（オキユク）——意次（オキツグ）——意知（オキトモ）——意明（オキアキラ）
  - 意登（オキカズ）——意信——意定——意正（オキヒロ）——意睦（オキヒロ）——意尊（オキタカ）
- 意寄——忠千代——望正

## タヌマラキツグ　田沼意次

名號 幼字龍助、叙爵して主殿頭と稱す 諱 意行（或は重意に作る）の子 家祖 享年十五にして四丸（德川吉宗の世に家重此に住す）附の小性となり、扈米三百俵を賜ひ、享保二十年家を承けて秩六百石を領し、元文二年叙爵す、延享二年家重將軍職を襲ぐに及び、從つて本丸に移り、四年小性組番頭格申次見習となり、寛延元年其番頭に進み、昵近番のごとし、此年千四百石を加ふ、寶暦元年側衆申次に轉じ、八年また六百石を加へ、はじめて萬石に列し、遠江相莫の地を賜ふ、明和四年側用人に移り四品に叙し、なほ綿を增して二萬石となり、城主に列し、新たに相莫城を築く、六年老中格に上りて侍從に任じ、更に五千石を加へ、安永元年老中となる、爾來屢々加恩ありて、遂に五萬七千石に到る、三年子意知若年寄となり、父と相並びて顯職たり、天下目を側つ、是より先弟意誠を以て一橋家老となし、水野忠友を老中に、太田資愛を若年寄に推擧す、忠友は、後松本城主水野忠恒が後なれば、封地を增加して祖先の舊に復せんことを圖り、務めて意次に媚附し、意次の四子忠徳を養うて嗣となしたるを以て、竟に老中となりて三萬石を領し、資愛また其女を意知に嫁したるがゆゑに、遂に若年寄に進む事を得たり、此に於て其親姻首席職に登り、天下大小の機務一門に集り、刑賞與奪の權悉く其手に出でしを以て、勢威頗る强盛なり、之によりて佞幸の徒競び進みて、誅求其私藪に非らざるほなく、賄賂公行し、與馬其門に輻湊す、然るに天明四年意知、佐野政言に害ぜられしより、漸く勢を失するの端を開き、六年八月將軍家重病大漸に至るに及び、八月二十日職を奪はれ、尋で家治將軍職を襲ぐや、更に封二萬石を削り、七年十月、また在職中不正の事多かりし故を以て二萬七千石を削り、致仕蟄居を命ぜられ、特に一萬石を嫡孫意明に賜ひ、且相莫城を没收せらる、此に於て意次と縁を通じ親しく交りし者も交を絶ちて往來せず、忠友のごときは養子忠徳を職縁するに至れり、八年七月二十四日歿す、年七十（野史、續德川實紀、德川太平記）

## タヌマモトトモ　田沼意知

名號 幼時龍助 諱 意次の子 家祖 寶暦十四年正月意形にて將軍德川家重に初見の禮をとり、菊間縁頰詰となり、明和四年十二月叙爵す、六年九月父の隆により溜間詰となり、天明元年十二月奏者番に進み、三年十一月若年寄に陞り、新に扈米五千俵を賜ふ、時に父意知老中たりしのみならず、一門皆權要の地を占めたりしが、殊に意知の勢威は父にも超えたりといへり、然るに新番佐野新左衛門政言に怨を買ひしことありて、四年四月殿中に於て害ぜらる、年三十六、或ほいふ、田沼氏の家務は佐野の支流なりしを以て、其系圖を政言に借り、遂に之を返却せざりしより奇禍を招きたりと、いまだ其眞僞を詳かにせず（野史、續德川實紀）

## タネガシマ　種子島（多稱、多嶽）

所屬郡 大隅國熊毛郡、南北凡十四里、東西凡二里中の小島なり 關白 天武天皇六年の條に、多禰島人を飛鳥寺の西槻の下に饗したる事あり、八年十一月の條、幷に特統天皇紀九年の條にも其名見えたれども、此に所謂多禰は南島の總稱なるべしといへり、尋で天武天皇紀十一年の條に「多禰人、掖玖人、阿麻彌人賜祿、各有差」とは、明らかに今の種子島たるを知る、大寶年間、國に准じて、西は三島（壹岐、對馬、多禰）の一に列し、熊毛、能滿の二郡を置く、天長元年能滿郡を熊毛郡に併せてより、一島一郡となり、大隅國に屬せしめらる、鎌倉時代に及び、種子島信基はじめて南溟十二島に封ぜられ、種子島を治所となし、以て子孫に傳ふ（或はいふ此時代のはじめ、大浦口某本島の地頭となりて鎌倉に住し、代官上妻某をして在島せ





しめ、其下に野間、熊毛、高野の三氏ありて之を治めたりと、又一說に野間以下の三氏は建久以前より在島して其地を領したりと、いまだ其是非を詳かにせず、信基十三世の孫時堯の時、葡人此島に來り鐵砲を傳ふ（別項「タネガシマ」參看）享禄天正年間、豐臣秀吉種子島久時を薩摩智覺院に移封し、島津以久に與ふ、種子島氏は於て遂に島津氏の附屬となる、越えて慶長四年三月再び舊領に復し、子孫繼承して明治維新に至る、いま北種子、中種子、南種子の三村に分つ、「クマゲノコホリ」「タネガシマウガ」參看（南島偉功傳、大日本地名辭書）

## タネガシマ　種子島

名號 西歐より種子島に傳來し、且其地に於て始めて製造せられたる小銃の名 起源 天文十二年八月、薩摩の屬島たる種子島の西村彌に一大船漂著す、何國の人たるを知らず、西村の寄西村時貫之を訊問し、南蠻の賈人たるを知り、命じて赤尾木浦に入らしむ、賈人の長二人あり（外錄を按ずるに、此時來朝せる葡萄牙人三名、詳しくは下に述べし）一人を牟良叔舎といひ、一人を喜利志多佗孟太といふ、手に一物を携ふ、卽ち鳥銃なり、邪人其射擊の狀を見て、其奇妙なるを百餘百中の巧なるとに驚かざるほなし、島主種子島時堯、重禮して其大要を曉り、二千兩を以て二挺を購ひて家珍となし、且家臣篠川小四郎秀重に命じ、製藥の法を學ばしむ、ヒントの起行に、其時の狀を記して曰く、斯くて島主はチエトモ（葡萄牙人）に問ひ、鐵砲ありとても彈藥の法を知らざれば其益なからべしとて、彈藥の製法を教へよと請ひしに、チエトモ快諾して之を教へ、島主は自ら之を製造するに至れり、島主も今は他事を打ち捨て朝夕鐵砲を弄びて、恰も狂人の如く、或は銃の模型を作り、或は銃を鍛練する




第一圖　第二圖　第三圖

第一圖は、南島偉功傳所載の圖にて、時堯始めて葡萄牙人より獲し銃身、長二尺三寸九分、第二圖は、同上所載、八板金兵衛始めて鑄造せし小銃、銃身二尺三寸六分中、塞共三尺三寸四分、第三圖は、銃の名所を示す、

などに餘念なかりき、元來器用なる日本人の眞性として、製作の法も遂に成功し、半年の後我等出船の折までに、早くも六百餘挺の製作ありたり」とあるにて、時堯が如何に熱心なりしかを知るべし、然れども、ヒントの文中六百餘挺を製造するに至れりとあるは、誇張に過ぎたり、蓋し此時には銃身を作り得しも、其底を塞ぐ事を知らざりし頃なればなり、（繼詳しくは下に說くべし）かくて外人等は留まる事殆ど五ヶ月にして去りしが、時堯等主從は、絶えず此奇世の珍器を研究する事を怠らざりき、時に紀伊根來寺の僧に杉之坊某といふ者あり、之を傳聞し、來りて傳授を乞ふ、時堯其志を嘉し、銃一挺を分與し、且製藥の法と發火の法とを敎ふ、此に於て銃器始めて內地に傳播す、是より先時堯、鐵匠敎人をして其形象を熟視せしめ、月餘年練、新たに之を製せんとす、其形製頗る類似せりと雖も底を塞ぐべき所以を知らざるを以て、其目的を遂する事能はざりしが、其翌年に至り、上述の外人再び岡島熊野浦に來る、賈人の內一人の鐵匠あり、時堯以て天の授くる所と爲し、八板金兵衛清定をして、銃身の底を塞ぐの法を學ばしめ、始めて數十の鐵砲を製し、然る後其臺の形と其飾の鍍金とを造る事之を以て樵與と爲す、而して八板氏の系圖に據るに、十二年外人の來れる時、其術を學ばんが爲に嫡女を船長に嫁はして一朝の交を結び、數月の後外人は其女を伴ひて去りしが、其翌年再來するに際し、遂に底を塞ぐの法を得たりとあり、傳說によれば其女の名を若狹と稱し、才色壁絶の婦人なりきといへり、此事たる別に記錄の載すべきものなしと雖も、當時の人情として外人に嫁するが如きは婦人の恥づる所にして、挾して榮譽とすべきものにあらざれば、散ち

に之を作爲し、假說を作るべくも思はれざれば、蓋し事實なるべし、顧て按するに、此時種子島に著せる南蠻の長二人とは、昔葡萄牙人にして、其姓名は、吾國の記錄には、喜利志多佗孟太といひ、之を李良叔舍ド・ゴイトの印度に於けるポルトガル人の發見及び征服記、アントニオ・ガルバンの世界發見記、メンデス・ピントの世界遍歷記、フランシスコ・サビエツの書簡等を參考して、天文十二年に來れる外人は、アントニオ・ダ・モタ、フランシスコ・セイモト、アントニオ・ペソトの三人にして、我國の記錄に見ゆる喜利志多佗孟太は、グリストバンと云ふ名を、ダ・モタと云ふ姓名を混ぜるなるべく、李良叔舍はフランシスコにして、セイモトの名丈を存したるなるべく、ペソト一人のみ我國の史料には見ゆるも、又何故にダ・モタの姓にグリストバンの名を附せしか問なきすと考證せられたり。

かくの如くにして種子島なる一小島は此銃器を傳來し、且其地にて製造するを得るに至り、我國の武器に一大革命を傳へたり、其後和泉國堺浦の商人に橋屋又三郎といふものあり、兩三年の間種子島に來住して此技を學びて歸る、人其名を云はずして、鐵砲又とのみ稱したりといふ、これより、して畿內附近の諸國みなこれを傳習し、引いて關東にも及ぶに至り、遂には海內至る處として銃器を軍陣に用ひざるはなく、更に支那に傳播するの盛況を呈するに至り、かの文祿征韓の役のごときは、尤功力ある武器として、非常に明軍をなやましたりき、江戸時代に入りては、兵革既に欲まり、また鎖干もなくして鎖國の令發せられたれば、種子島銃も特種の進歩を呈するに及ばず、維新の際に至り、幕府の兵制を改革するや、獨人に注文して新式の銃器を輸入し、種子島遂に廢す、其器の名所は國にて知るべし。「ヤ

**タネガシマ**

**タネガシマウヂ　種子島氏**　平清盛より

ツバウ、參貢（南浦文集、史學研究法、南島傳功傳）出づ、清盛の孫行盛の子信基、平氏滅亡の時に當り年幼弱なるを以て、母と共に京都に潛匿したりしが、後ち北條時政の後護を受けて、始めて南海十二島（種子、屋久、惠夏郡、硫黃、竹島、口之島、臥蛇島、中之島、諏訪之瀨島、平島、黑石島、寶島）に封ぜられ、種子島を以て治所と定めたり、因りて氏と爲す、（按するに南島及び隣隅二州の舊家等、平氏の餘黨と稱する者多きも、皆信憑するに足らず、種子島氏の如きも、果して平氏の子孫なりや否や明かならず、いま暫く家傳に從ふ）後ち鎌倉世變を聞して領土漸く減じたりと雖も、室町時代永正年間に及ぶまで三百餘年間は、なほ初封（或は其大部分）を領有せしものに似たり、時堯の時に至り天文年中、葡人來著し鐵砲を傳ふ、時堯其利器たるを悟り、家臣に命じて砲術及び製法を學ばしめたり、我國に洋式の鐵砲ある實に茲を以て嚆矢と爲す、（「タネガシマ」參看）天正年間豐臣秀吉、時堯の子久時を薩摩島津氏に移し、種子島を以て島津以久に與へしより以後、遂に島津氏の附庸となり、內外の征戰常に其麾に屬したり、慶長四年四月再び舊領を安堵せらる、久時の子忠時に至り、寬永二十年邸を鹿兒島に築きて之に居るに及び、君臣の分全く定まりしと雖も、島津氏の種子島氏を遇するや、敢て他の臣屬と同くせず、名は一門格なりしも、實は賓禮を以てしたりき、忠時の孫久基といふ、元祿十一年三月琉球王より聘與したる甘藷を培養し、二三年にして島中に充滿せり、我國に於ける之を甘藷栽培の始めと爲す、明治維新の際領地を返上し、近年まで信基――信式――信眞――眞時――時基――時充――頼時――清時――時長――繼時――時氏――忠時――惠時――時堯――時次――久時――忠時――久時――久基――久遠――久芳――久照――久道――久珍」

**タネヒコ　種彥**　高屋種彥（タカヤタネヒコ）を見よ、

**タノモイウヒツ　憑右筆**　憑總奉行（タノモソウブギヤウ）を見よ、

**タノモシ　頼母子**　無盡（ムヂン）を見よ、

**タノモリウブギヤウ　憑總奉行**　室町幕府の職名、八月朔日、贈遺獻納物を掌る、また八朔奉行ともいふ、「所司代記」「鎌倉幕府の時よりして、八月朔日、將軍の物を獻ずる式あり、（喜要觀資治元年の條に見ゆ）此を頼祝と云ふ、然れども大儀にはあらざりしを、尊氏將軍の時より嚴儀となり、義滿の時に至つては、七月晦、八月朔、及び三日、すべて三日間、物を獻ずべき定となりき、當時は、朝廷へも獻物し、朝廷亦幕府へ下賜あり、幕府にても、物を獻ずし將士神官等に、各道物ありて、事務多端なる故に、殊に憑總奉行を置き、政所執事、伊勢氏の世職とす、又其族なほ以て憑右筆とす、（又奉行とも稱す）讃家へ道物の內書を調進す、又御憑使ありて遣物の使を奉ず（官制沿革略史）

**タノモノイヒ　田物祝（憑祝）**　公武年中行事の一、八月朔日に行ふ祝賀にして、また「タノミ」とも、「タノム」とも訓じたり、（バンサク、參看、モソウブギヤウ）を見よ、

**タノモブギヤウ　憑奉行**　憑總奉行（タノモソウブギヤウ）を見よ、

**タバコ　煙草**　南蠻牙語の Tabaco よ



り出づ、蓋茄、長命草、南草、相思草、金絲固等の別名あり、また多葉粉とも書す「問學論柏載の年代詳かならずと雖も、戰國時代の中葉ならんか、路穗集遺知、嵯陽古今物語には、天文年間とあり、異本塔寺長縞、長崎古今要覽には慶長四年、奥富士物語、相模家年代記、歷代要考には慶長九年、當代記には慶長十年前後のごとくなしたり、蓋し歐人の我國に來れるは、天文年間の事なれば、其時少くとも邦人の見聞に入りしなるべきも、同時に喫煙の風を生じたりとは聞はれず、其流行するに至りしは遙か後のことなるべく、而してこれを培養もたるは、慶古年表に「慶長十年天下多葉粉始、其種從南蠻來」と見え、異本塔寺長縞には、「慶長十年、今年自異國種子を持來て作り、手入を指南すと」と見え、奥富士物語には「慶長九甲辰、今年唐より初てたばこ吞事はじまる」など見え、慶長十年、既に盛用の多かりし事より考ふれば、慶長以前早く喫煙の流行せるを知るべし、なほ三省錄には朝鮮陣の時將士等多く喫煙したる事を載せ、煙草錄には文祿の頃に「きかぬもの、ただこの法度錢法度、玉のみこに、げんたくの警者」といへる落首ありし事を載せたり、もし事實なりとせば、桃山時代には既く流行し居たりしものなるべし「問學論」煙草の培養既に開け、其供給運れかりし結果として、非常の速力を以て天下に行はるゝに至りしが、江戸幕府にては、これを以て有害無益のものと認め、慶長十四年、同十五年、同十七年、元和元年、同二年等、屢々令を下して、喫煙を禁じたれども、永く行はれず、日を追うて盛んとなり、遂に國民一般の常習となりたり、而して羅山文集を按ずるに、「他波古草名、採之乾曝、細之其葉、而貼于紙、捲之、吹火吸三其煙、喫、謂



所「人多爲之」と見えたれば、其最初ありては、今日の卷煙草のごとくして喫したるなるべし、後烟管行はれて此事衰へたり、また古くは刻み煙草といふものなく、各々手作りにしたるものなりしが、延寶天和の前後に至りてこれを行商するもの生じ、遂で一般に商品を購ふ事となれり、なほ其刻み方は、元祿の頃は五分刻みとして寒く刻みたるを賞美せるが、後ち、には細くせるもの歟く行はれ、「問學論」塵塵園分、「慶前長崎、山城花山、播津服部、大和吉野、河內龍泉、和泉新田、甲斐門前、同小松、信濃和田、同宮古、上野高崎、相模波多野、常陸赤土等名あり、其他各地に產するもの亦多し、明治維新の後紙卷の煙草頗る行はれ、我國また其法を學びて製するもの盛からざりしが、明治廿八年金鵄キセルと稱す、蓋し舊幕牙語にあれば、蓋し蹠國の際之を置きしものなるべし「問學論」延喜式多麻に作り「タバ」と稱す、和名抄に、小川、川口、小橋（フヤキ）小野、新田、小島、海田（アマタ）石津、狛江（ナノエ）勢多等の郷あり、「拾芥抄」又多麻に作る、後分れて多東、多西二郡となり、天正の末、徳川氏東遷の後舊に復して又一郡となし、勢多郷は遂に在原郡に入る、古圖多磨に作り、「覺知集」元祿帳多摩に作る、然るを郡名考又多磨に復して「タマ」と稱せしが、天保郷帳多摩に作りしより、以後之に從ひ「タマ」と稱す、明治十三年五月東西南北の四郡に分つ、明治二十九年東多摩郡と南豐島郡と合併して豐多摩郡と爲す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

**タバコホリ　多磨郡**　「問學論」在、武藏國

「問學論」孝德天皇の朝我邸を分て入國とす、武藏國に居る、國府此郡小野郷にあれば、蓋し蹠國の際之を置きしものなるべし「問學論」延喜式多麻に作り「タバ」と稱す、和名抄に、小川、川口、小橋（フヤキ）小野、新田、小島、海田（アマタ）石津、狛江（ナノエ）勢多等の郷あり、「拾芥抄」又多麻に作る、後分れて多東、多西二郡となり、天正の末、徳川氏東遷の後舊に復して又一郡となし、勢多郷は遂に在原郡に入る、古圖多磨に作り、「覺知集」元祿帳多摩に作る、然るを郡名考又多磨に復して「タバ」と稱せしが、天保郷帳多摩に作りしより、以後之に從ひ「タバ」と稱す、明治十三年五月東西南北の四郡に分つ、明治二十九年東多摩郡と南豐島郡と合併して豐多摩郡と爲す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

**タハラ　俵**　藁或は蘆などを編みて作りたる袋の一種、米、炭、鹽等の類を納むる用に供す、字典に、「俵散又分斛なりと見え、倉米を分ち斛で俵塵に充るの義に起れり、農政全書に、「成形圖說曰、俵は和字なり、要把斛の略歟、一說に田斛也、或曰、俵は字書に散なりとあれど、散米といふより取りしならんともあり、按に、字書天皇紀に、「夜の守、加麻須」とあるものあり、これは飲み口の巻などに關れざる用意にて點火の時には除きて用ひしこと嘗書語に見ゆ、其後世と共に進歩し金銀以下の美麗なる及び各種の形など流行するに至れり（當代記、異本塔寺年表、歷代要考、相模家年代記、濃飲年表、奥富士物語、長崎古今要覽、長津問書、慶長見聞集、落穗集追加、三省錄、羅山文集、嵯峨草、木村食鑑、屠龍軌範、嵯峨語、嵯峨遊筆覽、燒塩談、我天、千種日記、茅窗漫錄、蠹餘）

**タバノ――タハラ**

の、古の俵の事にて、蒲鉾ふものぞ其遺製なるべし、字書に、蒲は苞也と注す、即ち俵と同じ、書俵てふものは、二升以上五升盛のものにて今の袋の如し、然るに一統に、俵の大きさ変りしは、上に納める料に劣りしけるにや、類聚国史延暦十七年正月、勅畿内諸国、斗料有限、又類一俵二升已上、穀亦斛別五升已上云々、雑式曰、公私運米五斗為一俵、仍用三俵為一駄、是五斗俵の始めにて、蓋穀米なり、凡て駄荷馬の荷の重の積た四十貫と云ふも、五斗俵二俵を負する積りなりと云へり(公義の定め一俵三斗五升入り、重さ十六貫目なり、三斗五升は御料所平均三つ五分に あたるゆへなりと云ふ)といへり、

**タハラトウダ**　俵藤太　藤原秀郷(フヂハラ ノヒデサト)を見よ、

**タハラノシチタウ**　田原七黨　三河田原の七黨即ち牧木、荒川、宮川、天野、林野、竹本、戸田の七家を云ふ、

**タハラノテンワウ**　田原天皇　施基皇子(シキノヒウジ)を見よ、

**タハラノヒガシノミサザキ**　田原東陵　光仁天皇の御陵、また後田原陵ともいふ、大和国添上郡田原村大字日笠に在り○形状圓にして、兆域東西八町、南北九町(諸陵考云、高二丈許、周四十九丈許)守戸五烟あり(禮樂志、陵墓一覽)

**ダビ**　茶毘　火葬をいふ、梵語、火化と譯す、又闍維と譯す、火葬場を茶毘所と云ふ、諸宗にては無常堂、禪宗にては延壽堂と云ふ、茶毘所は京都にては初めは鳥邊野、後ち建仁寺の後林に移し、尋で鳥邊野に復し、赤花頂山に移せりと云ふ、江戸にては千住骨ヶ原、鈴ヶ森、刑場の近傍及び隅田川の東行徳街道に當れる中川邊に設けたりも云ふ、この火葬場に在りて死體の火葬を掌る者を茶毘師と云ふ、後世は隠坊と云へり(クヲサカ「サカシキ」参看(彷廂、類聚名物考、江戸砂子)

**タビノミヤ**　旅宮　御旅所(タビドコロ)を見よ、

**タヒラウヂ**　平氏　「ヘイシ」を見よ、

**タヒラウキヨモリ**　平清盛　[illegible]別髪して静海(或は浄海)に作る)といふ、世に平相國と稱す、[illegible]忠盛の長子、母詳かならず、平家物語には祇園女御となし、源平盛衰記には兵衛佐局となし、共に清盛を以て、白河法皇の落胤と爲す、蓋し清盛の母は院中に奉仕せるものなる事は信ずべきが如きも、落胤とするは慎ふべきものに似たり[illegible]大治四年従五位下に叙し、左兵衛佐に任じ、久安二年正四位下に累進して、安芸守に任ぜらる、保元元年崇徳上皇、藤原頼長、源爲義等と兵を擧げて皇位を爭ふや、清盛は後白河天皇の招に應じ、源義朝と共に、白河殿を攻め、大に上皇の軍を破る、功を以て播磨守に任じ、尋で太宰大貳に叙す、平治元年、是より先義朝清盛と隙あり、遂に藤原信頼と謀り、清盛の不在に乘じ、兵を發して後白河上皇を幽し、且つ二條天皇を挑して爲す所あらんとす、清盛變を聞きて急ぎ還り、天皇を六波羅の第に迎へ、更に諸子諸將を遣はして信頼を誅し、義朝を走らす、既にして義朝尾張に逃き長田忠致の殺す所となる、永暦元年正三位に叙し、尋で參議に任ず、是に於て清盛の勢威漸く盛んなり、永萬元年權大納言に累進す、既にして高倉天皇位に即くや、清盛は後白河法皇の命を奉

とを宗盛に諭さしむ、盛衡其不可なを知ると雖も拒む能はず、書を屋島に送りて旨を傳ふ、宗盛果して從はず、既にして檀ノ浦の戰に平氏滅亡するや、頼朝之を鎌倉に迎へて好遇す、一日頼朝、侍女千手及び工藤祐經等を遣はし、酒肴を饋りて慰藉する所あり、祐經、鼓を擊ちて今様を歌ひ、千手琵琶を彈じ、盛衡また興に乘じて笛を吹く、まづ五常樂を奏し、自ら謂つて曰く、これ後生樂なり、次に皇鑒樂を奏して曰く、是れ往生樂なりと、夜闌にして宴罷むの後、千手を留めて酒を勧め、一曲を朗詠して曰く、「偶暗教行風氏涙、夜深四面絶歓聲」と、明年六月頼朝盛衡を奈良に送り、東大興福二寺の請によりて、之を木津川に斬る時に年廿九、倩往其首を得て之を奈良坂に梟す、盛衡の冤魂遂に報ずるなり（大日本史）

## タヒラノシゲモリ　平重盛

清盛の長子、仁安二年中務少輔となる、保元元年崇德上皇兵を白河殿に集むるや、重盛父に從うて軍功あり、二年正五位下に叙し、左衛門佐に任じ遠江守を兼ね、平治元年、源義朝、藤原信頼と兵を擧げて内裏に據る、重盛父と共に變を聞きて驅せ歸り、自ら待賢門を攻む、信頼大に懼れて退きしを以て、更に進んで大路樱樹の下に至り、義朝の嫡子義平と戰ひて利あらず、既にして義朝六波羅を襲ふ、重盛擊つて之を退く、是年功を以て伊豫守を兼ね、明年從三位に叙し、長寛三年正三位に進み、永萬元年參議となる、是秋二條天皇崩じ、請守の骨侶會葬す、延暦興福二寺衆徒爭つて兵を構ふ、時に議官あり、後白河上皇陵に僧徒に命じて平氏を討たんとすと、清盛大に驚き兵を率めて自ら守る、重盛堅く執つて妄と爲し、清盛を諫む、清盛曉る所あり、遂に兵を解く、仁安元年權中納言に任じ、春宮大夫を兼ね、二年從二位に叙し權大納言に遷る、三年病を以て官を辭す、承安元年權大納言に復し、四年右大將を兼ね、治承元年左大將に轉じ、尋で内大臣に轉ず、既にして藤原成親等寵を結びて平氏を滅さんとし、事洩れて罷ぜらるゝや、清盛後白河法皇を別宮に幽せんとす、重盛極諫し其事遂に罷む、然れども清盛の跋扈目に甚し、重盛居常憂憤し、幾干もなくして左大將を解き、三年内大臣を辭す、尋で病あり、高倉天皇爲めに藥を賜ひ、法皇また親臨して病を問ふ、八月薨ず、年四十二、重盛資性忠篤にして武勇人に秀え、物に接すること溫厚なり、故を以て中外盡を屬す、重盛また其宗中四方に各十二佛像を置き、像別に長明燈籠を懸り、美女四十八人を選びて其事に供し、日沒に及ぶ毎に、禮讃擧るの後、鼓人因りて燈籠大臣といふ（大日本史）

## タヒラノタダツネ　平忠常

忠頼の子、清盛下總に居り上總介に任ず、從五位下に叙し武藏押領使となる、忠常世々東國に居り、族衆強盛なるがゆゑに、驕を恃みて桀横なり、二總の間に盤踞し貢賦を輸せず、徭役を供せず、長元元年遂に兵を擧げて上總國府を陷れ、安房に逃し國守を殺す、朝廷平直方に命じて之を討だしむるも、安房守藤原光業は、忠常の威に懼れて京都に逃れ、直方また久しく功績なし、是に於て更に甲斐守源頼信に勅して追討せしむ、四年頼信軍を進めて常陸に入る、忠常常總間に流るゝ大水を掘して要害を固め、且船を收めて渡るを得ざらしむ、頼信は逃漏あるを探知し、直に進擊せるを以て、忠常倉皇として笹の出づる所を知らず、薙髮して軍門に降る、頼信忠常を俱して上京の途美濃野上に至りて忠常病死す、因て首を斬りて京都に送る（大日本史）按ずるに、田中文書中に頼信の告文ありて、忠常征討の事に及び「不ル振ニ士民ニ不ル費ニ所部ニ不ル擊ル敵ニ不ル擾ル族ニ不ル殺ル衆ニ不ル逸ル矢ニ不ル認ル攻ル居得ル寇城ニ」とあり、編年殘篇にも「下ル向甲斐國ニ、智經組問、忠常誅降並來則云々」とあり、扶桑略記、小右記にも戰場に赴かんとするの際忠常來降せる記事を載せたるを以て、頼信が大河を徒渉して進擊したるは誤傳なりとの一説あり、告文は史學雜誌十篇七號に、之に關する大森金五郎氏の考證ほ、歴史地理第一卷一號及び二號にあり、必ず參照すべし、

## タヒラノタダノリ　平忠度

忠盛の子、清盛の弟、正四位下薩摩守たり、養和元年延暦寺等と源行家を洲股川に破り、行家の子行頼を擒にす、壽永二年源義仲延暦寺に據り、足利義清丹波に拠り、將に京都を犯さんとするや、忠度兵を率ゐて義清を拒ぐ、既にして平宗盛諸將を召還し安德天皇を奉じて西海に走る、忠度亦之に從ふ、三年源義經の一谷を襲へる時、忠度四門を守りて北面實平を拒ぎたりしが、軍敗るゝに及び、左右三人と共に水濱に走る、興部忠澄追及して之に溺り、交々搏つて馬より墜つ、忠度刀を抽きて刺したれども纔かに其領下を傷けしに過ぎず、會々忠澄の從卒來り救ひ後ろより忠度を擊つて右臂を斬る、忠度自ら覓べかちざるを圖り、忠澄に頼つて曰く、汝且つ緩うせよ、我將に佛名を唱へて死なんとすと、乃ち忠澄を引いて之を投ずる事丈餘、是に於て尊を解き甲を脱し、西



に向ひて端座す、忠澄遂に之を斬る、時に年四十一、憑澄其鎧を開ずるに、自書の歌集一卷あり、はじめて忠度たるを知るといふ、忠度熊野に生長し、智力衆に超え、聲名一時に振ふ、無れて和歌を藤原俊成に學び堪能の譽あり、はじめ鎮西に赴くに際し、淀より還り、俊成を五條の邸に尋ねて別を告げ、托するに詠草を以てし、世昇平に屬するの後、もし勅撰集の擧あらば、採錄の榮に與からんことを請ふ、俊成許諾す、忠度喜びて去る、既にして俊成の手載集を撰するに及び、故郷花の一首を取りて之を載せたれども、朝議を憚りて姓名を書せず、入これを惜む（大日本史）

## タヒラノタダモリ　平忠盛

正盛の子、白河堀河鳥羽の三朝に仕へ、正四位上に叙し、播磨伊勢備前等の守に任じ、檢非違使左衛門大尉となる、大治中山陽南海の二道洋賊起るに及び、忠盛勅を奉じて之を捕ふ、長承元年鳥羽上皇得長壽院を創むるや、命を受けて土木の事を掌り、功を以て但馬守となり、幾干もなくして刑部卿に進み内昇殿を許され、上皇の寵遇日に隆し、はじめ白河法皇常に勇士を選み、以て護衛に宛つ、忠盛亦之に與る、嘗て忠盛に謂つて曰く、昔小一條院源頼義を親近し、未だ嘗て側を去らず、今汝また朕の身を離るゝ勿れと、法皇寵姫あり、祇園女御といふ、後ち忠盛に賜ふ、仁平三年卒す、年五十八（大日本史）

## タヒラノトキタダ　平時忠

時信の子、久安中非藏人左衛門尉となり、後白河天皇の御代、刑部兵部等の大輔を經、永暦元年右少辨を兼ね、幾干もなくして解官す、應保二年國家を咒詛するに坐して出雲に流され、永萬二年赦されて京に歸り、明年官位を復す、仁安中參議從三位となり、尋で權中納言に陞る、嘉應元年原成親の罪狀を奏するの事不實なるに坐して又出雲に流されしが、明年延暦寺の訴によりて歸京するを得、また官位に復し尋で從二位に叙す、治承三年正二位に進み、壽永二年權大納言となる、此秋平宗盛等源義仲の攻むる所となりて京都に留まること能はず、族を擧げて西海に走るや、時忠また之に從ふ、既にして檀ノ浦の戰に際し、安德天皇既に崩じ、劍璽赤海に沈み、唯内侍所のみ存す、源軍の兵士其何物たるを知らず、將に櫃を啓かんとす、時忠此を止めて曰く、これ内侍所なりと、兵士恐怖して退く、時忠已に京都に還り、竊に子時實に謂つて曰く、吾れに文書一篋あり、魯に源義經の敗むる所となる、もし露顯すれば遂及する所甚多く、吾また免る事を得ず、如何せば可ならんかと、時實曰く、義經婦言を信ず、彼と婚を通じて之を請ふべきなり、時忠泣いて之に從ふ、義經女を得て大に悅び、遂に其文書を還す、時忠悉く燒棄す、尋でまた後白河法皇に京師に、帥線を保護して鎮京せるの功により、頼將を免かれんことを請ふ、是より先時忠鎮西に在るや、國懸に居らずと雖も、軍國の事預り決せざるはなし、故を以て深く頼朝の忌む所となりしのみならず、法皇もまた之を喜ばざりしが故に、延議遂に時忠を能登に流す、文治五年既所に薨ず、年六十、時忠、高倉安德の二朝に在りて樞機に關與し、幸りに清要に昇る、且清盛の婿たるを以て、勢焰一時を傾け、叙位除目多く其意に出づ、世人謂するに大臣を以てし、呼んで平關白といふ（大日本史）

## タヒラノトクコ　平德子

建禮門院（ケンレイモンヰンを見よ、

## タヒラノトモモリ　平知盛

清盛の子平宗盛の弟、權中納言に陞る、嘉應元年蔵人左中將に任ず、治承中從三位に叙し、左兵衛督に任じ、院廳別當となる、源頼政以仁王を奉じて兵を擧ぐるや、弟重衡と共に宇治に擊つて之を破る、養和元年二月兵を移して源行家を美濃板倉に襲ひ火を放つて營を燒く、行家敗走す、時に平氏の軍屢々敗うて振旅せるのみならず、知盛亦疾に罹れるを以て遂に京都に還れり、幾干もなくして參議に任じ、壽永元年權中納言を拜す、二年源義仲大兵を擁して近江に至る、知盛之を粟津に防ぎて破れ、兵を引いて京都に入り、各地の軍亦敗る、宗盛大に懼れ、安德天皇を奉じて西海に走り、尋で屋島に據る、知盛之に從ふ、既にして源頼朝の義仲と隙を構ふるに及び、義仲書を宗盛に送りて和を請ふ、宗盛之を許さんとす、知盛其不可なを極諫し、遂に罷む、三年源義經一ノ谷城を陷るや、知盛城の東門を守りて敗走す、道兵幾ど及ぶ、子知章力戰して死し、其間に乘じて僅に免かるゝことを得たり、四年二月屋島赤間關に、是に於て皇族海に泛びて長門檀ノ浦に漂ふ、既にして義經來り犯し大に海上に戰ふに際し、知盛船り船首に立ちて將士を奮勵せしと雖も遂に利あらず、天皇海に崩じ、宗盛虜となる、知盛聞きて深く之を耻ぢ、尋で自殺す、年三十四（大日本史）

## タヒラノノリツネ　平敦經

盛衡の子、清盛の經、盛國盛、後ち敦經と改む、壽永二年平氏山陽南海を復するに及び、源義仲其將足利義清、海野幸廣等を遣はして來り攻め、軍備中小島に次ぎ、將に屋島を犯さんとす、敦經、兄通盛、平重衡等と共に舟師を率ゐて水島に赴き、大に之を破り、敵將高梨高信等十三人を斬る、明年父に從うて備中下道に

在り、會々讃岐國衆來り襲ふ、教經輔綱に乘じ、通盛と共に之を防禦す、綱衆淡路に走り、源義嗣同義久に屬す、教經兄弟遂に淡路に拠り、急に之を攻むること、一晝夜、義嗣を斬り義久を擒にし、餘黨悉く平ぐ、卽ち進を福原の行宮に報ず、尋でまた河野通信を攻めんとし、通盛と路を分けて四國に赴き、教經は屋島に拠りしが、通信安藝に走り沼田次郎と合せるを以て再び進みて之を破る、通信逃れて伊豫に遁る、教經また義嗣の黨安藝宗孟の京都に入らんとするを聞き之を海上に要す、宗孟進むこと能はずして和泉灰井浦に遁く、其黨國部重茂來り救ひ、宗孟と合して俱に入洛せんとするや、教經更に之を破り、再び拠を福原に報ず、時に緒方惟能、海田宗親、白杵維高等各々其衆を率ゐて今木城に據る、通信また伊豫より往いて之に屬す、教經兵を進め、城を攻むる事一晝夜にして之を拔く、惟能通信敗走し、教經福原に還れり、既にして源義經の一ノ谷城を攻むるや、教經奮鬪し、遂に安田義定の得る所となる（大日本史、吾妻鏡）平家物語、源平盛衰記等を按ずるに、教經は一ノ谷に死せず、屋島の戰に佐藤繼信を射殺し、檀ノ浦の戰には、安藝時家及び其手下の力士二人と戰ひ、一人を蹴て海に墮し二人を雙挾して海に投すとあり、近時の史家多く吾妻鏡によりて之を非定せりと雖も、玉葉壽永三年二月十八日の條には、教經現存の說を載せ、醍醐寺雜事記また檀ノ浦戰死の諸將を列擧せる中に、教經の名を載せたり、故に大日本史は吾妻鏡の記事を疑ひ、眞の教經にあらずと爲す、餘に信じ難しと雖も、平家、盛衰記、雜事記の記する所亦全く拾つべからざるに似たり、暫く記して疑を存す、

**タヒラノノリモリ　平教盛**　名將、邸宅六波羅總門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ、



忠盛の子、清盛の弟、久安四年左近將監となり、尋で藏人となる、仁平中淡路守となり、保元中左馬頭を兼ね、大和守に遷る、平治元年藤原信頼、源義朝等の亂を作すや、弟經盛と共に官兵を率ゐて之を攻む、功を以て備中守に任ず、永曆元年常陸介に遷り、正四位下に陞りしが、應保元年、平時忠と共に、皇弟憲仁親王を立て、儲貳と爲さんと謀るに坐して官を奪はる、明年能登守に任じ、內藏頭を兼ね、仁安元年春宮亮を兼ぬ、高倉天皇位に卽くに及び、藏人頭となり、參議に任じ、正三位に叙す、養和元年更に權中納言に陞る、壽永二年平宗盛以下の一門と共に、安德天皇を奉じて西海に遁走す、十一月平重衡等と兵一萬に將として源行家を播磨に擊つて大に之を敗り、首を斬ること百八十級、遂に備前播磨を復する事を得たり、三年宗盛等天皇を奉じて一ノ谷に據る、會々叙位除目を行ひ、教盛を正二位大納言に拜す、教盛歌を詠じて曰く「今日までも在れば、あるとや思ふらん夢のうちにも夢を見るかな」、固辭して辭す、尋で四年檀ノ浦の戰に、平軍全滅するに及び自刃して死す、年五十七（大日本史）

**タヒラノマサカド　平將門**　名將、相馬小次郎と稱す、鎭守府將軍良將の三子、豪勇、膂力人頭に過ぎ、尤騎射に工なり、少にして摂政藤原忠平に仕へ、其寵に因りて檢非違使たらん事を求む、忠平含せず、將門望を失うて憤怨し、去りて關東に赴き、下總豐田郡に居り、徒黨を率ゐて常陸下總の間を來往し、攻劫を以て事と爲す、會々常陸前掾源護の三子扶、隆、繁等、女事によりて將門と讎を搆へ兵を率ゐて豐田郡を襲ひしかば、將門は迎へ擊つて大に之を破り、進んで常陸に入り、扶、隆、繁の三人を殺したり、將門の伯父平國香、時に常陸大掾として國府に在りしが、讎に與して其三子を助けしを以て、また將門に殺さる、而して國香の弟良兼と國香の女を娶りしが故に、國香の子貞盛と共に、兵を起して將門を擊ちしも利あらず、護之を京都に訴ふ、朝廷捕に報攻使し、百姓を使役するを以て將門を召し捕に遣せんとす、將門聽せて京都に至り、密に事狀を陳述したるより經に準じて釋さるゝを得たり、承平七年良兼復た將門を擊ち常總の間に戰ふ、將門軍中神異あるを以て兵を收めて還る、良兼兵を纒つて焼掠し、豐田郡梨橋院、常羽御厨皆火儘に付る、良兼將門を得ざるを恨み、十二月夜に乘じて之を襲ふ、將門奮戰して大に良兼を破る、良兼是より力竭きて亦戰ふ能はず、貞盛また京都に奔る、時に藤原玄明といふものあり、常陸に居りしが、官物を辨納せずして、却て國使を凌轢せるを以て、國司藤原維幾之を追捕せんとす、玄明懼れて將門に投じ救を求む、將門許諾し、餘ち天慶二年十一月維幾を攻めて之を殺にす、時に武藏權守興世王、將門に說いて曰く、一國を討つと雖も罪輕からず、同じくは坂東を虜掠して、時機を伺ふに若かずと、將門以て然りとし、進みて下野上野を掠め其守介を逐ふ、適々一人あり、八幡大菩薩の使と稱して來へて曰く、朕位を陛子將門に授くと、一軍大に歡ぶ、是に於て將門自ら新皇と稱し、國衙を下總猿島郡石井に興し、文武百官を置く、朝廷卽ち藤原忠文を征東大將軍と爲して之を討たしむ、未だ着せざるに當り、貞盛、下野押領使藤原秀鄕と共に來り襲ふ、將門奮戰して流矢に當りて歿す、天慶の亂（テンゲウノラン）參看（大日本史、將門記、史海）

**タヒラノミヤコ　平安宮**　皇居（タヒラノキヨ）を見よ、

**タヒラノムネモリ　平宗盛**





島大臣といふ、清盛の二子、重盛の弟、二條天皇の御宇、遠江、淡路、美作等の守、左兵衛佐、左馬頭を歷、仁安二年右中將に遷り、尋で參議に任じ、明年正三位權中納言に進み左衛門督を兼ね、治承元年右大將を兼ね、明年正二位に陞り權大納言に任じ、春宮大夫を兼ねしが、三年官職を辭したり、此の時に當り清盛の勢威頗る盛んなりしが、兄重盛薨するに及びて、益〻專橫を極む、既にして後白河法皇重盛の山莊を敞め、また藤原師家を中納言と爲すや、清盛大に怒り宗盛に命じて法皇を鳥羽殿に幽せしむ、明年宗盛、清盛を諫め、法皇を八條烏丸第に徙す、是年安德天皇位に卽く、宗盛外戚の重に恃侍し、益〻威權を逞うするに至れり、養和元年正月畿內及び伊賀伊勢近江丹波等の總管となる、時に源義仲兵を信濃に起して、源頼朝に應じ、從ふもの稍々多し、是月源行家兵數千を率ゐて尾張に拠る、目代驛を聽せて六波羅に告ぐ、京都騷擾し、兵士間に乘じて貨財を掠略するものあり、是より先平知盛、兵を率ゐて東國に赴きしが、病に罹りて洲股より還る、而して頼朝義仲の兵蹙日に蹙んなり、宗盛將に大兵を擁し、往いて之を討たんとするに際し、清盛薨じたるを以て、更に平重衡等に兵を授けて、東國に赴かしむ、三月重衡洲股に至り大に行家を破る、會々頼朝窃かに書を法皇に呈し、源平兩氏相並びて奉仕すること曾日の如くならん事を請ふ、法皇書を以て宗盛に示し給ひしに、宗盛は和解の事、實に美事なれども、先人の遺命あるを以て義として伐たざるべからずと奏し、之を拒絕したり、尋で壽永元年檀大納言に復し內大臣に任ず、拜賀の日に至り儀從甚盛んなり、時に東北の諸源氏將に京都に入らんとする際なりしも、宗盛は恰も之を忘れたるもののごとし、二年從一位に叙し內大臣を辭す、七月義仲大兵を率ゐて京都に迫る、宗盛之を宇治勢多に防ぎて利あらず、卽ち安德天皇、建禮門院及び皇弟守貞親王を奉じ、劍璽を收めて海に泛び、太宰府に如く、既にして法皇諸を下して平氏二百餘人の官爵を削り、更に後鳥羽天皇を擁立す、幾干もなく九州諸國亦源氏に應ずる者多きを以て、久しく保つこと能はず、遂に讃岐に至り、行宮を屋島に造り、近國を徇へ勢威また振ふ、明年正月進んで城を一ノ谷に築き、密に京都に入らんず、頼朝卽ち範頼義經の二弟をして之を襲はしむ、平軍大敗し屋島に據る（イチノタニノタタカヒ、參看）義經轡に乘じ來り犯すに及び（ヤシマノタタカヒ、參看）再び船に乘じて播崎に赴きしが、時に範頼大兵を領して豐後に在るを以て進むことを得ず、船を回して長門壇ノ浦に源ふ、義經追及し、開軍大に海上に戰ひしが、平軍途に利あらず、天皇は海に入りて崩じ、一族門葉悉く戰死し、平氏拔に亡ぶ（ダンノウラノタタカヒ、參看）宗盛また于清宗と共に海に投じたりしも死する能はず、海上に浮遊するに至り、源軍の捕ふる所となる、義經之を鎌倉に送る、頼朝宗盛を呼びて讃岐權守と稱し、名を末國と改む、既にして再び京都に送還するの途、近江篠原に抵りて之を斬らしむ、時に年三十九、首を京都に傳へて獄門に梟す（大日本史）

**タフ　塔**　佛教にて（一）豐屋を表する爲め（二）佛舍利を藏する爲め（三）供養の爲め（四）墓表として造りたるものいふ、梵語卒塔婆の略、卒都婆、蘇倫婆、私陀婆、薩斗婆、塔婆、浮圖とも云ふ譯して高顯、圓塚、方墳、靈廟、大窣、窣相等と云ふ（佛教語辭典）佛陀が高弟舍利弗目犍連が殺せる時、之が爲めに卒塔婆を造立し、佛陀が入滅の後、弟子等其遺跡に亦之を造立したり、南海寄歸傳に、蓋且立塔有三意、一表二人勝、二令他生信、三爲親恩、とある意を以て、印度支那の佛教徒間に之を造立したる事諸書の記載と、現存の遺物とに依りて知らる、而して我邦に傳來したる時代詳かならず、書紀敏達天皇十四年二月の條に、蘇我大臣馬子宿禰起塔於大野丘北、大會設齋、卽以舍利等所納舍利、藏三塔柱頭、とあるを初見と爲す、其塔の形狀は、層塔にして木質、鼠瑠に造りしものなるべし、推古天皇元年聖德太子四天王寺を難波に立つるや、寺內に五重塔を建立せり、側壓の一部として築造すること拔に始まる、爾來佛教の隆盛と共に、三重五重六重十三重等の佛塔各地に建立せられ、やゝ大なる寺院にては、必ずこれを備ふるに至れり、また聖德太子は經を書寫して納めんが爲め、山城の太秦寺に石塔を立てたり、孝謙天皇寶龜元年、道鏡修善の爲め三重の小塔一萬基を造立し、天下諸寺に分置せしむ、小塔は各高さ四寸五分、基の徑三寸五分にして、露盤の下に陀羅尼を納めたり、世に百萬塔と稱す、平安朝時代に及び、更に新たなる二種の塔を生じたり、一は多寶塔にして、空海始めて之を高野山に造ると稱し、一は相輪塔にして、最澄始めて之を比叡山に造ると傳ふ、當時また佛寺の外神社に於て立塔の事行はれたりしが、多くは多寶塔なりき、また藤原基經が山城の木幡を藤氏一族の墓地と爲し、石の卒都婆一基を建てゝ其標と爲し、延長八年醍醐天皇を宇治醍醐院に葬りたる時、陵上に卒都婆三基を立て、長保元年右大臣藤原實賓、峯山天皇の女御擬子女王の冥福を祈らんが爲めに、墓上に石の寶塔を立てたることあり、塔を墓地に建つるの風、當時既に行はれたるを知るべし、禪宗渡來以後、無縫塔一般に僧侶の墓に用ひらるゝことゝな

百萬塔（法隆寺）

十三重石塔（般若寺）

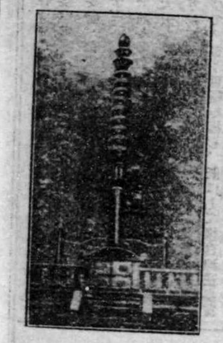

相輪擂（延暦寺）

五輪板塔婆（新大佛寺）

十三重塔（多武峯神社）

泥塔（藥師寺）

五輪塔（大神大納言塚）

寶篋院塔（傳云平重盛墓）

位牌形石塔（後藤基次墓）

多寶塔（高野山東塔）

多寶塔（久能山德川家康墓）

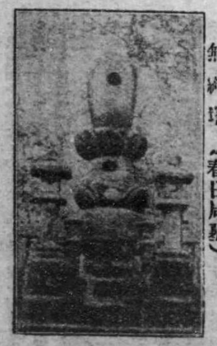

無縫塔（春日局墓）

りたり、斯の如くにして各種の塔は日を逐うて隆立せられたりしが、時代によりてまた多少の變化あり、今便宜上分類して記述すべし【伽藍の一部としての塔】推古天皇の元年、聖德太子が天王寺に五重塔を建てたるを始めと爲す、尋で舒明天皇の十一年、大官大寺を建つるや、域内に九重塔を建てたり、奈良朝時代に入りては、聖武天皇の天平十三年、天下諸國に各七重塔一區を造らしむ、而して當時會々國分寺設立の際なりしかば、皆之を國分寺に置く、世に國分寺の七重塔と稱す、爾來佛教の隆盛に伴ひて、無數の塔奈良の附近に聳へたり、然れども前時代より此時代に係けての塔、多くは三重より十三重のものにして、尤普通の樣式を備へたるものゝ如し、大和法起寺、法輪寺の塔は、共に推古時代の遺物にして、三重なり、また大和薬師寺、當麻寺の塔は天智天平の遺物にして、三重とす、五重塔に至りては、大和の法隆、元興、招提、興福の諸大寺皆絶り、七重のものは、國分寺の七重塔、南都東大寺の塔あり、九重の塔は百濟大寺に在り、後ち大安寺と改稱するに及び、變じて七重となり、更に五重となれるものに似たり、十三重塔は談山妙樂寺に創立せられたりき、なほ當時までの塔は、多くは伽藍の主要なる位置を占め、其中心として、專ら建築せられたり、攝津四天王寺の塔は、恰も場の中央に屹立し、法隆寺の塔また、金堂と相並びて場の中部に建つ、なほ百濟大寺が火災に罹るや、其九重塔を燒きて金堂の石の舍形に及びたり、其他談山妙樂寺には、まづ十三層の塔成り、後年堂宇を建て、一伽藍を成せるが如きは、皆伽藍の中心とする意に出でたるを知るべきなり、且其大さも伽藍の大小によりて、多少の別を立てたるものに似たり、而して當時の佛寺は慶朝に其模範を取れるを以て、一般に規模壯大を極め、塔もまた往々にして非常の高さに達するものあり、東大寺の東塔は七重にして、九輪の頂まで三十丈九寸、西塔は五重にして、三十二丈四尺九寸に達したり、平安朝時代には、新たに多寶塔と相輪授なる二樣式の塔を生じたること、既に述へたるが如し、而して眞言天台の開宗、皆立塔を以て、伽藍制度の必要なる事項と爲したるより、立塔の發其盛なりしと雖も、奈良朝の如く高大ならず、三重塔比較的多數を占め、眞言の寺院は、高野山に微びて多寶塔の建立多し、また神佛混淆の結果、神社にも亦塔を建立し、多くは多寶塔なりき、山城の北野神社、男山八幡宮、攝津の住吉神社、大和の春日神社、豊前宇佐神社、筑前の八幡宮の如き是なり、而して當時は、塔は伽藍の一要部分たりしも、既に伽藍中心の意を失し、寥々伽藍號の如きものとなり、或は東西相對して二基あるあり、或は單獨に立つるあり、鎌倉時代より室町時代に係けては、禪宗漸く勢力を得るに至りしが、禪刹には古來塔を建てざるを通例とせり、故にまゝ塔を有するものあり、と雖も、未だ建築界に重きを爲すに至らず、只京都相國寺のものを以て著しと爲す、塔は應永六年に成りて十年に燒亡し、七層三十六丈と傳へらるる、また天台眞言の二宗は、前代の繼續して、立塔の事を忘らず、日蓮宗また立塔を重んじたれども、伽藍の創建多からず、佛塔の新建、茲に於てか稀なり、淨土宗、融通念佛、淨土眞宗、時宗の伽藍に至りては、塔は敢て必要視せざりしを以て、塔の建立殆ど稀れなり、芝增上寺の如きは、尤も異例とす、なほ此時代以後にありては、塔は多くは伽藍の一部と稱するよりも、附屬物と稱すべく、江戸時代に入りては只前期を持續するのみにて、寛永寺を初め立塔の數尠からずと雖も、古代の塔婆にして、大風に壓り、もしくは朽敗に歸するも、未だ新を以て古きを補ふに足らず、製作また寔に古代の優勢なるに及ばず、維新の際神佛分離を勵行せるに當り、神社内に於ける塔は多く破却せられ、伽藍の塔婆もまた其餘波を蒙りたるもの少からず、現今に至りては其建立殆ど地を拂へり、今現存せる塔婆の中重要なるものを、伊東工學博士が編成せられたる表により左に掲ぐ

| 樣式 | 寺社の名 | 形狀 | 所在地名 |
|---|---|---|---|
| 推古 | 法隆寺 | 重大和國生駒郡法隆寺村 | |
| 法起 | 法隆寺 | 重同上 | 生駒郡富雄村 |
| 輪 | 法隆寺 | 重同上 | |
| 天智 | 藥師寺 | 三重大和國生駒郡郡跡村 | |
| 極樂 | 海龍王寺 | 三重奈良市 | |
| 天平 | 當麻寺東塔 | 三重大和國葛城郡當麻村 | |
| 同 | 同西塔 | 三重同上 | |
| 弘仁 | 室生寺 | 五重大和國宇陀郡室生村 | |
| 藤原 | 醍醐寺 | 五重山城國宇治郡醍醐村 | |
| | 淨瑠璃寺 | 三重當尾郡相樂郡 | |
| 興福 | 百濟寺 | 三重大和國葛城郡百濟村 | |
| | 興福寺 | 五重奈良市 | |
| 鎌倉 | 海住山寺 | 五重山城國相樂郡 | |
| | 靈山寺 | 三重和泉國泉郡 | |
| | 金剛寺 | 三重伊賀國阿山郡 | |
| | 西明寺 | 三重近江國愛知郡 | |
| | 法隆寺 | 三重大和國生駒郡 | |
| | 興福寺 | 五重大和國奈良市 | |
| 足利 | 大安寺 | 五重大和國奈良市 | |
| | 興福寺 | 五重同上 | |
| | 嚴島 | 三重安芸國佐伯郡 | |
| | 金剛峯寺 | 多寶塔紀伊國伊都郡高野村 | |
| | 根來寺 | 多寶塔同上 | |
| | 金剛峯寺 | 多寶塔同上 | |
| | 法輪寺 | 三重大和國生駒郡 | |
| | 法隆寺 | 三重同上 | |
| | 印藤寺 | 三重同上 | |
| | 善通寺 | 三重讃岐國多度郡 | |
| | 保寺 | 五重大和國宇陀郡室生村 | |
| | 寺 | 多寶塔同上 | |
| | 寺 | 多寶塔同上 | |
| | 寺 | 多寶塔同上

す(一)は舎利塔、供養塔、經塔あり、經塔は五輪豐饒を祈る爲に造りたるものにして、陀羅尼及び經等を納む、木質にして高二寸許なり、室生寺の經塔の如き是なり(二)は層塔、重層を爲すを以て名づく、之を建築物と非建築物とに區別す、唯に一重より十三重に至る、而して建築物にありては木造なり、一層にして相輪を有するものを相輪樓、一層にして圓形なるものを寶塔、淨樂經に七寶を以て塔を裝飾すること見えたるより出でたる名なるべし)二層にして上層の圓形に、下層方形なるものを多寶塔と稱し、三層以上は皆其層數を以て呼ぶ、三重塔、四重塔、五重塔、七重塔、九重塔、十三重塔の如し、(我國における層塔は上に述べたるが如く一、二、三、四、五、七、九、十三の八種に限れり)非建築物は多くは供養の爲めに造れるものにして、石材を普通とす、相輪樓、層塔の上部なる九輪(卽ち相輪)を地上に立てたるものをいふ、其外寶篋印塔、五輪塔、角塔婆、板塔婆、卒塔婆、板碑(イタビ、塔婆)無縫塔(又卵塔)等あり、是等は形によりて名づけしと雖も、其目的は供養の爲めに立てたるものにて、供養の一種なり、尙ほ便宜上墓の條に詳說したれば、就て見よ(釋羅抄、阿娑婆抄、造塔功德經、西域記、南海寄歸傳、佛譯名義集、釋氏要覽、工藝志料、史學雜誌、日本佛塔遺構の沿革、考古便覽)

**タフシノコホリ　答志郡**　(延喜式、諸國郡司條、答志郡)　元正天皇の養老三年四月、此郡を割て佐藝郡を置きし事見えたれば、蓋し國郡制定の際既に之を置きしものなるべし(延喜式、諸國郡司條紀塔志に作り、延喜式以後答志に作る、和名抄に答志、和具、伊可、伊雄(イヂヤ)郷あり、郡名考、タツシと唱へ、地誌提要古に復して「タフシ」と稱す、明治廿九年英虞郡と合併して志摩郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

**タフセリウ　田布施流**　田布施忠宗の創めたる砲術の流派、忠宗は源助と稱し、河內の人なり、天文六年四月南蠻に赴きて其奧旨を得、其門人酒井市之丞正電といふ者あり、盛も發出す、末流讃州に在り、田布施流といふ(武藝小傳、武術流祖傳)

**タフノヲヌノミサザキ　塔尾陵**　後醍醐天皇の御陵、大和國吉野郡吉野村大字吉野山に在り、吉野蔵王堂の塔尾に在るを以て名づく、北面にして圓形、高さ一丈許、周圍二十丈許(禮樂志、陵墓一覽)

**タフノミネ　多武峯(談峯、談山)**　大和國十市郡(今磯城郡)多武峰村に在り、もと倉橋山と云ひしが、鎌足、天智天皇と此山の櫻花の下に會談して入鹿を誅せしより名づくと云ふ、舊訓「オムノミネ」と云ふ、峰上に(一)二槻宮(二)藤原鎌足の墓あり、(二)宮地は、多武峰西北に槻樹と稱する所なりと云ふ、書紀齊明天皇二年九月に「於二田身嶺一冠以二周垣一、(田身山名、此云二大務一)復於二宰上兩槻樹邊一起レ觀、號爲二兩槻宮一、亦曰二天宮一」とある是なり(二)鎌足の墓は山上北面に在り、延喜式に、多武峯墓、贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣と見えたり、淡海公は普通は不比等と云へど、鎌足も又淡海公と稱したることあり、委しくは「ムンカイコウ」の條を見よ、初めて大和多武峯に改葬し、墓の上に十三重の塔を建つ、數年の後塔の南に三間四面の堂を造て、妙樂寺つ、弘安に法進せる常陸國作田縁勘文、嘉後醍醐田足の傳を安置す、後の聖護院是なり、後世國家將に大變あらんとする時に、其鎌破裂し、また墓地鳴動せりと稱して、古宗當寺より屢々之を朝廷に奏し、朝廷にては奏毎に占ひて然る後使を遣はして所謂奉幣する

為例としたり、藤原氏經大な祿むるに至り、崇峻九年厚し、清和天皇の時延安寺塔を再興し、貞觀五年官符を以て墓附近の伐木を禁じ、明年四至を定む、十年勅して仁王講を修せしむ、醍醐天皇延長四年多武峯護社を建て、講山權現と勅號を賜ふ、村上天皇天曆年中、延暦寺座主實性多武峯座主となりしより、延暦寺衆と爭を生じ、兵火に罹りしこと數度に及べり、江戸幕府の時、寺領三千石を給したり、寛永二年鐘鼓を重修し、今鐘鼓堂數十、山腹に並びて規模最宏大なり、社殿の壯麗なる俗に關西の日光の稱あるを以て知るべし、明治維新の後、妙樂寺の所管を脫し、談山神社と稱して別格官幣社となる○大塔は高七間方一間半、妙樂寺の堂宇は、明治維新の際妙樂寺の廢亡と共に多く廢毀す○神社の寶物は繪絹(土佐光茂筆一條兼良圖容)四卷、同住吉如慶具慶畫二條光平詞書のもの二卷、狩野永德筆と稱する三十六歌仙屛風、粟原寺の銅鐘等あり(多武峯緣記、同略記、大和廻)

**タフミ　田文**　土地の檢注を記ししものを云ふ、後世の水帳の類なり、田地の檢注を記ししものを云ふ、全國の田文を大田文といへり、(「オホタブミ」參看)文治に奧羽兩國の畠幡田文の燒失せしことあり、建久に全國の田地を總檢せしことあり、正治に諸國の田文を勘ししことあり、文永に諸國の田文を調進せしめしことあり、貞應二年諸國大田文、文永十一年若狹大田文、弘安に法進せる常陸國作田縁勘文、嘉後醍醐田帳、但馬國大田文の類今尙ほ世に存せり、諸國の田文は時々以てその守護地頭に命じて注進せしめ、これに依りて公私の領地を正し、田園の增減を知り、以て領家地頭の壓迫詐を防ぎしなり、但馬國の大田文





に建久承久建治帳、また任二古帳一注進之、など見えたるにて知るべし、田文の類に作田勘文、圖田帳、丸帳、地檢目錄、作田目錄、下地注文など稱せるもあり(田制篇)

**タベ　田部**　王朝時代の初め屯田を掌りたる部族なり、ふ、景行天皇五十七年十月、始めて田部の屯倉を興さしめたり、欽明天皇の時、處々の韓人を以て倭國大身狹の屯倉の田部、高麗人を小身狹の田部と爲し、敏達天皇三年、蘇我馬子を吉備國に遣し、白猪の屯倉と田部とを增益せしむ(書紀)

**タマ　玉**　(參考)續物具類及び其他にて、裝飾の用に供せんが爲めに彫琢したるものをいふ、なほ玉の稱呼は、凡て圓形を爲したるものゝ總稱にも用ふれども、實用に供するものは、本項の記述に用なきを以て、凡て省略す)勾圓の略なりどい(へり、多くは圓形なれども、古くは巴狀形(曲玉といふ)圓筒形(管玉又竹玉といふ)稜角形(切子玉といふ)碁石形(平玉といふ)等なほ多し(記紀、神代紀)玉の用は既に【太古】より見えたり、古事記を按ずるに、諸神の二神が國土形成の際、天沼矛を天神より賜ひし事あり、尋で伊弉諾尊が橘小門に於て御禊せる時、左右の手の手纏を解除せる事あり、沼矛は玉を飾りたる矛、手纏は玉を糸にて貫き手に纏ふ裝飾なり、なほ天照大神が高天原にて、素盞嗚尊の卷上を待ち迎ふる時、左右の手に八尺勾璁之五百津美須麻流之珠(糸を以て敷百の美玉を連貫したる物)を纏き持ち給へる等の事あり、以て當時裝飾として各種の用に供したることを伺ふべし、時に御明玉命に獻じ、また天孫瓊々杵尊が降臨あるに及びては、玉造の工人を率ゐて隨行し、常に寶玉を造りたり【上代】神武天皇都を橿原の地に定め、卽位し給ふに當り、御明玉命の孫業玉工を率ゐ、玉を作りて獻じ以て之を賀す、美保岐玉といふ、美保




岐は卽ち慶賀の義なり、崇業命の子孫居を出雲に移し、玉を作る為以て職とし、每歲玉を調物に副へて貢獻し其業を世襲す、是を出雲の玉造といふ、子孫玉造連、玉祖宿禰に分れ、其部族を率ゐたりしが、垂仁天皇の卅九年、皇子五十瓊敷命をして諸國の玉作部(卽ち玉工)を督せしめ、命の薨後は、舊の如く玉造連、玉祖宿禰、諸國工人の部長として、玉を作りて朝廷に獻することを司りたり、然るに孝德天皇の大化六年、玉造連及び玉祖宿禰が、諸國玉造部の工人を督するを停め、更に諸國貢獻する所の玉及び玉器は、國司之を收めて、大藏省に輸し、大藏省はこれを內藏寮に輸する事と爲す、而して當時玉の用は、專ら頸飾、胸、手、足並に刀劍等を裝飾するにありき、また玉の種類は曲玉、管玉、切子玉、小玉等多く用ひられたり、今此時代に於ける裝飾の一斑を示さんが爲に、上に挿圖を掲ぐ、(奈良朝時代)此時代のはじめ、出雲國の外は玉及び玉器を獻ずるを停め(停めし時代詳かならず、但し文武天皇より以後なり)玉工を京都に召集して玉を作らしめたり、(後世玉工を作物所に隸めて玉を作らしむ)而して此頃よりも衣服の裝飾に玉を用ふる者あり、之をマリギヌまたは玉衣といへり、此に於て玉工の用漸く繁し、聖武天皇の時に至り、官奴婢太いふ者あり、始めて大阪砂を以て玉石を治むるに、其成る事甚速にして、製する所のもの頗る佳眞なり、卽ち天平十五年詔して眞民と爲し、姓を大友史と賜ふ、大阪砂は、大和國葛下郡逢坂村及び穴師村より出づ、

岳外河内の金剛山、大和の生駒山、また丹波土佐よりも出たすといへり〕則ち金玉石、又解玉石といふものにして、今の金剛鑽なり、爾來諸國の玉工金剛鑽を以て玉石を治むるに至り、其術また大に進歩す【平安朝時代】桓武天皇延暦十四年留して、參議以上は、袴帶に白玉を着けしむ、帶に玉を着くるの制茲に始まる、是より後天下の形勢大に變じ、諸人珠玉を以て衣服の飾飾と爲さず、其用ふる所は、只僅に、神帶となし、或は王冠、玉佩、及び革帶に嵌し、もしくは佛像の裝飾と爲すのみにして、玉工漸く衰ふ、以來業を以て相傳ふるもの甚稀なり、瑪瑙、水精、琥珀、珊瑚、琥珀、金、銀等を丸と爲し、諸器の製飾と爲すが如きは、往々これ有りと雖も、出雲の國産の堅質なる玉の製造法は、獨り出雲意宇郡の工人のみ相傳へ、攝紳家の革帶に用ふる方圓の寶玉も、祖先傳來の者あれば、子孫是を讓り承けて永く家寶と爲したり、醍醐天皇の延喜五年、出雲國造の獻する玉は、每歲赤水精の玉八枚、白水精の玉十六枚、青玉四十四枚を以て定數と爲す、承平、天慶の亂を經て、出雲の國造及び國司の玉を進獻すること漸く廢し、(國造の獻する所の者は眞玉なり、國司の獻する所の者は僞于玉なり)其製法も亦永く斷絶す、因て世人多く支那舶來の玉を用ふること、なれり、崇德天皇の時備法範能く玉(水精、瑪瑙等の類の玉)を作る、玉工の職衰へてより以來、僧徒或は玉を治むる者あり、海承三年、後鳥羽天皇大嘗會を行ふ、時に中原貞治、中原貞清、中原依遠等の玉工を召し諸器を作らしむ、共に當時の妙手と稱せらる【鎌倉時代】下りて弘安年間蒙古襲來して大敗したるより以後、支那の商船の到ること大に減じ、玉を輸することまた甚稀し、是に於て水邦の玉工の業復々起る、其玉工は多く僧徒なりき、正和四年、朝廷近江國日吉神社を造營せるに當り、玉工守清、妙法、成佛、爲綱等の名手を召して任に當らしめたり、(守清、妙法、成佛、爲綱は恐らくは京都の工人なるべし)、室町時代より安土桃山時代に係けては特に語るべきことなし、【江戸時代】慶長年間、印籠と巾着との緒に玉を貫きて紐東の用に供せり、これ緒締玉といふ、因て本邦の玉石及び支那の寶石を以て材となし、以て玉を製造して、其需用に應じたり、寛永年間、印籠巾着を佩ぶるの風益々世に行はれ、玉工の業漸く榮し、時に京都の玉人善く緒締玉を作る、其材は水精、瑪瑙、琥珀、出雲の青石、佐渡の紫石、赤石、緞夷の唐太石、夜光貝、寶珠、蝦の平戸の工人一種の玉を製す、金及び銀を線と爲し、組みて文を爲し、殷ろに珊瑚、水精等を以てす、これを平戸玉といふ、南蠻の巧を傳ふるなり、既にして京都の工人も亦これを製し、尋で江戸、大阪に於ても亦玉を作るもの有り、寛文の末、煙草の禁大に殖ぶ、其緒には玉を貫きて緒を鎖すこと印籠、巾着の如し、是に於て人爭うて美玉を求めしかば、玉工の業盛んとなる、當時支那及び和蘭の商賈も亦多く珍珠美玉を齎ち來るもの多かりき、天和年間に至り、印籠、巾着及び煙草入を佩び、これに美玉を着くることを榮とするの風生じ、玉工等競うて市廛を構へ、これを鬻ぐに至れり、京都は御幸町、江戸は南傳馬町、芝三島町、大阪は備後町等なり、其他諸國都會の地に於ても亦之に倣ひて業を開くもの尠なからざりき、下りて文化年間に及び、江戸の婦女子等玉を愛し、以て簪及び櫛を飾ふ、既にして京都及び大阪諸國の婦女も亦これを愛し、玉工の業これが爲めに益々繁かりしが、天保九年將軍家慶令して髮に男子の煙草入、女子の簪及び櫛等に玉を着くるを禁じたるより、玉工の業一時稍〻衰へしと雖も、數年の後、この禁漸く弛び玉工の業復繁し、而して今日に至る○玉を以て室内の飾裝として之を弄ふがごときは、支那の風を受けたるものなるべけれども、唐宋の交通開くるに及びては、既に其俗を傳へしならんも、史籍に散見せざれば詳かならず、而して其風の盛んに行はるゝに至りしは、恐らくは江戸時代ならんか、なほ考ふべし【參考】曲玉(マガタマ)【參考】管玉(クダタマ)【參考】平玉(碁石の如き形)等は古書に見えたれど、なほ書籍に其名見えずして、近時考古學の研究起り、古墳發掘物日に多きを加ふるに從ひ、人類學者か、其形ちによりて命名したるものも多し、卽ち切子玉、三輪玉、白玉、數珠玉、算盤玉、緒締玉、梁玉、瓢箪玉等之なり【參考】和名抄載する所になれば、珠、璞、水精、火精、瑪瑙、玫瑰、琥珀、馬腦、碧璽、珊瑚等あり、此外出雲より恒例として朝廷に獻じたる瑞玉あり、また八木非三郎氏が、古墳より發掘せる物の種類を擧げて金、石、木、土、玻璃の五つを擧げたり、近世に及びては頗る多く枚擧に遑あらず、且普れく人の知る處なるを以て省略す(古事記、工藝志料、日本考古學、考古恒覽、言海)

## タマイナノコホリ　玉名郡

【所在】肥後國

【沿革】景行天皇紀十八年六月辛酉朔癸亥、自高來縣、渡玉杵名邑、と見ゆ、蓋し玉杵名は後玉名郡を稱す【延喜式】日本紀玉杵名に作り、延喜式玉名に作りて「タマナ」と稱す、和名抄に、日置、爲太(イタ)石津、下宅、宗部(ソカベ)大町、大水、江田等の郷あり、郡名考又「タマナ」と稱し、地誌提要「タマナ」「タマイナ」兩樣に唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)







## タマガハジヤウス井　玉川上水

上水

(ジヤウスヰ)を見よ

## タマグシ　玉串(玉籤)

【名義】祭祀の時、神前に供する木綿を掛けたる榊及び幣ぬいふ、されど幣を用ひたる例は極めて稀にして、主としては榊のみなりき、玉は美稱にして、籤は釋日本紀に「用二此坂樹一刺立於地、爲二祭神之水一故謂之籤耳」とあるにて其意を知るべし、なほ本居宣長は、手向籤の義なりといひ、平田篤胤は、古くは玉をも貫きて用ひたるよりの名なるべしといへども信じがたし、又伊勢神宮にては、祓札を玉串といへり【記事】釋日本紀の一書に、天岩屋戸の變の條に「又使二山雷一者、採二五百箇眞坂樹八十玉籤一、野槌者、採二五百箇野鹿八十玉籤一」とあるを初見と爲す、爾來大小の祭祀には必ずこれを供ふる事恒例となり、史籍記錄に散見せる事枚擧に遑あらず、また延喜式伊勢大神宮の條には太玉串の稱見え、其註に「著二木綿一賢木、是名二太玉串一」とあり、太は玉と同じく美稱なり、また「著二糸玉串二枚」とも見ゆ、これによれば、糸を掛けたるものもありしこと明かなれど、右の外には絶えて見當らず、恐らくは延喜時代にのみ行はれたる異例ならんか、更に下りて近世に及びては、木綿の代りに紙を切りて掛くることも並び行はれたり、なほ古くは榊も榻付きのまゝなりしが、後世は其枝を用ふるの場合も多くなりたるは、蓋し便宜上略儀に從ひたるなり(延喜式、釋日本紀、玉勝間、古史傳、儀制考)

## タマシヅメノマツリ　鎭魂祭

【名義】天皇の御魂を鎭安し、御世長久を祈り奉る祭、職員令の義解に「鎭、鎭安也、凡人之陽氣曰二魂一、魂運也、言招二運遊之運魂一、鎭二鎭靜之中府一、故曰二鎭魂一」と見えたり、蓋し人の魂は飄忽として天地の間に在るものと信じたるが故に、所謂身體の中府に鎭めんが爲に此祭を行ふ也、なほ同義解に「問鎭魂祭何神、答、神祇官式云、鎭魂祭祭神八座、神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、鮮代主」とあり、要するに此等の諸神に對して鎭魂の所縁を爲したるものなるべし、なほ皇后宮、東宮、上皇等も之に倣ひて此祭ありし【沿革】清和天皇貞觀の制、當日所司預の神座を宮内省廳事に設く、凡大臣以下座を四舍南に設け、少四に弾大夫座、其南に外記史座、又南に太政官及び左右史生座、又南少東に官掌座を設く、外記、史、式部丞座は東舍第二間に在り、太政官及び左右史生座は第三間に在り、西二點、大臣以下は四舍の座に就き、神祇伯以下官摺衣を著て、琴師、御巫、神部、卜部等を率ゐて供神物を持ちて、庭中に入る、神部東階より升りて、神寶を堂上に置く、壹所謂十種の瑞寶なり、次に神祇官昇て御座に供ふ、神部四人、次に雅樂歌人同音に歌ふ事二成、神部二人各琴を持、左右に分れ、升りて座に就く、次大語各琴を持、左右に分れ、升りて座に就く、次大語位以上六位以下各四階より升り、次に内侍御衣匣を持ち、大内より退出、東廳、造酒司八代物を供ふ、縫殿寮撰女を率る東階より升り、次に内侍御衣匣を持ち、大内より退出、東て、西階より升り座に就く、治部省は雅樂歌人を率る、外記史は、史生、官掌等を率ゐ、西舍より出で、廊下に立ち、式部省入るを待ちて東舍座に就く、位定る後、大臣召使をして、大藏省を喚ばしむ、丞、稱唯進みて版に就く、卽ち綾木綿を賜へと仰す、丞、稱唯し、退いて操、史生、藏部を率ゐ、木綿を箱に入れて、先神祇官人に賜ひ、次に大臣に賜ふ、訖て神祇伯は琴師笛工を召して、御琴に笛合せて、と命ず、皆稱唯して笛を吹き琴を調べ、神部も共に歌ふ事二成、次に雅樂歌人同音に歌ふ事二成、神部二人各柏手に鈴ふ、御巫始めて舞ふ、鈴毎に、巫部舞を舞めて「アナタフト」と云事三遍、大藏丞、安藝木綿二枚を箱に入れ、進めて伯の前に置く、御巫宇紀槽を覆せ、其上に立ち、榊を琴笛に合せて槽を撫き、一二三四五六七八九十と計ふ度毎に、伯、木綿を結び、葛箱に納る、女藏人、御衣箱を開きて振動かす事柏手のごとし、次に御巫、諸の御巫、猨女、次に宮内丞、侍從、内舍人、大舍人、各次々に以て舞を奏す、舞訖りて位に復る、舞、次に、官掌を召して宮内省と喚ばしむ、丞、稱唯して版に就く、卽ち御飯早速に賜はしめよと仰す、丞、稱唯し、膳部をして御飯を賜はしむ、大膳進膳以下共に起ちて飯を神祇官以下諸司に賜ふ、時に進膳に就いて御飯賜膳と申す、諸司手を拍つ三段、酒三行、亦手を拍つ事一度、訖りて各退出す、此日また中宮東宮も又此祭を行ひ、後ちに上皇宮にも此事あり、延喜の制みな之に從ふ、而して宮内省もし事故ある時は、神祇官にて行ふ、後世皇室式微し宮内省神祇官また荒廢するに及び、纔に其舊地に假殿を設けて祭場に宛てたり【沿革】神武天皇の元年十二月、宇麻志麻治命、宮殿内に於て、天鹿璫賀を奉り奉りて、天皇皇后の爲めに、御魂を崇鎭し、鹿葬の所縁したるを起因と爲す【沿革】天武天皇十四年十一月、天皇の爲めに招魂せることあり、卽ち鎭魂祭なり、文武天皇の時、令を創定するに及び、始めて日時を定めて十一月中寅の日を用ふる事となれり、然るに中古令制廢れてより、祭儀次第に衰微に傾き、殊に室町時代に入りては其甚しきを極めしと雖も、後花園天皇の文安寶徳の頃までは、なほ昔期の儀式を失なたりしが、其後

途に中絶せし事、殘ること三百五十年、江戸時代光格天皇の寛政九年に至りまた再興あり、次で今日に及べり（舊事本紀、貞觀儀式、神祇志料、古事類苑神祇部）

**タマツクリノコホリ　玉造郡**　國郡名陸前武天皇神龜五年四月置作と改稱し、後ち玉造に改む（國郡考、續紀丹取に作り、又玉作、玉造に作る、和名抄に、府見（フシミ）玉造、信夫（シノブ）餘戸、等の郷あり、中世東境を割て葛岡郡を置く、吾妻鏡に其名見えたり、後世再びこれを併せて一郡となす、寛知集以後之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**タマテノヲカノヘノミササキ　玉手丘上陵**　孝安天皇の御陵、大和國葛上郡（今南葛城郡）掖上村大字玉手に在り○光城方六町、守戸五烟、高さ九間、根廻百四十間とす（禮樂志、陵墓一覽）

**タマノコホリ　多摩郡**　多磨郡（タマノコホリ）を見よ、

**タマヒ　田舞**　田歌（タウタ）を見よ、

**タマホノミヤ　玉穗宮**　磐余玉穗宮（イハレノタマホノミヤ）を見よ、

**タママツリ　靈祭**　俗に盂蘭盆供（ウラボン）を云ふ、同條を見よ、

**タマヨバヒノマツリ　招魂祭**　「セカコノマツリ」を見よ、

**タマリヅメ　溜詰**　名稱　江戸時代、親藩及び譜代大名にして、江戸城内黑書院の溜間に席を有するものをいふ、溜間詰の略なり、在府の時は、毎月廿日廿四日に登城し溜間に出坐、老中に謁し將軍の起居を候す、政務ある時は、老中と討議し、或は直に將軍に上申する事を得、また大事を諸大名に號令する時は老中と列坐し、將軍が三山（紅葉山、東叡山、三緣山）に參詣の時は隨參す、又先立を勤め、なほ大禮の時には、京都への大上使を勤む、而して豐臣の際常に老中の上に着坐す○按ずるに、溜詰は豐臣を優待し、彼れて寡言を進めしめんとしたるものにして、一の名稱瑣の知きも世或は職員と考ふるものあるは誤なり（國語辨疑）もとは神原、井伊等の如く、世々家老の職に任ぜらるゝもの、常に此に候したりしが、後ちに松平輕重（讃岐高松城主）保科正之共に世胄近親を以て此に候ぜしより、遂に井伊、松平（高松）保科の三家を以て世襲常詰の家となし、其他にありては酒井奥平の諸家及び老中の職を褒めたるもの、優遇せられて、臨時一代限り此席に列りしもの尠なからず、而して往時は、溜詰に對しては、老中と雖も長敬する所ありしか、後世其人員增加し、其他位に依る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城し、て老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虛位となりたり○また之に準ぜらるゝ者を溜詰格といふ、其員一代に限られ、奥平昌高、酒井忠實等之に補ぜられたり（職掌錄、樵王代一覽後記、官制沿革略史、古事類苑官位部、德川史）

**タマリノマ　溜間　田宮流**　溜詰（タマリヅメ）を見よ

**タミヤリウ**　田宮實正の創めたる拔刀居合術の流派○實正、平兵衛と稱す、後ち對馬と改む、關東の人なり、刀術を好み、東元治につきて神明無想東流の刀術を學び、其奥旨を究め、後さた林崎重信に學びて拔刀の妙を得、途に一流を起す、其子長勝、藝を傳へて池田輝政に仕ふ、後ち致仕して紀伊に赴き頼宣に仕ふ、門に入て學ぶもの多く末流諸國に在り（武藝小傳、武術流祖錄）

**タン　段**　田地の廣狹を量るにいふ稱、成形圖說に、猶一切といふが如しといへり、農政全書に「日本紀孝德天皇大化二年詔、凡田長三十步、廣十二步爲レ段とあり、今もこれに同じ、方一步者三百六十とあり、拾芥抄には、凡田三十六步爲一段頭、註三百六十步爲一段積、とあり、然るに地方問答に、文祿中豐臣秀吉、改めて三百步を以て一段とすと云へり、餘錄には、古へ六貫一疋と云ふ軍役あり、田六手坪を一貫とす、三百坪を一段とし、三千坪を一町とすれば、二町六貫にて積り安き故なりと云へり、田園類說これに從へり、分田備考には、御遣狀百々嶺に、郡國所領の高は、文祿元年大河内淺野が割付けの通り、紫蓋の總政所へ注進す、此の時より三百坪に改め直すとあり、何れの道にも、今の三百步を一段とせしは、秀吉の時と知るべし、制度通に、段の字今民の字を用ふ、段の草書なり、この段と云ふことは、漢土には見あたらず、一しきりを段と云ふは、後世にも多く見えたりと云へり、海東諸國記に、凡計田用日本町段六十五步爲一段、と云へるは、德開の說なるべし、按に拾芥抄に見えたる三十六步爲一段頭、と云ふは、心得がたきことなり、思ふに、これ三十六步四方の地を、小口より見て一段頭と號し、これにて兵糧を取むるものを地頭とも云へるなるべし、と見えたり、

**ダンヲチ　檀越**　佛教の用語にして施主の義「ダンノチ」とよむ例なり、又檀那とも檀主とも云ふ、南海寄歸傳注に「梵云陀那鉢底譯爲施主陀那是施、鉢底是主、而云檀越者、本非正譯、略去那字、取上陀音、佛名爲檀、更加越字、意道由行檀捨、自可越渡貧窮、妙釋雖然、終非正本、當云施親、者說也」とあり、後世之より轉化して、家人婢僕より其主人を（江戸城大奥にては、奥女中が其召仕への



女をも稱したり）商人より客を呼ぶにまた檀那とも稱することゝなりたり、

**タンカ　短歌**　五、七、五、七、七の五句三十一文字より成れる歌を云ふ、本邦韻文の首位を占めたり、世に傳はれるは、素戔嗚尊の「八雲たつ出雲八重垣つまごめに八重垣つくる其八重垣を」の詠を最も古しとす、詳しくは「ウタ」の條を見よ、

**タンカイコウ　淡海公**　藤原鎌足及び藤原不比等の諡號、古くはアフミコウと讀みたり、淡海は今の近江なり、鎌足のは今昔物語に「吉野の郡藏王山の峰、多武峯の岸重れる後に峯あり（中略）然て峰には大織冠淡海公と御墓なりしとしたる也」と見え、大鏡に鎌足のことをいひて「うぜ給へる後のいみな淡海公と申しけり」と說き、更にこれを否定して「ここの峯樹がいふ樣、大織冠をばいかで淡海公とは申させ給ふぞ、（中略）主のたまふ事とも、天の川をかき流す樣に侍れど、折々かゝるひがごとどもぞまじりたる」と記したれど、これは本書の著者が、普通の流布說を信じて考の未だ足らざるによるなり、されば延喜式には多武峰墓を贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣の墓と記したり、後世淡海公を不比等と混同するに及び、多武峰墓をも不比等なりとし、政事要略の註にも記したれど、多武峰に鎌足を葬りたる事多武峯緣起によりて明かなれば、この淡海公は鎌足と見做すべきなり、また不比等のは、續日本紀天平寶字四年八月の不比等の傳中に、追贈三近江國十二郡封淡海公、ことあるにて知らる、今按ずるに、鎌足の邸宅淡海に在りし事、大織冠傳、多武峯緣起、藤氏抄等に「藤三于淡海邸第」とあるにて明かなれば、當時の人は、淡海の大臣とか淡海公とか稱したるより、古書にも鎌足を淡海公と記したるものなるべし、（伴信友は鎌後淡海を封國として賜はりしならんといへり）然るに其子不比等が淡海公に封ぜられてより後、專ら不比等のみを獨り稱したる結果、自ら鎌足に係りたる淡海公（或は淡海大臣）の傳說消滅したるものならんか（史學雜誌、淡海公の說）なほ伴信友の松の藤波にも其辨あり、就きて見るべし、

**タンケイ　湛慶**　名稱　尾張法印といふ　佛工なり、早く彫刻の技を祖父康慶、父運慶に受け、名工の聞あり、法印大和尚位に叙し、東寺木大佛師職に補す、嫡れて繪畫を善くす、建久年中運慶と共に東寺の本尊を修理し、南大門四方の力士を造り、東方金剛力士は運慶彫刻せり、又共に二天を造り、東方は康運、康勢、運助彫刻し、西方增長天は湛慶、康辨、運賀彫刻す、而して運慶の造る所は大門の金剛力士十三重寶塔の脇士制多迦童經の請により、一切經供養の本尊釋迦佛を大安寺釋迦に模して畫き、嘉禎三年高野山金剛力士三體を造り、貞應三年高山寺卷州寺の善妙井に獅子狛犬を造る、建長三年七月蓮華王院中尊の佛像を作り、同六年正月竣る、時に年八十二、其餘彫刻する所甚多し、後年未詳、一說に元久二年五月十四日歿すと云ふも信ずべからず（佛工系圖、歷代大佛師譜、佛家人名辭書）

京都六波羅密寺所藏木像

**タンゴ　端午**　名稱　公武年中行事の一、五月五日の節句をいふ、端午は初五の義にして、古く支那にては五と午と相通じたるよりかく記したる也、初五即ち月初めの五日の意なれど、必ず五月に限りたる稱にあらざりしが、五月の節の重んぜらるゝに及び、自ら五月五日の稱となれり、また五五、重午、重五など稱するは、五月五日と五が二つ重なるを以てなり、江戸時代には俗に男の節句とも稱したり（國語辨疑）王朝時代、朝廷にては、まづ三日に六衛府より菖蒲艾を奉るを、四日に主殿寮これを所々の殿舍の軒に葺く、五日に糸所より菖蒲鬘を獻じ、主上之をかけ武德殿に行幸し、節會を行はる、群臣菖蒲を鬘にす、此日また典藥寮より菖蒲の根を獻ず、なほ群臣に瘡玉を賜ふ、帰りて騎射の事あり、これを五日の節と稱す、また菖蒲を葺くことは紀草子に「九重の内をはじめて、いひ知らぬ民のすみかまで、いかでわが許にしげく葺かんと、葺き渡したる云々」とあれば、上下一般の風習たりしを伺ふべきなり、なほ奥州にては菖蒲の代りにカツミ（鳥蘭の實なりといへり）を葺きたること、俚俗物語、東齋隨筆に見えたり、後世に至り節會の事は衰へて行はれざりしも、江戸時代に及ぶまで、朝廷の公事は大略古と異なれる點なし、武家並に民間に就きて遂ぶれば、鎌倉時代には、幕府にても、此日を祝日と爲し菖蒲を葺き、菖蒲枕菖蒲酒等を用ひしも、委細の事は詳かならず、室町時代まで然り、江戸時代には、五節句の一もとして祝ふ

雲儀たれば、幕府に出仕の面々は、染帷子を着し祝賀を述ぶること上巳の如し、大奥にては出目見以上の者は祝賀を述べ、又柏餅を上り、三家三卿家門等よりは粽を獻上す、出目見以上の者へは柏餅の下賜あり、御殿所には菖蒲湯を召す、なほ將軍家にて嗣子誕生ありし時は、玄關前に幟を飾ろ、旗奉行之を掌り、與力同心なして之を警衛せしむ、また士庶を通じて一般に家の檐に菖蒲蓬を葺き、七歳以下の男子ある家にては幟、吹流し、鯉幟等を建つ、幟に、外幟（玄關前に飾る）内幟（座敷に飾る）あり、萬石以上は勿論、以下にても嫡長子孫の爲めに外幟を飾るものも多かりき、また四半に鍾馗を畫きたるは俗なり、故に諸大名等は四半を立つるものなし、座敷幟は幟の外胄人形、胄龍刀など添へて建つ、吹流しは通常町家にては建つることなし、凡男子生る、家へは、初節句と稱して、特に之を賀んじ、幟胄人形等を贈りてこれを祝すること一般の風俗にして、民間にては多く鯉を用ひたり、鯉は出世魚といへる諺によれるなり、此日府下の湯屋にては菖蒲湯と稱し、菖蒲を湯の中に入る、又菊酒に從ひ菖蒲酒を酌み、柏餅を食ひ佳節を賞せり、なほ兒童等相集りて菖蒲打ともいふ、菖蒲もて太く編みたるものを持ち、地を打ちて激しき音するを樂しむ、また菖蒲にて鉢巻を爲し、菖蒲刀といへる木刀を佩ぶ、此日また粽を食ふ、また自然薯、筍、カサゴの乾魚を一つに煮て食ふ等のことあり○按するに、五月に菖蒲を用ふるは、邪氣を拂はんとするの意に出でたり、故にこれを軒に葺くのみならず、之を煮として用ひ（「アヤメノカツラ」塗言）枕の下に敷き（「アヤメノマクラ」塗言）酒に漬して飲み（「アヤメザケ」塗言）湯に投じて浴も（「アヤメノユ」塗言）頭玉の材料に用ひ（「クスダマ」塗言）菖蒲兜は後ち變じて平安（「アヤメノカブト」塗言）菖蒲刀（「アヤメノ胄人形となれり（「カブトニンギヤウ」塗言）また軒に葺き頭玉の材に供せんが爲めに菖蒲爲（「アヤメノヨシ」塗言）の制あり、強を食ふことは、屈原の故事に基くといへり、なほ聖とりたる寒三年葺が字といふ戒あれども、詳かならざる由、山槐記に見え、新造の家三年不葺の說あれども、これも詳かなざる由また同書に見えたり、又新宅葺が字とは、役成恩寺開白の說（餘間記）なれども、「新造家必葺之、代を例也」と年中行事餘抄に見えたれば、此說に從ふべきなり、なほ寒家には、或は葺き、或は葺かざる說あれども、多くは詳かならざるの說なり、且同書に「凡葺菖蒲、事者、爲除二大災也」と見ゆ、邪氣を拂ふといへる古傳の外、かゝる信仰も含まれしならんか

**端午**　和漢合運に「仁德天皇卅九年辛亥、五月始留獻菖蒲」とあり、公事根源五月節の條に「推古天皇廿九年辛亥、五月始留獻菖蒲」とあれども、並に日本紀に載せざれば確かならず、蓂で續紀聖武天皇天平十九年五月庚辰の條に「天皇御南苑、觀騎射走馬、是日太白晝侍、此事從今而後、非菖蒲綫者、勿令入宮中」と見ゆ、音者とあるにて、古くより五月の節の行はれたるを見るべし、なほ菖蒲を葺く事の起原も詳かならざれども、西宮記に「五月四日主殿寮内蓂殿會菖蒲」と見え、靖鈔日記に「五月四日主殿寮内蓂殿會菖蒲」とあり、おほしまさずとも、しやうぶ葺かれる人のもとより、おほしまさずとも、しやうぶ葺かでは、ゆゝしからんを、いかゞせんとするとは云ひたり」など見えたれば、其以前既に此風俗ありて、朝廷の公事ともなりたる事を知るべし、屋代弘賢は「國史式」には見えざれども、醍醐天皇延喜の御時やはじまりけん、又は其地は定例となるぞゆゑに、或には記るまれざるにや」といへり、なほ五月の節は、鎌倉時代以後は衰頽して行はれざりしと見え、記錄の中散見する處なく、德武年中行事には「五日の節絶えて久し」と記るされたり、然れども其他菖蒲に關したる風俗は、幕末打ちつゞきて公武民間共に行はれ、江戸時代には五節句の一として頗る賑んぜられしが、明治六年一月之を廢し、朝廷にての儀式全く廢せられしも、民間にてはなほ之を祝するものあり、殊に男兒ある家にては、鯉幟を立て柏餅を製する等のことなほ古への如し（「古今要覽稿」、「武家名目抄」、「端午賞料」、「端午考」、「風俗畫報」「東京歳事記」、「德川盛世錄」、「千代田城大奥」）

**タンゴノクニ**　丹後國　國郡　東は若狹、西は但馬、南は丹波、北は海に亞る、東西凡十三里餘、南北凡十一里餘、山陰道に屬す、國郡編制東西二隅相接て兩端をなし、山脈丹波より來り國内に散布して西北に走り、但馬を界す、地勢北するに隨て漸く卑く、諸水皆北流す、港市の地頗る繁富にして衆勝亦多く、地味磽薄なり、沿革　元明天皇和銅六年丹波五郡を割き始て本國を置き、國府を與謝郡に設く、（今の府中）足利尊氏の叛するに當り一色範光を守護に補す、正平中山名時氏歸順し、本國を定め、再び畔て足利義詮に降り、因て守護となる、子師義孫滿幸職を襲ぐ、滿幸叔父氏清と共に叛して敗死す、將軍義滿復守護を範光の孫滿範に授け、田邊に治す、應仁の亂、孫義直山名持豐に黨す、文明の初細川勝元の黨若狹守護武田信賢、將軍義政の命を以て本國守護を奪ひ、一色氏と兵を交ること連年、終に入る能はず、義直の支孫義道、殘虐、天正六年織田信長細川藤孝を本國に封じ義道を伐たしむ、義道敗死し、子義俊與佐郡弓木城に居り織





三郡を領す、九年藤孝の子忠興、義俊を誘殺して全國を併せ、一色氏亡ぶ、慶長五年徳川氏忠興を豐前に徙し、京極高知を封ず、元和八年高知卒す、遺命もて地を三子に分つ、嫡子高廣を宮津に（七萬三千石）、二子高三は田邊に（三萬五千石）、義子高通を峯山（一萬三千石）に封ず、寛文六年高廣の子高國罪有て國除し、後封を島ろ者數氏、寶暦中松平貞昌封を受く、富三の孫高盛豐岡（但馬）に轉じ、牧野貞成之に代る、獨高通の後世斷し凡て三藩なり、明治維新田邊を改て舞鶴と云ひ、別に久美浜縣を置く、既にして藩を廢して縣となし、又更に豐岡縣に合併す、明治九年また京都府に合す（「國郡編制」古ゞり管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條參看すべし（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

| 書 | 記 | 延喜式 | 和名抄 | 元禄 | 寛永 | 天保郷帳 | 明治元年 | 編制 | 新郡區 | 地誌提要 | 變遷 | 區畫 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 風土記抄 | 和名抄 | 古事記 | 和名抄 | 郡名考 | 郡名集 | 郡名考 | 郡名考 | 郡名考 | 郡名考 | 郡名考 | 郡名考 | 郡名考 |
| 詞林 | 餘社 | 餘社 | 餘社 | 餘社 | 餘社 | 餘社 | 餘社 | 餘社 | 餘社 | 餘社 | 餘社 | 餘社 |
| | 加佐 | 加佐 | 加佐 | 加佐 | 加佐 | 加佐 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| | 同 | 同 | 同 | 同 | 賀佐 | 賀佐 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| | 與謝 | 與謝 | 與謝 | 與謝 | 與謝 | 與謝 | 與謝 | 與謝 | 與謝 | 與謝 | 與謝 | 與謝 |
| | 同 | 同 | 同 | 同 | 與佐 | 與佐 | 與佐 | 與佐 | 與佐 | 與佐 | 與佐 | 與佐 |
| | 丹波 | 丹波 | 丹波 | 丹波 | 丹波 | 丹波 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| | 同 | 同 | 中 | 中 | 中 | 中 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| | 竹野 | 竹野 | 竹野 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 熊野 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

**タンザイ**　斷罪　武家時代に行はれたる斬罪の別稱、もと罪狀を判決する事なれど轉用せしなり、新編追加文暦二年三月二十三日の令條に「犯人斷罪事、右爲二夜討强盜之强惡一、所犯無二通方一、可レ被レ行二斬罪一、也云々」と見ゆ、斬罪（ザンザイ）塗言、

**タンザエモン**　彈左衛門　江戸時代、關東における穢多の頭領、彈は苗字、左衛門は通稱なり、また氏を矢野ともいへり、由緒詳かならず、其家の所傳に從へば祖先は攝津池田の人なりしが、後ち相州鎌倉に來りて、源頼朝に仕へ、免許を得て、爾來永く長吏（卽ち穢多）以下を支配す、德川家康江戸入部の時、武藏府中に出でゝ鎌倉以來の由緒を申立てたるより、また長吏等を支配すべき許しを得たりとありされど頼朝より彈氏の祖頼兼へ賜ひたる免許狀、卽ち世に所謂長吏文書と稱する者は僞作なれば、古き時代の事は明かにすること能はず、而して天正日記を按ずるに、「とりゝ（へのふだ呼びて渡す、頼朝以來のふだと申出る」とあり、十八年のことなれば、此時江戸淺草の鳥越に住し居たりしを知るべし、後ち今戸新町（もと專ら穢多村といふ、近年龜岡町と改む）に移り、其地に一廓を爲したる穢多の部族を治め、誅れて關東の穢多を統轄し、幕府に對しては、刑死人の取扱（機罪の者を館にて刑する事も、其役なりき）時の太鼓、陣太鼓使用の諸皮細工等を賦課ぜられ、平生は獄皮を製するを業となしたり、また關ヶ原大阪陣等の時には手下の者を率ゐて出陣し、他の兵士と同樣の取扱を受けたりといふ、而して慶應二年に至り、征長の軍起るや、手下の者五百人を募りて、人足と爲し軍に從はしめ、なほ鉄隊百人を編制し自費を以て、其用に當てんことを出願し、且つ數千兩を上納せり、幕府其功を賞し、四年正月、明治元年）特旨を以て彈左衛門及び手下一統共、穢多の稱を停め平民に引上げたり、これより彈氏を胄し、子孫今なほ淺草に在り（「彈左衛門由緒書」、長吏文書、天正日記、江戸會誌）

**タンザク**　短冊（短尺）　詩歌　（一）紙を細く切りて字を書して物の標とし、或は之を撚りて結ぶとなし、吉凶を卜し、物を賜ふの用に供せしもの、之をヒキヲリアミと訓む（二）和歌を書く料紙の一種、後世歌の短冊盛に行はるゝに及びて、專ら其稱にのみ用ひたり、又「メンヨウヤク」とも云ふ（詳細は（一）に詳ならず、多くは小紙なり（二）初めは紙質、寸法固より一定せざりしが、後には紙は内雲、奉書、島子、杉原等を用ひ、後圓融天皇より後土御門天皇迄は杉原に雲、正親町天皇陽光院は奉書に雲、後陽成天皇より島子に雲を押して用ひ給ひしと云ふ、之を島子雲と云ふ、處々に雲を押したる飛雲と云ふ、北野天神連歌の時重に用ひしより名づく、金泥下繪等を施すは、後土御門天皇以後のことなりと云ふ、寸法は和歌深秘抄には長二尺、廣一寸八分とし、今用大双紙に、短冊の寸の事、今時分の長さは、一尺二寸也、廣さ一寸二分、是は定家の流也、家隆には一尺三寸、廣一寸三分也、雖レ爲不二破關の板びさしの板の廣さなり、是は一寸八分云々」とあれば、室町時代の中葉は、狩定まらざりしが知し、本朝世事談綺に三條西實枝定むる所とし、宸翰は一尺一寸八分、廣二寸、雲製を臣下の書く時、長一尺一寸六分、廣一寸九分、臣下は長一尺一寸八分とし、古今要覽稿に「御製宸翰親王以下一定せざりしが、後には宸翰は長一尺二寸、廣二寸、御製を臣下書く時長一尺五分、廣一寸、臣下は長一尺一寸八分、廣一寸八分と定まりしなり」と云へり（詳細は（二）短冊を三ツに折て、上の折目に中字かけて書き出し、二行とし、初の一行は五七五句を書き、次の行は七七句を書き、末なあけて名を書く、名のとまりは上句の終より中字許下る樣に書す、歌は初句にて筆を起し、三句にて墨つぎし、五の句にて墨をつぐな

り、順行とも假字なるは妨なきも、共に漢字なるには、見苦しき故過くべしと云ふ、願は三字まで一行とし、四字以上は二行に書す、假名願は散し書にす、婦人の短冊は下句を一字下げて書き、高の右によせて名を書す、懸形は青雲を上とし、紫雲を下とす、冷泉家にては春夏に青色を上とし、秋冬は紫を上にすと云ふ、然れども此等の方式は、何れも後世の定めにて、必しも本式にあらざれば、時によりて取捨宜しきに隨ふべきなり【把原淵藪】(一)齊明天皇四年十一月の條に「取二短籍一卜課反之事」とあるを初見とす、聖武天皇天平二年正月、大安殿に五位已上を宴して酒食を賜ひ、短籍書を探らしめ、仁義禮智信の字を書して、其字に隨て物を賜ひたり、共に短籍を戲となしたるなり、清和天皇貞觀十七年四月七日、式兵部兩省文武官擬階短籍を奏す、陽成天皇元慶五年四月九日、式兵部二省成選短籍を奏す、これ叙位すべき人の名を記したる札なり、(二)は初め詳ならず、清輔の袋草紙に「探題、各別題各分取詠也、若以二札子一、賦取之時、以二探得短册押紙一書二和歌一、疎不書二題目一云々」とあれば、平安朝の中葉以降の事なるべし、鎌倉時代に至り、漸く行はれ、室町時代には、稍々一定の形式を備ふるに至り、江戸時代に至り、製作書式等の事を言ひはやせしものなるべし、又續太歴暦永四年三月二日の條には、短尺にて和歌詠進の事見えたれば、短冊に和歌を詠進する事も古くより行はれしものなるべし(古今要覧稿、古事類苑文學部)

**ダンザンジンジャ　談山神社**　多武峰(タフノミネ)を見よ、

**ダンシ　檀紙**　紙の一種、厚くして色白く鍛文あるものを云ふ、マユミノカミ、とも云ふ、檀の皮にて造れる故なり、後には楮にて造る、陸奥紙とも云ふ、陸奥國より始めて造り出せる故なり、引合とも云ふ、男女の贈書に此紙を用ふる故なりと云ふ、しは厳なき檀紙を引合と云ひしが、後には小高檀紙を引合と云へり、史は高く長きを大高(ダカ)檀紙、狹く短きを小高(ダカ)檀紙と云ふ、又厚に高(ダカ)檀紙と云へり、陸奥紙檀紙引合紙の異同につきては文藝類纂に、「古の檀紙は、まゆみの紙の義なれば、壹衛矛(ニシキギ)の皮にて造れるなるべし、是まゆみの皮には繊維多くして、杜仲に木綿の名あるに協へるを以てなり、知、此繊維ある者なれば、これを以て紙を抄き、仍りてこれを檀紙と云ひしなるべし、(杜仲は本草和名に、和名波比末都々良、一名久曾末由美乃加波とあるは、何物たるを的すべ、本草綱目に

始めて小兒を食膳に向はしむる事あり、これを世に「喰初」または「箸揃」といへり、色直しの後、三七日を經て、吉日を撰び、母子相伴ひて鎮守の社に參詣す、これを宮參りとも、産神參りともいふ、其日は、置鳥、置鯛、二重折、瓶子等を室内に飾り供へて、産神を祭れり【江戸時代】五ヶ月目における着帶には生絹を用ふれども、庶民は布を以て足れりとす、吉日を撰びて行ふことも、前期に同じく、毎月朔日、伐日を避け、素りの方にて爲すことをせず、妊婦中は過勞を避け、油膩、辛辣また酸味ある食物を忌み、肉食は胎兒を害するとてまた之を忌み、却て大麥、蘿蔔、午蒡等の植物性を撰びたり、食族間にては産屋を設く、壬卯の日を撰びて卯の刻に地を平にし、鍬始を爲し南面して之を建つ、其疊は白絹を用ひ、産褥を設け、臺手桶、水桶、柄杓、箒、瓶子、屏風、土器、臺子、火うち、俎板、庖丁、魚箸、鷹、押桶等を備ふ、別に裏目の家を設く、産屋には縞目返、無紋紫、紅絞等の色模樣を忌み、すべて穢物を遠く、妊婦は第九月吉日の鷄鳴直ちに之に臨む、其時式三獻あり、中流以下は、初産には實家に歸りて産み、第二回より、多くは夫の家に於てす、産氣催す時は産婆を聘す、(俗にトリアゲババともいふ)俗間には備産の靈符として、預め神符佛札を請ひ受くるもあり、さて分娩すれば、産婆生兒を撫して之を喜き、初發を舉げわ以前に指に絹を卷きて兒の口中に咿める穢物を拭ひ去る、若し拭ひ去らざる時は、胎毒となりて兒齒重かるべしと信じたり、次に竹刀にて臍帶を斷る、多くは之を稲所にて結撃し、其中央より刀を以て截ちなり、後に十二の押桶(所謂鬼衣桶)に分ち入れて、米錢、寸菓、引餅等を添へ、吉日吉方を擇びて地に埋む、臍の脱口は、杉原紙を以て包みて産湯を引く、浴後



湯上りとして産兒を布にて包み、暫くして産衣を着せしむ、男子は左より始せ、女子は右より始せ、産後十二時ばかり過ぎたる後ち乳を、初乳なり、哺乳は産後十二時ばかり過ぎたる後ち乳を、初乳を啜ましむる事を忌む、其前に布を以て、口中の穢物を拭ひ、アマヨノとて甘連湯(黄連、甘草、紅花、大黄の合劑)を呑ましめて胎屎を下剤せしむ、胎屎をカニクソといへり、また産後三日の内に、親族の者相集りて祝ひ、産土神を祭る、之を三日の祝儀といふ、七夜に至るまでに生兒に名を命ず、假名とて親族者のより、數多名をつくるを祝儀とす、産後父は七日の忌あり、母は三十五日とす、流産は、産後三箇月までは月經の穢と同じく七日の忌あり、四箇月後なれば、父に五日、母に十日とす、さて産婦は産後十日間は椅褥の内に坐せしめ、第十一日より枕直しとて、産婦は産屋を出づ、此日生兒の胎髪を剃る、或は剃ることを許す、第三十日に至り

十二門の一、篤門或は篤宰の門ともいふ、又ダツテンモンと訓む。[illegible]宮城西面の門、南端の第一門となす。[illegible]桓武天皇延暦十三年、宮城經營の時、同波國之を造り、玉手氏之を監す、大さ五間、戸三間、右衛府士之を衛護す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改められし時、小野美材の筆額を揭ぐ、延喜彈正臺式に、中和院の西に在る木工寮へ木材屋丙、及び造酒司へ米を運ぶに熟も此門より出入することを許せり、天元五年八月、風の爲めに顚倒す（拾芥抄、大内裏圖考證）

**ダンテンモン井ン** 藤天門院 [illegible]忠子、法名蓮華智、又ダツテンモンキンと訓む。[illegible]後宇多天皇の妃、後醍醐天皇の御母、永仁六年七月從三位、正安三年七月准三宮、嘉元元年九月尼と爲り、文保二年四月院號、元應元年十一月十五日薨ず、御年五十二（女院小傳）

**ダンドク** 讃讀 僧の役名、天台眞言宗にて、傳法灌頂の時、受灌頂者の德を稱讃するとを掌る。文治二年藤雲灌頂記に「以二拜殿正圓故出二爲二唄德處一、數疊一枚、後立二解風一云云、然後讃頭出讃、四智梵語、饒鉢知常、次心略讃、饒鉢知常、次金剛薩埵、饒鉢知常、然後唄德、々々了受者返答云云」と見えたり、

**タントリ** 段取 江戸時代、關東の年貢取方にて、反別に對し一段歩の量率より算出し、地租を收入するを云ふ、上方にては、之を原取といふ、關東は段別を主とすればなり（地方凡例錄、蕃薯甘藷治要略）

**タントリケミ** 段取檢見 畝引檢見（セセヒキケミ）を見よ、

**タンナ** 禮那 「ダンナチ」を見よ、

**ダンノウラノタタカヒ** 壇ノ浦戰 [illegible]長門國下ノ關海峡東口の北岸[illegible]平宗盛等屋嶋において源義經に破られ、捲土して海に浮び、長門國檀ノ浦の波上に漂ふ、義經文治元年三月舟師を率ゐ四國より檀ノ浦に赴く、三浦義澄地理に精しきを以て先鋒たらしむ、義澄命を受け、進んで權藤奥津の邊に着す、平氏の陣を去ること三十餘町、平氏之を聞き、彦島を出でゝ赤間關に到る（[illegible]三月廿四日源平の諸將各々舟師を率ゐて、大に赤間關檀ノ浦に會戰す、兩軍相距ること僅に三町許、平氏先づ五百餘艘を三隊に分ち挑み戰ふ、山嵜秀道並に松浦黨先鋒たり、源氏亦八百四十餘艘を以て應戰す、會々日内黨能反應して俄かに義經に降る、時に源範頼大兵を挽して九州に在り、平氏亦退きて保つに處なし、平知盛等形勢の非なるを見、進んで義經と會し勝敗を決せんとす、全軍亦悉く死を決して奮戰せりと雖も、是に於て安德天皇は神璽寶劍を帶び、二位尼に抱かれ、海に投じて崩じ、宗盛、及び子清宗等生擒せらる、知盛、教盛、資盛等また戰死す、寶劍遂に海に沈み、神璽は浮び出づ、四月十二日義經使を馳せて、平氏の滅亡を鎌倉に報ず、頼朝、範頼に命じ、なほ九州に留まりて事を處せしめ、義經をして神璽、女院を奉じ、生擒の諸將を具して上洛せしむ、六月宗盛父子を近江に斬り、其餘黨又皆平らぐ（平家物語、源平盛衰記、吾妻鏡）

**タンバノクニ** 丹波國 [illegible]東は山城、東北は近江、四は但馬、西南は播磨、西北は丹後、南は攝津、北は若狹に至る、東西凡十四里十八町、南北十二里、山陰道に屬す（[illegible]山脈近江若狹より來り綾樫らず[illegible]古へ且敍に作る、開化天皇六年に、丹波竹野郡を納れて妃となし、彦湯産隅命を生む、其孫丹波道主命、崇神天皇十年將軍となり、此國を經て山陰山陽を巡り、教化を敷く、史に見ゆる者此に始まる、國郡の制定まるに及び十一郡を管す、和銅六年五郡を割き丹後國を置く、古へ國府を桑田郡に置く（遺址今船井郡屋賀村）鎌倉幕府の時、土屋實平守護の事を行ふ、建武中興、桑國[illegible]忠顯を國司に任じ、櫻井盛澤守護代となる、足利尊氏の叛するや、仁木頼章をして國内を掬へしめ、頼章の子義尹叛して守護となす、正平中山名時氏、吉野に歸順して本國を略定す、既にして山陰諸州を以て畔き、足利義詮に降り守護となる、時氏卒して、第四子氏清職を襲ぐ、元中八年謀叛して詔に伏す、將軍義滿、細川頼元を守護となし子孫に傳ふ、五世政元に至り、高國澄之澄元の義子として守護を澄之に傳ふ、永正四年政元害死に誅ぜられ、澄之代り立つ、澄元入て亂を討じ澄之を殺す、明年高國、將軍義稙を奉じて兵を擧げ、澄元を走らし、其地を併す、大永中に至り、八上城主波多野稙通（多紀郡）、高國の令を奉ぜず、近郡を侵略し遂に自立して國主と稱す、傳へて秀治に至る、天正七年織田信長其將明智光秀をして來たり伐たしむ、光秀秀治を誘殺し、悉く州内を平らぐ、信長光秀を封し亀山に治す、十年光秀誅死し、豐臣氏義子秀勝を封し、屬知山に錦せしめ（拾萬石）、前田玄以を八上に封す、文祿中秀勝卒して嗣なし、編知山を小野木公郷に賜ふ（後に朽木稙昌）、玄以の子茂勝異心して敢封せられ、松平康重之に代り徙て篠山に治す（後に青山忠朝）、其餘國内封を受る者、亀山（岡部長盛、後松平信孝）園部（小出吉親）柏原（織田信休）綾部（九鬼隆秀）山家（谷衛好）の七藩、明治維新改めて縣となし、又廢して京都



府及び豐岡縣より無治す、明治九年また合併して京都府の所轄となる（[illegible]古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見るべし（日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

| 延喜式和名抄 | 郡名 | 孝明治沿革 | 郡區編制 |
|---|---|---|---|
| 桑田（クハタ） | 桑田（クハタ） | 同（ドウ） | 同（ドウ） |

狂、後時構樓棲芽漸々生長、繊欲ゝ成樹、香氣昌盛、遂能改ヨ雖此林、普拘香美、衆生見者皆生善有心」ことあり、後此義によりて衆僧の棲居する所を云ひ、浄土宗の學問所の名となしたり 地獄沿革 浄土宗の學問所は寛光の弟子良忠の時より初まれりと雖も、未だ一定の名なし、慶長の初、知恩院尊照、増上寺存應等主として經營したり、即ち、慶長二年九月、尊照開東檀林十八箇所を定め、一宗の學問所となす、之を開東十八檀林と云ふ、左の如し(檀林志、浄土宗年譜)

武蔵芝　増上寺、　武蔵小石川傳通院
相模鎌倉　光明寺、　常陸瓜連　常福寺
下總飯沼　弘經寺、　上野新田　大光院

以上紫衣地

武蔵深川　霊巌寺、　武蔵瀧山　大善寺
武蔵川越　蓮馨寺、　武蔵岩附　浮國寺
下總小金　東漸寺、　武蔵淺草　鶴隨院
下總結城　弘經寺、　上野館林　善導寺
武蔵鴻巣　勝願寺、　武蔵本所　靈山寺
下總生實　大巌寺、　常陸江戸崎　大念寺

以上晋衣地

**ダンリンクワウゴウ　檀林皇后**　橘嘉智子(タチバナノカチコ)を見よ。

**ダンリンジ　檀林寺**　地獄沿革 山城國葛野郡嵯峨、亀岡園に、宗雀大路の東、作道の北、嵯峨大指圖に、天龍寺の前、金剛院の北東側に在りと爲す○尼寺五山の一 地獄沿革 嵯峨天皇の皇后嘉智子、唐僧義空を請じて創建す、仁明天皇、五百戸の封を施捨して供養に充つ、後に尼寺五山の一となる、後世廢絶せしにや、增鏡に、檀林寺の跡に浄金剛院を建てらると見えたり、今は其跡もなし(元亨釋書、山城名跡志)

**ダンリンハ　談林派(檀林)**　西山宗因が田代松意を祖述して創めたる俳諧の一派、松意は江戸の人にして、俳諧を能くす、延寶年中銀治町に住して談林軒と號したるより、其一派を談林派、俳風を談林風とも稱したり、其時西山宗因奥州に在りしが、寛文二年松意の招きに應じて江戸に來り、共に俳諧を研鑽したりしが、極めて堪能なりしを以て、其門に遊ぶもの日に多く、遂に所謂談林派を大成して其風となり、一時天下を風靡するに至れり、當時此風にあらざれば俳諧といはざりしと稱せらるゝを見ても、盛大なりし事を想ふべきなり、一例を擧ぐれば「されば、こゝに談林の木あり梅の花、梅桜、世俗眠りなさます驚」また「獄々や春牛の若物花修行」「骨折や書にかへる笠の骨」の如きこれなり、松尾芭蕉も一時門下に遊びたりといへり、なほ田中常矩といへるもの宗因に就きて俳諧を學び、之を花洛の地に唱ふ、京都の談林風は此人によりて大に流行するに至れり、後ち芭蕉が正風を唱ふるに及び遂に衰微に歸す、今其傳統を示せば、左のごとし(歴代滑稽傳、俳諧奇人談、嬉遊笑覽、ばいかい袋、百家系譜)

○宗因
- 岡西惟中
- 高瀬似仙
- 内藤露沾
- 鈴木清風
- 前川由平
- 北村季吟
- 南方界山
- 志太野谷
- 那波活海
- 松本宿屋
- 西山宗因
- 木畑定直
- 松井春昌
- 松井西鶴
- 水田四吟
- 下山鶴水
- 北條團水
- 椎本才麿
- 浅田百合
- 貞上丈竹
- 龍田中大立
- 長谷川千之
- 豊島逸志
- 笠家左兵衛
- 笠家舊蓋
- 水足左橋
- 菊岡沾涼
- 福田露言
- 水間沾德
- 大高子葉
- 金森得水
- 吉田了雨
- 原本才鶴
- 兒島長丸
- 椎本芳室
- 笠家逸生
- 河合曲水
- 矢野少宗
- 山本短州
- 千葉春鼠
- 長谷川千代
- 五彩堂耕
- 亀文短
- 小雪著孤
- 北沾涼
- 其雨丁
- 万丁
- 増田眠牛

**ダンワウホフリンジ　檀王法林寺**　地獄沿革 山城國上京區法林寺門前町○元悟眞寺、俗に檀王と呼ぶ 地獄沿革 浄土宗、金戒光明寺所轄に屬す、本尊阿彌陀如來 地獄沿革 往昔は叡山三千坊の一にして、蓮華藏院と稱し、本尊阿彌陀如來を安す、亀山天皇文永五年、道光に勧して浄土宗に改め、寺門を興隆せしめられ、悟眞寺と號す、應仁亂後いたく荒廢し、且鴨川の水害を被り、一時三條東洞院に移轉し、慶千ならず舊地に復す、永祿年間回祿に罹りしかば、信長中興し、法輪寺と改む、慶中は浄土宗の碩學にして、天正のころ布教海外に及び、法譽善高く、被國より贈りしも物品頗る多し、又當時の日記なども存ぜり(平安通誌、京華要誌)

**ダメ　溜**　地獄沿革 江戸時代に於ける牢屋の一種、病囚及び幼囚をおく處、もと非人無宿の囚徒をおさたりといへり 地獄沿革 江戸淺草と品川とに在り 地獄沿革 兩所共に貞享四年始めて囚人を其地の非人頭に預けしことあるを起原とす、次第に人數增加せるを以て、淺草の溜は元祿二年に、品川の溜は同十三年に改築し、其制漸く備はる 地獄沿革 罪囚病に罹れる時、一時溜に移して加養せしめ、全治すれば再び牢舍せしむ、また犯罪者十五歳未滿なる時は、生長するまで溜におき、十五歳に至るなまちて溜におき、十五歳に至たり、なほ兩處とも非人の居住地にして、淺草は非人頭車善七、品川は同松右衛門之を管轄せる故、非人溜とも稱す、而して囚人を溜におくことを溜預と唱へたり、其他の諸制度は大約牢屋と





同じかりしも、やゝ寛なる傾ありしといへり、牢屋(ウツキ)參看(德川禁令考、御定書百ヶ條、御仕置類例集、遠中紀書)

**タメシギリ　檪斬**　地獄沿革 江戸時代、刀劍の利鈍を試みる爲めに、斬罪に處せられたる屍を斬るをいふ、士人、僧侶、婦女、穢多、非人、混者煩ひし者には之を行はず 地獄沿革 江戸幕府にて將軍刀を試みる時の方法を述ぶれば、初め行ふ前、腰物奉行より町奉行へ談合あり、仕置の日限定まるを待て町奉行より之を申出づ、當日執行場には、土壇二箇所を築き、檪使場より砂を敷きつめ、檪使場の脇に斬手者の居所を設く、定刻に至れば、掛り役一同揃ひ、死骸は首と共に來る、尋で腰物方、水阿彌、腰物奉行、徒目付等來りて著座す、牢屋見廻、單衣の整ひたる告ぐれば、一同場所へ出で、檪使場へ腰物奉行、腰物方及手附並に刀鉦の箱を上へあげ、檪場の檪正面に於て立合ふ、徒目付、牢屋見廻、石出帶刀等列席し、小人目付、鑑役、打役等出場す、山田朝右衛門、手代り弟子、(孰も麻斗目麻上下)弟子(麻上下)讃居す、場所入口は町方年寄同心、牢屋打役同心二人宛にて警固す、表門は牢屋同心二人にて守る、山田朝右衛門差圖を爲し、非人兩人にて胴を土壇の上に置き、刀を變合致して朝右衛門に渡す、之を押戴き、切り柄をかけ肩衣のまゝ諸肌を脱ぎ、土壇に向ひ胴へ鉦のむれなをて、右手にて柄を持ち、身を開き左手を砂につき見分の方へ會釋し、夫より兩足一所に並べて立ち、刀を首に負ふ程に振り上げ構へ、再び立、氣を鎮たして、聲と共に打込み、胴二つになれば、非人胴の手足を引去る、此時腰物奉行見分す、朝右衛門より新所井に斬方の善惡の書付を腰物方に出す、鑑の時は朝右衛門絹をすげ、檪場外砂の内へ首を置き、手傳非人鍬ノ頭な首の上へ當て、柄を持ち押ふ、朝右衛門二人宜くば、其趣を書付て差出す、是にて檪斬終るなり(刑罰大略錄、舊幕政談)

**タメシブ　樣歩**　檢地(ケンチ)を見よ

**タメナガシユンスル井　爲永春水**　地獄沿革 姓は佐々木、名は貞高、通稱を總前屋長次郎といふ、蓬池庵、金龍山人、三蘭、二世振鷺亭、二代目南仙笑楚滿人、狂訓亭等の別號あり 地獄沿革 詳なら ず 地獄沿革 江戸にて書賣を業とせしが、放蕩の爲め家産を傾け、幣來者間、藝者、清元の師匠等と交はり、屢々居を轉じて、或は雇書となり、或は講談師となりしが、文政のはじめ頃より草双紙の著作に從事し、天保三馬の門人となりしが、其作世に行はれざりき、尋で天保三年梅暦を著はすに及び、大に流行したるより其名漸く高く、自ら人情家、人情本の元祖と稱し、數多の人情本を著はしたりしが、天保十三年、老中水野忠邦改革の政を布き、風俗の匡正に從ふや、忽ち笞められて手鎖の刑に處せられ、同年七月十三日手鎖中に歿す、年五十四、江戸西本願寺地中妙傳寺に葬る 地獄沿革 梅暦、辰巳園、春の梅、春告鳥、英對曙語、等(列傳體小說史)

**タモン　多門**　城櫓の別稱、江戸城にてほ二三層に造りしを、櫓と呼び、城の周垣の長屋造りなるを、多門と呼び、兩樣に唱へ分けたり、是れ城内に在る、櫓の數甚多くして、自然稱呼の混じ易きが故なるべし、又諸藩の中にも、士宅の長屋なを、多門と呼びし處もあり、而して多門の稱は松永久秀が、大和志貴城に高櫓を建て其上に多門天主を祀りしに始まると云ふ、著說なれど、或は多門山に城を築き櫓を設けしより多門の稱出來しとも稱し、詳かなら





ず(皇典講究所講演、古今城制考)

**タモンテンワウ　多聞天王**　佛教にて四天王の一、「ビシヤモン」を見よ、

**タヤズケ　田安家**　德川氏の分家にして三卿の一、「ドクガハウザ」(田安の部)及び「サンキヤウ」の條を見よ、

**タヤスモン　田安門**　江戸城内郭門の一、今の九段坂の上、近衛歩兵一聯隊の入口なをいふ、舊田安邸に入る裏口なり、古は代官町御門といふ、又寛永江戸繪圖には飯田町口と記ぜり、此の門逸な田安邊と稱し、田安大明神の祉ありしと云ふ、門衛には諸代大名一萬石限り勤之間詰衆二八參勤の人々、或は在府の衆は三箇年勤番、番士四人羽織袴着用し、法令は竹鞭と同じ、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を之に備ふ(御府内備考、殿居寮)

**タラシ　多羅枝**　弓を云ふ、弓は手にとる物なるが故に古は御執(トリタラ)と云ひ、又略して「トラシ」といひしが、後に、トとヤとの通音より「タラシ」といへり、「ユミ」參看、

**タル井ノトングウ　垂井頓宮**　美濃國垂井宿にお行る後光嚴天皇の行宮、今不破郡垂井町の地なり、新續美濃志によれば、南宮明神の鳥居の南の邊其舊跡なりといへり、文和二年八月廿五日より九月十九日までの行宮と爲す、按ずるに、此年六月向名時氏京都を襲ふや、足利義詮之を防ぐこと能はず(寡氏時に鎌倉に在り)天皇を奉じて美濃國小島に蒞り、其地に行宮を營みしが(チヅマノアングウ)參看)八月廿五日に至り、垂井に還幸あり、二條良基の小島の口すさみに「廿五日をしまの頓宮より垂井に行幸あり、その有樣非常の儀にて、御輿にめさる(中略)

垂井の頓宮は、當國の守護職藤うけたまはりて造りまうく、黒木の御所に柴垣などゆひわたして、かうがうしく、廻立殿大嘗會などの心地ぞせし」と見えたるにて、其一斑を知るべきなり、是より先足利尊氏は京都の敗報を得て、八月朝日綠倉を發し、九月六日其迎として赴きたる義詮と共に垂井に着したるを以て、天皇は、十九日頓宮より出でゝ、大覺寺に幸も、廿一日義詮尊氏等を從へて、京都に還幸し給へり(太平記、皇年代略記、續神皇正統記、大日本地名辭書)

**タルキ** 榛(桷、榱) 椽より軒に渡して、屋根板を支へる木を云ふ、また棰を書す、圓なるを地棰と云ひ、棰の字を用ひ、方なるを飛簷椽と云ひ、桷の字を用ふ、共通に榱の字を用ひたり、支那にては秦に榱、周に榱、齊魯に桷と云へるなりとの說あれど、我國にては榱はエヂかに、桷は隅木に充て用ひたるを以て、垂木又は極の字を用ふと云ふ、新編字義に椽をかり木と訓み、榱を庇の垂木と訓み、又は一說に訓机を訓めり(樣飾集、基築字義)

**タルフネ** 樽船 【名所圖會】江戸時代、酒荷の運輸を專業としたる廻送船、樽廻船の略稱なり【地名辭書】酒荷はもと菱垣廻船(ビカキブネ菱垣)によりて、運輸したりしが、享保十五年、酒問屋等相謀りて、別に樽廻船を起したるより、菱垣廻船と互に相競れず、安永二年菱垣船と搭載貨物の分界を定めたり、天保四年、塩鯖、鰹乾魚問屋、乾物問屋井に暮荒巾子用砂糖仕入人の砂糖十万斤に限り、兩廻船に搭載することを許せり、されども、此貨物を樽廻船に積む時は、密狀二通にして、江戸菱垣廻船問屋にて改め、樽廻船問屋に引渡すものとす、天保十五年に至り、衝立し、大阪に問屋八軒、西宮に問屋六軒を置き、船舶百五六十艘を有し、大に運漕を擴張し、菱垣廻船と其業を競ふ、而して其荷主の重なるものは、大阪、伊丹、池田、今津、西宮、骨木、魚崎、御影、車町、新在家、大石、兵庫十二郷の酒家にして、毎年二月頃、新酒を搭載して、西宮港より發送す、江戸着の前後は、品川沖に水船を乘り入れ、碇を下すや否、舟船を以て船荷切手を携帶し、樽廻船問屋に達したる順番に依りて前後を定む、當番者の船頭は、江戸荷主より衣類若干くは金子を與へて饗宴せり、元來酒は新品を貴ぶ、傳も格別によるしければ、弊害を生ずること多きを以て、公に協同して、前後を定むるの必要あるにこれりとい、へり(日本商業史、皇奥講究所講演、江戸時代海運)

**タルマデラ** 遂磨寺 【名所圖會】大和國葛下郡【名所圖會】推古天皇二十一年、聖德太子爲々片岡山御を過ぐ、路傍に餓死の飢人の臥せるものあるを見て之を憫み、衣食を給して去れり、翌日其死せるを聞き、悲みて厚く葬りしが、後ち僧勝月遂磨寺を建て、この飢者は遂磨の化身ならんと云ひしよりか遂磨塚と云ふを築き、草堂を建て遂磨の像を安置したり、後ち僧勝月遂磨寺を建立す、一說に敏達帝の解脫上人貴度項上に三層塔を建て、勞に淨室を併へて遂磨寺と號す、永享七年足利義持命じて再興して禪宗の一寺となし、龜能を住持年興福寺來徒之を憎みて堂宇を燒く、永享七年足利義持命じて再興して禪宗の一寺となし、龜能を住持となす、同年九月前南禪寺住持得巖、遂磨寺中興記一篇を撰す、文安六年無能之を石に勒して寺境に立つ、今此碑及び松永久秀の墓あり(元享釋書、伽藍開基記、大和誌)





# ち

**チアン** 治安 後一條天皇御字の年號、寛仁五年二月二日、革命に因て改元す、三年を經て萬壽と改元す(國朝年號譜)

**チイサガタナ** 小刀 打刀に對して古き時代における所謂刀を云ふ、比較するに小なるがゆゑなり、貞丈雜記に云く、小刀は長さ六寸、中子(ナカジ)三寸、クヌギ形なるべしと見えたり、是れ腰刀さや卷腰物皆同じ物なり、長さ柄さやともにて一尺を限りとするなり、柄は鮫の皮かけて柄まかすはなし目貫なり、つば入れず、さやじり直に切るなり、今の世の小刀は、柄をまき鐔を入れ、たけも長長くするゆゑ、古の小刀とは大に違ひたる物なり」と見え、武家名目抄に「後代は打刀を刀とのみいへば、其に對へて古に刀と云ひしものを長短によらず、すべて小さ刀と云ふなり」と見えたり、詳しくは「カヽチ」の條を見るべし。

**チウセンシ** 地押 鑄錢司 江戸時代田畑上下の等位高石盛を、先前の儘存置し、單に縄竿を入れ、反刻を丈量し前狀の適否を修正するを云ふ、又地詰とも云ふ、丈量の方法は、檢地と異なることなし、但一二耕地の小部分を限るものは、廻り檢地(マハリケンチ)巡審)を以て代辞するものとす、而して此の地押は、耕田の告訴者あるか、或は事故ありて村方より出願するか、或は地所紛亂實檢の必要ある場合等の外、容易に命令を以て擧行せしむることなし(徳川實紀、治要略)





**チオン井ン** 知恩院 【名所圖會】山城國下京區祇園町○華頂山を號す【名所圖會】淨土宗、總本山【地名辭書】高倉天皇安元元年、源空專修念佛を主唱し、比叡山を下りて西山の廣谷、次に東山吉水の邊に草菴を結び、念佛を修行す、其草菴を吉水禪房とも、大谷禪室とも云ふ、承元元年三月源空土佐に配流せられ、同十二月勦免ありしも、京都に入るを許されず、建暦元年十一月に至りて、漸く吉水禪房に歸りたるも、已に荒廢に歸したれば、慈圓僧正、源空の爲めに土地を寄附して一草菴を營めり、即ち今の智恩院の勢至堂の在る所なりと云ふ、源空此草菴に入りて念佛の修行を專としたり、示寂の後念佛益々傳播したれば、安貞元年比叡山の大衆暴擧して其草菴を破却す、文暦元年遺弟源智再興して諸堂宇を建築す、四條天皇勅して額を賜ひ、始めて華頂山知恩院と號し、永世勅願所となし給ひたりと云ふも、未だ詳ならず、永享三年火災に罹ろ、足利義教命じて再興したるも、應仁の亂に再び燒失し、住持珠琳、源空の影像を收めて近江國浅賀郡伊香村に避難し、一寺を建立して新知恩院と號す、長享二年九月菩蓮院尊應親王知恩院に敷地山林を還附し、令旨を珠琳に下して舊跡を再興せしむ、(一說に文明十年足利義教再興すと)永正十四年八月又火災に罹り、尋で再建し、住持存牛學德を以て開基、始めて紫衣を賜ばりたりと云ふ、天正年中豐臣秀吉諸堂を修理し、德川家康に至り大に興隆を助け、諸堂宇を增築し、住持幸誠を優遇し、寺祿七百三石餘を附す、元和二年秀忠山門經藏を造營す、寛永十年二月火災に罹り、十二月家光命を下して再建し、同十三年大鐘を鑄造し、十六年七月に至り諸堂落成し、壯麗を極む、乃ち皇子八宮を請じて門主と



なし、知恩院門跡尊項宮と號す○山門、四向、德川秀忠の建立(特別保護建造物)後奈良天皇勅願華頂山三宇を搖ぐ○本堂、南向、後奈良天皇勅願大谷寺の三宇を搖ぐ、中央に圓光大師(源空)自作の像と云ふを安置す○衆會堂、本堂の後に在り、俗に千疊敷と云ふ○大方丈、小方丈、衆會堂に接す、○經藏、本堂の東南に在り、(特別保護)宋版一切經を藏す○鐘樓、經藏の南に在り、大鐘、高一丈九尺、直徑九尺五寸、厚九寸五分○勢至堂、小方丈の東の山上に在り、(特別保護)○鳳凰廟、勢至堂の北に在り、鳳凰堂と云ふ○華頂文庫、檀現堂、茶堂等あり、○寶物、着色法然上人繪傳四十八卷、阿彌陀二十五菩薩來迎圖、觀經變茶羅、紅玻璃阿彌陀像、阿彌陀經曼荼羅、毘沙門天像、各一幅、普隨喜品經五帖、(大統十六年の文あり)天平年間寫經生日記一卷、法王帝說一卷、(以上皆國寶)等あり(勅修傳、同眞寶、源空上人傳、淨土宗年譜、山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

**チオンジ** 知恩寺 【名所圖會】山城國上京區上立壺町○三時知恩寺ともいふ【名所圖會】淨土宗、知恩院末寺、初め後光嚴帝に屬す○本尊阿彌陀如來【名所圖會】天皇皇女見子內親王に崇光天皇の御所入江殿を賜ふ、因て入江御所と稱せり、足利義滿の女性善尼此地を得て寺を爲し、知恩寺と號す、稱光天皇の皇女了山宮落飾尼と爲り、法燈を繼ぎ、性善尼を開山とも、自ら第二世と爲る、後柏原天皇歸信深し、然れども六時の勤行晝間宮中に行ひ、夜に三時知恩寺と稱す、已來皇女王相承け、連綿法脈を傳へて明治維新に及ぶ、堂宇は天明八年火災に罹り、恭禮門院の舊殿を賜ひ再建す、現在のものは是れなり(山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

**チオンジ** 知恩寺 【名所圖會】山城國愛宕郡田中村○長德山功德院と號す、又俗に百萬遍と呼ぶ【名所圖會】淨土宗、四箇本寺の一【地名辭書】傳に惠愛大師の草創、加茂上下宮の法樂修法の寺にして神宮寺と號す、後鳥羽天皇の時、僧源空專修念佛の道場を白川及び西山の廣谷、東山吉水に營み宗門弘通の後、此寺に寓止したり、鴨川に近きを以て、加茂河原院の稱あり、源空示寂の後、弟子源智、源空の像を置き、始めて知恩寺と改稱す、元弘元年天下疫病流行するに方り、住僧空圓勤修を奏じて、七ヶ日阿彌陀名號會を修し、百萬遍に及んで疫止む、依て百萬遍の號を賜はり、御願願寺と爲したりと云ふ、永德年間足利義滿相國寺を造營するに方り、當寺を一條の北小川油小路の間に移し、年月を經ること二百年、兩回の兵燹に罹る、天正十三年豐臣氏寺祿三十石を寄せ、十八年京極東櫛町に轉じ、寛文二年東洞門院附屬官邸を建つるが爲め此地に移せり○表門、本堂、水師堂、後奈良天皇宸筆の額を掲ぐ、觀音堂、勢至堂、阿彌陀堂、方丈、地藏堂、恭導院、及び法然上人の塔あり○寶物、紺紙金泥阿彌陀像、同佛遺髮圖、同淨土曼荼羅圖各一幅、皆國寶に指定せらる○塔頭十二箇寺、西光寺、養泰院、知意菴、琢宗院、恭導院、慶運院、壽仙院、龍見院、源養院、安養院、栖松院と云ふ、諸國に末寺三百五十一箇寺あり(山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

**チカコナイシンワウ** 親子內親王 靜寛院宮(セイクワンキンノミヤ)を見よ。

**チカタ** 地方 江戸時代、町方に對して田舍をいふ、轉じてその地の民政をいふことゝなれり、地方大庶集に「御代官役所にて取扱ふ事件を地方と稱

すこしき見えず、地方凡例錄に「俗語に地方と唱ふるは、政治の事にて、強ち田納皮納諸稱國、本國等の取計ひ而已に限る事にもちすず、都て經界の義なれば、治賢の道を水とし、理世安民の志を不忘、地理に委敷、用水川除修理等の辨利を考へ、穀種の道を知り、國益の拔さる樣に心を用ひ、上下の損益を勘弊、農業の不失樣致尊し、民を撫育し、公事訴訟等の取計に私無く、理非を決斷し、闔家安泰に治むべき事を旨とすこと見え、なほ又「地方の業といふは、土地經界を改正し、地位の善惡を能く知りて田圃を檢知し、末代上下の得失を揣知し、地味に鹽ひ、石盛の不同なく、萬民上下の慈苦なき樣にこれを定め、物物の壓不應を見分け、農事の時を失はず、種蒔、鋤耘、肥養、收納等の時節を差へず、耕作を怠らざる樣に教導し、一作に於ては、稻粟の可否を檢見し、年の豐凶を考へ、租稅を極め、又は用水川除等の普請、地所の損益を辨明すること第一なり、（中略）又地所用水等に就ては公事出入起る事多し、都て村里能く治り、訴訟等のなきやうに取治め、もし訴ある時は我意を振はず、理非明白に辨論すべし」とあるにて其大樣を曉るべし。

**チカタトウニン　地方頭人**　鎌倉時代室町幕府の職名、京都洛外の第宅、屋地、市廛、道路等の事を管掌す、又地奉行とも稱す（日葡辞書、花營三代記に、康應元年八月政所内評定始に、地方二階堂中務少輔入道行願、と見えたる始めとす、應永年中より摂津氏の世職となる、凡訴人狀を上り、頭人事項を題し、寄人に付して審問せしむ、其會議を内談と謂ふ（花營三代記、中原氏系圖、武政軌範）

**チカツアスカノヤツリノミヤ　近飛鳥八釣宮**　飛鳥八釣宮（アスカノヤツリノミヤ）を見よ、

**チカマツモンザエモン　近松門左衛門**　（鎌倉時代）姓は杉森、名は信盛、通稱を平馬といふ、後ち自ら近松門左衛門と稱す、平安堂、嵯林子、不移山人等の號あり（日葡辞書）詳かならず、兄は相國寺の宗長老、弟は儒醫岡本一抱子、妹は錦江といひ、俳諧に長子（戒けいふ近江三井寺の門前近松寺なりと）に入りて僧となる、後子もなくして京都に上りて弟の家に寓し、還俗して、一條家に仕へ、ほゞ有職故實に通ず、尋て致仕し、近松門左衛門と名乘り、歌舞伎狂言及び淨瑠璃の著作に從事す、延寶五年始めて、京都の歌舞伎芝居萬大夫座の作者となり、藤壺の袞衣、藤の花より忽ち大成を變ずる趣向を構へて、大に喝采を博し、門左衛門の名聲世に著はる、尋で淨瑠璃大夫井上播磨掾、宇治加賀掾等の爲めに淨瑠璃を作りしが、享保三年竹本儀大夫の爲めに出世景清を著はすに及び、筆致頓に一變し、從來古淨瑠璃作者としての一生面を開きたり、元祿の末大阪に住し竹本座の作者となり、著述に從ふ、享保九年十一月廿一日大阪に歿す、年七十二、墓は寺町法妙寺と川邊郡久々智村廣濟寺との兩所に在りて、孰れか是なるを詳かにせず、法名阿彌陀經奕日一眞足居士と號す、門左衛門著はす所の戲曲前後通じて百數十種、文章藝能によりて、感服の別よるのみならず、人物の上下貴賤によりて、獨富裏に迫り、神に通ずるに至るまで詳細に注意し、獨富裏に迫り、神に入ると稱せらる、蔡生俱樂部で、曾根崎心中を說みて「七ッの鐘が六ッ鳴りて殘るこゝが今生の鐘の響の聞きおさめ」といふに至り、卷を擲つて、近松が妙文この中に在り、他を圖ふに及ばずと嘆賞し、靈元法皇は最明寺殿百人上臈の女中に、「蝶の翼のおしろいをこぼして、鶴には鶴の雪毛をぬきかくる、雪は花より花多きこゝあるを御覽じて、石母田の詩句なる「鮮寒勢翼」を賦し、拾、雜歌、嵯峨、散米、轉」を巧に綴したるに感じ、かかる才智なる以て和歌を詠じなば、秀逸多かるべしと宣へりといふ（日葡辞書）女殺油地獄、天の網島、冥途の飛脚、曾根崎心中、丹波與作、心中重井筒、博多小女郎浪枕、歌念佛、聞八州繁馬、出世景清、國性爺合戰、曾我會稽山、雪女五枚羽子板、吉野都鳥等最著はる（藤井學士、近松門左衛門）

**チカラレウ　千木**　（考古學）大古の家屋に於て、屋宮破風の上端の、交叉したる部分の稱、即ち切棟作りの屋根の左右の端に用ひたる長き材にて、其末は、棟後の軒より上りて、棟にて行き合はせ、組み突へ、其組目以上、其檜を其まゝ長く出して空を衝くものをいふ、其組目より下に椽と曳び、又屈の妻にては梁風となり、また水木ともいひ、勾欄、鎮木、知木などいふ、寄したり、脆十の略（日葡辞書）大古即ち神代の家屋は皆此制なり、古事記大國主尊國造の條に「於底津石根、宮柱布斗斯理、於高天原、氷木多迦斯理而治賜者云々」とあるを初見とす、爾來王朝時代の初期まで行はれしが、家屋の創營途するに及び自ら廢れ、只僅に神社にのみ其面影を存するに至りしが、千木は全く別物となりて破風と關係なく、棟上に設置する飾りとなりたり、また其檜の一角を殺ぐ事となり、之を片削（カタそぎ）といへり、伊勢内宮なるは内角を削ぎ、外宮なる

は外角を削ぎ、共に風穴を明けたり（古事記傳、東撰、建築辭彙、言海）

**チギ　地祇**　國神（クニツカミ）を見よ、

**チキウラク　地久樂**　（音樂）高麗樂、雙調四曲中の一、二名地久、又圓地樂と稱し、大曲に準ず、新樂中曲○破拍子十二、急拍子十、舞者六人、番舞萬秋樂、龍馬樂の樣人に合へりと云ふ、古今著聞集の註の一說に、大宮右大臣（後家）殿上人の時、南殿の櫻盛なる頃、うへぶしよりいまだ發東も改めずして、御階のもとまで殘り花を眺め、高欄によりて櫻人の曲を歌反歌はれけるに、多政方、陣つとめて居合せければ、歌の聲を聞きて花の本に進み出で地久の破をつかうまつり、舞はてゝ入らんとするとき、後家又櫻人をやめて舞山をうたはれければ、政方又立ちかへりて同急を舞ひけるよし見えたり、體源抄には、公任卿、多政資として記したり（禮樂志、歌舞音樂略史）

**チキカウ　直講**　大學寮（ダイガクレウ）を見よ、

**チキコサク　直小作**　小作の一にて、田畑を賃に入れ、地主直接に小作を爲すをいふ、小作證文年季は、賃地年季に準ず（地方凡例錄）

**チキサン　直參**　（一）幕旗の側の最勝諸藩來たる者を云ふ（徳家官職記）（二）江戸時代幕府に直隸せる萬石以下の士人、即ち旗本御家人をいふ、將軍に直謁するを以て名付く、

**チキリ　直訴**　訴訟（ソセウ）を見よ、

**チキトツ　直綴**　僧衣の一種、上は衣（コロモ）の如くにして裳あれども、衣よりは少し短くして且彌し、下に白の袴を着す、海人藻芥に「鎌倉綴は貴賤共用之、道服者俗服者用之」と見え、一說に、法印法眼法橋

など着するとあり、江戸幕府の制は、僧侶にして法印法眼に叙せられたるもの（醫師、繪師の如き）之を着したり、地質精好又は平絹、袖の下兩脇に襞積あり、色黑、胸紐は組糸にして、法印は紫、法眼は白を用ふ（裝束集成、貞丈雜記、德川盛世錄）

**チギヤウ　知行**　（一）主配する事を云ひ、（二）後には土地を支配する事を云ふ、蓋し其地を知り行ふの義、（三）更に轉じて其土地を指すこと、爲れり、其地を領知とも領掌とも領地とも云ふ、（一）續紀天平神護二年正月の詔に、天下所二知行一とあるをアメノシタシロしメスと云ひ、萬葉集にも所知行をシロシメスと訓み、朝野群載永延三年五月廿八日の太政官符に、知二行諸務一とあるにて知るべし、（二）知行國の場合を古とす、年給によりて國を給はりたるを國務を知行すとも、沙汰すとも云ひ、其國を知行國と云ふ、又給國領國分國とも云ふ、其國務を知行するより轉じたるなり、玉葉安元三年五月二十三日の條に、賴政朝臣知二行伊豆國一と見えたるに、知て知るべし、蓋し年給は桓武天皇の時より起りて、淳和醍醐天皇の頃より盛に行はれしを見れば、國務を知行すること、及び知行國のなるべし、是より後ち墾田莊園を領知するを知行と云ひ、其土地を知行地と云へり、人車記仁安元年九月廿九日の條に「參河志貴御庄下條知行由、大納言以安藝守能盛二示給之」と見え、玉葉文治元年十二月廿八日の條に、傳聞、賴朝代官北條丸、今可二調二經房一云云、定示二重事等一、歟、又聞件北條丸以下郎從等、相分五畿山陰山陽南海西海諸國二、不二論二庄公一可二宛給之一と見え、玉葉文治元年十二月廿一日の條に「於二諸國一者、非二番兵雜之輩一、悉以可二知二行國庄園下地一者、關東一向可二令一領掌一給云々」、保元物語に爲朝が大島に渡りたる事をいへる條に「此島にして七島知行す」、源平盛衰記に、鹿ヶ谷後國ほ刑部卿三位頼輔の知行にて、其子頼經國司代にて在國の間、三位迫て云下し給ひければ云々」、弘安八年四月四日伊勢光明寺書記に「右件名島者、自二父孫守吉光御手一、處分給矣知行處に云々」などあるにて其一斑を知るべし、鎌倉時代以後莊園に本家領家ある場合には、本家は所當年貢を知行し、領家は下地を知行す、又一人にて兩方を知行することあり、是を一國知行とも云ふ、響來草に知行といへる語は、勳閥名閥の兩樣に用ひられたり、豐臣氏の時より各國の領主を封するに、知行高何萬石と云へる慣例により、江戸時代に及びても、また之と同じく、必ずしも領地の多寡に依らざりしと雖も、普通には萬石以下の領地を指して知行と云ひしが如し、即ち旗本御家人也に諸藩士は多く其領地を知行所といひしも、大名にありては領地と唱へたり、但し全然稱せざるにあらざりしことは、當代記慶長十六年八月廿一日の條に「知行二萬石全湖水となる」と見えたるにて知らる、而して知行所を各人に割り行ふことを知行割といひ、知行高を記したる帳を知行帳といへり（台記、玉葉、東寺百合文書、武家名目抄、德川實紀）

**チキロ　直廬**　禁中にて大臣納言出仕の宿所なる云ふ、後には專ら攝關の宿所なのみ云ふに至れり、西宮記に「宿所、大臣納言參議職曹司也、見二禮史一也、大臣宿所、在二宜陽殿東廂一云々」三代實錄に「貞觀十三年四月十八日、太政大臣（良房）直抗奏曰、隱下不レ許二臣就私第一、直廬於禁中一云々」とあるにて知るべし、

**チクゴガハノタタカヒ　筑後川戰**　（鎌倉時代）筑後川は筑前筑後を流るゝ九州第一の大河な

り、而して菊池少貳二氏の戰ひたるは今の御井郡味坂村の附近なるべし（肥後國誌稿菊池武光、征西將軍懷良親王を奉じて鎮西に在り、勢威大に振ふ、正平十三年（北朝延文四年）十一月兵五千を率ゐ、島山國久を日向六筥城に討たんとす、會々大友氏時高時城に據りて叛き、宇都宮宏知、肥田正員等亦之に應ず、武光、氏時等の能く爲すなきを知り、十四年三月先づ往きて國久の子種隆を三慶城に襲うて之を拔く、國久懼れ、六筥城を捨てゝ重隆と共に遁る、武光軍を督して國に歸り、更に阿蘇惟時、少貳頼尚と兵を合して氏時を討たんとし、自ら五千餘騎を率ゐて豐後に向ふ、頼尚銀に變心して旅を太宰府に發げ、惟時亦小國に歸りて其後を遮らんとす、武光卽ち師を回へして惟時を敗り、七月懷良親王を奉じて頼尚を太宰府に襲ふ（肥後國誌稿）頼尚之を聞き、子忠資、姪頼泰等と六萬餘騎を率ゐ、杜渡を前に當てゝ、味坂庄に陣す、武光も亦兵八千に將とし、筑後川を隔てゝ對陣し、十九日手兵五千を擁げ、川を渡りて之に迫る、頼尚戰はずして遁るること里許、大原に到れば、敵已に徑路を斷斷し、前に泥澤あり、輙く進むべからず、卽ち相持して戰はざること月餘、八月十日の夜半、子武政と精兵七千人を分ちて三隊とし、筑後川に沿ひ水陸に乘じて進ましめ、また壯士三百人を簡み、間道に由りて敵背を掩ひ、突騎して亂射せしむ、頼尚の軍兵大に震駭し隊伍擾亂、自ら開擊して死者相枕す、天明の後武政一千餘騎を率ゐて先發し、忠資及び將將四人を斬る、武光の姪武信また奔死して奮鬪し、頼尚の子頼泰を生擒し、首を獲ること七百餘級、而して武信の兵死するもの亦三百に及ぶ、武光は懷良親王と共に三千餘騎を率ゐ、大呼して頼尚の中堅を突く、飛矢雨のごとし、親王自三創を被る、其他戰死するもの頗る多し、武光武政等營を收まして衆を督し、將士に先ちて奮力敢戰し、遂に頼尚を敗る（肥後國誌稿）頼尚敗走して太宰府に退き、賓萬の徼に據る、此日の戰卯時に始まり酉の時に終る、頼尚の軍死するもの三千二百人、武光の軍死するもの又千八百人に及べり、故に武光は頼尚を追擊せず、兵を率ゐて肥後に歸る（大日本史、太平記、征西將軍宮譜）

## チクゴノクニ　筑後國

（東は豐後、西は肥前、南は肥後、北は筑前、西南は海に至る、東西凡十二里、南北凡八里、西海道に屬す、（肥後國誌）山嶽西北に聳ゆ、土地平曠溪澗に貫り、洪流西北を繞り、溯河遍南、土地平曠溪澗に接す（肥後國誌稿）古訓「ツクシノミチノシリ」ともいふ、上古筑前と一國にして筑紫と稱す、文武天皇の初年分ちて定む、（今の府中郡、安治二郡草野永平を守護となし、子孫山本郡吉本村、竹ノ城に居る建武中興少貳頼尚を國守に任じ守護に補す、足利尊氏の敗する頼尚嘗として之に屬す、正平の初、菊池武光頼尚を伐て之を破り、國の豪族草野馬木蒲池諸氏を降し、征西將軍懷良親王を高良山に奉じ、全國を併せ、阿蘇惟時を國守となす、尊氏又國の豪族高橋光種（御原郡高橋居る）を檢斷使となす、大内今川九州を定めし後、筑紫氏更に探題流川氏に謀す、流川氏衰ふるに及び寡

| 郡名 | 明治維新前郡區編制 | 天保郷帳地誌提要 | 古圖 | 延喜式 | 和名抄 | 寛知集 | 拾芥抄 | 古圖 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水沼 | 三潴 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 御井 | 御井 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 御原 | 御原 | 同 | 御三井 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 山本 | 山本 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 竹野 | 竹野 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 浮羽 | 浮羽 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 上陽咩 | 上妻 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 八女 | 八女 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

西征本國を分て生葉竹野御原三郡を小早川隆景に加賜し、立花宗茂を柳河十三萬石に毛利秀包を久留米三萬五千石、筑紫廣門を福島一萬八千石に封す、歸ヶ屋役帰り、宗茂秀包廣門皆封を失ひ、田中吉政を全國に封じ柳河に治す、元和六年其子忠政卒し子無くして國除し、有馬豐氏を久留米二十萬石に封し、再び柳河を宗茂に賜ひ（十一萬石）、其支封を三池とす（立花種次、文化中其嗣種善陸奥下手渡に移り、明治の初其孫種恭に至り復封す）凡て三藩なり、明治維新皆廢して縣となし、又之を合併し、三潴縣を設く、明治九年之を廢し、福岡縣の管轄に屬す（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）





| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 御井 | 三毛 | 同 | 三毛（コウケ） | 同 | 同 |
| | 三池 | 同 | 三池（ヤケ） | 同 | 同 |

## チクサノサキノダイジヤウダイジン　千種前太政大臣、久我通相（コガミチスケ）を見よ、

## チクゼンノクニ　筑前國

（東は豐後、南は肥後、西は肥前及び海、北は海に至る、東西凡十八里、南北十七里、西海道に屬す、（肥後國誌）東西の連山南走して更に西北に趨く、沿海の地、岬島嶼參錯相望む、曠野の地少しと雖も、東南二大河あり（肥後國誌稿）古訓「ツクシノミチノクチ」ともいふ、上古筑紫國と稱す、孝元天皇の皇子大彦命の裔國造となる、繼體天皇二十一年國造磐井叛し、物部麁鹿火を遣て之を誅す、齊明天皇西巡して朝倉（今上座郡須川村）を以て行宮となし、師を出して百濟を救ひ、唐と戰ふ、天皇行宮に崩するに及び師を班す、尋て太宰府を御笠郡に置き（今觀音寺村の西に府址あり、國府亦同郡に置く遺址未詳）九州を總轄せしむ、文武天皇の初年始めて本國を置く、壽永元年平氏安德天皇を奉じて來奔し、太宰府を以て行在所となす、國の豪族原田種直、平氏に從ひ功あり、國守に任ず、既にして平氏亡び、源頼朝、天野遠景を以て鎮西奉行となし、太宰府に鎮す、建久七年武藤資頼之に代り、太宰少貳に任じ、子孫襲を襲ぎ、少貳を以て氏とし、御笠郡內山城に居り、本國及び豐前肥前豐岐對馬の事を管す、弘安四年蒙古大擧して入寇す、資頼の子資能四海諸將と共に拒戰し、虜を衆りて卒す、既にして颶風大に作り、悉く蒙古の戰艦を覆沒す、五年北條時宗、同族爲時を以て筑紫探題となし、博多に鎮す、建武中興、少貳貞經、資能曾孫）大友菊池二氏と共に探題北條英時を滅す、貞經因て守護に補す、足利尊氏の叛する貞經首として之に應じ、菊池武敏と戰て敗死す、既にして尊氏來奔し九州響應す、尊氏貞經の子頼尚を守護に補し、一色範氏を留めて九州を鎮せしめ、又一色頼行仁木義長高橋光種を筑紫三檢斷とし、筑前筑後に居て頼尚と九州の事を協議せしむ、正平九年頼尚、足利直冬に應じて離叛し、菊池武光と共に範氏を攻て之を逐ふ、既にして頼尚復叛く、十四年武光之を討して筑後川に戰ひ、大に之を破る、十六年頼尚終に奔て宗像大宮司氏重に依る、武光太宰府に入り、征西將軍を奉じて博多に鎮す、明年足利義詮其將斯波氏經を以て探題となし、四侵して豐後に入る、武光擊て之を却く、建德二年足利義滿、其將今川貞世を探題となし、菊池氏を擊つ、九州の諸族多く之に應ず、文中元年武光太宰府を棄て肥後に歸る、貞世府に入り頼尚の子冬資の舊封を復す、冬資尋で貞世に殺され、弟頼澄立つ、應永の初貞世東歸し、渋川滿頼代て探題となり、移て肥前の綾部城に治す、永享五年頼澄の孫滿資復叛し、大內持世と戰て敗死し、太宰府に入り、大內氏の戍兵を逐ひ、故地を復す、明應中大內義興、政資を攻て之を殺し、全國を併す、天文の末大內氏亡び、毛利元就大友氏と本國を爭ひ、兵遽りて解けず、時に筑紫氏は御笠郡筑紫城、原田氏は怡土郡高祖城、秋月氏は夜須郡秋月城、宗像大宮司は宗像郡に據り、各繞屬せず、後ち大友氏擊て之を降し、或は之を滅して遂に全國を併せ、立花宗茂を糟屋郡立花城に置き之を鎮せしむ、天正十四年島津氏九州を蠶食するに及び、立花城獨り降らず、豐臣氏西征し、宗茂を筑後柳河に移し、小早川隆景に全國を賜ひ、糟屋郡名島に治す、關ヶ原役擧り、德川氏隆景の闕秀秋を備前に徙し、黑田孝高を全國に封し福岡に城き、世襲す、其支封を秋月（黑田長興、直方）黑田高政孝保五年封絕）とす、明治維新改て福岡秋月二縣となし、尋で秋月縣を廢し福岡縣に併す（地誌提要）古より管郡の變遷左表の如し、（黑田氏勢日に強大、爲に侵奪せらる、豐臣氏

| 書紀 | 延喜式 | 和名抄 | 拾芥抄 | 寛知集 | 古圖 | 郡名 | 天保郷帳地誌提要 | 明治維新前郡區編制 | 明治維新前郡區編制 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 怡土 | 怡土 | 同 | 同 | 同 | 同 | 怡土 | 同 | 同 | 糸島 |
| 志摩 | 志摩 | 同 | 同 | 同 | 同 | 志摩 | 同 | 同 | 同 |
| 那珂 | 那珂 | 那珂 | 那珂 | 那珂 | 那珂 | 那珂 | 那珂 | 那珂 | 筑紫 |
| 席田 | 席田 | 同 | 同 | 那賀 | 那賀 | 那賀 | 同 | 同 | 同 |
| 御笠 | 御笠 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 糟屋 | 同 | 糟谷屋 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 安 | 花須(ヘツ)花須(ヘツ) | 朝倉 | 上座(ヒエ)(カミツアサクラ) | 下座(シモツアサクラ) | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 穂波(ホナミ) | 穂波(ホナミ) |
| 宗像(ムナカタ) | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 嘉麻(カマ) | 同 | 嘉麻(カマ)嘉摩(カマ)嘉麻(カマ) | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 穂波(ホナミ) | 穂波(ホナミ) |
| 肩形(カタガタ)宗像(ムナカタ)肩形(カタガタ) | 手(テ) | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 嘉麻(カマ) | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 穂波(ホナミ) | 穂波(ホナミ) |
| 河(カワ)珂(カ)遠賀(オンガ) | 筑(チク)手(テ) | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 嘉穂(カホ) | 同 | 朝倉 | | | | | | | | | |

**チクラオキド** 千座置戸 太古、犯罪の人に罪を贖ばしむる爲めに科する祓物を云ふ、千は其數の多きを云ひ、座置は祓物を据ゑ置く床案にても何にてもあるべし）を云ひ、戸は座置に置く祓具を指して又祓具の多少あるを以て千と稱て云へるなり、從つて又祓具の多少あるを以て千と稱て云へるなり、案遷鳴尊、罪を天照大神に得給ひし時、科するに千座置戸を以てし、其强及び手足の爪を拔きて罪を贖ばしめ、根の國に逐ほしめられたり（書紀、古事記傳）

**チクリン井ン** 竹林院 四圓寺公園（ツイチクリンヒラ）を見よ、

**チゲ** 笞刑 【名義】王朝時代の刑名、笞を以て罪人の臀を打つを云ふ【歴史】孝德天皇の朝、大化二年に、東國の倒集使に下せる詔の中に、官勢に因りて公私の物を取るを禁じ、もし犯せば、主典以下任等杖に決すべしとあるを初見とす、されど元より一定の法規あるにあらず、大寶律令の發布せらるるに及び、其制始めて定まる、その規定によれば、笞の數は十より五十に至るの五等ありて、一等毎に十を加ふ、杖、徒、流、死の諸刑と共に、五刑又は五罪と稱す、在京諸司の人、笞罪を犯す時は宮司にて決し、衙府罪人を捕へたる時、京に貫屬せざる者は、刑部省に送り市にて決す、京に貫屬せざる者は京職に送り、京に貫屬せざる者は、其所の國司にて決す、又位階を恃みて、故らに憲法に違ふ者あれば、六位已下及び勳七等以下の內外の官人は、長官次官決笞す、諸國にては郡にて決し、兵士は兩郡にて決す、江戸時代の刑にて之に類するものを敲とす（ウタヽキ）參看【杖刑】との區別】孝德紀に笞をホツキズバエと訓せり、梼器に大小の別あるを知るべし、而して打笞する數は十より五十に至り、打杖する數は六十より百に至る、されば兩者の異なるは、器の大小と、數の多少とによれるものとす（書紀、古事類苑法律部）

**チゲニン** 地下人 昇殿を聽されぬ人を云ふ、殿上人に對しての名、單に地下とも云ふ、又殿上もとは材能により官職によりて昇殿を聽され、公卿にても昇殿せざる人ありき、これを地下公卿とも、地下上達部とも云ふ、後世家格一定して堂上地下と別るゝに至る、この地下の家を地下の諸大夫と云ふ、又四位の人は通例殿上人になる例なるに、昇殿を聽されぬ人を四位の諸大夫と云ふ（禁秘抄、有職小說、羽倉考）

**チコ** 知庫 地獄 庫頭（コチウ）を見よ、

**チゴク** 地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上なり、地獄は梵語に那落迦（ナラカ）と略して奈落（ナラク）とも、泥犂耶、泥犂迦と略して泥利（ナリ）とも云ふ、罪惡報論に、彼諸有情無悔無愛無疑無利無喜樂、故名那洛迦（ナラカ）とあり、大藏法數に、此處在地之下、鐵圍山間、有八寒八熱等獄、即造作極重惡業衆生、墜於此道、故名地獄（ナラカ）とあり、正法念經、智度論、瑜伽論等に、八大地獄を詳說せり、即ち一に等活、二に黑繩、三に衆合、四に叫喚、五に大叫喚、六に焦熱、七に大焦熱、八に無間なり、等活地獄は地下一千由旬に在りて、廣さ一萬由旬なり、黑繩地獄等順次に其下に在り、第八無間地獄は、一に阿鼻地獄と云ひ、地の最下に在りて、最重の罪人の墮ちて苦患を受くる所なり、廣さ八萬由旬にして、七重の鐵城鐵網を圍繞し、四門の外に十六の別所あり、各々獄卒牛頭馬頭あり、罪人を呵責し、罪人が號泣の聲二萬五千由旬に聞ゆとあり、我國には佛教の傳來に伴ひて地獄のことも傳はりたるも、平安朝の中葉以後、淨土教の漸く興るに從ひ、其說大に行はれ、宮中の恒例法會の一なる佛名會には、地獄繪の屏風を立てゝ罪障懺悔をなしたり（アブミホウ）參看寛和二年源信往生要集を作り、書中地獄のことを詳說してより、衆人心を感化したり（大藏法數、諸經要集、往生要集、三界義、公事根源）









**チコクテンワウ** 持國天王（治國天王）「佛經」にて四天王の一、梵語に提頭賴吒（ダイタラツタ）又は提多羅吒（ダイタラツタ）と云ふ、持國と譯す、又安民とも譯す、東方の主にて東州を守護す、故に東方天と云ふ、乾闥婆（ケンダツバ）、富單那（ブタン）（或は毗舍闍）を領す、須彌山の半、第四層の東黃金曠に住す、身赤色、左手を下に垂れ、右手に刀を持し、種々の天衣を以て服飾す、或は云ふ、左手に刀を持し、右手を腰に押すと（國譯名義集、釋容抄、佛教いろは辭典、佛語解釋）



**チゴクヘンノビヤウブ** 地獄變屏風 內裏の調度なる屏風の一種、地獄の繪を畫きたるものなり、また地獄變相の屏風ともいふ、是は十二月晦日御佛名の時に立つるなり、建武年中行事に「御佛名、十九日より三日なれど、今は大やう一夜なり、御帳の中に本尊をかけて、南のかべのまに、又南北に机をたてゝ、佛像塔形を置、佛前に香花などを備ふ、二ふくかけたり、南に地獄變の御屏風をたつ、いまの世は、大宋の屏風なり、地ごくへん見えず」とあり、

**チサイ** 致齋 「マイミ」を見よ、

**チザイ** 笞罪 笞刑（チケイ）を見よ、

**チザウ** 知藏 藏主（ザウス）を見よ、

**チザウボサツ** 地藏菩薩 佛經にて菩薩の一、切利天に在りて、釋迦如來の附屬を受け、身を六道に分て、一切衆生を攝度せる菩薩を云ふ、又持地菩薩とも、地藏菩薩とも、梵語に枳師帝揭婆、（一に乞叉底底婆に作る）密號を悲願金剛とも、悲愍金剛とも、與願金剛ともいひ、眞言を呵陀鬼摩婆鬼洞々唵と云ふ、形像に關しては、地藏菩薩儀軌に「作二聖僧形像、著袈裟、端嚴左肩、左手持二寶珠形、右手施無畏、令坐蓮華」とあり、又「頂著天冠、著袈裟、左手持蓮華、右手施無畏印、令坐九品蓮華」とあり、是等の形像阿闍梨傳授に見ゆ、八大菩薩曼荼羅經に、「地藏菩薩頭冠、瓔珞、面貌熙怡、寂靜慈、念一切有情、左手安二蓮上、拓鉢、右手覆令掌向下、大指捻頭指、作慰安一切有情相」とあり、此形像は聖源抄に見ゆ、釋淸潭師に、拓鉢は拓珠の誤りにあらざるかと云へり、空海の總藏記には、「地藏菩薩白肉色、左手執二蓮華、上轉輪、右手持二寶珠」とあり、法隆寺聖靈院の地藏は持物なく、矢田の念佛院、太秦の廣隆寺の地藏は左手に寶珠を持ち、右手に施無畏印を結べり、是れ皆正式の形像なり、然るに後世鳴經なる延命地藏經に、其古きは山城壬生寺の地藏なり、左手寶珠を持ち、右手錫杖を持てり、後世童子を抱ける形像等に至りては、全く俗說に出でたるものなり、此の如くにして地藏には種々の形像出でゝ、六地藏の稱あり、即ち慎天賀（左に如意を持ち、右手は說法印）放光王（左に錫杖を持ち、右手は與願印）金剛悲（左に寶珠を持ち、右手は施無畏印）金剛寶（左に寶珠を持ち、右手は引攝印）金剛幢を持ち、右手は成辨印）にして、六菩薩分證淸度すと云へり、又勝軍地藏あり、佛教の說に見えざるも、古く我國に尊崇せられたり、（幕容抄、佛教いろは辭典、釋淸潭師、地藏菩薩形像考）

**チシ** 致仕 官を辭して位を辭せざるを云ふ、禮記に「七十致仕」と見えたり、

**チジ** 知事 禪宗の役僧、寺中に在て衆事を檢校する事を掌る、知は主なり司なり、即ち事に主たるものを云ふ、故に又執事とも云ふ、僧史略に「按、西域知事僧、總曰羯磨陀那、譯爲知事、亦曰檢衆、謂知其事、悅其衆也、稽其佛世、飲水統衆於靈鷲、身在二事於竹林、及舍摩羅年甫十六、已謂應眞、其後金色身、宅固二請爲僧知事」とあり、又禪堂列位の東序なる知事に云ふ、內に都監寺、維那、副寺、典座、直歲の諸役あり（禪林象器箋）

**チシ** 地子 【名義】租稅の一、公田及び官田を民に賃與し、これに對して納めしめたる賃租をいふ、令義解に、公田は乘田なり、賃租とは、乘田は一年を限りて賃り、春時直を取るを賃と爲し、人に與へて佃らしめ、秋に至りて稻を輸きしむるを租となす、即ち今の所謂地子なりとあり、後世其法變轉して、部册市街等に課して錢を納めしむ、之を地子錢といへり、なほ此外田宅園林に課して錢を納めしむるあり、田地子、畑地子、林地子、屋地子、在宅地子、加地子等の名目あり、古き時代のことは全く異にして、一種の雜稅となりたり【地子錢】大寶令制定の時、凡諸國の公田は、皆國司郡十の沽價に隨て賃租せよ、其價は、太政官に送り以て雜用に宛てと定め、賃租田は各一年を限り、國ほまゝに賃租し、及び賃租、皆須く所部の官司を經て申報し、然る後聽るすべしと爲す、元正天皇養老三年九月、天下の民戶に、隨田一町以上二十町以下を給ひ、地子を輸せしむることと、段に粟三升と謂て、和銅天皇延暦十五年十二月、陸奧國屯田の地子、自今以後町別に、稻世束に准じて輸せしむ、延喜式、田令、段の地

于十束、中田一段八束、下田一段六束、下々田一段三束も、田品に準りて地子を定む、文德天皇嘉祥三年四月、租稅の未納は免除すと雖も、地子の未納は免す限にあらずと頒布す、清和天皇貞觀十七年八月、絕戸田を顚申したる人は、三箇年間半地子を免じ、其地を耕食せしむべき事を宣ふ、醍醐天皇延喜の時、諸國の地子交易の絹、綿、調布、南布、院紬等の價數及び諸國例進の地子雜物を定む、主稅式に、凡そ五畿內伊賀等の國の地子は、正稅混合す、其陸奥は、儲糯也に鎭兵の粮に充て、出羽は蝦の蘇、太宰所管の諸國は、對馬鳴司の公廨に充るの外、輕貨に交易して、永政官の厨に送る、自餘諸國交易して送るまた同じとあり、又同式に、凡公田の雜稻上田は五百束、中田は四百束、下田は三百束、下々田は一百五十束、地子は、各田品に依て五分一を輸せしむ、若し國內の輸する所を總計して十分の九に滿たされば、勘出して塡せしむ、但不堪佃田は十分の二を除くことを聽るす、其租一段に穀一斗五升、町別に一石五斗、傳僧人なして之を輸せしむとあり、而して一町を以て之を計るが故に、弘仁式の時と同率となるなり、今地子田四等の品位に就きて表示すれば、左の如し（比例五分の一なり）

| 田地 | 穀（稻） | 米（春米） | 地子（春米） |
|---|---|---|---|
| 上田一町 | 五〇〇束 | 二五〇石 | 五石 |
| 中田一町 | 四〇〇 | 二〇 | 四 |
| 下田一町 | 三〇〇 | 一五 | 三 |
| 下々田一町 | 一五〇 | 七、五 | 三〇 一、五 |

是時に當つて其法最も備はる、而して地子の事を記したる帳簿を地子帳と稱したり、延喜式によれば、諸國より主稅寮に、「一通は主計寮に、一通は官厨に送り、詳細に田の上中下及び損容を錄し、正稅帳使に附して納附する制なりき、下りて中古以來、時勢の變遷に隨て其法廢頽し、市地に課するものあり、神寺領に徵するものあり、安德天皇壽永元年八月、源賴朝鎭岡の僧禪寂の在家役及び其零島の地子を免す、而してまた一定の制なし、室町時代以後、多く部所市街の地に課せり、後奈良天皇天文八年、足利義晴、三箇寺地子錢の未進を督促し、又同二十年足利義輝、洛中の地子錢を徵收せしむ、天正元年七月、織田信長京中の地子錢永代之を放免す、江戸時代、元和年中、長崎の港頭を埋め、四十町高、八百三十四石の地を獲て、地子銀を徵收す、爾後長崎の地に於て地子徵收の事屢々見えたり（大日本租稅志）

**チ・シン　チ・シンゴダイ　地神**　國神（クニツカミ）を見よ、

**地神五代**　天照大神、正哀書紀、神武紀、神代紀、天孫降臨、天孫降臨、天孫降臨

郷の地頭職を、日吉十禪師の社に、同國樹原郷内德勝名の地頭職を、根本中堂に寄附せるに至りては、領地と異なることなし、又他領を押領する等の非違ありしことも、守護に同じ、應仁以後は、所領を失ひ、守護の家人となりしも有りたれど、天文弘治の際迄は、猶多く存せり、機田豐臣の時に至りては、國内の武士、總て領主の家人となりしかば、地頭の稱は殆本に紙候する、「郷」村の主にのみ殘り、江戸時代まで其習なりき（**摂津**）本補地頭は加徴米段別五升を與へしもの、主地郎ち給田畠を給したるもの、領家と所當を分ちたるもの、山手河手以下雜物を分取したる者あり（所當山手河手を分ちし者は、地頭は多く三分一を取りしが如し、新補地頭は、貞應二年六月宣旨を下して、新補地頭の得分は、十町毎に一町の免田と、段別五升の加徴米を充つべきことし定めら る、又山手河手以下雜物は領家と折半す、永仁元年五月本補地頭も新補と同じく折半を許され、新本共に同 待遇を受くるに至る、猶委しき事は史學雜誌の地頭得分に就ての論を見るべし（**摂津**）本補地頭、古來相傳のもの、及び頼朝以來承久以前地頭に補せられしものを云ふ、新補地頭、承久以後新恩の輩を云ふ、又總領地頭、堂上の妻女の地頭職、給人地頭職、館岳地頭職、比丘尼地頭職、幕府後房の仕女の地頭職などあり○また地頭代あり、地頭職の代官にして主家の領地に在住し、地頭の爲すべきことを執行す、**候代**ともいふ、或は直ちに代官とも稱したることあり、國司の目代、守護の守護代のごとし（吾妻鏡、貞永式目、新撰追加、建武式目、同追加、武家名目抄、地頭名義考、守護地頭考、官制沿革畧史、兵權米考）

**チトウテンワウ　持統天皇**（**系編**）御名は鸕野讚良皇女、御稱號を高天原廣野姫尊と云ふ（**系編**）天智天皇の第二皇女、母は蘇我遠智娘、初め天武天皇の皇后なり、第四十一代の天皇（**系編**）在位朝明天皇三年大海人皇子の妃となる、天智天皇四年十月、皇子に從うて吉野に入りしが、翌て皇子の兵を擁ぐるに及び、常に謀議に與る、既にして弘文天皇崩じ、皇后きなり、政事に參與して叱咤する所頗る多し、朱鳥元年天武天皇崩じ、皇太子草壁親王未だ幼弱なり、此時に當り近江朝廷の餘類尚ほ存じ、加ふるに天武の諸皇子相和せずして、物情穏ならざるを以て、皇后朝に臨みて制を稱し賜へり（此年を持統天皇の元年とす）三年皇太子幾じたるを以て、群臣の請により、四年正月始めて位に即く、十一年位を文武天皇に譲り、稱して太上天皇といふ、太上天皇の號此に始まる、天寶二年十二月二十日崩ず、壽五十八、大和國高市郡高市村大字野日なる檜隈大内陵に葬る、大皇人となり深沈にして大度あり、節儉にして禮を好み、母儀の德に富ませ給へり（大日本史、陵墓一覽）また百人一首に入りたる「春すぎて夏來にけらし白妙の衣ほすてふあまのかぐやま」の御製は、新古今集に題しらずとして載めたるものなれども、此歌早く萬葉集にも出づ、「春過ぎて夏來るらし白妙の衣ほしたり天の香山」とありてやゝ異なる處あり、これ新古今を撰したる時訂正したるものか、又は峰へ誤りてかくなりたるものか詳かならず、

**チトク井ン**　智德院　一條昭良（イチデウアキラ）を見よ、

**チヌシヨク**　地主職　王朝時代、中葉以降莊園の地主たるものを云ふ、即ち其土地一圓の所有者なり、吾妻鏡文治五年十二月十二日の條に、周防國島末庄地主職の事見えたり、

**チヌシノカミ**　地主神（**系編**）其土地を司領する神をいふ、また「チシエノカミ」ともトコヌシノカミ」とも云ふ（**史料**）古語拾遺に、大國主尊を大地主神といへるは、現神を指したるなれど、神社もしくは佛寺に就きて考ふるに、神名帳者に「熊玉神（五十鈴河上地主也）」「中嶋神（鎌田座大神是也、舊記云、祭神孫大田命、是上公氏遠祖神、五十鈴宮處之地主神是也）」とあるは、神社地主神の始めなり、古武庫鳴記に「右高寺地主者、疎門大祖大樹毛聖霊也」とあるは、寺院地主神の初見なり、然るに中世以降別に社綱もしくは寺院を建立する時、專ら其地に鎮座せる神を以て地主神といひ、また新に神社を創設して、之を其地の地主神と稱することあり、なほ日吉社神道秘密記には、地主大明神、地主權現等の名目も見えたり（古事類苑神祇部）

**チノワ　茅輪**　疫の具の一、藁にて作り、茅を心とし、紙にて綿めたるものを束ねたる輪をいふ、内侍所にて調進したるものは茅のみなりといへり、神祇提要によれば、輪六尺四寸とあり、授するに備後風土記に、武塔神が蘇民將來及其婦及び女を除き其他の親族を殺したる後、吾は速須佐雄男也、後世疫氣ある時、蘇民將來の子孫と云ひて、茅輪を腰に着くる時は其災を免るると宣ひしこと見えたれば、其始めなるべし、なほ、これによれば、上古には腰に着けたるものなるべし、後世は此輪を越ゆることゝなりたり（釋日本紀、古事類苑神祇部）

**チバウヂ**　千葉氏　姓は桓武平氏、貞文の二千隆奥守忠頼に出づ、忠頼、忠常を生む、後、鎌天皇の時叛を謀りて誅に伏す、其子常將、下總千葉郡に流居し、因て氏とす、四世常重の子常胤、源頼朝に





從ひ最も優遇せられ、千葉氏始めて興る、常胤、六子胤正、師常、胤盛、胤信、胤道、胤頼を生む、胤正より後其本宗世々上總介に任じ、千葉介と稱す、支派蔓延して衰へず、胤正五世の孫宗胤、建武中勤王部に死す、而して宗族多く足利氏に屬す、宗胤の子胤貞、懷良親王に從ひ、鎮西に赴きて大隅守となる、子孫留りて肥前に居り、世々著はる、天正十八年後胤小田原北條氏に屬し、豊臣氏の爲めに其國を奪はる、（吾妻鏡、尊卑分脈、千葉大系圖、氏族志）

○忠頼—忠常—常將—常長—常茂—常重—常胤—
—胤正—成胤—胤綱—時胤—頼胤—宗胤—貞胤
—氏胤—滿胤—貞胤—賢胤—貞胤—守胤—
—康胤—孝胤—時胤—昌胤—利胤—親胤—
—宮胤—良胤—常胤—和胤
—邦胤—俊胤—重胤—安胤
—惟胤—胤利—胤宗—胤村
—宗胤（常胤平重胤）—胤貞—胤高—
—胤隆—胤朝—興常—嘉胤—胤頼—胤詠
—高胤
—胤連
—忠親—光胤—胤貞—胤栄

**チバジヤウ　千葉城**（**地名**）下總國千葉郡千葉町猪鼻城に舊址あり（**地名**）創建の年代詳かならず、古より千葉郡千葉郷に據す、承平年中高望王の子良茂下總介に任ず、後ち上總介忠頼の子忠常陸の介に任ず、子常將任を襲ぎ、始て千葉城に居る、一に猪鼻城と稱す、世々其治所と爲す、常胤が源頼朝に屬し、本國の守護となり居住せしも此城なり、後十九世孝胤に至り、佐倉に移りしを以て、本城遂に廢するに至りしものか、天文年中此地星見氏の所轄に歸す、天正十八年德川氏の有となり、爾來五十二年間、領主代官等の姓氏詳かならず、寛永十九年堀田正盛の領となりしより後、佐倉城主の管する所となる（千葉町誌料）

**チバツネタネ**　千葉常胤　（**系編**）平常重の長子（**系編**）代々下總千葉郡に居し、豪族たり、源頼朝の兵を擁ぐるや、安達盛長を遣はして常胤を誘ふ、常胤之に應じ、平氏置く所の目代を斬り、三百餘騎を率ゐて坐右に侍き、且つ曰く、自今以後聽を見ること當に父の如くなるべしと、欽接する事甚厚し、壽永三年、源範頼に從うて本曾義仲を討ち、又平氏を西海に攻め、並に殊功あり、此時に當り常胤老齢として盛望尤も著はる、頼朝、範頼に命じ、特に之を尊禮せしむ、茂で功を以て下總三崎を增食す、三年在京武士等所在を搜し群姿充斥せるを以て、下河邊行平と共に頼朝の技擁する所となり、命を奉じて京都に赴き、警衛の任に當る、郡下はじめて肅清たり、九年頼朝、藤原泰衡を征するに及び、赤之に從ふ、建久元年頼朝の京都に朝するや、後隊として供奉し、幾干もなくして從五位下に叙す、建仁元年卒す、年八十四、はじめ頼朝の兵を起せる時、常胤族を擯げて之を補ひ、果りに戰功を立て、力を盡べ忠を竭す、諸將能く及ふものなし、頼朝深く信倚し、軍機巨細となく皆決せざるなく、春過終始衰へず、故を以て赤業の推服する所となる（大日本史）

**チバノコホリ**　千葉郡　（**地名**）下總國



（**地名**）國郡制定の際之を置きしものなるべし（**地名**）珍客式千葉に作る、和名抄に、千葉、山家、池田、三枝（ミイクサ）山梨、槽伏、物部等の郷あり、中世全郡を千葉の庄と稱す、又郡の北境山梨物部二郷の地、今印幡郡に入る、郡名考、「チバ」と稱し、地誌提要以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**チハヤジヤウ　千早城（千劍破城）**（**地名**）河内國南河内郡金剛山の西麓○又金剛山城ともいふ（**地名**）元弘二年冬、楠木正成之を築き、南河内十七城の根城と爲し、赤坂城より移りて之に據る、三年二月吉野赤坂等の諸城皆陥り、北條氏の諸將兵を合して千早城を圍む、正成寡兵を以て能く之を防ぎしが、五月に至り圍解けたり、正平二年足利尊氏兵を遣はして之を攻めたれども陥るゝ能はざりき、爾來相傳へて正行正儀を經、正勝の時に及び、元中七年正月、畠山基國の來り犯すや、防戰して利あらず、遂に城を棄てゝ吉野に走る、正成城を築きてより凡六十年なり（太平記、樗松論、河内志、後鑑）

**チヒン　知賓**（「ジカ」）を見よ、

**チブギヤウ　地奉行**（**史料**）保檢斷奉行（ホケンダンブギヤウ）を見よ、

**チフシヤウ　治部省**（**系編**）「チサムルツカサ」とも訓む、唐名禮部（**系編**）諸司の内、右馬寮の東、刑部省の西北（**系編**）五位以上の婚姻、繼嗣、祥瑞を辨じ、喪葬を記し、陵墓を守り、樂樂を正し、僧尼を帥し、蕃客を接遇し、姓氏の爭訟を判斷す、被官に雅樂寮、玄蕃寮、諸陵司、喪儀司あり（**系編**）從一人正四位下、もとは大中納言親王等を以て補し、頼之を置じたるが、後には多く公卿の兼官となり、稀には四位の殿上人を以て任じたり、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、名家の五位、公達之に任ず、大丞